令和５年度厚生労働省委託事業

諸外国における低所得者施策の調査・研究等一式
報告書

令和６年３月

アビームコンサルティング株式会社

目次

1 調査の概要 3

1. 調査の目的 3
2. 調査の方法 3

2 調査結果のまとめ 9

1. 低所得者を政策ターゲットとした制度の比較 11
2. 基礎的所得保障制度の比較 27
3. 基礎的所得保障制度による所得保障水準の比較 30

3 調査対象国の社会・経済的背景 33

1. 人口動態 33
2. 社会経済情勢 36
3. 社会保障財政 43

4 調査対象国における低所得者施策 51

Ⅰ. フランスにおける低所得者施策 51

1. 社会保障・扶助制度の全体像 51
2. 低所得者施策の沿革・体系 53
3. 基礎的所得保障制度の詳細 61
4. 特定の対象者に対する給付 65
5. 特定のニーズに対する給付 86
6. 低所得者に対する税制上の対応 98
7. 低所得者に対する就労・自立支援 99
8. 現行制度の評価、今後の展望等 100

Ⅱ. ドイツにおける低所得者政策 101

1. 社会保障・扶助制度の全体像 101
2. 低所得者施策の沿革・体系 104
3. 基礎的所得保障制度の詳細 114
4. 特定の対象者に対する給付 123
5. 特定のニーズに対する給付 130
6. 低所得者に対する税制上の対応 135
7. 低所得者に対する就労・自立支援 136
8. 現行制度の評価、今後の展望等 141

Ⅲ. スウェーデンにおける低所得者政策 142

1. 社会保障・扶助制度の全体像 142
2. 低所得者施策の沿革・体系 144
3. 基礎的所得保障制度の詳細 151
4. 特定の対象者に対する給付 157
5. 特定のニーズに対する給付 165
6. 低所得者に対する就労・自立支援 170
7. 現行制度の評価、今後の展望等 175

目次

Ⅳ. イギリスにおける低所得者政策 176
1. 社会保障・扶助制度の全体像 176
2. 低所得者施策の沿革・体系 178
3. 基礎的所得保障制度の詳細 188
4. 特定の対象者に対する給付 197
5. 特定のニーズに対する給付 213
6. 低所得者に対する税制上の対応 225
7. 低所得者に対する就労・自立支援 228
8. 現行制度の評価、今後の展望等 229
Ⅴ. アメリカにおける低所得者政策 231
1. 社会保障・扶助制度の全体像 231
2. 低所得者施策の沿革・体系 233
3. 基礎的所得保障制度の詳細 241
4. 特定の対象者に対する給付 242
5. 特定のニーズに対する給付 270
6. 低所得者に対する税制上の対応 296
7. 低所得者に対する就労・自立支援 299
8. 現行制度の評価、今後の展望等 300
Ⅵ. 韓国における低所得者政策 301
1. 社会保障・扶助制度の全体像 301
2. 低所得者施策の沿革・体系 305
3. 基礎的所得保障制度の詳細 312
4. 特定の対象者に対する給付 316
5. 特定のニーズに対する給付 326
6. 低所得者に対する税制上の対応 345
7. 低所得者に対する就労・自立支援 346
8. 現行制度の評価、今後の展望等 349
参考文献リスト 353
各国共通 353
フランス 354
ドイツ 362
スウェーデン 370
イギリス 375
アメリカ 378
韓国 386
日本 389

1　調査の概要

1　調査の概要

1. 調査の目的

本調査研究は、諸外国における低所得者施策を調査、研究することにより、生活保護制度に係る施策を検討する上で、必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2. 調査の方法

本調査に当たっては、同調査の前々回報告書に該当する「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（みずほ情報総研株式会社 平成 27 年 3 月）及び前回報告書に該当する「諸外国における低所得者政策の調査・研究報告書」（WIP ジャパン株式会社 平成 31 年 3 月）の調査方針を踏襲し、前回報告以降の期間における低所得者に対する諸制度の変更点に係るアップデートを中心に最新情報への改訂を行った。

(1) 調査対象国

フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリス、アメリカ、韓国の 6 か国を対象として調査を行い、「４　調査対象国における低所得者政策」においては、当順序で各国の諸制度を整理した。

(2) 調査対象制度

- 本調査では、低所得者（無所得者を含む）を政策ターゲットとした以下の 3 種類の制度を対象制度とした。
  - A)　無所得・低所得者を対象とする給付
  - B)　低所得者に対する税制上の対応（税額控除等）
  - C)　低所得者に対する就労・自立支援策
- A については、諸外国では日本の生活保護制度のような幅広い対象・ニーズに対応する包括的な制度ではなく、対象別・目的別の制度設計となっている国もあることから、「基礎的所得保障制度」「特定の対象者に対する給付（高齢者、失業者、障がい者、ひとり親、難民等）」、「特定のニーズに対する給付（医療、介護、住宅、出産、養育等）」に分けて整理することとした。
- なお、所得によらず全ての者が対象となる普遍的な制度（例：年金、支給要件に所得制限等がない児童手当・障がい者手当や配偶者控除等）は、調査対象となる制度との関係性（支給要件の連動性、併給時の扱い等）の観点から、必要がある場合にのみ「制度の概要」、「給付内容」、「最新の受給者数」について簡潔に言及することとした。
- 旧公的扶助と年金、公的扶助と失業扶助・失業保険など、同一の対象者に複数の給付メニューが存在する場合、重複給付や給付漏れが問題となる可能性がある。また、無拠出制の給付より拠出制の給付の方が低いといった、給付水準の逆転現象が問題となるケースもある。本調査では、個別制度だけでなく、制度間の関係や調整ルール（併給ルール）についても、併せて把握・整理した。

(3) 調査項目

本報告書の構成は以下のとおりである。

報告書の構成

第１部 調査の概要
- １．調査の目的
- ２．調査の方法

第２部 調査結果のまとめ
- １．低所得者を政策ターゲットとした制度の比較
- ２．基礎的所得保障制度の比較
- ３．基礎的所得保障制度による給付水準の比較

第３部 調査対象国の基本情報
- １．人口動態
- ２．社会経済情勢
- ３．社会保障財政

第４部 調査対象国における低所得者政策
- Ⅰ．フランス
- Ⅱ．ドイツ
- Ⅲ．スウェーデン
- Ⅳ．イギリス
- Ⅴ．アメリカ
- Ⅵ．韓国

- 第１部では、本調査の目的、対象、方法について整理した。
- 第２部では、本調査で把握した調査対象国における低所得者政策について、各国横並びで比較できるように表形式で整理した。
- 第３部では、各国の低所得者政策の背景となっている社会・経済状況について、統計データに基づき定量的に整理・比較した。比較の基準を統一するため、データについては国際機関が各国比較を目的として作成したデータをできるだけ採用することとした。
- 第４部では、各国の低所得者政策の状況を国別に整理した。具体的な調査の項目及び着眼点は以下のとおりである。

各国調査における調査項目と調査の着眼点

調査項目	調査の着眼点
1．社会保障・扶助制度の全体像	• 対象国における「社会保障」の概念・理念 • 社会保障・扶助制度の体系
2．低所得者政策の沿革・体系	• 低所得者の現状（格差指標の推移） • 低所得者政策の歴史・沿革 • 低所得者政策の体系 • 不正受給防止策などの適正化対策 • コロナ禍での公的扶助における特例措置
3．基礎的所得保障制度 4．特定の対象者に対する給付 （高齢者、失業者、障がい者、ひとり親、難民・移民等） 5．特定のニーズに対する給付 （医療、介護、住宅、出産・養育等） 6．低所得者に対する税制上の対応	• 制度の概要（制度創設年次、制度の趣旨制度の成り立ち、根拠法令等） • 支給対象者・世帯の要件 • ミーンズテスト・インカムテストの内容 ✓ 特に資産調査の有無、資産調査の対象 • 申請等の手続、受給者の義務 ✓ オンライン手続の可否等 ✓ 受給者の報告等の義務 • 他制度優先等の補足性の要件 ✓ 重複給付・給付漏れを防ぐ併給調整ルール • 民事上の扶養義務の内容 ✓ 扶養義務の範囲 • 給付内容 ✓ 給付水準 ✓ 基準額設定（改定）の考え方 • 平均受給期間 • 実施体制、財源、国と地方の関係 ✓ 事務執行体制、監査・評価体制及びその運用実態 ✓ 財源 ➢ 税か保険料か ➢ （税の場合）国と地方のバランス ➢ （保険料の場合）事業者負担と被用者負担のバランス ✓ 国・地方の役割分担の考え方と実態、地方の裁量の程度 • 施行状況に係る基礎データ ✓ 受給者数の推移等
7．低所得者に対する就労・自立支援	• 就労・自立支援策の制度概要
8．現行制度の評価、今後の展望等	• 評価指標の達成率や国民からのアンケート結果等による現行制度に対する客観的な評価や現在生じている課題 • 今後の制度改革の動き

(4) 調査方法

本調査では、対象 6 か国について、まず、前回報告書（平成 31 年 3 月）及び前々回報告書（平成 27 年 3 月）をベースとし、制度変更やデータの更新があった点を中心に、文献や先行研究、各国政府機関ホームページ等を用いて調査を行った。

その上で、現地機関でなければ把握が難しい事項については、ヒアリング調査（書面形式）を実施した。ヒアリング調査の実施対象は下記のとおり（回答が得られた機関のみを記載）。なお、ヒアリング調査にて得られた結果は、必要に応じて各国の報告書本文に挿入している。

ヒアリング調査（書面形式）実施機関

国	機関	回答日
フランス	Caisse nationale des allocations familiales （CNAF、全国家族手当金庫）	2024 年 2 月 19 日
スウェーデン	Socialstyrelsen（保健福祉庁）	2024 年 1 月 31 日
イギリス	Department for Work and Pension（雇用年金省）	2024 年 3 月 ※日付不明
韓国	보건복지부（保健福祉部） 社会福祉政策室福祉政策官基礎生活保障課	2024 年 2 月 ※日付不明
	보건복지부（保健福祉部） 社会福祉政策室障がい人政策局障がい人自立基盤課	2024 年 2 月 14 日
	국토교통부（国土交通部）住居福祉支援課	2024 年 2 月 7 日
	교육부（教育部）教育福祉政策課	2024 年 2 月 14 日

(5) 有識者による助言・監修

本調査では、調査内容の品質や信頼性の向上を目的とし、下記の有識者の方々に助言・監修を依頼した[1]。また、その一環として、令和 5 年 11～12 月と令和 6 年 3 月の 2 回にわたり、有識者との協議を実施した。

助言・監修を実施いただいた有識者

所属	氏名
明治大学公共政策大学院　教授	岡部卓　氏
明治学院大学社会学部　教授	新保美香　氏

有識者協議の概要

	協議内容	目的・ゴール	実施時期
第 1 回	・調査・研究報告書骨子案（調査項目案）に係る協議 ・現状の調査結果における不明点についてのご質問 ・調査対象国の低所得施策を取り巻く社会・経済的背景の最新情報	・調査・研究報告書骨子案（調査項目案）に過不足がないかをご確認いただき、確定する ・現状の調査結果における不明点の解消又は解消方法の示唆を頂く ・調査対象国の低所得施策を取り巻く社会・経済的背景の最新情報をご教示いただく	・2023 年 11 月 30 日（新保氏） ・2023 年 12 月 17 日（岡部氏）
第 2 回	・調査・研究報告書（案）の最終化に向けた協議	・第 1 回で確定した報告書骨子（調査項目）に基づき調査を進めた内容をご確認いただき、確定する	・2024 年 3 月 12 日（岡部氏、新保氏との協議を同時開催）

[1] 所属は 2024 年 3 月時点。

2　調査結果のまとめ

2　調査結果のまとめ

1. 低所得者を政策ターゲットとした制度の比較

(1) フランス

1）制度の概要

- 日本の生活保護（生活扶助）に対応する制度として「積極的連帯所得（RSA）」がある。これは所得のみを要件とする無拠出所得保障であり、“最後のセーフティネット”として機能している。高齢者や障がい者等は、「高齢者連帯手当（ASPA）」や「成人障がい者手当（AAH）」等により、RSA より高い水準の所得保障がなされている。また、フランスには難民が一定数いることから、2015 年に創設された難民申請者手当（ADA）など難民向けの支援も行われている。

制度種別		制度	内容
基礎的所得保障		積極的連帯所得（RSA）	25歳以上（例外あり）で、諸手当を含めても収入が基準額に満たない全ての者に対する給付である。所得のみを要件とするセーフティネット。参入支援政策への参加、求職活動を義務付け手当と賃金との併給期間を無期限にしたことが特徴。
特定の対象者に対する給付	高齢者	高齢者連帯手当（ASPA）	65 歳以上（例外あり）で、諸手当を含めても収入が基準額に満たない者に対する給付である。
	失業者	雇用復帰支援手当（ARE）	雇用契約の終了等本人に帰責しない事由により失業した求職者を対象に給付される手当である。
		失業ひとり親養育手当（AGEPI）	求職中で 10 歳未満の子供を扶養するひとり親を対象とした手当である。
		特別連帯手当（ASS）	失業保険制度の権利を使い果たした求職者又は 50 歳以上で失業保険を受給しており、ASS の受給を選択する求職者を対象とした最低生活保障のための無拠出の制度である。
	障がい者	障がい年金（La pension d’invalidité）	要件を満たす障がい者であれば、老齢年金の受給が開始されるまで支給される年金である。
		成人障がい者手当（AAH）	疾病保険から支給される障がい年金の支給条件は満たさないが、一定の条件を満たす障がい者を対象とした非拠出型の扶助制度である。
		障がい補足手当（ASI）	ASPA（高齢者連帯手当）の受給年齢に満たない障がい者を対象とする最低所得保障制度である。
		障がい補償給付（PCH）	社会生活を含む日常生活における障がい者の自律性の喪失を補うことを目的とした経済的援助である。
		障がい児養育手当（AEEH）	障がいを持つ 20 歳未満の子供の養育費を補てんするための手当である。
	就労者	就業奨励金（PA）	活動手当は就労収入がほどほどの（revenus modestes）18 歳以上の就労者、公務員、自営業者を対象に、本人の就労収入と家族構成及び構成員の就労収入に応じて支給される。
	難民	難民申請者手当（ADA）	従来の待機一時手当（ATA）及び月額生活手当（AMS）に代わり 2015 年から実施されている、難民を対象とした最低生活保障制度である。
	寡婦/寡夫	寡婦／寡夫手当　（AV）	一般社会保障制度又は農業社会保障制度に加入している配偶者を亡くし、遺族年金の受給資格を得るには若すぎる者に対して一定期間支給される非拠出型の最低生活保障制度である。
特定のニーズに対する給付	介護	高齢者自助手当（APA）	60 歳以上で自律性を失った人に対し、在宅に必要な費用又は住んでいる医療社会施設の費用を支援する手当である。
	医療	補完的な健康保険（C2S）	一定所得以下の世帯を対象に、医療費の自己負担分をカバーするための補足的疾病保険への加入を可能にする制度である。

特定のニーズに対する給付	**出産・養育**	家族手当（AF）	20 歳未満の児童を 2 人以上扶養する世帯を対象に給付される手当である。
		家族補足手当（CF）	3 歳以上 21 歳未満の児童を 3 人以上扶養している世帯を対象に支給される手当である。ひとり親の場合はカップルで共働きの場合と同じ給付額とする等、手厚く補助される仕組みとなっている。
		家族扶養手当（ASF）	両親の一方又は双方を失った遺児などを継続的に扶養する父母等に対する手当である。
		幼児育児給付金（Paje）	2004 年 1 月に従来の APJE（乳幼児手当）、APE（育児親休暇手当）、AGED（養育手当>、AFEAMA（養子縁組手当）を統合・再編成した制度の名称である。 Paje には、以下の給付が含まれる。 ・出産手当金（prime à la naissance）・養子縁組手当金（prime à l'adoption） ・基礎手当（AB：Allocation de base） ・保育方法自由選択補足手当（CMG：Complément de libre choix du mode de garde） ・共同育児給付（PreParE：Prestation partagée d'éducation de l'enfant）
		在宅日額手当（AJPP）	特定目的給付（Prestations à affectation spéciale）の一つであり、子供が重病・重傷、又は障がいがあり、世話をするために仕事を辞める（又は一時的に休む）場合に支給される手当金である。
		新学期手当（ARS）	特定目的給付（Prestations à affectation spéciale）の一つであり、世帯収入が一定額以下の 6 歳から 18 歳までの子供がいる世帯に、新学期の費用を補てんする目的で給付される手当である。
		引越一時金（Prime de déménagement）	特定目的給付（Prestations à affectation spéciale）の一つであり、扶養している子供が 3 人以上いる親が引っ越しを行う場合に、実際にかかった費用に対し給付される手当である
	住宅	応能住宅手当（APL）	受給資格を満たした人が、家賃、世帯での宿泊費又は住宅ローンの月々の分割払いを支払うための経済的支援を受けることができる制度である。
		家族住宅手当（ALF）	APL の受給資格がなく、扶養している子供や障がいを持つ近親者がいる家庭又は扶養している子供のいない若い夫婦に支給される経済的支援であり、APL と同様に家賃、ホステルに住んでいる場合の家賃又は住宅ローンの月賦を減額するものである。
		社会住宅手当（ALS）	APL や ALF と同様に家賃、ホステルに住んでいる場合の家賃又は住宅ローンの月賦を減額する経済支援制度である。主に若者、学生、子供のいない世帯（若者世帯を除く）、高齢者、障がい者など APL や ALF のいずれにも該当しない低所得者全てに適用される。
低所得者に対する税制上の対応		雇用のための手当（PPE） ※廃止済み	一定水準の収入額を超えない勤労世帯に対して給付される手当であったが、2016 年 1 月に就労RSA（RSA d'activité）と合わせて廃止され、代わりに PA（活動手当）が創設された。
低所得者に対する就労・自立支援施策		援助契約（Contrat aide）	通常の法律から逸脱した雇用契約であり、雇用主が助成金を受けるものである。助成金には、採用に対する助成金、特定の社会保険料の免除、訓練に対する助成金などがある。主な目的は、直接的又は間接的な援助により、雇用主の採用コスト及び/又は研修コストを削減することである。

２）社会背景、トピックス

- 貧困ライン（「年間所得が全国民の中央値の 60%に満たない者」の割合）以下で生活する者の割合は増加傾向にあり、特に、若年層、中高年の長期失業者、母子家庭の貧困が問題となっている。
- 不正受給対策としては、昨年「あらゆる形態の財政不正との闘い」（LUTTE CONTRE TOUTES LES FRAUDES AUX FINANCES PUBLIQUES）を発表し、今後 5 年間で大規模な予算を投じ、より一層の取組みを行うこととしている。
- コロナ禍においては、最も困難な状況にある人々、特に若者、低所得者、社会的ミニマムの受給者に対して、特例的な給付が行われた。

低所得者の現状	● 2021 年における、INSEE（フランス統計局）が定義する貧困ライン（「年間所得が全国民の中央値の 60%に満たない者」の割合）以下で生活する者の割合は 14.5%であり、増加傾向にある。 ● 特に、若年層、中高年の長期失業者、母子家庭の貧困が問題となっている。18 歳から 29 歳までの若者の貧困率は 16.4%と全体の貧困率よりも高くなっている。また、母子家庭では、人口の 41.7%が物質的・社会的な困窮状態又は貧困のリスクに直面している。 ● 高齢者は相対的に手厚い生活保障の結果、65 歳以上の貧困率は全体の貧困率よりも低くなっている。
不正受給防止策	● 例えば、家族手当金庫（CAF）は、申告内容について失業保険機関のデータベースとオンラインで照合させているほか、税務署にデータが一致するか否か確認、更に、通報など何らかの疑いがあった場合、CAF 職員が受給者の自宅に訪問して生活状態のチェックを行うなどの対策を講じているものの、2022 年には、48,692 件（3 億 5,100 万ユーロ相当）の不正行為（平均額：7,217 ユーロ）が発覚しており、不正受給は深刻な問題となっている。 ● 2023 年 6 月、フランス政府は「あらゆる形態の財政不正との闘い」（LUTTE CONTRE TOUTES LES FRAUDES AUX FINANCES PUBLIQUES）を発表し、今後 5 年間で大規模な予算を投じ、税金、社会保障、税関の不正など、財政における不正行為に対抗するための 35 の施策に取り組むこととしている。
コロナ禍での公的扶助における特例措置	● コロナ禍以降、フランス政府は、緊急事態に対処し日常的な困難を軽減するための様々な例外的措置を講じることによって、最も弱い立場にある人々を保護することに努めてきた。 ● 2020 年 5 月と 11 月に、最も困難な状況にある人々、特に若者、低所得者、社会的ミニマムの受給者に対して、特例的な給付を行った。具体的には、個人住宅手当（APL）を受給していて子供がいる世帯に対し、扶養している子供 1 人につき 100 ユーロや、社会的ミニマムを受給している世帯に対し世帯構成に応じ、150 ユーロ以上などが給付された。 ● その他若者向けの支援として、住宅手当を受給しているか奨学金を受給している学生に対する 150 ユーロの給付や、食事・住居に係る費用の助成、就業支援などが行われた。
現行制度の評価、今後の展望等	● フランス政府は、社会保障が追求する主要目標及びその進捗状況を「社会保障政策評価報告書（REPSS：les Rapports d'Evaluation des Politiques de Sécurité Sociale）」にて発表している。2023 年度に発行された最新の REPSS では、医療への経済的アクセス、国民の健康状態と平均余命、労働災害の減少、年金受給者の生活水準、親の私生活と職業生活の両立といった分野で良好な実績や進展を示している。 ● また、今後の方向性として、2024 年社会保障財政法（LFSS：loi de financement de la sécurité sociale）にて、①システムを変革し続け、その回復力と持続可能性を保証し続けることによって社会モデルの持続可能性を確保すること、②健康、年金、連帯の観点から社会保護モデルの近代化を継続すること、の 2 つが掲げられており、社会保障給付に関する主な措置として高齢者、障がい者、介護者への支援の強化及び社会保障制度の近代化と持続可能性の確保に取り組むこととしている。

(2) ドイツ

1）制度の概要

- 社会保障の中核をなしているのは、「社会保険制度（年金、医療、労災、介護）」であり、職を失うと同時に社会保障も失う形とならないよう、低所得者や失業者であっても、社会保険に加入し、保険による給付が受けられる状態が目指されている点がドイツ低所得者政策の特徴である。
- 基礎的所得保障制度に該当する制度が社会扶助（Sozialhilfe）であり、生計扶助、高齢・就労能力低下のための基本所得保障、医療費扶助等といった 6 種類に分かれている。また、難民・移民に対する給付や就労支援等も行われている。

制度種別		制度	内容
基礎的所得保障		社会扶助（Sozialhilfe）	就労能力のない低（無）所得者のための給付である。給付期間に期限はなく、ミーンズテストがある。①生計扶助、②高齢・就労能力低下のための基本所得保障、③医療費扶助、④介護扶助、⑤特別な社会的困難を克服するための援助、⑥その他の状況における援助の 6 種で構成される。
特定の対象者に対する給付	**失業者**	失業給付（Arbeitslosengeld）	求職中の失業者に対し、通常 12 か月間支払われる、いわゆる失業保険制度である。給付金額は従前賃金をもとに算定される。
		市民手当（Bürgergeld）（失業給付Ⅱに代わる制度）	就労できる無所得者・低所得者に対し、通常 12 か月間支払われる。給付金額は社会扶助と同様、生活に必要な需要を満たす額として設定される。
	高齢者・障がい者	（高齢・就労能力低下のための基礎保障）	（社会扶助の給付のひとつに、高齢・就労能力低下のための基礎保障が位置づけられている）
	ひとり親	ひとり親養育費貸付（Unterhaltsvorschuss für Alleinerziehende）	ひとり親世帯で、離婚した相手からの養育費が得られない場合等の理由により貧困状態に陥らないようにするための給付である。
	その他（建設労働者/難民等）	季節・操業短縮労働手当（Saison-Kurzarbeitergeld）	寒さが厳しい冬季（悪天候期間）に、建設業関係の労働者の雇用維持及び所得保障のために行われる給付制度である。
		冬季手当助成金（Zuschuss-Wintergeld）	
		超過冬季手当（Mehraufwands-Wintergeld）	
		庇護申請者給付（Asylbewerberleistungen）	庇護申請者や出国を余儀なくされた者（却下された申請者や大目に見られる地位の保持者など）を含む、庇護申請者給付法に基づく給付制度であり、標準給付と特別給付からなる。
特定のニーズに対する給付	**医療・介護**	法定医療保険制度（Gesetzliche Krankenversicherung）	ドイツの医療及び介護保険は、公的な法定保険と民間保険の２つの制度により提供されており、原則として、どちらかの保険に加入することが義務付けられている。公的な法定医療保険の加入者は、公的介護保険に自動的に加入する。民間の医療保険加入者は、民間の介護保険に加入する必要がある。 低所得者が負担できない保険料及び利用者自己負担額は社会扶助によりカバーされる。
		介護保険制度 Pflegeversicherung）	
	住宅	住宅手当（Wohngeld）	住宅費負担を軽減し、適切な住居に住めるようにすることを目的とした、低所得世帯の住宅費に対する給付制度である。
	出産・養育	両親手当（Elterngeld）	育児のために休業若しくは労働時間を短縮している両親の所得を保障する手当である。
低所得者に対する税制上の対応		なし	基本的な税額控除や、税金からの年金費用控除などがある。低所得者向けの給付付き税額控除等の仕組みは存在しない。

低所得者に対する就労・自立支援	**失業者・低賃金労働者向け**	統合助成金（Eingliederungszuschusse）	長期失業や障がい、能力低下、高齢等により、通常の業務に制約のある労働者が採用された場合、統合助成金が支給される制度である。
		ミニジョブ（Mini Job）、ミディジョブ（Midi Job）	一定の月収を超えない範囲で働く雇用形態のことを指し、月収に応じて社会保険料や所得税などの労働者負担が免除される制度である。
		職業養成訓練（Duallensystem）	若年者向けの雇用対策として、学校から職業生活への円滑な移行を支援するための制度。
		1 ユーロジョブ（Ein Euro-Job）・追加ジョブ（Zusatzjobs）	市民手当の受給者の職業生活への復帰支援策として、公共の利益に見合う補足的な就業機会を提供する制度である。
		起業助成金（Gründungszushuss）	失業期間を終えて自営業を本業とする従業員に対する、自営業を始めてから数か月間の生活費と社会保障費を賄うための給付制度である。
		職場復帰手当（Einstiegsgeld）	自営業を本業とする求職者、又は強制社会保険に加入する求職者に対して、基本所得扶助の補足として支給されるものである。
	若年者向け	職業養成訓練制度「デュアルシステム」（die duale Ausbildung）	職業学校に通いながら、同時に企業において実践的な職業訓練（2～3 年半）を受ける制度である。
		入職資格化支援（Einstiegsqualifizierung）	就職の機会が限られている若者に最初の職業経験を積ませることで、企業内職業訓練契約につなげるためのプログラムである。
		職業訓練助成金（Berufsausbildungsbeihilfe）	職業訓練前プログラムに参加する若者や職業訓練中の若者に対して、生活費を賄うために必要な資金が他にまだ提供されていない場合に支給される助成金である。
	外国人向け	外国人向け就労支援	2019 年 8 月 1 日に施行された外国人雇用促進法（Ausländerbeschäftigungsförderungsgesetz）に基づき、訓練促進手段へのアクセスが拡大した。
		移民向け就労支援	IQ 資金援助プログラムの名のもとで、技能開発プログラム等が提供されている。

2）社会背景、トピックス

- 給付金の不正給付などの社会的不正行為による損失は莫大であり、連邦刑事局が手口を分類し対策を採るためのタスクフォースを設置している。
- コロナ禍では給付金の受給プロセスの簡略化や受給要件の緩和などを含む社会保護パッケージを実行した。
- 貧困リスクや物質的困窮には一部改善がみられるものの、富の不平等は拡大している。インフレなどを受けた社会保障関連支出の増額がドイツ財政にも影響を及ぼしていることから、今後は継続的に社会給付の要件見直しや制裁を含めた引締め策を採ることが予想される。

低所得者の現状	● 雇用の増加、法定年金給付の改善、その他の社会給付は、所得分配を均等化する効果があり、その結果、貧困リスク率が低下した。一方、移民、より高い職業経験、学歴による社会の差別化は、所得分配を拡大する効果があった。これは、2010 年以降、貧困リスク率が中間的に上昇した主な原因が移民の背景を持つ人々の割合が増加したことにあるとする、分配に関する調査から得られた他の知見と一致している。 ● 重大な物質的剥奪の割合は、2013 年以降継続的に低下している。9 人に 1 人（11.6%）が、経済的な理由で指定された 9 品目のうち 3 品目を手放さなければならないと回答していたが、この数字は 2019 年にはわずか 6.8%まで低下した。経済的理由で 9 品目中 4 品目を買えないという著しい物質的困窮は、2013 年から 2016 年にかけて約 3%減少し、2.6%となった。 ● 2008 年以降、富の不平等はわずかに低下していたが、2018 年は高水準にとどまった。
不正受給防止策	● ドイツの連邦政府機関は、2022 年の市民手当に関する社会的不正行為に関連して、約 2 億 7250 万ユーロの経済的損失が証明されたとしている。ドイツでは 2022 年に約 1 兆 2000 億ユーロが社会支出に充てられている。社会詐欺を長年研究してきたエコノミストの試算によれば、社会的不正行為や税金詐欺による年間損失は予算の約 9％を占める 1130 億ユーロで、莫大な額の損失である。 ● ドイツにおいて社会給付金詐欺（Sozialleistungsbetrug）とは不正に社会福祉を受け取る行為を指す。社会給付金詐欺の犯罪領域には、行政機関や裁判所に対して虚偽の申告を行い、利益を得る行為を含む「公的機関に対する詐欺」の概念が適用される。 ● ドイツの連邦刑事局には、社会給付金詐欺に対抗するための「社会福祉詐欺対策タスクフォース（SOLBE）」が設立されている。SOLBE の犯罪学者たちは、詐欺の様々な手口を、十分な資産があるにもかかわらず最低保障をだまし取ること、偽の住所を装って年金給付を悪用すること、不法な海外滞在中に社会福祉を受け取ること、偽の身元を使って基本的な生活保障をだまし取ることなどの主要なカテゴリに分類した。
コロナ禍での公的扶助における特例措置	● ドイツ連邦政府は、社会保障制度に係るコロナ禍の措置を取り決めた社会保護パッケージ Ⅰ（Sozialschutz-Paket Ⅰ）を 2020 年 3 月に公布した。その後、社会保護パッケージ Ⅰの内容更新や実施期間の延長を伴って後続の社会保護パッケージⅡ、社会保護パッケージⅢがそれぞれ 2020 年 5 月、2021 年 3 月に公布された。 ● 社会保護パッケージ Ⅰ（Sozialschutz-Paket Ⅰ）は基本保障給付金（SGB II/ SGBXII）の受給プロセスの簡素化（ミーンズテストの一時的な制限と宿泊費と暖房費の実費の一時的な認定）や、児童手当受給に向けたミーンズテストの一時的制限、学校や保育園の公式閉鎖による収入減に対する補償、社会サービス業者及び福祉施設への補助金給付、短時間労働者の副収入要件の緩和、短期雇用者の期限延長、補足所得限度額の引上げ（退職後の就労継続や再就職の推奨）を含む。 ● 社会保護パッケージ Ⅱ（Sozialschutz-Paket Ⅱ）は短時間勤務手当の条件改善や、失業手当の受給期間延長、労働裁判所及び社会裁判所へのビデオ参加、生活困窮家庭の子供に対する学校や保育所での昼食提供、社会サービス事業者配置法（SodEG）の改善、遺児年金の継続支給を含む。 ● 社会保護パッケージ III（Sozialschutz-Paket III）は基本保障給付金（SGB II/ SGBXII）の受給プロセス簡素化対応の延長や、学校・保育所・障がい者作業所における昼食時の給食に関する特別規則の延長、最低社会保障制度受給者（成人）への一時金支給、アーティストとクリエーターの保護（資金提供）、SodEG の拡張を含む。
現行制度の評価 、今後の展望等	● 2021 年 12 月に発足したショルツ政権は、連立協定で公約として掲げた施策の法制化を進めつつ、ロシアのウクライナ侵略に伴う資源高でインフレが加速する中で大規模な財政措置を決定し、給付金の支給や各種手当の拡充、支給期間延長などの措置を実施している。連立協定で示した主な施策のうち、最低賃金の引上げや失業手当Ⅱに代わる市民手当の導入を実現した。 ● しかし、市民手当には再就職へのインセンティブに結びつかない、国民の負担が大きいなどの批判の意見があり、制度の一部見直しを行った。 ● ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、ドイツではウクライナからの避難民を失業手当の対象に含め、ドイツ労働市場への統合を支援している。ウクライナからの避難民は社会扶助の対象にもなっており、社会扶助の支出が増加する一因となった。 ● 人間の尊厳を確保するため、最低限の生活が保障されるべきであるという原則がある一方、インフレなどを受けた社会保障関連支出の増額がドイツ財政にも影響を及ぼしていることから、今後も社会給付の要件見直しや制裁を含めた引締め策が採られることが予想される。

(3) スウェーデン

1）制度の概要

- スウェーデンの低所得者制度の柱は社会扶助（Ekonomiskt bistånd）であり、自らの就労や他の方法で適正な生計費を確保できない低所得者に対して、必要な生計費を給付するものである。また、社会扶助において住宅費用の計上が盛り込まれているが、より一般的な公的給付として、普遍的な非課税の住宅手当が複数存在するといった特徴がある。

制度種別		制度	内容
基礎的所得保障		社会扶助（Ekonomiskt bistånd）	適正な生計費を、自らの就労や他の支援制度により確保することができない低所得者のための所得保障を行う制度である。資力調査（ミーンズテスト）がある。生計扶助（försörjningsstöd）及びその他生活のための扶助（för i sin livsföring i övrigt）に分けられている。
		最低保障年金（Garanti pension）	十分な年金を受給できない部分年金受給者、無年金層への制度である。資産要件はないが、収入要件がある。
特定の対象者に対する給付	**失業者**	失業給付（失業保険）	求職中の失業者に支払われる給付で、失業保険に相当する。低所得者政策として行われているものではない。
		活動補償金（Aktivitetsersattning）	19 歳から 29 歳までで、病気又は障がいにより少なくとも 1 年間フルタイムで働くことができない場合、活動補償金を受けることができる制度である。
	傷病者、障がい者	傷病手当金（Sjukpenning）	病気で働けない場合に支給される手当金である。
		傷病補償金（Sjukersättning）	病気や障がいによってフルタイムで働けない場合に受給できる手当金である。
	高齢者	国民年金	所得比例年金制度であり、賦課方式の所得比例年金（Inkomstpension）と積立方式で運営されるプレミアム年金（Premiepension）で構成される。また年金額が一定水準に満たない者向けに最低保障年金（Garantipension）が設けられてい
		高齢者生計費扶助（Äldreförsörjningsstöd）	低年金者又は無年金者のための支援で、妥当な生活水準を維持するための生活費と住居費を賄うことを目的としている。特に移民や難民などを対象として想定された制度である。
		年金受給者向け住宅手当（Bostadstillägg till pensionärer）	18～64 歳の間に納めるべき年金保険料を完納して基礎年金又は寡婦年金を受給する 65 歳以上の高齢者を対象とした、国の会計を財源とする住宅手当である。他の住宅手当制度と異なり、住居が持家であっても対象となる。
	難民、移民等	定着手当（Etableringsersättning）	新規入国者のうち、公共職業安定所（Arbetsförmedlingen）の定着プログラム（Etableringsprogrammet）に積極的に参加している者に対して支給される現金給付である。
特定のニーズに対する給付	**住宅**	子供のいる家族向け住宅手当（Bostadsbidrag till barnfamiljer）	子供と同居するカップルを対象に家賃の一部を補助する目的で支給される住宅手当である。
		年金受給者向け住宅手当（Bostadstillägg till pensionärer）	18～64 歳の間に納めるべき年金保険料を完納して基礎年金又は寡婦年金を受給する 65 歳以上の高齢者を対象とした、国の会計を財源とする住宅手当である。他の住宅手当制度と異なり、住居が持家であっても対象となる。
		子供を持たない若年層向けの住宅手当（Bostadsbidrag till unga （under 29 år））	18 歳以上 29 歳未満の子供のいない若者向けに家賃部分を補助するために支給される住宅手当である。
		疾病補償又は活動補償を受ける人の住宅補助（Bostadstillägg till personer med sjuk ersättning eller）	スウェーデンに住んでおり、疾病補償又は活動保障を受け取っていて、住居費を支払っている人に支給される住宅手当である。
	出産・養育	児童手当（Barnbidrag）	16 歳未満の子供を扶養する者に自動的に社会保険庁から支給される現金給付である。我が国の児童手当と同様のものであるが、所得制限は設けられていない。
		養育費補助（Underhållsstöd）	養育費を支払うべき別居している親が収入の事情によって全く支払えないか一部しか支払えない場合に、社会保険庁が子供と同居しているもう一方の親に対して一定額を給付する制度である。

低所得者に対する就労・自立支援施策	**失業者への就労支援**	公共職業安定所（Arbetsförmedlingen）	職業復帰計画の作成、同計画を踏まえた職業紹介、雇用準備支援、技能習得のための職業訓練、職場実習（インターンシップ）、起業支援などの数週間から6か月程度の労働市場プログラムが提供される制度である。
	障がい者への就労支援	国営企業サムハル（Samhall）による雇用提供	障がい者に対しては、国営企業サムハル（Samhall）による雇用が提供されている。
	傷病者への就労支援	導入プログラム・就労支援プログラム	疾病手当金の支給期間が満了した失業者に対して、労働市場への復帰を支援するため、公共職業安定所の職員と理学療法士や作業療法士等の専門家による導入プログラム（最大3か月）、それを踏まえた個別就労支援プログラムである。
	移民・難民への就労支援	定着プログラム（Etableringsprogrammet）	難民又は要保護者として滞在許可を得ている就労年齢（20～64歳）の新規入国移民を対象に個別計画を作成し、就労準備等を行う制度である。

2）社会背景、トピックス

- 2022 年の低経済水準（経済水準が人口の中央値の 60%未満の世帯に位置する人の割合）は前年比で約 1%減少したが、同年の低所得基準（所得の低い世帯を分類するために用いられる絶対的貧困の指標であり、世帯収入が食費、住居費、育児費、現地旅行費などの必要経費を支払うのに十分でない人の割合）は前年比で横ばいとなった。
- 給付金の不正受給に対しては、担当省庁の情報入手の機会を増やすことや、不正受給の防止・抑止・検出に当たる新たな組織の設置などの対策を採っている。
- コロナ禍の特例措置として、失業給付の要件緩和及び給付額の引上げ、傷病手当金の国家負担、一時的育児手当の規則変更、住宅手当受給者への補足手当支給が採られた。スウェーデンにおいてコロナ禍での福祉制度が労働収入の損失を補う度合いは、約 43%に及ぶ。
- 福祉国家として名高いスウェーデンであるが、移民増加や高齢化、不況、給付への依存といった課題を踏まえて、需要ベースで給付等の支援を行うことと並行してより自立を求める方向に進んでいくことが予想される。

低所得者の現状	● キャピタルゲインを含む所得ではジニ係数が減少し、より平等な所得の分配を示唆した。一方、キャピタルゲインを除いた所得（配当や利子など他の資本所得を含む）ではジニ係数は増加し続け、所得の不平等が測定開始以来最高となった。増加の主な原因は、配当の継続的な増加である。 ● 2022 年には低経済水準（経済水準が人口の中央値の 60%未満の世帯に位置する人の割合を指す）は 13.6%で、前年の 14.7%より減少した。 ● 対照的に、低所得基準（所得の低い世帯を分類するために用いられる絶対的貧困の指標であり、世帯収入が食費、住居費、育児費、現地旅行費などの必要経費を支払うのに十分でない人の割合を指す）は 2021 年と比べて横ばいで、人口の 4.6%、約 47 万人に相当する。これは測定開始以来最低の割合である。
不正受給防止策	● 2023 年 9 月に政府が公表した 2021 年補助金犯罪捜査の最終報告書によると、不正受給は毎年数十億ドル、すなわち 150 億クローナから 200 億クローナに上るとされている。そのうち半分以上が、給付金詐欺の疑いがある。 ● 同報告書にて、不正受給対策に関する以下の提案がなされた。 福祉犯罪協議会を設置し、犯罪対策の観点から規制案を検討するとともに、福祉分野における規制の在り方について、実務的な支援や指針の策定を行うことや、犯罪防止の一環として、社会保険庁及び年金庁が本人以外から情報を入手する機会を増やすこと、市町村が国税庁から所得に関する一定の情報を入手できるようにすること、拠出金凍結制度の導入提案通常又は加重の恩給犯罪で有罪判決を受けた者、又は刑罰命令の判決を受けた者は、同時に公的裁判所又は検察官により拠出金凍結の対象とすることが提案された。 ● 2023 年、社会保障分野における新たなデータ保護規制法案において政府案が提出された。同規制法案は可決され、2024 年 2 月 15 日に施行される。この法改正の目的は、社会保険庁及び年金庁に対し、不正受給や給付金詐欺を防止・発見するための条件を提供することにある。具体的には、社会保険庁と年金庁による管理がデジタル化され、他局に対しデジタルで情報を要求することが可能となった。 ● 2024 年 1 月 1 日に新たな支払機構が設立され、不正受給の防止・抑止・検出、及び特定の国家機関からの支払いの管理責任を負うことを業務として行うことになった。
コロナ禍での公的扶助における特例措置	● スウェーデンにおいてコロナ禍での福祉制度が労働収入の損失を補う度合いは、43%に近かった。労働収入減少の主な理由は失業と病気欠勤であったため、失業手当と傷病手当が大きな貢献を果たしたとされる。 ● コロナ禍の特例措置として、失業給付の要件緩和及び給付額の引上げ、傷病手当金の国家負担、一時的育児手当の規則変更、住宅手当受給者への補足手当支給が採られた。
現行制度の評価、今後の展望等	● 2021 年の社会保障関連支出総額は 1 兆 5,270 億クローナに達し、GDP の 28.0%を占めた。最大の支出項目は高齢者関連で、2021 年の社会給付の 44%を占めた。次に大きな支出項目は保健医療で、社会給付全体の 29%を占めた。これに家族や子供、障がいに対する支出が続き、それぞれ社会保障総額の 10%と 9%を占めている。 ● 2022 年の総選挙後に、協力政党であるスウェーデン民主党、穏健党、キリスト教民主党、自由党はティドー協定（Tidöavtalet）を締結し、合計 7 つの協力プロジェクトで相互協力することに合意した。協力プロジェクトのうち「成長と家計経済」では、2026 年の任期中に、失業対策とスウェーデンの成長力強化を全体的な方向性とした経済政策に取り組むことが示された。 ● 労働の分野では、給付から就労・自立への移行をより有益なものとするための、給付を受けるための就労活動の義務化を含む大規模な給付制度改革の実施や、高齢者への就労機会の確保、長期失業者へのより高度で効果的な就労支援などが重点施策とされている。 ● 加えて、「移住・統合協力」では移民受入れは EU 法で求められる最小限のレベルに留める方向で厳格化が進んでおり、庇護申請者への金銭面での支援の見直しも視野に入れている。 ● 福祉国家として名高いスウェーデンであるが、移民増加や高齢化、不況、給付への依存といった課題を踏まえて、需要ベースで給付等の支援を行うことと並行してより自立を求める方向に進んでいくことが予想される。

(4) イギリス

1）制度の概要

- イギリスの公的扶助には、以前は包括的な社会扶助制度はなく多様な制度が分立していたが、低所得者や失業者を対象とした様々な給付金を一本化することで制度をよりシンプルにすることを目指し、2012 年の福祉改革法（Welfare Reform Act 2012）において立法化した普遍的給付制度（UC）を、2013 年から段階的に導入している。また、イギリスには難民が一定数いることから、難民申請者手当（AS）など難民向けの支援も行われている。

制度種別		制度	内容
基礎的所得保障		普遍的給付制度（UC）	資力調査に基づく6つの主要給付（所得補助（IS）、児童税額控除（CTC）、就労税額控除（WTC）、住宅手当（HB）、所得調査制求職者手当（I-JSA）、所得関連雇用・生活補助手当（I-ESA））を統合し、毎月1回（スコットランドの一部の人々に対しては2回）まとめて支払われる給付制度である。
		所得補助（IS） ※廃止され UC への置き換えが進行中	資力調査に基づき、一定の要件を下回る者を対象に所得を補助する給付を行う制度である。2009年福祉改革法（Welfare Reform Act 2009）により廃止方針が決定し、新たに導入されたUCに置き換えられることになった。
特定の対象者に対する給付	**高齢者**	国家年金	拠出制給付の社会保険であり、以前は基礎年金（Basic State Pension）と付加年金（Additional State Pension）の二層型であったが、2016 年 4 月 6 日以降に受給開始年齢に到達する受給資格者から一層型の国家年金（New State Pension）に移行した。受給開始年齢は性別や職場年金や個人年金を受給できる年齢によって異なる。
		年金クレジット（PC）	年金受給開始年齢以上の者専用の資力調査付き給付である。
	失業者	求職者手当（JSA）	稼働能力があり求職活動をしている者のための国民保険による拠出制の失業保険である。
		雇用・生活補助手当（ESA）	疾病や障がいによって就労に困難を抱える者を対象に、従来の国民保険の「就労不能給付」に代わって 2008 年 10 月から導入された手当金である。
		就労不能給付（IB） ※廃止済み	2008 年に廃止され、雇用・生活補助手当（ESA）に置き換わった。
	障がい者	障がい者加算（DP）	障がい者が所得補助（IS）、所得調査制求職者手当（I-JSA）、所得関連雇用・生活支援手当（I-ESA）、住宅手当（HB）のいずれかの受給者の場合に、これらの給付に対して自動的に加算される手当である。
		障がい者生活手当（DLA） ※廃止され PIP への置き換えが進行中	障がい者の生活費に対する手当であるが、2012 年福祉改革法により新規受給申請が原則停止され、新たに設けられた個人自立手当（Personal Independence Payment（以下 PIP という。））に順次移行中である。
		個人自立手当（PIP）	障がい者又は病状が長期にわたり、そのため、特定の日常生活でのタスクを行ったり、移動したりすることが困難な人に対し、追加の生活費を支援するための手当である。
	遺族	遺族支援手当（BSP）	遺族年金に該当する拠出制の制度であり、2017 年以降、父子母子世帯手当（Widowed Parent's Allowance（以下 WPA という。））や、死別手当（Bereavement Allowance（以下 BA という。））から置き換わったものである。
		母子父子世帯手当（WPA） ※廃止済み	遺族年金に該当する拠出制の制度であり、配偶者又はパートナーを 2017 年 4 月 6 日より前に亡くし、扶養する子供がいる場合に給付される。2017 年 4 月 6 日以降は遺族支援手当（BSP）に置き換わった。
		死別手当（BA） ※廃止済み	遺族年金に該当する拠出制の制度であり、配偶者又はパートナーを 2017 年 4 月 6 日より前に亡くした場合で扶養する子供がおらず、受給者の年齢が 45 歳以上年金受給開始年齢未満の場合に給付される。2017 年 4 月 6 日以降は遺族支援手当（BSP）に置き換わった。2017 年 4 月 6 日以降は遺族支援手当（BSP）に置き換わった。
	難民	難民申請者手当（AS）	難民申請者でホームレス状態かつ食べ物を購入する資金を持たない状態にある者を対象に現金給付やシェルター等住居の提供が行う制度である。

特定のニーズに対する給付	**医療**	国民保健サービス（NHS）	イギリスにおける医療サービスは、国民保健サービス（National Health Service）という国の制度により、原則窓口自己負担なしで提供されている。財源は税でまかなわれている。
	介護	介護手当（AA）	年金受給開始年齢以降の心身障がい者を対象とした介護費用に対して支払われる手当である。
		介助者手当（CA）	週に 35 時間以上他者の日常生活上の介助を行う者を対象に支払われる給付金である。
	住宅	住宅給付（HB）	賃貸住宅に居住する低所得者を対象とした給付制度である。
	出産・養育	児童手当（CB）	16 歳未満、又は 20 歳未満で全日制の後期中等教育機関又は職業訓練機関に就学中の児童を対象に給付される手当である。
		法定出産給付（SMP）	出産に際し支払われる給付金である。
		出産手当（MA）	法定の出産給付（SMP）の受給要件に合わない就労者や自営業者を対象に給付される手当である。
		後見人手当（GA）	両親又は片親を亡くした子供を育てる血縁関係のない後見人に対して、児童手当（CB）に上乗せして給付される手当である。
		シュア・スタート出産助成金（SSMG）	低所得者が子供を出産した場合に 1 子当たり 500 ポンドを給付する制度である。
	葬祭	葬祭費用手当（FEP）	亡くなった人の親族や友人等近しい者が葬祭費用を負担した場合に、負担した者が低所得者であれば給付され得る手当である。
	その他	寒冷手当（CWP）	毎年 11 月 1 日から 3 月 31 日までの期間の週において、気象庁（MET）が厳寒（very cold weather）と判断した場合に発動し、発動した回数に応じて低所得者又はぜい弱階層者に給付するものである。
低所得者に対する税制上の対応		就労税額控除（WTC）	就労していながら課税最低限以下の所得の人を対象に、税額控除として社会保障給付を与えて低所得者の就労を促進するための制度である。
		児童税額控除（CTC）	貧困状態にある（収入の中央値の60%以下の）世帯の子供の数を減らすことを目的として、16歳未満の子供を扶養する低所得世帯を対象とする制度である。
低所得者に対する就労・自立支援施策		職場復帰計画（Back to Work Schemes）	JSAの受給者や失業中で職に就くことを目的にUCを受給している者に対し、職に就くためのスキルや経験を獲得するために提供されているプログラムである。これは、JSAやUCなどの福祉制度の一部として位置付けられている。

2）社会背景、トピックス

- 2022 年度における相対的低所得者の割合は 22%である。長期的には、子供、年金受給者、現役世代の親の貧困率は 1990 年代後半から低下しているが、子供を扶養していない現役世代の成人については、相対的に低所得である可能性が高まっている。
- 不正受給防止策に関しては、National Benefit Fraud Hotline を設置して、電話又は E メールで不正受給の通報を受け付けているほか、雇用年金省（DWP）と歳入関税庁（HMRC）による調査が行われている。また、DWP は毎年、福祉制度（Benefit System）における不正及び不適正処理（fraud and error）に係る情報を取りまとめて報告書として公表している。
- コロナ禍での特例措置について、政府は、2020 年 3 月～2022 年春頃にかけ、総額 1690 億ポンドに上る新型コロナウイルス支援策を推進し、うち 6 割の予算が個人向け支援（給付増額や就労支援等）に利用された。
- 今後の大きな動向として、DWP（労働年金省）は、2024 年までに UC の導入を完了させることとしており、自然移行、自発的移行、管理下移行の 3 種類の移行方法により具体的な取組みを進めている。

低所得者の現状	● 英国では、HBAI（households below average income：平均所得以下世帯）の結果が一般的な貧困指標として用いられている。住居費控除前及び控除後のそれぞれにおける相対的低所得及び絶対的低所得者の割合が算出される。 ● 2022 年度における住居費控除後の相対的低所得者の割合は 22%であり、子供だけでみると 29%とより高い数値を示す。 ● 長期的には、子供、年金受給者、現役世代の親の貧困率は 1990 年代後半から低下しているが、子供を扶養していない現役世代の成人については、相対的に低所得である可能性が高まっているとされている。また、民族や障がいの有無などによって貧困率に違いがあることが分かっている。
不正受給防止策	● 雇用年金省（DWP）は National Benefit Fraud Hotline を設置して、電話又は E メールで不正受給の通報を受け付けている。不正受給の調査は DWP と歳入関税庁（HMRC）の担当官が協働し、不正受給が疑われる者を訪問したり、面接を実施したりする。不正と認められた場合は過払い額の返還に加えて、罰金の支払いを求められる場合がある。罰金の額は不正の程度に応じて 350 ポンド以上 5,000 ポンド以下である。 ● 不正受給が発覚した場合、他の社会給付も併せて減額又は停止措置がなされるが、法律に給付が義務付けられている法定給付は停止されない。 ● DWP は毎年、福祉制度（Benefit System）における不正及び不適正処理（fraud and error）に係る情報を取りまとめて報告書として公表している。
コロナ禍での公的扶助における特例措置	● 政府は、2020 年 3 月～2022 年春頃にかけ、総額 1690 億ポンドに上る新型コロナウイルス支援策を推進し、うち 6 割の予算が個人向け支援に利用された。 ● 2020 年 3 月のロックダウン開始時に、個人に対する支援パッケージが発表された。労働者に対する支援の大部分は、コロナウイルス雇用維持制度（CJRS）と自営業所得支援制度（SEISS）を通じて提供された。また、普遍的給付制度（UC）の給付額が週 20 ポンド増額された。 ● ロックダウン期間終了後、人々の就職を支援し、景気回復を促すため、キックスタート制度やジョブ・エントリー・ターゲット・サポート（Job Entry Targeted Support）等の就労支援制度などを開始・推進した。
現行制度の評価、今後の展望等	● 2013 年から UC が導入されたが、展開に当たっては多くの遅延に直面しており、2010 年代の労働年齢給付額の実質的な引き下げ等につながった。また、コロナ禍に実施した世論調査によると、各種給付等の支援が十分であると回答した人と、十分ではないと回答した者の割合が一定程度に上り、評価が分かれていることが分かった。 ● 今後の大きな動向として、DWP（労働年金省）は、2024 年までに UC の導入を完了させることとしており、自然移行、自発的移行、管理下移行の 3 種類の移行方法により具体的な取組を進めている。また、2021 年に「Department for Work and Pensions Outcome Delivery Plan: 2021 to 2022（労働年金省成果達成計画：2021 年から 2022 年まで）」を発表し、今後の取組みの方向性等を定めたが、上記以降、今後の社会保障制度に係る DWP の計画は発表されていない（2024 年 1 月現在）。

(5) アメリカ

1）制度の概要

- アメリカには、日本の生活保護制度のような連邦政府による包括的な公的扶助制度はなく、高齢者、障がい者、児童など対象者の属性に応じて各制度が分立している。低所得者向けの無拠出制の最低生活保障制度には、資力調査を前提に現金給付が行われるものに補足的保障所得（SSI）、貧困家庭一時扶助（TANF）、一時扶助（GA）があり、現物給付が行われるものに特別栄養支援（WIC）、メディケイド、児童医療保険プログラム（CHIP）がある。なお、各制度での給付内容や支給対象要件等は州ごとに異なる。

制度種別		制度	内容
基礎的所得保障		なし	日本の生活保護制度のような、連邦政府による包括的な公的扶助制度はない。高齢者、障がい者、児童など対象者の属性に応じて各制度が分立している。また、各制度での給付内容や支給対象要件等は州によって異なる。
特定の対象者に対する給付	**高齢者**	補足的保障所得（SSI）	連邦社会保障庁による所得・資産が一定限度以下の高齢者、視覚障がい者及びその他身体障がい者に対して最低レベルの所得を保障する現金給付制度である。
	子供のいる低所得世帯	貧困家庭一時扶助（TANF）	保健福祉省（HHS）の児童家庭局（ACF）が定める基準に従って州政府が運営し、子供や妊婦のいる貧困世帯に対して行う、連邦ではなく州による現金給付制度である。
	失業者	失業保険	自己の過失によらず失業した労働者に一時的な経済的支援を提供することを目的とし、現金給付を行う、州と連邦の共同プログラムである。
	その他	一般扶助（GA）	SSI や TANF の受給資格を満たさない、又は認可を待っているなどの事情があり、かつ究極の貧困状態にある者に対して、一部の州又は州に属する郡（county）が専ら独自の財源で実施している扶助制度の総称である。
特定のニーズに対する給付	**医療・介護**	メディケイド（Medicaid）	低所得者向けの公的な医療保険制度である。実施主体は州政府であるため、各州政府が独自に規則（受給資格、医療サービスの内容、医療供給者に対する報酬額等）を設定し運営している。
		児童医療保険プログラム（CHIP）	メディケイドに加入するには所得が高すぎて加入資格基準を満たさないが民間の医療保険に加入する余裕がない無保険の世帯の 19 歳以下の子供を対象に、低額で医療サービスを提供する公的医療保険制度である。
	住宅	住宅選択バウチャー制度（HCVP）	超低所得世帯、高齢者、身体障がい者が適切かつ安全で衛生的な住宅に住めるよう、家賃を補助する制度である。
	出産・養育	なし	貧困家庭一時扶助（TANF）や児童医療保険プログラム（CHIP）が一部該当する。
	その他	補足的栄養支援制度（SNAP）	連邦最大の栄養支援プログラムであり、電子給付送金カードを通じて、対象となる低所得の個人や家族に給付金を支給する制度である。カードは、認可された食品小売店で対象となる食品を購入する際に、使用することができる。
		特別栄養支援（WIC）	低所得者で栄養上のリスクのある妊婦や幼児に対して、栄養補助食品等の現物給付や栄養・保健指導を行うプログラムである。農務省（USDA）の外局である食糧栄養サービス庁（FNS）が運営し、州出先機関が給付事務を行う。
		対低所得者光熱費扶助（LIHEAP）	保健福祉省が所管し、州が実施する低所得者世帯の光熱費負担を軽減するプログラムである。光熱費の提供業者に対して州が支払いを行うことで、受給者世帯の光熱費請求額が減額されるものである。
低所得者に対する税制上の対応		勤労所得税額控除（EITC）	主に子供を持ちながら就労する低所得者の税負担の軽減を目的とした、還付方式の税額控除制度である。
		児童税額控除（CTC）、追加的児童税額控除（ACTC）	CTCは17歳未満の子供１人に対し、最大2000ドルの税額控除を受けられる連邦政府による所得制限つきの税額控除制度である。本来、還付（給付）はなく課税額の範囲で控除を行う課税相殺方式であるが、一定の要件を満たせば控除額が課税額を上回る場合に差額分の還付が認められ、この還付分はACTCと呼ばれている。
低所得者に対する就労・自立支援施策		TANF 内の就労支援	TANFの支給には就労要件が定められており、職業訓練やメンタリング及びカウンセリング、求職・就職準備、就職維持サービスなどが提供されている。
		CSBG（地域サービス包括補助金プログラム）	保健福祉省の地域サービス局（OCS）が所管し、資金を提供するもので、地域において貧困状態にある者の就労自立支援やホームレスの住居・生活支援等を中心としたサービスの現物給付が各州独自に行われている。
		One－stop Center（American Job Center）	求職者が1か所で、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報、貧困家庭一時扶助（TANF）などのサービスを受けられる施設である。

2）社会背景、トピックス

- 公式貧困率には一部改善がみられるものの、コロナ禍特例措置終了を受けて、補足的貧困指標は上昇した。
- これまでの不正受給や、コロナ禍で失業保険の不正受給が増加したことを踏まえて、不正行為の通報窓口や監査事務所の設置などにより給付金の不正受給防止策を採っている。
- コロナ禍を受けて、メディケイド加入の維持や、SNAP における受給起源や就労要件の一時停止、失業保険の拡充が行われた。
- コロナ禍での要件緩和を含めて、連邦及び州でより多くの低所得世帯を制度による支援につなげる取組みが進められてきたが、一部制度にて資金不足が発生している。今後も他の制度でも資金面での影響がみられる可能性があるため、支援が必要な人々への支援を止めないよう、対策を採る必要がある。

低所得者の現状	● 2022 年の公式貧困率（貧困しきい値以下の人口比）は、11.5%で、3,790 万人が貧困状態にある。貧困率や貧困者数は、2021 年から有意な変化はなかった。黒人の公式貧困率は 2021 年から 2022 年にかけて減少し、2022 年の貧困率は過去最低であった。 ● なお、2022 年の SPM（Supplemental Poverty Measure：補足的貧困指標）は 12.4%で、2021 年から 4.6 ポイント上昇した。SPM の子供の貧困率は、2021 年の 5.2%から 2022 年には 12.4%と、2 倍以上に増加した。この増加は、2021 年に子供の貧困削減に大きな影響を与えた児童税額控除（CTC）の増額等、幾つかのパンデミック救済制度の期限切れに関連している。
不正受給防止策	● 米国の公的給付における典型的な不正受給には、SSI（補足的保障所得）やメディケアの受給者による障がいの程度の虚偽申告、SNAP（補足的栄養支援）の受給者による不正利用のほか、各種給付における所得の過少申告等の不正申告、受給資格の喪失を恐れて受給要件の変動を申告しない行為等があげられる。 ● 社会保障庁及び会計監査院も不正行為の通報窓口の設置を行っている。 ● また、社会保障庁は障がいの程度の虚偽申告を摘発するための監査事務所を設置しており、2022 年には社会保障庁の管轄の補助金については 6600 万ドル、社会保障庁の管轄以外の補助金については 8600 万ドルの不正受給を防止した。 ● 会計検査院によると、不正受給された額を示すデータは様々であり、正確な不正受給の合計額を算出することは困難である。例えば、行政管理予算局の調査によると裁判所によって不正が認められた受給の合計額（2021 年）は 45 億ドルであったが、国防省の報告では同年に 11 億ドルの不正受給があったとされている。 ● COVID-19 の流行を受け、失業保険の不正受給が増加した。2023 年 8 月には合計で 8 億 3600 万ドルの詐欺が司法省により認められており、対策が講じられている。
コロナ禍での公的扶助における特例措置	● メディケイドに関しては、Families First Coronavirus Response Act （FFCRA）により、一時的に 6.2%の連邦医療扶助率（FMAP）の引き上げを受ける条件として、各州は COVID-19 による公衆衛生緊急事態の間、ほぼ全てのメディケイド加入者の登録を維持することが求められた。 ● 2023 年連結歳出法により、FFCRA のメディケイド継続加入条件と COVID-19 による公衆衛生緊急事態が終了し、メディケイドの継続加入条件も 2023 年 3 月 31 日に終了した。各州は、2023 年 4 月 1 日以降、資格を喪失した個人のメディケイド加入を打ち切ることができるようになった。 ● SNAP については、2020 年に COVID-19 の大流行を受け、連邦議会は連邦政府の COVID-19 による公衆衛生緊急事態が終了した翌月まで、18 歳～50 歳の障がいのない成人に課していた 3 か月の受給期限を一時的に停止した。また、就労要件を一時的に停止した州もある。 ● 失業保険については、COVID-19 による失業者に対する補助を行うため、2020 年に拡充が行われた。失業手当に加算が行われ、失業手当の受給期間の延長が主な内容である。ただし、これらの措置は 2021 年には終了した。
現行制度の評価 、今後の展望等	● 医療関連では、人口に占める被保険者の割合は、メディケイド登録者数及び民間医療保険登録者数の増加を踏まえて、2022 年には 92.3%（史上最高値）になると予測されており、2023 年まではその割合が維持されることが予測されている。一方、メディケイドの加入者数は、州が保険の資格を失った受給者の登録を解除するため減少し、2031 年までに、人口に占める被保険者の割合は 90.5%になると見込まれている。 ● 2021 年 4 月 28 日にバイデン大統領が発表した米国家族プランは、子供への教育投資、経済的に困窮している家庭への支援、医療保険料の補助等で構成される。米国家族プランでは、米国救済プランに盛り込まれた、児童税額控除、所得税額控除、児童扶養税額控除など、中低所得労働者や家族に恩恵をもたらす主な減税措置や、米国救済プランで拡大された医療保険税額控除も延長される。これらの税額控除により、900 万人の健康保険料を 1 人当たり月平均 50 ドル引き下げ、400 万人の無保険者が保険に加入できるようにする。 ● 支給の増大により、資金不足が見込まれる制度もある。例えば、WIC の資金ニーズは、予想を上回る支給者数と支給額のために増大しており、現在の資金提供レベルのままでは、2024 年に約 10 億ドルの資金不足が見込まれる。資金が不足すると、各州は資格のある新規申請者を待機者リストに入れるか、優先度の高い対象者に支給を制限せざるを得ず、子供の発達にとって重要な時期の制度利用を危うくするおそれがある。 ● コロナ禍での要件緩和を含めて、連邦及び州でより多くの低所得世帯を制度による支援につなげる取組が進められてきたが、資金不足によりその進歩が損なわれるおそれがある。今後も他の制度でも資金面での影響がみられる可能性があるため、支援が必要な人々への支援を止めないよう、対策を採る必要がある。

(6) 韓国

1）制度の概要

- 韓国の公共扶助の代表的制度である国民基礎生活保障制度は、2015 年に、生計・住宅・医療・教育給付の全てをパッケージで支援する統合給付方式から、個別給付方式に改編された。基礎的所得保障に当たる生計給付のほか、医療給付、住宅給付等の国民基礎生活保障制度の各種給付の枠組みは、日本の各種扶助制度におおむね該当し、韓国の在り方は他の諸外国に比べても我が国に近いと言える。一方で勤労奨励金のように我が国にはない給付付き税額控除制度を有するなどの違いも見られる。

制度種別		制度	内容
基礎的所得保障		生計給付（생계급여）	国民基礎生活保障法を根拠とし、受給者の生計を維持するために、日常生活に基本的に必要な衣服費、飲食費、燃料費等が含まれた金額を給付する制度である。
特定の対象者に対する給付	**高齢者**	基礎年金（기초연금）	満 65 歳以上で韓国国籍を持ち、韓国に居住している者で所得下位 70%の人に支給される老後生活を支援するための公的年金である。
	失業者	失業給付（실업급여）	失業保険に加入している労働者が失業して再雇用された期間に一定の給与を支給し、生活の安定や再就職の機会を支援する制度であり、求職給付と雇用促進手当に大きく分けられる。
	障がい者	障がい者年金 （장애인연금제도）	障がいにより生活が困難な重症障がい者の生活安定支援と福祉増進及び社会統合を目的とし、18 歳以上の重度障がい者のうち月所得認定額が基準以下の者に、毎月一定額の年金を支給する社会保障制度である。
		障がい手当（장애수당）	障がいに起因する追加費用を補てんするために国と地方自治体が支給する手当である。国民基礎生活保障法に基づく給付の受給者を受給要件としており、我が国の生活扶助のうち、障がい者加算に相当するものと捉えられる。
		障がい児童手当 （장애아동수당）	障がいを持つ子供の保護者の経済的生活水準と障がい児の障がいの程度を考慮して、障がいによる追加費用を節約させるために支給される手当である。国民基礎生活保障法に基づく給付の受給者を受給要件としており、我が国の生活扶助のうち、障がい者加算に相当するものと捉えられる。
	ひとり親	低所得ひとり親家族又は祖孫家族向け福祉給付 （저소득 한부모가족 및 조손가족 복지급여）	国民基礎生活保障制度の所得認定額要件を満たさないひとり親家族又は祖孫家族（祖父母と孫の世帯）を支援対象とした給付制度である。
特定のニーズに対する給付	**医療**	医療給付（의료급여）	生活維持能力がない、又は生活が難しい国民に発生する病気・けが・出産などについて、医療サービス（診察、検査、治療等）を提供する制度である。
	住宅	住宅給付（주거급여）	住宅の安定が必要な基礎生活保障受給者に家賃又は修理維持費用を給付する制度である。賃借給付（임차급여）と修理維持給付（수선유지 급여）に分けられる。
	出産・養育	出産給付（해산급여）	生計給付、住宅給付、医療給付のいずれかの給付を受ける受給者のうち、早産をした又は分娩する前後の措置又は保護が必要な基礎生活保障受給者に支給される現金給付である。
		教育給付（교육급여）	学校や施設に入学し、入学金、授業料、学用品費、その他の需給品等が必要な基礎生活保障受給者に支給される給付である。
		児童手当（아동수당）	満 8 歳未満（0～95 か月）の全ての大韓民国国籍者及び難民認定児童を対象とした月単位のユニバーサル手当である。
		育児給付（부모급여）	満 2 歳未満の児童に対して、家庭での養育又は保育所の利用、終日制の保育サービスの利用に当たり、給付される月単位のユニバーサル手当である。
	葬祭	葬祭給付（장제급여）	生計給付、住宅給付、医療給付のいずれかの受給者が死亡して遺体の検案・運搬・火葬又は埋葬、その他の葬祭措置が必要な場合に現金又は現物が支給される制度である。
	その他	緊急福祉支援制度 （긴급복지지원제도）	一般に緊急支援（긴급지원）と呼ばれ、生計維持が困難である等の危機的状況にあって支援が必要な者やその者と生活と住居をともにする世帯員に対して、「緊急福祉支援法」に基づいて一時的に迅速に対応する制度である。
低所得者に対する税制上の対応		勤労奨励金 （근로장려금）	働いているが低所得で生活が困難な労働者や専門職以外の事業者世帯に対して、世帯員の構成と所得に応じて算定した勤労奨励金を支給する給付付き税額控除制度である。
低所得者に対する就労・自立支援施策		自活給付（자활급여）	自活のために支援が必要な基礎生活保障受給者を対象とし、自活に必要な金銭・貴重品の貸与、自立・技能習得に必要な作業能力向上支援、就労機会の提供、資産形成支援等を行う制度である。

2）社会背景、トピックス

低所得者の現状	● 近年のジニ係数及び相対的貧困率の推移から、市場所得については貧困が悪化しており、可処分所得については貧困が改善されていることがわかる。ここから、国民全体として経済力の低下はあるものの、給与水準が向上しているなどの要因により可処分所得が低下していないことが分かる。
不正受給防止策	● 国民基礎生活保障制度の不正又は不適正な受給が疑われた者は、市・郡・区（邑・面・洞）が重点管理対象者として給付の種類別に社会保障登録システムに登録の上管理される。確認調査の結果、不正受給者と判断された場合は基礎生活保障給付の支給が停止され、それまで支給された費用は返還措置がなされ、保障費用の徴収を拒否すれば刑事告発される場合がある。 ● 不正受給防止策に関する近年の変更として、保健福祉部が 2021 年 6 月 22 日に国務会議で決定した「国民基礎生活保障法施行令一部改正案（국민기초생활 보장법 시행령 일부개정령안）」がある。この改正案は、2022 年の基礎生活保障制度の生計援助の扶養義務者基準全面廃止を前に、不正受給防止措置を強化するものであった。改正案では、財産を他人に贈与・処分して受給申請する不正受給を防ぐため、贈与・処分した財産に対する調査期間を拡大した。
コロナ禍での公的扶助における特例措置	● ムン・ジェイン大統領は 2020 年 3 月 30 日、緊急経済会議を主宰し、低所得者層に対する経済支援策を発表した。これは中位所得 150%以下（国民の約 70%に当たる 1400 万世帯、3600 万人余りが該当）に対して「緊急災害生計支援金」を支給するものであった。 ● また、新型コロナウイルスが続く中で経済的困難などにより生計を脅かされる弱者が増加していることを背景に、韓国政府は 2021 年 8 月 24 日、韓国政府が所得下位層の 296 万人に対して 1 人当たり 10 万ウォンを追加で支給した。対象には国民基礎生活保障の受給者約 234 万人、次上位階層者（国民基礎生活保障を受けていないが、生活が困窮している者）、児童養育費支援を受けているひとり親家庭等が含まれる。これは既存の福祉給付口座を通じて支給された。 ● 更に、韓国政府は 2 年以上続く新型コロナウイルスの長期化で教育費の負担が大きくなることを懸念し、2022 年から教育給付金を大幅に引き上げ、対象範囲も拡大して支援することを決定した。具体的には、給付金を前年比平均 21.1%引き上げるほか、2022 年 6 月以降、教育給付金受給者を対象に「学習特別支援金」を追加支援することを発表した。
現行制度の評価、今後の展望等	● 2023 年 9 月に今後 3 年間の国民基礎生活保障制度の政策方向と改善課題を盛り込んだ「第 3 次基礎的生活保障総合計画」が発表された。同計画では、現行制度の評価に関し、第 1 次（2018 年～2020 年）、第 2 次（2021 年～2023 年）総合計画を通じて、扶養義務者基準の段階的緩和、財産基準の改編、給付水準の拡大など様々な制度改善を推進した結果、基礎生活保障制度の総受給者が 2017 年の 158 万人から 2023 年 6 月現在 252 万人に増加し、6 年間で約 100 万人が新たに基礎生活保障制度の恩恵を受けることになった点を成果として挙げた。特に、2024 年には基準中位所得が過去最高水準に引き上げられ、7 年ぶりに生計給付の選定基準も上方修正され、4 人世帯は最大 183 万ウォンが給付されるなど、基礎的生活保障が大幅に強化されたと総括している。 ● 一方で、解決すべき課題も残っているとしている。韓国の貧困率は持続的な減少傾向ではあるものの、2018 年時点で OECD 加盟国の中で 6 位（2021 年は 10 位）、特に 65 歳以上の高齢者の貧困率は 1 位（2021 年は 2 位）と依然として高い水準となっている。また、最新の調査の結果、所得が基準中位所得の 40%以下と低いが生計・医療給付を受けられない非受給貧困層の規模は、2018 年の 73 万人から 2021 年の 66 万人へと 7 万人減少したものの、依然として貧困の死角地帯（사각지대）が残っていることを課題として挙げている。 ● 前項の課題を踏まえ、第 3 次総合計画では基礎的生活保障水準の強化、貧困の死角地帯の積極的解消、脱受給及び貧困緩和への積極的支援、制度内容の充実及び管理強化 4 つの方針の元、国民の基礎生活を実質的に保障するために、15 の推進課題を設けている。 ● 韓国政府は、これらの推進課題に取り組むことで、今後 3 年間で生計給付が 21 万人、医療給付が 5 万人、住宅給付が 20 万人と、受給者数が大幅に増加する見込みであると予測している。

2. 基礎的所得保障制度の比較

- アメリカは、該当する普遍的な制度がないため、残りの 6 か国について我が国と比較した。

対象国		フランス	ドイツ
給付名称		積極的連帯所得（RSA）	社会扶助（Sozialhilfe）
制度の概要・沿革		• 25歳以上（例外あり）で、諸手当を含めても収入が基準額に満たない全ての者に対する給付。所得のみを要件とするセーフティネット • 1988年（ミッテラン政権時）に法制化された参入最低所得（RMI）を、就労インセンティブを強化する形で改編	• 失業給付・市民手当（以前は失業給付Ⅱ）の対象とならない就労能力のない生活困窮者に対するセーフ ティネットとして機能する公的扶助制度 • 社会扶助の内容には、必要不可欠な生計費等を保障する生計費扶助と、疾病、障がい、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う特別扶助がある • 1962年6月1日に施行された「連邦社会扶助法（BSHG）」を改変し、2005年1月1日に社会法典（SGB）第XII編に編入
支給対象者の要件	扶養義務	• 夫婦間と、25歳未満の子供に対する親の義務のみ • 25歳以上の青年は、親と同居していても、単身者としてRSAを受給可能	• 親子、配偶者・パートナー及びその他の同居者に扶養義務が課せられる。ただし、高齢者の場合は緩和要件あり
	稼働能力の活用	• 受給要件とはならない	• 「就労能力のない者」に限定
	資産の活用	• 所得要件のみで、資産要件はない • ただし、無償で居住している場合は、事実上所得を得ているものと見なされ、RSAの一定割合が所得として認定される	• 収入・資産の活用が前提。ただし、税金、 社会保険を含む各種保険料、収入を得るための必要経費は控除される。また、高齢者、障がい者の場合は緩和要件あり
給付水準		• 世帯収入と最低保障所得の差分を支給する 差額手当 • 最低保障所得は、単身世帯は607.75ユーロ、「夫婦＋子供１人」世帯は1,093.95ユーロ（2023年4月1日～2024年3月31日）	• 実際の給付額＝基準需要適用額+追加需要額+住居費・光熱費＋公的医療保険及び公的介護保険の保険料+福祉事務所が給付を認めた老齢年金保険料（該当する場合）＋教育パッケージ（該当する場合）-収入・資産 • 基準需要適用額は、単身・独居成人の場合、563ユーロ（2024年1月1日から）
	算定根拠	• 2016年以降、4月1日に過去12か月間のインフレ率に合わせて調整されている	• 基準需要適用額の年次更新に当たり、連邦統計局は70%の物価上昇率と30%の純賃金上昇率で構成される混合指数を使って計算している
支給期間		• （期間の制限は特になし）	• （期間の制限は特になし）
他給付との併給の可否		• 家族給付諸手当のうち、低所得を要件とするものや特殊なニーズに対するものは収入として見なされないが、他の手当（年金、失業手当等）は収入として見なされる	• 他の給付が受けられる場合は、原則その給付が優先される。ただし、高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助は、生計費扶助に優先して適用される
所管	制度運営	• 県（Conseil général）	• 連邦労働社会省
	給付	• 家族手当金庫（CAF）及び農業社会共済組合（MSA）	• 州・自治体
財源		• 県（Conseil général）	• 主に自治体の一般財源（高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助について、2014 年以降は連邦政府が100%負担する）
申請・給付手続の概要		• 申請は地域の家族手当金庫（CAF） 又は農業社会共済組合（MSA）のウェブサイトからオンラインで行う • 受給者に対する面接・指導（社会復帰のための計画を本人が示した「個別就職計画」に沿う）は、申請書を受け付けた県・市等が行う	• 社会扶助は申請する必要はない。社会扶助の基準を満たしていることが社会福祉事務所や委託を受けた機関などの社会扶助提供者に明らかになり次第、自動的に支給される • 高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助のみ、居住地域の社会福祉事務所で申請を行う必要がある
制度の施行状況		• RSA 受給者数は約211万人（2022年）	• 2022年12月時点で、ドイツ社会法典第12編に従って、120万人弱の人が高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助を受けた • 2021年、ドイツの公的扶助機関は、社会法典第12編に従って、公的扶助給付金に純額153億ユーロを支出した。連邦統計局も、支出が前年比6.5%増加したと報告している
評価・課題、最近の動き		• 2016年1月に就労RSAに代えて活動手当（PA: Prime d'activité）が創設され、基礎RSAがRSAと呼ばれるようになった	• 2022年6月1日以降、ウクライナからの難民は、亡命希望者給付法（AsylbLG）の代わりに（SGB XII）に基づき、通常の条件で給付を受けることができるようになった

対象国		スウェーデン	イギリス
給付名称		社会扶助（Ekonomiskt bistand）	普遍的給付制度（Universal Credit：UC）
制度の概要・沿革		• 1982年に根拠法である社会サービス法が施行され、現在の社会扶助サービスが制度化された • 社会扶助は、生計扶助（försörjningsstöd）及びその他生活のための扶助（för i sin livsföring i övrigt）に分けられている	• UCは、資力調査に基づく6つの主要給付（所得補助（IS）、児童税額控除（CTC）、就労税額控除（WTC）、住宅手当（HB）、所得調査制求職者手当（I-JSA）、所得関連雇用・生活補助手当（I-ESA））を統合し、毎月1回（スコットランドの一部の人々に対しては2回）まとめて支払われる給付制度
支給対象者の要件	扶養義務	• 扶養義務の対象となる扶養家族には、18歳未満、又は21歳未満で就学中の子供を含む。子は親や兄弟を扶養する義務はない	• 扶養義務はパートナー相互間及び未成年（16歳未満）の子の親にある。子が16歳を超えて20歳までの間に高等学校に就学中であれば、その間にも扶養義務はある。子の親に対する扶養義務はなく、単身者やひとり親でない限りは同居するカップル単位で申請する前提のため、扶養義務の優先関係は問題とならない
	稼働能力の活用	• 給付に際して稼動能力は問われない。ただし、一般的に稼動できないもの（高齢者や障がい者）は他の制度による支援を受けられるため、給付者のうち大部分は稼働能力があるものとなっている	• 原則として、低所得者や生活費を支援する必要がある人が支給対象であり、失業者、自営業者、パートタイム労働者、健康状態により働けない人などが含まれる
	資産の活用	• 資力調査では現金化が可能な資産の算定が行われ、売却を要すると判断された資産が売却されなければ支給は行われない	• 申請者はUCの申請に当たり、収入の状況、貯蓄及び株式や賃貸物件などの資産の状況を提示する必要があり、これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が低所得者であることを確認する。所有金、貯蓄、投資が16,000ポンド以下であることが求められる
給付水準		• 支給額は、資力調査により算出された月当たりの収入額と全国標準額又はコミューンが定めた基準額との差額となる • 生計扶助の給付額には全国一律の全国標準が適用される。全国標準には、食料、衣服、靴、遊び・レジャー、消耗品、健康と衛生に係る物品、及び毎日の新聞・電話の費用が含まれる	• 基準給付額は、基本手当と各種加算からなる • 週当たりの給付上限は居住地や世帯構成によって異なり、2023年12月時点で、グレーター・ロンドン以外に居住している大人単身は283.71ポンド、ひとり親で子供が同居している場合は423.46ポンド
	算定根拠	• 全国標準額は、スウェーデン消費者庁の最新の物価・消費調査に基づいている	• 適用額や水準、資産制限額は毎年度見直しが行われる。法律では、UCの金額引き上げについて国務長官に裁量権が与えられているが、慣例として物価上昇率に応じて引き上げられている
支給期間		• 給付期間の上限はないが、社会扶助は基本的に一時的、短期的な制度と考えられている。2022年の暦年（12か月）で測定した平均援助期間は7.3か月	• （期間の制限は特になし）
他給付との併給の可否		• 社会扶助を受ける前に、傷病手当金、育児手当金、住宅手当、扶養手当など、関連する手当を全て申請しなければならない。また、貯蓄を使うか資産を売却して生活費に充てなければならない • 受給資格に該当する他の手当の受給に制限はないが、収入に勘案される	• 特定の給付金及び税額控除は、受給者本人又はパートナーがUCを申請する場合受領できなくなる。また、受給者本人又はパートナーが年金クレジットを取得した場合、どちらかがUCを申請すると年金クレジットが停止する
所管	制度運営	• 保険福祉庁	• 雇用年金省
	給付	• コミューン	• ジョブセンター
財源		• 主にコミューンの一般財源	• 国民保険料及び税
申請・給付手続の概要		• 居住するコミューンの社会サービス窓口や福祉事務所にて申請を行う • 申請は、申請者の経済状況と、社会サービス窓口等が定める個人要件を満たしているかどうかに関連して評価される。その際に賃貸契約書や銀行残高証明書の提示など、申請者の情報が正確であることの証明を求めることがある	• UCの申請は原則イギリス政府の公式ウェブサイトからオンラインで行う • 申請後10日以内にジョブセンターから面談日時の連絡があるため、支援員と面談を行う。面談において申請手続を進めるには受給者誓約書へのサインが要件となる
制度の施行状況		• 2022年には、約30万人が社会扶助を受け、そのうち約9万7,000人が女性、約10万1,000人が男性、約10万2,000人が子供であった	• 2022年11月時点の受給者数は約576万人
評価・課題、最近の動き		• 社会扶助の世帯数は2021年の182,000世帯強から2022年には161,000世帯弱に減少し、7年連続の減少となった。経済的支援を受ける人の数も減少した • 2022年に長期扶助（10か月以上の扶助）を受けた成人受給者の数は、前年と比べ減少した	• 1992年に開始されたISは、2009年11月に成立した2009年福祉改革法により廃止方針が決定し、新たに導入されたUCに置き換えられることになった • 現在ISへの新規申請は行えないが、 UCへの移行が完了するまでは従前の受給者への給付が継続されている。UCへの移行に当たっては、受給資格がある限り現在受領しているISの金額が自動的に継続される

対象国		韓国	日本
給付名称		生計給付（생계급여）	生活保護
制度の概要・沿革		• 生計給付（생계급여）は国民基礎生活保障法を根拠とし、受給者の生計を維持するために、日常生活に基本的に必要な衣服費、飲食費、燃料費等が含まれた金額を給付する制度	• 資産、能力等全てを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施する制度 • 生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助で構成される • 根拠法は生活保護法
支給対象者の要件	扶養義務	• 扶養義務者に係る要件は2021年10月1日以降撤廃されている。ただし、被扶養者の年収が1億ウォン（月収834万ウォン）又は一般資産が9億ウォンを超える場合は、生計給付の対象外となる	• 民法に定める扶養義務者（三親等以内の直系血族、兄弟姉妹等）からの援助を受けられる場合は、それが優先される
	稼働能力の活用	• 受給者としての要件を満たしていない場合であっても、18歳から64歳までの者で就労能力があると認められ、自立に必要な事業に参加することを条件に「条件付き受給者（조건부수급자）」として生計給付を受給できる場合がある	• 稼働能力があり、求職活動を行えば適当な職場があるにも関わらず、働く意思がない者は要件を欠くと見なされる • 稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが、現実に働く場がない場合は要件を充足すると見なされる
	資産の活用	• 資産は所得換算額として考慮され、所得認定額の一部となる	• 土地・家屋は原則売却（ただし、現に居住の用に供されている場合は、処分価値が著しく大きい場合を除き保有を容認） • 自動車は原則売却（ただし、障がい者や山間へき地に居住する者等が通勤のため必要とする場合は保有を容認） • 預貯金は原則収入認定（ただし、最低生活費の５割までは繰越金として保有を容認）
給付水準		• 生計給付は受給者に衣服・食料・燃料費、その他日常生活に基本的に必要な金品を支給する • 生計給付額＝生計給付最低保障水準（対象者選定基準） - 所得認定額	• 最低生活費と収入の差額が給付額となる • 最低生活費は、生活扶助基準（年齢・世帯構成・地域別）、障がい者等加算、住宅、教育、介護、医療扶助基準の積み上げ
	算定根拠	• 「最低生計費」に相当する基準中位所得は、家計所得の増加率の実測値を基に、算定される	• 生活扶助基準は、国民の消費動向等に対応して改定される
支給期間		• （期間の制限は特になし）	• （期間の制限は特になし）
他給付との併給の可否		• 以下の受給者は、他の法令に基づく給付により扶養されているため、所得要件を満たしている場合であっても、生計給付は支給されない ➢ ホームレス自活施設、青少年保護施設又は韓国司法保護庁の施設の居住者 ➢ ハナ院（北朝鮮離脱者支援施設）に居住する脱北者で、他の法令に基づき国又は地方公共団体から生計の保障を受けている者	• 生活保護法以外の制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当等）で活用できるものがあれば、そちらが優先される
所管	制度運営	• 保健福祉部	• 厚生労働省
	給付	• 受給権者又は受給者の居住地を管轄する特別自治市長・特別自治道知事と市長・郡守、区庁長	• 福祉事務所（都道府県・市町村）
財源		• 国庫による基準補助率が、ソウル特別市で50%、その他地方自治団体で70%	• 国が3/4、地方自治体が1/4
申請・給付手続の概要		• 居住地の市・郡・区の事務所に受給権者本人、親族、その他の関係者が申請する • 提出された申請書を基に、世帯構成員及び欠落した世帯員について確認後、公的資料で照会して確認を行う（金融財産の照会を含む） • 調査結果に基づき、給付実施の可否及び給付内容を決定	• 福祉事務所に事前相談を行った際に、他の給付での対応可能性を検討 • 同事務所に申請を行うと、資力等の調査が行われ、支給の可否が決定される
制度の施行状況		• 2022年の受給世帯数は約124万世帯であり、受給者数は約157万人	• 2023年11月時点の受給者数は約202万人、受給世帯集は約165万世帯
評価・課題、最近の動き		• 生計給付の扶養義務者に係る要件が2021年10月1日以降撤廃	• 現行制度の課題としては、給付水準の妥当性、生活保護受給者の自立支援、不正受給への対応等が挙げられる

3. 基礎的所得保障制度による所得保障水準の比較

		フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	韓国	日本
制度名		積極的連帯所得（RSA）	社会扶助	社会扶助	普遍的給付制度（UC）	生計給付	生活保護
所得保障水準設定根拠		2015年までは毎年、その年のインフレ予測に合わせて基準額が調整されていたが、2016年以降は、4月1日に過去12か月間のインフレ率に合わせて調整されている。	年次で更新される基準需要適用額を元に算定される。基準需要適用額の年次更新に当たり、連邦統計局は70%の物価上昇率と30%の純賃金上昇率で構成される混合指数を使って計算している。	社会保険庁が社会サービス法に基づいて毎年設定する全国標準額が適用される。	前年９月までの１年間の消費者物価指数の上昇率に基づいて基準額の改定を行う。	生計給付額は生計給付最低保障水準から世帯の所得認定額を差し引いた金額である。生計給付最低基準の計算には「最低生計費」に相当する概念である基準中位所得を用いる。これは保健福祉部長官が中央生活保障委員会の審議・議決を経て告示する国民世帯所得の中位値を指す。	一般国民の消費水準との相対的な関係に基づいて設定する、水準均衡方式を採用。
地域差		全国統一基準。地域差なし。	連邦レベルでの基準あり（州・市ごとに独自の基準を設定することもできる）。	県・市ごとに独自の基準を設定。（ここでは、全国標準の基準額を記載）	全国統一基準。地域差なし。ただし、スコットランドの一部を対象に月１回ではなく月２回の給付が行われている。	全国統一基準。地域差なし。	全国統一基準。 地域差あり。（ここでは、「１級地- １」の金額を記載）
月別所得保障水準①現地通貨	単身世帯	607.75ユーロ	563ユーロ	3,800クローナ	368.74ポンド	623,368ウォン（所得認定額が0の場合）	76,420円 第１類：46,930円 第２類：27,790円 特例加算：1,000円 経過的加算：700円
	夫婦＋子ひとり世帯	1,093.95ユーロ	1,369ユーロ	11,190クローナ（子供に週５日の昼食負担がない場合）	848.4ポンド	1,330,445ウォン（所得認定額が0の場合）	163,090円 第１類：（46,930×2＋44,580）×0.75＝103,830円 第２類：44,730 円 特例加算：1000×3＝3,000円 経過的加算：670×2=1,340円 児童養育加算：10,190 円
為替レート		1 ユーロ = 153.5 円	1 ユーロ = 153.5 円	1 クローナ = 13.65 円	1 ポンド = 178.9 円	1ウォン=0.11円	-
月別所得保障水準②日本円換算	単身世帯	93,290円	86,421円	51,870円	65,968円	68,570円	76,420円
	夫婦＋子ひとり世帯	167,921円	210,142円	152,744円	151,779円	146,349円	163,090円
備考		RSA 受給者は自動的に住宅手当の給付、CMU による医療無料化の対象となる。	以上は基準額であり、この他居住費、光熱費、医療扶助等の給付が受けられる。	以上に加え市が水準を決定する住宅費、電気代、医療の窓口自己負担額等の給付が受けられる。	以上に加え、自治体が水準を決定する住宅費の給付が受けられる。医療はNHSにより無料で提供される。	生計給付額は生計給付最低保障水準（対象者選定基準） から所得認定額を引いたもの。世帯人数ごとに生計給付最低保障水準は異なる。	以上は生活扶助であり、この他に教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の給付が受けられる。

注１：為替レートは、三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが公開している2023年の年間平均レートを使用した（https://www.murc-kawasesouba.jp/fx/year_average.php）。

注２：単身世帯は 30 代、夫婦＋子ひとり世帯は30 代夫婦と4 歳の子供を想定。

3　調査対象国の社会・経済的背景

3 調査対象国の社会・経済的背景

1. 人口動態

(1) 人口

- 1950 年時点の人口を 100 とした場合の実績及び将来推計値の推移を以下に示す。これによると、アメリカ、イギリス、フランス、スウェーデンの４か国は今後も人口増加を続けると予想されている。中でも、アメリカの増加傾向が著しい。
- 一方、日本とドイツ、韓国は既にピークを迎えており、今後は減少を続けると予想されている。

人口（実績・推計）※中位推計、1950 年の人口を 100 とする

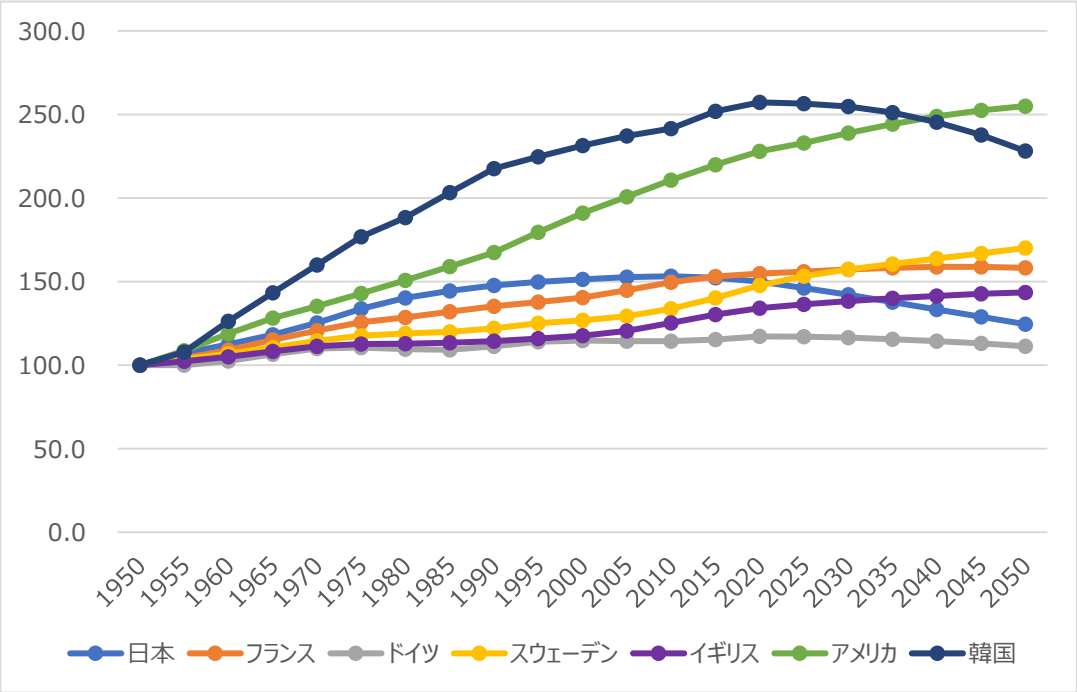

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
日本	100.0	107.1	112.4	118.2	125.2	133.6	140.1	144.4	147.6	149.8	151.4	152.7	153.2	152.3	150.1	146.2	142.1	137.8	133.3	128.8	124.5
フランス	100.0	104.2	109.1	115.0	120.8	125.6	128.6	132.0	135.2	137.6	140.4	144.8	149.5	153.0	154.8	155.9	157.2	158.3	158.8	158.7	158.1
ドイツ	100.0	100.0	102.4	106.6	110.0	110.6	109.5	109.2	111.3	114.0	114.7	114.3	114.4	115.3	117.1	117.1	116.5	115.6	114.4	112.9	111.2
スウェーデン	100.0	103.6	107.0	110.6	114.6	117.5	118.9	120.0	122.0	125.2	126.8	129.2	133.7	140.3	147.7	153.2	157.2	160.6	163.7	166.9	170.1
イギリス	100.0	102.3	104.9	108.3	111.2	112.7	112.7	113.4	114.4	115.9	117.6	120.5	125.2	130.2	134.1	136.3	138.4	140.0	141.4	142.7	143.5
アメリカ	100.0	108.5	118.8	128.2	135.3	142.9	150.8	159.0	167.5	179.5	190.9	200.8	210.7	219.8	228.0	233.0	238.8	244.3	248.8	252.4	255.0
韓国	100.0	107.8	126.1	143.2	160.0	176.8	188.2	203.2	217.5	224.6	231.4	237.2	241.5	251.9	257.2	256.5	254.7	251.1	245.3	237.7	228.1

(2) 65 歳以上人口割合

- いずれの国も高齢化は確実に進展すると見られているが、その傾向が著しいのは日本とドイツ、韓国である。日本は 2030 年に、韓国は 2040 年にそれぞれ高齢化率が 30%を突破すると見られており、年金をはじめとする社会保障制度の継続が課題となっている。

65 歳以上人口割合（実績･推計）※中位推計、単位：%

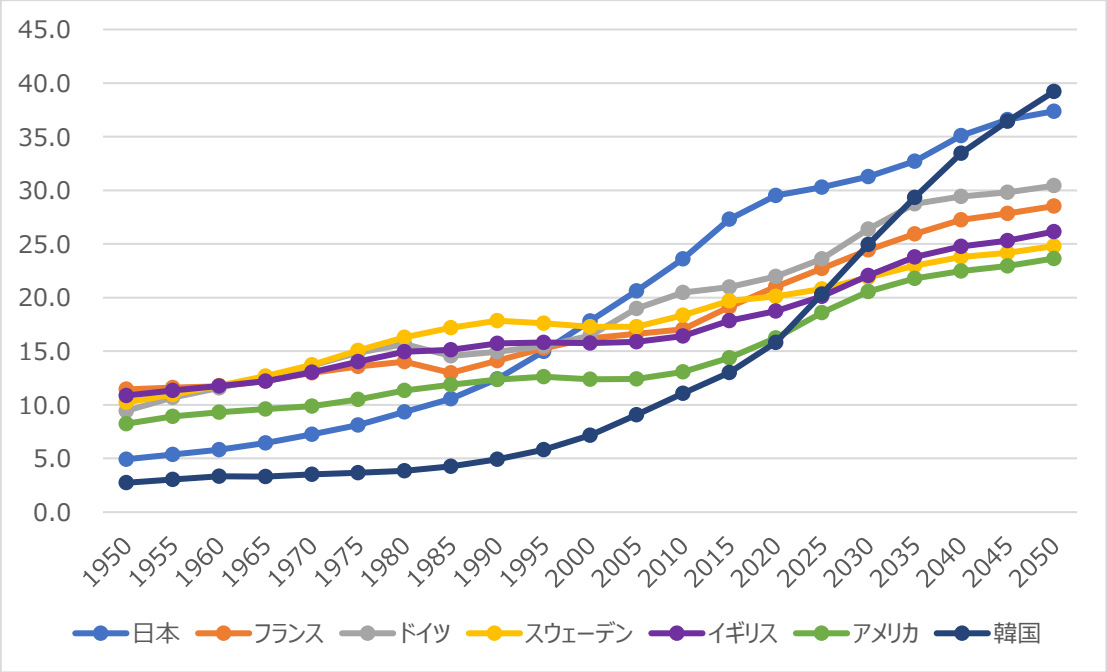

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
日本	4.9	5.4	5.8	6.5	7.2	8.1	9.3	10.6	12.4	15.0	17.8	20.6	23.6	27.3	29.5	30.3	31.3	32.7	35.1	36.6	37.4
フランス	11.4	11.6	11.7	12.2	13.0	13.6	14.0	13.0	14.1	15.3	16.2	16.6	17.0	19.1	21.0	22.7	24.4	25.9	27.3	27.8	28.5
ドイツ	9.4	10.7	11.6	12.6	13.7	14.9	15.7	14.6	14.9	15.5	16.4	19.0	20.5	21.0	22.0	23.6	26.4	28.7	29.4	29.8	30.4
スウェーデン	10.2	11.0	11.8	12.7	13.7	15.1	16.3	17.2	17.9	17.6	17.3	17.3	18.4	19.7	20.1	20.8	21.9	23.0	23.8	24.2	24.8
イギリス	10.9	11.3	11.8	12.2	13.1	14.0	14.9	15.1	15.7	15.8	15.7	15.9	16.4	17.9	18.8	20.1	22.1	23.8	24.8	25.3	26.2
アメリカ	8.2	8.9	9.3	9.6	9.9	10.5	11.3	11.9	12.4	12.6	12.4	12.4	13.1	14.4	16.3	18.6	20.6	21.8	22.5	23.0	23.6
韓国	2.7	3.1	3.4	3.3	3.5	3.7	3.9	4.3	4.9	5.8	7.2	9.1	11.1	13.0	15.8	20.3	25.0	29.3	33.5	36.4	39.2

(3) 合計特殊出生率

- 少子化の基本的な指標である合計特殊出生率は、日本とドイツで低下が著しい。人口の維持に必要な水準は（人口置換率）2.08 程度とされているが、これをおおむね維持できているのはアメリカだけである。
- 先述した高齢化率と合わせて見ると、少子高齢化が特に問題となっているのは日本とドイツ、韓国である。中でも韓国で少子高齢化が急激に進行している。

合計特殊出生率（実績・推計）※中位推計

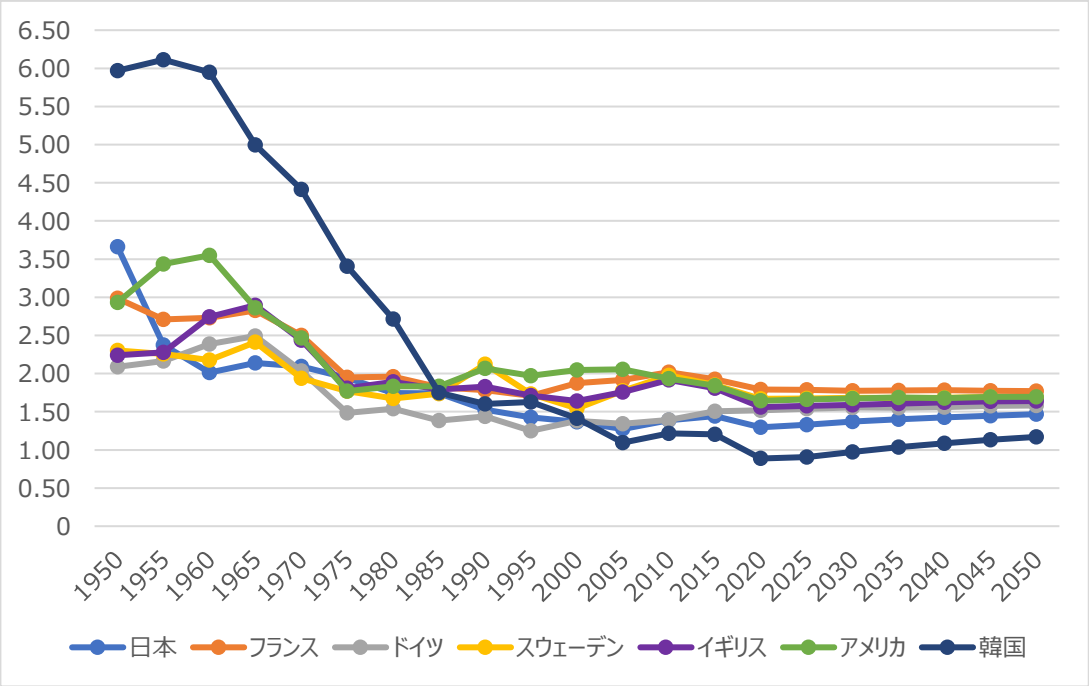

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
日本	3.66	2.38	2.02	2.14	2.09	1.94	1.75	1.74	1.53	1.42	1.37	1.27	1.39	1.44	1.29	1.33	1.37	1.40	1.43	1.45	1.47
フランス	2.99	2.71	2.73	2.83	2.50	1.95	1.96	1.82	1.78	1.71	1.88	1.92	2.02	1.93	1.79	1.79	1.78	1.78	1.78	1.77	1.77
ドイツ	2.09	2.16	2.39	2.49	2.04	1.48	1.54	1.39	1.44	1.25	1.38	1.34	1.39	1.51	1.52	1.54	1.55	1.55	1.56	1.58	1.58
スウェーデン	2.30	2.26	2.18	2.41	1.94	1.77	1.67	1.74	2.12	1.73	1.54	1.77	1.98	1.85	1.67	1.67	1.68	1.68	1.68	1.69	1.69
イギリス	2.24	2.28	2.74	2.90	2.44	1.81	1.89	1.79	1.83	1.71	1.64	1.76	1.92	1.81	1.56	1.58	1.59	1.61	1.62	1.64	1.64
アメリカ	2.93	3.44	3.55	2.86	2.47	1.77	1.83	1.84	2.07	1.97	2.05	2.06	1.93	1.84	1.64	1.66	1.68	1.69	1.68	1.69	1.70
韓国	5.97	6.11	5.95	5.00	4.41	3.41	2.72	1.75	1.60	1.63	1.42	1.10	1.22	1.20	0.89	0.91	0.97	1.04	1.09	1.13	1.17

2. 社会経済情勢

(1) 実質 GDP 成長率

- いずれの国も 1990 年代前半に経済状況の低迷を経験した。90 年代後半以降、多くの国は経済成長が軌道に乗り、2%前後の成長を続けてきたが、日本とドイツは 2000 年代前半に再び景気の低迷を経験している。いずれの国も 2～4%と緩やかな成長を続けてきたが、2009 年の世界金融危機以降、世界的に成長率は横ばいとなっている。
- 2020 年には各国で新型コロナウイルスの流行を受けた成長率の低下が見られる。

実質 GDP 成長率：日本 単位：%

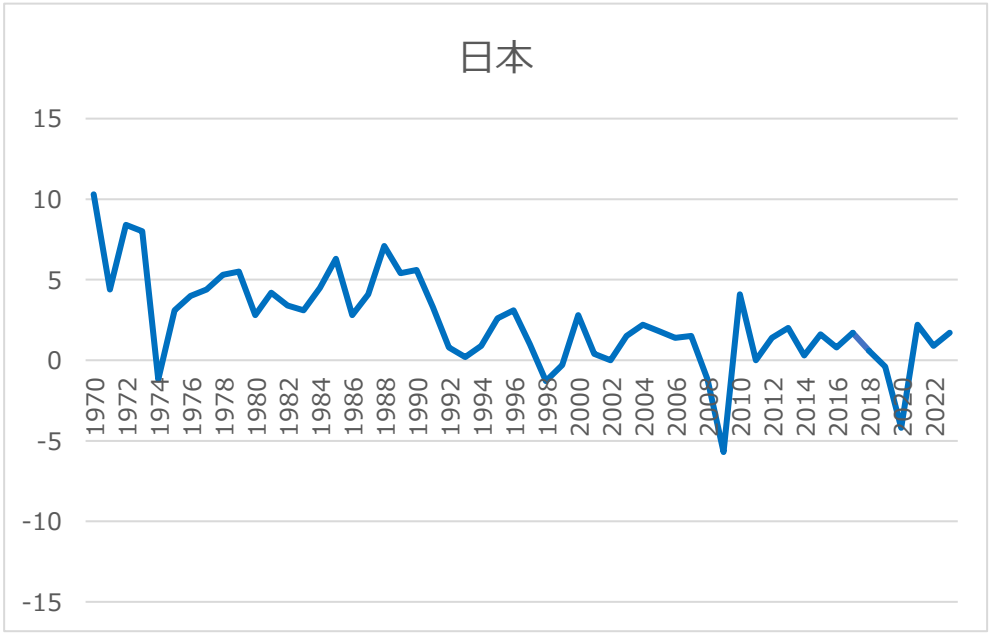

実質 GDP 成長率：フランス 単位：%

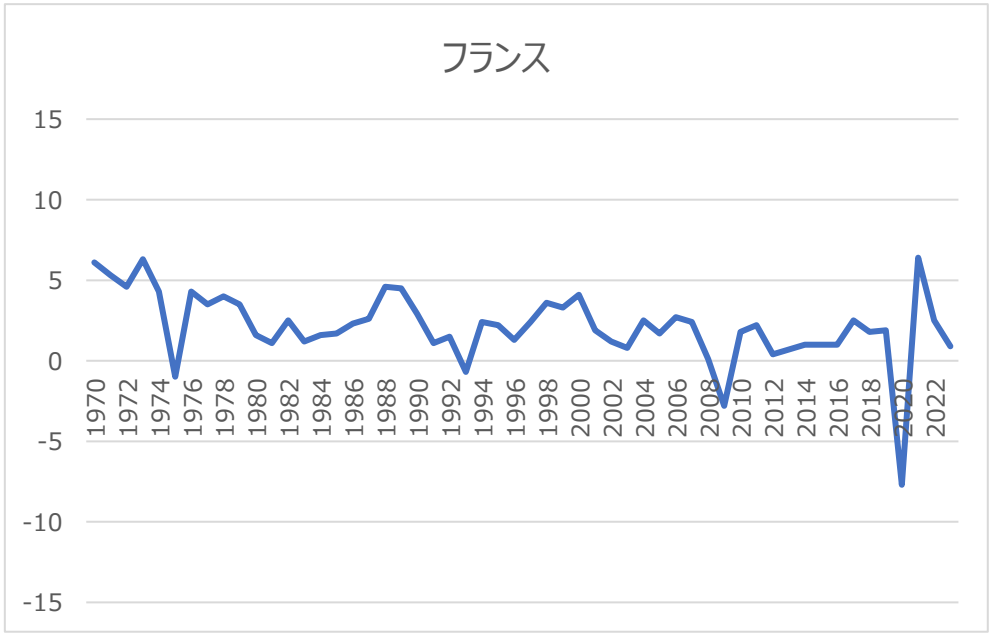

実質 GDP 成長率：ドイツ（東西統一以降） 単位：%

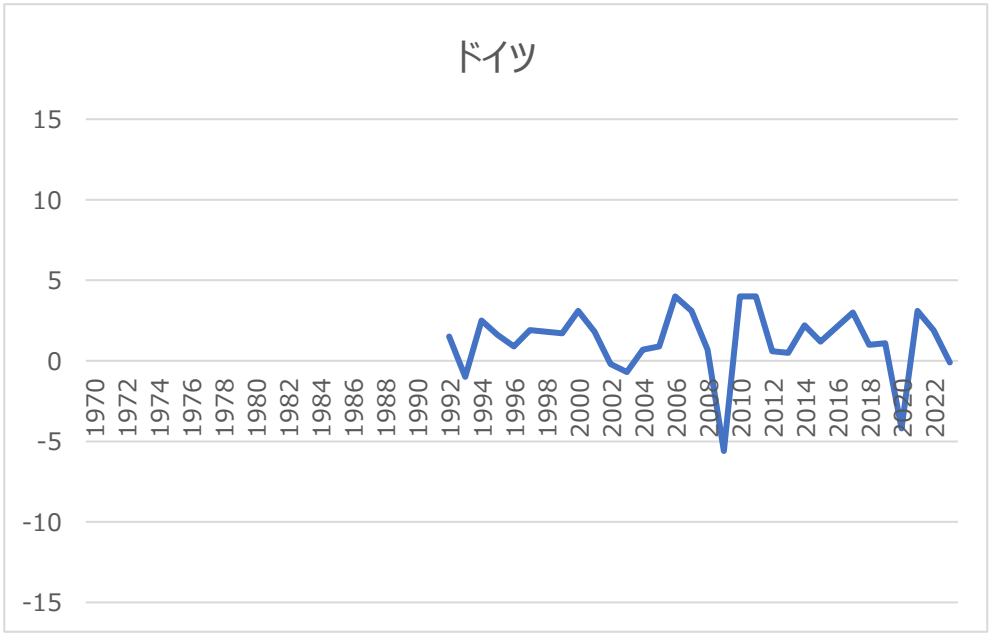

実質 GDP 成長率：スウェーデン 単位：%

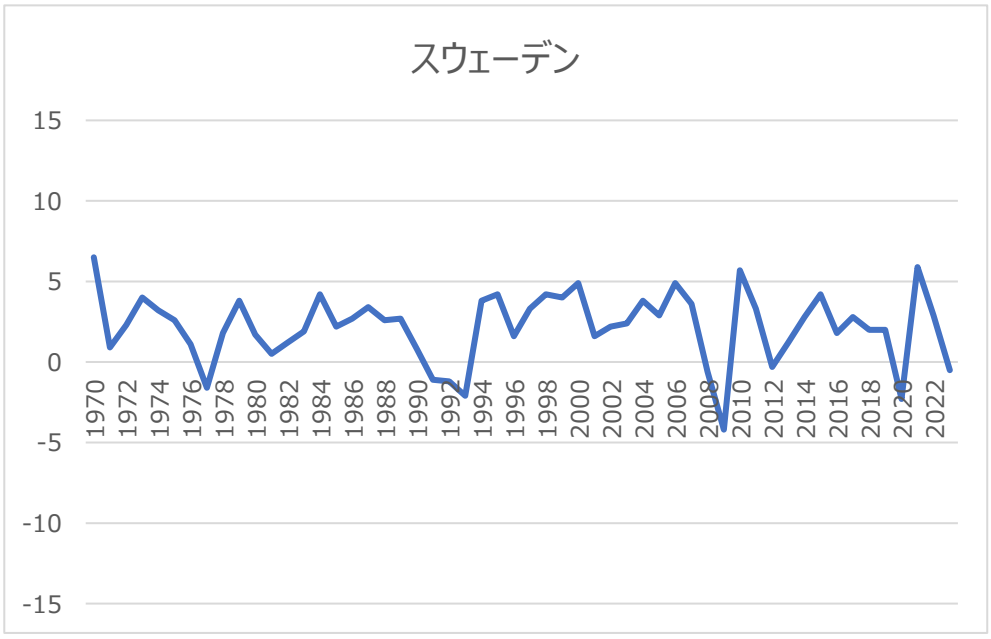

実質 GDP 成長率：イギリス　単位：%

実質 GDP 成長率：アメリカ　単位：%

実質 GDP 成長率：韓国　単位：%

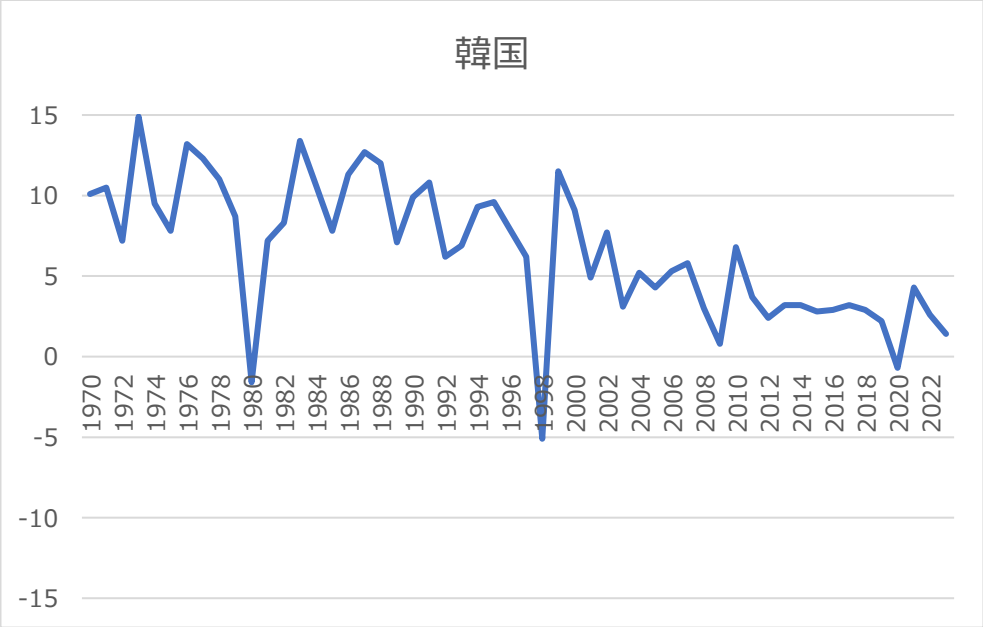

(2) 失業率

- 失業率の定義は各国によって異なり、国際比較を行う際には注意を要するが、国際比較可能な失業率のデータについて OECD が算定・公表を行っている。これは、失業者を、「生産年齢の者で、現在就業しておらず、就業可能な状態にあり、かつ求職活動（自営開業のための準備等を含む）を積極的に行っている者」と定義することで、その割合の算出を可能にしたものである。
- 調査対象国のうち、日本を除く全ての国は、これまでに 10%に近い高失業状態を経験している。
- イギリスは 80 年代初めから後半にかけて 12%近くまで達し、90 年代以降はおおむね減少傾向にあったが、2009 年~2014 年にかけて、8%前後まで失業率が微増した。2016 年以降の失業率はやや減少しつつある。
- ドイツは 80 年代以降、継続的に増加傾向にあり、2000 年代に入って 10%を超える水準にまで達したが、近年はやや減少しつつある。特に、2019 年は失業率 3 %以下となり、OECD の各国の中でも特に低い失業率となった。
- フランスも 80 年代以降上昇傾向にあり、90 年代には 10%を超える状況が続いたが、2000 年代に入りやや減少したものの、高い割合で推移しており、2013 年には再度 10%を超過した。近年はやや減少傾向にある。
- スウェーデンは 80 年代までは低い水準を維持してきたが、90 年代に入り急激に上昇し 10%を超える状況が続いていたが、2000 年前後に減少。しかし再度上昇したのちに緩やかに減少の傾向があったが、2019 年に再び上昇している。
- 韓国はおおむね低い水準で推移しているが、1998 年に急激に上昇した。それ以降は 2 %台まで減少したが、近年微増傾向にある。
- 日本は 70 年代以降、一貫して低い水準を維持してきた。90 年代は緩やかに上昇を続け、2000 年代初頭には 5%を超える水準に達した。それでも、イギリスと同程度であり、ドイツ、フランス、スウェーデンと比べるとかなり低い水準である。2010 年以降は減少傾向を維持しており近年は 2 %台を推移している。

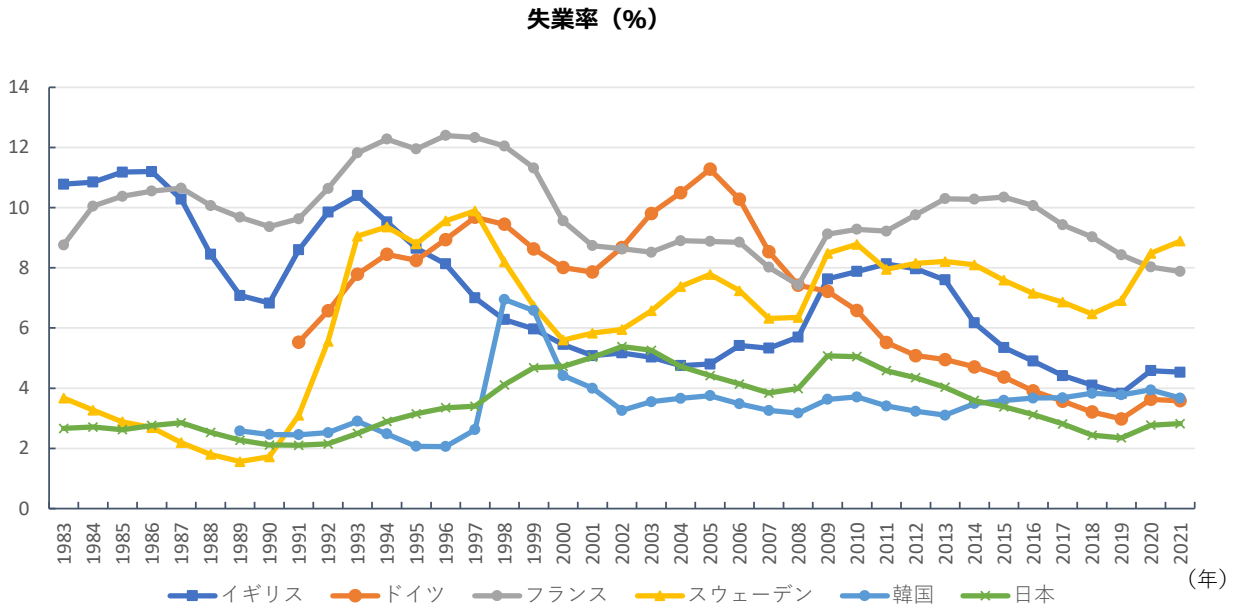

（出所：OECD "Unemployment Rate"Unemployment - Unemployment rate - OECD Data（閲覧日：2023年11月24日））

(3) 非正規労働者率

- 労働者数を、就労時間の別（フルタイムないしパートタイム）で見ると、パートタイム労働者の割合が高い国は日本（25%）、イギリス（22%）、ドイツ（同）である。韓国、フランス、スウェーデンは 12～16%台となっている（いずれも 2022 年値）。
- 労働者数を、就業形態の別（正規ないし非正規）で見ると、非正規労働者の割合が高いのは韓国（27%）フランス（16%）、スウェーデン（同）、ドイツ（12%）である。イギリスは 5%であり低い。（2022 年値。日本は 2015～2017 年のデータなし）

フルタイム（full-time）、パートタイム（part-time）労働者数（千人）

		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
日本	フルタイム労働者数	47,760	48,210	49,030	49,070	48,610	47,280	47,780	48,400
	パートタイム労働者数	14,000	14,230	14,170	15,440	16,340	16,420	16,460	16,190
	労働者数計	61,760	62,440	63,200	64,510	64,950	63,700	64,240	64,590
	パートタイム労働者率	23%	23%	22%	24%	25%	26%	26%	25%
韓国	フルタイム労働者数	23,054	23,186	23,342	23,197	22,980	22,061	22,480	23,089
	パートタイム労働者数	2,718	2,810	3,001	3,223	3,736	4,006	4,303	4,517
	労働者数計	25,772	25,996	26,343	26,420	26,716	26,067	26,783	27,606
	パートタイム労働者率	11%	11%	11%	12%	14%	15%	16%	16%
イギリス	フルタイム労働者数	22,955	23,223	23,606	23,895	24,291	24,523	24,671	24,936
	パートタイム労働者数	7,239	7,351	7,392	7,376	7,410	7,128	6,829	6,985
	労働者数計	30,194	30,574	30,998	31,271	31,701	31,651	31,500	31,921
	パートタイム労働者率	24%	24%	24%	24%	23%	23%	22%	22%
ドイツ	フルタイム労働者数	31,203	32,035	32,296	32,542	32,915	32,267	31,975	32,908
	パートタイム労働者数	9,008	9,072	9,193	9,194	9,306	9,379	9,090	9,416
	労働者数計	40,211	41,107	41,489	41,736	42,221	41,646	41,065	42,324
	パートタイム労働者率	22%	22%	22%	22%	22%	23%	22%	22%
フランス	フルタイム労働者数	22,220	22,400	22,552	22,853	23,089	23,111	23,851	24,568
	パートタイム労働者数	3,724	3,723	3,759	3,723	3,584	3,490	3,813	3,718
	労働者数計	25,944	26,123	26,311	26,576	26,673	26,601	27,664	28,286
	パートタイム労働者率	14%	14%	14%	14%	13%	13%	14%	13%
スウェーデン	フルタイム労働者数	4,140	4,217	4,310	4,388	4,415	4,335	4,455	4,581
	パートタイム労働者数	682	675	691	688	702	712	604	615
	労働者数計	4,822	4,892	5,001	5,076	5,117	5,047	5,059	5,196
	パートタイム労働者率	14%	14%	14%	14%	14%	14%	12%	12%

（出所：OECD Stat "OECD Stat"　https://stats.oecd.org/index.aspx）

正規（permanent）、非正規（temporary）労働者数　（千人）

		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
日本	正規（permanent）労働者数	—	—	—	41,500	41,800	41,560	41,680	42,100
	非正規（temporary）労働者数	—	—	—	7,710	7,800	7,570	7,380	7,410
	労働者数計	—	—	—	49,210	49,600	49,130	49,060	49,510
	非正規労働者率	—	—	—	16%	16%	15%	15%	15%
韓国	正規（permanent）労働者数	15,147	15,423	15,882	15,803	15,550	15,119	15,051	15,798
	非正規（temporary）労働者数	4,327	4,320	4,124	4,242	5,009	5,327	5,942	5,926
	労働者数計	19,474	19,743	20,006	20,045	20,559	20,446	20,993	21,725
	非正規労働者率	22%	22%	21%	21%	24%	26%	28%	27%
イギリス	正規（permanent）労働者数	24,692	24,848	25,292	25,602	25,941	26,150	26,195	26,647
	非正規（temporary）労働者数	1,632	1,604	1,581	1,515	1,432	1,486	1,550	1,531
	労働者数計	26,324	26,452	26,873	27,118	27,373	27,636	27,745	28,178
	非正規労働者率	6%	6%	6%	6%	5%	5%	6%	5%
ドイツ	正規（permanent）労働者数	31,115	31,959	32,442	32,869	33,568	33,495	33,188	33,911
	非正規（temporary）労働者数	4,676	4,842	4,784	4,716	4,557	4,079	4,306	4,800
	労働者数計	35,791	36,801	37,225	37,585	38,125	37,574	37,494	38,711
	非正規労働者率	13%	13%	13%	13%	12%	11%	11%	12%
フランス	正規（permanent）労働者数	19,423	19,634	19,679	19,872	19,943	19,991	20,488	20,566
	非正規（temporary）労働者数	3,905	3,812	4,003	3,984	3,891	3,641	3,642	3,970
	労働者数計	23,328	23,445	23,682	23,856	23,834	23,632	24,130	24,536
	非正規労働者率	17%	16%	17%	17%	16%	15%	15%	16%
スウェーデン	正規（permanent）労働者数	3,596	3,680	3,763	3,828	3,860	3,858	3,864	3,949
	非正規（temporary）労働者数	745	739	764	774	766	704	694	735
	労働者数計	4,341	4,419	4,527	4,602	4,626	4,562	4,558	4,684
	非正規労働者率	17%	17%	17%	17%	17%	15%	15%	16%

出所：OECD Stat "OECD Stat"　https://stats.oecd.org/index.aspx

3. 社会保障財政

(1) 社会保社会保障給付費の対 GDP 比 （社会扶助を含む）

- GDP に対する社会保障給付費（社会扶助を含む）の割合は、いずれの国でも上昇傾向にある。2019･2020 年時点の値を比較すると、フランスとスウェーデンが 35%前後と最も高く、ドイツ、スウェーデンがそれに次ぐ。韓国は近年上昇傾向が著しいが、他の５か国と比べて低い割合である。

社会保障給付費（対ＧＤＰ比%）：政府（Public）、強制保険（Mandatory Private）の合計（縦軸：%、横軸：年）

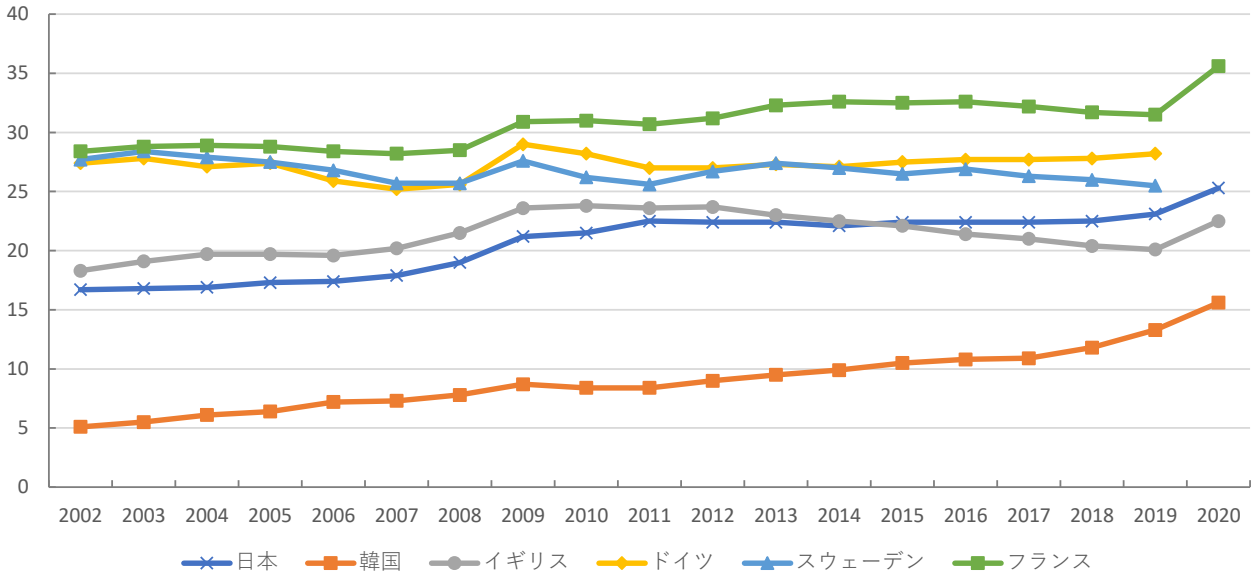

(%)	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
日本	16.7	16.8	16.9	17.3	17.4	17.9	19	21.2	21.5	22.5	22.4	22.4	22.1	22.4	22.4	22.4	22.5	23.1	25.3
韓国	5.1	5.5	6.1	6.4	7.2	7.3	7.8	8.7	8.4	8.4	9	9.5	9.9	10.5	10.8	10.9	11.8	13.3	15.6
イギリス	18.3	19.1	19.7	19.7	19.6	20.2	21.5	23.6	23.8	23.6	23.7	23	22.5	22.1	21.4	21	20.4	20.1	22.5
ドイツ	27.4	27.8	27.1	27.4	25.9	25.2	25.6	29	28.2	27	27	27.3	27.1	27.5	27.7	27.7	27.8	28.2	–
スウェーデン	27.7	28.4	27.9	27.5	26.8	25.7	25.7	27.6	26.2	25.6	26.7	27.4	27	26.5	26.9	26.3	26	25.5	–
フランス	28.4	28.8	28.9	28.8	28.4	28.2	28.5	30.9	31	30.7	31.2	32.3	32.6	32.5	32.6	32.2	31.7	31.5	35.6

OECD“Social expenditure aggregates” OECD Data Explorer • Social expenditure aggregates

- 保険方式で運営されている給付を除き、政府による扶助に限定すると、フランス（31.6%）、ドイツ（26.7%）が高く、韓国（14.8%）が低くなっている。フランス、ドイツ、日本は 2020 年を境にやや減少傾向にある。

社会保障給付費（対ＧＤＰ比%）： 政府（Public）のみ

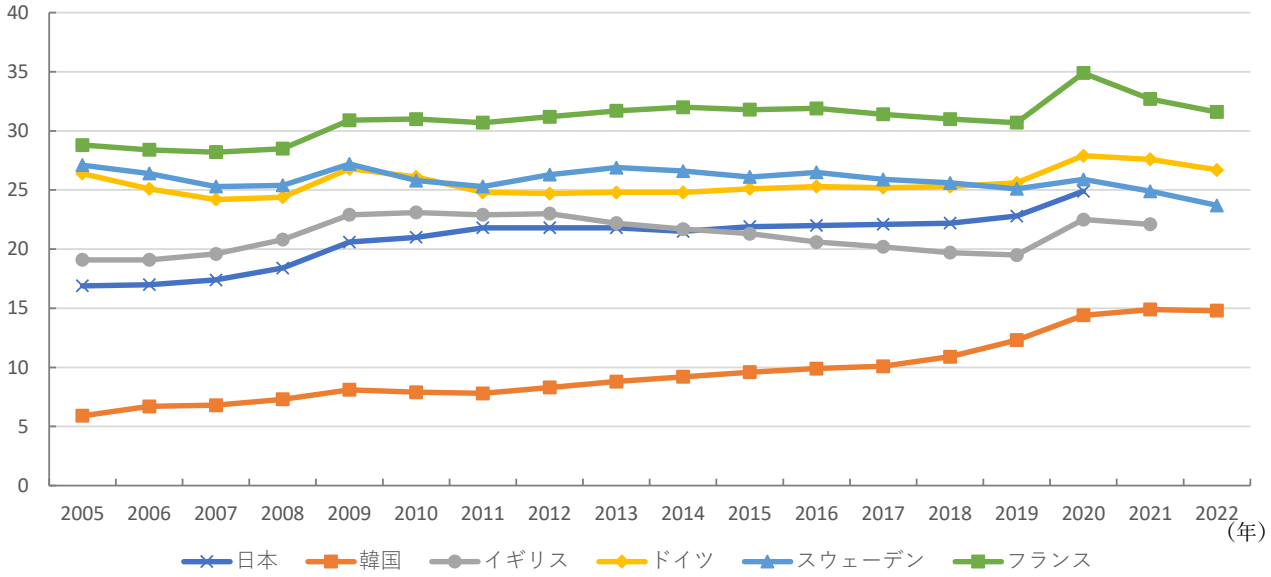

(%)	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
日本	16.9	17	17.4	18.4	20.6	21	21.8	21.8	21.8	21.5	21.9	22	22.1	22.2	22.8	24.9	–	–
韓国	5.9	6.7	6.8	7.3	8.1	7.9	7.8	8.3	8.8	9.2	9.6	9.9	10.1	10.9	12.3	14.4	14.9	14.8
イギリス	19.1	19.1	19.6	20.8	22.9	23.1	22.9	23	22.2	21.7	21.3	20.6	20.2	19.7	19.5	22.5	22.1	—
ドイツ	26.4	25.1	24.2	24.4	26.8	26.1	24.8	24.7	24.8	24.8	25.1	25.3	25.2	25.3	25.6	27.9	27.6	26.7
スウェーデン	27.1	26.4	25.3	25.4	27.2	25.8	25.3	26.3	26.9	26.6	26.1	26.5	25.9	25.6	25.1	25.9	24.9	23.7
フランス	28.8	28.4	28.2	28.5	30.9	31	30.7	31.2	31.7	32	31.8	31.9	31.4	31	30.7	34.9	32.7	31.6

（OECD“Social expenditure aggregates” OECD Data Explorer • Social expenditure aggregates ）

(2) 国民負担率

- 国民負担率とは、当該国の国民所得に対する租税負担の割合と、社会保障費負担の割合を合計したものであり、国民の負担の程度を知ることができる。2021 年値で見ると、国民負担率が最も高いのはフランス（68.0%）で、スウェーデン（55.0%）、ドイツ（54.9%）、日本（48.1%）、イギリス（47.6%）、韓国（44.8%）がそれに次ぐ。日本、韓国及びヨーロッパ諸国に比べると、アメリカ（33.9%）は低い。
- 日本と韓国は 2012 年から 2021 年にかけて国民負担率が 10%弱増えている点が特徴である（日本：39.8%⇒48.1%、韓国：36.7%⇒44.8%）。日本の場合は社会保障給付費の増加に伴い、社会保障に関する国民負担率も増加している結果であるが、国民にとって過度な負担とならないよう、世代間の公平の観点からも、社会保障の負担の在り方について不断の検討が必要とされている。

国民負担率（租税負担率＋社会保障負担率）（%）

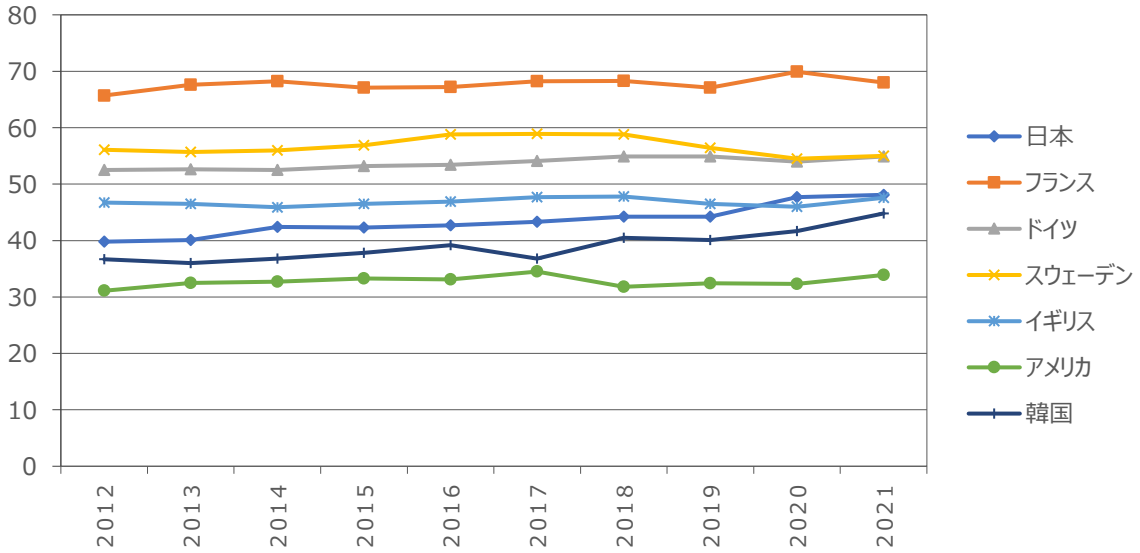

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
日本	39.8	40.1	42.4	42.3	42.7	43.3	44.2	44.2	47.7	48.1
フランス	65.7	67.6	68.2	67.1	67.2	68.2	68.3	67.1	69.9	68.0
ドイツ	52.5	52.6	52.5	53.2	53.4	54.1	54.9	54.9	54.0	54.9
スウェーデン	56.1	55.7	56.0	56.9	58.8	58.9	58.8	56.4	54.5	55.0
イギリス	46.7	46.5	45.9	46.5	46.9	47.7	47.8	46.5	46.0	47.6
アメリカ	31.1	32.5	32.7	33.3	33.1	34.5	31.8	32.4	32.3	33.9
韓国	36.7	36.0	36.8	37.8	39.2	36.8	40.5	40.1	41.7	44.8

（出所：日本は財務省調査「令和6年度 国民負担率の推移（対国民所得比）」、その他は財務省調査「国民負担率の国際比較」）

(3) 社会保障財源の構成割合

- 日本における社会保障の財源は、保険料のほか、「公費」の割合も多い。

日本における社会保障の給付と負担の内訳（2023 年度予算ベース）

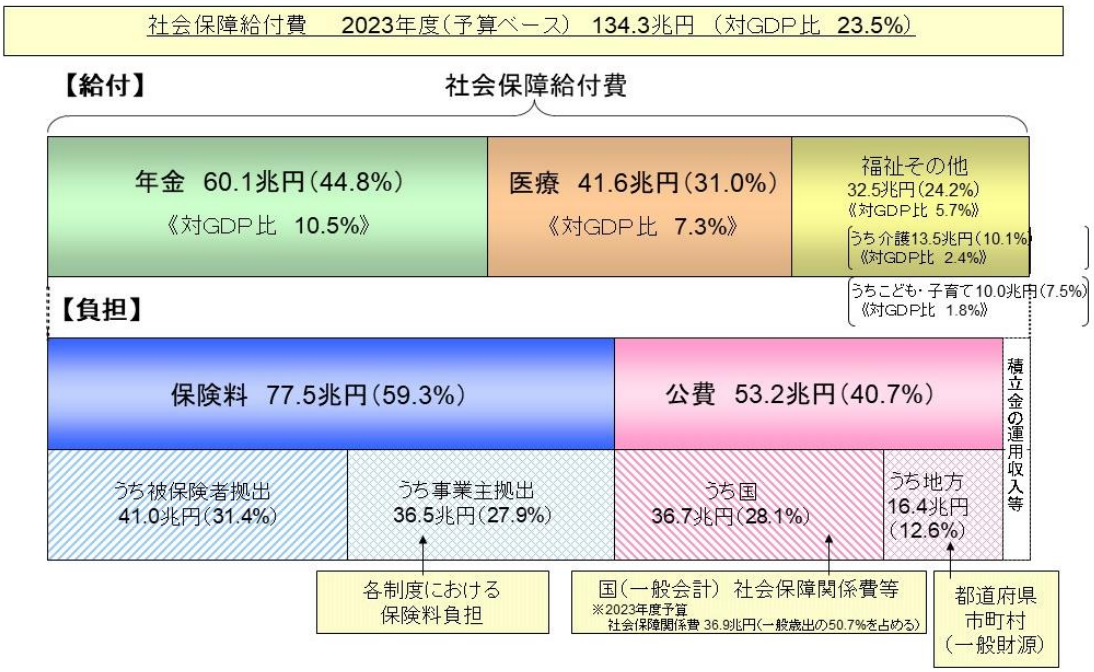

（出所：厚生労働省「社会保障の給付と負担の現状」）

- 社会保障給付の部門別（年金、医療、福祉等）の国際的な比較（対 GDP 比）を下記に示す。なお、OECD 諸国の平均値は 22.0%であった。社会保障給付全体ではフランス、ドイツ、スウェーデン、アメリカ、日本が OECD 平均を超えている一方でイギリスと韓国は OECD 平均を下回る結果となった。
- しかし、福祉等の領域に限ればスウェーデンが 11.2%と突出して高く、次いでドイツ、フランス、イギリス、韓国、日本、アメリカと続く。ここから、日本やアメリカは諸外国と比べて社会保障給付の中で福祉等の領域の占める割合が低く、医療や年金の割合が多いことが分かる。

社会保障給付の部門別の国際的な比較（対 GDP 比）（2019 年数値）

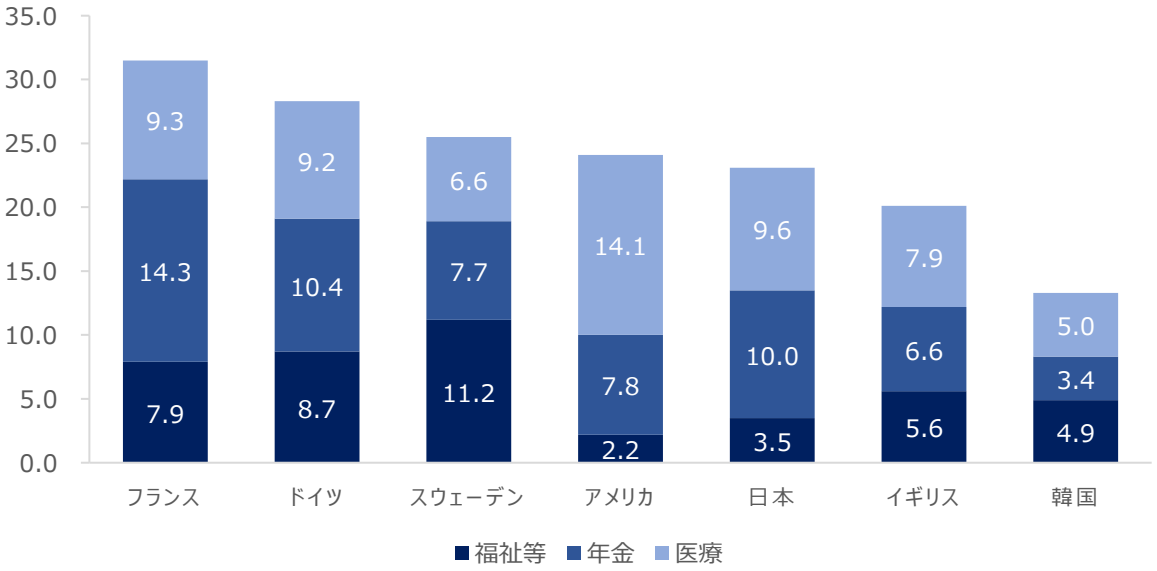

（出所：厚生労働省「社会保障給付の部門別の国際的な比較（対GDP比）」に基づき作成）

(4) 給付水準（手取り所得代替率）

- 給付水準を国際比較できる統計データとして、手取り所得代替率（Net replacement rate）がある。これは、就業時の手取り所得に対する失業時の手取り所得の割合として定義され、就業時に比べてどの程度の所得が政府により保障されるかを示している。
- 下図は、失業保険の受給開始時と、長期受給者（失業期間５年と想定）とで手取り所得代替率を比較したものである。上は単身者、下は夫婦と子供２人のケースである。これを見ると、単身者の場合は受給期間が長くなると給付水準は著しく低下する（日本とアメリカにおいて顕著）のに対し、子供がいる場合はその差が小さいことが分かる。

手取り所得代替率（Net Replacement Rates）（%）： 単身者

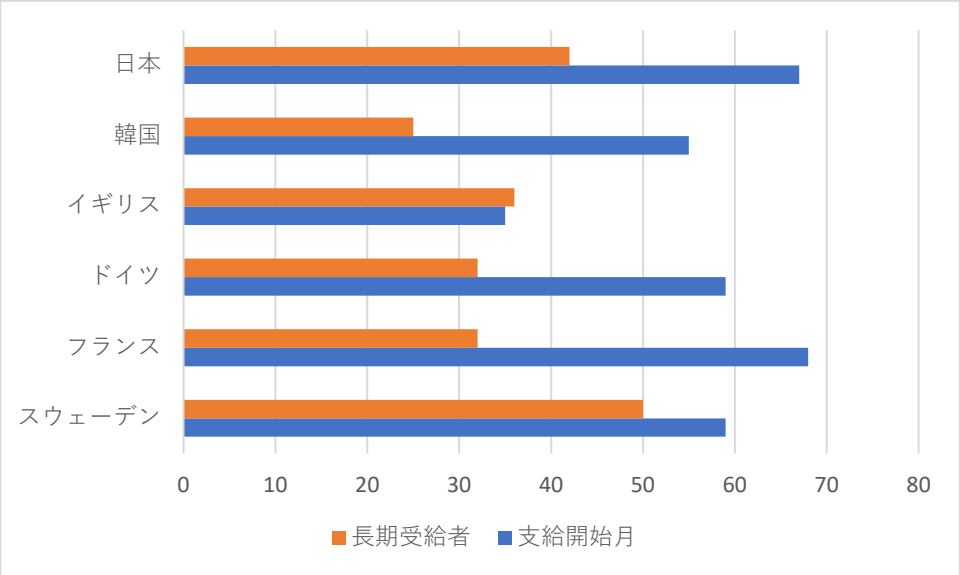

手取り所得代替率（Net Replacement Rates）（%）:夫婦（稼ぎ手１人）と子２人

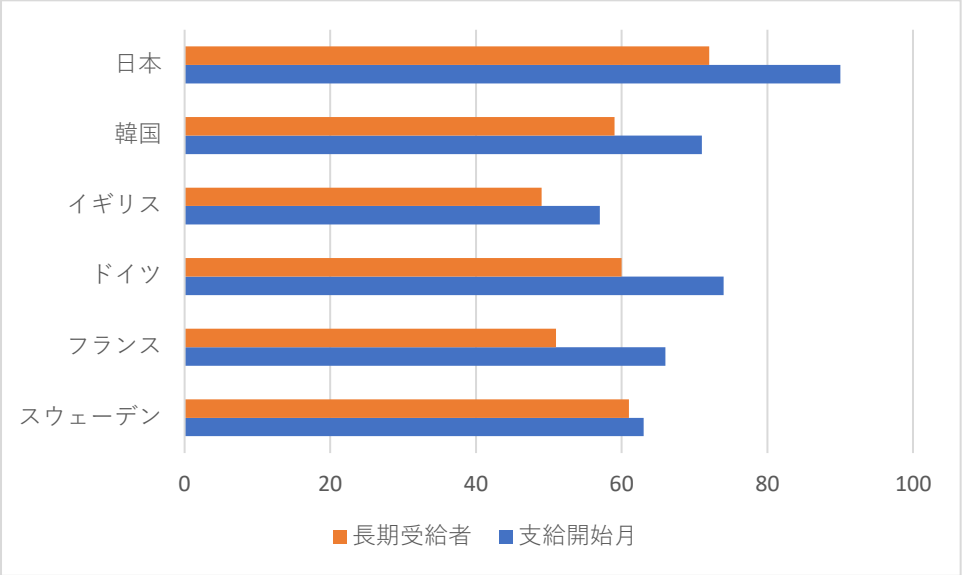

（出典：OECD "Benefits and wages" https://www.oecd.org/social/benefits-and-wages/、OECD Stat "OECD Stat"　https://stats.oecd.org/index.aspx）

４　調査対象国における低所得者施策

4 調査対象国における低所得者施策

Ⅰ．フランスにおける低所得者施策

1. 社会保障･扶助制度の全体像

(1) フランスにおける社会保障･扶助制度の基本理念

- フランスの社会保障制度は、受益者が支払う掛金による社会保険方式を基本としながらも、社会的リスクは全ての国民に関わるものであると認識し、「社会的連帯」を原則として、保険金負担者だけでなく全国民が平等な条件下でサービスを受けられる「全国民のための社会保障」へと向かっている。この原則が明示的に示されたのは、1945 年 10 月 4 日付のオルドナンス（政令）に規定された社会保障（Sécuirité sociale）制度の構築計画で、国民皆保険とともに社会保障制度の一本化を目指した。同計画は「社会保障は、全ての者がいかなる状況においても自らと家族の生活を適切な状態に維持するために必要とされる手段を有し（中略）生命の危険から経済的に保護されることを保障する」としている。なお、「社会的連帯」の理念の萌芽は、1898 年の労災補償法の中に認められる。
- この基本原則について、社会保障法典（Code de la Sécurité sociale） L.111-1 条 は「社会保障は国民連帯の原則に基づいている。フランスで安定して定期的に就労又は居住している人を対象に、疾病、出産費用、育児費用、家族費用、独立生活費用を補償する。この制度は、労働者の所得を減少させる、又は減少させる可能性のあるあらゆる種類のリスクから労働者を保証するものである。この保証は、１つ又は複数の強制保険制度への加入を通じて提供される。社会保険は、国際協定及び欧州規則の規定に従い、医療費の負担、自立生活の支援、社会保険給付、特に老齢給付の提供、労働災害及び職業性疾病に関する給付の提供、本規範の範囲内での家族給付の提供を行う。」としている。

(2) フランスにおける社会保障･扶助制度の体系

フランスの社会保障・扶助制度には、主に社会保護制度（Protection sociale）と社会扶助制度（Aide sociale）がある。

① 社会保護制度（Protection sociale）

- 社会保護制度とは生涯にわたって直面する様々なリスクに関して、全てのフランス在住者を保護する制度であり、社会保険料（cotisations de sécurité sociale）、拠出金（contributions）及び税を財源とする。
- 社会保護制度として最も代表的な制度が、民間企業の被用者及び自営業者を対象とする一般制度（régime général）である。一般制度には 2023 年現在フランス国民の 88%が加入している。
  ※他にも農業従事者を対象とする農業制度（régime agricole）、国営・公営事業の被用者及び公務員を対象とする特別制度（régimes speciaux）がある。
- 一般制度は下記の 6 部門からなる。各部門は中央の責任機関を頂点とした全国的な実施体制を有する。
  - 家族部門（La branche Famille）
    les Allocations familiales が所管、CNAF（全国家族手当金庫）が実施責任機関。
  - 疾病部門（La branche Maladie）
    l’Assurance Maladie が所管、CNAM（全国疾病保険金庫）が実施責任機関。
  - 労災部門（La branche Accidents du travail）
    l’Assurance Maladie が所管、CNAM（全国疾病保険金庫）が実施責任機関。
  - 老齢（年金）部門（La branche Retraite）
    l’Assurance Retraite が所管、CNAV（全国老齢年金保険金庫）が実施責任機関。
  - 自立部門（La branche Autonomie）
    国家連帯基金（la Caisse nationale de solidarité pour l'Autonomie）が所管、CNSA（国家自立援助基金）が実施責任機関。

- 徴収部門（La branche Recouvrement）
  社会保障・家族手当保険料徴収組合（l'Urssaf）が所管、保険料の徴収を実施。

② 社会扶助制度（Aide sociale）

- 社会扶助制度とは、貧困や極度の貧困状態にある人々に対して最低限の生活を保証するための社会保障給付金の集合体を指す。これらの給付金は、「非対価性」の原則に基づいており、保険料の対価として支給されるものではなく税金でまかなわれている。社会扶助は「社会扶助（aide sociale）」ないし「連帯制度（régime de solidarité）と呼ばれることもある。
- 特に低所得者（世帯）を対象とする無拠出制の公的扶助は、「社会的ミニマム（minima sociaux）」と呼ばれている。2024 年現在、新規で受給可能な社会的ミニマムは下記 7 制度である。
  なお、以前社会的ミニマムに含まれていた一時連帯手当（ATS）及び待機一時手当（ATA）は 2017 年、寡婦／寡夫手当（AV）は 2011 年に廃止された。

社会的ミニマムとされる 7 の制度（2024 年現在）

制度	導入年	対象者
積極的連帯収入（RSA）	2009 年	世帯収入が一定水準に達しない者
成人障がい者手当（AAH）	1975 年	20 歳以上の障がい者
高齢者連帯手当（ASPA）	2006 年	老齢年金では生活が困難な 65 歳以上高齢者
連帯特別手当（ASS）	1984 年	失業保険の切れた失業者
障がい者補足手当（ASI）	1957 年	障がい年金の受給者
難民申請者手当（ADA）	2015 年	難民申請者
海外連帯収入（RSO）	2001 年	海外県及び特定の海外準県に居住する 55 歳以上 65 歳未満の年金受給予定者

2. 低所得者施策の沿革･体系

(1) 低所得者の現状（格差指標の推移）

- INSEE（フランス統計局）は、貧困ラインを「年間所得が全国民の中央値の 60%に満たない者」と定義している。
- 以下に Tax and Social Income Survey（ERFS）の調査結果に基づく、貧困ラインや貧困率等の格差指標の年次推移を示す。
- 2021 年の貧困ラインは、月当たりの所得額で、単身者は 1,158 ユーロ、夫婦は 1,737 ユーロである。また、14 歳未満の子供 1 人につき 347 ユーロ、14 歳以上の子供 1 人につき 579 ユーロが加算される。

格差指標の推移

年	貧困ライン（ユーロ/月当たり）	貧困率（%）	貧困者数（千人）	貧困と定義される者の生活水準の中央値（ユーロ/月当たり）
2017	1,109	13.8	8,572	889
2018	1,112	14.5	9,004	891
2019	1,140	14.3	8,921	912
2020[2]	1,162	13.6	8,565	945
2021[3]	1,158	14.5	9,117	924

（2023 年 INSEE 統計資料 Figure3 を基に整理）

[2] 暫定データ。また、2020 年の貧困率は、2020 年の生産難に関連した弱点を示している。

[3] 暫定データ

(2) 低所得者政策の沿革

2000 年以降のフランスの主要な低所得者施策の動き

政権	年	低所得者施策
シラク共和国連合政権（1995.5.17~2002.5.16）	2000	CMU-C（普遍的疾病保障補足制度）の創設により従来の医療扶助を廃止
	2001	給付付き税額控除制度（負の所得税）として PPE（雇用のための手当）が制度化
シラク国民運動連合政権（2002.5.16~2007.5.16）	2004	6月 AVTS（高齢被用者手当）、AVTNS（高齢非被用者手当）、ASV（老齢特別手当）、老齢連帯基金に基づく補足手当を ASPA（高齢者連帯手当）に一本化
	2005	家族・ぜい弱性・貧困委員会が積極的連帯収入（RSA）の導入を提案
サルコジ国民運動連合政権（2007.5.16~2012.5.15）	2007	14の県で RSA の導入実験を開始
	2008	12月 RSA を法制化
	2009	6月フランス本土の RSA 実施に伴い RMI（参入最低収入）及び API（ひとり親手当）を廃止
	2010	9月18～25歳の若年失業者を対象とした RSA jeune actif を開始
	2011	1月 RSA の実施を海外県に拡大
オランド社会党政権（2012.5.15~2017.5.14）	2013	7月「社会対話及び雇用に関する法律（レブサメン法）」成立
	2014	1月就労 RSA 及び PPE（雇用のための手当）を廃止し活動手当（Prime d'activité）に変更
マクロン再生政権（2017.5.14~現在）	2018	9 月マクロン大統領が「貧困撲滅計画」を発表
	2019	11月補完的国民皆保険（CMU-C）と補完的医療保険（ACS）に置き換わる形で、補完的な健康保険（C2S）を施行
	2023	9月18日新たな貧困対策戦略である「連帯協定（pacte des solidarités）」を発表

- 2008 年に新たな最低所得保障制度（minima sociaux）として RSA（revenu de solidarité active：積極的連帯収入）が創設された。RSA の根拠法は、「活動的連帯所得手当の一般化及び社会参入政策の改革に関する 2008 年 12 月 1 日付け法律第 2008- 1249 号」である。
- RSA は、1988 年に創設された RMI（revenu minimum d'insertion：参入最低収入）及び 1976 年に創設された API（allocation de parent isolé：ひとり親手当）という 2 つの最低所得保障制度に代わるものである。このうち RMI は、最低所得保障に就労支援を中心とする社会参入のための支援を推進する参入政策（politique d'insertion）を組み合わせた制度であった。しかし、1980 年代に年齢や健康等に問題がないにもかかわらず労働市場から長期的に排除され貧困に陥る失業者が増加したことから、新たに RMI と API を統合して RSA が創設された。
- 2015 年 7 月に成立した「社会対話及び雇用に関する法律（通称レブサメン法）」の規定により、2016 年には、就労 RSA（RSA d'activité）及び雇用のための手当（Prime pour l'emploi）が廃止され、活動手当（Prime d'activité）が創設された。活動手当は勤労収入のある 18 歳以上の就労者のみを対象とし、収入が一定額に達するまで手当を支給するもので就労せずに社会保障制度に依存することを防ぐ狙いがある。
- 2018 年 9 月、マクロン大統領は「貧困撲滅計画（plan de lutte contre la pauvreté）」を発表し、普遍的活動収入（Revenu universel d'activité）の導入構想が示された。普遍的活動収入は RSA をはじめとする諸給付を一本化して複雑性を解消し、就労に結びつく新たな最低所得保障制度を新たに創設するものであり、2019 年 6 月にコンサルテーション作業を開始し、2020 年中を目途に法制化を図ることを目指

していた。しかし、新型コロナウイルスの蔓延などにより、本構想は一時中断されている。

- 2023 年 9 月フランス政府は、「貧困撲滅計画（plan de lutte contre la pauvreté）」を更新し、新たな貧困対策に関する計画である「連帯協定（pacte des solidarités）」を公表した。本計画は 2024 年 1 月に発効し、「幼少期からの貧困と格差の予防」、「全ての人々のための就労アクセス政策の強化」、「権利へのアクセスを通じた社会的排除との闘い」、「エコロジカルで包括的な（貧困からの）移行の構築」の 4 つの優先課題の下、具体的な取組を進めていくことが示された。より一層の貧困対策推進に向け、前計画に比べて予算を 50%増額することを約束している。

(3) 低所得者政策の体系

- 無拠出制の公的扶助である「社会的ミニマム（minima sociaux）」のほか、低所得者向けの補足的疾病保険及び無料の医療給付である補完的な健康保険制度（Complémentaire santé solidaire : C2S）や、一定の所得要件の下で給付される社会手当である家族手当（Allocations Familiales : AF）、幼児育児給付金（Prestation d’accueil du jeune enfant : Paje）などがある。

フランスの低所得者施策の体系（主要なもの）

制度種別		制度
社会的ミニマム	基礎的所得保障	積極的連帯収入（RSA）
	高齢者	高齢者連帯手当（ASPA）
	失業者	連帯特別手当（ASS）
	障がい者	成人障がい者手当（AAH）、障がい者補足手当（ASI）
	難民	難民申請者手当（ADA）
	その他	海外連帯収入（RSO）
特定のニーズに対する給付	医療	補完的な健康保険（C2S）
	介護	高齢者自助手当（APA）
	出産・養育	家族手当（AF）、家族補足手当（CF）、幼児育児給付金（Paje）、新学期手当（ARS）等

(4) 不正受給防止策などの適正化対策

- 2023 年 6 月 1 日、フランス政府は税金、社会保障、税関の不正など、財政における不正行為に対抗するためのロードマップ「あらゆる形態の財政不正との闘い」（LUTTE CONTRE TOUTES LES FRAUDES AUX FINANCES PUBLIQUES）を発表した。この計画は以下の 5 つの主要分野に基づく 35 の施策で構成されており、今後 5 年間にわたり、前例のない人的・予算的資源を投入するものである。

ロードマップ「あらゆる形態の財政不正との闘い」（2023 年）

分野 1 デジタル課題への対応		**分野 3 国際的な不正行為により効果的に取り組む**	
デジタル検出ツールの採用		**社会的・税的居住詐欺の撲滅**	
施策 1	電子インボイスをフル活用して不正税対策に取り組む	施策 22	社会的及び税務的な居住の不正をよりよく特定するために、旅行データに関する PNR ファイルにアクセス
施策 2	詐欺やマネーロンダリングにおけるデジタル資産の利用に対抗するサービスの能力向上	施策 23	社会給付（年金を除く）を受けるためのフランスでの居住要件を年間 9 か月に統一
施策 3	社会保障機関による銀行口座記録へのアクセスの一般化	**移転価格管理に関する多国籍企業に対する税務当局の立場強化**	
施策 4	生活保護受給者の資源に関するデータを活用し、エラーや不正の防止	施策 24	企業に移転価格ポリシーの文書化責任を負わせる
施策 5	保険契約者が誤って請求された医療費を報告できる制度の導入	施策 25	最も評価が困難な無形資産の処分に関する制限期間の延長
オンライン詐欺への対応改善		**国際的な脱税や租税回避に対抗するための新たな手段獲得**	
施策 6	電子商取引プラットフォームに説明責任を負わせる	施策 26	重大な租税詐欺、特に国際的な租税詐欺を摘発し、それを組織する仲介者を特定するためインテリジェンスを活用
施策 7	電子商取引のグレーゾーンにおける税関規制の導入	施策 27	国際的なレベルでの資産保有の不透明性との闘いを促進するため、国際的な交流に関する国家戦略を採択
施策 8	フランスにおけるドロップシッピングの付加価値税課税対象化	**分野 4 より効果的に、より集団的に行動する**	
施策 9	デジタルプラットフォームを利用する零細起業家からの社会保障費の源泉徴収	**財政詐欺の起訴能力の強化**	
分野 2 より公平に、より厳しく罰する		施策 28	財政司法調査局を、権限を拡大した国家財政不正防止局（ONAF）に改組
公的扶助の不正に対抗するための省庁間システムの構築		**不正行為との闘いにおける制度的協力の深化**	
施策 10	公的資金に関わる不正のリスクを監視・分析するための省庁間システムの構築	施策 29	不正対策サービス間の情報共有を改善
施策 11	不正 RIB の省庁間データベースの設置	施策 30	2024 年までに、新たなパートナーシップを通じて、DGFiP、DGDDI、URSSAF 間の業務協力を再考
施策 12	組織的な不正行為が疑われる場合、Tracfin の要請に応じて公的資金の支払いを一時的に停止	施策 31	健康保険と補完的医療保険プロバイダー間の協力強化
施策 13	公的資金の不正行為があった場合に、迅速かつ思いとどまらせる措置を講じることができるよう、臨時の行政罰制度を設置	施策 32	農業分野における不法就労との闘いを改善する
短命企業や、社会保障や税金の債務を支払わずに倒産を組織する企業との闘い		**分野 5 善意のユーザーとの信頼関係を深める**	
施策 14	詐欺スキームにおける普遍的資産移転（TUP）の利用防止	**企業との関係の中心に信頼を置く**	
施策 15	任意清算手続きにおいて、納税証明書と社会保障証明書の提出の義務化	施策 33	企業に対する税制支援の改善
社会的詐欺の防止と管理ツールの改善		**税と社会保障の正規化を奨励する**	
施策 16	偽装労働災害のチェック強化	施策 34	課税ミスの公正な是正
施策 17	フランス人の生活を簡素化し、詐欺のリスクを減らすために、ヴィタールカードを近代化	施策 35	零細起業家向けの社会保障債務調整サービスの展開
施策 18	不当な退職年金の支払いを停止するための、海外での死亡申告漏れへの対策		
税金と社会保障の不正行為に対する罰則の強化			
施策 19	不正な制度や手続きの提供に罰則を設置		
施策 20	詐欺があった場合、医療保険制度によって支払われた社会保障費の払い戻しを医療従事者に義務付け		
施策 21	租税詐欺が行われた場合、模範的な罰則対応を保証		

（MINISTÈRE DE L'ÉCONOMIE DES FINANCES ET DE LA SOUVERAINETÉ INDUSTRIELLE ET NUMÉRIQUE 公表資料に基づき整理）

- フランスには不正受給防止策のための組織として、省庁間不正防止調整ミッション（MICAF：Mission interministérielle de coordination anti-fraude）が存在する。欧州規則（EU/EURATOM n°883/2013）は、全ての加盟国が欧州不正対策局（OLAF）の主要な対応窓口となる不正対策調整サービス（SCAF）を指定しなければならないと規定していることから、フランスでは 2020 年 7 月 15 日付政令 2020-872 号により、従来不正対策を担っていた DNLF（不正撲滅全国代表会議）に代わり、MICAF が発足した。MICAF は前述の欧州規則（EU/EURATOM）に基づき、欧州連合の金融利益の保護を担当する欧州機関との協力、特に欧州不正対策局との業務上の交流を促進する役割を担っている。
- 2023 年には不正行為評価協議会（CEF）が発足し、10 月 10 日にトマ・カゼナーヴ公会計大臣が第 1 回会合の議長を務めた。政府省庁の局長、国会議員、国際的な専門家、学界の代表者、独立当局者など約 30 人が参加し、税金、社会保障、関税、国家補助の不正の量を評価するために会合を開き、この現象に関する知識と理解を深め、あらゆる種類の財政不正に対してより効果的な対策を講じることを目的に議論を行った。 同審議会は 3 か月ごとに会合を開き、2024 年 6 月までにその作業に関する初期報告書を作成することを目指している。

(5) コロナ禍での公的扶助における特例措置

- コロナ禍以降、フランス政府は、緊急事態に対処し日常的な困難を軽減するための様々な例外的措置を講じることによって、最も弱い立場にある人々を保護することに努めてきた。以下に個人向け措置（主要なもの）を示す。
- なお、以下に示す個人向け支援の他に、企業向けの特例措置として、休業手当補助などの雇用支援策、連帯基金と呼ばれる給付や、固定費補てん、社会保険料の支払い免除、各種融資等が実施された。

① 低所得世帯向けへの特例的な給付

- フランス政府は 2020 年 5 月、2020 年 11 月、最も困難な状況にある人々、特に若者、低所得者、社会的ミニマムの受給者に対して、特例的な給付を実施した。具体的な給付対象と額は以下のとおり。
  - 個人住宅手当（APL）を受給していて子供がいる世帯に対し、扶養している子供 1 人につき 100 ユーロを給付
  - 活動的連帯収入（RSA）又は海外連帯収入（RSO）を受給している世帯、及びフランス労働省から支給される特定の給付金（特別連帯給付金、活動再開のための給付金又は退職相当給付金）を受給している世帯に対し 150 ユーロ、扶養している子供 1 人につき更に 100 ユーロを給付
  - 社会的ミニマムを受給している世帯に対し、以下の金額を給付
    - 子供のいない単身者又は夫婦：150 ユーロ
    - 扶養している子供が 1 人いる単身者又は夫婦：250 ユーロ
    - 扶養する子供が 2 人いる単身者又は夫婦：350 ユーロ
    - 扶養する子供が 3 人いる単身者又は夫婦：450 ユーロ
    - 扶養する子供が 1 人増えるごとに：100 ユーロ
  - 住宅手当のみ受給している世帯に対し、以下の金額を給付
    - 子供のいない単身者又は夫婦 ： 給付対象外（25 歳未満は下記参照）
    - 扶養している子供が 1 人いる単身者又は夫婦：100 ユーロ
    - 扶養する子供が 2 人いる単身者又は夫婦：200 ユーロ
    - 扶養する子供が 3 人いる単身者又は夫婦：300 ユーロ
    - 扶養する子供が 1 人増えるごとに：100 ユーロ
- 9 億 7000 万ユーロを財源とし、約 400 万世帯が給付対象となった。

② 若者向けの特例的な給付

- フランス政府は 2020 年 11 月、住宅手当を受給する 25 歳以下の非学生に 56 万人に対し、150 ユーロを給付した。また、奨学金を受給する学生に対しても、同様に 150 ユーロを給付した。

③ 1 人の若者に 1 つの解決策（1 jeune 1 solution）

- フランス政府は、2020 年 7 月に、若者向けの雇用促進プランである「1 jeune 1 solution（1 人の若者に 1 つの解決策）」を開始し、6.7 億ユーロを投じ、75 万人の若者の労働市場への参入促進を目指した。
- 本プランは、誰一人取り残さず、全ての若者に解決策を提供することを目的とし、雇用援助、教育、支援、困難な若者のための財政援助など、様々な手段を動員した包括的な支援が行われている。また、2020 年 7 月から 2021 年 3 月にかけて、若者を採用した企業に対して補助金が給付された。

④ 新学期手当（ARS）の増額

- 2020 年 8 月、コロナ禍で経済的影響を受けた家庭を支援するため、フランス政府は新学期手当（ARS）の給付額を例年よりも 100 ユーロ増額した。具体的な支給額は以下の通り。
  - 6 歳から 10 歳までの子供：469.97 ユーロ（前年比+101.13 ユーロ）
  - 11 歳から 14 歳までの子供：490.34 ユーロ（前年比+101.15 ユーロ）
  - 15 歳から 18 歳までの子供：503.91 ユーロ（前年比+101.24 ユーロ）
- この増額により、約 300 万の家庭が新学期の費用を補助するための追加の支援を受けた。

⑤　若者向け食事支援・住居支援

- フランス政府は 2021 年 1 月、奨学金を受給している学生、受給していない学生、国内学生、海外学生を問わず、全ての学生の費用を削減するため、昼食と夕食に 1 ユーロの食費を支給する制度を導入した。また、若者とその家族にとって最大の出費である住居費を支援するため、通常は毎年値上げされる大学の学生寮家賃の凍結を行った。さらに、2021 年 2 月より、25 歳未満で月給が 1,400 ユーロ未満の就労中の若者を対象に、定住支援のため 1,000 ユーロの給付を行った。

3. 基礎的所得保障制度の詳細

(1) 積極的連帯収入（RSA：Revenu de Solidarité Active）

① 制度の概要

- 積極的連帯収入（Revenu de solidarité active（以下 RSA という。））は、「貧困と闘うために、受給者に最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、受給者の社会参入を手助けする」ことを目的とする制度である（社会扶助家族法典 L262-1 条から L262-58 条まで）。積極的（active）とは、「活動的」、「就業」又は「就労」を意味する。
- 2009 年 6 月に RMI（最低参入所得）、PPE（prime pour l'emploi；雇用のための手当）及び API（ひとり親手当）の新規受付を停止の上、統合・簡素化した上で創設され、勤労所得の増加が給付額の増加につながる仕組みとなっている。
- RSA の創設当初は、RMI 及び API の流れをくむ最低生活保障としての基礎 RSA（RSA seul）と、就労しているが勤労所得が非常に低い者に対して給付される就労 RSA（RSA activité ）から構成されていたが、2016 年 1 月に就労 RSA に代えて活動手当（PA: Prime d'activité）が創設され、基礎 RSA が RSA と呼ばれるようになった。
- フランスの労働大臣である Olivier Dussopt は、2024 年から RSA の改革が段階的に適用されると述べた。この改革により、RSA の受給者は週に 15～20 時間の教育、就労活動及び雇用への移行活動に参加することが求められる。これには、履歴書作成のワークショップ、求人検索、デジタルトレーニングなどが含まれる可能性がある。

② 支給対象者・世帯の要件

- 支給対象者の基本要件は以下のとおり。
  - ➢ 継続的にフランス国内に居住している
  - ➢ 外国での滞在期間が 1 年間に 3 か月を超えない
  - ➢ 世帯収入が基準額（montant forfaitaire）を超えていない（基準額は「⑦給付内容」で後述）
    - ✧ 世帯収入は申請 3 か月前の平均収入に基づき計算され、勤労所得のほか、投資型の生命保険等配当金が支払われる金融資産について投資額の 3%分、住居の無償提供等の現物給付、失業関連手当、年金、アスベスト被害者補償金、家族補足手当や住宅手当等特定の社会手当、特別連帯手当 （ASS）や成人障がい者手当（AAH）といった特定の社会的ミニマム等も含まれる。
- 対象者によって制度名称が異なり、上記の基本要件に加えて制度ごとに個別の対象者要件がある。

25 歳以上 RSA （RSA demandeur de 25 ans et plus）	25 歳以上で、学生又は学生インターンでなく、育児休暇中、無給休暇、サバティカル休暇（congé sabbatique）又は休職（disponibilité）中でない者
若者就労 RSA （RSA jeune actif）	18 歳から 25 歳までで、申請時の過去 3 年間に最低 2 年間（3,214 時間）雇用又は自営あるいは軍役に就いている者
若者両親 RSA （RSA jeunes parents）	25 歳以上で 1 人以上の子供がいる又は生まれる予定であり、学生又は学生インターンでなく、育児休暇中、無給休暇、サバティカル休暇（congé sabbatique）又は休職（disponibilité）中でない者
ひとり親 RSA （RSA parent isolé）	離婚又は別居しているひとり親又は配偶者を亡くした者で、妊娠中である場合パートナーと別居し生計をともにしないと宣誓した者

- 外国人については、支給対象者の基本要件に加えて下記の要件を満たす者に支給される。[4]
  - ➢ フランスとスイスを除く欧州経済領域（EEA）のフランス在住者の場合
    - ✧ フランスに居住する権利を保有し、申請前の 3 か月以上居住している
    - ✧ 下記のいずれかに該当する

[4] RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Revenu de solidarité active （RSA）" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N19775

- 被雇用者、雇用されていたが医療上の理由により一時的に就労できない者、職業訓練を受けている者、求職者名簿に登録されている者

➢ 欧州経済領域（EEA）外のフランス在住者の場合

✧ フランスでの就労を 5 年以上許可する在留カードを保有している

✧ 又は下記のいずれかに該当する

- 難民、無国籍者、補助的保護の受益者、在留カード又は同等の権利を付与する居住許可証を所持する外国人、ひとり親として増額を受ける権利のある者

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 申請者は RSA の申請に当たり、下記書類を提示する必要がある。これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が低所得者であることを確認する。基本要件に示したとおり、世帯収入が基準額を超えないことが求められる。
  - ➢ 身分証明書（ID カード、パスポート、滞在許可証）
  - ➢ 家族の状況を証明する書類（例：家族の戸籍謄本）
  - ➢ 住宅税の証明書のコピー
  - ➢ 銀行口座の詳細（BIC-IBAN コード付きの銀行口座明細書）
  - ➢ 居住証明書
  - ➢ 収入証明書（過去 3 か月分の収入明細）
  - ➢ 最新の所得税の課税証明書
  - ➢ 全ての貯蓄口座と貯蓄の証明
  - ➢ フランス及び海外の不動産に関する証明書
  - ➢ フランスの公的医療受給のための IC カード式保険証（Carte Vitale）又は資格証明書
  - ➢ 任意保険カード（carte de mutuelle）又は資格証明書
  - ➢ 自営業の場合は、上記に加えて専門登録簿、貸借対照表、損益計算書又は現金出納帳も提示する必要がある。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続＞

- RSA の申請は、CAF（Caisse d'Allocations Familiales）又は MSA（Mutualité Sociale Agricole）のウェブサイトからオンラインで行う。必要な書類はスキャンしてアップロードする。
- オンラインで申請することが難しい場合は、紙の申請書を使用することも可能である。申請書は CAF、MSA 又は申請者の属する地方自治体の役所で入手できる。
- 給付は、申請者が受給要件を全て満たしているかを確認した上で実施される。給付決定は、県議会議長又は県議会からの委任を受けた CCAS 又は CIAS が行い、給付事務は CAF 又は MSA が実施する。
- 給付額は定期的に見直され、受給者の事情に変更があった場合にも見直される。

＜受給者の義務＞

- 受給者は、定期的（6 か月に 1 回程度）にソーシャルワーカー（assistante sociale）と面接を行い、個人事業主であれば最低賃金を満たす仕事ができるように計画をしたり、就職活動をしている者であれば、その動向の報告をしたりする必要がある。
- また、受給者は週に 15～20 時間の教育、就労活動、及び雇用への移行活動に参加することが求められる（これには、履歴書作成のワークショップ、求人検索、デジタルトレーニングなどが含まれる可能性がある）。

⑤ 他制度優先等の補足性の要件

- RSA は特別連帯手当（ASS）又は高齢者連帯手当（ASPA：Allocation de Solidarite aux Personnes Agees）といった他の公的扶助と同時に受け取ることができるが、RSA の受給金額は ASS や ASPA の金額を差し引いた額になる（特に ASPA は RSA より高い金額のため、ASPA の金額が保持されることとなる）。

- 雇用復帰支援手当（ARE）とRSAも同時に受け取ることができるが、RSAの受給金額はAREの金額を差し引いた額になる。

⑥ 民事上の扶養義務の内容

- 扶養義務は、夫婦間と、25 歳未満の子供に対する親の義務のみ問われる。子は親の扶養義務を負わない。25 歳以上の子供が親と同居している場合は、単身者として RSA を受給することができる。

⑦ 給付内容

- RSA は、基準額と収入の差分を支給する差額手当（allocation différentielle） であり、下記の計算式で受給額が求められる。
  - RSA=基準額（montant forfaitaire）−{世帯収入（ressources du foyer）+住宅手当の基準額（forfait logement）}
- 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの期間における基準額（月額）は下記のとおり。

25 歳以下の子供の数	単身者	ひとり親	カップル
0 人	607.75 ユーロ	780.42 ユーロ (妊娠中)	911.63 ユーロ
1 人	−	1,040.57 ユーロ	1,093.95 ユーロ
2 人	−	1,300.71 ユーロ	1,276.28 ユーロ
(3 人以上の場合) 子供 1 人につき加算	−	260.14 ユーロ	243.10 ユーロ

（参考）2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの期間における住宅手当の基準額（forfait logement）は下記のとおり

世帯員数	住宅手当の基準額（forfait logement） 月額
1 人	72.93 ユーロ
2 人	145.86 ユーロ
3 人以上	180.50 ユーロ

- 基準額は、2015 年までは毎年、その年のインフレ予測に合わせて調整されていた。2016 年以降は、4 月 1 日に過去 12 か月間のインフレ率に合わせて調整されている。2023 年 4 月 1 日には、2022 年 7 月 1 日に施行され、2022 年 8 月 16 日の購買力保護のための緊急措置に関する法律により導入された 4.0%の再評価に加え、1.6%の再評価が行われた。

⑧ 平均受給期間

- RSA は受給要件を満たす限り給付される。
- 2011 年～2020 年における、年齢層別の平均受給期間は下記のとおり。
  - 35～44 歳：5.7 年
  - 45～54 歳：6.2 年
  - 55～64 歳：6.6 年

⑨ 実施体制、財源、国と地方の関係

- RSA は各県の県議会が管理し、財源を負担する。CAF（家族手当金庫）及び各県の農業社会共済組合（MSA）は県の委託を受け、県及び国から RSA の支払資金を受領し、受給者の審査から給付に係る全ての事務を行う。

⑩ 施行状況に係る基礎データ

RSA の受給世帯数推移（毎年末の推計値）

2018	2019	2020	2021	2022
1,903,800	1,916,100	2,058,100	1,930,900	1,886,800

RSA の性別･世帯構成別受給者数（2022 年）

	受給者数（人）	全受給者数に対する割合（%）
女性	1,146,000	54.2
扶養家族のいない独身女性	357,300	16.9
扶養家族 1 人を持つ独身女性	236,800	11.2
扶養家族 2 人を持つ独身女性	168,300	8.0
3 人以上の扶養家族を持つ独身女性	156,000	7.4
扶養家族のいないカップルの女性	48,000	2.3
扶養家族 1 人を持つカップルの女性	47,600	2.3
扶養家族 2 人を持つカップルの女性	55,400	2.6
3 人以上の扶養家族を持つカップルの女性	42,000	2.0
4 人以上の扶養家族がいるカップルの女性	34,600	1.6
男性	968,300	45.8
扶養家族のいない独身男性	690,500	32.7
扶養家族 1 人を持つ独身男性	27,200	1.3
扶養家族 2 人を持つ独身男性	23,100	1.1
3 人以上の扶養家族を持つ独身男性	48,000	2.3
扶養家族のいないカップルの男性	47,600	2.3
扶養家族 1 人を持つカップルの男性	55,400	2.6
扶養家族 2 人を持つカップルの男性	42,000	2.0
3 人以上の扶養家族を持つカップルの男性	34,600	1.6
合計	2,114,300	100

4. 特定の対象者に対する給付

a） 高齢者

(1) 高齢者連帯手当（ASPA : Allocation de solidarité aux personnes âgées）

① 制度の概要

- 高齢者連帯手当（Allocation de solidarité aux personnes âgées（以下 ASPA という。））は、拠出制の老齢年金を補足する無拠出制の最低所得保障制度である。ASPA は年金を積立てしていない場合や、年金や諸手当を含めても年間所得が一定額に満たない 65 歳以上の高齢者を対象とした、世帯収入と給付基準額の差額分が給付される差額手当（allocation differential）である。
- 2006 年 1 月 1 日に、それまでの老齢被用者手当（AVTS）、配偶者と離別した多子母親老齢手当（AMF）、老齢被用者配偶者終身手当（secours viager）、老齢最低保障手当（minimum vieillesse）及び老齢特別手当（ASV）が ASPA に一本化された。
- 関係法令は社会保障法（Code de la sécurité sociale）の D815-1 条ほかである。

② 支給対象者・世帯の要件

- 支給対象者の基本要件は以下のとおり。
  - 65 歳以上の者
  - 退役軍人又は障がい者の場合、60 歳から 62 歳以上の者（生年により受給開始年齢が異なる）。なお、障がい者の場合は 65 歳以前の受給に当たり、下記のいずれかを満たす必要がある。
    - ✧ 後遺障がい率が 50%以上である
    - ✧ 就労に適さないと認められ、恒久的な障がい率が 50%である
    - ✧ 障がいによる早期退職をしている
  - フランス又は社会保障法第 L751-1 条に記載されているコミュニティ（グアドループ、フランス領ギアナ、マルティニーク、レユニオン、サンバルテルミー、サンマルタン）のいずれかに安定的かつ定期的に居住している者（年間 9 か月以上）
    ※2023 年 9 月から、従来の年間 6 か月以上から 9 か月以上に引き上げられた
  - 申請時から過去 3 か月間の収入を年額又は月額に引き直した金額が以下を超えないこと。

	年額収入	月額収入
単身者	12,144.24 ユーロ	1,012.02 ユーロ
カップル（既婚、同棲、又はシビルパートナーシップ）	18,853.92 ユーロ	1,571.16 ユーロ

- ASPA の資格を得るための国籍要件はないが、外国籍の場合は下記いずれかに該当する必要がある。
  - 10 年以上の就労を許可する居住許可証を保持している
  - 難民、無国籍者、外国人の入国及び居住及び庇護の権利に関する法典第 L314-11 に規定された条件の下でフランスのために戦ったか補助的保護の恩恵を受ける者
  - 欧州連合（EU）の加盟国、欧州経済領域（EEA）協定の他の締約国（アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）、又はスイス連邦の国民であること（社会扶助家族法典第 L262-6 条に記載されている条件のもとにおいて）。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 申請者は ASPA の申請に当たり、下記書類を提示する必要がある。これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が低所得者であることを確認する。基本要件に示したとおり、単身の場合は月額 961.08 ユーロ（年額 11,533.02 ユーロ）、カップルの場合は月額 1,492.08 ユーロ（年額 17,905.06 ユーロ）を超えない収入であることが求められる。
  - 身分証明書のコピー
  - 直近の住所を証明する書類
  - 直近の所得税通知書及び該当する場合はパートナーの所得税通知書

- 外国人の場合、欧州経済領域及びスイスの国民である場合を除き、外国籍の被保険者の居住許可証及び（又は）フランスに居住している場合はパートナーの居住許可証

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続＞

- 申請は、年金を支払っている国民老齢保険基金（CNAV）（寡婦又は寡夫の場合は配偶者に年金を支払っている基金）に申請書を提出する。なお、申請書はフランス政府のウェブサイトからダウンロード可能である。
- 複数制度から年金を受給している場合、以下の優先順位に基づき決められた機関に申請書を提出しなければならない。
  1. 農業制度の下で非会社員として年金を受給しており、申請日に農業従事者であった場合は、農業共済組合年金基金（caisse de retraite de la mutualité agricole）に申請
  2. 一般会社員制度から老齢年金を受給している場合は、その年金基金に申請
  3. 最も高い年金を支払っている団体に申請

  ※なお、どの強制老齢基礎保険制度にも加入していない人については、2020 年 1 月 1 日以降、管轄機関が CDC（Caisse des dépôts et consignations）ではなく、CCMSA（Caisse centrale de la mutualité sociale agricole）が運営する SASPA（Service de l’allocation de solidarité aux personnes âgées）となった。

＜受給者の義務＞

- 受給者は、財源の申告など特定の義務を負う。
  - 受給者は、年金、退職金、年金、賃貸収入などの財源を毎年申告する必要がある。申告を怠ると、ASPA の支給が停止される可能性がある。
  - 受給者は、財源に関して要求された全ての情報を提供する義務がある。
  - 受給者は、収入額や家族の状況、居住地に変更があった場合は、年金基金に届け出なければならない。

⑤ 給付内容

- ASPA は、基準額と収入の差分を支給する差額手当（allocation différentielle） であり、下記の計算式で受給額が求められる。なお、基準額は「②支給対象者・世帯の要件」における収入上限と同一である。
  - ASPA =基準額−世帯収入
- 2024 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間における基準額は下記のとおり。

	年額収入	月額収入
単身者	12,144.24 ユーロ	1,012.02 ユーロ
カップル（既婚、同棲、又はシビルパートナーシップ）	18,853.92 ユーロ	1,571.16 ユーロ

- ASPA の金額（＝ASPA 支給のための収入上限）は、毎年 1 月 1 日に再評価される。この再評価には、再評価日の前月に INSEE（フランス統計局）が公表した直近 12 か月の消費者物価指数に基づいて算出された、タバコを除く消費者物価の年平均値の変動に等しい係数が適用される。この係数が 1 より小さい場合は、この値まで増額される（この規定は、マイナス・インフレの場合に ASPA の額が減額されるのを避けることを意図している）。

⑥ 平均受給期間

- ASPA は受給要件を満たす限り給付される。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- ASPA の給付は全額が国庫負担で賄われている。
- ASPA は、CCMSA（Caisse centrale de la mutualité sociale agricole）が運営する SASPA（Service de l’allocation de solidarité aux personnes âgées）が管理を行っている。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

ASPA の受給者数推移（毎年末の推計値）

2018	2019	2020	2021	2022
568,100	601,600	635,300	656,900	691,900

b） 失業者

(1) 雇用復帰支援手当（ARE : Allocation d'Aide au Retour à l'Emploi）

① 制度の概要

- 雇用復帰支援手当（ARE : Allocation d'aide au retour à l'emploi）は、雇用契約の終了等本人に帰責しない事由により失業した求職者を対象に給付される手当である。
- 受給には、申請者の年齢に応じて 24 か月又は 36 か月の基準期間に 130 日又は 910 時間の就労実績があること、求職者登録をして求職活動をしていること、法定定年に達していないこと、最後の職場を自発的に辞めていないこと等を要する。
- 関係法令は以下である。
  - 労働法（Code du travail）の L5421-1～L5421-4 条、L5422-1～L5422-2-2 条、L5425-1～L5425-2 条ほか

② 給付内容

- ARE は、ボーナスを含め、契約終了前の 24 か月間又は 36 か月間（年齢による）に確認された勤務初日から最終日までの期間に受け取った賃金を基に計算される。

給与水準に応じた ARE の計算（2023 年 7 月 1 日時点の指標額）

月額総収入	日額給付額
1,281.15ユーロ 未満	月額総収入の日額の 75.0%
1,281.15 以上1,403.38ユーロ 未満	最低日額給付額€31.59
1,403.38 以上 2,372.87ユーロ 未満	月額総収入の日額の 40.4%＋ 1日当たり12.95ユーロ
€2,372.87 以上€14,664.00ユーロ 未満	月額総収入の日額の 57.0%

- なお、基準額は日額で示されるが、実際の給付は月当たりで行われる。

③ 最新の受給者数

- 2023 年 3 月末時点の受給者数は 2,342,583 人であり、これはフランスの人口の約 3.6%に該当する。

(2) 失業ひとり親養育手当（AGEPI : Aide à la garde d'enfants pour parent isolé）

① 制度の概要

- 失業ひとり親養育手当（AGEPI : Aide à la garde d'enfants pour parent isolé）は、求職中で 10 歳未満の子供を扶養するひとり親を対象とした手当である。
- 受給に当たっては、無期契約、有期契約、連続 3 か月以上の臨時雇用契約による復職又は通信教育を含む 40 時間以上の職業訓練コースに参加すること、失業手当を受給していないこと又は受給している場合は失業給付日額が 31.59 ユーロ以下であることが求められる。
- 関係法令は以下である。
  - 2022 年 11 月 23 日付フランス労働審議会（旧雇用庁）第 2022-57 号：失業ひとり親養育手当（Délibération France Travail （anciennement Pôle emploi） n°2022-57 du 23 novembre 2022 : Agepi）

② 給付内容

- 手当給付額は子供の数と週当たりの就労又は職業訓練活動時間により決定される。

AGEPI（失業ひとり親養育手当）の月額給付額（2023 年 7 月 1 日時点）

子供の数	就労又は職業訓練活動時間	
	週15時間未満 （又は月64時間未満）	週15時間以上 35時間未満
1 人	176.80 ユーロ	416.00 ユーロ
2 人	202.80 ユーロ	478.40 ユーロ
3 人以上	228.80 ユーロ	540.80 ユーロ

※マヨット島では上記額が異なる。

(3) 特別連帯手当（ASS：Allocation de solidarité spécifique）

① 制度の概要

- 1984 年に創設された特別連帯手当（Allocation de solidarité spécifique（以下、ASS という。））は、労働法典（Code de travail）L5141-3 条を根拠とし、失業保険制度の権利を使い果たした求職者又は 50 歳以上で失業保険を受給しており、ASS の受給を選択する求職者（この場合、失業保険手当の支給は停止される）を対象とした最低生活保障のための無拠出の制度である。
- ASS は、失業保険手当給付制度である支給期間が最長 3 年の雇用復帰支援手当（ARE）や、求職訓練修了者手当（REF）の受給が満了した失業者に対して、失業保険ではなく国庫負担で支援するもので、事業の管理運営は雇用センターが行う。

② 支給対象者・世帯の要件

＜対象＞

- 失業者であり、就労できる者
- 求職活動を前向きに行える者
- 雇用復帰支援手当（ARE）や、求職訓練修了者手当（REF）の受給が満了している者
- 過去 10 年間に雇用形態を問わず 5 年間以上就労した者。育児のために就労しなかった場合、就労期間の要件が子供 1 人につき 1 年（上限 3 年まで）免除される。

＜収入・資産要件＞

- 過去 12 か月間における月額収入の平均が、単身者で 1,271.90 ユーロ、カップル 1,998.70 ユーロを超えないこと。月額収入には失業手当や家族手当、住宅手当等は含まない。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入要件があるため、ある。所得調査（インカムテスト）だけで支給を決定し、預貯金・仕送り・不動産価値（家賃収入を除く）は収入認定されない。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続き＞

- ASS の受給申請書は失業手当の終了時に労働省（France Travail）から送られるため、それに従い申請を行う。また、受給期間は 6 か月とされ、期間終了時に労働省から更新リクエストが送られる。

＜受給者の義務＞

- 適用要件に関する事項の変更は直ちに届け出なければならない。

⑤ 給付内容

- 月初めに前月分の手当てが支払われる。
- 2023 年の ASS の月額給付額は以下のとおりである。

ASS の給付額

区分	過去 12 か月の月額収入の平均	月当たり給付額
単身者	726.80 ユーロ 未満	545.10 ユーロ
	726.80 ユーロ 以上 1,271.90 ユーロ未満	1,271.90 ユーロから月額収入を差し引いた金額
カップル	1,453.60 ユーロ 未満	545.10 ユーロ
	1,453.60 ユーロ 以上 1,998.70 ユーロ未満	1,998.70 ユーロから月額収入を差し引いた金額

⑥ 平均受給期間

- 受給期間は 6 か月とされ、6 か月ごとに更新手続が行われる。
- 2011 年から 2020 年の平均受給年数は、35 歳～44 歳で 3.4 年、45 歳～54 歳で 4.8 年、55～64 歳で 5.3 年とされている。[5]

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 雇用局が所管し、給付手続きを行う。
- 給付は全額が国庫負担で賄われている。ASS の支出は 2021 年には 21 億ユーロに達し、全社会ミニマム支出の 7%に相当する。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

ASS の受給者数の推移（人、毎年末の推計値）

2018	2019	2020	2021
379,700	351,500	354,700	321,900

（DRESS 統計資料を基に整理[6]）

[5] https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/publications-communique-de-presse-documents-de-reference/panoramas-de-la-drees/minima-sociaux-et, p.199, 表 5

[6] https://data.drees.solidarites-sante.gouv.fr/explore/dataset/donnees-mensuelles-sur-les-prestations-de-solidarite/information/, Tableau 1

2021 年における ASS 受給者の構成

ASS 受給者の構成		
受給者数		321,900
受給者の性別	女性	47%
	男性	53%
受給者の年齢層	30 歳未満	1%
	30～39 歳	15%
	40～49 歳	26%
	50～59 歳	40%
	60 歳以上	18%
受給者の世帯構成	単身者	66%
	カップル	34%
受給者の受給年数	1 年未満	30%
	1 年以上 2 年未満	14%
	2 年以上 5 年未満	23%
	5 年以上 10 年未満	21%
	10 年以上	12%
受給者の雇用センターへの登録年数	2 年未満	13%
	2 年以上 3 年未満	15%
	3 年以上 5 年未満	20%
	5 年以上 10 年未満	30%
	10 年以上	22%

（DRSSS Minima sociaux et prestations sociales（社会的最低基準及び社会的利益）2023 年度版シート 23「特定連帯引当金（ASS）」表 1 を抽出）

c） 障がい者

(1) 障がい年金 （La pension d’invalidité）

① 制度の概要

- フランスでは障がいは疾病の延長とみなされ、障がい年金は疾病保険制度から支給される。この障がい年金は、支給が認められると、老齢年金の受給が開始されるまで支給される。
- 対象者は以下のとおりである。
  - 疾病保険の被保険者であること
  - 私傷病の結果、労働・稼得能力が 3 分の 2 以上減退していること
  - 労働の停止又は障がいの確認があった月の初日の時点で 12 か月以上の被保険者期間があること
  - 直前の 12 か月に 600 時間の労働時間がある、又は最低成長賃金（Smic：Salaire minimum interprofessionnel de croissance）の 2,030 倍に当たる賃金に課せられる保険料を納付していること

② 給付内容

- 申請者は以下の 3 つのカテゴリーに分類され、給付額が決定される。給付は月単位で行われる。
- なお、報酬比例年金であることから、算定基礎となる平均賃金が低ければ年金額も少なくなる。そこで、年金額が少額になることを防ぐため、障がい年金については最低保証額が設定されている。

障がい年金（La pension d’invalidité）の給付額（2024 年 1 月確認時点）

分類	定義	給付額の算定式	月当たり最低給付額	月当たり給付上限額
カテゴリー1	就労が可能な者	被保険者期間のうちで高かった 10 年の平均年収の 30%	311.56 ユーロ	1,159.20 ユーロ
カテゴリー2	就労は不可能だが第三者の介護を必要としない者	同平均賃金の 50%		1,932.00 ユーロ
カテゴリー3	就労が不可能で第三者の介護を必要とする者	同平均賃金の 50%に加え、第三者介護加算として＋40%が加算		1,833.00 ユーロ

③ 最新の受給者数

- 2021 年末の受給者数は約 82 万 7000 人であり、これはフランスの人口の約 1.3%に該当する。

(2) 成人障がい者手当（AAH：Allocation aux Adultes Handicapés）

① 制度の概要

- 1975 年に創設された成人障がい手当（Allocation aux adultes handicapés（以下、AAH という。））は、社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L757-1 条を根拠法とし、疾病保険から支給される障がい年金の支給条件は満たさないが、一定の条件を満たす障がい者を対象とした非拠出型の扶助制度である。
- 給付に当たっては障がい、年齢、居住地、資力に関する一定の基準を満たす必要があり、CDAPH（Commission des droits pour l'autonomie des personnes handicapées：障がい者の権利と自立のための委員会）が給付可否の審査を行う。

② 支給対象者・世帯の要件

＜対象＞

- 以下要件を満たし、障がいを有する者が対象となる。
  - 20 歳以上（ただし、実家から出る等により親の扶養から外れる場合は 16 歳以上が申請可能）
  - CDAPH が定める障がいの程度が 80%以上（重篤な能力障がい）の者
  - 障がいの程度が 50%以上 80%未満（通常の活動を行う能力の部分的又は全面的に減退）であり、就労に当たって重大かつ永続的な支障があると CDAPH が認定した者
  - フランス国籍を有する者（外国籍の場合にはフランスに 3 か月以上在住する等の要件を満たす者）

＜収入・資産要件＞

- 資産要件はないが、前々年の年間収入が以下を超えないことが要件である。
- なお、2023 年 10 月 1 日以降、計算方法が変わり、夫婦であっても、申請者 1 人当たりの所得を基に単身者として計算される。これは、夫婦として同居している人（結婚、PACS、同棲）の所得が考慮されなくなったことを意味する。ただし、単身者として計算されることが申請者にとって経済的に不利になる場合は、夫婦としての収入が引き続き考慮される。

AAH 受給に当たっての年間収入要件（ユーロ）（2024 年 1 月確認時点）

世帯構成	単身者	夫婦（例外的に）
子供なし	11,656 ユーロ	21,098 ユーロ
子供 1 人	17,485 ユーロ	26,926 ユーロ
子供 2 人	23,313 ユーロ	32,755 ユーロ
子供 3 人	29,141 ユーロ	38,583 ユーロ
子供 4 人	34,969 ユーロ	44,411 ユーロ

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入要件があるため、ある。考慮されるのは、前々年の納税通知書の純所得欄に記載されている所得であり、以下などが該当する。
  - 商業活動、工芸活動、自由活動、農業活動からの収入
  - 給与、年金、終身年金、特定の会社の経営者や共同経営者の報酬
  - 労働補助施設又はサービス（Ésat）で働く場合に支払われる保証報酬。
  - ただし、財産からの収入、すなわち賃貸住宅で受け取る家賃は、財源を計算する際に全額考慮される。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続き＞

- 居住地によって申請手続きが異なる。以下はパリ（イルドフランス地方）の一例である。
- A 申請
  - 必要フォームに記入した上で、補足書類（診断書を含む）を添付し、最寄の MDPH（県障がい者センター）に郵送で申請を行う。
  - 申請後、ファイル番号とともに受領通知（notification）がメールで届く。
- B 審査
  - MDPH は、申請者のニーズと提出書類に記載された情報に基づいて、審査を行う。審査には最長 4 か月を要する。
  - その後、MDPH は CDAPH の会議を開催し、申請を許可するかどうかを決定する。
- C 給付の決定・通知
  - MDPH は CDAPH から 4 週間以内に決定書を申請者へ郵送する。
  - MDPH は、AAH の支払いを担当する CAF 又は MSA に決定書のコピーを送付する。
- D 給付
  - CAF 又は MSA は、管理条件（年齢、資力、居住地、国籍）を確認した後、給付額を算定し、給付を行う。

＜受給者の義務＞

- 適用要件に関する事項の変更は直ちに届け出なければならない。

⑤ 給付内容

- 実際の所得と、給付限度額との差分を支給する差額手当であり、CDAPH によって評価された医学的・社会的基準に基づいて給付される。

- 2024 年 1 月確認時点での最大給付額は月当たり 971.37 ユーロである。
- また、2022 年 1 月より、新たな税制上の手当が導入され、現行の比例手当 20%の代わりに、AAH 受給者の配偶者の所得に一律 5,000 ユーロの手当が適用された。また、扶養する子供 1 人につき 1,100 ユーロを 5,000 ユーロに上乗せすることができる。

⑥ 平均受給期間

- 適用期間の制限については以下のとおりである。
  - 障がいの程度が 80%以上（重篤な能力障がい）の受給者は、最長 10 年間の支給期間、又は障がいが改善する可能性がない場合には期限なしの支給が適用される。期限なしの支給が付与されなかった場合は、付与された期間の終了前に、初回申請と同じ方法で再申請することができる（記入・添付書類は同じ）。
  - 障がいの程度が 50%以上 80%未満（通常の活動を行う能力の部分的又は全面的に減退）の受給者は、1～2 年間の支給期間、又はその間に障がいが改善する可能性がない場合は、1～5 年間の支給期間が適用される。付与された期間の終了前に、初回申請と同じ方法で再申請することができる（記入・添付書類は同じ）。
- 2011 年から 2020 年における平均受給年数は、8.1 年とされている。[7]

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- MDPH（県障がい者センター）及び CDAPH（障がい者の権利と自立のための委員会）が申請受理や審査等を行った後、CAF 又は MSA が給付額の算定と給付を行う。
- 財源は全額国庫負担となっている。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

AAH の受給者数の推移（人、毎年末の推計値）

2018	2019	2020	2021
1,194,500	1,221,500	1,237,800	1,252,300

（DRESS 統計資料を基に整理[8]）

[7] https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/publications-communique-de-presse-documents-de-reference/panoramas-de-la-drees/minima-sociaux-et, p.199, 表 5

[8] https://data.drees.solidarites-sante.gouv.fr/explore/dataset/donnees-mensuelles-sur-les-prestations-de-solidarite/information/, Tableau 1

2021 年における AAH 受給者の構成

		AAH 受給者の構成		
		障がい率 50～79%	障がい率 80%以上	パッケージ
受給者数		615,400	636,300	1,252
受給者の性別	女性	49%	47%	48%
	男性	51%	53%	52%
受給者の年齢層	20～29 歳	15%	11%	13%
	30～39 歳	18%	15%	17%
	40～49 歳	24%	21%	22%
	50～59 歳	34%	31%	33%
	60 歳以上	8%	22%	15%
受給者の世帯構成	単身者・子供なし	68%	77%	73%
	単身者・子供あり	8%	3%	6%
	夫婦・子供なし	12%	13%	13%
	夫婦・子供あり	11%	6%	9%
給付レート	正規額	60%	60%	60%
	割引額	40%	40%	40%
増額受給者	自立生活サプリメント（MVA）[9]の受給者	対象外	26%	13%
	所得補てん（CPR）[10]の受給者	対象外	8%	4%
雇用庁に登録している受給者		18%	5%	12%

（DRSSS Minima sociaux et prestations sociales（社会的最低基準及び社会的利益）2023 年度版 シート 25「障がい者手当（AAH）」表 1 を抽出）

(3) 障がい者補足手当（ASI：Allocation supplémentaire d'invalidité）

① 制度の概要

- 1975 年に創設された障がい者補足手当（Allocation supplémentaire d'invalidité（以下、ASI という。））は、社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L815-24 条を根拠法とし、ASPA（高齢者連帯手当）の受給年齢に満たない障がい者を対象とする最低所得保障制度である。

② 支給対象者・世帯の要件

＜対象＞

- 障がいにより、稼得能力が 3 分の 2 以下に減少している者
- フランスに居住し、以下いずれかの年金給付を受けている者
  - ➢ 障がい年金、遺族年金、遺族障がい年金、障がい者早期退職年金、労災早期退職年金

＜収入・資産要件＞

- 世帯月収が以下の上限額を超えないこと。なお、過去 3 か月の世帯月収が上限を超える場合は、直近 12 か月の収入（世帯年収）が以下を超えないこと。

[9] 自立生活サプリメント（Majoration pour la Vie Autonome）は、家を維持するための継続的な費用（例えば、障がいに合わせた家の改修など）を援助する経済的援助あり、障がい者手当（AAH）又は補足的障がい者手当（ASI）を受給している場合に申請が可能である。

[10] 所得補てん（Le complément de ressources）は、後遺障がい率が 80%を超える人に対する障がい者手当（AAH）の補てんであり、就労能力が最も低い人の自立生活を支援することを目的としていたが、2019 年、MVA に代替された。

ASI 受給に当たっての収入要件（ユーロ）（2024 年 1 月確認時点）

世帯構成	世帯月収	世帯年収
単身者	1,505.01 ユーロ	10,601.50 ユーロ
配偶者と同居	860.00 ユーロ	6,360.90 ユーロ

- 収入には年金や成人障がい者手当（AAH）を含み、住宅手当、軍人恩給などは含まない。配偶者と同居している場合、双方の収入で判断される。

③ ミーンズテスト･インカムテストの内容

- 収入要件があるため、ある。所得調査（インカムテスト）だけで支給を決定し、預貯金･仕送り･不動産価値（家賃収入を除く）は収入認定されない。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続き＞

- 受給している年金の種類によって申請手続きが異なるが、申請書に記入した上で、必要書類を添えて、各種年金の支払機関（疾病保険金庫（Caisse nationale de l'Assurance：CNAM）、農業社会共済組合（Mutualite Sociale Agricole：MSA）、全国老齢保険金庫（Caisse nationale d'assurance vieillesse：CNAV）に送付を行う。

＜受給者の義務＞

- 適用要件に関する事項の変更は直ちに届け出なければならない。

⑤ 給付内容

- 給付基準額は収入要件に示された上限額と同様である。

ASI の月当たり給付額（2024 年 1 月確認時点）

世帯構成	月額世帯収入	月当たり給付額
単身者	860.00 ユーロ未満	860.00 ユーロと月収との差額
配偶者と同居し、どちらかが受給対象者の場合	956.56 ユーロ未満	548.44 ユーロ
	956.56 ユーロ以上 1,505.01 ユーロ未満	1,505.01 ユーロと世帯月収との差額
配偶者と同居し、双方が受給対象者の場合	1,505.01 ユーロ未満	1,505.01 ユーロと世帯月収との差額

⑥ 平均受給期間

- 適用期間として、ASPA（高齢者連帯手当）の受給開始まで、給付される。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 各種年金の支払機関（疾病保険金庫（Caisse nationale de l'Assurance：CNAM）、農業社会共済組合（Mutualite Sociale Agricole：MSA）、全国老齢保険金庫（Caisse nationale d'assurance vieillesse：CNAV）が給付手続きを行う。
- 財源は全て国庫負担であったが、2021 年 1 月 1 日以降は、国ではなく CNAM から支給されている。

⑧　施行状況に係る基礎データ

ASI の受給者数の推移（人、毎年末の推計値）

2017	2018	2019	2020	2021
70,300	70,300	68,900	67,100	67,200

（DRSSS Minima sociaux　et prestations sociales（社会的最低基準及び社会的利益）2023 年度版シート 26「障がい者補足手当（ASI）」グラフ 1 を抽出）

2021 年における ASI 受給者の構成

		ASI 受給者	全ての障がい年金受給者
受給者数		67,200	826,600
受給者の性別	女性	50%	55%
	男性	50%	45%
受給者の年齢層	20～24 歳	0.1%	0.2%
	25～29 歳	1%	1%
	30～39 歳	7%	6%
	40～49 歳	23%	18%
	50～59 歳	54%	54%
	60 歳以上	15%	20%
障がいのカテゴリー[11]	1	17%	27%
	2	80%	71%
	3	3%	2%

（DRSSS Minima sociaux　et prestations sociales（社会的最低基準及び社会的利益）2023 年度版シート 26「障がい者補足手当（ASI）」表 1 を抽出）

(4)　障がい補償給付（PCH：Prestation de compensation du handicap）

①　制度の概要

- 障がい者保障給付（Prestation de compensation du handicap（以下、PCH という。））は、社会生活を含む日常生活における障がい者の自律性の喪失を補うことを目的とした経済的援助である。
- PCH を受給するに当たり、自律性、年齢、居住地等に関する条件を満たす必要がある。
  - 自律性：以下のいずれかの状態にあること
    - 活動リストに記載されている重要な日常活動（洗濯など）のいずれかを実行するのに絶対的な困難があること。絶対的な困難は手助けなしではその活動が全く完了できない場合を指す。
    - 又は活動リストにある少なくとも 2 つ重要な日常活動（洗濯や歩行など）を実行するのに深刻な困難があること。深刻な困難は障がいを有することでその活動が困難である場合を指す。
  - 年齢：20 歳以上 60 歳未満であること。なお、20 歳未満で障がい児教育手当（AEEH）を受給している場合は、PCH を受給することができる。
  - 居住地：自宅又は施設（社会福祉施設、医療施設、保健施設）で生活していること
  - 収入・資産：なお、ミーンズテスト・インカムテストはないが、収入によって給付額が決定される。年間リソースが 29,061.72 ユーロ以下の場合は 100%、それより高い場合は 80%の費用がカバーされる。

[11] 2021 年に最後に受給した年金の種類による。カテゴリー1：就労可能な者。カテゴリー2：全く働くことができない者。カテゴリー3：全く働くことができず、日常業務を遂行するために第三者の援助を必要とする者。

② 給付内容

- PCH には、①人的支援、②技術的補助、③住宅改修、車両改修、追加交通費、④特定又は例外的な補助、⑤動物介助の 5 つの形式の援助が含まれ、それぞれに上限額が定められている。
  - ➢ ①人的援助
    - ✧ 家族介護者（この扶助を提供するために雇用されていない家族の一員）、従業員、又はホームアシスタンスサービスプロバイダーによって提供される、第三者の費用をカバーするために使用される。
    - ✧ 例えば、第三者を直接雇用する場合は最大で 1 時間当たり 17.58 ユーロが支払われる。
  - ➢ ②技術的補助
    - ✧ 障がいを補うための器具（車椅子など）の購入やレンタルを目的としたものである。
    - ✧ 補助率は、その補助器具が社会保障制度によって払い戻される製品・サービスリスト（LPPR）にあるかどうかによって決まるが、10 年間で最大 13,200 ユーロが援助される。
  - ➢ ③住宅改修、車両改修、追加交通費
    - ✧ 住宅改修は、障がいを補うために家で行われる工事の一部を支払うことを目的とし、10 年間につき最大 10,000 ユーロが援助される。
    - ✧ 車両改修は、障がいを補うための車両改修費用（10 年間で最大 10,000 ユーロ）と、移動に伴う追加費用（10 年間で最大 24,000 ユーロ）が援助される。
  - ➢ ④特定又は例外的な補助
    - ✧ 障がいに関連する恒久的かつ予見可能な費用で、PCH の他の要素では考慮されないものである。例えば、車椅子の維持費などである。月額で最大 100 ユーロが援助される。
    - ✧ 例外的な費用とは、障がいに関連し、PCH の他の要素では考慮されない単発的な費用である。例えば、介護用ベッドの修理費などが含まれる。10 年間で最大 6,000 ユーロが援助される。
  - ➢ ⑤動物介助
    - ✧ 動物（盲導犬など）の購入と維持を目的とする。この場合、その動物は資格のある指導員によって訓練されていなければならない。10 年間で最大 6,000 ユーロが援助される。
- PCH の支払いには以下の原則がある。
  - ➢ 補償は障がい者が負担した費用に限られる（補助書類（見積書や請求書）の提出が必要）。
  - ➢ 年金基金を含む社会保障基金から支払われる同種の法律扶助（「第三者補足」）は、PCH の金額から差し引かれる。

③ 最新の受給者数

- 2020 年末時点の受給者数は 34 万 7,100 人であり、これはフランスの人口の約 0.5%に該当する。

(5) 障がい児養育手当（AEEH : Allocation d'éducation de l'enfant handicapé）

① 制度の概要

- 障がい児養育手当（Allocation d'éducation de l'enfant handicapé（以下、AEEH という。））は、障がいを持つ 20 歳未満の子供の養育費を補てんするための手当である。
- AEEH の受給に当たっては、対象となる子供が以下の要件を満たす必要がある。
  - ➢ 障がいの程度が 80%以上、又は 50%以上 80%未満で、CDAPH（障がい者の権利と自立のための委員会）が推奨する医療・社会的施設やサービス、障がいに関連した適応教育制度、障がいに関連したケア及び/又はリハビリテーションによるサポートを受けていること（滞在費の全額を健康保険制度、国又は県によって負担される寄宿学校等に入っている場合、対象外となる。）
  - ➢ フランスに永住していること
  - ➢ 20 歳未満であること
  - ➢ 職業収入が最低賃金月額の 55%（971.80 ユーロ）以下であること
- 申請に当たっては、居住地の MDPH（県障がい者センター）に必要書類を提出する。

② 給付内容

- 142.70 ユーロが基礎額として毎月給付される。
- 基礎額に加え、子供の障がいの程度に応じて追加で補足手当が給付される。補足手当の給付は、CDAPH（障がい者の権利と自立のための委員会）が、子供の障がいの程度を 6 段階で判定した結果を基に行われる。
- また、ひとり親の場合には、子供の障がいの程度がレベル 1 に分類されない限り、補足手当が給付される。

③ 最新の受給者数

- 2020 年末時点の受給者数は 37 万 2,100 人であり、これはフランスの人口の約 0.6%に該当する。

d） 就労者

(1) 就業奨励金（PA：Prime d'activité）

① 制度の概要

- 2016 年に就労 RSA（RSA d’activité）と雇用のための手当（Prime Pour l’Emploi）が廃止され、就業奨励金（PA：Prime d'activité）に置き換わった。活動手当は就労収入がほどほどの（revenus modestes）18 歳以上の就労者、公務員、自営業者を対象に、本人の就労収入と家族構成及び構成員の就労収入に応じて支給され、家計の全体収入が漸増するように設計されている。なお、PA は国が全額を負担する。
- 受給に当たっては、18 歳以上であること、職業活動をしており適度な収入があること、フランスに安定的かつ効果的に居住することが求められる。
  ※外国人の場合は、別途要件がある。
- 申請手続は家族手当金庫（CAF）又は農業社会共済組合（MSA）が提供するオンラインサービスによって可能である。
- 関連法令は以下である。
  - 社会保障法（Code de la sécurité sociale）の L842-1～L842-8 条、R842-1～R842-5 条、R843-1～R843-2 条、R844-1～R844-5 条、R845-1～R845-3 条、R846-1～R846-9 条、D843-1～D843-3 条、L845-1～L845-6 条、D846-2 条
  - 2023 年 5 月 4 日付政令第 2023-343 号 活動手当の定額引き上げ（Décret n° 2023-343 du 4 mai 2023 portant revalorisation du montant forfaitaire de la prime d'activité）

② 給付内容

- PA の計算式は以下のとおり。
  - PA の支給額＝（定額＋増額分＋収入の 61%＋個人ボーナス）-世帯収入を考慮した額
- 定額（活動手当を計算する際の基準額）は 595.25 ユーロである。
- 増額とは、世帯の構成や扶養する子供の数によって追加される金額である。
- 個人ボーナスとは、職業上の月収（過去 3 か月の平均）に応じて変動するボーナスであり、平均月給が 687.35 ユーロ以上の場合に支払われる。ボーナスの額は収入に応じて増加するが、平均給与が 1,398.00 ユーロを超える場合は 173.22 ユーロとなる。

③ 最新の受給者数

- 2022 年 12 月末時点の受給者数は 4,618,700 人であり、これはフランスの人口の約 7.1%に該当する。

e） 難民

(1) 難民申請者手当（ADA : allocation pour demandeur d'asile）

① 制度の概要

- ADA（allocation pour demandeur d'asile : 難民申請者手当）は、従来の待機一時手当（ATA）及び月額生活手当（AMS）に代わり 2015 年から実施されている、難民を対象とした最低生活保障制度である。難民申請後 6 か月間は労働が許可されていないため、援助が提供される。ADA の支給額は、申請者の家族構成などにより異なる。
- 関係法令は以下である。
  - 外国人入国・在留法典（Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile）L553-1 条～L553-3 条

② 支給対象者・世帯の要件

- 支給対象者の基本要件は以下のとおり。
  - 移民統合局（Ofii : Office français de l'immigration et de l'integration）が提供する物質的な受け入れ条件を受諾している
  - 18 歳以上である
  - 亡命希望者証明書（l'attestation de demandeur d'asile）を所持していること
  - 申請の 21 日以内に難民無国籍者保護局（Ofpra : Office français de protection des réfugiés et apatrides）に亡命申請書を提出している（ダブリンでの手続を除く）
  - 収入が RSA の給付基準額以下である

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 申請者は ADA の申請に当たり、各県に設置された難民向けのワンストップ窓口（guichet unique）に下記書類を提示する必要がある。これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が低所得者であることを確認する。
  - 亡命申請の証明書又は受領書
  - 収入及び家族構成を証明する書類
  - 銀行口座の詳細

（なお、以下の情報は Ofii に提供する必要がある。）

  - 居住地
  - 家族の状況
  - 職業活動
  - 財産
  - （申請者本人及び家族の）不動産等含む資産

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続＞

- 申請手続の受付は、各県に設置された難民向けのワンストップ窓口で行われる。
- 申請には、下記書類の提出が求められる。
  - 亡命申請の証明書又は受領書
  - 収入及び家族構成を証明する書類
  - 銀行口座の詳細
- 給付の審査は Ofii が行い、難民申請の審査を行う Ofpra が Ofii から送られた難民申請を正式に受理したことが確認されれば給付が開始される。

＜受給者の義務＞

- 適用要件に関する事項の変更は直ちに届け出なければならない。
- 届出を怠った場合、また申告に虚偽が認められた場合等には給付が取り消される可能性がある。

⑤ 給付内容

- 給付額は毎年度の予算法案に示され、国会で決定後に官報に公告される。
- ADA は、基準額と収入の差分を支給する差額手当（allocation différentielle）であり、世帯人員に応じて金額が変わる。2023 年の世帯人員別給付日額は下記のとおり。

2023 年の世帯人員別給付日額

1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
6.80 ユーロ	10.20 ユーロ	13.60 ユーロ	17.00 ユーロ	20.40 ユーロ	23.80 ユーロ	27.20 ユーロ	30.60 ユーロ	34.00 ユーロ	37.40 ユーロ

- 宿泊施設の必要性を表明し、無料の宿泊施設（Ofii が資金提供）が提供されていない場合は、上記日額料金に世帯当たり 7.40 ユーロが追加料金として支払われる。
- ADA は銀行口座への送金でなく、特定のカード（ADA カード）に直接振り込まれる。このカードは、日常の支出（食費、住居費、衣料費など）に使用できる。なお、ADA カードは全ての店舗で利用可能であるが、現金引き出しやオンライン決済は不可である。

⑥ 平均受給期間

- ADA は、受給者種類別に下記のように受給権利存続期間が異なる。

ADA 受給者種類別の受給権利存続期間

受給者の種類	受給権利存続期間
難民申請者 （Demandeurs d'asile）	- 申請者のフランス領土に留まる権利が終了した月の末日まで - 難民申請が他国の管轄内にある場合、実際に他国に移送される日まで - 難民の地位又は補助的保護を得た者については、決定が通知された月の翌月末まで
臨時給付金の受給者 （Bénéficiaires de la protection temporaire）	- 保護が終了する日まで - 受益者が他のEU加盟国に移住する日まで
売春あっ旋や人身売買の被害者 （Victimes de proxénétisme ou de traite des êtres humains）	- 一時滞在許可の期間

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- ADA は Ofii によって管理され、ASP（Agence de services et de paiement）が支払いを行う。
- 給付額は全て国庫負担で賄われている。
- なお、難民申請者の受け入れは内務省が担当している。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

ADA の受給者数推移（人、毎年末の推計値）

2018	2019	2020	2021	2022
100,200	108,200	103,900	78,800	114,600

ADA 受給者の世帯構成割合（2021 年末）

受給者数	78,880 人
単身者	81%
家族2人	8%
家族3人	5%
家族4人	3%
家族5人以上	3%

f） 遺族

(1) 寡婦／寡夫手当（AV：Allocation veuvage）

① 制度の概要

- 寡婦／寡夫手当（Allocation veuvage（以下 AV という。））は 1980 年に創設され、一般社会保障制度又は農業社会保障制度に加入している配偶者を亡くし、遺族年金の受給資格を得るには若すぎる者に対して一定期間支給される非拠出型の最低生活保障制度である。
- 関係法令は社会保障法（Code de la sécurité sociale）の L356-1～L356-5 条、D356-1～D356-13 条、労働法（Code du travail）の L5141-3～L5141-4 条である。
- 年金改革に関する 2003 年 8 月 21 日の法律（La loi du 21 août 2003 portant réforme des retraites）では、2011 年に AV を廃止し、段階的に年金制度に切り替えることが規定されている。

② 支給対象者・世帯の要件

- 支給対象者の基本要件は以下のとおり。
  - 配偶者を亡くした 55 歳未満の者である
  - 故人と離婚していない
  - パートナーと同居していない（再婚、同棲、PACS：市民連帯協定）
  - フランスに居住している
  - 配偶者（故人）が、死亡する前年に老齢年金の掛金を通算 3 か月分以上納付している
  - 申請前 3 か月間の収入が 2,616.82 ユーロ以下（月額 872.27 ユーロ）を超えていない

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 申請者は AV の申請に当たり、下記書類を提示する必要がある。これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が低所得者であることを確認する。基本要件に示したとおり、申請前 3 か月間の収入が 2,616.82 ユーロ以下（月額 872.27 ユーロ）を超えていないことが求められる。
  - 身分証明書のコピー
  - 戸籍謄本又は結婚証明書のコピー
  - 銀行口座明細書（RIB）又は普通預金口座明細書（Rice）
  - 最新の所得税納税通知書又は所得税納税状況通知書のコピー
  - その他必要に応じて求められる書類

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続＞

- 申請は配偶者の死亡月の初日から起算して 2 年以内に行う必要がある。
- 申請手続は、原則配偶者が存命時に最後に就労していた場所を管轄する全国老齢年金保険金庫（CNAV）に行う必要があるが、別の信用組合に申請することも可能である。また、農業者の場合は農業社会共済組合（MSA）で行う。

＜受給者の義務＞

- 適用要件に関する事項の変更は直ちに届け出なければならない。
- 届出を怠った場合、また申告に虚偽が認められた場合等には給付が取り消される可能性がある。

⑤ 給付内容

- 2024 年の月額給付上限額は 697.82 ユーロであり、収入に応じて減額される場合がある。
- 手当は毎月支給される。
- 有給研修や復職をしている場合、ケースに応じて異なるが、一定の上限と期間まで AV と収入を合算することができる。

⑥ 平均受給期間

- 適用要件を満たす限り、死亡した月の 1 日から最長 2 年間又は配偶者が死亡した時点で受給者が 50 歳以上であった場合は 55 歳まで支給される。

⑦ **財源、国と地方の関係**

- 全国老齢年金保険金庫（CNAV）、また農業者の場合は農業社会共済組合（MSA）が実施主体である。
- 給付は全額が国庫負担で賄われている。

⑧ **施行状況に係る基礎データ**

AV の受給者数推移（人、毎年末の推計値）

2018	2019	2020
7,100	5,800	4,700

5. 特定のニーズに対する給付

a） 介護

(1) 高齢者自助手当（APA: Allocation personnalisee dautonomie）

① 制度の概要

- 高齢者自助手当（Allocation personnalisee dautonomie（以下、APA という。））は、60 歳以上で自律性を失った人に対し、在宅に必要な費用又は住んでいる医療社会施設の費用を支援する手当である。
- APA には、在宅 APA と施設 APA の 2 種類がある。
  - 在宅 APA：援助計画に含まれる費用を賄うことが目的
  - 施設 APA：医療社会施設（例として特別養護老人ホームなど）の入居者に請求される扶養率の一部を支払うことが目的
- 居住区で申請することができ、申請に当たり、収入・資産要件はない。

② 給付内容

- 給付額は、申請者の収入・資産及び自律性の程度に応じて計算される。後者に関し、自律性の喪失の程度を評価する指標である AGGIR グリッドというフレームワークが使用されており、服を着る、動く、入浴する能力だけでなく、論理的で賢明な方法で行動する能力など、日常生活における自律性の程度を測定する。

AGGIR グリッドの各レベルと定義

GIR レベル	定義
GIR1	高齢者が寝たきり又は車椅子に乗っており、精神的能力が損なわれており、第三者の継続的な立ち会いが必要
GIR2	精神障がいはあるが動くことができるか、動けないが精神障がいは軽い
GIR3	精神障がいに苦しんでいないが、日常生活を送るために毎日助けが必要
GIR4	運動障がいはないが、横になったり起き上がったり、食事をしたり、体を洗ったりするのに助けが必要

- 2024 年 1 月確認時点の在宅 APA の支給上限額は以下のとおりである。施設 APA について一律の上限額等は定められていない。

在宅 APA の支給上限額（月当たり）

GIR レベル	上限額
GIR1	1,943.49 ユーロ
GIR2	1,571.75 ユーロ
GIR3	1,135.82 ユーロ
GIR4	758.02 ユーロ

③ 最新の受給者数

- 2020 年の受給者数は 131 万 8000 人であり、これはフランスの人口の約 2%に該当する。

b） 医療

(1) 補完的な健康保険（C2S : Complémentaire santé solidaire）

① 制度の概要

- 補完的な健康保険（Complémentaire santé solidaire（以下、C2S という。）は、一定所得以下の世帯を対象に、医療費の自己負担分をカバーするための補足的疾病保険への加入を可能にする制度である。
- 不安定な状況にある人々に対して、制度の複雑性を減らし、より幅広い医療を受けることを可能とする目的で、国民皆保険（CMU-C）と補完的医療保険（ACS）に置き換わる形で、2019 年 11 月 1 日に施行された。
- 資力（収入と手当）、年齢、世帯要件に応じて、保険料は無料又は有料（1 人当たり 1 日 1 ユーロ以下）である。
  - 成人の場合
    - 所得が 9,719 ユーロ以下の場合は無料。
    - 9,719 ユーロ以上 13,120 ユーロ以下の場合は有料。
  - 成人と子供 2 人の場合
    - 所得が 17,494 ユーロ以下の場合は無料。
    - 17,494 ユーロから 23,616 ユーロの場合は有料。
  - 成人 2 人と子供 2 人の場合
    - 所得が 20,409 ユーロ以下の場合は無料。
    - 20,409 ユーロ以上 27,553 ユーロ以下の場合は有料。
- 2022 年 1 月以降、RSA の受給者に対しては、C2S の割り当てが自動的に行われるようになった。

② 給付内容

- 外来、入院医療費、薬剤費、検査料等の自己負担分や歯科材料、眼鏡等の医療用具の費用が、第三者払い方式（tiers payant）で支払われる。

③ 最新の受給者数

- 2022 年末時点の受給者数は 739 万人（無料：591 万人、有料：148 万人）であり、これはフランスの人口の約 11.4%に該当する。

c） 出産・養育

(1) 家族手当（AF：Allocations Familiales）

① 制度の概要

- 家族手当（Allocations Familiales（以下、AF という。））は、社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L512-1 条を根拠法とし、20 歳未満の児童を 2 人以上扶養する世帯を対象に給付される手当であり、我が国の児童手当に相当する。
- 受給申請は家族手当金庫（CAF）又は農業社会共済組合（MSA）に対して行う。

② 給付内容

- 世帯収入別の給付基礎額（Montant de base）が子供の数に応じて設定され、14 歳以上の場合は基礎給付額に対して加算される。
- 扶養する子供が 20 歳に達すると扶養義務の対象から外れるため、給付が終了するが、子供が 3 人以上で以下要件を満たす場合は、減額による損失を軽減するための一時金（Allocation forfaitaire）が 21 歳の誕生日を迎える前月まで自動で支給される。
  - 20 歳の子供がまだ申請者の世帯に住んでいること
  - 1,082.87 ユーロ以上の職業収入を得ていないこと
  - 子供が 20 歳になる前月に、少なくとも 3 人の子供に対して家族手当が支払われていること

AF の収入別基礎給付額、加算額、一時金額（2024 年 1 月確認時点）

子供の数	前々年（N-2）の世帯収入	基礎給付額	子が 14 歳以上の場合の加算額	子が 20 歳に達した場合の一時金
2 人	74,966 ユーロ未満	141.99 ユーロ	71.00 ユーロ	–
	74,966 ユーロ以上 99,922 ユーロ未満	71.00 ユーロ	35.50 ユーロ	–
	99,922 ユーロ以上	35.50 ユーロ	17.75 ユーロ	–
3 人	81,212 ユーロ未満	323.91 ユーロ	71.00 ユーロ	89.79 ユーロ
	81,212 ユーロ以上 106,168 ユーロ未満	161.95 ユーロ	35.50 ユーロ	44.90 ユーロ
	106,168 ユーロ以上	80.98 ユーロ	17.75 ユーロ	22.45 ユーロ
4 人	87,458 ユーロ未満	505.83 ユーロ	71.00 ユーロ	89.79 ユーロ
	87,458 ユーロ以上 112,414 ユーロ未満	252.92 ユーロ	35.50 ユーロ	44.90 ユーロ
	112,414 ユーロ以上	126.46 ユーロ	17.75 ユーロ	22.45 ユーロ

- 給付は第 2 子以降の子供の出産の翌月から行われ、毎月後払いで支払われる。条件が満たされなくなった月に終了する。

③ 最新の受給者数

- 2021 年末時点の受給世帯数は、502 万 1000 人であり、これはフランスの人口の約 17%に該当する。

(2) 家族補足手当（CF：Complément Familial）

① 制度の概要

- 家族補足手当（Complément Familial（以下、CF という。））は、社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L522-1 条を根拠法とし、3 歳以上 21 歳未満の児童を 3 人以上扶養している世帯を対象に支給される手当である。ひとり親の場合はカップルで共働きの場合と同じ給付額とする等、手厚く補助される仕組みとなっている。
- 受給に当たって申請手続き等は不要で、自動で適用される。

② **給付内容**

- 受給に当たっては、子供の数に応じた世帯収入の上限額が設定されている。給付額は、世帯収入の上限額の 50%未満か以上かで異なる。

CF の世帯収入別月当たり給付額（2024 年 1 月確認時点）

子供の数	カップル片働き	カップル共働き又はひとり親	月額給付額
3 人	20,971 ユーロ未満	25,653 ユーロ未満	277.23 ユーロ
	20,971 ユーロ以上 41,933 ユーロ未満	25,653 ユーロ以上 51,296 ユーロ未満	184.81 ユーロ
4 人	24,466 ユーロ未満	29,148 ユーロ未満	277.23 ユーロ
	24,466 ユーロ以上 48,922 ユーロ未満	29,148 ユーロ以上 58,285 ユーロ未満	184.81 ユーロ

- 給付は末子の 3 歳の誕生日から毎月支払われ、21 歳未満の扶養家族が 3 人に満たない場合、又は新たに 3 歳未満の子供が生まれた場合は、支給が停止される。

③ **最新の受給者数**

- 2021 年末時点の受給世帯数は、90 万世帯であり、これはフランスの人口の約 3%に該当する。

(3) 家族扶養手当（ASF : Allocation de soutien familial）

① **制度の概要**

- 家族扶養手当（Allocation de soutien familial（以下、ASF という。））は、社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L523-1～L523-3 条を根拠法とし、両親の一方又は双方を失った遺児などを継続的に扶養する父母等に対する手当である。申請者が自らの世帯において一人以上の子供を養育 している理由が、当該子供の両親が別居している、又は一方の親が子供を認知していない、あるいは一方又は双方の親が死去している場合が対象となる。
- 申請手続は、家族手当金庫（CAF）又は農業社会共済組合（MSA）で行う。

② **給付内容**

- 2024 年 1 月確認時点の給付額は、月額 187.24 ユーロである。子供の養育が裁判所の命令による場
- 合は、月額 249.59 ユーロとなる。

③ **最新の受給者数**

- 2021 年末時点の受給世帯数は、80 万 9000 世帯であり、これはフランスの人口の約 2.7%に該当する。

幼児育児給付金（Paje : Prestation d’accueil du jeune enfant）

- 幼児育児給付金（Prestation d’accueil du jeune enfant（以下、Paje という。））は、社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L531-1～L533-1 条を根拠法とし、2004 年 1 月に従来の APJE（乳幼児手当）、APE（育児親休暇手当）、AGED（養育手当＞、AFEAMA（養子縁組手当）を統合・再編成した制度の名称である。
- Paje には、以下の給付が含まれる。
  - 出産手当金（prime à la naissance）・養子縁組手当金（prime à l’adoption）
  - 基礎手当（AB : Allocation de base）
  - 保育方法自由選択補足手当（CMG : Complément de libre choix du mode de garde）
  - 共同育児給付（PreParE : Prestation partagée d'éducation de l'enfant）

(4) 出産手当金（prime à la naissance）・養子縁組手当金（prime à l’adoption）

① **制度の概要**

- 出産時手当金（prime à la naissance）は、出産時に受給できる手当金である。受給に当たり、妊娠中に 1 回目の妊婦健康診査を受け、妊娠 3 か月末までに妊娠を申告する必要がある。
- 養子縁組手当金（prime à l’adoption）は、20 歳未満の子供を養子にする（又は養子縁組のために里

親にする）親が受給できる手当金である。

- 出産時手当金及び養子縁組手当金の受給に当たっては、収入限度額が以下のとおり定められている。

出産手当金（prime à la naissance）の所得上限額（2024 年 1 月確認時点）

子供の数	カップルで収入減が 2 人、ひとり親	カップルで収入減が 1 人
1 人	45,979 ユーロ	34,791 ユーロ
2 人	52,937 ユーロ	41,749 ユーロ
3 人	61,287 ユーロ	50,099 ユーロ
4 人目以降	1 人当たり 8,350 ユーロ加算	1 人当たり 8,350 ユーロ加算

- 申請手続は、妊娠 6 か月目以降、家族手当金庫（CAF）又は農業社会共済組合（MSA）で行う。

② 給付内容

- 出産時手当金の 2024 年 1 月確認時点での給付額は、1,019.43 ユーロである。妊娠 6 か月目以降に支給される。
- 養子縁組手当金の 2024 年 1 月確認時点での給付額は、2,038.85 ユーロである。子供を養子に迎え入れた 2 か月目までに一括で支給される。

③ 最新の受給者数

- 2021 年末時点の受給世帯数は、出産時手当金と養子縁組手当金を合わせて 4 万 6000 世帯であり、これはフランスの人口の約 0.15%に該当する。

(5) 基礎手当（AB：Allocation de base）

① 制度の概要

- 基礎手当（Allocation de base（以下、AB という。））は、子供の養育費と教育関連費を援助することを目的とした手当である。
- 3 歳未満の子供がいる家庭に対し支給される育児基本手当と、養子が 20 歳になるまでを上限として給付される養子縁組基本手当がある。
- 受給に当たっては、収入限度額が以下のとおり定められている。

AB の所得上限額（2024 年 1 月確認時点）

子供の数	カップル共働き、ひとり親	カップル片働き
1 人	45,979 ユーロ	34,791 ユーロ
2 人	52,937 ユーロ	41,749 ユーロ
3 人	61,287 ユーロ	50,099 ユーロ
4 人目以降	1 人当たり 8,350 ユーロ加算	1 人当たり 8,350 ユーロ加算

② 給付内容

AB の月当たり給付額（2024 年 1 月確認時点）

申請時において扶養している子供の数	前前年（N-2）の世帯収入		月当たり給付額
	カップル共働き、ひとり親	カップル片働き	
1 人	38,483 ユーロ未満	29,120 ユーロ未満	184.81 ユーロ
	38,483 ユーロ以上 45,979 ユーロ未満	29,120 ユーロ以上 34,791 ユーロ未満	92.40 ユーロ
2 人	44,307 ユーロ未満	34,944 ユーロ未満	184.81 ユーロ
	44,307 ユーロ以上 52,937 ユーロ未満	34,944 ユーロ以上 41,749 ユーロ未満	92.40 ユーロ
3 人	51,296 ユーロ未満	41,933 ユーロ未満	184.81 ユーロ
	51,296 ユーロ以上 61,287 ユーロ未満	41,933 ユーロ以上 50,099 ユーロ未満	92.40 ユーロ

- 育児基本手当は、出産の翌月から子供が 3 歳の誕生日を迎える前月までの 3 年間毎月支給される。養子縁組基本手当は、養子が 20 歳になるまでを上限として、縁組から 36 か月間支給される。

③ 最新の受給者数

- 2021 年末時点の受給世帯数は、出産時手当金と養子縁組手当金を合わせて 149 万 6000 世帯であり、これはフランスの人口の約 5%に該当する。

(6) 保育方法自由選択補足手当（CMG：Complément de libre choix du mode de garde）

① 制度の概要

- 保育方法自由選択制補足手当（Complément de libre choix du mode de garde（以下、CMG という。））は、6 歳未満の子供を扶養する世帯が保育のために認定保育資格者を雇う場合に、その費用を補てんするための手当である。

② 給付内容

- CMG の給付額は世帯収入額と子供の数、子供の年齢、保育者を直接雇用する場合と認定企業等からの派遣を受ける場合とで給付額の算定方法が異なる。

CMG の月当たり給付額の一例（2024 年 1 月確認時点）

＜保育者を直接雇用する場合＞

世帯分類	申請時において扶養している子供の数	前前年（N-2）の世帯収入	月当たり給付額	
			3 歳未満の子供の場合	3 歳以上 6 歳未満の子供の場合
夫婦	1 人	22,809 ユーロ未満	506.01 ユーロ	253.00 ユーロ
		22,809 ユーロ以上 50,686 ユーロ未満	319.07 ユーロ	159.56 ユーロ
		50,686 より以上	191.42 ユーロ	95.71 ユーロ
	2 人	26,046 ユーロ未満	506.01 ユーロ	253.00 ユーロ
		26,046 ユーロ以上 57,881 ユーロ未満	319.07 ユーロ	159.56 ユーロ
		57,881 ユーロ以上	191.42 ユーロ	95.71 ユーロ
ひとり親	1 人	31,933 ユーロ未満	657.81 ユーロ	328.91 ユーロ
		31,933 ユーロ以上 70,960 ユーロ未満	414.79 ユーロ	207.43 ユーロ
		70,960 ユーロ以上	248.84 ユーロ	124.42 ユーロ
	2 人	36,465 ユーロ未満	657.81 ユーロ	328.91 ユーロ
		36,465 ユーロ以上 81,033 ユーロ未満	414.79 ユーロ	207.43 ユーロ
		81,033 ユーロ以上	248.84 ユーロ	124.42 ユーロ

＜認定企業からの派遣を受ける場合＞

世帯分類	申請時において扶養している子供の数	前前年（N-2）の世帯収入	月当たり給付額	
			3 歳未満の子供の場合	3 歳以上 6 歳未満の子供の場合
夫婦	1 人	22,809 ユーロ未満	765.71 ユーロ	382.85 ユーロ
		22,809 ユーロ以上 50,686 ユーロ未満	638.10 ユーロ	319.05 ユーロ
		50,686 より以上	510.49 ユーロ	255.25 ユーロ
	2 人	26,046 ユーロ未満	765.71 ユーロ	382.85 ユーロ
		26,046 ユーロ以上 57,881 ユーロ未満	638.10 ユーロ	319.05 ユーロ
		57,881 ユーロ以上	510.49 ユーロ	255.25 ユーロ
ひとり親	1 人	31,933 ユーロ未満	898.83 ユーロ	497.71 ユーロ
		31,933 ユーロ以上 70,960 ユーロ未満	829.53 ユーロ	733.82 ユーロ
		70,960 ユーロ以上	663.64 ユーロ	587.06 ユーロ
	2 人	36,465 ユーロ未満	898.83 ユーロ	497.71 ユーロ
		36,465 ユーロ以上 81,033 ユーロ未満	829.53 ユーロ	733.82 ユーロ
		81,033 ユーロ以上	663.64 ユーロ	587.06 ユーロ

③ 最新の受給者数

- 2021 年末時点の受給世帯数は、出産時手当金と養子縁組手当金を合わせて 82 万 2000 世帯（認定保育士：65 万 9000 世帯、ベビーシッター：5 万 9000 世帯、マイクロ保育所：10 万 4000 世帯）であり、これはフランスの人口の約 2.7%に該当する。

(7) 共同育児給付（PreParE：Prestation partagée d'éducation de l'enfant）

① 制度の概要

- 共同育児給付（Prestation partagée d'éducation de l'enfant（以下、PreParE という。））は、3 歳未満（養子縁組の場合は 20 歳未満）の子供を 1 人以上扶養している両親の一方か双方が育児のために休業又は時短勤務をする場合に、世帯に対して給付される手当である。2017 年 4 月に従来の職業自由選択補足手当（complément de libre choix d'activité（以下、CLCA という。））が廃止されて、PreParE に継承された。
- 受給に当たり、特定の期間内に老齢年金保険の保険料を少なくとも 8 四半期以上納付していることを要する。特定の期間は、扶養する子供の数に応じて、1 人：過去 2 年間、2 人：過去 4 年間、3 人以上：過去 5 年間とされる。
- PreParE は、親の一方又は双方が申請でき、双方が申請する場合は給付額が半分ずつとなるが、受給期間内に交代で休業又は時短勤務をすることも可能とする制度となっている。
- 受給申請は家族手当金庫（CAF）又は農業社会共済組合（MSA）に対して行う。

② 給付内容

- PreParE には、通常の PreParE と PreParE プラスがあり、扶養している子供が 3 人以上いる場合は、PreParE と PreParE プラスのどちらかを選択する。
- PreParE は、毎月後払い（1 月分は 2 月初旬など）で支給される。

＜通常の PreParE＞

- 通常の PreParE は、育児休業と育児のための時短勤務のいずれかが選択でき、月当たりの給付額は以下のとおりである。双方の親が同時に受給することが可能だが、合計額は 428.71 ユーロを超えることはできない。

PreParE の月当たり給付額（2024 年 1 月確認時点）

親の就業状況	給付額
育児休業	428.71 ユーロ
時短勤務（最大 50%）	277.14 ユーロ
時短勤務（50～80%）	159.87 ユーロ

- 両親が子供を扶養している場合の受給期間は子供の数に応じて、1 人の場合は出生してから 1 歳の誕生日までの期間内の 6 か月間、2 人以上の場合は末子の 3 歳の誕生日までの期間内の 24 か月間とされる。ひとり親の場合の受給期間は子供の数に応じて、1 人の場合は出生してから 1 歳の誕生日まで、2 人以上の場合は末子の 3 歳の誕生日までとされる。

＜PreParE プラス＞

- PreParE プラスは、扶養する子供が少なくとも 3 人以上いる世帯を対象とし、育児休業のみが選択できる。PreParE プラスは PreParE よりも給付額が高くなるが、支払期間は短くなる。

PreParE プラスの月当たり給付額（2024 年 1 月確認時点）

親の就業状況	給付額
育児休業	700.75 ユーロ
時短勤務	対象外

- 両親が子供を扶養している場合の給付期間は子供の 1 歳の誕生日までの 8 か月間とされ、ひとり親の場合の給付期間は子供の 1 歳の誕生日までとされる。

③　最新の受給者数

- 2021 年末時点の受給世帯数は、20 万 8000 世帯であり、これはフランスの人口の約 0.7%に該当する。

特定目的給付（Prestations à affectation spéciale）

(8)　在宅日額手当（AJPP : L'allocation journalière présence parentale）

①　制度の概要

- 在宅日額手当（L'allocation journalière présence parentale（以下、AJPP という。））子供が重病・重傷、又は障がいがあり、世話をするために仕事を辞める（又は一時的に休む）場合に支給される。
- 扶養している 20 歳未満の子供がいて、特に深刻な病気、障がい、事故の後、持続的な存在と拘束力のあるケアが必要な場合、子供の世話をするために一時的に仕事をやめる場合に受給対象となる。
- 申請は、子供の健康状態を証明する診断書などを併せて、家族手当金庫（CAF）又は農業社会共済組合（MSA）に行う。

②　給付内容

- AJPP は、毎月の欠勤日数等が明記された証明書が審査された後に、支払われる。
- 半日単位での受給が可能であり、給付額は日額 64.54 ユーロ（半日 32.27 ユーロ）である。
- AJPP の受給可能期間は最長 3 年間であり、その期間中に最大 310 日分の日当を受け取ることが可能である。また、1 月当たり日当の上限は 22 日分である。

③　最新の受給者数

- 2021 年末時点の受給世帯数は、10,700 世帯であり、これはフランスの人口の約 0.04%に該当する。

(9)　新学期手当（ARS : Allocation de rentrée scolaire）

①　制度の概要

- 新学期手当（Allocation de rentrée scolaire（以下、ARS という。））は、社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L543-1、L755-22 条を根拠法とし、世帯収入が一定額以下の 6 歳から 18 歳までの子供がいる世帯に、新学期の費用を補てんする目的で給付される手当である。
- 受給要件として、前々年度の世帯収入の上限は以下である必要がある。
  - 子供が 1 人の場合：25,775 ユーロ
  - 子供が 2 人の場合：31,537 ユーロ
  - 子供が 3 人の場合：37,392 ユーロ
  - それ以降 1 人増えるごとに：5,948 ユーロ
- 受給申請は家族手当金庫（CAF）又は農業社会共済組合（MSA）に対して行う。

②　給付内容

- 給付額は子供の年齢別に設定され、2023 年の場合以下である。
  - 子供が 6 歳～10 歳の場合：398.09 ユーロ
  - 子供が 11 歳～14 歳の場合：420.06 ユーロ
  - 子供が 15 歳～18 歳の場合：434.60 ユーロ
- 支給は、新学年度が始まる前の 8 月（2023 年の場合は 8 月 16 日）に行われる。

③　最新の受給者数

- 2021 年末時点の受給世帯数は、309 万 2000 世帯であり、これはフランスの人口の約 10.3%に該当する。

(10) 引越一時金（Prime de déménagement）

①　制度の概要

- 世帯者数の増加に伴い引っ越しを行う場合に、実際にかかった費用に対し給付される手当である。
- 受給要件として、以下 3 点を満たす必要がある。
  - 扶養している子供が 3 人以上いる（生まれている、いないにかかわらず）
  - 引越しが、妊娠 3 か月終了後の暦月（1 月、2 月、3 月など）の 1 日から最後の子供の 2 歳の誕生

日の前月末日までの間に行われる

- 応能住宅手当（APL）又は家族住宅手当（APL）の受給対象となる住宅に転居をする

② 給付内容

- 給付は、引っ越しにかかった実費と同額を負担する形で 1 回行われる。なお、子供の人数別に上限額が設定されており、2023 年の場合以下である。
  - 子供が 3 人の場合：1,070.23 ユーロ
  - 子供が 4 人の場合：1,159.42 ユーロ
  - それ以降 1 人増えるごとに：89.19 ユーロ

d） 住宅

(1) 応能住宅手当（APL : Aide Personnalisée au Logement）

① 制度の概要

- 応能住宅手当（APL：Aide personnalisée au logement）は、受給資格を満たした人が、家賃、世帯での宿泊費又は住宅ローンの月々の分割払いを支払うための経済的支援を受けることができる制度であり、1977 年に創設された。
- APL は、フランスに居住し、フランス国籍を又は有効な滞在許可証を有する者（欧州連合（EU）、欧州経済地域（EEA）、スイス以外の国籍を持つ外国人）が、2018 年 1 月 1 日以前にフランス政府が支援する住宅ローン制度（社会参加ローン（PAS ：Prêt d'accession sociale）又は PAS を除く従来型ローン（PC：prêt conventionné）を契約した初回の購入者、借家人、ホステルの居住者である場合に一定の条件下で利用できる。
- 関連法令は建築・住宅基準法（Code de la construction et de l'habitation）ほかである。

② 給付内容

- APL の金額は、以下の要素を考慮した尺度に基づき計算される。具体的な受給額は CAF シミュレーター又は MSA シミュレーターにより計算することができる。
  - 普段同居している被扶養者数
  - 申請者、カップルとして同居しているパートナー、申請者の世帯で普段生活している人の収入
  - 申請者、カップルとして同居しているパートナー、申請者の世帯で普段生活している人の不動産と金融資産の価値（特に 30,000 ユーロを超える場合）
  - 家賃や住宅ローンの支払い月額
- 2022 年における受給世帯の平均受給月額は 204 ユーロである。

③ 最新の受給者数

- 2022 年の受給世帯数は 270.4 万世帯である。

(2) 家族住宅手当（ALF : Allocation de Logement Familiale）

① 制度の概要

- 家族住宅手当（ALF：Allocation de Logement Familiale）は、APL の受給資格がなく、扶養している子供や障がいを持つ近親者がいる家庭又は扶養している子供のいない若い夫婦に支給される経済的支援であり、APL と同様に家賃、ホステルに住んでいる場合の家賃又は住宅ローンの月賦を減額する。1948 年に施行された。
- 既に APL や ALS を受け取っている場合は受給できない。
- 関連法令は建築・住宅基準法（Code de la construction et de l'habitation）ほかである。

② 給付内容

- ALF の金額は、以下の要素を考慮した尺度に基づき計算される。具体的な受給額は CAF シミュレーター又は MSA シミュレーターにより計算することができる。
  - 普段同居している被扶養者数
  - 申請者、カップルとして同居しているパートナー、申請者の世帯で普段生活している人の収入
  - 申請者、カップルとして同居しているパートナー、申請者の世帯で普段生活している人の不動産と金融資産の価値（特に 30,000 ユーロを超える場合）
  - 家賃や住宅ローンの支払い月額
- 2022 年における受給世帯の平均受給月額は 296 ユーロである。

③ 最新の受給者数

- 2022 年の受給世帯数は 92.1 万世帯である。

(3) 社会住宅手当（ALS：Allocation de Logement Social）

① 制度の概要

- 社会住宅手当（ALS：Allocation de Logement Social）は、APL や ALF と同様に家賃、ホステルに住んでいる場合の家賃又は住宅ローンの月賦を減額する経済支援制度である。 1971 年に導入され、徐々に APL や ALF のいずれにも該当しない低所得者全てに適用されるようになった。主に若者、学生、子供のいない世帯（若者世帯を除く）、高齢者、障がい者に適用される。

② 給付内容

- ALS の金額は、以下の要素を考慮した尺度に基づき計算される。具体的な受給額は CAF シミュレーター又は MSA シミュレーターにより計算することができる。
  - 申請者の婚姻状況及び普段同居している被扶養者数
  - 申請者、カップルとして同居しているパートナー、申請者の世帯で普段生活している人の収入
  - 申請者、カップルとして同居しているパートナー、申請者の世帯で普段生活している人の不動産と金融資産の価値（特に 30,000 ユーロを超える場合）
  - 家賃、手数料、住居の購入又はその改良のために借りたローンの返済費用の金額
- 2022 年における受給世帯の平均受給月額は 187 ユーロである。

③ 最新の受給者数

- 2022 年の受給世帯数は 217.2 万世帯である。

6. 低所得者に対する税制上の対応

(1) 雇用のための手当（PPE：Prime Pour l'Emploi）

- 2001 年に創設された雇用のための手当（PPE：Prime Pour l'Emploi）は、一定水準の収入額を超えない勤労世帯に対して給付される手当であり、 経済産業雇用省の財政総局（DGFIP: Direction générale des Finances publiques）により手当金の給付が税額控除の形態で行われていたが、2016 年 1 月に就労 RSA（RSA d'activité）と合わせて廃止され、代わりに PA（活動手当）が創設された。

7. 低所得者に対する就労・自立支援

(1) 援助契約（Contrat aide）

① 制度の概要

- 援助契約（Contrat aide）とは、通常の法律から逸脱した雇用契約であり、雇用主が助成金を受けるものである。助成金には、採用に対する助成金、特定の社会保険料の免除、訓練に対する助成金などがある。主な目的は、直接的又は間接的な援助により、雇用主の採用コスト及び/又は研修コストを削減することである。
- 援助契約としては、2010 年から 2017 年まで「contrat unique d'insertion」（CUI）という唯一の制度が存在していた。この契約は、2005 年の社会結束計画を通じて設けられた他の契約（avenir 契約、insertion 契約、initiative emploi 契約、accompagnement dans l'emploi 契約）を置き換えたものであった。CUI には、「contrat d'accompagnement dans l'emploi」（CUI-CAE）と「contrat initiative emploi」（CUI-CIE）の 2 つのサブカテゴリーがあったが、これらは 2018 年に「Parcours Emploi Compétences」（PEC）という制度に統合された。なお、現実には CUI-CIE はまだ存在するが、それは PEC の一部である。2018 年以降、CUI-CIE は、海外部門又は部門評議会が目的と資源に関する年次協定（CAOM）の一部として PEC 内で締結する以外の方法では締結できない。
- これらの契約を利用できるのは、下記のような雇用を得ることが特に困難な状況にある人々であり、その数は公的機関によって管理されている。
  - 長期又は超長期の求職者（例：過去 18 か月のうち 12 か月間、又は過去 36 か月のうち 24 か月間失業している人）
  - 特定連帯手当（ASS）や RSA などの最低社会給付受給者
  - 障がい者
  - 50 歳以上の失業者
  - 資格のない若者
- 関連法令は、労働法（Code du travail）の L5134-55～L5134-57 条である。

② 給付内容

- 援助契約（Contrat aide）のプログラムの期間は原則 12 か月で、最初の協約は 9 か月以上である。雇用主への支援額は最低賃金総額の 30%から 60%の間で調整できる。支給率は地方県知事の命令によって定められる。
- 公共雇用サービスのアドバイザーが求職者の状況を総合的に診断し、PEC に紹介することもある。なお、紹介アドバイザーは、下記 3 つの段階で PEC 職員をサポートする。
  - 援助申請書に署名する際に、処方する推薦者、雇用者、将来の従業員の三者面談を行う。この面談によって、従業員が身につけるべきスキルの説明だけでなく、誓約を正式に行うことができる。
  - 契約期間中は冊子によるモニタリングを行う。
  - 必要に応じて、契約終了の 1～3 か月前に終了面接を行う。その目的は、受益者が積極的に求職活動を続けること、習得したスキルを把握すること、支援を更新すべきかどうかを評価すること、給付金を動員すること、又は特にスキル投資計画の一環として、コース中に習得したスキルを補完する訓練を開始することである。

③ 最新の受給者数

- 2022 年 12 月末月時点において、PEC の受給者数は 77,100 人であり、これはフランスの人口の約 0.12%に該当する。
- 2022 年 12 月末月時点において、CUI-CIE の受給者数は 50,500 人であり、これはフランスの人口の約 0.07%に該当する。

8. 現行制度の評価、今後の展望等

(1) 現行制度の評価

- フランス政府は、社会保障が追求する主要目標及びその進捗状況を提示する公的文書として「社会保障政策評価報告書（REPSS：les Rapports d'Evaluation des Politiques de Sécurité Sociale）」を毎年発行している。この文書は、従来の質・効率プログラム（PQE）に代わるものとして 2021 年の社会保障財政法により導入されたものである。245 の指標を監視することにより、社会保障財政法で提案された施策が経済、人口統計、健康、社会的状況に適しているかどうかを評価し、国会の議論に情報を提供している。
- 2023 年度に発行された最新の REPSS では、下記 4 つの主要課題に関連する保健・社会保護政策の結果を提示しており、医療への経済的アクセス、国民の健康状態と平均余命、労働災害の減少、年金受給者の生活水準、親の私生活と職業生活の両立といった分野で良好な実績や進展を示している。
    1. ケアと社会給付への平等なアクセスの確保
    2. サービスの質の向上と社会給付のフランス国民のニーズへの適合
    3. 社会保障サービスの効率的な提供
    4. 社会保障財源の長期的持続可能性の確保
- 社会保障制度は、新型コロナウイルスによる健康危機の際に大きく動員され、赤字が著しく増加した。強制制度（ROBSS）と老齢連帯基金（FSV）の収支は、2019 年には-17 億ユーロとほぼ均衡に戻ったものの、2020 年には-397 億ユーロに拡大した。その後回復し、2021 年には-243 億ユーロ、2022 年には-196 億ユーロとなった。

(2) 今後の展望

- 2023 年 12 月 13 日、フランス政府は 2024 年社会保障財政法（LFSS：loi de financement de la sécurité sociale）のテキストを公布した。フランス政府は翌年の社会保障に関する措置を取り決めた社会保障財政法を毎年交付しており、これは社会支出と医療支出を制御してその収入をより正確に予測することを目的としている。
- LESS2024 は①システムを変革し続け、その回復力と持続可能性を保証し続けることによって社会モデルの持続可能性を確保すること、②健康、年金、連帯の観点から社会保護モデルの近代化を継続すること、の 2 つを目的としており、社会保障給付に関する主な措置として以下内容が記載されている。
    - 高齢者、障がい者、介護者への支援の強化
      自治体に対する財政支援の増額に加えて、近しい介護者に対する日当の更新可能な権利の創設、子供の障がいの早期発見、診断、支援サービスの創設、製品やサービスのリストに掲載された車椅子の全額払い戻し等について記載されている。
    - 社会保障制度の近代化と持続可能性の確保
      社会保障給付の例外的な増額の継続、社会保障制度の財政均衡の回復、社会保障制度の不正防止等について記載されている。

Ⅱ．ドイツにおける低所得者政策

1．社会保障・扶助制度の全体像

- ドイツにおける社会保障（Soziale sicherung）は社会保険（Sozialversicherung）、社会的ケア（soziale Versorgung）、社会福祉（Sozialfürsorge）の三本柱からなり、これらによる現金給付を一般に社会給付（Sozialleistungen）と呼ぶ。

(1) 社会保険（Sozialversicherung）

- 社会保険は、年金保険（Rentenversicherung）、健康保険（Krankenversicherung）、介護保険（Pflegeversicherung）、失業保険（Arbeitslosen-versicherung）、労災保険（Unfallversicherung）からなる。根拠法令は社会法典（Sozialgesetzbuch：SGB）であり、年金保険は SGB VI、医療保険は SGB V、介護保険は SGB XI、失業保険は SGB III、労災保険は SGB VII が根拠法令である。

① 年金保険（Rentenversicherung）[12]

- 年金保険給付の法定範囲には、老齢年金（Altersrente）、稼得能力減少に基づく年金（障がい年金：Erwerbsminderungsrente）、遺族年金（Witwen/Witwer-Rente）、年金受給者のための健康保険（KVdR）、リハビリテーション措置の実施、被保険者と企業のためのカウンセリングと情報提供が含まれる。
- 原則として、年金はそれぞれの年金に必要な受給資格期間[13]を満たした場合に支給される。老齢年金の場合、標準退職年齢は、2012 年初めから段階的に引き上げられ、現在は 67 歳である。早期退職の場合、年金は控除により減額される。これらの年金控除（年金数理上中立な控除）は、標準退職年齢に達するまでの期間だけでなく全期間にわたって適用され、月額 0.3%である。
- 稼得能力減少に基づく年金（障がい年金）は、完全所得減少年金と部分的所得減少年金に分けられ、期間を限定して支給される。1 日 3 時間以上 6 時間未満しか働けない場合は、部分的所得減少年金が支給され、3 時間未満しか働けない場合は、完全所得減少年金が支給される。なお、60 歳未満で受給する場合は所得減額年金の減額が適用され、その上限は 3 年（36 か月×0.3%＝10.8%）である。2012 年以降、この上限は段階的に 65 歳に引き上げられた。
- 標準退職年齢に達すると、稼得能力減少に基づく年金は老齢年金に変換され、年金支給額は少なくとも以前の額と同額になる。65 歳以上の年金受給者については、老齢年金と稼得能力減少に基づく年金の区別はなくなった。
- 「年金の前にリハビリテーションを」という原則があるため、稼得能力減少に基づく年金の申請があると、代わりにリハビリが可能かどうかをチェックする。無期限に年金を支払うよりも、可能であれば労働能力を回復させた方が申請者や国民にとってもメリットがあるため、労働能力を回復又は維持するために、労働能力が低下した被保険者又はそのおそれのある被保険者に医療を提供することを目的にリハビリの確認を行う。
- 遺族年金の基本的な考え方は、権利を有する扶養遺族に、故人が提供する義務を負っていた扶養を提供することである。孤児は、扶養義務のある親がまだ生きていれば、18 歳まで（特別な事情があれば 27 歳まで）半額の孤児年金を受け取ることができる。両親ともに死亡している場合、孤児年金は全額支給される。寡婦・寡夫が既に 45 歳（2029 年以降は 47 歳）に達しているか、未成年又は障がい児を養育している場合、寡婦・寡夫年金は、死亡者の年金／年金受給権の 55%又は 60%となる。45 歳（2029 年以降は 47 歳）未満の場合は死亡者の年金／年金受給権の 25%で、小規模寡婦・寡夫年金と呼ばれる。
- 年金受給者のための健康保険（KVdR）の拠出額の半分は法定年金保険（GRV）が負担し（KVdR 補助金）、残りの半分は年金受給者自身が負担し、GRV から KVdR に自動的に振り込まれる。2005 年以降、年金受給者は、法定健康保険に加入する全ての被保険者と同様に、追加拠出金を支払う必要がある。自営業からの収入、企業年金、公務員年金、農民のための老齢保険制度からの年金など、GRV 年金以外

[12] ここでは、法定年金保険（Gesetzliche Rentenversicherung:GRV）を対象とする。

[13] 受給資格期間とは、給付を請求するために法定年金制度に加入していなければならない最低期間のことである（最低保険期間）

に受け取るその他の補足的収入も、健康保険料と介護保険料の対象となる。一方、資産からの収入は対象外である。

② 健康保険（Krankenversicherung）

- 2007 年 4 月より施行された公的医療保険競争強化法（Gesetz zur Stärkung des Wettbewerbs in der Gesetzlichen Krankenversicherung）によって、ドイツでは、法定健康保険（Gesetzliche Krankenversicherung:GKV）若しくは民間医療保険（Private Krankenversicherung:PKV）のいずれかに加入しなければならなくなり、全ての国民をカバーする皆保険制度となった。
- GKV は強制保険であり、公務員、自営業者、高所得者は強制加入の対象外である。GKV の強制加入者と任意加入者、及び無拠出共済（家族共済）の枠内でその配偶者と子供は全員、健康保険の適用を受けることができる。
- 国の監督下にある疾病金庫（Krankenkassen）が GKV を提供しており、疾病金庫は加入者の拠出金で運営されている。
- 全ての被雇用者は、収入の一定割合を疾病金庫に拠出する。被保険者の拠出額は年齢や個人の疾病リスクには左右されず、被保険者の経済力によって決まる。高収入なら拠出額も高く、低収入なら拠出額も低くなる。
- 健康保険に加入していない人がいないようにするため、強制フォローアップ保険（Obligatorische Anschlussversicherung：OAV）が適用されることが法律で定められている。OAV が適用された場合、被保険者が GKV に未登録であったり、GKV の保険料を支払ったりしなくても、疾病金庫が GKV の加入を打ち切ることはできない。
- GKV の加入者は所得や年齢に関係なく、包括的な医療を受ける権利があり、病気の予防と緩和、避妊と中絶のための給付、病気の早期発見のための給付、病気の治療に対する給付などを受ける。保険対象の費用は疾病金庫から直接支払われる。

③ 介護保険（Pflegeversicherung）

- 法定介護保険（Gesetzlichen Pflegeversicherung:GPV）は全ての被雇用者、失業者、年金受給者が強制加入の対象である。1 年間の総収入が強制保険基準額を超える場合は、PPV や PKV に切り替えることができる。
- 法定健康保険とは対照的に、GPV は被保険者の給付費の一部しかカバーしない。被保険者は、民間介護保険（Private Pflegeversicherung:PPV）で残りの部分をカバーする。
- 国の監督下にある介護金庫（Pflegekassen）が GPV を提供しており、介護金庫は加入者の拠出金で運営されている。
- 全ての被保険者が介護を受けられるようにするため、被雇用者と雇用者はそれぞれ、給与総額の一定割合を保険料として介護金庫に拠出している。保険料率は、子供の有無、25 歳未満の子供の数、ザクセン州又は他の連邦州に住んでいるかどうかによって異なる。
- GPV の被保険者の介護費用は介護保険手当（Pflegegeld Pflegeversicherung）として現金給付又は現金と現物の混合給付（Kombinationsleistung）として給付される。GPV には在宅介護を受ける被保険者に対する負担軽減手当（Entlastungsbetrag）や、介護のための住宅改修補助等、様々なサービスが含まれる。

④ 失業保険（Arbeitslosen-versicherung）

- 法定失業保険（Gesetzlichen Arbeitslosen-versicherung:GAV）は全ての被雇用者、職業訓練中の者が強制加入の対象である。自営業者、年金受給者、公務員などは強制加入の対象外である。
- 財源は、総支給額に基づいて計算される被雇用者及び雇用者の拠出金、賦課金及び連邦基金である。
- GAV の給付は、一般に失業者に対する給付（Arbeitslosengeld）、雇用の維持・創出のための措置として、短時間勤務手当（Kurzarbeitergeld）、倒産手当（Insolvenzgeld）、建設業の従業員に対する給付金（Winterausfallgeld、Wintergeld、Schlechtwettergeld）などがある。

- GAV の運営は連邦雇用庁（Bundesagentur für Arbeit）の下部機関である連邦雇用エージェンシー（Agentur für Arbeit：公共職業安定所とも訳される）が一元的に行う。

⑤ 労災保険（Unfallversicherung）

- 公的労災保険の役割は、保険事故（労働災害、職業性疾病）及び業務上の健康障がいを防止すること、保険事故発生後に被保険者の健康と業績を回復させること、被保険者又はその遺族に現金給付で補償することである。
- 主に被雇用者と職業訓練中の者が被保険者となるが、農家、保育園又は適切なベビーシッターによって養育されている子供、学生、職業訓練や進学教育を受けている者、在宅介護者、ハローワーク又はハローワークの要請により他の団体を訪問する失業者、特定のボランティア（消防ボランティアなど）、リハビリ中の人なども被保険者となる。
- 労災保険は、年齢、宗教、国籍、収入に関係なく提供される。
- 企業組合の労災保険は雇用主が負担する保険料のみで賄われており、保険料は企業の被保険者の報酬と事故リスクの程度に基づいて決定される。農業労災保険には特別な拠出基準が適用され、主に農業企業の面積と収穫量に基づいている。公的労災保険機関は定期的に予算（税金）から支出を賄っている。
- 労災保険の給付には、治療措置、医療リハビリテーション、職業生活参加給付（再教育など）、被保険者への現金給付（賃金代替給付や年金給付など）、死亡の場合の遺族給付（寡婦・寡夫年金や遺児年金など）が含まれる。
- 労災保険の責任機関は産業使用者責任保険組合、農業使用者責任保険組合、公的保険機関（労災保険基金、州労災保険基金、市町村労災保険組合など）である。産業使用者責任保険組合、連邦及び鉄道事故保険組合、農林園芸社会保険（連邦事故保険機関）の監督当局は連邦社会保障局（Bundesamt für Soziale Sicherung）であり、予防分野では連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales：BMAS）である。
- 州及び自治体の労災保険機関の監督は、州部門の関連当局（通常は州社会問題省）で行う。

(2) その他の制度

- 社会的ケアには、児童手当（Kindergeld）、両親手当（Elterngeld）、住宅手当（Wohngeld）、連邦訓練補助金（Bundesausbildungsförderung）などがある。
- 社会福祉には、市民手当（Bürgergeld）や社会扶助（Sozialhilfe）が含まれる。

2. 低所得者施策の沿革･体系

(1) 低所得者の現状（格差指数の推移）

- 貧困の指標は、連邦労働社会省（BMAS）が公表する ARB（Armuts-und Reichtumsbericht der Bundesregierung；連邦政府貧富報告書）に示される。ARB は連邦政府の 2000 年 1 月 27 日付け及び 2001 年 10 月 19 日付け決定に基づいて 2001 年以降議会の任期と同じ 4 年ごとに編さんされる報告書であり、連邦関係各省が編さんに関与し有識者の見解が反映された上で閣議決定の後に公表される。最新の ARB は、2021 年 4 月に公表された第 6 次 ARB（Der 6. ARB）である。
- ARB においては、相対的貧困率の指標として貧困リスク率（Armutsrisikoquote）が用いられる。貧困リスク率は、一人当たりの等価可処分所得が中央値の 60%に満たない世帯の構成員の人数が人口に占める割合をいう。
- 第 6 次 ARB では、EU 所得生活状況調査（以下 EU-SILC）、小規模国勢調査（Mikrozensus）、社会経済パネル調査（以下 SOEP）、所得消費抽出調査（以下 EVS）の調査結果から算出された貧困リスク率が掲載されている。これら 4 つの調査の概要は以下の通り。

第 6 次 ARB（連邦政府貧富報告書）において貧困リスク率の算出に用いられた調査

	調査名	実施機関	サンプル数	開始年	実施頻度	算出機関
①	EU 所得生活状況調査（EU-SILC）	EU 統計局 連邦統計庁	約14,000世帯	2005 年	毎年	IAW[14] （応用経済研究所）
②	小規模国勢調査（Mikrozensus）	連邦統計庁	約370,000世帯、 約810,000人 （人口の約1%）	1991 年	毎年	連邦統計庁
③	社会経済パネル調査（SOEP）	DIW ベルリン[15] （ドイツ経済研究所）	15,000世帯、約30,000人	1984 年 （旧東ドイツは 1990 年）	毎年	IAW （応用経済研究所）
④	所得消費抽出調査（EVS）	連邦統計庁	約80,000世帯	1993 年	5 年ごと	IAW （応用経済研究所）

- これら 4 つの調査は、調査設計やサンプルの違いから、算出された貧困リスク率が異なる。調査設計に関しては、例えば住居を所有している場合に仮に賃貸すれば得られる収入を SOEP と EVS は勘案しているが、EU-SLIC と小規模国勢調査は勘案していない。

[14] IAW（Institut für Angewandte Wirtschaftsforschung；応用経済研究所）は、エバーハルト･カール大学テュービンゲンに設置されている応用経済学の研究機関。

[15] DIW Berlin（Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung；ドイツ経済研究所）は、Ifo, IWH, IfW, RWI Essen と並ぶドイツの 5 大経済研究所（Die fünf führenden Wirtschaftsforschungsinstitute）のひとつ。

EU-SILC（EU の所得生活状況調査）データに基づく IAW（応用経済研究所）による算出結果

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
全体		15.5%	15.6%	15.8%	16.1%	16.1%	16.7%	16.7%	16.5%	16.1%	16.0%	14.8%
性別	男性	14.7%	14.9%	14.9%	14.9%	15.0%	15.9%	15.9%	15.2%	15.0%	15.2%	13.9%
	女性	16.3%	16.4%	16.8%	17.2%	17.2%	17.4%	17.4%	17.8%	17.1%	16.8%	15.7%
年齢層別	18 歳未満	15.0%	17.5%	15.6%	15.2%	14.7%	15.1%	14.6%	15.4%	15.2%	14.5%	12.1%
	18～24 歳	21.1%	18.9%	19.0%	20.7%	18.5%	20.6%	21.1%	21.0%	21.4%	20.6%	18.8%
	25～49 歳	14.1%	14.1%	14.6%	14.4%	14.9%	15.5%	14.7%	14.4%	13.9%	13.9%	12.3%
	50～64 歳	16.7%	17.0%	18.5%	18.6%	19.4%	18.7%	19.9%	17.7%	17.2%	16.4%	16.1%
	65 歳以上	15.0%	14.1%	14.2%	15.0%	14.9%	16.3%	16.5%	17.6%	17.0%	18.2%	18.0%
世帯構成別	単身者	29.3%	30.0%	32.3%	32.4%	31.9%	32.9%	33.1%	32.9%	32.1%	30.4%	31.3%
	単身の親	37.5%	43.0%	37.1%	38.8%	35.2%	29.4%	33.7%	32.5%	33.2%	33.8%	27.1%
	子供のいないカップル	12.4%	10.5%	10.8%	10.9%	11.4%	11.5%	12.3%	11.9%	11.3%	12.2%	10.9%
	カップルと子供1人	9.8%	9.0%	9.8%	10.6%	11.1%	11.5%	10.1%	10.7%	8.3%	8.2%	6.6%
	カップルと子供2人	7.7%	8.8%	8.7%	7.7%	8.5%	10.9%	8.7%	7.8%	8.4%	8.1%	8.5%
	カップルと子供3人以上	13.6%	21.6%	16.2%	12.8%	13.7%	14.0%	14.7%	18.2	19.5%	16.7%	10.6%
就労状況別（18歳以上）	就労者	6.8%	7.2%	7.7%	7.8%	8.6%	9.9%	9.7%	9.5%	9.1%	9.1%	8.0%
	失業者	61.9%	70.0%	67.8%	69.3%	69.2%	67.4%	69.0%	70.5%	70.6%	69.4%	73.7%
	引退者／年金受給者	14.9%	13.4%	14.0%	15.1%	15.0%	16.7%	17.0%	18.0%	17.5%	18.7%	18.4%
住宅状況別	住宅を所有又は家賃支払なし	8.0%	8.3%	8.3%	8.2%	8.5%	9.7%	8.4%	9.0%	8.8%	8.5%	7.9%
	賃貸住宅に居住	25.2%	25.0%	25.6%	26.1%	25.6%	25.2%	26.4%	25.3%	24.6%	24.6%	22.6%
補足的指標	月収の中央値の60%（€）	929	940	952	980	979	987	1,033	1,064	1,096	1,136	1,176
	相対的貧困ギャップ	21.5%	20.7%	21.4%	21.1%	20.4%	23.2%	22.0%	20.7%	20.9%	22.0%	23.2%

（BMAS ARB Open Data, Sheet A01i を基に整理）

連邦統計庁の小規模国勢調査（Mikrozensus）データに基づく連邦統計庁による算出結果

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
全体		14.4%	14.6%	14.5%	15.0%	15.0%	15.5%	15.4%	15.7%	15.7%	15.8%	15.5%	15.9%
性別	男性	13.9%	14.1%	14.0%	14.2%	14.3%	14.8%	14.8%	15.1%	15.2%	15.4%	15.0%	15.2%
	女性	15.0%	15.1%	15.0%	15.7%	15.8%	16.2%	16.0%	16.3%	16.2%	16.2%	16.0%	16.6%
年齢層別	18 歳未満	18.4%	18.7%	18.2%	18.7%	18.7%	19.2%	19.0%	19.7%	20.2%	20.4%	20.1%	20.5%
	18～24 歳	22.4%	22.9%	22.7%	23.2%	24.1%	24.8%	24.6%	25.5%	25.5%	26.0%	25.6%	25.8%
	25～49 歳	13.3%	13.6%	13.3%	13.6%	13.5%	13.9%	13.8%	14.2%	14.3%	14.5%	14.0%	14.1%
	50～64 歳	12.2%	12.4%	12.5%	12.7%	12.7%	13.0%	13.0%	13.1%	12.1%	12.1%	11.7%	12.0%
	65 歳以上	12.0%	11.9%	12.3%	13.2%	13.6%	14.3%	14.4%	14.6%	14.8%	14.6%	14.7%	15.7%
世帯構成別	単身者	23.7%	24.1%	23.8%	25.1%	25.6%	26.4%	25.6%	26.2%	26.3%	26.5%	25.8%	26.5%
	単身の親	39.7%	40.1%	38.6%	42.2%	41.9%	43.0%	41.9%	43.8%	43.6%	42.8%	41.5%	42.7%
	カップルと子供 1 人	10.4%	10.2%	9.6%	9.8%	9.5%	9.5%	9.6%	9.8%	9.2%	9.4%	9.1%	8.8%
	カップルと子供 2 人	10.5%	10.6%	10.7%	10.9%	10.4%	10.8%	10.6%	10.8%	11.5%	11.3%	10.7%	11.0%
	カップルと子供 3 人以上	24.5%	24.1%	23.2%	22.4%	23.5%	24.3%	24.6%	25.2%	27.4%	29.1%	30.0%	30.9%
	子供のいないカップル	8.6%	8.5%	8.7%	8.8%	8.7%	9.3%	9.3%	9.3%	8.8%	8.5%	8.4%	8.7%
	子供のいるその他世帯	16.1%	17.4%	17.4%	16.8%	17.4%	17.1%	17.7%	18.3%	18.8%	19.5%	19.2%	19.3%
就労状況別	就労者	7.4%	7.5%	7.5%	7.8%	7.6%	7.8%	7.6%	7.8%	7.7%	7.8%	7.7%	8.0%
	自営業者（家族を含む）	8.6%	8.7%	8.4%	8.9%	8.9%	9.1%	8.6%	8.8%	8.7%	8.9%	8.5%	9.0%
	被雇用者	7.3%	7.4%	7.4%	7.6%	7.5%	7.7%	7.5%	7.6%	7.6%	7.7%	7.6%	7.9%
	失業者	56.0%	53.7%	54.0%	58.5%	59.1%	58.7%	57.6%	59.0%	56.9%	57.2%	57.4%	57.9%
	非就労者	18.0%	18.4%	18.5%	19.6%	20.0%	20.9%	21.2%	21.9%	22.4%	22.7%	22.4%	23.1%
	引退者／年金受給者	12.1%	12.1%	12.6%	13.8%	14.2%	15.2%	15.6%	15.9%	15.9%	16.0%	16.1%	17.1%
	18 歳未満の者	18.7%	18.9%	18.4%	18.9%	18.9%	19.4%	19.2%	19.9%	20.4%	20.6%	20.4%	20.8%
	その他非就労者	30.0%	31.7%	32.3%	34.6%	35.9%	37.6%	38.2%	40.0%	41.0%	42.3%	41.6%	42.8%
最終学歴別 (25 歳以上)	低め（中学卒）	25.3%	26.0%	27.0%	28.5%	29.0%	30.3%	30.7%	31.5%	31.3%	32.1%	31.7%	32.9%
	中間（高校卒）	11.3%	11.6%	11.5%	12.0%	12.1%	12.4%	12.3%	12.4%	12.2%	12.1%	11.9%	12.4%
	高め（大学卒）	5.2%	5.2%	5.1%	5.3%	5.2%	5.6%	5.5%	5.8%	5.9%	6.0%	5.9%	6.2%
移民別	移民である	26.2%	26.6%	26.2%	26.1%	26.3%	26.6%	26.7%	27.7%	28.0%	28.6%	27.2%	27.8%
	移民でない	11.6%	11.7%	11.7%	12.4%	12.3%	12.6%	12.5%	12.5%	12.1%	11.8%	11.4%	11.7%

（BMAS ARB Open Data, Sheet A01m を基に整理）

DIW（ドイツ経済研究所）の SOEP（社会経済パネル調査）データに基づく IAW による算出結果

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
全体		14.7%	15.1%	14.3%	14.6%	14.4%	15.4%	15.8%	16.5%	16.4%	16.1%
性別	男性	13.3%	13.7%	13.2%	13.9%	13.4%	14.4%	15.0%	16.2%	15.9%	15.6%
	女性	16.0%	16.4%	15.3%	15.2%	15.4%	16.5%	16.7%	16.7%	16.8%	16.7%
年齢層別	18 歳未満	16.3%	18.5%	17.8%	18.0%	18.5%	20.6%	21.6%	22.9%	22.5%	20.7%
	18～24 歳	24.3%	23.1%	20.2%	21.1%	20.4%	23.6%	25.0%	27.6%	27.4%	25.5%
	25～49 歳	12.5%	12.9%	12.7%	13.5%	13.6%	15.4%	15.4%	16.7%	16.7%	16.4%
	50～64 歳	12.6%	13.3%	12.2%	12.4%	12.6%	12.3%	12.1%	11.7%	11.7%	12.2%
	65 歳以上	15.1%	14.8%	14.2%	13.7%	12.6%	12.2%	13.2%	12.5%	12.5%	13.8%
世帯構成別	単身者	23.7%	24.7%	24.5%	24.8%	23.7%	23.8%	24.3%	26.6%	25.2%	25.5%
	単身の親	39.0%	43.3%	35.7%	34.1%	34.3%	38.3%	38.0%	36.5%	38.2%	36.8%
	子供のいないカップル	9.1%	8.9%	7.8%	7.9%	8.2%	8.1%	8.3%	7.6%	7.4%	9.4%
	カップルと子供 1 人	9.4%	9.5%	6.9%	9.1%	6.7%	9.1%	9.7%	7.8%	8.5%	5.9%
	カップルと子供 2 人	7.4%	5.7%	7.9%	9.3%	8.3%	8.7%	9.6%	11.4%	10.4%	9.6%
	カップルと子供 3 人以上	16.4%	17.9%	20.0%	19.4%	22.9%	25.0%	24.3%	30.3%	30.5%	28.1%
就労状況別（18 歳以上）	就労者	6.7%	7.2%	6.7%	7.2%	7.0%	7.7%	7.6%	8.0%	8.2%	8.0%
	失業者	60.8%	66.1%	64.1%	60.4%	69.2%	67.2%	63.6%	70.6%	68.5%	70.4%
	引退者／年金受給者	15.5%	14.7%	13.8%	14.1%	13.7%	13.2%	14.3%	13.8%	13.6%	14.8%
住宅状況別	住宅を所有又は家賃支払なし	4.8%	4.9%	4.4%	4.6%	4.3%	5.1%	5.4%	4.7%	5.0%	4.3%
	賃貸住宅に居住	25.2%	26.2%	25.5%	25.5%	25.5%	26.4%	26.9%	29.1%	28.7%	29.2%
補足的指標	月収の中央値の 60%（€）	954	985	998	1,012	1,024	1,031	1,055	1,087	1,128	1,168
	相対的貧困ギャップ	20.3%	22.1%	19.2%	19.2%	19.8%	19.6%	20.2%	22.7%	21.7%	21.7%
移民別	移民である	12.3%	12.8%	12.1%	12.8%	12.2%	12.2%	12.4%	12.7%	12.7%	12.3%
	移民でない	25.1%	24.7%	24.0%	21.8%	23.4%	27.1%	27.9%	29.1%	28.6%	28.2%
地域	旧西ドイツ	13.5%	13.6%	12.7%	13.2%	12.9%	14.2%	14.7%	15.0%	15.0%	14.7%
	旧東ドイツ	19.1%	21.0%	20.7%	20.1%	20.7%	20.4%	20.4%	22.2%	21.9%	21.9%

（BMAS ARB Open Data, Sheet A01s を基に整理）

連邦統計庁の EVS（所得消費抽出調査）データに基づく IAW による算出結果

		2003	2008	2013
全体		13.4%	15.9%	16.7%
性別	男性	11.9%	14.5%	15.2%
	女性	14.6%	17.0%	18.1%
年齢層別	18 歳未満	11.7%	15.7%	15.6%
	18～24 歳	21.7%	21.8%	23.8%
	25～49 歳	12.6%	14.0%	14.7%
	50～64 歳	12.9%	18.0%	16.5%
	65 歳以上	13.3%	14.9%	18.4%
世帯構成別	単身者	28.8%	29.4%	31.9%
	単身の親	34.0%	41.5%	42.7%
	カップルと子供 1 人	7.8%	13.2%	13.5%
	カップルと子供 2 人	6.4%	8.9%	9.2%
	カップルと子供 3 人以上	7.9%	14.4%	11.8%
就労状況別（18 歳以上）	就労者	6.7%	7.1%	7.9%
	失業者	44.0%	70.8%	72.7%
	引退者／年金受給者	14.5%	15.9%	20.2%
住宅状況別	住宅を所有又は家賃支払なし	2.8%	3.5%	3.7%
	賃貸住宅に居住	25.8%	30.1%	31.6%
補足的指標	月収の中央値の 60%（€）	1,017	1,052	1,189
	相対的貧困ギャップ	21.7%	22.7%	22.5%
国籍の別	ドイツ国籍	13.0%	15.5%	16.5%
	外国籍	28.3%	31.8%	28.8%

（BMAS ARB Open Data, Sheet A01e を基に整理）

(2) 低所得者施策の沿革

- ドイツでは 2000 年代前半に、労働市場改革（ハルツ改革）が行われた。従来第 1 のセーフティネットであった失業手当（Arbeitslosengeld）、失業手当の給付期間が満了した者に対する第 2 のセーフティネットであった失業扶助（Arbeitslosenhilfe）及び第 3 のセーフティネットであった社会扶助（Sozialhilfe）が統合再編され、社会法典第 2 編（SGB II）に求職者基礎保障制度が、社会法典第 12 編（SGB XII）に新たな社会扶助制度が制定された。その結果、「賃金附帯コスト（Lohnnebenkost）」は依然高い状況が続いているが、2005 年以降、失業率は若干低下のきざしが見られている。このため、労働市場改革（ハルツ改革）は、ドイツの低所得者政策のひとつの転換点となったと評価されている。
- 2021 年 12 月に発足したショルツ政権は、連立協定 1 で公約として掲げた施策の法制化を進めつつ、ロシアのウクライナ侵略に伴う資源高でインフレが加速する中、大規模な財政措置 2 を決定し、給付金の支給や各種手当の拡充、支給期間延長などの措置を実施している。
- 2022 年に市民手当法案（Bürgergeld-Gesetz）が連邦議会と連邦参議院で可決され成立し、翌年 2023 年に失業給付Ⅱに代わる新制度「市民手当（Bürgergeld）」が導入された。同制度には、給付の引き上げや制裁措置の緩和、職業訓練参加への助成拡大が盛り込まれ、二段階に分けて施行された。

近年の主要な低所得者政策

年	主要な出来事
2003	ハルツⅣ法（Hartz IV）制定 「高齢・稼得能力減少時基礎保障法（AVmG）」を廃止し、社会法典第12編に統合
2005	ハルツⅣ法により求職者基礎保障制度が創設され、基準給付（Regelleistung）を最低生活水準に規定
2009	住宅手当法（Wohngeldgesetz）制定
2010	2月9日、連邦憲法裁判所が求職者基礎保障制度の基準給付の算定を違憲と判決
2011	3月、基準需要定義法（RBEG）を同年1月に遡及して施行
2022	市民手当法案（Bürgergeld-Gesetz）の修正法案が11月に成立
2023	1月と7月の二段階試行により、失業給付Ⅱに代わる新制度「市民手当」が導入

(3) 低所得者施策の体系

- ドイツの低所得者政策・雇用政策は、「完全雇用」（働く意志と能力をもつ者が、全て雇用されている状態）を想定した基礎保障制が行われている。この点は、イギリス、フランス等と共通している。
- 一方、社会保障の中核をなしているのは、「大陸型」と呼ばれる雇用関係を中心とする「社会保険制度（年金、医療、労災、介護）」である。このため、職を失うと同時に社会保障も失う形とならないよう、低所得者や失業者であっても、社会保険に加入し、保険による給付が受けられる状態が目指されている点がドイツ低所得者政策の特徴と言える。
- 雇用政策は連邦労働・社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales：BMAS）、職業訓練は連邦教育・研究省（Bundesministerium für Bildung und Forschung）、ジェンダー平等施策や家族政策は連邦家族・高齢者・女性・青少年省（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend）が所管している。
- ドイツ連邦労働・社会省が施策を立案する。求職者への職業紹介や失業保険制度の運営等の雇用・失業対策は、連邦雇用庁（Bundesagentur für Arbeit: BA）が実施している。連邦雇用庁は、自治機能を有した連邦直属の公法上の団体（Körperschaft desöffentlichen Rechts）で、州レベルでは 10 の地域総局（Regionaldirektion）、地方レベルでは 155 の雇用機関（Agentur für Arbeit: AA、公共職業安定所に相当）と約 600 の支所（Niederlassung）を運営しており、更に地方自治体と共同で 301 のジョブセンターを設置している。

ドイツにおける低所得者政策の体系

制度種別		制度	内容
基礎的所得保障		社会扶助（Sozialhilfe）	就労能力のない低（無）所得者のための給付である。給付期間に期限はなく、ミーンズテストがある。①生計扶助、②高齢・就労能力低下のための基本所得保障、③医療費扶助、④介護扶助、⑤特別な社会的困難を克服するための援助、⑥その他の状況における援助の 6 種で構成される。
特定の対象者に対する給付	**失業者**	失業給付（Arbeitslosengeld）	求職中の失業者に対し、通常 12 か月間支払われる、いわゆる失業保険制度である。給付金額は従前賃金をもとに算定される。
		市民手当（Bürgergeld）（失業給付Ⅱに代わる制度）	就労できる無所得者・低所得者に対し、通常 12 か月間支払われる。給付金額は社会扶助と同様、生活に必要な需要を満たす額として設定される。
	高齢者・障がい者	（高齢・就労能力低下のための基礎保障）	（社会扶助の給付のひとつに、高齢・就労能力低下のための基礎保障が位置づけられている）
	ひとり親	ひとり親養育費貸付（Unterhaltsvorschuss für Alleinerziehende）	ひとり親世帯で、離婚した相手からの養育費が得られない場合等の理由により貧困状態に陥らないようにするための給付である。
	その他（建設労働者/難民等）	季節・操業短縮労働手当（Saison-Kurzarbeitergeld）	寒さが厳しい冬季（悪天候期間）に、建設業関係の労働者の雇用維持及び所得保障のために行われる給付制度である。
		冬季手当助成金（Zuschuss-Wintergeld）	
		超過冬季手当（Mehraufwands-Wintergeld）	
		庇護申請者給付（Asylbewerberleistungen）	庇護申請者や出国を余儀なくされた者（却下された申請者や大目に見られる地位の保持者など）を含む、庇護申請者給付法に基づく給付制度であり、標準給付と特別給付からなる。
特定のニーズに対する給付	**医療・介護**	法定医療保険制度（Gesetzliche Krankenversicherung）	ドイツの医療及び介護保険は、公的な法定保険と民間保険の 2 つの制度により提供されており、原則として、どちらかの保険に加入することが義務付けられている。公的な法定医療保険の加入者は、公的介護保険に自動的に加入する。民間の医療保険加入者は、民間の介護保険に加入する必要がある。 低所得者が負担できない保険料及び利用者自己負担額は社会扶助によりカバーされる。
		介護保険制度 Pflegeversicherung）	
	住宅	住宅手当（Wohngeld）	住宅費負担を軽減し、適切な住居に住めるようにすることを目的とした、低所得世帯の住宅費に対する給付制度である。
	出産・養育	両親手当（Elterngeld）	育児のために休業若しくは労働時間を短縮している両親の所得を保障する手当である。
低所得者に対する税制上の対応		なし	基本的な税額控除や、税金からの年金費用控除などがある。低所得者向けの給付付き税額控除等の仕組みは存在しない。
低所得者に対する就労・自立支援	**失業者・低賃金労働者向け**	統合助成金（Eingliederungszuschusse）	長期失業や障がい、能力低下、高齢等により、通常の業務に制約のある労働者が採用された場合、統合助成金が支給される制度である。
		ミニジョブ（Mini Job）、ミディジョブ（Midi Job）	一定の月収を超えない範囲で働く雇用形態のことを指し、月収に応じて社会保険料や所得税などの労働者負担が免除される制度である。
		職業養成訓練（Duallensystem）	若年者向けの雇用対策として、学校から職業生活への円滑な移行を支援するための制度。
		1 ユーロジョブ（Ein Euro-Job）・追加ジョブ（Zusatzjobs）	市民手当の受給者の職業生活への復帰支援策として、公共の利益に見合う補足的な就業機会を提供する制度である。
		起業助成金（Gründungszushuss）	失業期間を終えて自営業を本業とする従業員に対する、自営業を始めてから数か月間の生活費と社会保障費を賄うための給付制度である。
		職場復帰手当（Einstiegsgeld）	自営業を本業とする求職者、又は強制社会保険に加入する求職者に対して、基本所得扶助の補足として支給されるものである。

低所得者に対する就労・自立支援	**若年者向け**	職業養成訓練制度「デュアルシステム」（die duale Ausbildung）	職業学校に通いながら、同時に企業において実践的な職業訓練（2～3 年半）を受ける制度である。
		入職資格化支援（Einstiegsqualifizierung）	就職の機会が限られている若者に最初の職業経験を積ませることで、企業内職業訓練契約につなげるためのプログラムである。
		職業訓練助成金（Berufsausbildungsbeihilfe）	職業訓練前プログラムに参加する若者や職業訓練中の若者に対して、生活費を賄うために必要な資金が他にまだ提供されていない場合に支給される助成金である。
	外国人向け	外国人向け就労支援	2019 年 8 月 1 日に施行された外国人雇用促進法（Ausländerbeschäftigungsförderungsgesetz）に基づき、訓練促進手段へのアクセスが拡大した。
		移民向け就労支援	IQ 資金援助プログラムの名のもとで、技能開発プログラム等が提供されている。

(4) 不正受給防止策などの適正化対策

- ドイツの連邦政府機関は、2022 年の市民手当に関する社会的不正行為に関連して、約 2 億 7250 万ユーロの経済的損失が証明されたとしており、2022 年の求職者向けの基本所得扶助（今年から市民手当として知られる）に関して給付金不正受給又はその疑いがあるケースは約 11 万 9000 件記録されている。ドイツでは 2022 年に約 1 兆 2000 億ユーロが社会支出に充てられており、社会詐欺を長年研究してきたフリードリッヒ・シュナイダー（リンツ大学名誉エコノミスト）の試算によれば、社会的不正行為や税金詐欺による年間損失は 1130 億ユーロで、この予算の約 9%を占める。これは比較的低いとされているが、莫大な額の損失である。
- ドイツにおいて社会給付金詐欺（Sozialleistungsbetrug）とは不正に社会福祉を受け取る行為を指し、社会詐欺（Sozialbetrug）とは区別される。社会詐欺とは、見せかけの会社による貢献の短縮や組織的な闇労働を指し、その対策は主に財務省に所在する金融警察が担当している。誰かが故意に公的機関に対して虚偽の申告を行い、財産的な利益を得るために行う行為は、詐欺として刑法で処罰される。社会給付金詐欺の犯罪領域には、行政機関や裁判所に対して虚偽の申告を行い、利益を得る行為を含む「公的機関に対する詐欺」の概念が適用される。
- ドイツの連邦刑事局には、社会給付金詐欺（Sozialleistungsbetrug）に対抗するための「社会福祉詐欺対策タスクフォース（SOLBE）」が設立されている。このタスクフォースは、内務省、司法省、財務省、労働・社会省の関係者で構成される政府間の調整グループによって支援されている。SOLBE の犯罪学者たちは、50 以上の異なる手口を明らかにし、それらを 7 つの主要なカテゴリーに分類した。これには、十分な資産があるにもかかわらず最低保障をだまし取ること、偽の住所を装って年金給付を悪用すること、不法な海外滞在中に社会福祉を受け取ること、偽の身元を使って基本的な生活保障をだまし取ることなどが含まれる。

(5) コロナ禍での公的扶助における特例措置

- ドイツ連邦政府は、社会保障制度に係るコロナ禍の措置を取り決めた社会保護パッケージ Ⅰ（Sozialschutz-Paket Ⅰ）を 2020 年 3 月に公布した。その後、社会保護パッケージ Ⅰの内容更新や実施期間の延長を伴って後続の社会保護パッケージⅡ、社会保護パッケージⅢがそれぞれ 2020 年 5 月、2021 年 3 月に公布された。各社会保護パッケージの概要を次に示す。
- 社会保護パッケージ Ⅰ（Sozialschutz-Paket Ⅰ）：2020 年 3 月 27 日に公布
  - 基本保障給付金（SGB II/ SGBXII）の受給プロセスの簡素化（ミーンズテストの一時的な制限と宿泊費と暖房費の実費の一時的な認定）（2020 年 12 月 31 日まで）
  - 児童手当受給に向けたミーンズテストの一時的制限
  - 学校や保育園の公式閉鎖による収入減に対する補償
  - 社会サービス業者及び福祉施設への補助金給付
  - 短時間労働者の副収入要件の緩和
  - 短期雇用者の期限延長
  - 6,300 ユーロから 44,590 ユーロへ補足所得限度額の引き上げ（退職後の就労継続や再就職の推奨）
- 社会保護パッケージ Ⅱ（Sozialschutz-Paket Ⅱ）：2020 年 5 月 28 日に公布
  - 短時間勤務手当の条件改善
  - 失業手当の受給期間延長
  - 労働裁判所及び社会裁判所へのビデオ参加
  - 生活困窮家庭の子供に対する学校や保育所での昼食提供
  - 社会サービス事業者配置法（SodEG）の改善
  - 遺児年金の継続支給
- 社会保護パッケージ III（Sozialschutz-Paket III）：2021 年 3 月 21 日に公布
  - 基本保障給付金（SGB II/ SGBXII）の受給プロセス簡素化対応の延長（2020 年末から 2022 年末）
  - 学校、保育所、障がい者作業所における昼食時の給食に関する特別規則の延長
  - 最低社会保障制度受給者（成人）に 150 ユーロの一時金支給
  - アーティストとクリエーターの保護（資金提供）
  - SodEG[16]の拡張

[16]「Sozialdienstleister-Einsatz-Gesetz（SodEG）」は、コロナウイルス SARS-CoV-2 の対策により、社会保障制度へのサービス提供ができなくなったり、制限されたりした結果、財政的な困難に陥った社会サービス提供者を保護・支援するための法律である。

3. 基礎的所得保障制度の詳細

(1) 社会扶助（Sozialhilfe）

① 制度の概要

- 親族等からの支援がなく、かつ、就労が不能な生活困窮者に対して給付される公的扶助として、社会扶助（社会法典第 12 編）がある。
- 社会扶助の内容には、必要不可欠な生計費等を保障する生計費扶助と、疾病、障がい、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う特別扶助がある。
- これらの給付については、いずれも資力調査が要件とされている。
- 社会扶助の管理運営主体は地方自治体であり、財源は地方自治体の一般財源であるが、高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助について、2014 年以降は連邦政府が100%負担する等、段階的に地方公共団体へ交付する連邦負担が引上げられている。

② 支給対象者・世帯の要件

- 親族等からの支援がなく、かつ、就労が不能な生活困窮者に対して給付される。
- 現にドイツ国内に滞在している外国人で、外国人当局から発行される滞在許可証（滞在法（Aufenthaltsgesetz）第 24 条に基づく。）又は対応する仮滞在証明書（Fiktionsbescheinigung）を持ちドイツに永住する見込みの外国人あるいは EU 加盟国国民であれば、社会扶助全体の受給の権利を持つ。一方、その他の外国人は生計費扶助、医療費扶助、介護扶助の給付に限定される（社会法典第 12 編第 23 条）。
- また、その他の外国人のうち、ドイツで就労又は自営業に従事しない外国人は、滞在の最初の 3 か月間は社会扶助を受けることができない。また、ドイツに居住する権利を有しない外国人、ドイツに居住する権利を有するがその目的や雇用や訓練、大学進学である外国人、あるいは社会扶助を受けるためにドイツに入国した外国人も、社会扶助を受けることができない。これらの外国人に対しても必要がある場合には出国までの 2 年間に 1 回に限り、最長 1 か月間の制限された「つなぎ給付（Überbrückungsleistungen）」が行われる。「つなぎ給付」には、急性の疾病や痛みの治療に必要な診療及び薬剤の支給並びに疾病の治癒、改善及び軽減のために必要なその他の給付などが含まれる（社会法典第 12 編第 23 条）。
- 例外的な緊急事態を除いて、海外に常居所を有するドイツ人はいかなる給付も受けられない。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 同居する配偶者又はパートナーがいる場合は、双方の収入・資産の合計額が勘案される（社会法典第 12 編第 27 条）。
- 収入は収入に含むものと含めないもの、収入の合計から差し引くもの、資産は資産とされるものとされないものが規定され、資産は使い切るか売却してもなお扶助を要するかが判断される（社会法典第 12 編第 90 条）。年金や出産手当金などは収入に含まれない。所得に対して支払われる税金や収入を得るために必要な経費は収入から控除される。（社会法典第 12 編第 11 条収入と資産の使用 第 1 部収入）
- ただし、妊婦及び 6 歳未満の実子を扶養する母親の収入・資産は、両親と同居している場合であっても、世帯の収入・資産に数えない（社会法典第 12 編第 19（4）条）。
- 収入に含むもの

  - 税務申告上収入に計上する、賃金、賃貸収入、事業収入、固定資産収入、慰謝料
  - 社会保障給付（失業手当Ⅰ、年金）、住宅手当、母性手当、児童手当（ただし 18 歳以上の子供の場合に限る）、公的医療保険の傷病手当金、両親手当、バイエルン家族手当のうち月額 300 ユーロを超える部分

- 収入に含めないもの

  - 社会法典第 12 編による諸給付（生計費扶助、高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助、医療費扶助、介護扶助、埋葬費扶助）
  - 連邦援護法（BVG）及び関係法令による基礎年金給付（Grundrente）
  - 連邦援護法による基礎年金給付を超えない範囲のナチ被害者連邦補償法（BEG）による年金及び関連給付
  - 標準公共料金の返還金（例：電気料金還付金）
  - 月当たり収入のうち 200 ユーロまで（社会法典第 12 編第 82 条第 3 項）
  - 州の教育給付金（Landeserziehungsgeld）
  - 母と子の連邦基金（Mutter und Kind - Schutz des ungeborenen Lebens）による出産費用支援金、又は他の連邦基金による支援金（例：サリドマイド禍や薬害エイズの被害者支援金）
  - 交通事故補償金（Schmerzensgeld）
  - 介護保険給付金（Pflegegeld Pflegeversicherung）、社会介護手当（Pflegegeld Sozialhilfe）、労災介護手当（Pflegegeld Unfallversicherung）

- 収入の合計額から差し引くもの

  - 税及び社会保険拠出金（Sozialabgaben）
  - 公的失業保険の保険料
  - 法に保険料率が定められた、又は基本的な料率の民間保険（例：自動車保険、損害保険、火災保険、生命保険）の保険料
  - 所得税法（EStG）第 82 条による老齢年金保険の最低保険料（収入の 4%）
  - 収入を得るために必要な費用（以下はその例）
    - 仕事に必要な費用月当たり 5.20 ユーロ以内。ただしこれを超える金額の場合は、真に仕事に必要であることの疎明を要する
    - 最も安い公共交通機関を利用した場合の通勤交通費。通勤経路に公共交通機関がないために自動車を用いる場合は 1km 当たり 5.20 ユーロ以内、距離は 40km 以内
    - 同業者組合等の加入費
    - 仕事の関係で住居が二つある場合のセカンドホームの賃借料等
  - 障がい者授産施設（WfbM）に勤務する者に支払われる雇用促進手当（Arbeitsförderungsgeld）又は訓練手当（Ausbildungsgeld）

- 資産とされるもの

  - 預金及び株式、債券等の金融資産
  - 宝石類及び芸術品
  - 自動車[17]
  - 生命保険、ただし老齢年金（Alterssicherung）を除く
  - 教育保険（Ausbildungsversicherung）
  - 受給申請者が占有していない住宅、アパート、土地

[17] 売却すれば日常生活に支障が生じる場合は所有が認められる

- 資産とされないもの（Schonvermögen；保護資産）

  - 住宅債券（Aufbaudarlehen）等公的な基金が運営するもの、又は負担調整法（LAG）に基づく戦争避難民・被追放民に対する逸失資産補てん金
  - 補足的老後保障（Zusätzliche Altersvorsorge）として公的年金を補完する私的年金（リースター年金）
  - 日常生活に必要な家財等動産（Angemessener Hausrat）
  - 職業訓練教育や仕事に必要な物品（例：営業活動に用いる自動車、作業道具、専門書、防護服）
  - 売却するに忍びない家宝（Familien- und Erbstücke）
  - 文化的又は科学的なニーズがある物品（例：楽器、ステレオ、蔵書、レコード、切手）
  - 自宅としている集合住宅の一室のような、床面積や市場価格が適正な水準にある住宅
  - 障がい者向け施設の建設資金のための積立金等、ケアが必要な人々のために用いられることを前提としている資産

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 社会扶助は申請する必要はない。社会扶助の基準を満たしていることが社会福祉事務所や委託を受けた機関などの社会扶助提供者に明らかになり次第、自動的に支給される。
- 高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助のみ、居住地域の社会福祉事務所で申請を行う必要がある。

⑤ 他制度優先等の補足性の要件

- 社会扶助は、他の社会給付でカバーされない生活上のニーズに対応して給付されるものであり、他の社会給付が受けられる場合は、原則、その給付が優先される。ただし、高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助は、生計費扶助に優先して適用される。
- 市民手当（Bürgergeld）との大きな違いは就労能力の有無である。就労不能な生活困窮者に対する給付が社会扶助であり、就労能力があるが自分の収入で生活費を賄えない者は市民手当を受給する権利がある。
- 外国人のうち、難民資格を申請している者は、庇護申請者給付法（Asylbewerberleistungsgesetz）の適用を受け、社会扶助の給付は受けられない。

⑥ 民事上の扶養義務の内容

- 社会扶助は、扶養義務による援助が受けられる場合は受給できない。
- ドイツ民法典（BGB：Bürgerliches Gesetzbuch）では、扶養義務の範囲は直系親族（親子関係のみ。兄弟姉妹は含まれない）及び配偶者・パートナーと規定されている。社会法典第 12 編 27 条では、親子及び配偶者・パートナーの場合は同居しているか否かによらず扶養義務を負うと規定されている。
- なお、社会法典第 12 編 39 条では、社会扶助の申請者が他人と居住をともにする場合は、家計共同体（Haushaltsgemeinschaft）として共同で家計を営み、これらの者から生計費を受けているものと法律上推定されるため、以下の場合を除いては、社会扶助の申請はできないとされている。
  - 妊娠中、若しくは、7 歳未満の子を養育していて、両親若しくは親（一人）と同居している場合
  - 同居者が障がい者、若しくは、介護を要する者で、申請者に介護してもらっている場合で、更に、同居者が申請者に対して生計費援助を義務づけられた場合
  - 介護自体が困難になる場合
- 高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助では、社会扶助や失業給付Ⅱに比べ扶養義務の範囲が限定されており、年 10 万ユーロを超える収入がある親若しくは子に限定される。
- 従前は、高齢者が社会扶助を受給する場合、成人している別居の子にも扶養義務が課せられ、その収入や資産もミーンズテストの対象となることから、これへの忌避感が強く、高齢者の「隠れた貧困」を生む一因となって

きた。このスティグマを解消するため、2003 年 2 月 1 日より、「高齢及び就労能力低下の場合の需要に応じた基礎保障に関する法律（GSiG）」に基づき、「需要に基づく基礎保障（Bedarfsorientierte Grundsicherung）」という新たな制度が創設され、資産調査と扶養義務の緩和を図る制度改正が行われた。同法に基づく基礎保障は、2005 年 1 月 1 日より社会法典第 12 編に編入された。

⑦ 給付内容

＜扶助の種類＞

- 生計費扶助（Hilfe zum Lebensunterhalt：社会法典第 12 編第 27～40 条）
  - 住宅、食料、衣類、身体衛生、家財道具、暖房及び日常生活の個人的ニーズなど、最低生活水準を保障するために必要な生活費への補助。日常生活における個人的ニーズには、合理的な範囲において、交際費や文化的生活への参加も含まれる。
  - 親の経済力に関係なく、子供たちに公平な教育と社会参加の機会を与え、能力開発を可能にすることを目的とした、児童及び生徒の就学に対する支援である「教育パッケージ（Bildungspaket）」も生計費扶助に含まれる。
  - 教育パッケージの給付は、現物給付、サービス給付、又は現金給付の形で行われる。個人的な学用品や通学交通費は常に現金で支給される。
  - 教育パッケージには、以下の給付が含まれる。
    - 学校、保育所、託児所が実施する 1 日及び複数日の遠足・課外学習の実費（修学旅行は学校の規定の範囲内で行われることを前提条件とし、ここに含まれる）
    - 個人用学用品に対する支給（2024 年は合計 195 ユーロ）：個人用学用品は毎年、基準額と同じ割合で増額される。
    - 通学に必要な交通費（第三者が負担していない場合に限る）
    - 一定の条件下での課外学習支援費
    - 学校での共同給食（学校と放課後保育の連携も含む）、保育所、児童デイケアでの給食費
    - 18 歳までの児童・生徒の地域社会での社会的・文化的活動の費用（スポーツクラブや音楽学校など）（通常、月額 15 ユーロの一時金）
- 高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助（Leistungen der Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung：社会法典第 12 編第 41～46 項）
  - 18 歳以降、永続的に完全に稼得能力が低下した個人に対して、申請に基づき 1 年間、最低生活費を支給する。
- 医療費扶助（Hilfen zur Gesundheit：社会法典第 12 編第 47～52 条）
  - 医療費扶助は、法定健康保険と同じ権利をカバーしており、健康保険に加入していない社会扶助受給者が、健康保険に加入している受給者と同じ医療を受けることができる。
  - 疾病の予防及び早期発見のための医療サービス・診察、病気の診断・治療・悪化防止又は疼痛緩和のための疾病治療給付、家族計画のための診察・医薬品の処方、妊娠・出産に必要となる医師・看護師・助産師による支援や医薬品・医療材料等、入所施設における介護、在宅介護、不妊手術時の診断・鑑定・治療や医薬品・医療材料等などが給付される。
  - 健康保険に加入していない社会扶助受給者の医療費は健康保険が負担し、管轄の社会福祉事務所（Sozialamt）は、医療扶助の下で提供された医療サービスの費用を健康保険基金に払い戻す。
  - 健康保険基金は、社会扶助の受給者に健康保険証を交付し、必要に応じて医療費を請求できるようにしている。
- 介護扶助（Hilfe zur Pflege：社会法典第 12 編第 61 条～第 66 条）
  - 身体的、精神的な疾病又は障がいによって、6 か月以上の長期にわたって継続的に日常生活上の行為に援助を要する者を対象に、在宅介護、補助具、通所介護、短期入所介護、入所介護及び介護手当が給付される。

- 特別な社会的困難を克服するための援助（Hilfen zur Überwindung besonderer sozialer Schwierigkeiten und Hilfe in anderen Lebenslagen：社会法典第 12 編第 67～69 条）
  - 社会的困難に伴う特別な生活条件を有する者が、困難を回避、除去、緩和し、又は悪化させないために必要な全ての措置、特に、受益者及びその親族に対するカウンセリング、個人的支援、訓練、就業援助、住居の維持及び取得のための措置が含まれる。適切な場合には、必要な措置を実施するための全体計画が作成される。
- その他の状況における援助（Hilfe in anderen Lebenslagen：社会法典第 12 編第 70～74 条）
  - 家計の維持のための支援、老齢扶助（高齢者の社会参画支援、住宅確保、近所づきあい等のための人的支援）、視覚障がい者への扶助（視覚障がいが原因で生じる出費への支援）、その他の生活状態における支援、埋葬費などが給付される。
- 障がい者のための統合支援（Eingliederungshilfe）（社会法典第 12 編第 53～60 条）は、連邦参加法の下で社会法典第 12 編第 6 条に規定されていたが、2020 年 1 月 1 日付で改正され、社会法典第 9 編に移管された。

＜給付額＞

- 給付額の月額は、基準需要適用額に追加需要額を加算したものから収入・資産を差し引いて求められる。
- 実際の給付額＝基準需要適用額+追加需要額+住居費・光熱費＋公的医療保険及び公的介護保険の保険料+福祉事務所が給付を認めた老齢年金保険料（該当する場合）＋教育パッケージ（該当する場合）-収入・資産
- 2024 年 1 月 1 日より、共同宿泊施設に宿泊する受給資格者については、自炊の可能性がなく、食費と家庭用エネルギーの両方が宿泊施設運営者によって全額提供される場合、それぞれの基準要件のうち食費と家庭用エネルギーに充てられる割合を宿泊施設運営者に直接支払うことができることとし、受給資格者は、この金額を減額された支払いを受けることになった。
- 基準需要適用額は年次で更新される。2023 年 9 月に「基準需要レベル更新条例 2024」が更新され、単身・独居成人の基準需要適用額（Regelbedarfsstufen）が 502 ユーロ（2023 年 1 月 1 日からの適用額）から 563 ユーロ（2024 年 1 月 1 日からの適用額）になるなど、金額が引き上げられた。
- 基準需要適用額の年次更新に当たり、連邦統計局は 70%の物価上昇率と 30%の純賃金上昇率で構成される混合指数を使って計算していたが、失業手当Ⅱが市民手当に移行したことにより、2023 年 1 月 1 日から社会扶助の基準需要適用額の更新方法にも変更が生じた。2023 年 1 月 1 日以降、毎年 1 月 1 日に行われる基準需要適用額の更新方法は以下のとおり。
  - 基準需要適用額は、まず「基本的な更新」の結果生じる変化率で更新され、その結果は「補足的な更新」の結果生じる変化率で更新される。この 2 段階での更新が、基準需要適用額の更新方法における主な変更点である。
  - 「基本的な更新」の変化率は、基準需要に関連する財及びサービスの物価の全国平均の動向と、国民経済計算による従業員一人当たりの純賃金及び給与の全国平均の動向（混合指数）から導き出されるものとする。混合指数の年間変化率を決定するために、基準需要に関連する全ての財・サービスの価格の上昇から生じる変化率を 70%、従業員一人当たりの純賃金・給与の上昇から生じる変化率を 30%の割合で考慮する。それぞれの変化率は、2024 年 1 月 1 日の更新の場合、2021 年 7 月から 2022 年 6 月までの期間（過去の比較期間）と 2022 年 7 月から 2023 年 6 月までの期間（現在の比較期間）とを比較して計算される。混合指数に含まれる両方の変化率は連邦統計局によって決定される。
  - 基本的な更新に従って行われる基準需要適用額（丸め処理前）の「補足的な更新」における変化率は、前々年度の同じ 3 か月間と比較した、前年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 3 か月間における基準需要に関連する財・サービスの物価の全国平均の推移に基づくものとする。
  - 上記に従った更新の結果、基準需要適用額が前年に適用された額より低くなった場合、その後の更新によりユーロ額が高くなるまで、前年に適用された額が引き続き適用される。

基準需要適用額（ユーロ）[18]

発効日	基準需要 レベル 1	基準需要 レベル 2	基準需要 レベル 3	基準需要 レベル 4	基準需要 レベル 5	基準需要 レベル 6
対象者	家計を運営する成人（単身･ひとり親）	家計を共同で運営する夫婦等の各成人	家計を運営しない成人	14 歳以上 18 歳未満	6 歳以上 14 歳未満	6 歳未満
2015 年 1 月 1 日	399	360	320	302	267	234
2016 年 1 月 1 日	404	364	324	306	270	237
2017 年 1 月 1 日	409	368	327	311	291	237
2018 年 1 月 1 日	416	374	332	316	296	240
2019 年 1 月 1 日	424	382	339	322	302	245
2020 年 1 月 1 日	432	389	345	328	308	250
2021 年 1 月 1 日	446	401	357	373	309	283
2022 年 1 月 1 日	449	404	360	376	311	285
2023 年 1 月 1 日	502	451	402	420	348	318
2024 年 1 月 1 日	563	506	451	471	390	357

[18] Bundesministerium der Justiz “Sozialgesetzbuch （SGB） Zwölftes Buch （XII） - Sozialhilfe - （Artikel 1 des Gesetzes vom 27. Dezember 2003, BGBl. I S. 3022）Anlage （zu § 28）Regelbedarfsstufen nach § 28 in Euro” https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_12/anlage.html （閲覧日：2024 年 1 月 15 日）

⑧ 平均受給期間

- ベルリン州における、社会扶助受給者の年齢別・過去の受給期間別の平均受給期間（月）は以下のとおり。

ベルリン州における、社会扶助受給者の年齢別・過去の受給期間別の平均受給期間（月）[19]

受給者の年齢	受給者合計	うち過去の受給期間別											平均受給期間
		3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上9か月未満	9か月以上12か月未満	12か月以上18か月未満	18か月以上24か月未満	24か月以上36か月未満	36か月以上48か月未満	48か月以上60か月未満	60か月以上120か月未満	120か月以上	
	人数												月
	施設外												
3歳未満	170	20	30	20	15	25	30	35	–	–	–	–	*14.8*
3歳以上7歳未満	340	15	20	20	10	20	20	40	70	50	70	–	*37.8*
7歳以上11歳未満	510	10	30	25	25	30	20	35	50	50	210	20	*56.3*
11歳以上15歳未満	815	30	30	40	45	35	25	65	60	65	260	165	*70.6*
15歳以上18歳未満	165	5	–	5	5	5	10	10	10	10	55	55	*89.6*
18歳以上21歳未満	110	5	5	15	5	10	15	10	5	5	10	25	*59.1*
21歳以上25歳未満	120	5	5	5	5	15	10	20	15	15	10	15	*48.5*
25歳以上30歳未満	220	5	20	5	5	10	15	35	15	15	85	10	*55.8*
30歳以上40歳未満	805	20	35	25	35	30	55	85	75	75	200	170	*69.5*
40歳以上50歳未満	1 235	35	40	40	30	65	70	165	125	120	310	225	*66.4*
50歳以上60歳未満	1 975	55	60	95	100	140	140	255	200	210	425	295	*59.1*
60歳以上65歳未満	1 575	75	160	255	395	85	65	100	95	70	175	105	*32.8*
65歳以上70歳未満	735	25	45	75	125	50	45	110	60	60	85	55	*39.3*
70歳以上75歳未満	80	–	5	5	5	–	5	–	10	5	25	25	*91.0*
75歳以上80歳未満	70	–	5	5	5	–	–	5	5	5	5	35	*104.7*
80歳以上85歳未満	75	10	5	5	–	5	–	5	5	–	15	30	*98.3*
85歳以上	70	5	10	–	5	5	–	5	10	–	5	20	*76.4*
合計	**9 075**	**320**	**500**	**635**	**810**	**535**	**525**	**980**	**805**	**760**	**1 960**	**1 245**	***55.5***
平均年齢	*43.7*	*44.7*	*45.4*	*50.1*	*54.1*	*42.8*	*42.2*	*43.5*	*42.2*	*41.6*	*38.2*	*44.7*	*x*
	施設内												
3歳未満	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	*/*
3歳以上7歳未満	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	*/*
7歳以上11歳未満	5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	5	–	*/*
11歳以上15歳未満	10	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	5	*/*
15歳以上18歳未満	5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	5	*/*
18歳以上21歳未満	20	–	–	–	–	5	–	–	–	–	5	5	*/*
21歳以上25歳未満	30	5	5	–	–	–	5	5	5	–	5	5	*51.9*
25歳以上30歳未満	100	5	5	–	5	5	5	5	10	5	45	5	*57.2*
30歳以上40歳未満	285	5	10	10	10	15	15	15	10	15	65	115	*94.8*
40歳以上50歳未満	295	5	5	5	5	10	5	10	15	15	65	155	*118.8*
50歳以上60歳未満	580	5	5	15	10	20	15	35	20	25	115	310	*117.7*
60歳以上65歳未満	480	5	5	10	5	20	10	30	30	20	90	255	*116.1*
65歳以上70歳未満	515	5	5	10	10	15	10	25	25	25	125	260	*115.8*
70歳以上75歳未満	520	5	5	10	10	15	15	20	15	15	165	255	*119.8*
75歳以上80歳未満	390	5	5	15	5	10	15	20	15	15	50	235	*119.7*
80歳以上85歳未満	485	10	10	15	10	20	15	40	20	20	65	260	*115.6*
85歳以上	520	20	15	20	10	15	25	45	35	30	65	240	*107.7*
合計	**4 240**	**70**	**80**	**110**	**85**	**160**	**140**	**255**	**195**	**185**	**855**	**2 100**	***112.5***
平均年齢	*65.8*	*63.7*	*62.0*	*66.5*	*63.6*	*61.8*	*64.8*	*67.3*	*66.6*	*65.6*	*62.9*	*67.5*	*x*

* 機密保持のため、結果は5単位で四捨五入して公表される。合計値は個々の値の合計と異なる場合がある。平均値は、少数のケースに基づく場合は公表されない。

[19] Statistik Berlin Brandenburg “2022, jährlich Sozialhilfe in Berlin und Brandenburg – Hilfe zum Lebensunterhalt” https://www.statistik-berlin-brandenburg.de/k-i-2-j （閲覧日：2024 年 2 月 21 日）

⑨　実施体制、財源、国と地方の関係

- 社会扶助の管理運営主体は地方自治体であり、州法によって決定される。
- 給付は地方自治体の社会福祉事務所（Sozialamt）が責任を負う。
- 財源は地方自治体の一般財源であるが、高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助について、2014 年以降は連邦政府が 100%負担する等、段階的に地方公共団体へ交付する連邦負担が引き上げられている（社会法典第 12 編第 46 条）。

⑩　施行状況に係る基礎データ

- 2022 年 12 月時点で、ドイツ社会法典第 12 編に従って、120 万人弱の人が高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助を受けた。連邦統計局（Destatis）の報告によると、これは 2021 年 12 月時点で 67,000 人弱、すなわち 6.0%の増加であった。主に給付金を受けるウクライナ難民による増加がみられる[20]。

年齢群別の基礎的社会保障受給者数[21]

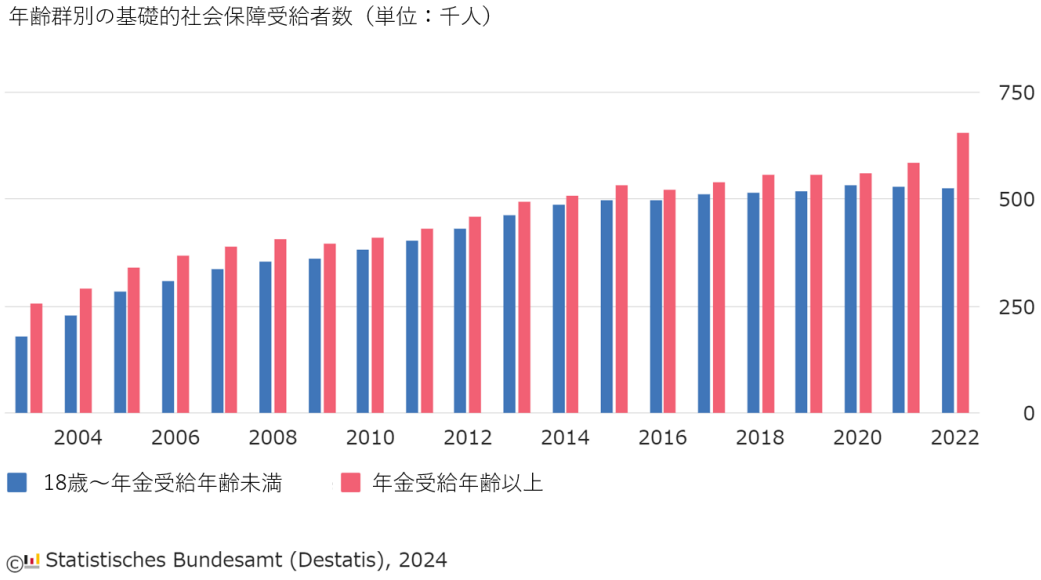

- 2021 年、ドイツの公的扶助機関は、社会法典第 12 編に従って、公的扶助給付金に純額 153 億ユーロを支出した。連邦統計局も、支出が前年比 6.5%増加したと報告している[22]。

[20] Destatis “6,0 % mehr Empfängerinnen und Empfänger von Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung Ende 2022” https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2023/04/PD23_138_228.html （閲覧日：2024 年 1 月 12 日）

[21] Destatis ” Number of recipients of basic security benefits in old age and in cases of reduced earning capacity up by 6.0% at the end of 2022” https://www.destatis.de/EN/Press/2023/04/PE23_138_228.html （閲覧日：2024 年 1 月 12 日）

[22] Destatis “Sozialhilfeausgaben im Jahr 2021 um 6,5 % gestiegen” https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2022/08/PD22_354_221.html （閲覧日：2024 年 1 月 15 日）

社会法典第 12 編に基づく社会扶助のうち全種の扶助の純支出総額の経年比較（単位：百万ユーロ）[23,24,25,26,27,28]

年	総計	内訳						
		高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助	高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助への純支出					
			合計	内訳				
				生計費扶助	医療費扶助	障害者のための統合支援	介護扶助	特別な社会的困難を克服するための援助
2005	17579.4	2799.6	14779.7	615.5	1076.3	10111.8	2610.7	365.6
2006	18109.6	3072.6	15036.9	676.3	930.1	10539.8	2529.9	360.7
2007	18837.8	3463.2	15374.6	765.1	933.4	10638.1	2666.2	371.8
2008	19755.4	3669.3	16086.1	888.4	856.0	11200.5	2751.3	389.9
2009	20930.1	3916.5	17013.6	999.2	777.3	11967.3	2878.3	391.6
2010	21748.8	4107.4	17641.4	1028.3	753.0	12481.3	2966.9	412.0
2011	22723.5	4398.2	18325.3	1082.4	753.3	12975.6	3104.1	409.9
2012	23956.9	4696.6	19260.3	1136.2	730.6	13729.0	3245.1	419.5
2013	24997.1	5187.5	19809.6	1246.1	745.3	14037.8	3338.7	441.7
2014	26461.5	5459.3	21002.3	1303.6	775.5	14970.1	3502.4	450.6
2015	27742.4	5925.8	21816.6	1403.0	742.9	15649.0	3569.2	452.6
2016	29011.3	6073.1	22938.2	1434.8	760.9	16470.0	3796.4	476.0
2017	29702.4	6339.1	23363.3	1489.9	783.4	17186.8	3391.1	512.1
2018	31014.8	6626.7	24388.1	1515.9	757.4	18100.8	3471.7	542.3
2019	32826.6	6873.4	25953.3	1511.3	769.7	19316.4	3776.6	579.3
2020	14395.1	7565.1	6830.0	1185.1	743.4	-	4306.5	595.0
2021	15327.8	8128.1	7199.7	1181.0	674.8	-	4736.9	607.0
2022	14924.1[r]	8800.0	6124.1[r]	1279.0[r]	726.4	-	3506.4[r]	612.2

[23] Destatis “Ausgaben und Einnahmen der Sozialhilfe nach dem SGB XII” https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Soziales/Sozialhilfe/Tabellen/ausgaben-einnahmen-t02-nettoausgaben-insg-hilfearten-ilj-zv.html （閲覧日：2024 年 1 月 15 日）

[24] 連邦労働社会省は、高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助に対する社会福祉サービス提供者の純支出（2017 年以降）について、社会法典第 12 編第 46a 条に基づき連邦が各州に支払う償還金を基に算出（2023 年 4 月 17 日時点のデータ）。

[25] 医療費扶助の金額は、健康保険基金に対する健康治療の引き受けに対する払い戻しを含む（社会法典第 5 編第 264 条第 7 項による）。

[26] 障がい者のための統合支援（社会法典第 12 編第 6 章）は 2020 年以降、社会法典第 4 編に移管された。

[27] 2019 年において、ニーダーザクセン州では、現金給付原則への変更により、約 1,300 万ユーロの過大計上となった（高齢期及び稼得能力が低下した場合の基本所得扶助を除く）。

[28] r は修正値

4. 特定の対象者に対する給付

a） 失業者

(1) 失業給付

① 制度の概要

- 従来失業者向けの給付は、社会保険制度のひとつとして行われる失業給付Ⅰ（Arbeitslosengeld、いわゆる失業保険に相当）と、これを補足する制度として、失業保険のみでは救われない長期失業者等と対象とした失業給付Ⅱ（ArbeitslosengeldⅡ、いわゆる失業扶助に相当）とが存在していた。このうち失業給付Ⅱに代わる新制度「市民手当」が 2023 年に導入された。失業給付は社会法典第Ⅲ編「雇用促進」に、失業給付Ⅱは社会法典第Ⅱ編「求職者に対する基礎保障」に規定されている。
- 失業給付Ⅱに代わる新たな制度「市民手当」（Bürgergeld）が、2022 年 11 月下旬、連邦議会と連邦参議院で可決され成立した。給付の引き上げや制裁措置の緩和、職業訓練参加への助成拡大などを盛り込んだ同制度は、2023 年 1 月と同年 7 月の 2 段階に分けて施行された。

② 支給対象者・世帯の要件

＜失業給付Ⅰ＞

- 失業中であるが、強制保険が適用される仕事に週 15 時間以上従事できること。
- オンライン又は雇用機関で直接、失業者登録をしていること。
- 強制保険に加入する仕事を探しており、人材紹介会社と連携していること。
- 権利獲得期間（Anwartschaftszeit）を満たしていること。原則として、社会保険加入義務のある仕事（Sozialversicherungspflichtige Beschäftigung）に従事し、離職前の 30 か月のうち通算で 12 か月以上（特定の有期雇用の場合は 6 か月以上）保険料を納付していること。

＜市民手当＞

- 15 歳以上で、年金の受給年齢に達していないこと。
- ドイツに住んでおり、ドイツを生活の中心としていること。
- 1 日 3 時間以上働くことができること。
- 給付対象地域の収入が最低生活水準を下回っており、自力で生活費を賄うことができない状態であること。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

＜失業給付 I＞

- 失業手当を申請する際、資産要件はない。

＜市民手当＞

- 収入や資産がある場合や非課税額を超える場合は、まずそれらを生活費に充てる必要がある。
- 収入は、基本的に金銭によるあらゆる所得を指すが、具体的には以下のようなものが含まれる。
  - 雇用及び自営業からの収入
  - 失業手当、育児手当、傷病手当等の所得代替手当
  - 賃貸及びリースからの収入
  - 扶養手当、児童手当、年金
  - 資本及び利子収入
  - 税還付金、退職金
  - 職業訓練手当、訓練手当、BAföG（連邦奨学金）
- 収入から控除や経費は差し引かれる。
- 資産には、金銭的に測定可能な所有物全てが含まれる。
  - 現金
  - 普通預金、普通社債、有価証券
  - 車や宝飾品等
  - 養老保険

- 家や土地の所有権、コンドミニアム

- 市民手当を受け取ってからの最初の 1 年間は、資産については重要な場合にのみ考慮される。なお、この期間を待機期間と呼び、申請者がドイツを離れる等により受給が 1 か月以上中断する場合又は受給しなかった場合はその月数分、待機期間が延長される。
- 資産に対して、給付共同体の最初の受給者については 40,000 ユーロ、給付対象者が 1 人増えるごとに 15,000 ユーロを基準とし、これを超えた場合は取り崩す必要がある。
- 資産の控除額は、待機期間の終了時に決定されるが、給付対象地域に住む 1 人当たり 15,000 ユーロとなる。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜失業給付 I＞

- オンライン又は雇用機関にて失業者登録後、失業手当の申請をオンライン又は紙面にて行う。
- 失業者が、正当な理由なく違反行為を行った場合、行為の内容に応じて、1 週間から 12 週間までの期間で支給が停止される。主な違反行為は以下のとおり。
  - ①失業者が就労関係を解消したり、労働契約に違反する行為によって意図的に失業状態を引き起こしたりした場合
  - ②雇用機関が提供した雇用を受け入れなかったり、就労関係の開始を妨げたりした場合
  - ③雇用機関から要求された求職活動等を行わなかった場合
  - ④積極的職業統合措置等への参加を拒否した場合

＜市民手当＞

- 特定の申請方式はなく、オンライン、ジョブセンターへの直接の提出、電話、書面の郵送等が可能である。
- 以下のような書類等が必要である。なお他人と同居している場合、同居人全員の申請書を提出する必要がある。まとめて提出した者が、給付共同体の代表者となる。
  - 個人情報の証明書（身分証明書、有効なパスポート、登録証明書、滞在許可書）
  - 収入と資産を証明する書類（過去 3 か月の銀行取引明細書、賃金明細書、諸手当の受領を示す銀行取引明細書）
  - 住宅と暖房に関する証明書（賃貸契約、暖房費と附帯費用の請求書、賃貸収入）
  - 過去にジョブセンターから給付を受けたことがある場合、その受領を証明できる書類
  - 支出を証明する書類
- ジョブセンターに来ない等の軽微な違反の場合は、基準給付が 1 か月間 10%減額。仕事の受け入れを拒否した場合などは、1 回目が 1 か月間 10%減額、2 回目が 2 か月間 20%減額、3 回目が 3 か月間 30%減額となる。従来の失業給付Ⅱと比べ、減額幅と制裁期間が緩和されている。

⑤ 給付内容

＜失業給付 I＞

- 基本となる給付額は、従前の手取り賃金（各種控除を差し引いた賃金額、給付算定賃金（Leistiungsentgeld）と呼ばれる）に対する割合で決定する。
  - 扶養義務のある子供がいない場合：60%
  - 扶養義務のある子供がいる場合：67%

＜市民手当＞

- 受給者の種別により標準給付額が決定される。

受給者種別ごとの標準給付月額（2024 年 1 月以降）

受給資格者	基準需要額（RBS）	標準給付月額（ユーロ）
単身者/ひとり親 未成年のパートナーを持つ成人	1	563
成人のパートナー	2	506
独自の家計を営まない 18 歳以上 25 歳未満 ジョブセンターの承認を得ずに引っ越しをする 15 歳以上 25 歳未満	3	451
14 歳から 17 歳までの子供 成人のパートナーを持つ未成年	4	471
6 歳以上 14 歳未満	5	390
0 歳以上 6 歳未満	6	357

- 以下のような条件に当てはまる場合、追加給付額が認められる。

条件	認められる追加給付額
妊娠 12 週目以降の妊婦	標準給付額の 17%
労働参入給付を受けている障がい者	標準給付額額の 35%
未成年の子のいるひとり親世帯 －7歳未満の子1人、又は、16歳未満の子2人若しくは3人 －上記以外の場合　子1人につき	 標準給付額の36% 〃　12% （最高　〃 60%）
健康上の理由で栄養摂取に費用がかかる者	相当額

- 職業訓練参加に対する助成が行われる。期間は 3 年。職業資格が取得できる継続訓練に参加する場合、月額 150 ユーロの手当を支給し、職業資格試験に合格した場合の特別手当も恒久的に支給する。職業資格を目的としない継続職業訓練に参加する場合も、訓練が 8 週間を超える場合は、月額 75 ユーロの手当で助成する。
- 最初の 1 年間は住宅審査も実施せず、家賃は実費を全額支給するが、暖房費については「適切な使用の範囲内」での支給とし、各地方自治体が上限を設定する。

⑥　平均受給期間

- 以下失業給付 I 及び市民手当の各制度における受給期間である。

＜失業給付 I＞

- 受給者の年齢と強制保険への加入期間により、6 か月から 24 か月間受給することができる。

失業給付 I の給付期間

<table>
<tr><th rowspan="2">年齢</th><th colspan="7">被保険者期間（離職前 5 年間の月数）</th></tr>
<tr><th>12 か月以上</th><th>16 か月以上</th><th>20 か月以上</th><th>24 か月以上</th><th>30 か月以上</th><th>36 か月以上</th><th>48 か月以上</th></tr>
<tr><td>50 歳未満</td><td rowspan="4">6 か月</td><td rowspan="4">8 か月</td><td rowspan="4">10 か月</td><td rowspan="4">12 か月</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>50 歳以上
55 歳未満</td></tr>
<tr><td>55 歳以上
58 歳未満</td><td rowspan="2">15 か月</td><td colspan="2" rowspan="2">18 か月</td></tr>
<tr><td>58 歳以上</td><td>24 か月</td></tr>
</table>

＜市民手当＞

- 通常 12 か月間支給されるが、以下のような場合では 6 か月間のみ支給される。
  - 収入が変動する
  - 自営業
  - 住居費とその暖房費が不合理である
- 受給期間が終了した場合、ジョブセンターが引き続き受給できるかどうかを確認するが、そのためには継続認可申請書をオンライン、郵送、直接手渡しのいずれかの方法で提出する必要がある。

⑦　実施体制、財源、国と地方の関係

＜失業給付 I＞

- 連邦労働・社会省及び連邦雇用庁（BA）の監督のもと、地域の雇用エージェンシー（AA）が運営する。
- 財源は、労使折半で負担する失業保険料、割当金（Umlage）、連邦補助金（Bundeszuschuss）、その他の収入で構成される。労使折半の失業保険料拠出率は 2023 年 1 月以降は、2.6%（労働者 1.3%、使用者 1.3%）となっている。

＜市民手当＞

- 住民への給付は地元のジョブセンターによって行われる。
- 通常ジョブセンターでは、連邦雇用庁（BA）と自治体が協力し、この 2 つの当局がサービスの最終責任を負う。
- 例外として、約 4 分の 1 の自治体では連邦雇用庁を介さず、単独で責任を負い作業を行っている。
- 財源は連邦政府の一般財源（税）及び地方自治体の一般財源（税）である。

⑧　施行状況に係る基礎データ

失業給付 I･市民手当（2022 年まで失業給付Ⅱ）の受給者数の推移

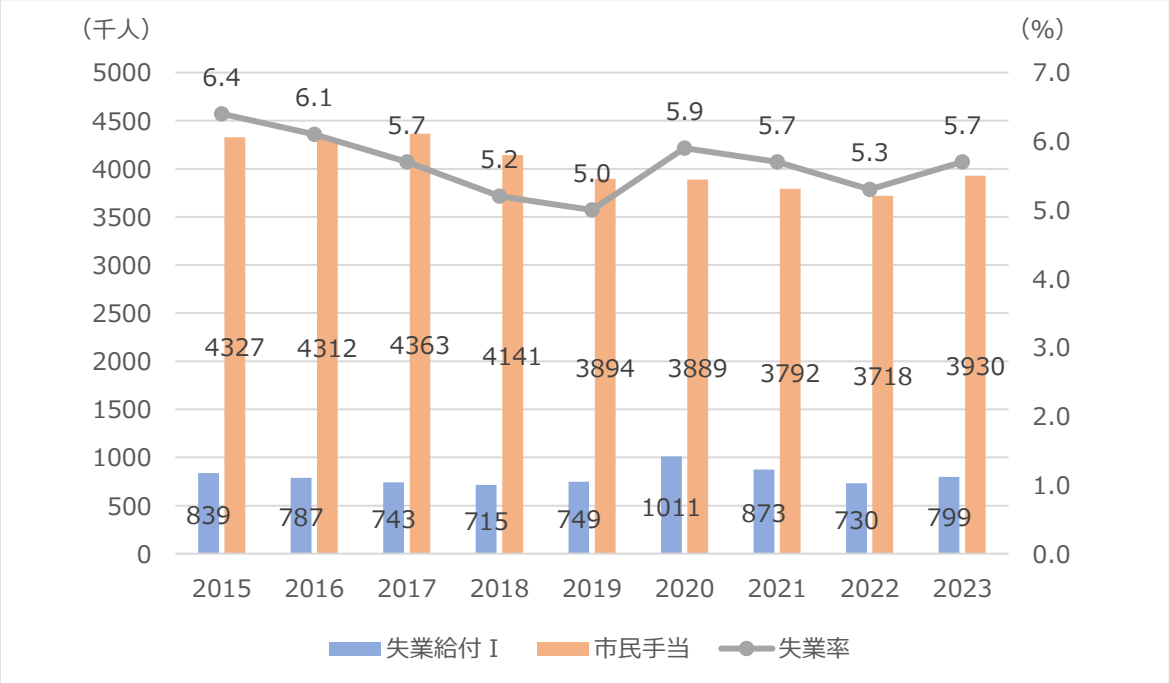

b） 高齢者･障がい者等

(1) 高齢･就労能力低下のための基礎保障

- 高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障は、高齢や稼得不能を理由に十分な生活の原資を得ることが期待できない者に対する給付である。
- 詳細は「3．基礎的所得保障制度の詳細」を参照。

c） ひとり親

(1) ひとり親養育費貸付（Unterhaltsvorschuss für Alleinerziehende）

① 制度の概要

- ひとり親に対する特別な支援として、養育費前渡し法（Unterhaltsvorschussgesetz）は、子供がもう一方の親から養育費を受け取らないか、定期的な養育費を受け取らない場合、最低水準の養育費を公的資金から支払うことを定めている。

② 給付内容

- ドイツ全土で、扶養手当の前渡し額は最低扶養水準によって決まる。扶養手当の前渡し額を決定するために、第一子に支払われる児童手当の額は、最低扶養水準から全額差し引かれる。
- 2020 年 1 月 1 日以降の支払額は以下の通りである。
  - 5 歳までの子供：月額 165 ユーロ
  - 6 歳から 11 歳の子供：月額 220 ユーロ
  - 12 歳から 17 歳の子供：月額 293 ユーロ
- 2017 年 7 月 1 日以降、12 歳から 17 歳の子供が扶養手当を受給できるようになった。扶養手当を受給するためには、社会法典第 II 巻（SGB II）に基づく給付金に扶養されていないこと、又は社会法典第 II 巻に基づく給付金を受給している片親が、控除前 600 ユーロ以上の収入を有していることが条件となる。
- 12 歳未満の子供の場合、片親の収入は関係ない。
- 2017 年 7 月 1 日以降、手当の前払いは期限なしで行われるようになった。

③ 最新の受給者数

- 2018 年 3 月時点で約 71 万 4,000 人の子供と若者が手当の前払いを受けている。これは、2017 年の改革前と比較し、約 30 万人受給者が増加している。

d） その他（建設業労働者、難民）

建設業労働者向けの各種給付制度

(1) 季節・操業短縮労働手当（Saison-Kurzarbeitergeld）

① 制度の概要

- 季節・操業短縮労働手当（Saison-Kurzarbeitergeld）は、悪天候期（12 月 1 日～3 月 31 日）で就労できなかった場合に従業員が請求できる。
- 対象となる企業には、建設業、屋根工事業、足場工事業、造園業が含まれる。
- 季節・操業短縮労働手当は、雇用主又は労働協議会からの申請により支給される。申請は最寄りのハローワークに提出しなければならない。

② 給付内容

- 原則として、世帯に子供のいない従業員は、本来受け取るはずだった純給料の 60%を受け取る。世帯に子供が 1 人以上いる従業員は、本来受け取るはずだった純給料の 67%を受け取る。
- 悪天候期（12 月 1 日～3 月 31 日）の労働時間短縮期間、つまり最長 4 か月間支給される。

(2) 冬季手当助成金（Zuschuss-Wintergeld）、超過冬季手当（Mehraufwands-Wintergeld）

① 制度の概要

- 季節的短時間労働手当とは別に、賃金労働者は冬季手当助成金（Zuschuss-Wintergeld）及び超過冬季手当（Mehraufwands-Wintergeld）の形で追加手当を請求することができる。建設業の雇用主は、部門別移転基金（Branchenumlage）から社会保険料を支払う場合、雇用主の社会保険料の還付を請求することができる。

② 給付内容

- 冬季手当助成金は、従業員のフレキシブル・ワーク・タイム口座が労働時間の損失を補うために使用され、季節・操業短縮労働手当の請求が回避された場合、損失 1 時間当たり 2.50 ユーロを上限として支払われる。
- 従業員は、天候に左右される職場で 1 時間働くごとに 1 ユーロの超過冬季手当を受け取る権利がある。12 月は 90 時間まで、1 月と 2 月はそれぞれ 180 時間 まで超過冬季手当を受け取ることができる。

(3) 庇護申請者給付（Asylbewerberleistungen）

① 制度の概要

- 庇護申請者や出国を余儀なくされた者（却下された申請者や大目に見られる地位の保持者など）を含む、庇護申請者給付法に基づく給付を受ける権利を有する者に適用される。

② 給付内容

- 庇護申請者給付は、標準給付と特別給付からなる。標準給付金は日常生活に必要なものをカバーし、基本給付金又は生活費の補助という形で支給される。基本給付金は、食費、宿泊費、暖房費、衣類、医療費、家庭用消費財など必要なものをカバーする。特別給付は、病気、妊娠、出産に対する給付等が含まれる。
- 特別な状況下では、現物給付の代わりに商品引換券・クーポン券やその他の同等の非現金決済及び現金給付が提供されることもある。

③ 最新の受給者数

- 2022 年末時点の庇護申請者給付の受給者数は約 48 万 2300 人であり、65 億ユーロを支出している。受給者は 2021 年末時点と比較して 21%増加しており、支出は 52%増加している。

5. 特定のニーズに対する給付

a） 医療

(1) 法定医療保険制度（Gesetzliche Krankenversicherung）

① 制度の概要

- ドイツの健康保険は、公的な法定医療保険と民間医療保険の２つの制度により提供されている。原則として、どちらかの保険に加入することが義務付けられている。
- 以下のような人々が法定医療保険の対象となる。
  - 雇用による収入が月 520 ユーロを上回り、一定年収基準を超えない被用者（2023 年の上限：年間 66,600 ユーロ）
  - 失業手当又は生活維持手当の受給者 、及び一定の条件の下での 市民手当の受給者
  - 一定の条件下にある研修生及び学生、ならびに学業規則又は試験規則に規定されている無給での実務経験を行うインターン生
  - 年金受給者（一定の保険加入前の期間を満たすことが条件）
  - 遺児年金又はそれに対応する遺族年金の受給者
  - 農林業を営む者とその家族、高齢の農業従事者
  - 作業所又は入所施設にいる障がい者
  - アーティスト、広報担当者
  - 法定医療保険に加入していた者、又は加入している者。
- なお、法定医療保険加入者は、公的な介護保険にも加入する。
- 2023 年の一般保険料率は総所得の 14.6%（労使折半）、追加保険料率（労使折半）は 1.6%である。

② 給付内容

- 医療給付、予防給付、医学的リハビリテーション給付、在宅看護給付等があり、現物給付が原則である。他に現金給付として傷病手当金がある。

③ 最新の受給者数

- 2023 年時点での被保険者数は、7,380 万人であり、5,790 万人の加入者及び 1,590 万人の無拠出被保険者（被保険者の家族等）から構成される。これは、ドイツの人口の約 88%に該当する。

b） 介護

(1) 介護保険制度（Pflegeversicherung）

① 制度の概要

- 公的な法定医療保険の加入者は、公的介護保険に自動的に加入する。民間の医療保険加入者は、民間の介護保険に加入する必要がある。
- 2023 年 7 月 1 日以降、保険料は総所得の 1.7%、子供がいない場合は 2.3%、雇用主は 1.7%を負担している。ザクセン州のみ、被雇用者の負担は 2.2%又は 2.8%（子供がいない場合）、雇用主の負担は 1.2%に設定されている。

② 給付内容

- 介護保険で受けることができる給付は、介護者や被介護者がどこで誰に介護されているか、またどの程度のサポートが必要かにより異なる。
- 給付には、介護サービス等の現物給付や、介護手当等の現金給付が含まれる。
- 介護保険給付の請求には、介護保険基金への申請書への提出が必要である。この申請は本人以外にも、家族、隣人、親しい知人が行うことができる。民間の介護保険加入者の場合は、民間の保険会社に申請書を提出する。
- 給付を受ける要件として、被保険者が申請書を提出する前の 10 年間で 2 年間、加入者として保険料を納めているか、家族の保険に加入していなければならない。
- 2017 年 1 月 1 日以降、介護者が法定年金保険に規定された範囲の要介護親族の世話をするために社会保険の適用を受ける雇用を離職した場合、介護保険は介護期間中、介護者の失業保険料を支払う。このため、介護者は、介護を終えたときにスムーズに雇用に復帰できなければ、失業給付と積極的雇用促進給付を受ける権利がある。介護を行うために失業保険の受給を停止した介護者も同様である。

③ 最新の受給者数

- 2022 年 12 月時点の被保険者数は、公的介護保険で 7,426 万人、民間介護保険で 914 万人である。
- 2022 年 6 月時点では、毎月約 500 万人が介護保険給付を請求している。そのうち約 410 万人が通院給付を受け、約 90 万人が入院治療を受けている。

c） 住宅

(1) 住宅手当（Wohngeld）

① 制度の概要

- 住宅手当は、低所得世帯の住宅費に対する給付である。住宅費負担を軽減し、適切な住居に住めるようにすることを目的としている。
- 借家に住む人には家賃補助、持家がある人には住宅ローンと住宅維持費補助として支給される。
- 家賃補助は以下のような人が利用できる。
  - アパート又は部屋を借りている
  - アパート又は部屋を又借りしている
  - 生活協同組合又は住宅信託のアパートを所有している
  - 準借家権、特に永住権の借家権を持っている
  - 複数戸の住宅（3 戸以上の住戸がある）を所有している
  - 住居に居住する

  ※ただし、住居施設を自ら利用することが条件
- 住宅ローンと住宅維持費補助は、以下のものを所有する人が利用できる。
  - 一戸建て（1 戸又は 2 戸の住戸がある）
  - アパート
  - 借地権付き物件
  - 永住権、居住権又は用益権の準所有者
  - 上記の権利の獲得又は譲渡に関する請求権

  ※ただし、住居施設を自ら利用することが条件
- 住宅手当は、以下の権利を有する者には支給されない
  - 失業給付 II 及び社会法典第 2 巻（SGB II）に基づく社会給付（Sozialgeld）
  - 社会法典第 II 巻（SGB II）第 27 条（3）に基づく扶助で、教育又は訓練を受けている者に対する助成金の形で提供されるもの
  - SGB VI 第 21 条第 4 項前段に基づく失業給付 II と同額の経過的手当（Übergangsgeld）
  - SGB VII 第 47 条（2）に基づく失業給付 II と同額の傷害給付（Verletztengeld）
  - SGB XII に基づく老齢期及び稼得能力低下時の基本所得扶助
  - SGB XII に基づく生活費補助（Hilfe zum Lebensunterhalt）
  - 連邦戦争犠牲者補償法（Bundesversorgungsgesetz）又は同法が適用される他の法律に基づく施設での生活費補助及びその他の援助
  - 亡命希望者給付法（Asylbewerberleistungsgesetz）に基づく特別な状況下での給付と基本給付
  - SGB VIII に基づく扶助は、扶助の受給者のみで構成される世帯においては、住宅手当は支給されない
- 2023 年 1 月 1 日に、大規模な住宅手当の改革となる住宅手当プラス法が施行され、住宅手当の給付世帯数は 3 倍、平均住宅手当額は 2 倍となった。
- 住宅手当の申請では、申請書及び受給資格を証明する書類を提出する必要がある。申請書類は、住宅手当担当窓口及びオンラインで入手できる。多くの州ではオンライン申請が可能である。

② 給付内容

- 給付金額は、以下の 3 つの要素により決定される。
  - 世帯人数
  - 住宅手当法に基づく総所得金額
  - 対象となる家賃又は住宅ローンの支払額
- 2023 年の改革以前では、給付額は平均月 180 ユーロであったが、改革により 370 ユーロに上昇している。

- 住宅手当は通常、一度に12か月間支給される。ただし、支給期間が短い場合も長い場合もあり、最大で24か月まで受給期間を延長することができる。受給期間終了後も住宅手当が必要な場合は、再申請が必要である。

③ 最新の受給者数

- 2023年には約60万世帯が住宅手当を受給していたが、2023年の改革により、約200万世帯が住宅手当を受給すると計算されている。これには、これまで収入が住宅手当受給要件を超えていた約104万世帯及び以前SGB II又はSGB XIIの給付を受けていた約38万世帯が含まれる。なお、約450万人が住宅手当を受ける権利を有している。

d） 出産・養育

(1) 両親手当

① 制度の概要

- 両親手当は、出産後の収入減を緩和するための給付である。
- 両親手当を受給するためには以下の要件を満たす必要がある。
  - 子供が生まれた時から自分で育てる
    ※自分の子供でなくとも、生まれてすぐに子供を養育する場合、8 歳までの養子縁組をする場合には、両親手当を請求することができる
  - 週 32 時間以内の有給労働
  - 子供と同一世帯で暮らす
  - ドイツ市民、又は永住許可、滞在許可を得ている
  - 所得上限を超えないこと
    - 所得合計が、夫婦の場合 300,000 ユーロ、片親の場合 250,000 ユーロを超えない
    - 2024 年 4 月 1 日以降は、夫婦の場合 200,000 ユーロ、片親の場合 150,000 ユーロに上限が引き下げられる
    - 2025 年 4 月 1 日以降は、夫婦の場合 175,000 ユーロ、片親の場合 150,000 ユーロが上限となる。
- 両親手当には、基本両親手当、両親手当プラス、パートナーシップ・ボーナスの 3 種類があり、それぞれを組み合わせることもできる。育児手当は別居中の親にも支給される。
  - 基本両親手当：両親の一方が基本育児手当を受給できるのは最低 2 か月、最高 12 か月。両親ともに育児に携わり、両親の収入が減少した場合は、更に 2 か月分の基本両親手当を受給できる。ひとり親は、14 か月分の手当を受給することができる。
  - 両親手当プラス：時短勤務で得た収入を減らすことなく手当を受給し、早期復帰を希望する親に向けて、基本両親手当の 2 倍の期間（最長 28 か月）、両親手当プラスの請求を可能にした。両親手当プラスの 2 か月分の支給が、基本両親手当の 1 か月分に相当する。
  - パートナーシップ・ボーナス：家庭と仕事をともにしている両親のためのオプション。子供が生まれてから連続する 4 か月間、両親の月平均労働時間が週 25 時間以上 30 時間未満の場合、両親それぞれにパートナーシップ・ボーナスとして最低 2 か月、最高 4 か月分の手当が追加支給される。

② 給付内容

- 両親手当の給付額は、子供が生まれる前の 1 年間の両親の収入額と、出産後の収入減の有無によって決まる。所得の高い親にはそれまでの収入の 65%、所得の低い親には 100%が支給される。
- 所得に応じて基本両親手当は、月額 300 ユーロから 1,800 ユーロ、両親手当プラスは月額 150 ユーロから 900 ユーロ支給される。
- 多子世帯の場合、手当の 10%上乗せ、又は 75 ユーロ（両親手当プラスは 37.5 ユーロ）のどちらか多い方を受け取ることができる。
- 多児出産の場合は、新生児 1 人につき 300 ユーロ（両親手当プラスは 150 ユーロ）の多児手当が支給される。

③ 最新の受給者数

- 2022 年の受給者数は約 180 万人であり、この内女性が約 132 万人、男性が約 48 万人であった。男性受給者の割合は継続的に増加しており、2015 年には 20.9%であったが、2022 年では 26.1%となっている。

6. 低所得者に対する税制上の対応

- 給付付き税額控除の仕組みは存在しない。基本的な税額控除や、税金からの年金費用控除などがあるが、低所得者向けの特別な対応は見られない。
- 基本的な税額控除により、全ての人にとって最低限度の生活が非課税であることが保証される。2023 年には 561 ユーロ増額されて 10,908 ユーロとなる。2024 年には更に 696 ユーロ増の 11,604 ユーロが予定されている。
- 児童手当は税制を活用した給付措置ともいえる。児童手当か児童控除のいずれか有利な方のみを適用する。中低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利になる。
- 家庭に対する減税制度の下で、児童手当は税還付、子供に対する非課税手当、保育・育児・教育訓練に対する非課税手当の形をとる。児童手当は年間を通じて支給される。税務署は、所得税を評価する際に、児童手当の支給額が税額軽減に関する憲法上の規定を満たしているかどうかをチェックする。児童手当の支給額が児童の非課税生計水準に達しない場合、児童手当（父母それぞれ年間 2,586 ユーロ）と保育・育児・教育訓練手当（父母それぞれ年間 1,320 ユーロ）が父母の課税所得から控除される。これらの手当による減税額は、既に支給されている児童手当の額によって減額される。税額軽減の合計が憲法で定められた額に達するかどうかは、所得税の税務調査で確認される。
- 現在、低所得者向けの給付付き税額控除の仕組みは存在しないものの、2022 年に連邦議会から発行されたレポートでは、ドイツを含む負の所得税やベーシックインカムに関する各国の取組状況の取りまとめが行われている。

7. 低所得者に対する就労・自立支援

a） 失業者・低賃金労働者向け

(1) 統合助成金（EGZ：Eingliederungszuschusse）

① 制度の概要

- 長期失業や障がい、能力低下、高齢等により、通常の業務に制約のある労働者が採用された場合、その使用者に対して統合助成金が支給される。
- 労働協約又は現地で認められた賃金率に従って雇用主が支払う定期的な賃金と、社会保険料の一定額に対して支払われる。単発の賃金支払いは助成金の対象外である。

② 給付内容

- 統合助成金の額は、通常、助成対象賃金の 50%を超えてはならず、支給期間は 12 か月を超えない。55 歳以上の従業員の場合、最長 36 か月まで助成金を支給することができる。2024 年 1 月 1 日より、特別延長を受けられる最低年齢が従来の 50 歳から 55 歳に引き上げられた。
- 助成期間が 36 か月まで延長される時限措置は 2028 年 12 月 31 日まで行われる（従来の期限から 5 年間延長）。
- 障がい者又は重度の障がい者に対する支給額と支給期間には特別規定が適用される。上記の規則とは異なり、支給額は助成対象賃金の 70%まで、支給期間は 24 か月までとなる。特別なニーズのある重度障がい者の場合、支給額は助成対象賃金の 70%まで、支給期間は 60 か月まで。
- 55 歳以上の特別なニーズのある重度の障がい者の場合は、最長 96 か月まで。金額と期間の決定には、障がい者が法定義務以外で雇用されているかどうか、又は社会法典第 IX 巻第 3 部に定められた雇用義務を超える方法で雇用されているかどうかも考慮される。

③ 最新の受給者数

- 2021 年における統合助成金の受給者数は約 9 万 6000 人であった。

(2) ミニジョブ（Mini Job）・ミディジョブ（Midi Job）

① 制度の概要

- 月収が 538 ユーロを超えない場合、ミニジョブとしてみなされ、社会保険料や所得税などの労働者負担が免除される。使用者負担は免除されず、労働者に対する賃金に加えてその 3 割相当を別途支払う義務がある。
- ミディジョブは、月収 538.01 ユーロから 2,000 ユーロの労働が該当し、労働者の社会保険料負担が報酬に応じて段階的に増えていき、2,000 ユーロに達すると通常の社会保険料率が課せられる。使用者は通常の使用者負担分の社会保険料を支払う。

② 最新の受給者数

- 2023 年第 3 四半期時点で、ミニジョブセンターに登録されているミニジョブの従事者数は、約 693 万人である。

(3) 職業訓練

① 制度の概要

- 若年者に対する職業養成訓練（いわゆるデュアルシステム（die duale Ausbildung））を中心とした初期職業訓練、初期職業訓練修了者や社会人等を対象とする継続教育訓練（Weiterbildung）に大きく分類され、その内容は「職業訓練法（Berufsbildungsgesetz: BBiG）」に規定されている。
- 継続教育訓練には、ドイツの伝統的な職業資格である「マイスター資格」取得のための職業訓練、企業内訓練といった主として職業的な教育を目的とする継続職業訓練のほか、一般教養的な成人教育などが含まれる。

(4) 1 ユーロジョブ（Ein Euro-Job）・追加ジョブ（Zusatzjobs）

① 制度の概要

- 市民手当受給者の職業生活への復帰支援策として、公共の利益に見合う補足的な就業機会を提供する。主に自治体などが社会福祉、市民サービスなどの仕事を提供し、労働者は市民手当に基づく給付金に加えて、1 時間当たり 1～2 ユーロの手当を受け取る。

(5) 起業支援―起業助成金（Gründungszushuss）

① 制度の概要

- 失業期間を終えて自営業を本業とする労働者には、自営業を始めてから数か月間の生活費と社会保障費を賄うための創業助成金（Gründungszuschuss）が支給される。
- 起業助成金は、自営業を始めるに当たり、失業手当の受給資格が 150 日以上残っている失業者に支給される。助成金の受給資格を得るには、申請者は自営業を営むのに必要な知識と技能があることを証明しなければならない。また、自営業が実行可能であることを示す適切な情報源からの陳述書を地元の雇用機関に提出しなければならない。このような証明書は、商工会議所、熟練工会議所、業界団体、信用機関などが提供することができる。
- 社会法典第 3 編（SGB III）第 156～159 条に基づき失業手当の受給資格が停止される事由がある場合、又はその可能性がある場合は、創業助成金は支給されない。助成金受給中に法定定年に達した申請者は、翌月初めから受給を停止される。SGB III に基づく自営業者への転職支援金の支給終了後 24 か月間は、助成金を受給できない。

② 給付内容

- 創業助成金は 2 段階に分けて支給される。最初の 6 か月間、新規事業主は最後の失業給付と同額の助成金を受給し、生活費と社会保障費として月 300 ユーロを賄うことができる。社会保障費月 300 ユーロは、請求者が集中的な起業・事業活動を証明できれば、更に 9 か月間支給される。

③ 最新の受給者数

- 2021 年における起業助成金の受給者数は、約 2 万人である。

(6) 職場復帰手当（Einstiegsgeld）

① 制度の概要

- 社会法典（SGB II）第 II 巻に基づき、給付を受ける資格を持ち、求職者に対する基本所得扶助を請求する個人は、自営業を本業とするか、強制社会保険に加入する雇用に就くことを支援するため、職場復帰手当を受け取ることができる。支援は地元のジョブセンターが行う。
- 職場復帰手当は、自営業を本業とする求職者、又は強制社会保険に加入する求職者に対して、基本所得扶助の補足として支給される。就労又は自営業によって扶助の必要性がなくなると期待できる合理的な根拠がなければならない。

② 給付内容

- 職場復帰手当の額は、失業の期間や請求者の世帯の規模などの要因に基づいて決定される。そのため、金額はケースによって異なる。支給期間は最長 24 か月。法的な受給資格はない。

b） 若年者向け

(1) 職業養成訓練制度「デュアルシステム」（die duale Ausbildung）

① 制度の概要

- デュアルシステムは、職業学校に通いながら、同時に企業において実践的な職業訓練（2～3 年半）を受ける制度である。若者や企業に参加義務は課せられていないが、若者の約半数が参加し、訓練費用は企業が自発的に負担する。若者にとっては失業リスクを減らすことができ、企業にとっては必要な技能労働者を確保できるという利点がある
- 現在は、職業訓練よりも普通教育（学術教育）を選び、学び続ける学生が増加している。職業訓練には現在も若者の約半数が参加するが、その割合は、徐々に減少している。2020 年には、男性の 6 割、女性の 4 割弱が職業訓練に参加した。

② 最新の受給者数

- 2022 年に 46 万 8,900 人が新たに職業訓練に参加した。
- 2022 年時点の職業訓練生は、121 万 6,000 人であり、前年比 3%減となった。

(2) 入職資格化支援（Einstiegsqualifizierung）

① 制度の概要

- 個々の事情により就職の機会が限られている若者に、最初の職業経験を積ませることで、企業内職業訓練に参加するための新たな展望を与えるものである。
- また、職業訓練に参加するために必要なスキルをまだ持っていない若者や、学習上の困難を抱えている若者、社会的に不利な立場に置かれている若者のための橋渡しも行っている。

② 給付内容

- 6 か月から 12 か月の導入研修職を提供した企業に対し、訓練生 1 人につき月額 262 ユーロ（2022 年 8 月以降）を上限とする訓練助成金、月額 131 ユーロの社会保険料の負担分が支給される。

(3) 職業訓練助成金（BAB：Berufsausbildungsbeihilfe）

① 制度の概要

- 職業訓練前プログラムに参加する若者や職業訓練中の若者は、生活費を賄うために必要な資金が他にまだ提供されていない場合、職業訓練助成金を受給することができる。この支援は、連邦教育支援（BAföG）に似ているが、社会保険料から賄われる。
- 企業内職業訓練の場合、訓練生が両親と同居していない場合にのみ、職業訓練助成金が支給される。障がいのある訓練生には、両親と同居している場合も職業訓練助成金が支給される。
- 職業訓練助成金は、通常、最初の職業訓練にのみ支給される。しかし、状況によっては、その後の職業訓練コースにも支援が提供されることがある。職業訓練を無事修了したにもかかわらず、希望する職業に就けない若者もいる。若い訓練生が生活費を賄う経済的余裕がないことを理由に、雇用の見込みを高めるための 2 回目の職業訓練の受講が危ぶまれることはない。
- 職業訓練前プログラムの参加者は、両親と同居を続ける場合でも、職業訓練助成金を受け取ることができるが、この手当は親の収入に関係なく一括で支払われる。

② 給付内容

- 支給額は、訓練生の生活環境、受け取る給与額、両親、配偶者、又はパートナーの年収によって異なる。場合によっては、生活費、旅費、育児費、教材費、作業着などが一括で支給されることもある。
- 2022 年 8 月時点での支給額の上限は、月額 781 ユーロ（基本必要経費 421 ユーロと家賃手当 360 ユーロ）であり、交通費も支給される。
- 申請が承認された場合、所定の訓練期間中、又は職業訓練前プログラムに参加している間、職業訓練助成金が支給される。

c） 外国人向け

(1) 外国人向け就労支援

① 制度の概要

- 外国人は、2019 年 8 月 1 日に施行された外国人雇用促進法（Ausländerbeschäftigungsförderungsgesetz）に基づき、訓練促進手段へのアクセスが拡大した。
- 訓練と並行して提供される促進手段へのアクセスが完全に開放され、これには一般的に職業訓練助成金（Berufsausbildungsbeihilfe）が含まれ、企業内訓練中の生活費の支援として支払われる。しかし、庇護決定（Gestattete）までの滞在許可を持つ外国人は、職業訓練助成金を請求できず、代わりに庇護希望者給付法（Asylbewerberleistungsgesetz）に基づく給付を受ける。
- 国外退去が停止された（Geduldete）外国人で、企業内訓練を受けた者は、まず亡命者給付法に基づく給付を受け、15 か月間ドイツに居住した後、職業訓練助成金に加え、必要に応じて亡命者給付法に基づく上乗せ給付を受ける。国外退去が停止された外国人が学校内訓練を受ける場合も同様に、連邦教育補助（BAföG）に加えて、亡命希望者給付法に基づく給付を受けることができる。
- 職業訓練準備のための手段へのアクセスも大幅に簡素化されたが、庇護の決定がなされるまでの間、残留を許可された外国人や、国外退去が停止された外国人は、依然として待機期間の対象となる。
- 新しい法的枠組みの下で、外国人は企業内訓練に参加し、無事に修了するために必要な支援を以前より受けやすくなった。

(2) 移民向け就労支援

① 制度の概要

- 連邦労働社会省は、連邦教育研究省及び連邦雇用庁と協力し、労働市場政策手段へのアクセスを向上させるため、2005 年から「訓練による統合（Integration durch Qualifikation：IQ）」資金援助プログラムを拡大し、16 の州ネットワークと 5 つの専門センターがそれぞれ特定の優先分野をカバーしている。
- 地域レベルでは、各州のネットワークが、外国の職業資格の評価・認定を改善するための連邦認定法（Anerkennungsgesetz）の実施を支援する枠組みを提供している。これには、全国的な初期相談センターと紹介相談センターの設立が含まれる。これらのセンターは、情報を提供し、資格の認定を求める人々が関連する参照職業を特定するのを助け、担当の認定機関を知らせている。
- IQ 資金援助プログラムにおけるさらなる優先分野は、難民及び非難民移民に対して、連邦認定法に基づく技能開発プログラムを提供することである。これには、カウンセリング、コーチング、技能開発モジュールなどが含まれ、資格の完全な同等性を達成するための専門知識や言語の不足を改善し、該当する場合には、開業免許を伴う完全な専門家認定を行う。
- IQ 資金援助プログラムは、「公正な統合」カウンセリングセンターを設立し、難民に従業員としての権利に関する情報を提供することで、難民を雇用における差別や搾取から守る手助けをしている。
- 相談業務に携わる主要な公的機関（主に地元の職業紹介所やジョブセンター）の職員には、異文化・移民関連の研修や専門能力開発が行われている。

② 最新の受給者数

- 第 2 回資金調達期間（2019 年～2022 年）における、各施策の実績は以下の通りである。
  - 相談支援：386,927 件の相談が実現し、そのうち約 18 万 1,000 件が初回カウンセリング、20 万 6,000 件がフォローアップカウンセリングであった。
  - 資格取得支援：約 7,300 の対策が実施され、17,678 人が参加し、約 11,000 人が資格を取得した。
  - 労働市場関係（職業紹介所やジョブセンターを含む）：資金援助期間中に約 3,600 の訓練コースが実施され、55,000 人以上が参加した。
  - 企業関係者向け：1,000 以上のイベントが開催され、約 16,000 人が参加した。
  - 地域熟練労働者ネットワーク-移民：合計 2 万 5,000 件の相談、約 2 万人が参加した約 1,000 件

のイベント、約 2,000 人が参加した 130 件の研修コースが実施された。

8. 現行制度の評価、今後の展望等

(1) 現行制度の評価

- 2021 年 12 月に発足したショルツ政権は、連立協定で公約として掲げた施策の法制化を進めつつ、ロシアのウクライナ侵略に伴う資源高でインフレが加速する中で大規模な財政措置を決定し、給付金の支給や各種手当の拡充、支給期間延長などの措置を実施している。連立協定で示した主な施策のうち、最低賃金の引上げや失業手当Ⅱに代わる市民手当の導入を実現した。
- 失業手当Ⅱは、違反の繰り返しによる減額・給付停止（制裁）を行うことで、失業者のより早い就業復帰に寄与することが明らかになっていたものの、同時に労働市場から受給者を完全に撤退させる事も多く、当該者の生活状況を著しく悪化させる可能性があることが問題となっていた。そのため、改善議論が行われた結果、市民手当への移行に至った。
- しかし、受給者が求職活動に専念できるよう、受給の初年度は待機期間として住居費の実費や光熱費の支給がなされることや、4 万ユーロ未満の資産が保護されること、インフレによる支給額の引き上げもあり市民手当が法定最低賃金額で得られる額よりも高額になることなどから、再就職へのインセンティブに結びつかない、国民の負担が大きいなどの批判の意見がある。
- 更に、2023 年 11 月 15 日に連邦憲法裁判所が 2021 年度第二次補正予算法を違憲と判決して以降、多額の予算削減が必要となる「予算危機」（Haushaltskrise）に関する議論が勃発した。予算削減の検討において、連立政権の一角である自由民主党（FDP）や野党の CDU（ドイツキリスト教民主同盟）などから市民手当の見直しの声が上がり、SPD（ドイツ社会民主党）、緑の党の反発があったものの、連立政権内の妥協の結果、以下が実施されることとなった。
  - ①市民手当ボーナス（市民手当受給者が一定の職業訓練を受けた場合の受給額加算）の停止
  - ②合理的な理由がない場合に Jobcenter による就職あっ旋を拒否する場合の制裁の強化（２か月間の市民手当の支給停止を制裁とする。ただし、これは恒久措置ではなく２年間の時限措置である）
- ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、ドイツではウクライナからの避難民を失業手当の対象に含め、ドイツ労働市場への統合を支援している。ウクライナからの避難民は社会扶助の対象にもなっており、社会扶助の支出が増加する一因となった。

(2) 今後の展望

- 人間の尊厳を確保するため、最低限の生活が保障されるべきであるという原則がある一方、インフレなどを受けた社会保障関連支出の増額がドイツ財政にも影響を及ぼしていることから、今後も社会給付の要件見直しや制裁を含めた引締め策が採られることが予想される。
- 今後の議論の中でも、自立への寄与や実に支援を必要とする者に対する支援であるかといった点が主な論点になるとみられ、需要と供給のバランスの維持や長い目で見た財政への影響も踏まえた議論が活発化することが予想される。

Ⅲ．スウェーデンにおける低所得者政策

1．社会保障・扶助制度の全体像

(1) 社会保険制度の概要

- スウェーデンにおける社会保障制度は、社会保険法典に基づく社会保険、保健医療サービス法に基づく保健医療、失業保険法に基づく失業保険、社会サービス法に基づく社会サービスに分けられる。社会サービスを除いた 4 つの制度は社会保険料の納付を前提とした拠出制の制度である。

① 社会保険

- 社会保険は社会保険法典に規定され、社会保険庁、年金庁、国税庁が共管し（第 2 章第 2 条）、一般年金保険料、老齢年金保険料、社会保険料を財源とする（第 2 章第 3 条）。
- 社会保険の多くは社会保険庁が、社会保険のうち年金や年金受給者向け住宅手当は年金庁が所管する。
- 社会保険法典は、社会保険の各種給付（förmåner）を居住に基づく給付、就労に基づく給付、その他の給付の 3 種類に分け、更に家族向け給付、疾病又は労災傷病時の給付、障がい者を対象とした特別な給付、高齢者を対象とした給付、遺族を対象とした給付、住宅手当の 6 種類のいずれかに区分している。

給付の区分

	居住による給付	就労による給付
家族向け給付	・ 両親給付金 ・ 児童手当 ・ 養育費扶助 ・ 子供介助手当 ・ 子供看護手当	・ 出産給付金 ・ 傷病給付金 ・ 活動補償金 ・ 介護休業給付金 ・ 近親者介助給付金
疾病又は労災傷病時の給付	・ 労災給付金 ・ 傷病給付金労災年金	・ 傷病補償金 ・ 傷病給付金
障がい者を対象とした特別な給付	・ 障がい者補償金 ・ 成人介護費用補償金 ・ 介護補償金 ・ 障がい児自動車手当	-
高齢者を対象とした給付	・ 最低保障年金 ・ 高齢者生計費扶助	・ 所得比例年金
遺族を対象とした給付	-	・ 遺族年金
住宅手当	・ 住宅手当	-

- 年金制度はかつて老齢年金（Ålderspensionen）、障がい年金（Handikappension）、遺族年金（Efterlevandepensionen）の 3 種類からなっていたが、1998 年に成立した基礎年金法（Lag（1998:702） om garantipension）により、1999 年以降は、国が支払者となり年金庁が所管する基礎年金（Allmän pension）、企業が支払者となる付加年金（Tjänstepension）、任意の従業員年金（Eget sparande）の三層構造となった。基礎年金は更に、所得比例年金（Inkomstpension）と積立て方式のプレミアム年金（Premiepension）からなり、所得比例年金の給付額は銀行預金の額や自宅以外の不動産資産等の有無により減額される。これらとは別に、最低保障年金（Garantipension）は 65 歳までの社会保険料納付期間中に収入がない場合又は収入が少ない場合であっても最低生活保障として支払われる年金であり、制度上は基礎年金に組み込まれている。

スウェーデンの年金制度の構造[29]

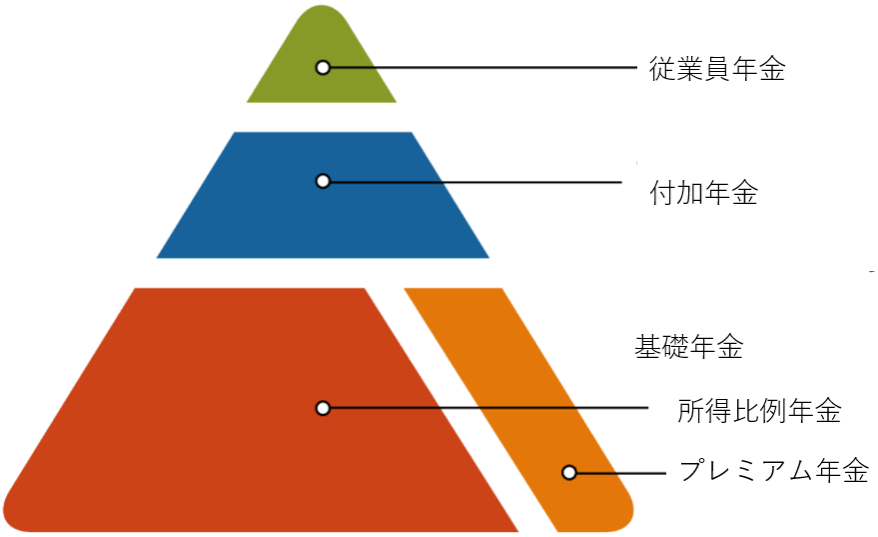

- 最低保障年金は 65 歳以降に支給されるが、受給するためには 16 歳から 64 歳までの間に 40 年以上スウェーデンに居住することが基本的な要件とされる。居住期間が 40 年に満たない者の最低保障年金給付額は減額されるため、2001 年に成立した高齢者生計費扶助法に基づき年金庁が所管する高齢者生計費扶助（Äldreförsörjningsstöd）が 2003 年以降実施されている。なお、従来の障がい年金と遺族年金については、生涯に納めた保険料総額に応じて年金額を決定するという考え方になじみにくいことから、1999 年以降は最低保障年金と所得比例年金で対応している。

② 保健医療

- 保健医療は保健医療サービス法に規定され、地方が所管する。

③ 失業保険

- 失業保険は失業保険法に、労災保険は保険契約法に規定されている。

④ 社会サービス

- 我が国の生活保護に相当する制度である社会扶助（Ekonomiskt bistånd）は社会サービス法に規定されており、コミューンの所管とされている。

[29] Pensions Myndigheten “Pensionens alla delar” https://www.pensionsmyndigheten.se/forsta-din-pension/sa-fungerar-pensionen/pensionens-alla-delar （閲覧日：2024 年 2 月 2 日）

2. 低所得者施策の沿革･体系

(1) 低所得者の現状（格差指標の推移）

スウェーデンにおける主な格差指標にはジニ係数、低経済基準、低所得基準がある。それぞれの指標の推移を下記に示す。

① ジニ係数の推移（1991～2022 年）

- ジニ係数は所得分配の不平等さを測るのに使われる。この係数は 0 から 1 の間の値をとり、高い値は低い値よりも不平等が大きいことを示す。下記の図は 1991 年～2022 年に計測されたキャピタルゲイン[30]を含むジニ係数、キャピタルゲインを除くジニ係数（配当や利子など他の資本所得を含む）、全ての資本所得を除くジニ係数それぞれの推移を表している。2022 年の所得不平等の変化は、それぞれの軸により異なる方向に動く結果となった。
- キャピタルゲインを含むジニ係数では減少し、より平等な所得の分配を示唆した。その理由は、キャピタルゲインが 2022 年に前年より減少したためである。これとは対照的に、キャピタルゲインを除いた所得（配当や利子など他の資本所得を含む）ではジニ係数は増加し続け、所得の不平等が測定開始以来最高となった。増加の主な原因は配当の継続的な増加である。

ジニ係数の推移（1991～2022 年）

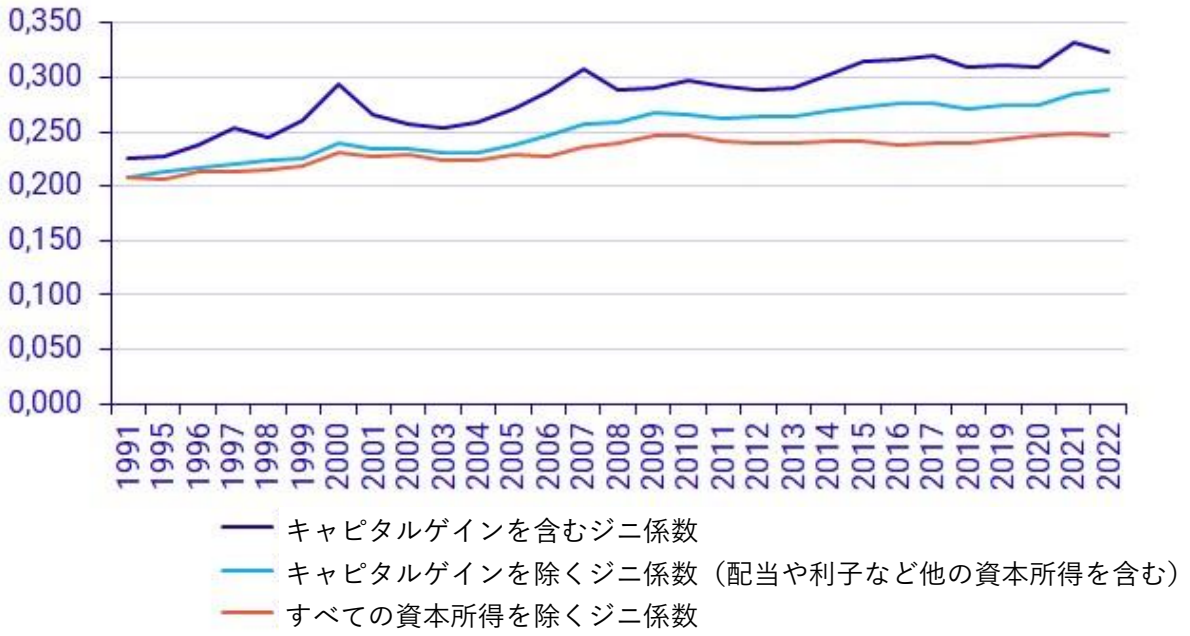

② 低経済基準･低所得基準の推移（1991～2022 年）

- それぞれの定義は下記のとおり。
  - ➢ 低経済水準：経済水準が人口の中央値の 60%未満の世帯に位置する人の割合を指す。
  - ➢ 低所得基準：所得の低い世帯を分類するために用いられる絶対的貧困の指標であり、世帯収入が食費、住居費、育児費、現地旅行費などの必要経費を支払うのに十分でない人の割合を指す。
- 2022 年には低経済水準は 13.6%で、前年の 14.7%より減少した。すなわち、所得が中央値の 60%未満である人の割合は、2021 年に比べて減少している。
- 対照的に、低所得基準は 2021 年と比べて横ばいで、人口の 4.6%、約 47 万人に相当する。これは測定開始以来最低の割合である。

[30] キャピタルゲインとは、住宅や有価証券などの売却により生じる資本利得を指す。

低経済基準･低所得基準の推移（1991～2022 年）

(2) 低所得者政策の沿革

- 社会保障の先進国といわれるスウェーデンでは、1930 年代以降、労働市場政策、家族政策、社会保険、住宅政策などの社会政策が発展し、社会保障制度が様々な分野において広範囲に整備されてきた。
- 社会福祉に関しては、以前から分野ごとに対策が採られていたが、その対策が前近代的であるなどの理由によって新しい法律作成の必要性が高まり、これを検討するための委員会が 1967 年に設置され、最終的に社会サービス法が 1982 年から施行された。
- 1982 年に施行された社会サービス法は、当初は生計扶助に対する国の関与について枠組みを設置することだけにとどめ、コミューンが自らの裁量によって政策を運営することに重点を置いていた。保健福祉庁は 1985 年から生計扶助の基準額を提示していたが、コミューンには遵守義務がなかったため、基準額をあくまで目安として用い、実施水準を基準額より低くする傾向にあった。1990 年代のバブル経済破綻により国は社会保険の給付内容や給付条件の引締めを実施したが、社会保険に対して決定権限を持たない代わりに生計扶助の運営及び財源の責任を有するコミューンが自己防衛のために生計扶助の給付を抑制するという問題が生じた。
- そのため政府は、1998 年の社会サービス法改正法により生計扶助行政への国の関与の幅を広げ、食費、衣類、娯楽・余暇費、新聞購読料等の全国標準については、特別な事情がある場合を除いてこれを下回らないようにした。
- 2002 年には、2001 年社会サービス法改正法により生計扶助について求職活動と就労プログラムへの参加が義務化され、受給者がこれを断った場合は扶助の停止や減額など強い制裁が加えられることとなった。更に、これまで国の労働政策によって行われてきた若年層の就労支援の運営権限が、国からコミューンへと移管された。
- 2003 年には最低保障年金と、高齢者生計費扶助が創設された。最低保障年金は 3 年以上スウェーデンに居住する者を対象として最低限度の年金を給付する税方式による給付制度であり、満額受給するには国内における 40 年間の居住が条件となる。高齢者生計費扶助は、社会保険料の納付期間が短いために年金受給額が少ないかゼロである場合や、スウェーデンでの居住期間が短いために最低保障年金を満額受給できない 65 歳以上の者を対象として、生計費を支給する制度である。
- 2010 年 12 月には新着移民の支援に関して新たな法律（特定の新着移民のための定着活動に関する法律（Lag（2010：197）om etableringsinsatser för vissa nyanlända invandrare））が施行さ

れた。難民については、移入後にいかに早期に定着・就労させ、社会統合を図るかが課題となっており、この法律により従来居住先の各地方自治体が担ってきた導入支援を、雇用仲介庁（公共職業安定所）が中心となり、地方自治体、社会保険庁、移民庁と連携して実施する新たな仕組みが導入された。

- 2018 年 1 月からは、難民について早期の社会統合を推進する観点から、教育プログラムへの参加が義務化されるとともに、要件を満たす場合には一般の労働市場プログラムへの参加が可能とされた

(3) 低所得者政策の体系

- スウェーデンの低所得者制度の柱は社会扶助であり、その根拠法は社会サービス法（Socialtjänstlagen）である。社会扶助は、自らの就労や他の方法で適正な生計費を確保できない低所得者に対して、必要な生計費を給付するものである。

スウェーデンにおける低所得者政策の体系

制度種別		制度	内容
基礎的所得保障		社会扶助（Ekonomiskt bistånd）	適正な生計費を、自らの就労や他の支援制度により確保することができない低所得者のための所得保障を行う制度である。資力調査（ミーンズテスト）がある。生計扶助（försörjningsstöd）及びその他生活のための扶助（för i sin livsföring i övrigt）に分けられている。
		最低保障年金（Garanti pension）	十分な年金を受給できない部分年金受給者、無年金層への制度である。資産要件はないが、収入要件がある。
特定の対象者に対する給付	**失業者**	失業給付（失業保険）	求職中の失業者に支払われる給付で、失業保険に相当する。低所得者政策として行われているものではない。
		活動補償金（Aktivitetsersattning）	19 歳から 29 歳までで、病気又は障がいにより少なくとも 1 年間フルタイムで働くことができない場合、活動補償金を受けることができる制度である。
	傷病者、障がい者	傷病手当金（Sjukpenning）	病気で働けない場合に支給される手当金である。
		傷病補償金（Sjukersättning）	病気や障がいによってフルタイムで働けない場合に受給できる手当金である。
	高齢者	国民年金	所得比例年金制度であり、賦課方式の所得比例年金（Inkomstpension）と積立方式で運営されるプレミアム年金（Premiepension）で構成される。また年金額が一定水準に満たない者向けに最低保障年金（Garantipension）が設けられている。
		高齢者生計費扶助（Äldreförsörjningsstöd）	低年金者又は無年金者のための支援で、妥当な生活水準を維持するための生活費と住居費を賄うことを目的としている。特に移民や難民などを対象として想定された制度である。
		年金受給者向け住宅手当（Bostadstillägg till pensionärer）	18～64 歳の間に納めるべき年金保険料を完納して基礎年金又は寡婦年金を受給する 65 歳以上の高齢者を対象とした、国の会計を財源とする住宅手当である。他の住宅手当制度と異なり、住居が持家であっても対象となる。
	難民、移民等	定着手当（Etableringsersättning）	新規入国者のうち、公共職業安定所（Arbetsförmedlingen）の定着プログラム（Etableringsprogrammet）に積極的に参加している者に対して支給される現金給付である。
特定のニーズに対する給付	**住宅**	子供のいる家族向け住宅手当（Bostadsbidrag till barnfamiljer）	子供と同居するカップルを対象に家賃の一部を補助する目的で支給される住宅手当である。
		年金受給者向け住宅手当（Bostadstillägg till pensionärer）	18～64 歳の間に納めるべき年金保険料を完納して基礎年金又は寡婦年金を受給する 65 歳以上の高齢者を対象とした、国の会計を財源とする住宅手当である。他の住宅手当制度と異なり、住居が持家であっても対象となる。
		子供を持たない若年層向けの住宅手当（Bostadsbidrag till unga （under 29 år））	18 歳以上 29 歳未満の子供のいない若者向けに家賃部分を補助するために支給される住宅手当である。
		疾病補償又は活動補償を受ける人の住宅補助（Bostadstillägg till personer med sjuk ersättning eller）	スウェーデンに住んでおり、疾病補償又は活動保障を受け取っていて、住居費を支払っている人に支給される住宅手当である。
	出産・養育	児童手当（Barnbidrag）	16 歳未満の子供を扶養する者に自動的に社会保険庁から支給される現金給付である。我が国の児童手当と同様のものであるが、所得制限は設けられていない。
		養育費補助（Underhållsstöd）	養育費を支払うべき別居している親が収入の事情によって全く支払えないか一部しか支払えない場合に、社会保険庁が子供と同居しているもう一方の親に対して一定額を給付する制度である。

低所得者に対する就労・自立支援施策	**失業者への就労支援**	公共職業安定所（Arbetsförmedlingen）	職業復帰計画の作成、同計画を踏まえた職業紹介、雇用準備支援、技能習得のための職業訓練、職場実習（インターンシップ）、起業支援などの数週間から６か月程度の労働市場プログラムが提供される制度である。
	障がい者への就労支援	国営企業サムハル（Samhall）による雇用提供	障がい者に対しては、国営企業サムハル（Samhall）による雇用が提供されている。
	傷病者への就労支援	導入プログラム・就労支援プログラム	疾病手当金の支給期間が満了した失業者に対して、労働市場への復帰を支援するため、公共職業安定所の職員と理学療法士や作業療法士等の専門家による導入プログラム（最大3か月）、それを踏まえた個別就労支援プログラムである。
	移民・難民への就労支援	定着プログラム（Etableringsprogrammet）	難民又は要保護者として滞在許可を得ている就労年齢（20～64歳）の新規入国移民を対象に個別計画を作成し、就労準備等を行う制度である。

(4) 不正受給防止策などの適正化対策

- 司法省は 2017 年 10 月に社会保障制度（välfärdssystemen）における不正受給の防止対策に係る報告書を公表した。この報告書は、税を財源とした社会保障制度における公的資金の不適正な取扱いの防止に向けた調査及び犯罪捜査を行うための方策を関係政府機関が協働して調査研究の上作成したものである。関係政府機関には保健福祉庁、失業保険基金、公共雇用サービス、中央学生基金、社会保険機構、コミューン、移民庁、年金庁、国税庁が含まれる。
- 方策には以下が含まれる。
  - 社会保険庁に不正受給犯罪調査班を設置し、摘発した犯罪事案は、法務省の外局である経済犯罪庁（Ekobrottsmyndigheten）に通報する。
  - 政府は、給付事務にまつわる諸々の問題点を調査する。
  - 政府は受給申請者の ID を確認し、運転免許証の発行当局と連携する。
  - 関係機関間の連携及び情報交換を拡大する。
  - 国税庁が受給申請者の住所について居住実態の確認を行えるようにする。また犯罪歴の照会も新たに実施する。
  - 最低賃金の支払に関する行政権限をコミューンから国税庁に移管する。
  - 社会保険庁及び公共職業安定所は、他の行政機関からの個人情報の入手の機会を増やす。
  - 不正受給者に対する罰則の適用は最大 6 年間とし、不正受給ではないその他の給付金も返還金に含めるよう法整備を行う。
  - 不正受給を行った者が就労により得た賃金から返還金を差し引いて回収できるようにする。公共職業安定所がその者に対して要した費用も同様とする。
- 2018 年 5 月に財務省は、追跡可能な電子的手段によらない取引きをした者は税法上の諸控除手続の対象外とすると定めた規則案を議会に提出した。同規則案は賛成多数で可決され、2019 年 1 月に施行された。これは、司法省が 2017 年 10 月に公表した報告書に、社会保障制度に基づく各種給付の不正受給の類型に受給者の代理人や社会福祉事業を受託する民間の業者あるいは仲介者等が給付のプロセスに関与して行うものがあげられ、このような場合は取引の記録が完全に残されていなければ証拠として採用できず摘発できないことから、これら代理人等が現金で取引できないようにすれば不正受給の予防になるとともに、不正受給の疑いの捜査や不正に給付されたお金の流れの電子的かつ完全な把握が期待されるという趣旨の指摘がなされていたことがきっかけである。施行された同規則は、財務省が司法省報告書の指摘に応えつつ、税制の適切な運用と国民の控除手続の利便性向上を図ろうとするものである。
- 2023 年 9 月、政府は 2021 年補助金犯罪捜査の最終報告書を公表した。報告書によると、不正受給は毎年数十億ドル、すなわち 150 億クローナから 200 億クローナに上るとされている。そのうち半分以上が、給付金詐欺の疑いがある。
- 同報告書にて、不正受給対策に関する以下の提案がなされた。
  - 社会保険庁、年金庁、学生金融委員会、移民庁、公共雇用サービスに、生活保護違反を防止するためのより明確な責任を与える。
  - 福祉犯罪協議会を設置し、犯罪対策の観点から規制案を検討するとともに、福祉分野における規制の在り方について、実務的な支援や指針の策定を行う。
  - 犯罪防止の一環として、社会保険庁及び年金庁が、本人以外から情報を入手する機会を増やす。市町村が、国税庁から所得に関する一定の情報を入手できるようにする。
  - 拠出金凍結制度の導入提案通常又は加重の恩給犯罪で有罪判決を受けた者、又は刑罰命令の判決を受けた者は、同時に公的裁判所又は検察官により拠出金凍結の対象とする。
- 2024 年 1 月 1 日に新たな支払機構が設立された。これは 2022 年に採択された法案に基づくもので、福祉制度に影響を及ぼす不正行為や給付金詐欺と闘う政府の取り組みの一環である。この支払機構は、不正受給の防止・抑止・検出、及び特定の国家機関からの支払いの管理責任を負うことを業務として行う。2022 年

の法案には以下の提案が含まれており、後述する新法にも関係している。

- 特定の国家当局からの支払いのための取引口座システムを管理する権限を支払機関に与える。
- 支払機関は不正や給付金詐欺を特定するため、データ分析やサンプリングを用いて支払いを監査できるようになる。
- 国家当局及び失業基金など他の特定の関係者は、一定の状況下で支払機関に情報を提供しなければならない。また、不正行為、給付違反、その他のエラーが発生した場合、支払機関は他の当局や関連機関に通知しなければならない。
- 個人の完全性を保護するために、機密保持と個人データ処理に関して規定する。

- 2023 年、社会保障分野における新たなデータ保護規制法案において政府案が提出された。同規制法案は可決され、2024 年 2 月 15 日に施行される。この法改正の目的は、社会保険庁及び年金庁に対し、不正受給や給付金詐欺を防止・発見するための条件を提供することにある。具体的には、社会保険庁と年金庁による管理がデジタル化され、他局に対しデジタルで情報を要求することが可能となった。

(5) コロナ禍での公的扶助における特例措置

- スウェーデンにおいてコロナ禍での福祉制度が労働収入の損失を補う度合いは、43%に近かった。労働収入減少の主な理由は失業と病気欠勤であったため、失業手当と傷病手当が大きな貢献を果たしたとされる。低所得者の状況を改善する施策としては、下記に示す制度におけるコロナ禍の特例措置が挙げられる。

① 失業給付の要件緩和及び給付額の引上げ

- 失業給付は、コロナ禍における経済的セーフティネットの重要な部分を占めるため、失業保険の利用可能性と給付水準を高めるために下記の変更が行われた。
  - 2020 年 3 月 30 日、失業保険の一時的な労働条件の緩和が導入され、請求者は 6 か月間月 80 時間以上又は 6 か月間連続して 480 時間以上働き、その後月 50 時間以上働いていなければならなかったところ、6 か月間月 60 時間又は 6 か月間連続 420 時間、かつ各月 40 時間以上の労働という要件に緩和された。その目的は、時間給やパートタイムで働いていたより多くの人が補償を受けられるようにすることであった。この暫定的な救済措置は、2022 年 12 月 31 日まで適用された。
  - 通常は 12 か月間の失業基金への加入が必要であるが、2020 年 3 月から 2022 年 12 月までは、1 か月を 4 か月としてカウントする、つまり、3 か月で加入条件を満たすことができるようになった。この資格期間の短縮は、変更前に既に失業保険基金に加入しており、発効後に補償期間が付与される人にも適用された。
  - 2020 年 4 月 13 日に、基本保険の最高額が 1 日当たり 510 クローネに引き上げられた。これは、従来の月額 8,030 クローネから 11,220 クローネ相当への引き上げを意味する。パートタイム労働者については、255 クローネの基本額の最低水準が同時に導入された。失業保険の補償増額には、失業保険からの補償を受ける条件を満たした人に提供される活動支援も含まれる。引き上げは 2022 年 12 月 31 日まで適用された。
  - 通常、失業保険からの補償を受けるには 6 日間待たなければならないが、この条件は、2020 年 3 月 30 日から 2021 年 1 月 3 日までの補償申請については廃止された。

② 傷病手当金の国家負担

- 2020 年春、雇用主や企業の負担を軽減するため、国が一時的に傷病手当金の責任を引き継いだ。これにより、2020 年 4 月から 7 月までの間、雇用主は傷病手当金の全額を負担することになったが、8 月からは、給与総額の一定割合を上限として雇用主自身が傷病手当金を負担し、超過分を国が企業の税口座を通じて毎月払い戻す制度が導入された。補償は小規模企業ほど手厚い。雇用主は通常どおり従業員に傷病手当金を支払い、その後スウェーデン社会保険庁から税口座を通じて払い戻される。

③ 一時的育児手当の規則変更

- 2020 年 4 月 25 日に臨時の規則変更が導入され、新型コロナウイルスのために幼稚園や学校が休校になった場合、子供が病気にかかっていなくても、感染を広げていなくても、親は臨時の育児給付金を受け取ることができるようになった。この補償は、通常出産休暇で受け取れる補償の約 90%となる。

④ 住宅手当受給者への補足手当

- コロナ禍において、住宅手当を受給している子供のいる家庭（若年者は対象外）に対し、臨時の補足手当が導入された。補足手当は、通常の住宅手当の計算外の別個の手当として支給され、通常の住宅手当の暫定額の 25%、最大で月額 1,325 クローネが支給される。補足手当は非課税であり、実家で暮らす子供に対する特別手当、交互世帯で暮らす子供に対する特別手当又は面会手当を受けている者に支給される。補足手当は、2020 年 7 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで支給された。

3. 基礎的所得保障制度の詳細

(1) 社会扶助（Ekonomiskt bistånd）

① 制度の概要

- 社会扶助は保健福祉庁が所管し、コミューンの責任の下にコミューンの財源により運営される、日本の生活保護制度におおむね相当する制度である。
- 社会扶助は最後のセーフティネットとなることを意図しており、合理的な生活水準を満たすための費用を賄うことを目的としている。
- 社会扶助は、生計扶助（försörjningsstöd）及びその他生活のための扶助（för i sin livsföring i övrigt）に分けられている。
- 生計扶助の給付額には原則として、保健福祉庁が社会サービス法に基づいて毎年設定する全国標準額（Riksnormen）が適用される。
- 受給申請においては、就労能力がある者は公共職業安定所（Arbetsförmedlingen）に求職登録して求職活動を行うことが要求される。

② 支給対象者・世帯の要件[31]

- 社会扶助を受給する権利を得るためには、スウェーデンに居住している必要がある。その上で、スウェーデン国民又は北欧国民（北欧協定（Nordic Agreement）を締結しているデンマーク、フィンランド、ノルウェー、アイスランドの国民）[32]ではない場合は、スウェーデンでの居住権又は居住許可を持っている必要がある。
- 「居住権」（Right of residence）は EU 又は EEA 加盟国の国民であれば得られる居住の権利である。「居住許可」（Residence permit）は、スウェーデン国民、北欧国民、EU 又は EEA 加盟国国民でない場合に、スウェーデンに居住するために得る許可である[33]。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 社会扶助を受けるには、本当に経済的に困窮している必要があり、まずは貯蓄や資産など、自分を支えるための他の選択肢を全て使い果たさなければならない。
- 支給額は、資力調査により算出された月当たりの収入額と全国標準額又はコミューンが定めた基準額との差額となる。資力調査では現金化が可能な資産の算定が行われ、売却を要すると判断された資産が売却されなければ支給は行われない。
- 保健福祉庁（Socialstyrelsen : National Board of Health and Welfare）の社会扶助ハンドブックによると、自治体が個人の社会扶助受給に係る権利を評価し、決定するために、本人が生活上の問題を避けるためにその能力の枠内でできることをしたと考えられるかどうかや、本人が他の給付を申請できるかどうか、本人に預貯金や資産があるかどうか、他の方法でニーズを満たすことができるかどうかを確認する。
- 確認が必要な情報の例は以下のとおり。
  - 申請者の身元に関する情報（ID、パスポート）
  - 申請者がスウェーデン国民でない場合、スウェーデンでの法的居住権（滞在許可証、居住権）に関する情報
  - 子供の住居と親権（民事登録、面会交流契約など）
  - 住居に係る情報（市民登録、賃貸契約書）
  - 収入証明書（給与、失業手当、社会保険庁からの手当など）
  - 社会保険庁からの手当、契約団体保険、労働保険など
  - 社会保険庁、スウェーデン年金機構、CSN などからの給付に対する継続的な申請に係る情報

---

[31] Socialstyrelsen.(2021). Ekonomiskt bistånd Handbok för socialtjänsten. P.52-55

[32] Migrationverket “Nordic citi−zens living in Sweden” https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/EU-EEA-citizens/Nordic-citizen.html （閲覧日：2024 年 3 月 14 日）

[33] Nordic Co-operation “Work permits and residence permits in Sweden” https://www.norden.org/en/info-norden/work-permits-and-residence-permits-sweden （閲覧日：2024 年 3 月 14 日）

- 支出に関する証明書（住居費、家庭用電気代など）
- 自動車、不動産、船舶、銀行資金（貯蓄、株式、ファンド、年金保険など）などの資産に関する情報
- その他の生活面に関する必要性がある場合は、申請目的に関する情報
- 公共職業安定所からの、積極的な求職活動を証明する情報
- 個人事業主、パートナーシップ、有限会社など、企業との関わりに関する情報

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請手続＞

- 居住するコミューンの社会サービス窓口や福祉事務所にて申請を行う。
- 申請は、申請者の経済状況と、社会サービス窓口等が定める個人要件を満たしているかどうかに関連して評価される。その際に賃貸契約書や銀行残高証明書の提示など、申請者の情報が正確であることの証明を求めることがある。

＜受給者の義務＞

- 病気で就労能力が低下しているという医師の診断書を提示できる場合を除き、労働市場で働くことができなければならない。
- 求職中であることや、自治体や職業紹介所のプログラム・失業者対策に参加することが求められる場合がある。

⑤ 他制度優先等の補足性の要件

- 社会扶助を受ける前に、傷病手当金、育児手当金、住宅手当、扶養手当など、その他の関連する手当を全て申請しなければならない。また、貯蓄を使うか、資産を売却して生活費に充てなければならない。

⑥ 民事上の扶養義務の内容

- 扶養義務者の資力が資力調査により全国標準額又はコミューンが定める基準額を上回る場合は扶養義務が優先する。
- なお、扶養義務の対象となる扶養家族は世帯を構成するパートナー及び子である。扶養する子が 18 歳未満の場合、また 21 歳未満で就学中である場合は扶養家族に算入され、それ以外のケースでは同居していても世帯から独立していると判断される。パートナー関係が法的な婚姻、事実婚、登録パートナーのいずれであっても子に対する扶養義務があると判断される。子は親や兄弟に対する扶養義務を負わない。
- 受給資格に該当する他の手当の受給に制限はないが、収入に勘案される。

⑦ 給付内容

- 社会扶助は、生計扶助及びその他生活のための扶助に分けられている。
- 生計扶助の給付額には全国一律の全国標準が適用される。全国標準は、食料、衣服、靴、遊び・レジャー、消耗品、健康と衛生に係る物品、及び毎日の新聞・電話に掛かる妥当な費用である。全国標準はスウェーデン消費者庁の最新の物価・消費動向調査に基づいているため、特定の世帯タイプに基づいて算出されるのではなく、世帯の構成員に基づいて算出される。
- 全国標準額（月額・スウェーデンクローナ）は以下のとおりである[34]。

大人 1 人当たりの扶助額（2024 年、月額・スウェーデンクローナ）

	単身者	2 人（カップル）
扶助額	3,800	6,850

[34] Socialstyrelsen “Riksnormen för försörjningsstöd 2024” https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/dokument-webb/ovrigt/riksnormen-for-forsorjningsstod-2024.pdf （閲覧日：2024 年 1 月 15 日）

家庭で生活する子供及び学童の 1 人当たりの扶助額（2024 年）

年齢	0 歳	1～2 歳	3 歳	4～6 歳	7～10 歳	11～14 歳	15～18 歳	19～20 歳
週 5 日の昼食負担がある場合	2,640	2,940	2,620	2,940	3,680	4,230	4,780	4,820
週 5 日の昼食負担がない場合	2,470	2,700	2,410	2,620	-	-	-	-

世帯人数ごとの扶助額（2024 年）[35]

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
扶助額	1,230	1,360	1,720	1,950	2,240	2,540	2,730

- 生計扶助のうち、全国標準に含まれない住居費、電気代、日常の交通費、傷害保険料、労働組合費、失業保険料等は実際の妥当な費用を基に支給額が判断される。
- その他生活のための扶助として、歯科治療費、眼鏡・コンタクト代、医療費、薬代、子供との面会費、引越費用、葬儀費用など随時発生するニーズに対応するための費用に対する扶助も、申請者に対する妥当性に応じて、個別に評価される。
- 何が妥当な費用に当たるかは、申請者個人にとって何が妥当かを個別に評価した上で決定されなければならない。この評価は社会の一般的な水準、つまり一般的な人々が支払える金額に合わせて行われる。

⑧ 平均受給期間

- 生計扶助について、2022 年の暦年（12 か月）で測定した平均援助期間は 7.3 か月だった。

⑨ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 各自治体が申請者のための手続、申請書、調査テンプレートを作成する責任を負っている。
- 国と自治体が連携して、社会扶助の支給や就労支援を行っている。

⑩ 施行状況に係る基礎データ

- 社会扶助の世帯数は 2021 年の 182,000 世帯強から 2022 年には 161,000 世帯弱に減少し、7 年連続の減少となった。経済的支援を受ける人の数も減少した。2022 年には、約 30 万人が社会扶助を受け、そのうち約 9 万 7,000 人が女性、約 10 万 1,000 人が男性、約 10 万 2,000 人が子供だった。
- 2022 年に長期扶助（10 か月以上の扶助）を受けた成人受給者の数は、前年と比べ減少した。2021 年と比較して最も減少したのは 20～24 歳の男性で、28%減少した。43%強の成人世帯が長期扶助を受けている。このうち約 57%は、申請者又は共同申請者のどちらかが外国生まれの世帯である。 長期扶助を受けている世帯のタイプは、外国生まれ、外国人ともに、子供のいない独身男性が最も多い。既婚・同居世帯の長期扶助は、10 世帯中 9 世帯以上が外国出身者であった。

[35] 7 人以上の世帯の家計共通費を計算するために、世帯員が 1 人増えるごとに 190 クローナが加算される。これは 6 人世帯と 7 人世帯の差額に相当する。

社会扶助受給者の推移（2013 年～2022 年）[36]

年	受給者数合計	人口比（%）	うち		
			受給者数（女性）	受給者数（男性）	18 歳未満の子供
2013	406,833	4.2	130,516	137,354	138,963
2014	410,313	4.2	129,457	140,420	140,436
2015	416,004	4.2	129,128	143,691	143,185
2016	410,270	4.1	126,301	142,994	140,975
2017	408,949	4.0	124,425	140,256	144,268
2018	394,210	3.9	119,681	135,139	139,390
2019	381,519	3.7	115,728	132,627	133,164
2020	374,259	3.6	115,435	128,592	130,232
2021	340,681	3.3	106,984	116,353	117,344
2022	299,901	2.9	96,920	100,837	102,144

18 歳以上の社会扶助受給者数（人） 年齢層別･男女別･出生国別（2022 年）[37]

年齢		全体		スウェーデン生まれ			外国生まれ		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
全体	196,041	95,896	100,145	73,581	31,359	42,222	122,460	64,537	57,923
18 – 19歳	14,288	6,730	7,558	4,166	2,064	2,102	10,122	4,666	5,456
20 – 24歳	22,927	9,505	13,422	8,980	4,039	4,941	13,947	5,466	8,481
25 – 29歳	18,066	8,215	9,851	9,330	3,794	5,536	8,736	4,421	4,315
30 – 39歳	42,581	21,733	20,848	19,650	8,123	11,527	22,931	13,610	9,321
40 – 49歳	38,757	21,041	17,716	11,954	5,314	6,640	26,803	15,727	11,076
50 – 59歳	35,519	18,106	17,413	11,508	4,900	6,608	24,011	13,206	10,805
60 – 64歳	14,980	7,158	7,822	4,666	1,710	2,956	10,314	5,448	4,866
65歳以上	8,923	3,408	5,515	3,327	1,415	1,912	5,596	1,993	3,603

(2) 最低保障年金（Garantipension）

① 制度の概要

- 最低保障年金は、年金受給額が少ない場合やない場合に受け取れる国民年金の一部である。最低保障年金は他の国民年金と併せて申請するため、別途の申請は不要である。
- 最低保障年金の支給額は、主に国民年金の額とスウェーデンでの居住期間、婚姻状況に基づいて決定される。
- 年金受給額が少なく、かつスウェーデンに住んでいる場合は、住宅補助金や高齢者向けの経済的支援を申請することも可能である。

② 支給対象者･世帯の要件

- スウェーデンに居住していて、66 歳に達しており、所得に応じた年金が低額又は全くない場合は、最低保障年金を受け取る権利がある場合がある。なお、2026 年からは平均寿命の伸びに伴い、年齢制限も段階的に引き上げられる。
- また、16 歳に達した年から最低保障年金を受け取る権利がある前年まで少なくとも 40 年間スウェーデンに居住していることが要件となる。スウェーデンでの居住期間が短い場合、最低保障年金の支給額は低くなる。
- 更に、最低保障年金を受け取る権利を得るには、スウェーデンに少なくとも 3 年間住んでいるか、働いている必要がある。EU/EEA 加盟国[38]又はスイスに居住又は勤務したことがある場合、これらの年数をスウェーデンに滞在した期間と組み合わせることができるが、そのうち少なくとも 1 年間はスウェーデンに滞在又は勤務している必

[36] Socialstyrelsen（2023）.Statistik om ekonomiskt bistånd 2022, Tabel 1a. Assistance recipients 2013–2022

[37] Socialstyrelsen（2023）.Statistik om ekonomiskt bistånd 2022, Table 8. Assistance recipients aged 18 and older by sex, age and country of birth, 2022

[38] EEA 加盟国は EU 加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン

要がある。スウェーデンに居住していない場合は最低保障年金を受給できない。

- スウェーデンに来て、難民認定又は要保護者として滞在許可を取得した場合、場合によっては、以前の母国での居住期間を含めることができる場合がある。なお、これは 1957 年以前に生まれた人に限る。
- 1937 年以前に生まれた場合、最低保障年金は 2003 年に行われた年金制度の変更に対する補償として機能する。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 資産要件はないが、収入要件がある。所得比例年金が一定の水準に達すると、最低保障年金は支給されない。水準は以下のとおり。
  - 独身で、税引前の所得に基づく年金を月 17,655 クローナ以上受給している場合。
  - 結婚しており、税引前の所得ベース年金を月 15,988 クローナ以上受給している場合。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請手続＞

- 国民年金の申請は、申請書の提出時の年齢にかかわらず、最低保障年金にも適用される。最低保障年金は 66 歳に達した月から支給され、国民年金を申請したとき、又は所得に応じた年金を先に受給していた場合は 66 歳になったときに自動的に支給される。

＜受給者の義務＞

- 最低保障年金に影響を与える可能性のある身上変更（転居、婚姻状況の変更、外国の年金を含む年金の受給状況の変更）は必ず報告する必要がある。

⑤ 他制度優先等の補足性の要件

- 所得年金、寡婦年金、外国年金など所得に応じた年金がある場合、最低保障年金は徐々に減額され、一定の水準に達すると完全に打ち切られる。
- なお、支給額は給与や資本金があるかどうか、あるいは職業年金や個人年金保険など、スウェーデンや他の国から支払われる他の給付があるかどうかには影響されない。

⑥ 民事上の扶養義務の内容

- 扶養義務は関連しない。

⑦ 給付内容

- 最低保障年金の最高額は、独身者で月額 11,603 クローナ、既婚者で月額 10,505 クローナである。スウェーデンでの居住年数、所得に応じた年金の額、国民年金を最初に受給した年齢によっては、支給額が低くなることがある。
- 最低保障年金に影響する所得ベースの年金は、常に 66 歳で年金を受け取ったものとして計算される。66 歳より前に年金を受給していた場合、66 歳で計算される所得年金より低くなり、最低保障年金が減額される。なお、1957 年以前に生まれた人は 65 歳で年金を受け取ったものとして計算される。

⑧ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 財源は全額が国の会計より賄われる。

⑨ 施行状況に係る基礎データ

- 2023 年 12 月時点の受給者数は 1,037,234 人[39]であり、これはスウェーデンの人口[40]の約 9.8%に該当する。

[39] Pensions Myndigheten “Allmän pension och inkomstpensionstillägg” https://www.pensionsmyndigheten.se/statistik/pensionsstatistik/?domain=tab-3&report=report-3-1&columns=GARP&rows=aldersklasser&sex=SKM&metrics=sumMeanLength&Folkbokford=Samtliga&time=2023-12-01&complete=false&childrows-store=&complete-input=false&reportGraphsType=bar （閲覧日：2024 年 1 月 22 日）

[40] 2023 年 11 月時点での人口（10,555,448 人）で算出。Official Statistics of Sweden “Population statistics” https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/population/population-composition/population-statistics/ （閲覧日：2024 年 1 月 22 日）

最低保障年金の受給者数の推移（毎年 12 月時点）[41]

年	合計	65 - 69歳	70 - 74歳	75 - 79歳	80 - 84歳	85 - 89歳	90 - 94歳	95歳以上
2013	761,603	182,390	146,877	132,356	126,895	102,920	55,637	14,528
2014	786,859	195,220	162,537	138,814	123,773	99,150	56,511	14,854
2015	770,186	186,217	166,035	132,495	118,332	96,148	54,933	16,026
2016	697,925	157,068	148,591	118,568	111,853	92,209	52,863	16,773
2017	663,126	145,330	143,989	110,280	106,677	89,167	50,859	16,824
2018	658,789	143,847	148,078	113,185	101,788	85,225	49,617	17,049
2019	660,537	144,375	150,523	117,913	98,719	82,898	48,264	17,845
2020	700,004	155,815	161,225	135,567	101,576	80,591	47,525	17,705
2021	688,881	151,916	156,164	140,061	99,068	77,794	46,398	17,480
2022	1,006,407	229,403	240,463	227,244	150,119	90,484	50,369	18,325
2023	1,037,234	200,934	252,779	247,592	165,160	99,863	52,125	18,781

最低保障年金の受給者数･支給総額･平均月額（2023 年 12 月時点）[39]

年齢	受給者数合計	受給者数（女性）	受給者数（男性）	支給総額	支給総額（女性）	支給総額（男性）	平均月額	平均月額（女性）	平均月額（男性）
合計	1,037,234	759,214	278,020	2,123,855,307	1,587,372,843	536,482,464	2,048	2,091	1,930
65 - 69	200,934	131,349	69,585	418,863,414	252,832,989	166,030,425	2,085	1,925	2,386
70 - 74	252,779	175,302	77,477	490,967,048	333,988,730	156,978,318	1,942	1,905	2,026
75 - 79	247,592	185,446	62,146	461,742,098	360,547,875	101,194,223	1,865	1,944	1,628
80 - 84	165,160	127,214	37,946	302,375,975	249,555,386	52,820,589	1,831	1,962	1,392
85 - 89	99,863	79,849	20,014	232,636,751	196,178,994	36,457,757	2,330	2,457	1,822
90 - 94	52,125	43,573	8,552	152,088,632	134,037,183	18,051,449	2,918	3,076	2,111
95 -	18,781	16,481	2,300	65,181,389	60,231,686	4,949,703	3,471	3,655	2,152

[41] Pensions Myndigheten “Allmän pension och inkomstpensionstillägg” を基に弊社整理
https://www.pensionsmyndigheten.se/statistik/pensionsstatistik/?domain=tab-3 （閲覧日：2024 年 1 月 22 日）

4. 特定の対象者に対する給付

a） 失業者

(1) 失業給付（失業保険）

① 制度の概要

- 失業した場合は、仕事を探している間に失業保険の給付を受けることができる。
- 失業保険は失業保険基金を通じて申請する。

② 支給対象者・世帯の要件

- 給付を受けるには、公共職業安定所に失業者として登録する必要がある。すぐに仕事に就くことができ、その意思がなければならない。
- 子供がいる場合は、保育を手配している必要がある。
- スウェーデンに滞在し、学業を修了している必要がある。
- 以前に働いていたことも必要であり、以下の条件のいずれかを満たす必要がある。
  - 過去 1 年間に少なくとも 6 か月間、各暦月 60 時間以上働いたことがある。
  - 過去 1 年間に 6 か月以上連続して 420 時間以上働いたことがあり、各暦月に 40 時間以上働いたことがある。
  - 育児休暇中、病気療養中、フルタイムの学生であった場合は、更に過去にさかのぼって勤務状態をカウントすることができる場合がある。
- 失業保険基金から受給資格がないと伝えられた場合は、コミューンに連絡して経済的支援を申請することができる。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入要件及び資産要件はない。給付内容は、どれだけ働いたか、以前の収入、失業保険基金に加入していた期間によって異なる。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続＞

- 失業初日に公共職業安定所に登録し、失業給付を申請する旨を伝える。
- 失業保険基金のウェブサイトにログインし、給付を申請する。
- 失業保険基金に加入していない場合は、失業した時点で、失業保険基金のウェブサイトを通じて加入を申請することができる。
- 失業保険基金に加入したくない場合は、Alfa-kassan[42]に補償を申請することができる。

＜受給者の義務＞

- 失業給付の受給には、公共職業安定所への登録が必要である。
- 給付に影響するような変更があった場合は、失業保険基金に連絡する必要がある。

⑤ 給付内容

- 給付内容は、どれだけ働いたか、以前の収入、失業保険基金に加入していた期間によって異なる。失業保険基金が給付金を決定する。
- 収入に応じた給付として、失業保険基金に 1 年以上加入している場合、以前の給与の最大 80%を受け取ることができる。最大で月 26,400 クローナ（税引前）を受け取ることができます。
- 失業保険基金に加入していない場合、又は加入後 1 年未満の場合は、基本手当（Grundersättning）を受け取ることができる。過去にどれだけ働いたかに応じて、税引前で最大月額 11,220 クローナを受け取ることができます。この場合、受給者は 20 歳に達している必要がある。

---

[42] Alfa-kassan は、スウェーデンの失業保険基金のひとつであり、職業や分野、雇用形態に関係なく、誰でも加入することができる。労働組合やその他の利益団体に縛られない失業保険基金である。他の失業保険基金とは異なり、会員でない人や他の失業保険基金に加入していない人にも基本手当が支給される。

- 給付期間は 300 日で、最大で週 5 日分の補償を受けることができる。18 歳未満の子供がいる場合は、自動的に 150 日延長される。300 日の給付期間を過ぎても仕事が見つからない場合は、雇用能力開発保障プログラム（Jobb- och utvecklingsgarantin）が提供される。

⑥　平均受給期間

- 2019 年時点で、受給者 1 人当たりの年間平均給付日数は 88 日であった。男性は女性より平均 10 日多く、女性の 82 日に対し 92 日であった。2018 年から 2019 年にかけて、男女ともに日数は 3 日増加した。

⑦　実施体制、財源、国と地方の関係

- 収入に応じた給付は、全国に 37 ある失業保険基金及び新たに設立された失業保険基金アルファが管理運営を行い、全般的な監督は 2004 年に設置された失業保険監査庁（IAF）が行っている。
- 収入に応じた給付は保険料と国からの補助金を財源としている。被保険者は、基金により異なる保険料を支払い、使用者については保険料拠出の必要がない。政府は必要な経費を負担する。
- 基本手当は失業保険基金アルファが管理運営を行い、全般的な監督は失業保険監査庁が行っている。
- 基本手当の財源は国の一般財源である。

⑧　施行状況に係る基礎データ

- 失業基金は 2019 年に 238,000 人に 143 億クローネの給付金を支払った。これは前年と比較して 15 億クローネ、14,000 人の増加である。

失業保険の支給額推移（2012～2022 年、単位：100 万クローナ）[43]

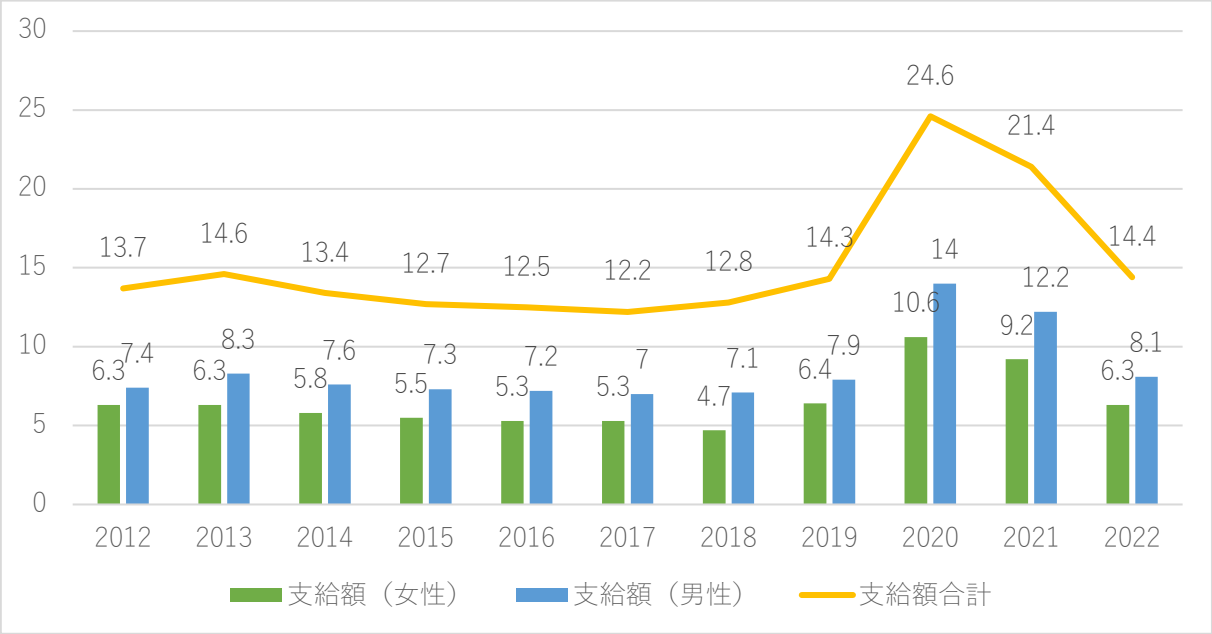

[43] IAF “14,4 miljarder betalades ut från arbetslöshetskassorna under 2022”
https://www.iaf.se/statistikdatabasen/arsstatistik/144-miljarder-betalades-ut-fran-arbetsloshetskassorna-under-2022/
（閲覧日：2024 年 1 月 22 日）

失業保険の受給者数推移（2012～2022 年）[44]

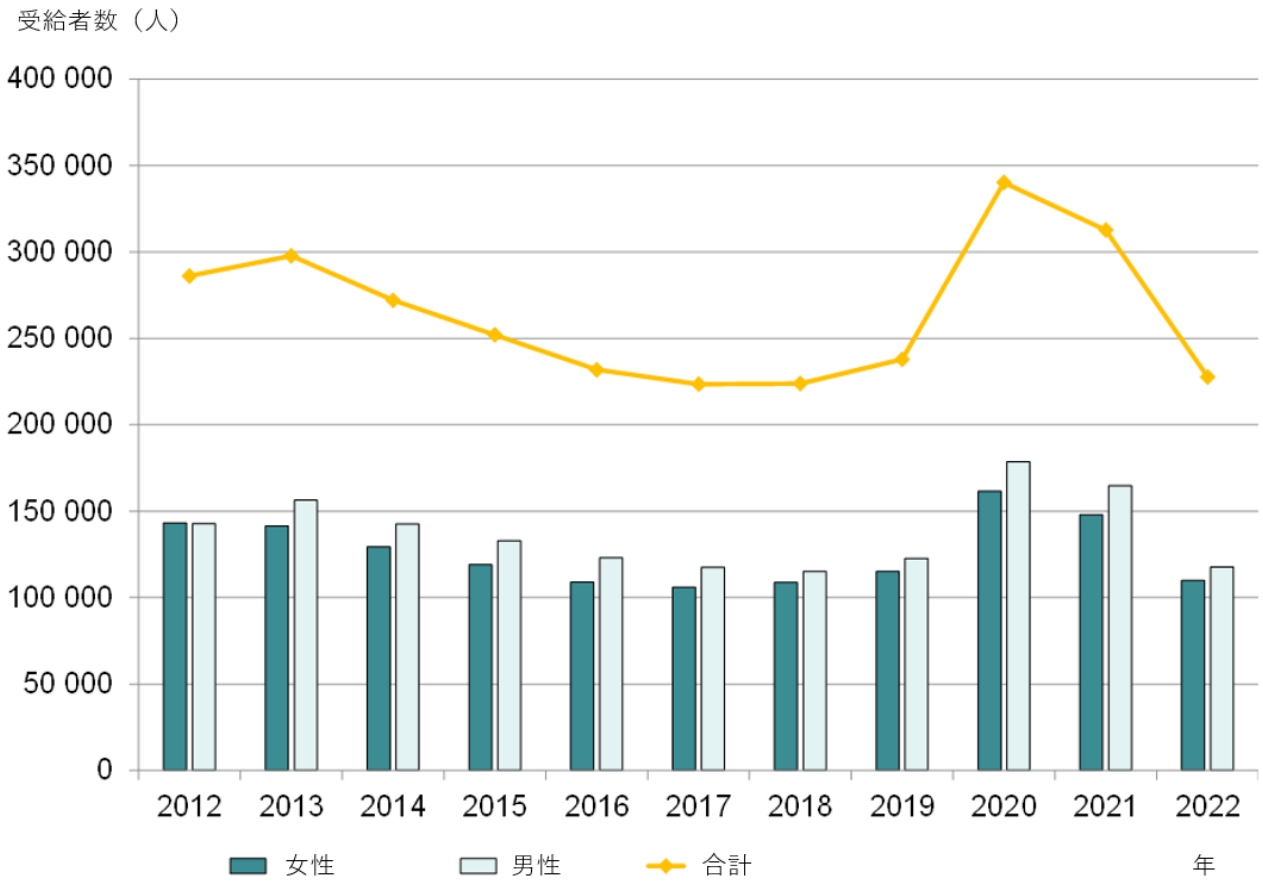

(2) 活動補償金（Aktivitetsersattning）

① 制度の概要

- 19 歳から 29 歳までで、病気又は障がいにより少なくとも 1 年間フルタイムで働くことができない場合（労働能力が低下した場合）、あるいは高等学校までの学校に在学しており、病気や障がいのために就学延長が必要な場合に活動補償金を受け取ることができる。
- 労働能力が低下した場合の活動補償期間中は、仕事を始めるための支援を受けることができる。

② 支給対象者・世帯の要件

- 病気又は障がいがあるため、少なくとも 1 年間、フルタイムの仕事の 75%を超えて働くことができない状態にあること。これは、労働市場全体の全ての仕事に当てはまる。
- 19～29 歳であること。
- スウェーデンで社会保険に加入していること。スウェーデンに住んで働いている場合、通常は社会保険に加入している。別の国に住んでいるが、以前にスウェーデンに住んでいた、又は働いていたことがある場合も、スウェーデンで社会保険に加入できる。別の国に住んでいる、又は働いている場合、及び最近スウェーデンに移住した場合は例外となる場合がある。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入要件及び資産要件を要しない。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続＞

- 社会保険庁のホームページから申し込む。最短で、19 歳になった年の 7 月から受給できる。
- 申請に当たっては、医師又は申請者から診断書を提出する必要がある。

---

[44] IAF “14,4 miljarder betalades ut från arbetslöshetskassorna under 2022” https://www.iaf.se/statistikdatabasen/arsstatistik/144-miljarder-betalades-ut-fran-arbetsloshetskassorna-under-2022/（閲覧日：2024 年 1 月 22 日）

- 活動補償の決定を受け取るまでには、通常 4 か月程度かかる。ただし、医師の診断書などの必要書類が不足している場合は、更に時間がかかることがある。

＜受給者の義務＞

- 活動補償金を受給していて、以下のような変更があった場合は、社会保険庁に知らせる必要がある。
  - 仕事や勉強を始める場合
  - 以前よりも大幅に働き始める場合（例：報酬は半分であってもフルタイムで働き始める場合）
  - 新規又は変更された外国の年金、又は同様のものを受給する場合
  - 海外への移住
  - 追加的な又は範囲が変更されたボランティア活動に従事する場合
  - 活動補償金の支給停止が決定した後も就労を継続する場合
  - 仕事をしていなくても、労働能力が向上した場合
- 労働量の変更は事前に報告する必要がある。その他の変更については、分かり次第報告する必要がある。変更の報告をしないと、受給しすぎた場合や受給してはいけない手当を受け取った場合に返済義務が生じる可能性がある。

⑤ 給付内容

- 就労中の若者は、全く就労できないか、3 か月、6 か月、9 か月の就労減少に対して給付される。受給金額は収入によって異なる。
- 就学中の若者は、休学して留年する期間に対して給付される。
- 就労中の若者がフルタイムの就労ができなくなった場合は、近年の平均収入の 64.7%を受け取ることになる。ただし、最大月額は 23,171 クローナ（税引前）である。就学中の若者が就学できなくなった場合又は疾病、事故若しくは障がいの事由が発生した時点で収入が少ないか全くない場合の給付額は定額であり、年齢層別に設定されている。
- 働いていなかったり、収入が少なかったりした場合、保障給付を受ける。受給額は年齢とスウェーデンでの居住年数によって異なる。

働いていない･収入が少ない場合の保障給付の月額保障給付額（2024 年）[45]

年齢	月額給付額（クローネ･税引前）
19 歳以上 21 歳未満	11,842
21 歳以上 23 歳未満	12,081
23 歳以上 25 歳未満	12,320
25 歳以上 27 歳未満	12,558
27 歳以上 29 歳未満	12,797
29 歳以上 30 歳未満	13,036

⑥ 平均受給期間

- 活動補償金は、就労能力が妨げられた期間に応じて 1 年から 3 年まで支給される。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 社会保険庁が所管している。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

- 活動補償を受けた人の数は、2019 年以降比較的一定の数で推移している。2024 年 1 月時点での活動補償金受給者数は 30,775 人であり、これはスウェーデンの人口の約 0.3%に該当する。

[45] Försäkringskassan “Aktivitetsersättning vid nedsatt arbetsförmåga för dig under 30 år” https://www.forsakringskassan.se/privatperson/funktionsnedsattning/aktivitetsersattning/aktivitetsersattning-vid-nedsatt-arbetsformaga-for-dig-under-30-ar （閲覧日：2024 年 2 月 2 日）

活動補償金の受給者数･支給金額推移、男女別（人･千クローナ）（1 月時点）[46]

年	受給者数			支給金額	
	合計	女性	男性	女性	男性
2014	30,536	14,201	16,335	111,529	129,832
2015	33,996	15,937	18,059	125,238	143,714
2016	37,019	17,310	19,709	135,619	156,562
2017	38,075	17,696	20,379	140,083	163,636
2018	35,216	16,329	18,887	134,335	157,626
2019	30,219	13,931	16,288	121,781	143,869
2020	28,560	13,122	15,438	116,833	138,939
2021	28,730	13,178	15,552	118,452	140,978
2022	28,441	12,905	15,536	130,213	158,024
2023	29,568	13,585	15,983	148,955	177 005
2024	30,775	14,332	16,443	171,610	198,627

[46] Försäkringskassan “Antal personer som har fått aktivitets- och sjukersättning” https://www.forsakringskassan.se/statistik-och-analys/statistikdatabas#!/sjuk/sa-bestand-manad/SAbestandmanadalder（閲覧日：2024 年 2 月 2 日）

b） 高齢者

(1) 国民年金

① 制度の概要

- 老齢年金制度の中核は、所得比例年金であり、賦課方式の所得比例年金（Inkomstpension）と積立方式で運営されるプレミアム年金（Premiepension）で構成される。また年金額が一定水準に満たない者向けに最低保障年金（Garantipension）が設けられている。
- 年金の管理は年金庁（Pensionsmyndigheten）が行っているが、年金対象所得の確定及び保険料の取り立てに関する事務は国税庁（Skatteverket）の所管である。
- 所得に保険料率をかけて計算され、将来にわたって保険料率は 18.5%として固定されている。
- 年金対象所得、すなわち年金計算の対象となる所得の 16％は所得比例年金の年金権（pensionsrått）、2.5%はプレミアム年金の年金権として分配される。
- 保険料率のうち 2.5%は、積立方式のプレミアム年金に投入される。様々な保険会社・証券会社・金融機関がプレミアム年金の資産運用に参入しており、被保険者は自由に資産運用機関を選択できる（どのような運用機関を選ぶかによって、マイナスにもプラスにもなり、これは本人の責任において行われる）。
- なお将来の高齢者増加を考慮して、2026 年からは年金の支給開始年齢（最低保障年金）が段階的に引き上げられる。

② 給付内容

- 受給開始時の年金額は、年金権総額を一定の除数で除して算定される。
- 所得比例年金の支給開始年齢は早くて 63 歳で、自ら選択することができる。

③ 最新の受給者数

- 2023 年 12 月時点の受給者数は 2,305,205 人[47]であり、これはスウェーデンの人口[40]の約 22%に該当する。

(2) 高齢者生計費扶助（Äldreförsörjningsstöd）

① 制度の概要

- 高齢者生計費扶助は、低年金者又は無年金者のための支援で、妥当な生活水準を維持するための生活費と住居費を賄うことを目的としている。高齢者生計費扶助は、住宅扶助と同じ申請書で申請する。
- 受給のためには、スウェーデンに住んでいて、66 歳以上であり、国民年金を申請している必要がある。なお、1960 年以降に生まれた場合は、適用年齢が変更される。
- 高齢者生計費扶助の受給額は、収入及び住居費によって決まる。収入として、給与所得及び事業所得、資産からの収入（利子等）、贈与、非課税国外所得、月額 3,000 クローナを超える非課税手当収入、疾病に対する団体健康保険（AGS）契約（1991 年以前のもの）、年金受給者への住宅手当が考慮される。
- 66 歳以上で高齢者生計費扶助を申請する場合、年間 24,000 クローナを超える範囲で労働所得が含まれる。66 歳未満の配偶者又は同居人の所得は、24,000 クローナ未満であっても常に含まれる。結婚している場合、所得は合計され、夫婦で等分される。
- 高齢者生計費扶助の受給期間は、1 回につき最長 12 か月であり、それ以降は、新たに申請書を提出する必要がある。

② 給付内容

- 受給額は、年金等による収入から税金と妥当な住居費を差し引いた金額が「妥当な生活水準」にあるかで判断される。妥当な生活水準とは、住居費を支払った後に生活できるだけのお金が残っていることを意味し、2024 年における妥当な生活水準は独身の場合、月額 7,333 クローナ、既婚者、同棲者、登録パートナー

[47] Pension Myndigheten “Allmän pension och inkomstpensionstillägg” https://www.pensionsmyndigheten.se/statistik/pensionsstatistik/?domain=tab-3&report=report-3-1&columns=APIPTTot&rows=aldersklasser&sex=SKM&metrics=sumMeanLength&Folkbokford=Samtliga&time=2023-12-01&complete=false&childrows-store=&complete-input=false （閲覧日：2024 年 1 月 22 日）

の場合、月額 5,899 クローナ（2024 年）である。

- 収入が妥当な生活水準に満たない場合に、差額が支給される。
- なお。妥当な住居費は独身の場合月額 7,500 クローナまで、既婚者、同棲者、登録パートナーの場合は月額 3,750 クローナまでである。

③ 最新の受給者数

- 2023 年 12 月時点の受給者数は 24,260 人[48]であり、これはスウェーデンの人口 [40] の約 0.2%に該当する。

[48] Pensions Myndigheten “Allmän pension och inkomstpensionstillägg” https://www.pensionsmyndigheten.se/statistik/pensionsstatistik/?domain=tab-2&report=report-2-3&columns=AfsTot&rows=Femarsklass&sex=SMK&metrics=sumMeanLength&time=2023-12-01&complete-input=false&childrows-store= （閲覧日：2024 年 1 月 22 日）

c） 外国人

(1) 定着手当（Etableringsersättning）

① 制度の概要

- 新規入国者のうち、公共職業安定所（Arbetsförmedlingen）の定着プログラム（Etableringsprogrammet）に積極的に参加している者に対して支給される。
- 20 歳以上 65 歳未満で、難民、割当難民、要保護者としての滞在許可を有している新規入国者が受給できる。亡命希望者やその他の移民は受給できない。
- 社会保険庁（Försäkringskassan）から支払われ、受給期間は最長 2 年間である。

② 給付内容

- 受給額は定着プログラムにどの程度参加するかによって異なる。フルタイムの場合、手当は 1 日当たり 308 クローナ、週 5 日支給される。パートタイム及びハーフタイムでの参加の場合、プログラムへの参加の程度に応じて減額される。フルタイムを参加率 100%＝308 クローナ／日とし、パートタイムの場合は参加率 75%＝231 クローナ／日、ハーフタイムの場合は参加率 50%＝154 クローナ／日となる。

③ 最新の受給者数

- 2022 年時点の受給者数は 18,880 人であり、これはスウェーデンの人口[40]の約 0.2%に該当する。

5. 特定のニーズに対する給付

a） 住居費の補助（Bostadsbidrag、Bostadstillägg）

- スウェーデンでは、社会扶助において住宅費用の計上が盛り込まれているが、より一般的な公的給付として、普遍的な非課税の住宅手当が存在する。スウェーデンに居住し、スウェーデンの住所で登録を行う必要があるが、就労をスウェーデン以外の他国で行っていたとしても、給付の対象となる。子供を持つ家族、子供を持たない若年層の家族、年金生活者、傷病手当金の受給者に対しても支給される。なお、住宅費用の全額が支給されるわけではなく、毎月の家賃や住宅費の補助として支給される。
- スウェーデンでは、1940 年代より政府による様々な住宅費用補助や住宅取得支援が制度化されてきた。

(1) 子供のいる家族向け住宅手当（Bostadsbidrag till barnfamiljer）

① 制度の概要

- 子供と同居するカップルを対象に家賃の一部を補助する目的で支給される。2018 年より、家族関係にない子供を扶養する場合にも支給されている。社会保険庁が所管し国の会計を財源とする。
- 月額の住居費が 1400 クローナ以上の住宅に居住しその住所に住民登録をしており、家族関係にある子供と同居しているか、家族関係にある子の共同親権を有し子供と同居している場合に受給できる。ひとり親も対象となり、収入・資産要件はない。ただし、住民登録については、居住期間が 1 年未満であったり、犯罪、ストーカー行為、深刻な嫌がらせの被害者になる恐れがあるなど、特別な事情がある場合は、登録義務の例外となる。
- 家族の事情により、カップルの一方が申請を単独で行うか、カップルで共同申請するかを選択できる。
- 申請はオンラインで行われ、申請者はまず社会保険庁のウェブサイトで基本給付額を算出する。申請者は社会保険庁に、賃貸契約書や床面積を確認するための図面の写真等を提出し、社会保険庁は、家族構成や収入の状態に照らして妥当な面積や程度の住宅か、住宅の種類は何か、家賃は適正であるか等の観点から審査を行い、基本給付額に対して減額又は増額の調整を行うことがある。住宅の種類とは、賃貸住宅（Hyresrätt）、権利住宅（Bostadsrätt）、単身者向け住宅（Småhu）、農業住宅（Jordbruksfastighet）、その他住宅（Övrigt boende）に大別される。権利住宅はコンドミニアムともいい、入居者が管理組合に権利金を支払うことで入居権を取得するタイプの賃貸住宅である。単身者向け住宅は床面積が小さめの住宅を意味し、入居が単身者に限定されている住宅を意味しない。
- 社会保険庁は 30 日以内に審査の上初回の給付を行い、以降は毎月 27 日に給付する。受給者は、収入や住宅の状況に変化があった場合は社会保険庁に報告する必要がある。

② 給付内容

- 受給額は申請者及びパートナー（カップルの一方）の収入、子供の数、1 か月の間に子供と同居する日数、パートナーとの同居の有無、家賃の額、住居面積ごとに異なり、住宅の種類別の調整が行われる。
- 例えば、子供 1 人と同居するカップルが片働きで、申請者の月額収入が 10,000 クローナ、家賃が 3,000 クローナ、住居面積が 100 平米の場合、基本給付額は 1,100 クローナとなる。しかし、同条件の元で収入がゼロになれば受給額は 2,000 クローナとなり、収入が 16,000 クローナとなれば受給額はゼロとなる。また、家賃が 4,000 クローナとなれば 1,500 クローナの受給が受けられるものの、2,000 クローナとなれば 700 クローナのみの受給となる。子供との同居日数が月当たり 10 日まで減少した場合には、受給額は 900 クローナまで減少する。同居する子供の数が 1 人増えれば受給額は 1,400 クローナとなり、住居面積が 200 平米以上となると受給額は 700 クローナまで減少する。

③ 最新の受給者数

- 2022 年時点の受給世帯数は 153,855 世帯[49]であり、これはスウェーデンの世帯数である約 4,884,000 世帯[50]の約 3 %に該当する。

---

[49] Försäkringskassan“Statistik inom området barn och familj – bostadsbidrag”Statistik inom området barn och familj – bostadsbidrag - Försäkringskassan （forsakringskassan.se）（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

[50] Statista“Number of households in Sweden from 2012 to 2022”Sweden: number of households 2022 | Statista（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

(2) 年金受給者向け住宅手当（Bostadstillägg till pensionärer）

① 制度の概要

- 年金受給者向け住宅手当は、年金庁が所管する、18～64 歳の間に納めるべき年金保険料を完納して基礎年金又は寡婦年金を受給する 65 歳以上の高齢者を対象とした、国の会計を財源とする住宅手当である。
- 年金等の税引き後の月額収入が独身者の場合は年間 139,239 クローナ、既婚者の場合は年間 126,060 クローナ未満であれば申請できる。他の住宅手当制度と異なり、住居が持家であっても対象となる。

② 給付内容

- 独身の場合、住宅手当の最高額は月額 7,290 クローナで、結婚又は同棲していてパートナーと同居している場合、月額最大 3,645 クローナ（独身の半額分）の住宅手当を受け取ることができる。
- パートナーとの同居の有無、20 歳未満の同居人の有無、住宅の種類、家賃、持家の場合は固定資産税額及び住居面積、住宅ローンの残債及び残り返済期間、年金受給額、利子・配当等収入額、住居以外に有する家屋等固定資産の有無、金融資産の額により計算され、給付額上限から減額される。
- 収入が低すぎる者が年金受給者向け住宅手当を受給してもなお住居費と生活費を賄えないと年金庁が判断した場合は、年金受給者向け特別住宅手当（Särskilt bostadstillägg）として給付額が上乗せされる場合がある。
- 受給者は、受給資格に該当する限り給付が受けられる。
- 受給者は、収入や住宅の状況に変化があった場合は年金庁に報告しなければならない。

③ 最新の受給者数

- 2023 年 12 月時点の受給者数は 304,144 人（特別住宅手当を含む）[48] であり、これはスウェーデンの人口[51]の約 2.9%に該当する。

(3) 子供を持たない若年層向けの住宅手当（Bostadsbidrag till unga （under 29 år））

① 制度の概要

- 若者向け住宅手当（Bostadsbidrag till unga （under 29 år））/ Housing supplement for young people （younger than 29））は、18 歳以上 29 歳未満の子供のいない若者向けに家賃部分を補助するために支給される。社会保険庁が所管し国の会計を財源とする。
- 税引き前の年収が 86,720 クローナ以下で、月の住居費が 1800 クローナ以上の者が対象となる。配偶者又は同棲しているパートナーと一緒に住宅手当を申請する場合には、合計年収が 103,720 クローネを超えないことで受給が可能である。資産要件はない。
- 申請はオンラインで行われ、申請者はまず社会保険庁のウェブサイトで基本給付額を算出する。社会保険庁に住居の情報や収入の情報、パートナーと住んでいる場合はパートナーの情報等を提出する必要がある。
- 社会保険庁は 30 日以内に審査の上初回の給付を行い、以降は毎月 27 日に給付する。受給者は、収入や住宅の状況に変化があった場合は社会保険庁に報告する必要がある。

② 給付内容

- 月額収入 7,000 クローナで月額家賃が 3,000 クローナであれば、月額 200 クローナが支給される。全く収入がなく月額家賃が 3,000 クローナであれば、月額 900 クローナが給付される。

③ 最新の受給者数

- 2021 年月時点の受給世帯数は 42,701[52]世帯であり、これはスウェーデンの世帯数[53]の約 1%に該当する。

---

[51] 2023 年 11 月時点での人口（10,555,448 人）で算出。 Official Statistics of Sweden “Population statistics” https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/population/population-composition/population-statistics/ （閲覧日：2024 年 1 月 22 日）

[52] Försäkringskassan” Antal hushåll som har fått bostadsbidrag per kommun och år” Statistikdatabas - Försäkringskassan （forsakringskassan.se）（閲覧日：2024 年 2 月 5 日）

[53] Försäkringskassan“Statistik inom området barn och familj – bostadsbidrag”Statistik inom området barn och familj – bostadsbidrag - Försäkringskassan （forsakringskassan.se）（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

(4) 疾病補償又は活動補償を受ける人の住宅補助（Bostadstillägg till personer med sjukersättning eller aktivitetsersättning）

① 制度の概要

- 疾病補償又は活動補償を受ける人の住宅補助（Bostadstillägg till personer med sjukersättning eller aktivitetsersättning）は、スウェーデンに住んでおり、疾病補償又は活動保障を受け取っていて、住居費を支払っている人に支給される。なお、疾病補償又は活動補償をスウェーデンではなく他の EEA 加盟国若しくはスイスから受け取っている場合も受給が可能である。
- オンライン上で住居等の情報を提出することで 3 か月前までさかのぼって住宅補助の申請を行うことが可能であり、1 日から 15 日の間に生まれた場合は毎月 18 日に、16 日から 31 日の間に生まれた場合は毎月 19 日に支給される。

② 給付内容

- 所得や資産や負債、住居費等を考慮して支払われる。月額最大 6,550 クローナが支給される。

③ 最新の受給者数

- 2023 年時点の受給者数は 118,133 人[54]であり、これはスウェーデンの人口[55]の約 1 %に該当する。

[54] Försäkringskassan” Bostadstillägg till personer med aktivitetsersättning och sjukersättning” Statistikdatabas - Försäkringskassan （forsakringskassan.se）（閲覧日：2024 年 2 月 5 日）

[55] 2023 年 11 月時点での人口（10,555,448 人）で算出。 Official Statistics of Sweden “Population statistics” https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/population/population-composition/population-statistics/ （閲覧日：2024 年 1 月 22 日）

b） 出産・養育

(1) 児童手当（Barnbidrag）

① 制度の概要

- 児童手当（Barnbidrag/Child allowance）は、16 歳未満の子供を扶養する者に自動的に社会保険庁から支給される。我が国の児童手当と同様のものであるが、所得制限は設けられていない。
- 扶養者と子供の双方がスウェーデンで社会保険に入っている必要があり、片方の親がスウェーデン以外の EEA 若しくはスイスで就労していたり、年金を受け取っていたりする場合は、スウェーデンの児童手当の対象ではなく、EU の児童手当の対象となる場合もある。
- 児童手当は、16 歳未満の子供がいる場合に支給される児童普通手当（ABB: Allmänt barnbidrag）の他にも、16 歳以上の子が高等学校に進学せず義務教育機関又は特別支援学校に就学している場合に支給される拡大児童手当（FBB: Förlängt barnbidrag）があり、扶養者は手続きをすることなく受給することが可能である。なお、16 歳未満の子を 2 人以上扶養している場合には、子供加算（FBT: Flerbarnstillägg）が追加して支給される。
- 児童手当の給付は、子を扶養する両親がそれぞれ半額を受給する場合と片方が全額を受給する場合がある。給付は出生の翌月から 16 歳に達する月が属する四半期まで自動的に行われ、児童手当は課税所得に算入されない。
- パートナー及び子供と同居をしていたものの別居を開始する場合や子供が結婚した場合、子供がEUやEEA、スイスに引っ越した場合や賃金・年金を受け取ることとなった場合、海外の 6 か月以上の滞在を行う場合は、変更の届け出が必要となる。

② 給付内容

- 2019 年時点、子供が 1 人の場合児童普通手当は 1,250 クローナ支給される。2 人の場合は 2,500 クローナの児童普通手当に、150 クローナの子供加算が追加して支給される。3 人の場合は 3,750 クローナの児童普通手当に、730 クローナの子供加算が追加して支給される。4 人の場合は 5,000 クローナの児童普通手当に、1,740 クローナの子供加算が追加されて支給される。5 人の場合は 6,250 クローナの児童普通手当に、2,990 クローナの子供加算が追加されて支給される。6 人の場合は 7,500 クローナの児童普通手当に 4,240 クローナの子供加算が追加されて支給される。

③ 最新の受給者数

- 2022 年時点の受給者数は 1,602,140[56]人であり、これはスウェーデンの人口の約 15%に該当する。

(2) 養育費補助（Underhållsstöd）

① 制度の概要

- 養育費扶助（Underhållsstöd / Child support money）は、養育費を支払うべき別居している親が収入の事情によって全く支払えないか一部しか支払えない場合に、社会保険庁が子供と同居しているもう一方の親に対して一定額を給付する制度である。収入に絶対額の要件はない。
- 両親が別居している場合、社会保険庁が養育費（Underhållsbidrag）を支払うべき親から徴収して子供と同居している親に対して立替払を行う制度があり、養育費扶助法（Lag （1996:1030） om underhållsstöd）を実施根拠とする。
- 養育費は 18 歳未満の子供と同居しているもう一方の親に対して当月分が毎月 25 日に支払われるが、養育費を支払うべき親は当月分を毎月末までに社会保険庁に支払わなくてはならない。ただしこの制度は、社会保険庁が定めた養育費が養育費を支払うべき親から社会保険庁に 12 か月連続して不足なく納められた場合は停止され、それ以降は、養育費を支払うべき親は社会保険庁が定めた養育費を子供と同居しているもう一方の親に直接支払わなくてはならない。
- スウェーデンにおいて養育費の額は、養育費の額は、別居する親の税控除後の収入及び扶養すべき子供の数

[56] Försäkringskassan “Statistik inom området barn och familj – barnbidrag” Statistik inom området barn och familj – barnbidrag - Försäkringskassan （forsakringskassan.se）（閲覧日：2024 年 2 月 2 日）

によって社会保険庁が定める。

② 給付内容

- 養育費を支払うべき親が、養育費のための支払いが全くできない場合、子供が 7 歳になるまでは社会保険庁より毎月 1,673 クローナが支給される。子供が 7 歳から 14 歳までは毎月 1,823 クローナが支給され、15 歳以上には毎月 2,223 クローナが支給される。
- 養育費を支払うべき親が、養育費のための支払いを一部のみしている場合、全く支払われていない場合に社会保険庁より支払われるはずの額との差額が支給される。
- 子供自身に収入がある場合や、面会の回数に応じて社会保険庁より支給される額が減額される場合がある。

③ 最新の受給者数

- 2023 年時点の受給者数は 195,629 人[57]であり、これはスウェーデンの人口の約 2％である。

[57] Försäkringskassan “Försäkringskassan “Statistik inom området barn och familj – barnbidrag” Statistik inom området barn och familj – underhållsstöd - Försäkringskassan （forsakringskassan.se）（閲覧日：2024 年 2 月 2 日）

6. 低所得者に対する就労・自立支援

a） 失業者への就労支援

(1) 公共職業安定所（Arbetsförmedlingen）

① 制度の概要

- 公共職業安定所（Arbetsförmedlingen）職員と失業者共同で職業復帰計画を作成する。同計画を踏まえて、職業紹介、ガイダンスやカウンセリングなどの雇用準備支援、技能習得のための職業訓練、職場実習（インターンシップ）、起業支援などの数週間から６か月程度の労働市場プログラムが提供される。
- 16 歳から 24 歳までの若年者に対しては、特別の若年者雇用保障プログラム（Jobbgaranti för ungdomar）において職業訓練や職業相談等が提供されている。
- 失業保険給付期間満了後、14 か月以上再就職できない長期失業者等に対しては、雇用能力開発保障プログラム（Jobb-och utvecklingsgrantin）が提供されている。雇用能力開発保障プログラムでは、職業体験や職業訓練、起業を考えている場合の支援とカウンセリング、Komvux[58]又は民族高校での教育などが提供される。

② 最新の登録者数

- 2023 年 12 月時点の公共職業安定所への登録失業者数は 349,349 人[59]であり、これはスウェーデンの人口[40]の約 3.3%に該当する。

[58] Komvux（Kommunal vuxenutbildning）はコミューンが提供する、大人になってから勉強を始めたい人向けの成人教育である。

[59] Arbetsfömedlingen “Statistik och analyser” https://arbetsformedlingen.se/statistik/ （閲覧日：2024 年 1 月 22 日）

b） 障がい者への就労支援

① 制度の概要

- 障がい者に対しては、国営企業サムハル（Samhall）による雇用が提供されている。サムハルにおける雇用期間に制限はないが、外部への就職支援が任務となっており、サムハルで就労経験を積んだ上での一般労働市場での就職を促進している。
- また、障がい者に対しては、国の社会保険制度の下、活動補償金（Aktivitetsersättning）・傷病補償年金（Sjukersättning）により就労能力の減退に応じた所得保障がなされている。

c） 傷病者への就労支援

(1) 傷病手当金（Sjukpenning）[60]

① 制度の概要

- 病気で働けない場合、傷病手当金が支給される。病気になってから最初の 2 週間は、通常、雇用主から通常の給与の代わりに傷病手当金が支払われる。
- 傷病手当金を受け取るには、病気のために労働能力が低下している必要がある。この査定を行うのは雇用主である。2 週間を過ぎても病気が治らない場合は、社会保険庁に傷病手当金を申請することができる。
- 雇用されているが傷病手当金を受給する権利がない場合は、代わりに社会保険庁に傷病手当金を申請することができる。

② 給付内容

- 現在の所得上限まで、給与のほぼ 80%が支給される。ただし、1 日当たりの最大支給額は 1,218 クローナである。
- 傷病手当金を 364 日間受給した場合、傷病手当金は通常の給与の 80%から、傷病手当金対象所得（SGI）の 75%という継続水準に減額される。ただし、重い病気にかかった場合は、申請すれば以前と同じ水準を維持することができる。

③ 最新の登録者数

- 2023 年時点の受給者数は 630,465 人であり、これはスウェーデンの人口[61]の約 6.0%に該当する。

(2) 傷病補償金（Sjukersättning）[62]

① 制度の概要

- 病気や障がいによってフルタイムで働けない場合に受給できる。年齢によって規定が異なる。
- 30 歳未満の場合は、病気や障がいがあり、スウェーデンで社会保険の被保険者である場合に受給できる。なお、現在働くことができないが、将来働くことができるようになる場合は、代わりに活動補償金を受給することができる。
- 30 歳以上の場合は、病気や障がいにより、フルタイムの 75%まで働くことができず、その病気や障がいがずっと続く場合に受給できる。
- 就労能力は年齢や職歴によって評価が異なる。60 歳 11 か月未満の場合、就労能力は、賃金補助のある雇用など適応された仕事を含め、労働市場の全ての仕事に対して評価される。60 歳 11 か月以上の場合、就労能力の評価は、職歴によって異なる。

② 給付内容

- 傷病補償金の額は収入によって異なる。
- 就労経験があり、以前に傷病補償金を受給したことがない場合は近年の平均所得の 64.7%が支給される。ただし、最大受給額は月額 23,171 クローナ（税引前）である。
- 働いていなかったり、収入が少なかったりした場合は、活動補償金と同様の補償給付を受けることができる。受給額は年齢とスウェーデンでの居住年数によって異なる。

③ 最新の受給者数

- 2023 年 11 月時点の受給者数は 222,725 人であり、これはスウェーデンの人口 の約 2.1%に該当する。

(3) 導入プログラム・就労支援プログラム

① 制度の概要

- 疾病手当の支給期間が満了した失業者に対しては、労働市場への復帰を支援するため、公共職業安定所の職員と理学療法士や作業療法士等の専門家による導入プログラム（最大 3 か月）、それを踏まえた個別

[60] https://www.forsakringskassan.se/privatperson/sjuk/anstalld/sjukpenning-for-anstallda

[61] 2023 年 11 月時点での人口（10,555,448 人）で算出。https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/population/population-composition/population-statistics/

[62] https://www.forsakringskassan.se/privatperson/sjuk/funktionsnedsattning-eller-langvarig-sjukdom/sjukersattning

就労支援プログラムが提供されている。

- プログラム参加中は活動補償金が支給される。

d） 移民・難民への就労支援

(1) 定着プログラム（Etableringsprogrammet）

① 制度の概要

- 定着プログラム（Etableringsprogrammet）は、難民又は要保護者として滞在許可を得ている就労年齢（20～64 歳）の新規入国移民を対象としている。また、難民又は要保護者の家族で滞在許可を持つ者も対象となる。庇護申請者やその他の移民は対象外である。設立プログラムの調整責任を負うのは公共職業安定所である。
- 公共職業安定所は、新規就労者とともに、関係自治体、当局、企業、団体と協力して個別計画を作成する。その後、本人の経験と能力の調査が行われる。定着プログラムには、必ず SFI（移民のためのスウェーデン語）、就労準備措置及びコミュニティ・オリエンテーションと呼ばれるスウェーデン社会に関する情報が含まれていなければならない。就労準備措置の例としては、リハビリテーション、高等補習教育、大学進学準備学習など、新規入国者の労働生活への定着を促進・加速させる活動が挙げられる。
- 定着計画に積極的に参加する人は、最長 2 年間、定着手当を受け取る権利がある。

② 最新の登録者数

- 2023 年 12 月時点の登録者数は 9,785 人[63]であり、これはスウェーデンの人口 [40] の約 0.09%に該当する。

[63] Arbetsförmedlingen “Statistik om insatser och program” https://arbetsformedlingen.se/statistik/statistik-om-insatser-och-program （閲覧日：2024 年 1 月 22 日）

7. 現行制度の評価、今後の展望等

(1) 現行制度の評価

- 2021 年の社会保障関連支出総額は 1 兆 5,270 億クローナに達し、GDP の 28.0%を占めた。最大の支出項目は高齢者関連で、2021 年の社会給付の 44%を占めた。次に大きな支出項目は保健医療で、社会給付全体の 29%を占めた。これに家族や子供、障がいに対する支出が続き、それぞれ社会保障総額の 10%と 9%を占めている。

(2) 今後の展望

- 2022 年の総選挙後に、協力政党であるスウェーデン民主党、穏健党、キリスト教民主党、自由党はティドー協定（Tidöavtalet）を締結し、合計 7 つの協力プロジェクトで相互協力することに合意した。協力プロジェクトのうち「成長と家計経済」では、2026 年の任期中に、失業対策とスウェーデンの成長力強化を全体的な方向性とした経済政策に取り組むことが示されている。
- 特に、スウェーデンの福祉社会の中心的原則は、できる限り全ての人が労働市場に参加し、仕事に就いて自立する努力をすることであり、基本的な条件は労働と努力が必ず報われることだと定められている。給付制度は、人々を給付依存に陥らせ、技能の供給を損なうような形で設計されるべきではないと示されている。そのため、労働の分野では、給付から就労・自立への移行をより有益なものとするための、給付を受けるための就労活動の義務化を含む大規模な給付制度改革の実施や、高齢者への就労機会の確保、長期失業者へのより高度で効果的な就労支援などが重点施策とされている。
- 加えて、「移住・統合協力」では移民受入れは EU 法で求められる最小限のレベルに留める方向で厳格化が進んでおり、庇護申請者への金銭面での支援の見直しも視野に入れている。
- 福祉国家として名高いスウェーデンであるが、移民増加や高齢化、不況、給付への依存といった課題を踏まえて、需要ベースで給付等の支援を行うことと並行してより自立を求める方向に進んでいくことが予想される。

Ⅳ．イギリスにおける低所得者政策

1．社会保障・扶助制度の全体像

(1)　イギリスにおける社会保障・扶助制度の成り立ち

- イギリスにおける社会保障給付は、主に拠出の原則に基づき、20 世紀前半に徐々に確立された。
- 1912 年に初めて導入された国民保険制度は、ウィリアム・ベヴァリッジが提案したモデルに基づいて、第二次世界大戦後の福祉国家の一部として大幅に拡大された。ベヴァリッジ氏のスキームにおいては、給付の受給資格は主に国民保険料に基づくとされ、ミーンズテストが重要な役割を果たすことはなかった。
- 所得や貯蓄の少ない世帯を対象としたミーンズテスト付き給付及び税額控除が社会保障支出全体に占める割合は、1970 年代以降劇的に上昇した。しかし、年金支給の分野では同じことは起こっておらず、拠出制の公的年金が社会保障支出の 5 分の 4 以上を占めている。

(2)　イギリスにおける社会保障・扶助制度の概要

- 現在のイギリスの社会保障・扶助制度は、国家年金から労働年齢、障がい、病気に関連する様々な給付金まで広範なサービスを提供している。労働年金省（Department for Work and Pensions（以下 DWP という。））がそれら社会保障・扶助制度の大部分を統括しており、約 2,000 万人の受給者に対して給付を行っている。しかし、税額控除や児童手当は歳入関税庁（Her Majesty's Revenue and Customs（以下 HMRC という。））が管理し、住宅手当は地方自治体が管理するなど、福祉を管理する公的機関は DWP だけではない。
- 重要な社会保障制度はグレートブリテン[64]（Great Britain（以下 GB という。））において実施されている。北アイルランドでも同様の福祉サービスが受けられるが、それ以外の社会保障制度は北アイルランド当局にほとんど委譲されている。イギリスにおける社会保障制度について、スコットランド政府及び労働年金省の公表情報に基づく 2025 年に見込まれる概要図は下記である。

[64] イングランド、スコットランド及びウェールズ（これらの地域が管理する離島を含む）を指す。グレートブリテンと北アイルランドが合わさって、イギリス（United Kingdom）を構成する。

イギリスにおける社会保障制度の概要（スコットランド政府及び労働年金省の公表情報に基づく 2025 年の構造見込み）

スコットランド	イングランド及びウェールズ	北アイルランド
介護手当、障がい手当、傷病手当		
● 年金年齢障がい者給付金（Pension Age Disability Payment） ● 成人障がい者給付金（Adult Disability Payment） ● 児童障がい者手当（Child Disability Payment） ● 介護者支援（Carer's Assistance） ● ヤングケアラー助成金（Young Carer Grant） ● 雇用傷害扶助（Employment Injury Assistance）	● 介護手当（Attendance Allowance） ● 障がい者生活手当（Disability Living Allowance） ● 個人自立手当（Personal Independence Payment） ● 介助者手当（Carer's Allowance） ● 産業傷害手当（Industrial Injuries Benefit） ● 重度障がい手当（Severe Disablement Allowance）	● 介護手当（Attendance Allowance） ● 障がい者生活手当（Disability Living Allowance） ● 個人自立手当（Personal Independence Payment） ● 介助者手当（Carer's Allowance） ● 産業傷害手当（Industrial Injuries Benefit） ● 重度障がい手当（Severe Disablement Allowance）
養育費、暖房費、その他の費用		
● 冬季暖房補助（Winter Heating Assistance） ● 葬祭扶助費（Funeral Support Payment） ● ベスト・スタート助成金（Best Start Grants） ● スコットランド児童手当（Scottish Child Payment） ● 就業開始手当（Job Start Payment）	● 寒冷手当（Cold Weather Payment） ● 冬季燃料手当（Winter Fuel Payment） ● 葬祭費用手当（Funeral Expenses Payment） ● シュア・スタート出産補助金（Sure Start Maternity Grant）	● 寒冷手当（Cold Weather Payment） ● 冬季燃料手当（Winter Fuel Payment） ● 葬祭費用手当（Funeral Expenses Payment） ● シュア・スタート出産補助金（Sure Start Maternity Grant）
ミーンズテスト付き給付金		
● ユニバーサル・クレジット（Universal Credit） ● 年金クレジット（Pension Credit）		● 北アイルランドユニバーサル・クレジット（universal Credit Northern Ireland） ● 年金クレジット（Pension Credit）
拠出型給付		
● 拠出型求職者手当（Contributory Jobseeker's Allowance） ● 拠出型雇用・生活補助手当（Contributory Employment and Support Allowance） ● 遺族支援手当（Bereavement Support Payment） ● 国家年金（State Pension）		● 拠出型求職者手当（Contributory Jobseeker's Allowance） ● 拠出型雇用・生活補助手当（Contributory Employment and Support Allowance） ● 遺族支援手当（Bereavement Support Payment） ● 国家年金（State Pension）
その他のカテゴリーに属する給付（歳入関税庁の管轄）		
● 児童手当（Child Benefit） ● 後見人手当（Guardian's Allowance）		

（House of Commons Library "An introduction to social security in the UK"に基づき作成）

2. 低所得者施策の沿革･体系

(1) 低所得者の現状（格差指標の推移）

- 英国では、FRS（Family Resources Survey：家族経済状況調査）に基づいて計算された HBAI（households below average income：平均所得以下世帯）の結果が一般的な貧困指標として用いられている。
- HBAI の結果は、住居費控除前（Before Housing Costs：BHC）と住居費控除後（After Housing Costs：AHC）の英国全体の等価可処分所得の中央値の 60%を下回る所得の者の割合を算出するものであり、平均収入の変動に応じて毎年移動するのが相対的低所得（relative low income）、2010 年度を基準に該当年度のインフレ率を基に調整したものが絶対的低所得（absolute low income）として示される。
- 長期的な傾向として、子供、年金受給者、現役世代の親の貧困率は 1990 年代後半から低下している。しかし、子供を扶養していない現役世代の成人については、相対的に低所得である可能性が高まっているとされている。グループ別では、世帯主がパキスタン系又はバングラデシュ系民族の世帯の人々が最も貧困率が高く、白人系民族の人々が最も低かった。また、障がい者がいる家庭ではいない家庭よりも相対的低所得者の割合が高くなっていた。
- 以下に、2003 年度から 2022 年度までの相対的低所得及び絶対的低所得者の割合（全体、子供）の推移を示す。

2003 年度から 2022 年度までの相対的低所得（relative low income）者の割合

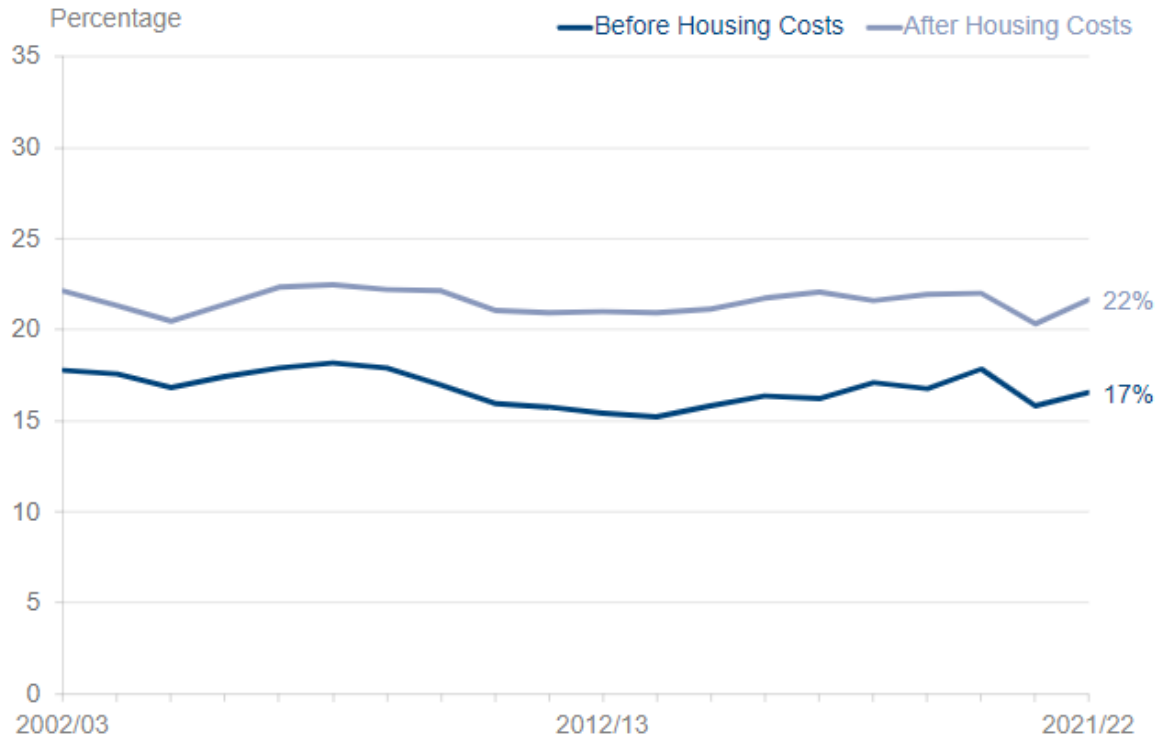

（労働年金省（DWP）2023 年 9 月 24 日更新資料「平均所得以下の世帯（HBAI）全国統計（Households Below Average Income: an analysis of the UK income distribution: FYE 1995 to FYE 2022 - GOV.UK （www.gov.uk））」より転載）

2003 年度から 2022 年度までの絶対的低所得（absolute low income）者の割合

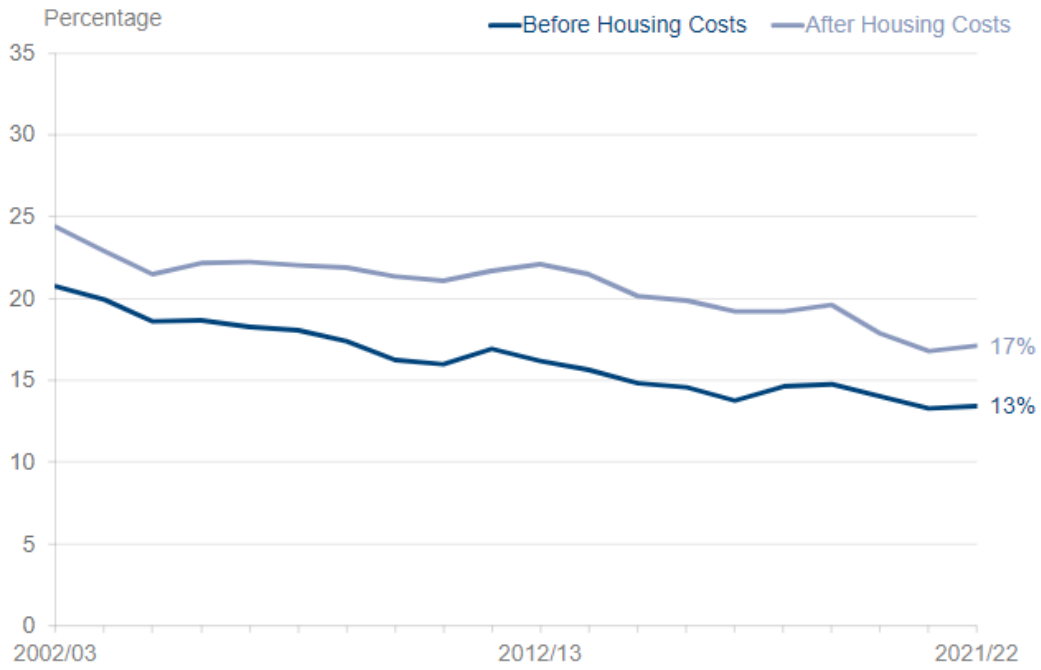

（労働年金省（DWP）2023 年 9 月 24 日更新資料「平均所得以下の世帯（HBAI）全国統計（Households Below Average Income: an analysis of the UK income distribution: FYE 1995 to FYE 2022 - GOV.UK （www.gov.uk））」より転載）

2003 年度から 2022 年度までの相対的低所得（relative low income）の子供の割合

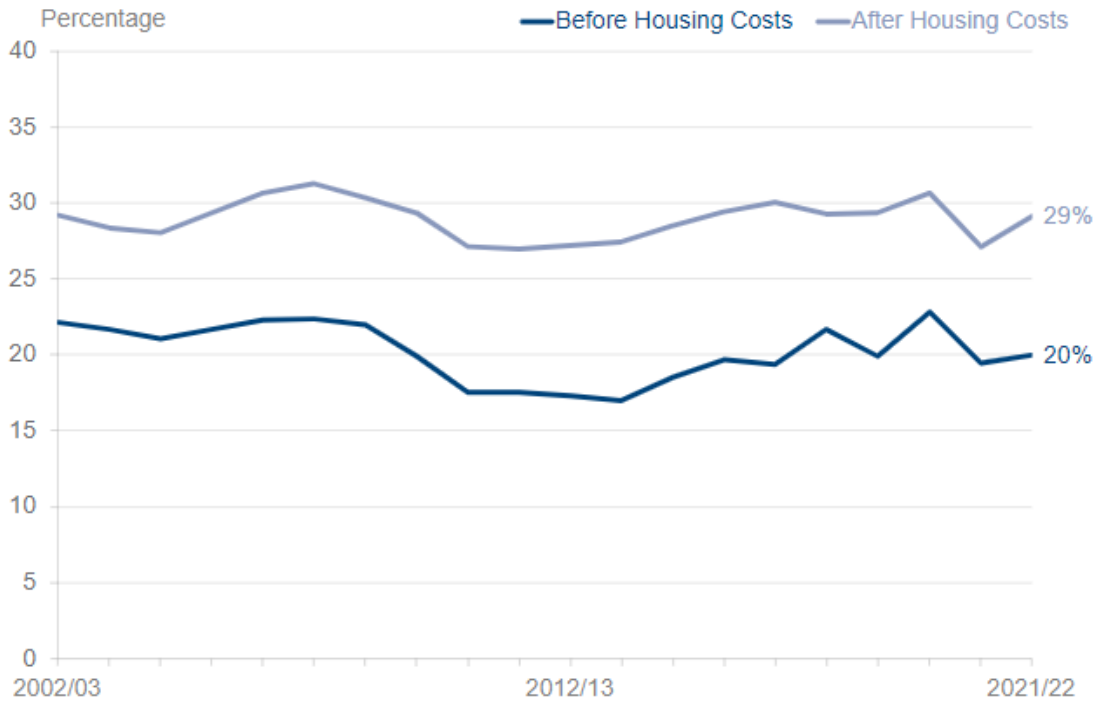

（労働年金省（DWP）2023 年 9 月 24 日更新資料「平均所得以下の世帯（HBAI）全国統計（Households Below Average Income: an analysis of the UK income distribution: FYE 1995 to FYE 2022 - GOV.UK （www.gov.uk））」より転載）

2003 年度から 2022 年度までの絶対的低所得（absolute low income）の子供の割合

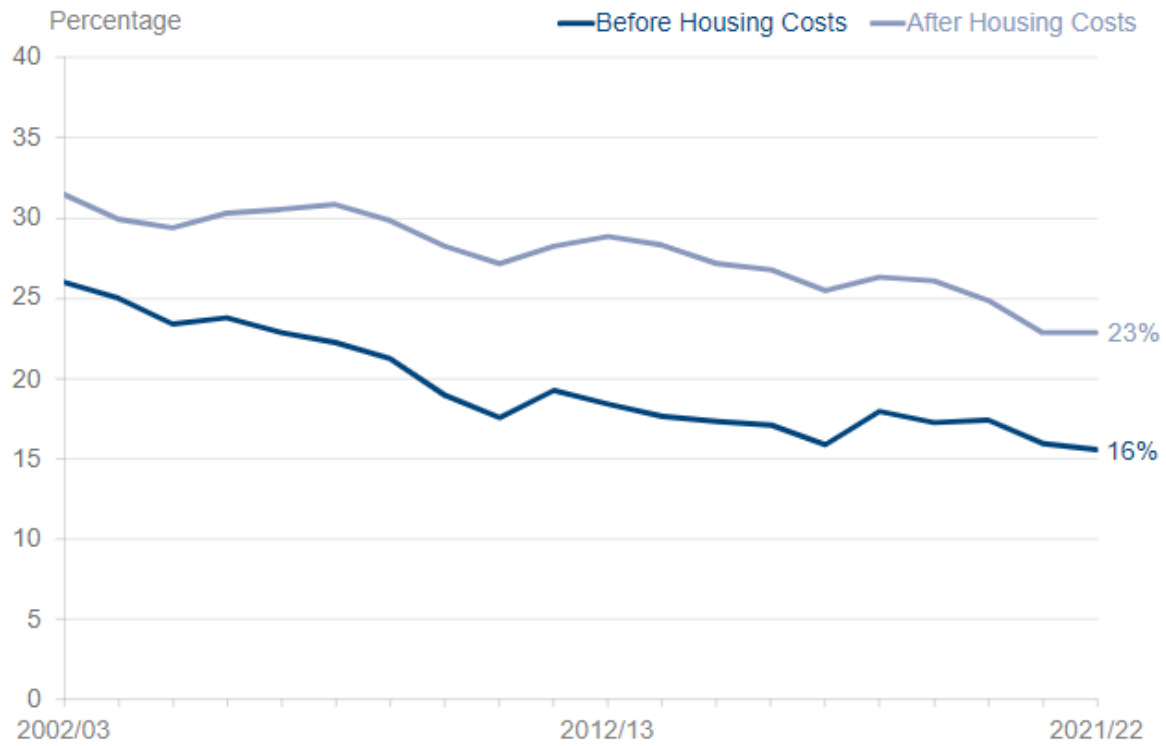

（労働年金省（DWP）2023 年 9 月 24 日更新資料「平均所得以下の世帯（HBAI）全国統計（Households Below Average Income: an analysis of the UK income distribution: FYE 1995 to FYE 2022 - GOV.UK （www.gov.uk））」より転載）

- 2018 年 9 月、社会指標委員会（Social Metrics Commission：SMC）は「A New Measure of Poverty in the UK（英国における貧困の新たな測定法）」という報告書において、貧困測定の新たな方法を提案した。これは、所得によって貧困を測るのではなく、育児や障がいにかかる費用、貯蓄、資産へのアクセスなど、世帯間の違いを考慮した上で、ある人の資源がその人のニーズを満たす程度を測定基準とすることを提案するものである。現在は HBAI が主流だが、今後は HBAI だけでなく新たな指標の活用が進められる見込みである。

(2) 低所得者施策の沿革

- イギリスにおける社会保障給付は、主に拠出の原則に基づき、20 世紀前半に徐々に確立された。

近年のイギリスの主要な低所得者施策の動き

政権	年	低所得者施策
ブレア労働党政権 （1997.5.2~2007.6.27）	1999	年金受給者向け最低所得保障制度（Minimum Income Guarantee）導入
	2002	ブレア首相、2020 年までに子供の貧困の撲滅を宣言
	2003	最低所得保障制度を廃止、年金クレジット・児童税額控除（CTC）導入
ブラウン労働党政権 （2007.6.27~2010.5.11）	2007	5 月、2007 年福祉改革法成立
	2008	就労不能給付（INCAP）に代えて雇用・生活補助手当（ESA）導入
	2009	11 月、2009 年福祉改革法成立、所得補助（IS）を廃止
キャメロン連立政権 （2010.5.11~2015.5.11）	2010	10 月、高所得者の児童手当を 2013 年 1 月に廃止する方針を公表
	2011	白書において普遍的給付制度（UC）の構想を提示
	2012	3 月、2012 年福祉改革法成立、社会正義に関する報告書（Social Justice: transforming lives）公表
	2013	4 月、UC 及び給付上限制（Benefit cap）導入
	2014	若年失業者向けのワーク・プログラム導入
キャメロン保守党政権 （2015.5.11~2016.7.13）	2015	就労税額控除の控除額削減
	2016	3 月、2016 年福祉改革労働法成立 普遍的給付制度（UC）予算 30 億ポンド削減
メイ保守党政権 （2016.7.13~2019.7.24）	2016	11 月、給付上限制（Benefit cap）縮小
	2017	4 月、政策文書（Improving lives: Helping Workless Families）公表
	2018	9 月、低家賃住宅の建設に基金創設の計画を発表 12 月、イギリスの全地域に UC のオンラインサービスが展開
ジョンソン保守党政権 （2019.7.24~2022.9.6）	2020	新型コロナウイルスの影響により下記施策を展開 ・コロナウイルス雇用維持制度（Coronavirus Jobs Retention Scheme） ・自営業者所得支援制度（Self Employed Income Support Scheme） ・UC 及び就労税額控除（WTC）の増額 ・地域住宅手当率（LHA Rate）の変更 ・UC を申請する自営業者の最低所得制限の一時撤廃
	2021	国民保険料引上げ・生涯介護費用のキャップ制を含む大規模な介護制度改革案を提案
	2022	4 月、ウクライナ難民がイギリスで給付金を申請できるようにするための制度変更及び待機期間の免除
トラス保守党政権 （2022.9.6~2022.10.25）	–	（特記事項なし）
スナク保守党政権 （2022.10.25~現在）	2023	4 月、大部分の給付金と公的年金の 10.1%引き上げ

(3) 低所得者施策の体系

- イギリスで「社会保障（social security）」とは、現金給付の範囲のみを指す。医療や介護などの現物給付（サービス）の提供は、イギリスでは社会保障の範疇には含まれない。
- 現金給付は、退職年金等の拠出制給付（Contributory Benefit）、障がい手当等のミーンズテストなしの非拠出制給付（Non-Contributory Benefit）及び所得補助等のミーンズテスト付きの所得関連給付（Means-tested Benefit）に分類され、このうち所得関連給付が公的扶助に相当する。具体的には、所得調査制求職者給付（Income-based JSA）、給付付き税額控除である児童税額控除（Child Tax Credit）、就労税額控除（Working Tax Credit）等があるが、これらは多くの場合、普遍的給付制度（Universal Credit）に置き換わっている。

現金給付の体系

	拠出制／無拠出制	資力調査	財源	給付の種類
拠出制給付（社会保険） Contributory Benefit	拠出制	なし	保険料	国民年金、遺族手当、遺族一時金、保護者手当等
無拠出制給付（社会手当） Non-Contributory Benefit	無拠出制	なし	一般財源	児童手当、障がい者生活手当等
ミーンズテスト付き給付（公的扶助） Means-tested Benefit	無拠出制	あり	一般財源	普遍的給付制度、所得補助等

日本の英国（GB）の社会保障制度の比較－現金給付を中心に－

日本					比較観点		英国（GB）	
制度体系			制度		対象者	給付使途の制限	日本の制度に相当する制度	拠出／無拠出
拠出制	年金	公的年金（国民年金）	老齢年金		年金加入者	限定なし	（新） 国家年金（（New）State Pension）	拠出
							基礎国家年金（Basic State Pension）	拠出
			障がい基礎年金				雇用・生活補助手当（ESA）	拠出
			遺族年金				死別手当（Bereavement Allowance）	拠出
							父子母子世帯手当（WPA）	拠出
							死別支援給付（Bereavement Support Payment）	拠出
	医療介護	医療保険	国民健康保険		保険加入者	医療費	国民保健サービス（NHS）	拠出
			協会けんぽ					
			組合健保					
		介護保険	介護保険給付		保険加入者	介護サービス費	（該当制度なし）	－
	失業	雇用保険	求職者給付等		保険加入者	限定なし	求職者手当（JSA）	拠出
			雇用継続給付	高年齢者雇用継続給付	保険加入者	限定なし	（該当制度なし）	－
				育児休業給付			共有両親手当（Shared Parental Pay）	拠出
				介護休業給付			（該当制度なし）	－
	労災	労災保険	療養（補償）給付		保険加入者	限定なし	労災障がい保障給付（IIDB）	拠出
			休業（補償）給付			限定なし		
			障がい（補償）年金			限定なし		
			遺族（補償）給付			限定なし		
			介護（補償）給付			介護費用	常時付添い手当（CAA）	拠出

無拠出制	社会扶助	公的扶助（生活保護）	生活扶助	低所得者	最低生活費	普遍的給付制度（UC）	無拠出
						所得補助（IS）	無拠出
						障がい者加算（DP）	無拠出
						年金クレジット（PC）	無拠出
						寒冷手当（CWP）	無拠出
			住宅扶助		家賃	住宅手当（HB）	無拠出
			教育扶助		義務教育費	（該当制度なし）	–
			医療扶助		医療費	（該当制度なし）	–
			介護扶助		介護サービス費	（該当制度なし）	
			出産扶助		出産費	シュア・スタート母性補助金（SSMG）	無拠出
			生業扶助		生業費,技能習得費,就職支度費	（該当制度なし）	–
			葬祭扶助		葬祭費	葬祭費用手当（FEP）	無拠出
		社会手当	児童手当	扶養者	限定なし	児童手当（CB）	無拠出
						母性手当（MA）	無拠出
						後見人手当（Guardian’s Allowance）	無拠出
			児童扶養手当	ひとり親	限定なし	（該当制度なし）	–
			特別児童扶養手当	障がい児の保護者	限定なし	（該当制度なし）	–
			難民に対する生活援助費	難民	生活費等	難民申請者手当（Asylum Support）	無拠出
			住居確保給付金	住居困窮者	家賃	（該当制度なし）	–
			（該当制度なし）	要介護者	限定なし	障がい者生活手当（DLA）	無拠出
						個人自立手当（PIP）	無拠出
					介護費用	介護手当（AA）	無拠出
				介助者	限定なし	介護者手当（CA）	無拠出
給付付き税額控除			（該当制度なし）	低所得者	–	就労税額控除（WTC）	–
					–	児童税額控除（CTC）	–

(4) 拠出制給付（Concributory Benefit）―社会保険制度

- イギリスの拠出制給付（Concributory Benefit）は、国民保険料の支払いに基づいて与えられる給付金を指す。失業や病気など特定の理由で収入が途絶えた人々を支援するために提供され、通常は収入や貯蓄の額に影響されない。
- 拠出制給付は、労働者及び雇用主からの拠出により国民保険基金（the National Insurance Fund）から一元的に支給され、場合によっては財務省からの補足により賄われる。
- 代表的な拠出制給付は国民年金であり、年間約 1000 億ポンドの支出がある。

(5) 無拠出制給付（Non-Concributory Benefit）

- 無拠出制給付は、国民保険料の支払いに依存しない社会保障給付である。また受給に当たり資力調査も求められない。これらの給付は主に、障がいを持つ人々や障がいを持つ人々の世話をする人々を支援するためのもので、収入や貯蓄に影響されず、誰でも申請することができる。
- 代表的な制度に、児童手当（CB）、介護手当（AA）などがある。
- 所得によらず特定のリスクを抱えた者に対する給付であり、国民保険制度を補完する意味合いが強い。

(6) 資力調査付き給付（Means-tested Benefit）

- 資力調査付き給付は、拠出制給付と無拠出制給付によっても最低限の生活が保証されない場合に、最後の保障手段としての役割を担っている。申請者の所得と資本が一定のレベル以下であることを証明することで申請できる。

- 日本の公的扶助は単一の生活保護制度によって担われているが、イギリスでは、資力調査付き給付を複数整備して全体でセーフティネットを構築してきた。しかし、2012 年キャメロン政権下で、各種の資力調査付き給付を統合して、新たに「ユニバーサルクレジット」（普遍的給付制度：UC）という包括的な資力調査付き給付が導入された。具体的には、主に現役世代向けの各種の資力調査向け給付である所得補助（IS）、所得調査制求職者手当（I-JSA）、所得関連雇用・生活補助手当（I-ESA）、勤労税額控除（WTC）児童税額控除（CTC）、住宅給付（HB）を統合する、UC が導入された。
- 上記の他、代表的な制度に年金クレジット（PC）、寒冷手当（CWP）などがある。

(7) 医療：国民保健サービス（National Health Service：NHS）

① NHS の概要

- イギリスでは、国民保健サービス法（The National Health Service Act 1946）を根拠法とした、国営の「国民保健サービス（National Health Service（以下、NHS という。））」により、全ての住民に包括的な医療サービスが提供されている。現物給付であるので、「社会保障給付」の範疇には入らない。
- NHS は税金で運営されており、加入者は自己負担なく医師の診察を受けることができる（一部地域では処方箋や歯科診察に一定料金がかかる）。

② NHS の支給対象者・保険料率

- 通常の居住者（Ordinary resident）とみなされる場合、原則的に外国人でも NHS に加入することができる。
- 16 歳以上の就労者は、National Insurance Contribution と呼ばれる保険料の支払いを求められる。またイギリスに 6 か月以上滞在する一時的滞在者（non-EEA migrants）に関しては、査証取得・延長時に NHS 利用料の支払いを求められる。
- 2024 年 1 月から 4 月までの最新の国民保険料率は以下のとおりである。
  - 被用者：被保険者適用賦課基準額（Primary Threshold: PT、週 242 ポンド）以上報酬上限額（Upper Earnings Limit: UEL、週 967 ポンド）以下の部分に対し 10.0%、報酬上限額（UEL）超の部分に対し 2.0%
  - 事業主：事業主適用賦課基準額（Secondary Threshold: ST、週 175 ポンド）以上の部分に対し 13.8%
  - 自営業者：週 3.45 ポンドに加え、年間利益のうち 12,570 ポンド～50,270 ポンドの部分 9%、年間利益のうち 50,270 ポンド以上の部分 2%）

③ 給付の流れ

- 救急医療の場合を除き、医療サービスを受けるには、地域の「一般家庭医（General Practitioner（以下、GP という。））」をかかりつけ医として登録する必要がある。
  - GP は、プライマリ・ケア（初期医療としての治療・管理・予防）を担当する。
  - 専門的な治療が必要となった場合には、GP の紹介により、専門医（Consultants）の診療を受けることになる。
- 医療サービスは、基本的に無料で受けることができるが、外来処方薬や歯科診療の治療費等は一部患者の自己負担となっている。2024 年 1 月確認時点での負担額は以下のとおりである。
  - 外来処方薬：1 処方当たり定額負担（9.65 ポンド）。あらかじめ 3 か月（31.25 ポンド）又は 12 か月（111.60 ポンド）について前払いし、処方当たりの定額負担をゼロとすることも可能。60 歳以上や 16 歳未満等の場合は無料。
  - 歯科診療：治療内容に応じて 3 段階の定額負担（バンド①診察、診断等：25.80 ポンド、バンド②充填作業、根管治療、抜歯等：70.70 ポンド、バンド③クラウン、義歯、ブリッジ等：306.80 ポンド）

④ 運営主体、財源

- 運営は、イングランド（NHS）、スコットランド（NHS Scotland）、ウェールズ（NHS Wales）、北アイルランド（Health and Social Care in North Ireland）の 4 つに分割され、独立して運営されている。医

療サービスの内容や予算編成、治療や管理における指針などは各地域によって異なる。

- 財源は、国の一般財源が８割近くを占め、残りは国民保険料や患者自己負担によりまかなわれている。
  - 例えば、イングランドの場合、医療サービスに対する公的資金は保健省の予算から拠出され、2022/23 年は 1,817 億ポンドである。この支出の大部分（94.6%、1,718 億ポンド）は、職員給与や医薬品など日常的なものである。残りの大部分は、新しい建物や設備などの長期固定資産に対する資本支出である。

(8) 社会保障関連機関の概要

- 社会保障給付のうち、低所得者を対象とした「所得関連給付」及び年金・医療領域に関して、所管官庁とサービス提供主体を整理すると以下のようになる。

社会保障等関連機関

制度種別	所管官庁	サービス提供主体
所得関連給付	雇用年金省（Department for Work and Pension：DWP）	ジョブセンター （Jobcentre）
税額控除	就労税額控除・児童税額控除：歳入関税庁（Her Majesty's Revenue & Customs：HMRC）	歳入関税庁（HMRC）
	年金クレジット：雇用年金省（DWP）	年金サービス庁（The pension service）
年金	雇用年金省（DWP）	年金サービス庁（The pension service） 国民保険（NI）事務所
医療	保健省（Department of Health and Social Care：DHSC）	国民保健サービス（National Health Service：NHS）

(9) 不正受給防止策などの適正化対策

- 雇用年金省（DWP）は National Benefit Fraud Hotline を設置して、電話又は E メールで不正受給の通報を受け付けている。不正受給の調査は DWP と歳入関税庁（HMRC）の担当官が協働し、不正受給が疑われる者を訪問したり、面接を実施する。不正と認められた場合は過払い額の返還に加えて、罰金の支払いを求められる場合がある。罰金の額は不正の程度に応じて 350 ポンド以上 5,000 ポンド以下である。また当該給付のみならず他の社会給付も併せて減額又は停止措置がなされるが、法律に給付が義務付けられている法定給付は停止されない。
  - 減額又は停止措置対象となる給付（一例）：Housing Benefit、Incapacity Benefit、Income Support、Universal Credit、Working Tax Credit
  - 減額又は停止措置対象外となる給付（一例）：Attendance Allowance、Bereavement Support Payment、Child Benefit、Child Tax Credit、Disability Living Allowance
- また、DWP は毎年、福祉制度（Benefit System）における不正及び不適正処理（fraud and error）に係る情報を取りまとめて報告書として公表している。
  - 2023 会計年度末の給付支出の過払い率は 3.6%（83 億ポンド）であった。主要給付の 2023 年度における過払い率について、普遍的給付制度（UC）は 12.8%（55 億 4000 万ポンド）、国家年金（State Pension）は 0.1%（1 億ポンド）、個人自立手当（PIP）は 1.1%（2 億ポンド）、住宅給付（HB）は 5.5%（8 億 2000 万ポンド）などとなっている。

(10) コロナ禍での公的扶助における特例措置

コロナ禍においてイギリス政府が実施した一連の財政措置について以下に示す。

＜実施期間＞

- 2020 年 3 月～2022 年春頃まで行われた（2021 年の夏から初秋にかけて、公的規制が解除され、経済活動が再開されたため、支援プログラムは段階的に廃止された）。ジョブエントリー・ターゲット・サポート等、回

復を目的とした一部支援プログラムは 2022 年 9 月頃まで実施されている。

＜推計費用＞

- 2020 年以降の政府の新型コロナウイルス支援策は総額 1690 億ポンドに上ると推定されている。この追加支出のほとんどは個人向けで 1,000 億ポンド、残りの 690 億ポンドはビジネス支援スキームに費やされた。全体のほぼ 3 分の 2 が 2020/21 年（1,260 億ポンド）に支出され、2021/22 年の予測は 440 億ポンドとされている。

＜個人向け支援の概要＞

- 2020 年 3 月の危機開始時に、個人に対する支援パッケージが発表された。労働者に対する支援の大部分は、コロナウイルス雇用維持制度（CJRS）と自営業所得支援制度（SEISS）を通じて提供された。また、普遍的給付制度（UC）の給付額が週 20 ポンド増額された。
- ロックダウン期間終了後、政府は人々の就職を支援し、景気回復を促すため、様々な種類の制度を開始した。キックスタート制度は 25 歳未満の人々に職業紹介を行うもので、21 万 7,000 人の職業紹介を行い、その後 10 万人の希望者が就職した。また、回復支援プログラムの一環として、長期失業中の普遍的給付制度（UC）受給者は、ジョブ・エントリー・ターゲッドド・サポート（Job Entry Targeted Support）のもと、集中的な求職支援を受けることができ、2022 年 1 月 5 日現在、176,000 人がこのプログラムを利用している。

＜企業向け支援の概要＞

- 企業向けには、主に助成金、融資、一時的な減税による支援が行われた。 政府は、経済全体の企業に流動性を提供し、不確実性が高すぎて民間金融機関がリスクを引き受けられない場合に倒産を防ぐために、融資の一部又は全額を保証した。5 つの異なるスキームで合計 170 万件の融資が行われた。最大のスキームは、バウンスバック・ローン・スキーム（BBLS）である。これらの融資は、返済されなかった場合にのみ納税者の負担となる。しかし、その後の事業の失敗や不正行為により、返済されないケースが多いと予測されている。
- 事業助成金（返済不要の政府からの直接支払い）は、規制のために閉鎖や大幅な事業調整を余儀なくされた事業者への補償を目的としたものである。2020 年の最初のロックダウンでは、小売、接客、レジャー部門の中小企業や企業が 10,000 ポンドから 25,000 ポンドの現金補助金を受け取った。その後の 2020～21 年の秋から冬にかけてのロックダウンでは、地域制限支援補助金制度のもと、300 万ポンドの補助金が支払われた。政府はまた、2020/21 会計年度の接客業、小売業、保育所に対する事業税率を免除し、40 万の企業に恩恵を与えた。
- 政府はその他にも、企業を支援するための小規模な措置を導入した。2020 年 7 月から 2022 年 3 月までの間、接客業の付加価値税率を一時的に引き下げ、2020 年 8 月には接客業の支出を奨励する「Eat Out to Help Out」制度を導入した。

個人向け支援制度一覧

① コロナウイルス雇用維持制度（Coronavirus Job Retention Scheme : CJRS）

- 実施期間：2020 年 3 月～2021 年 9 月
- 支援内容：雇用主に雇用されたまま働くことができない「一時休業中」の労働者の賃金の 80%を、月 2,500 ポンドを上限に支給。2020 年夏以降、労働者はパートタイムで仕事に復帰することができるようになったが、政府は未就労時間の賃金を引き続き支援した。
- 推定費用、推定受給者：700 億ポンド、1,170 万人の雇用を支援（1 人の労働者が複数の仕事を一時帰休する可能性があるため、1,080 万人が恩恵を受けた）。

② 自営業所得支援制度（Self-Employment Income Support Scheme : SEISS）

- 実施期間：2020 年 3 月～2021 年 9 月
- 支援内容：過去 3 年間の平均利益の 80%の 3 か月分を対象とする 5 つの課税助成金が支給された。給付上限額は、第 1、3、4 助成金は最大 7,500 ポンド、第 2 助成金は上限額を 6,570 ポンドとして平均利益の最大 70%、第 5 助成金は売上高減少率 30%以下又は平均利益の 30%以下しか受け取っていない場合のみ、最大 2,850 ポンドである。

- 推定費用、推定受給者：281 億ポンド、290 万人の個人が少なくとも 1 つの助成金を受給し、合計 1,040 万件の助成金請求が行われた。

③ 普遍的給付制度（UC）と勤労税額控除（WTC）の増額

- 実施期間：2020 年 3 月～2021 年 9 月
- 支援内容：UC と WTC の受給者への支払いは、当初 2021 年 4 月まで週 20 ポンド増額された。UC の増額は更に 6 か月間継続された。また、WTC の受給者には 500 ポンド（週 20 ポンドの 6 か月分に相当）が一回限りで追加支給された。
- 推定費用、推定受給者：87 億ポンド、増額終了時に UC に加入していた 580 万人を支援。

④ テスト・アンド・トレース支援金制度（Test and Trace Support Payment scheme）

- 実施期間：2020 年 9 月 28 日～2022 年 2 月 24 日
- 支援内容：新型コロナウイルスに感染し、NHS より自己隔離を求められた就労困難者に 500 ポンドを単発で支払う。
- 推定費用、推定受給者：2 億 8,580 万ポンド、571,548 件の請求が行われた。

⑤ キックスタート制度（Kickstart scheme）

- 実施期間：2020 年 9 月～2021 年 12 月 17 日（受付終了、資金提供は 2022 年 3 月 31 日まで継続）
- 支援内容： 16～24 歳の失業者を対象とした 6 か月間の就労あっ旋制度で、最低賃金、国民保険料、年金費用を政府が負担する。
- 推定費用、推定受給者：2020 年 7 月の Plan for Job8 で 21 億ポンドの資金が割り当てられ、10 月には 5 億ポンドの追加資金が発表された。2022 年 4 月 24 日現在、16 万 2,000 人の若者がキックスタートの仕事に就いたと報告されており、より多くの雇用主が雇用開始を報告するため、さらなる増加が見込まれている。キックスタート制度が開始された期間中、305,000 件の職業紹介が承認され、235,000 件の求人広告が出された。

⑥ ジョブエントリー・ターゲッドド・サポート（Job Entry Targeted Support : JETS）

- 実施期間：2020 年 10 月 5 日～2022 年 9 月
- 支援内容： 3 か月以上の失業者を対象に、履歴書や面接の指導を行った。
- 推定費用、推定受給者：初期投資額 2 億 3800 万ポンド、2021 年 10 月「プラン・フォー・ジョブズ」スキームの延長、ヘッドラインコスト 5 億ポンド、17 万 6,000 人がプログラムを開始し、4 万 3,000 人が仕事を開始した（2022 年 1 月現在）。

3. 基礎的所得保障制度の詳細

(1) 普遍的給付制度（Universal Credit : UC）

① 制度の概要

- 普遍的給付制度（Universal Credit（以下 UC という。））は、資力調査に基づく 6 つの主要給付（所得補助（IS）、児童税額控除（CTC）、就労税額控除（WTC）、住宅手当（HB）、所得調査制求職者手当（I-JSA）、所得関連雇用・生活補助手当（I-ESA））を統合し、毎月 1 回（スコットランドの一部の人々に対しては 2 回）まとめて支払われる給付制度である。
- UC は低所得者や失業者を対象とした様々な給付金を一本化することで制度をよりシンプルにすることを目指し、2012 年の福祉改革法（Welfare Reform Act 2012）において立法化され、2013 年から段階的に導入されている。
- UC は当初 2017 年 4 月までに全面導入される予定であったが、2024 年 9 月まで延期されることが 2020 年 2 月に発表された。この背景として、請求者が支払いの開始まで少なくとも 5 週間待たなければないために借金をすることになり、結果的にフードバンクに頼らざるを得ない状況に陥るといった運用上の問題があることが挙げられる。

② 支給対象者・世帯の要件

- 原則として、低所得者や生活費を支援する必要がある人が支給対象であり、失業者、自営業者、パートタイム労働者、健康状態により働けない人などが含まれる。
- 支給対象者の基本要件は以下のとおり。なお、UC への移行を指示する移行通知書を受領した場合には、下記の基本要件にかかわらず様々な受給要件が適用される。
  - イギリスに居住している
  - 18 歳以上である（※16 歳から 17 歳の場合は例外があるため後述）
  - 国民年金の受給年齢未満である
  - 所有金、貯蓄、投資が 16,000 ポンド以下である
- 16 歳から 17 歳の場合、以下いずれかの要件を満たす場合に申請可能である。
  - 健康状態の問題や障がいがあり、医学的証拠がある
  - 健康や障がい関連の給付金を受給している人の世話をしている
  - 子供の扶養者である
  - 同居するパートナーとカップル関係にあって子供がおり、同居するパートナーが UC の受給資格を有する
  - 妊娠中で 11 週以内に出産予定である
  - 過去 15 週間以内に子供を出産した
- 申請者が全日制の学校又は職業訓練校で修学中の場合、以下いずれかの要件を満たす場合に申請可能である。
  - 同居するパートナーが UC の受給資格を有する
  - 子供の扶養者である（単身者又はカップルとして）
  - 本人が国民年金の受給年齢に達しており、同居するパートナーが国民年金の受給年齢未満である
  - UC への移行を指示する移行通知書を受領した
  - 21 歳以下で、A レベル[65]又は同等の資格を学んでおり、親からの支援がない場合
- 申請者が障がいのある学生や学生の場合、全日制の学校又は職業訓練校で修学中であり、コースを開始する前に作業能力評価によって仕事の能力が限られていると評価されていれば、以下いずれかの資格を有する場合に申請可能である。

[65] A レベル（Advanced Level）とは科目ベースの資格であり、16 歳以上の生徒が取得することが一般的で通常は 2 年間で学習する。A レベルは一般的に下記 2 つの部分に分けられる。
AS レベル（Advanced Subsidiary level）：16 歳から 17 歳の生徒が受けるもので、それ自体が資格として認識されている。
A2 レベル：17 歳から 18 歳の生徒が受けるもので、A2 レベルを完了すると A レベルの資格が最終化される。

- 個人自立手当（PIP）
- 障がい者生活手当（DLA）
- スコットランドの児童障がい者手当（CDP）
- 介護手当
- 軍隊自立手当
- スコットランドの成人障がい者手当（ADP）

- 受給者本人又はパートナーが就労している場合、UC の受給額は収入が増えるにつれて減少する。受給者本人又はパートナーの収入が 1 ポンド増えるごとに、受給額は 55 ペンス下がる。
- 外国人の場合、給付を受けることを制限しない移民資格を持つ場合は、標準的な受給資格を満たしていれば、UC を受け取ることができる。具体的には下記の場合に申請可能である。[66]
  - 無期限残留許可（ILR:Indefinite Leave to Remain）やEU定住スキーム[67]による定住資格など、イギリスに永住する許可を得ている場合
  - 難民である場合又は人道的な理由でビザを取得した場合（ビザの期間は問わない）

  ※イギリスに居住する許可を得ていても、在留カードに "No Recourse to Public Funds（NRPF）"（公的資金に頼らないこと）と記載されている場合は UC を含め社会福祉に係る給付金を利用できない。配偶者ビザ、学生ビザ、就労ビザといったほとんどの一時的なビザには NRPF の条件が付されている。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 申請者は UC の申請に当たり、収入の状況、貯蓄及び株式や賃貸物件などの資産の状況を提示する必要があり、これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が低所得者であることを確認する。基本要件に示したとおり、所有金、貯蓄、投資が 16,000 ポンド以下であることが求められる。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続＞

- UC の申請は原則イギリス政府の公式ウェブサイトからオンラインで行う。
- オンライン申請時には以下の情報の提出を要する。
  - 取引金融機関等の口座番号
  - E メールアドレス
  - 住居の状況、例えば賃貸契約の内容や家賃
  - 収入の状況、例えば給与明細
  - 仕事に影響を与える障がいや健康状態
  - 保育料の援助が必要な場合、保育料は幾ら払うか
  - 貯蓄及び株式や賃貸物件などの資産
  - 身分証明書（運転免許証、パスポート、デビットカード又はクレジットカード等）

  ※取引金融機関等の口座番号、E メールアドレス及び電話へのアクセスがなくオンライン申請が困難な場合、UC ヘルプラインへの電話又はジョブセンターに訪問することが可能である。また、Citizens Advice Help to Claim サービスからサポートを受けることも可能である。
- 申請後 10 日以内にジョブセンターから面談日時の連絡があるため、支援員と面談を行う。面談において申請手続を進めるには受給者誓約書へのサインが要件となる。
- 給付は 1 か月ごとに行われ、金融機関の指定口座に毎月の指定日に振り込まれる。初回の給付は申請後約

---

[66] Government UK "Universal Credit" https://www.gov.uk/universal-credit、
The Greater London Authority “Access to welfare benefits” https://www.london.gov.uk/programmes-strategies/communities-and-social-justice/migrant-londoners-hub/employment-and-financial-support/access-welfare-benefits?ac-67719=67716

[67] EU 定住スキームはイギリスが EU を離脱することに伴って 2021 年 1 月に開始された制度であり、イギリスに住んでいる EU、EEA 及びスイスの市民がイギリスに残るための方法を提供している。この制度では、英国に 5 年以上連続して滞在している EU 市民に対して定住ステータス（Settled Status）が、5 年に達していない人に対しては準定住ステータス（Pre-Settled Status）が与えられる。

5 週間後が目途とされる。

- 受給者がパートナーと同居している場合、パートナーに受給資格がない場合でも、世帯として両人が共同申請を行う必要がある。

＜受給者の義務＞

- UC の支払いを受けるには「請求者コミットメント」と呼ばれる契約に同意する必要があり、これは受給者が以下に同意する内容の記録である。
  - 仕事探し及び準備
  - 既に就労している場合、収入の増加

  ※パートナーと同居している場合、それぞれに対する請求者コミットメントがある。
- 受給者はコミットメントで同意する全てのことを行う必要があり、行わない場合は支払いが減額又は停止される可能性があり、これを制裁という。
- 請求者コミットメントは定期的に見直され、受給者の状況が変われば変更される（例：受給者が病気になった、パートナーが仕事を始めた、子供が生まれた等）。
- 医療専門家から余命 12 か月以下の可能性があると言われた場合は、請求者コミットメントは必要なく、制裁を受けることはない。
- 仕事探しについては、下記の条件に当てはまる場合は対応が異なる。なお、今は働けない一方、将来働けるようになる場合は、仕事の準備が必要になる可能性があり、これには、履歴書の作成やトレーニングコースへの参加等が含まれる。
  - 健康状態が悪い又は障がいがある
  - 介護すべき人がいる
  - 13 歳未満の子供がいる
  - 一定額以上稼いでいる
- 受給者はジョブセンターにおいて定期的な面談を行う必要がある（電話でも可）。
- 受給者は担当者からテキストやメールが届いた場合、オンラインアカウントにおいて返信等の対応を行う必要がある。例として、育児費用の記録や仕事探しの進捗共有等が挙げられる。
- 受給者は下記の場合、UC ヘルプラインに連絡して、即時支援を受ける必要がある。緊急時（家族の死亡等）には、請求者コミットメントの一時停止や変更の可能性がある。
  - オンラインで請求を管理できず、電話で請求する必要がある
  - 請求者コミットメントの内容を実行できない
  - オンラインアカウントでメッセージに返信できない、又は求められたことを実行できない
  - 面談を欠席する

⑤　他制度優先等の補足性の要件

- UC は、下記の給付金及び税額控除に取って代わるものである。下記の給付金及び税額控除は、受給者本人又はパートナーが UC を申請する場合受領できなくなる。また、受給者本人又はパートナーが年金クレジットを取得した場合、どちらかが UC を申請すると年金クレジットが停止する。
  - 児童税額控除
  - 住宅給付
  - 所得補助
  - 求職者給付（JSA）
  - 雇用及び生活補助手当（ESA）
  - 就労税額控除

  上記の給付金及び税額控除のいずれかを受ける場合、下記のいずれかが起きない限りは受給者側の対応は不要である。
  - 受給者の状況が変化する

- UC への移行を指示する移行通知書を受領

※移行通知書を受領した場合、経済的支援を受け続けるには、3 か月以内に UC に移行する必要がある。

- UC は、個人自立手当 （PIP）や介護手当といった他の福利厚生には影響しない。

⑥ 民事上の扶養義務の内容

- 扶養義務はパートナー相互間及び未成年（16 歳未満）の子の親にある。子が 16 歳を超えて 20 歳までの間に高等学校に就学中であれば、その間にも扶養義務はある。子の親に対する扶養義務はなく、単身者やひとり親でない限りは同居するカップル単位で申請する前提のため、扶養義務の優先関係は問題とならない。

⑦ 給付内容

- 基準給付額は、基本手当（standard allowance）と各種加算（extra amounts）からなる。
  - 基本手当（standard allowance）の金額は、食費や燃料費といった特定の支出項目に対する個別費用については考慮せずに計算されている。これは受給者が各自の取組み、ニーズ、嗜好に照らして適切と思われるように自由に給付金を使うべきだと考えられているためである。受給者の要件はそれぞれ異なるため、個人の支出に基づいて適切な額を算出する試みは行われていない。[68]
  - 労働年金省（DWP）の国務長官は法律により、公的年金と給付の金額を毎年見直し、一般的な物価水準や収入との関係でその価値が保たれているかどうかを確認することが義務付けられている。[68]
  - 法律では、UC の金額を引き上げるかどうかについて国務長官に裁量権が与えられているが、慣例として、UC は伝統的に物価上昇率に応じて引き上げられる。1992 年社会保障管理法は、どの指数を使用すべきかを規定していないが、実務上および慣例上、9 月までの 1 年間の消費者物価指数の上昇率が使用される。[68]
- 就労収入が一定の額を超える場合には、超過した額の 55%が減額される。
  - 人々の生活水準を支える最善の方法は、良い仕事、より良いスキル、より高い賃金であるという就労インセンティブを中核とする UC の設計に基づき、2021 年 11 月 24 日に上記減額率は 63%から 55%に引き下げられた。

[68] Department for Work and Pensions 職員へのヒアリング結果に基づく。

2023 年 12 月時点の月額基準給付額

UC 給付額の構成要素		要件	月額給付額又は加算額
基本手当		25 歳未満の単身者	292.11 ポンド
		25 歳以上の単身者	368.74 ポンド
		双方 25 歳未満のカップル	458.51 ポンド（各人）
		片方 25 歳以上のカップル	578.82 ポンド（各人）
各種加算	子供（Child amount）	1 人目	315.00 ポンド （2017 年 4 月 6 日生まれ以前） 269.58 ポンド （2017 年 4 月 6 日生まれ以降）
		2 人以上 1 人につき	269.58 ポンド
	障がい児（Disabled child addition）	重度障がい（higher rate）：障がい者生活手当（DLA）の Care Component が最大の場合	456.89 ポンド
		障がい（lower rate）：重度障がいでない場合	146.31 ポンド
	保育費 （Childcare costs amount）	保育施設等で保育費用を要する場合	保育料の 85%まで、 又は 1 人当たり 950.92 ポンド, 2 人以上 1,630.15 ポンドを上限
	稼得能力の制限（Limited capability for work amount）	障がい等により就労・求職活動ともに支障がある場合（LCWRA）	390.06 ポンド
		就労能力が限られており、2017 年 4 月 3 日より前に健康関連のユニバーサルクレジット又は雇用支援手当（ESA）の請求を開始した場合	146.31 ポンド
	重度障がい者の介助（Carer amount）	障がい者関連手当を受給する重度障がい者の介助を週 35 時間以上行う場合	185.86 ポンド
	住宅費（Housing cost）	–	家賃と一部のサービス料を賄うことが可能

- なお、福利厚生の上限は、受け取ることができる福利厚生の合計額により制限されており、UC の給付上限に影響する手当は次のとおりである。
  - 死別手当（Bereavement Allowance）
  - 児童手当（CB）
  - 児童税額控除（CTC）
  - 雇用・生活補助手当（ESA）
  - 住宅手当（HB）
  - 就労不能給付（INCAP）
  - 所得補助（IS）
  - 求職者手当（JSA）
  - 母性手当（Maternity Allowance）
  - 重度障がい者手当（SDA）
  - 父子母子世帯手当（WPA）

- 給付上限は居住地や世帯構成によって異なり、2023 年 12 月時点で下記のとおり設定されている。

2023 年 12 月時点の給付上限

居住地	世帯構成	週当たり給付上限	月当たり給付上限
グレーター・ロンドン以外	カップルの場合	423.46 ポンド	1,835 ポンド
	ひとり親で、子供が同居している場合	423.46 ポンド	1,835 ポンド
	大人一人の場合	283.71 ポンド	1,229.42 ポンド
グレーター・ロンドン	カップルの場合	486.98 ポンド	2,110.25 ポンド
	ひとり親で、子供が同居している場合	486.98 ポンド	2,110.25 ポンド
	大人一人の場合	326.26 ポンド	1,413.92 ポンド

⑧ 平均受給期間

- UC は受給要件を満たす限り給付される。

⑨ 実施体制、財源、国と地方の関係

- UC は Department for Work and Pensions（雇用年金省）が所管・運営しており、給付事務等はジョブセンター（Jobcentre）が行う。
- 給付に係る費用は国庫から拠出される。財源は国民保険料及び税である。

⑩ 施行状況に係る基礎データ

UC の受給者数推移、男女別、各年 11 月末時点（人）

	就労状態	2019	2020	2021	2022	2023
男性	非就労	803,993	1,805,619	1,603,602	1,613,070	1,769,202
	就労中	349,549	977,713	959,793	855,395	851,536
	計	1,153,543	2,783,336	2,563,400	2,468,466	2,620,736
女性	非就労	900,767	1,720,155	1,717,552	1,851,699	2,047,033
	就労中	600,237	1,284,423	1,371,944	1,436,554	1,552,270
	計	1,501,007	3,004,581	3,089,490	3,288,259	3,599,302
不明／記録なし	非就労	520	1,008	41	39	68
	就労中	151	391	13	16	16
	計	673	1,400	60	61	81
合計	非就労	1,705,285	3,526,783	3,321,195	3,464,812	3,816,296
	就労中	949,937	2,262,530	2,331,748	2,291,971	2,403,821
	計	2,655,220	5,789,314	5,652,943	5,756,783	6,220,123

（DWP Stat-Xplore より抽出）

UC の受給者数推移、年齢層別、各年 11 月末時点（人）

年齢	就労状態	2019	2020	2021	2022	2023
16-24 歳	非就労	324,345	619,773	472,427	476,252	512,062
	就労中	125,606	356,120	345,216	226,014	203,053
	計	449,948	975,892	817,648	702,262	715,107
25-49 歳	非就労	995,569	2,090,784	1,993,818	2,054,868	2,244,912
	就労中	682,918	1,547,724	1,611,429	1,675,409	1,773,484
	計	1,678,485	3,638,505	3,605,247	3,730,274	4,018,395
50 歳以上	非就労	385,318	816,138	854,921	933,660	1,059,290
	就労中	141,401	358,665	375,097	390,541	427,286
	計	526,718	1,174,808	1,230,015	1,324,202	1,486,574
不明／記録なし	非就労	53	85	36	36	36
	就労中	15	21	7	5	8
	計	62	110	39	44	39
合計	非就労	1,705,285	3,526,783	3,321,195	3,464,812	3,816,296
	就労中	949,937	2,262,530	2,331,748	2,291,971	2,403,821
	計	2,655,220	5,789,314	5,652,943	5,756,783	6,220,123

（DWP Stat-Xplore より抽出）

UC の世帯タイプ別平均月額給付額、各年 11 月末時点（ポンド）

世帯タイプ	2019	2020	2021	2022	2023
単身者、扶養する子供なし	498.74	554.61	540.85	584.02	645.59
単身者、扶養する子供あり	958.76	1,065.01	1,031.21	1,051.36	1,131.95
カップル、扶養する子供なし	689.98	701.51	705.17	740.63	820.3
カップル、扶養する子供あり	988.23	1,041.63	1,032.43	1,052.09	1,140.54
合計	727.74	775.09	782.62	824.76	896.88

（DWP Stat-Xplore より抽出）

(2)　所得補助（IS：Income Support）

①　制度の概要

- 1992 年に開始された所得補助（Income Support、（以下 IS という。））は、2009 年 11 月に成立した 2009 年福祉改革法（Welfare Reform Act 2009）により廃止方針が決定し、新たに導入された UC に置き換えられることになった。
- 現在 IS への新規申請は行えないが、UC への移行が完了するまでは従前の受給者への給付が継続されている。UC への移行に当たっては、受給資格がある限り、現在受領している IS の金額が自動的に継続される。
- 2025 年納税年度末[69]までに、所得補助の請求は全て UC に移行される予定である。[70]

②　支給対象者・世帯の要件

- 支給対象者は以下全ての要件に当てはまる者である。
  - 16 歳から年金受給開始年齢までの者
  - 無収入又は低所得で、貯蓄が 16,000 ポンド未満
  - フルタイムの有給労働をしていない（週 16 時間未満、パートナーは週 24 時間未満）
  - イングランド、スコットランド、ウェールズのいずれかに居住していること
  - 以下少なくとも一つに該当する者
    - 妊娠中の者、5 歳未満の子を扶養するひとり親、16 歳未満の養子又は里子を扶養する単身者、介護者、出産休暇又は育児休暇中の者、傷病により休職中で傷病手当等を受給中の者、ひとり親と同居しており 16 歳以上 20 歳未満で高校在学中の者、ひとり親と同居しており 16 歳以上 20 歳未満で大学以外のフルタイム教育を受講している者、親又は保護者と同居しておらず 16 歳以上 20 歳未満で大学以外のフルタイム教育を受講している者、英国に入国して 12 か月以内に週 15 時間以上の英語学習を行う難民、拘留中又は裁判所等に出廷を要する者
  - 要件を満たしていれば、国籍にかかわらず申請することが可能である。

③　ミーンズテスト・インカムテスト・所得制限の内容

- 申請者は IS の申請に当たり、収入の状況等を提示する必要があり、これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が受給要件を満たす低所得者であることを確認する。

④　申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続＞※制度が廃止されており、現在新規申請は行えない。

- 申請はジョブセンターで行う。申請時には、申請者及びパートナーの収入、住所、世帯構成を示す必要がある。給付は 2 週間ごとに行われ、金融機関の指定口座に振り込まれる。

＜受給者の義務＞

- 支給対象要件に関係する事項に変化があれば、ジョブセンターに速やかに届け出なければならない。届出は電話又は手紙で行う。

⑤　他制度優先等の補足性の要件

- JSA、ESA、UC とは併給できない。

⑥　民事上の扶養義務の内容

- 扶養義務の考え方は UC と同様である。

⑦　給付内容

- IS は、個人手当（Personal Allowance）と加算（Premiums）からなる。個人手当の額は、単身とひとり親について PC（年金クレジット）、JSA（求職者手当）と同額に設定されている。障がい者加算（Disability premiums）は週当たり個人手当額に加算される。障がい者加算については「３．（２）⑤障がい者加算」の項を参照。

---

[69] 納税年度はイギリスでは４月６日から翌年４月５日までを指す。

[70] Department for Work and Pensions 職員へのヒアリング結果に基づく。

2019 年 4 月時点の個人手当額

申請者	年齢等要件	週当たり個人手当額
単身者	16~24 歳	57.90 ポンド
	25 歳以上	73.10 ポンド
ひとり親	16~17 歳	57.90 ポンド
	18 歳以上	73.10 ポンド
カップル	双方 18 歳以上	57.90 ポンド
	双方 18 歳未満、高めの給付額	87.50 ポンド
	一方 18 歳未満、他方 18~24 歳	57.90 ポンド
	一方 18 歳未満、他方 25 歳以上	73.10 ポンド
	一方 18 歳未満、高めの給付額	114.85 ポンド
	双方 18 歳未満	114.85 ポンド

※高めの給付額（higher rate）は、子供の扶養者であるか、 JSA 又は ESA の受給者の場合に適用される。

⑧ 平均受給期間

- IS は受給要件を満たす限り給付される。
- 2023 年 8 月における所得補助の平均請求期間は 135 か月であった。[71]

⑨ 実施体制、財源、国と地方の関係

- IS は Department for Work and Pensions（雇用年金省）が所管・運営している。
- 給付に係る費用は国庫から拠出される。

⑩ 施行状況に係る基礎データ

所得補助の受給者数推移、男女別、各年 2 月末時点（人）

	2019	2020	2021	2022	2023
男性	79,732	60,964	50,149	41,432	34,921
女性	368,210	257,661	197,210	149,090	118,023
合計	447,945	318,618	247,360	190,529	152,948

（DWP Stat-Xplore より抽出）

所得補助の受給者数推移、年齢層別、各年 2 月末時点（人）

	2019	2020	2021	2022	2023
18 歳未満	991	40	–	–	–
18-24 歳	57,597	26,140	12,086	4,768	1,691
25-34 歳	159,162	104,292	72,968	47,950	31,887
35-44 歳	105,159	80,477	66,317	53,108	43,746
45-49 歳	38,383	31,093	26,366	21,981	18,407
50-54 歳	35,333	29,646	25,945	22,859	20,251
55-59 歳	29,454	25,791	23,330	20,756	19,088
60-64 歳	20,993	19,003	17,635	16,429	15,324
65 歳-69 歳	861	2,140	2,711	2,669	2,548
合計	447,945	318,622	247,358	190,528	152,946

（DWP Stat-Xplore より抽出）

[71] Department for Work and Pensions 職員へのヒアリング結果に基づく。

4. 特定の対象者に対する給付

a） 高齢者

(1)　国家年金

①　制度の概要・沿革

- 国家年金は拠出制給付の社会保険であり、以前は基礎年金（Basic State Pension）と付加年金（Additional State Pension）の二層型であったが、2016 年 4 月 6 日以降に受給開始年齢に到達する受給資格者から一層型の国家年金（New State Pension）に移行した。
- 国家年金（New State Pension）の対象は 1951 年 4 月 6 日以降に生まれた男性又は 1953 年 4 月 6 日以降に生まれた女性であり（2023 年 12 月時点）、受領に当たっては最低 10 年間の国民保険料の納付が必要である。
- 受給開始年齢は性別や職場年金や個人年金を受給できる年齢によって異なり、イギリス政府の公式サイトから受給年齢確認ツールを用いて個人で確認可能である。2028 年末までに 67 歳に引き上げられる計画が発表されており、その後 68 歳まで引き上げられる予定である。
- なお、関係法令は以下である。
  - Pensions Act 2014
  - Pension Schemes Act 2021

②　給付内容

- 満額で週当たり 203.85 ポンドが受領可能である。

③　最新の受給者数

- 国家年金（New State Pension）の 2023 年 5 月時点の受給者数は 3,407,631 人であり、これはイギリスの人口の約 5%に該当する。

(2)　年金クレジット（PC：Pension Credit）

①　制度の沿革

- 年金クレジット（Pension Credit（以下 PC という。））は、年金受給開始年齢以上の者専用の資力調査付き給付である。2002 年国家年金クレジット法（State Pension Credit Act 2002）及び 2004 年年金法（Pensions Act 2004）を根拠法とし、2003 年に導入された。PC は、保証クレジット（Guarantee Credit（以下とGCいう。））と、貯蓄クレジット（Savings Credit（以下 SCという。））からなる。なお、障がい者、介護者、扶養者等である場合に加算額が支払われる。

②　支給対象者・世帯の要件

- 支給対象者の基本要件は以下のとおり。

＜GC の要件＞

- イングランド、スコットランド、ウェールズのいずれかの居住者
- 国民年金受給開始年齢に達している
- パートナーがいる場合、下記のいずれかに該当する
  - 申請者及びパートナーの両方が国民年金受給開始年齢に達している
  - 申請者及びパートナーの一方が、国民年金受給資格年齢を超えている人を対象とした住宅手当を受けている
- 所得が一定の基準以下である
  - 単身者の場合、週収が 201.05 ポンド以下
  - カップルの場合、週収が 306.85 ポンド以下

※所得が上記基準を超えていても、障がい者や介護者である場合など受給資格が得られるケースがある

＜SC 含む各種加算を受給するための要件＞

- SC を受給するためには、下記要件の両方を満たす必要がある。
  - 2016 年 4 月 6 日以前に国民年金の受給年齢に達したこと

- ✧ 退職後のために、個人年金や職場年金など、幾らかのお金を貯めていること
- ➢ 重度の障がい者として加算を受給するためには、下記のいずれかを取得する必要がある。
  - ✧ 介護手当（AA）
  - ✧ 障がい者生活手当（DLA）のケアコンポーネントからの中間又は最高のレート
  - ✧ 個人自立手当（PIP）の日常生活コンポーネント
  - ✧ 軍隊自立手当
  - ✧ 成人障がい者手当（ADP）の日常生活コンポーネント（標準又は拡張レート）
- ➢ 介護者として加算を受給するためには、下記のいずれかである必要がある。
  - ✧ 介護者手当（Carer's Allowance）が受給可能である
  - ✧ 介護者手当を申請したが、より高い金額の別の給付金を受給しているため支払われていない
- ➢ 子供又は若者の扶養者として加算を受給するためには、下記のいずれかである必要がある。
  - ✧ 扶養対象の子供又は若者と同居していること
  - ✧ 扶養対象の子供又は若者が 20 歳未満であること
    - 16 歳以上 20 歳未満の場合、平均週 12 時間以上、認定トレーニング又は非高度な教育のコース（例：GCSE 又は A レベルの勉強）を受けていること
- ➢ PC は EU、スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの国民も支給対象者としているが、EU 居住権スキームに基づく定住ステータス又は事前定住ステータスが必要である。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 受給者は PC の申請に当たり、収入の状況等を提示する必要があり、これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が受給要件を満たす低所得者であることを確認する。
- なお、貯蓄と投資が 10,000 ポンドを超える場合、10,000 ポンドを超える部分の 500 ポンドごとに週 1 ポンドの所得として計算される。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続＞

- 申請は、年金受給開始年齢に達する日の 4 か月前から行える。年金受給開始年齢後に申請した場合は、過去 3 か月にさかのぼって給付される。
- 申請手段としてはオンライン申請、年金サービスが運営する年金クレジット申請専用ダイヤル（Pension Credit claim line）への電話のほか、郵送がある。

＜受給者の義務＞

- 個人的な状況の変化（引っ越し、パートナーの死亡等）や財務状況の変化事象があった場合は、年金サービス専用ダイヤルに電話で報告しなければならない。

⑤ 他制度優先等の補足性の要件

- PC は他の福祉制度と併用可能である。なお、下記は申請者の収入とみなされる。
  - ➢ 国民年金
  - ➢ その他の年金
  - ➢ 雇用と自営業からの収入
  - ➢ 介護手当等のほとんどの社会保障給付

⑥ 民事上の扶養義務の内容

- 扶養義務はパートナー相互間及び未成年（16 歳未満）の子の親にある。子が 16 歳を超えて 20 歳までの間に高等学校に就学中であれば、その間にも扶養義務はある。受給者が子供や若者を扶養している場合、追加の支援を受領できる可能性がある。

⑦ 給付内容

- GC は、収入が最低保証額（appropriate minimum guarantee / minimum income guarantee）に満たない場合に、その差額が給付される。2023 年度の週当たり最低保証額は、単身者の場合に 201.05

ポンド、カップルの場合に 306.85 ポンドである。

- SC 含む各種加算の週当たり加算額は下記表のとおり。

週当たり加算額（2023 年度）

SC（貯蓄クレジット）要件該当者	単身者	最大 15.94 ポンド
	カップル	最大 17.84 ポンド
重度の障がい者		76.40 ポンド
介護者		42.75 ポンド
子供や若者の扶養者	子供又は若者一人当たり	61.88 ポンド
	2017 年 4 月 6 日以前に生まれた最初の子供の場合	72.31 ポンド
	子供又は若者が障がいを持っている場合（DLA、PIP、ADP を取得している場合）	33.67 ポンド
	子供又は若者が障がいを持っている場合（盲目の場合、DLA/CDP の最高料金のケアコンポーネント、又は PIP/ADP の強化された日常生活コンポーネントを取得している場合）	104.86 ポンド
住宅費が掛かっている人		–（住宅費により異なる）

- GC の最低保証額及び SC の加算額設定に当たっての考え方として、年金クレジットの標準最低保障額（SMG）（例：単身者に対する基本額、カップルに対する基本額）は、少なくとも収入に応じて引き上げられなければならないと法律により定められており、毎年決められた額だけ引き上げられるということではない。また、政府の決定によっては、CPI（消費者物価指数）によって引き上げられることもある。なお、2024/25 年度の標準最低保障額（SMG）は、収入上昇（当時 8.5%）によって引き上げられており、2023/24 年度の SMG の引き上げは CPI の上昇（当時 10.1%）に連動していた。[72]

⑧ 平均受給期間

- PC は受給要件を満たす限り給付される。
- 2024 年現在、年金クレジットの受給件数は 140 万件弱であり、そのうち 972,000 世帯以上が 5 年以上受給している。[72]

⑨ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 制度は雇用年金省（DWP）及び歳入関税庁（HMRC）が所管している。また、実際の制度の運営は歳入関税庁（HMRC）及び年金サービス（Pension Service）が行っている。

[72] Department for Work and Pensions 職員へのヒアリング結果に基づく。

⑩ 施行状況に係る基礎データ

PC の受給者数推移、種類別、各年 2 月末時点（人）

	2019	2020	2021	2022	2023
GC のみ	789,839	773,011	738,516	719,450	733,855
SC のみ	269,429	240,641	223,246	204,412	193,665
GC と SC の両方	553,611	518,863	485,701	458,960	442,967
標準最低保証額との差額がゼロ	5	7	5	6	–
合計	1,612,880	1,532,519	1,447,463	1,382,831	1,370,496

（DWP Stat-Xplore より抽出）

PC の受給者数推移、男女別、各年 2 月末時点（人）

	2019	2020	2021	2022	2023
男性	580,811	545,408	506,646	476,764	465,602
女性	1,032,066	987,113	940,817	906,068	904,895
合計	1,612,880	1,532,519	1,447,463	1,382,831	1,370,496

（DWP Stat-Xplore より抽出）

PC の受給者の週当たり平均受給額の推移、各年 2 月末時点（ポンド）

	2019	2020	2021	2022	2023
65 歳未満	110.21	–	–	–	–
65-69 歳	62.55	65.18	70.42	73.14	77.91
70-74 歳	58.98	61.63	63.92	66.14	68.71
75-79 歳	61.5	63.92	66.01	66.02	67.01
80-84 歳	57.75	60.55	63.3	64.8	67.03
85-89 歳	54.8	57.48	60.48	62.14	64.63
90 歳以上	53.06	54.88	57.58	58.62	60.83
不明	120.72	60.32	70.77	65.02	121.88
合計	58.85	61.28	64.05	65.41	67.73

（DWP Stat-Xplore より抽出）

b） 失業者

(1) 求職者手当（JSA：Jobseeker’s Allowance）

① 制度の概要

- 求職者手当（Jobseeker’s Allowance（以下 JSA という。））には、国民保険料を財源とする拠出制求職者手当（Contribution-based JSA（以下 C-JSA という。））と無拠出の所得調査制求職者手当（Income- based JSA（以下 I-JSA という。））の二種類があったが、I-JSA は 2012 年 3 月に成立した 2012 年福祉改革法（Welfare Reform Act 2012）により廃止されて普遍的給付制度（Universal Credit（以下 UC という。））に置き換わった。したがって、現在は I-JSA の申請はできなくなっている。
- 政府は、国民保険料を納めた後でも経済的支援を利用できるという原則を支持している。したがって、拠出制求職者手当（C-JSA）は、普遍的給付制度（UC）導入後も存続している。また、普遍的給付制度（UC）と拠出制求職者手当（C-JSA）の併給は可能である。
- 現在の拠出制求職者手当（C-JSA）は「New Style JSA」と呼ばれ、稼働能力があり求職活動をしている者のための国民保険による拠出制の失業保険である。以降は、New Style JSA に関する説明である。
- なお、関係法令は以下である。
  - Jobseekers Act 1995
  - Welfare Reform Act 2012
  - Jobseeker’s Allowance Regulations 2013

② 支給対象者・世帯の要件

- 受給資格を得るためには、雇用主に雇われて就労していた者で、過去 2 年又は 3 年間において国民保険のクラス 1 拠出者（すなわち週当たり 166 ポンド以上の賃金に対する国民保険料を納付した者）である必要がある。
- また、以下の要件を満たす必要がある。
  - 18 歳以上
  - 国民年金の受給開始年齢未満
  - 全日制の学校に就学していない
  - 就労可能な状態にある
  - 現在就労していない、又は週平均 16 時間未満しか就労していない
  - 就労を妨げる病気や障がいがない
  - イングランド、スコットランド、ウェールズのいずれかに居住している
  - 収入・資産要件はない。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入・資産要件はないため、ミーンズテストはない。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続き＞

- 代理人として申請する場合など特別なケースを除き、オンラインでジョブセンターに対して実施する。
- 申請に当たっては、国民保健番号、銀行又は住宅金融組合の口座の詳細（又は家族や信頼できる友人の口座の詳細）、過去 6 か月間の雇用の詳細（雇用主の連絡先の詳細と勤務日を含む）などの情報が必要となる。
- 申請後 14 日以内に、雇用年金省（DWP）から面接に進むか、受給資格がない旨の通知が届く。
- ジョブセンターにて、面接を行う。面接時には、住所及び生年月日を確認するための 2 種類の身分証明書を提示する必要がある。P45 と呼ばれる雇用主から受け取る離職票がある場合には持参する。申請者は求職の意思を示す受給者誓約書（Claimant Commitment）という同意書にサインする。
- 面接後、雇用年金省（DWP）から、資格認定と給付額に関する通知又は受給資格がない旨の通知が届く。

＜受給者の義務＞

- 1～2 週間ごとにジョブセンターを訪問し、ワークコーチとの面談を受け、求職状況について報告する必要がある。
- ワークコーチとの面談に参加しない、受給者誓約書の同意事項に違反した場合などは給付の減額・停止が行われる可能性がある。
- その他、仕事を始めたり、収入が変わったりといった状況の変化がある場合には報告する必要がある。

⑤ 給付内容

＜支払い頻度＞

- 給付は通常 2 週間ごとに行われ、金融機関の指定口座に振り込まれる。

＜給付額＞

- 2023 年 12 月確認時点の週当たり給付額の上限は、24 歳未満は 67.20 ポンド、25 歳以上は 84.80 ポンドである。

⑥ 平均受給期間

- 最長 182 日（約 6 か月）まで受給できる。その後のオプションについてワークコーチに相談することができる。
- 2023 年 8 月における平均請求期間は 2.4 ヶ月であった。[73]

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

＜実施体制＞

- 雇用年金省（DWP：Department for Work and Pensions）が政策の運営全般を担い、給付事務等はジョブセンター（Jobcentre）が行っている。

＜財源＞

- 国民保険料を財源とする。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

- 2023 年 5 月時点における総受給者数は、約 8.8 万人で、毎年減少している。これは、英国の全人口の約 0.1%に該当する。

[73] Department for Work and Pensions 職員へのヒアリング結果に基づく。

求職者手当（JSA）の受給者数推移、年齢層別、各年 5 月末時点（人）[74]

	2019	2020	2021	2022	2023
18 歳未満	23	23	7	5	14
18-24 歳	14,081	22,215	8,558	3,953	4,373
25-34 歳	38,396	68,642	31,901	16,503	15,869
35-44 歳	44,114	61,791	35,802	19,812	18,343
45-49 歳	25,962	33,581	19,931	10,544	9,359
50-54 歳	28,878	38,924	24,956	13,905	12,135
55-59 歳	28,437	38,394	27,057	15,350	13,305
60-64 歳	27,256	31,616	25,366	14,705	12,626
65 歳以上	1,888	4,924	5,118	2,961	2,307
不明	245	237	372	497	139
合計	209,284	300,339	179,060	98,232	88,474

（DWP Stat-Xplore より抽出）

求職者手当（JSA）の受給者数推移、性別、各年 5 月末時点（人）[75]

	2019	2020	2021	2022	2023
男性	125,459	175,063	102,228	58,606	53,157
女性	83,827	125,278	76,837	39,629	35,321
合計	209,284	300,339	179,060	98,232	88,474

（DWP Stat-Xplore より抽出）

求職者手当（JSA）の週当たり平均給付額、年齢層別、各年 5 月末時点（ポンド）

	2019	2020	2021	2022	2023
18 歳未満	40.73	–	–	–	–
18-24 歳	65.02	57.86	57.99	54.80	57.95
25-34 歳	80.06	74.03	74.75	75.02	81.84
35-44 歳	79.33	75.36	76.10	77.67	84.26
45-49 歳	78.22	75.67	76.75	78.89	85.49
50-54 歳	77.50	75.34	76.71	79.26	85.78
55-59 歳	75.99	73.42	74.63	77.99	85.08
60-64 歳	73.44	71.68	72.09	75.76	82.81
65 歳以上	74.20	71.79	73.13	77.12	86.29
不明	46.33	33.80	39.17	38.06	47.06
合計	76.84	73.27	74.42	76.71	83.39

（DWP Stat-Xplore より抽出）

[74] 機密データの公開を回避するために、このテーブルには統計的開示制御が適用されているため、合計の値が合算結果と一致していない場合がある。（他データも同様。）

[75] 「..」は、受給者数がゼロ又は無視できる数であることを示す。（他データも同様。）

(2) 雇用・生活補助手当（ESA：Employment and Support Allowance）

① 制度の概要

- 雇用・生活補助手当（Employment and Support Allowance（以下 ESA という。））は、疾病や障がいによって就労に困難を抱える者を対象に、従来の国民保険の「就労不能給付」に代わって 2008 年 10 月から導入された。
- 受給者には、就労能力評価を受けることが義務付けられている。また、各種加算を受給するためには、就労や自立と関連した活動への従事が求められている国民保険料を財源とする拠出制 ESA（Contribution-based ESA（以下 C-ESA という。））と無拠出の所得関連 ESA（Income-related ESA（以下 I-ESA という。））の 2 種類とされていたところ、2012 年 3 月に成立した 2012 年福祉改革法により所得関連 ESA （I-ESA）の新規受給申請の受付が停止され、普遍的給付制度（UC）に置き換わった。したがって、現在は所得関連 ESA（I-ESA）の申請はできなくなっている。
  ※所得関連 ESA の新規申請は、わずかな例外を除いて 2018 年 12 月に停止され、2021 年 1 月 27 日からは完全に停止された。[76]
- 政府は、国民保険料を納めた後でも経済的支援を利用できるという原則を支持している。従って、拠出制 ESA（C-ESA）は、普遍的給付制度（UC）導入後も存続している。また、普遍的給付制度（UC）と拠出制 ESA（C-ESA）の併給は可能である。
- 現在の拠出制 ESA（C-ESA）は「New Style ESA」と呼ばれ、就労に支障をきたす障がいや健康状態がある場合に申請でき、就労不可となった場合の生活費と就労復帰のための支援を提供する。以降は、New Style ESA に関する説明である。
- なお、関係法令は以下である。
  - Social Security（Incapacity for Work）Act 1994
  - Welfare Reform Act 2007
  - Welfare Reform Act 2012
  - Employment and Support Allowance Regulations 2008
  - Employment and Support Allowance Regulations 2013

② 支給対象者・世帯の要件

- 受給資格を得るためには、以下の要件を満たす必要がある。
  - 病気又は障がいが就労能力に影響している
  - 国民年金の受給開始年齢未満
  - 就労者又は自営業者である
  - 法定傷病手当（SSP）又は求職者手当（JSA）の受給者でない
  - 過去 2 年又は 3 年間において国民保険料を支払っている
- 収入・資産要件はない。
- 外国籍であっても、要件を満たしていれば、在留資格等に関係なく申請することができる。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入・資産要件はないため、ミーンズテストはない。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続き＞

- 以下の要件を満たす場合、就労しながら雇用・生活補助手当（ESA）を申請することができる。
  - 週に 16 時間未満しか就労していない
  - 週に稼ぐ金額が 167 ポンド未満である
- オンライン又は電話でジョブセンターに対して申し込みを行う。
- 申し込みに当たっては、国民保健番号、銀行又は住宅金融組合の口座の詳細（又は家族や信頼できる友

[76] Department for Work and Pensions 職員へのヒアリング結果に基づく。

人の口座の詳細）、医師の氏名・住所・電話番号、障がいや健康状態のために 7 日以上連続して働くことができなかった場合の声明（fit note と呼ばれる）、働いている場合、収入の詳細などが必要となる。

- 申し込み後 10 営業日以内に、雇用年金省（DWP）から面談予約の連絡が届く。受給資格がないと判断された場合には、その理由が通知される。なお、決定に同意できない場合には異議申し立てを行うことができる。
- 面談は通常、電話でジョブセンターのワークコーチと実施する。受給するために必要な事項の説明を受け、受給者誓約書（Claimant Commitment）という同意書にサインする。また、面談では、以下が求められる。
  - 病気や障がいが仕事の能力にどのように影響するかを説明する
  - 医学的証拠を提供する
  - 状況が変わった場合は報告することに同意する

＜雇用・生活補助手当（ESA）の決定＞

- 面談の後、就労能力評価の要否及びグループの割り当てのための審査が実施される。審査には 13 週間を要する。
- 就労能力評価は病気や障がいが就労能力にどの程度影響を与えるかを調べるために実施される。具体的には、就労能力フォームに記入し、健康評価諮問機関に送付し、その後対面や電話での評価が行われる。その上で、就労グループと支援グループのいずれかに割り当てられる。
  - 就労グループ：現在就労できないが、将来の就労の可能性があり、履歴書を書くなどの準備ができる
  - 支援グループ：現在就労できず、将来の就労の可能性も低い

＜受給者の義務＞

- 状況の変化がある場合には報告する必要がある。
- 就労グループに属している場合：ワークコーチとの定期的な面談に参加する必要がある。ワークコーチは就労に向けたスキルの向上に当たりサポートを行う。
- 支援グループに属している場合：ワークコーチとの定期的な面談に参加しなくても良い。また、就労に向けた活動を希望するか決めることができる。

⑤ 給付内容

＜支払い頻度＞

- 給付は通常 2 週間ごとに行われ、金融機関の指定口座に振り込まれる。

＜給付額＞

- 申請後、就労能力調査の結果が出るまでの審査期間 13 週間は、24 歳未満は 67.20 ポンド、25 歳以上は 84.80 ポンドが支給される。（2023 年 12 月確認時点での金額）
- 就労能力調査の結果、就労不能であることが証明された 14 週目からが実際の給付となり、就労グループと支援グループで給付額が異なる。
  - 2023 年 12 月確認時点の週当たり給付額の上限は、就労グループは 84.80 ポンド、サポートグループは 129.50 ポンドである。
- 個人年金から週に 85 ポンド以上を受け取る場合、85 ポンドを超える収入の半分が毎週 ESA の支払いから差し引かれる。
- 支援グループで、所得関連 ESA（I-ESA）を受給している場合、重度障がい保障（disability premium）の対象となり、追加の給付を受けられる可能性がある。

＜その他＞

- 雇用・生活補助手当（ESA）を取得すると、国民保険のクラス 1 の資格が付与される。

⑥ 平均受給期間

- 就労グループに属している場合：365 日間受給できる。
- 支援グループに属している場合：支給期間の制限はない。
- 2023 年 8 月における雇用・生活補助手当（ESA）受給者数の 82%は 5 年以上の受給期間があり、その多くが 20 年以上 ESA とその前身である IB（Incapacity Benefit）を受給している（2008 年 10 月 27

日から新規受給者は ESA が IB に代わり、2010 年からは旧 IB 受給者が ESA の受給資格を再確認するプロセスが始まった）。ESA 受給者のうち、何らかの拠出要素（所得関連のみとクレジットのみの請求を除く）を受けている人の 72%は、受給期間が 5 年以上である。[77]

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

＜実施体制＞

- 雇用年金省（DWP）が政策の運営全般を担い、給付事務等はジョブセンター（Jobcentre）が行っている。

＜財源＞

- 国民保険料を財源とする。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

- 2023 年 5 月時点における総受給者数は、約 160 万人で、毎年減少している。これは、英国の全人口の約 2%に該当する。

雇用・生活補助手当（ESA）の受給者数推移、年齢層別、各年 5 月末時点（人）

	2019	2020	2021	2022	2023
18 歳未満	687	205	213	110	211
18-24 歳	100,468	71,149	49,461	29,851	16,489
25-34 歳	271,480	245,649	228,079	205,582	186,186
35-44 歳	337,110	309,285	292,796	275,417	263,521
45-49 歳	249,121	225,378	204,764	182,687	165,492
50-54 歳	316,649	294,751	280,761	262,694	245,515
55-59 歳	350,189	342,545	335,872	324,107	314,685
60-64 歳	363,035	353,220	349,846	345,312	341,879
65 歳以上	26,713	59,184	73,996	72,997	72,181
不明	–	–	–	–	–
合計	2,015,450	1,901,371	1,815,782	1,698,764	1,606,159

（DWP Stat-Xplore より抽出）

雇用・生活補助手当（ESA）の受給者数推移、性別、各年 5 月末時点（人）

	2019	2020	2021	2022	2023
男性	1,009,562	946,522	896,220	833,901	784,402
女性	1,005,885	954,843	919,566	864,864	821,757
不明	–	–	–	–	–
合計	2,015,450	1,901,371	1,815,782	1,698,764	1,606,159

（DWP Stat-Xplore より抽出）

(3) 就労不能給付（IB：Incapacity Benefit）

2008 年に廃止され、雇用・生活補助手当（ESA）に置き換わった。

[77] Department for Work and Pensions 職員へのヒアリング結果に基づく。

c） 障がい者

(1) 障がい者加算（DP：Disability Premiums）

① 制度の概要

- 障がい者加算（Disability Premiums（以下 DP という。））は、障がい者が所得補助（IS）、所得調査制求職者手当（I-JSA）、所得関連雇用・生活支援手当（I-ESA）、住宅手当（HB）のいずれかの受給者の場合に、これらの給付に対して自動的に加算される手当である。
- 障がい者加算（DP）には、通常の DP の他に、重度障がい者加算（Severe Disability Premium（以下 SDP という。））と高度障がい者加算（Enhanced Disability Premium（以下 EDP という。））があり、これらは要件を満たせば障がい者加算（DP）に加算される。
- 関係法令は以下である。
  - Universal Credit （Transitional Provisions） （SDP Gateway） Amendment Regulations 2019 No.10

② 支給対象者・世帯の要件

＜障がい者加算（DP）＞

- 年金受給開始年齢未満であること
- 重度視覚障がい者として登録された者又は以下いずれかの受給者であること
  - 障がい者生活手当（DLA）
  - 個人自立手当（PIP）
  - 傷痍退役軍人手当（AFIP）
  - 就労税額控除（WTC）の障がい者部分
  - 介護手当（AA）
  - 常時付添い手当（CAA）[78]
  - 歩行障がい退役軍人給付（WPMS）
  - 重度障がい者手当（SDA）
  - 就労不能給付（IB）
- 上記の受給者要件に合致しない場合でも、最低 1 年間就労できない状態の者は対象となる。

＜重度障がい者加算（SDP）＞

- 障がい者加算（DP）の受給者又は所得関連雇用・生活支援手当（I-ESA）の受給者かつ、以下いずれかの受給者であること
  - 個人自立手当（PIP）の「日常生活」構成要素に該当
  - 傷痍退役軍人手当（AFIP）
  - 障がい者生活手当（DLA）の「介助」構成要素の評価が「最高」又は「中間」に該当
  - 介護手当（AA）（又は、労災障がい保障給付（IIDB）又は戦争障がい年金（WDP）に付加される常時付添い手当（CAA））
- 原則 18 歳以上の者と同居していないこと。ただし同居する 18 歳以上の者が以下いずれかである場合を除く
  - 対象となる手当等を受給している
  - 重度視覚障がい者として登録された者
  - 契約なしに居候している者（boarder）又は同居契約を結んで同居している者（sub-tenant）
  - 家賃を分けて自らの分を家主に支払っている者
- ただし、申請者を介助する者が介助者手当（CA）又は普遍的給付制度（UC）の「重度障がい者の介助」加算又は介護支援費（Carer Support Payment：CSP）を受給している場合、申請者は重度障がい

[78] 常時付添い手当（Constant Attendance Allowance：CAA）は、労災障がい保障給付（Industrial Injuries Disablement Benefit：IIDB）受給者又は戦争障がい年金（War Disabled Pension：WDP）受給者を介助する者の介助費用に充てられる手当。
www.gov.uk/constant-attendance-allowance

者加算（SPD）を受給できない。

＜高度障がい者加算（EDP）＞

- 年金受給開始年齢未満であること
- 障がい者加算の受給者又は所得関連雇用・生活支援手当（I-ESA）の受給者で、以下いずれかの受給者であること
  - 個人自立手当（PIP）の「日常生活」構成要素の評価が「高め」に該当
  - 傷痍退役軍人手当（AFIP）
  - 障がい者生活手当（DLA）の「介助」構成要素が「最高」に該当
- また、支援グループで、所得関連雇用・生活支援手当（I-ESA）を受給している場合も受給できる。

＜収入・資産要件＞

- 収入・資産要件はない。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入・資産要件はないため、ない。

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 申請手続は不要であり、対象要件に合えば自動的に給付される。

⑤ 給付内容

- 以下のとおりである。

障がい者加算（DP）の週当たりの給付額、2023 年 12 月確認時点

	単身者	カップルで双方が受給要件を満たす場合
障がい者加算（DP）	39.85 ポンド	56.80 ポンド
重度障がい者加算（SDP）	76.40 ポンド	152.80 ポンド
高度障がい者加算（EDP）	19.55 ポンド	27.90 ポンド

⑥ 平均受給期間

- 受給要件を満たす限り給付される。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 雇用年金省（DWP）が所管・運営し、実際の給付事務等はジョブセンターが行っている。
- 給付に係る費用は国庫から拠出される。財源は国民保険料である。

(2) 障がい者生活手当（DLA：Disability Living Allowance）

- 障がい者生活手当（Disability Living Allowance（以下 DLA という。））は、障がい者の生活費に対する手当であるが、2012 年福祉改革法により新規受給申請が原則停止され、新たに設けられた個人自立手当（Personal Independence Payment（以下 PIP という。））に順次移行中である。
- 現在例外的に障がい者生活手当（DLA） の新規受給申請ができるのは、歩行が困難かつ日常生活上の介助が必要な 16 歳未満の障がい児を持つ親である。16 歳未満又は 1948 年 4 月 8 日以前に生まれた受給者は資格がある限り継続受給できるが、16 歳以上 64 歳未満の受給者は個人自立手当（PIP）に切り替えなければならない。

(3) 個人自立手当（PIP：Personal Independence Payment）

① 制度の概要

- 個人自立手当（PIP）は、障がい者又は病状が長期にわたり、そのため、特定の日常生活でのタスクを行ったり、移動したりすることが困難な人に対し、追加の生活費を支援するための手当である。
- PIP は、日常生活に介助を要する日常生活（Daily living）と歩行困難により外出に支障がある歩行困難（Mobility）の 2 種類に分かれており、本人の状態やニーズに応じて給付額が決定される。
- なお、関係法令は以下である。
  - Welfare Reform Act 2012

- Social Security （Personal Independence Payment） Regulations 2013

② 支給対象者・世帯の要件

- 以下の全てに当てはまる場合に受給可能である。
  - 16 歳以上である
  - 長期的な身体的又は精神的健康状態又は障がいがある
  - 日常生活や歩行困難による外出等への支障が 3 か月以上継続する
  - 上記の状態が少なく とも今後 9 か月間継続する見込みである
- 出入国管理の対象となる人（Person Subject to Immigration Control）に該当する場合には、受給資格がない。以下要件に該当する場合、出入国管理の対象となる。
  - 英国に入国又は滞在するために在留許可（ビザ）が必要だが、持っていない。例えば、次のビザを申請する前に以前のビザが期限切れになった場合（「オーバーステイ」）、又は亡命希望者として英国に来た場合
  - 公的資金に頼らない条件（No Recourse to Public Funds）のもと、英国に入国又は滞在するためのビザを持っている
  - 他の誰かが maintenance undertaking（英国滞在中の住む場所の提供等の経済的支援に関する責任を負うことを示す契約）を提供した結果、英国に入国又は滞在するためのビザがある
  - ビザの変更拒否に不服を申し立てているために、ビザを保持している場合。
- 英国市民、又は難民休暇や人道的保護を受けている人は、出入国管理の対象となる人（Person Subject to Immigration Control）に該当しない。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入・資産要件はないため、ミーンズテストはない。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続き＞

- 電話、郵送又はオンラインでの申し込みが可能。健康状態を尋ねるフォームに記入し返送後、審査が行われる。更に詳しい情報が必要と判断された場合は、医療専門家による対面での面談が行われる。
- 受給資格があると判断された場合、給付種別及び期間が決定され、通知される。

＜受給者の義務＞

- 状況の変化がある場合には報告する必要がある。

⑤ 給付内容

＜給付頻度＞

- 給付は通常 4 週間ごとに行われる。

＜給付金額＞

- 給付金額は、申請者が日常生活（Daily living）及び歩行困難（Mobility）において、どの程度の困難があるかによる。2023 年 12 月確認時点の各パートの週当たりの上限額及び下限額は以下のとおりである。
  - 日常生活（Daily living）：上限は 101.75 ポンド、下限は 68.10 ポンド
  - 歩行困難（Mobility）：上限は 71 ポンド、下限は 26.90 ポンド
- 個人自立手当（PIP）は非課税である。

⑥ 平均受給期間

- 申請者のニーズとそのニーズが変化する可能性に基づいて、給付の種類及び見直し期間が個別に設定される。給付の種類は以下のとおり。
  - 給付見直しが行われるまでの期間（見直し期間）が設定された、期間固定の給付
  - 終了時期のない継続的給付で、10 年の時点で見直しを行う給付
  - 見直しの対象にはならないが、新たな請求が提出されない限り支給から数年で終了する見直しなしの短期給付
- 期間固定の給付の場合、審査期間は通常、最低 9 か月から最長 10 年となる。

⑦　実施体制、財源、国と地方の関係

＜実施体制＞

- 雇用年金省（DWP）が政策の運営全般を担い、給付事務等は障がい者サービスセンター（Disability Service Centre）が行っている。

＜財源＞

- 給付に係る費用は国庫から拠出される。財源は国民保険料及び税である。

⑧　施行状況に係る基礎データ

- 2023 年 5 月時点における総受給者数は、約 330 万人で、毎年増加している。これは英国の全人口の約 5%に該当する。

個人自立手当（PIP）の受給者数推移、年齢層別、各年 5 月末時点（人）[79]

	2019	2020	2021	2022	2023
16-19 歳	96,554	100,313	106,574	122,618	146,241
20-24 歳	109,111	130,692	144,959	159,645	176,498
25-29 歳	106,660	128,838	140,592	158,330	177,591
30-34 歳	118,528	141,350	157,788	180,066	202,515
35-39 歳	134,580	157,729	171,909	193,781	219,713
40-44 歳	150,294	173,699	189,268	214,248	240,840
45-49 歳	214,114	237,679	241,211	249,965	260,156
50-54 歳	273,473	308,635	322,414	342,615	360,692
55-59 歳	303,547	357,430	377,946	406,443	433,921
60-64 歳	317,688	371,095	392,748	426,437	462,863
65-69 歳	252,035	297,477	325,118	358,834	394,379
70-74 歳	58,023	106,712	146,806	185,624	222,862
75-79 歳	–	–	–	–	2,643
80-84 歳	–	–	–	–	–
85-89 歳	–	–	–	–	–
90 歳以上	–	–	–	–	–
不明	–	–	–	–	–
合計	2,134,618	2,511,645	2,717,334	2,998,594	3,300,914

（DWP Stat-Xplore より抽出）

[79] 2022 年 3 月より、スコットランドでは成人障がい者給付金（ADP）と呼ばれる新しい給付金が導入され、既存の PIP 受給者についても ADP への移行が進んでいる。本データに ADP の受給者数は含まれない。

d） 遺族

(1) 遺族支援手当（BSP：Bereavement Support Payment）

① 制度の概要

- 遺族支援手当（Bereavement Support Payment（以下 BSP という。））は、我が国の遺族年金に該当する拠出制の制度であり、2017 年以降、父子母子世帯手当（Widowed Parent's Allowance（以下 WPA という。））や、死別手当（Bereavement Allowance（以下 BA という。））から置き換わったものである。
- 関係法令は以下である。
  - Pensions Act 2014
  - The Bereavement Support Payment Regulations 2017
- 過去に一定額の国民保険料を払っている人を対象に、配偶者又はパートナーを 2017 年 4 月 6 日以降に亡くした場合に給付される。

② 給付内容

- 給付額は故人との関係性や申請時期等により異なるが、最大で 3,500 ポンド（1 回払い）と 350 ポンド（月払いで 18 回）が給付される。

③ 最新の受給者数

- 2023 年 6 月時点の受給者数は 4,047 人である。

(2) 母子父子世帯手当（WPA：Widowed Parent 's Allowance）

- 父子母子世帯手当（WPA）は、我が国の遺族年金に該当する拠出制の制度であり、配偶者又はパートナーを 2017 年 4 月 6 日よりも前に亡くし、扶養する子供がいる場合に給付される。
- 2017 年 4 月 6 日以降は遺族支援手当（BSP）に置き換わった。

(3) 死別手当（BA：Bereavement Allowance）

- 死別手当（BA）は、我が国の遺族年金に該当する拠出制の制度であり、配偶者又はパートナーを 2017 年 4 月 6 日よりも前に亡くした場合で扶養する子供がおらず、受給者の年齢が 45 歳以上年金受給開始年齢未満の場合に給付される。
- 2017 年 4 月 6 日以降は遺族支援手当（BSP）に置き換わった。

e） 難民

(1) 難民申請者手当（AS：Asylum Support）

① 制度の概要

- 難民申請者手当（Asylum Support（以下、ASという。））は、1999年移民難民法（Immigration and Asylum Act 1999）に基づいて内務省の下部機関である査証移民庁（UK Visas and Immigration）が所管する難民申請者の支援施策である。

② 給付内容

- 受給者要件は、難民申請者でホームレス状態かつ食べ物を購入する資金を持たない状態にある者とされ、支援が決定すれば現金給付やシェルター等住居の提供が行われる。
- 受給申請は世帯単位とし、現金給付は個人単位で行われる。現金給付にはASPENカードと呼ばれるデビットカードが用いられる。現金給付額は2023年度の場合、週当たり47.39ポンドであり、これは食べ物、被服、衛生用品の購入費に充てられるものとされている。受給者が妊娠中か3歳未満の子供がいる場合には、週当たり母親に対して3ポンド、1歳未満の乳児に5ポンド、3歳未満の幼児に3ポンドが加算される。また受給者の出産には出産予定日8週間前から出産後6週間迄の間に申請すれば別途300ポンドが支給される。

③ 最新の受給者数

- 2023年9月末時点で、123,758人が受給している。

5. 特定のニーズに対する給付

a） 医療

(1) 国民保健サービス（NHS：National Health Service）

- イギリスにおける医療サービスは、国民保健サービス（National Health Service（以下 NHS という。））という国の制度により、原則窓口自己負担なしで提供されている。財源は税でまかなわれている。
- NHS は NHS England という保健社会福祉省が後援する行政上の非部門公共団体により運営されている。
- 歯科治療の一部及び薬剤は原則自己負担であるが、低所得者である場合（UC 等の給付を受給しているなどといった要件を満たす場合）は無料で提供される。

b） 介護

(1) 介護手当（AA：Attendance Allowance）

① 制度の概要

- 介護手当（Attendance Allowance（以下 AA という。））は年金受給開始年齢以降の心身障がい者を対象とした介護費用に対して支払われる手当であり、雇用年金省が所管している。
- AA の申請は雇用年金省の担当部署に対し、規程の書面を郵送して行う。

② 給付内容

- AA は必要な支援のレベルによって、2 パターンの支給額のうちいずれかを受給できる。2023 年 12 月時点での週当たり給付額は下記のとおり。
  - 68.20 ポンド： 日中に頻繁な介護又は監視が必要な状態又は夜間に監視が必要な状態
  - 101.75 ポンド：昼夜問わず頻繁な介護が必要な状態又は余命 12 か月以内と診断された場合

③ 最新の受給者数

- AA の 2023 年 5 月時点の受給者数は 1,489,360 人であり、これはイギリスの人口の約 2.2%に該当する。

(2) 介助者手当（CA：Carer's Allowance）

① 制度の概要

- 介助者手当（Carer's Allowance（以下 CA という。））は週に 35 時間以上他者の日常生活上の介助を行う者を対象に支払われる給付金であり、雇用年金省が所管している。
- UC を受給しており AA を受給する場合は、UC の支給額から CA の支給額分が減額される。また、AA は福利厚生上限（Benefit cap）の対象制度ではないため影響を受けない。
- CA は雇用年金省のウェブサイトからオンライン申請が行える。オンライン申請が困難な場合、郵送による申請も可能である。

② 給付内容

- 週当たり 76.75 ポンドが支給され、給付のタイミングは週ごと又は 4 週間ごとのいずれかを受給者が選択できる。
- 介助する対象は家族や他人、同居の有無を問わないが、2 人以上を介助する場合も支給額は変わらない。

③ 最新の受給者数

- CA の 2023 年 5 月時点の受給者数は 971,686 人であり、これはイギリスの人口の約 1.4%に該当する。

c） 住宅

(1) 住宅給付（HB：Housing Benefit）

① 制度の概要

- 住宅手当（Housing Benefit、以下 HB という。）は、賃貸住宅に居住する低所得者を対象とした制度である。
- HB は、それまでの住宅手当（対象：民間借家居住者）、家賃減免（対象：公営住宅居住者）、地方税減免（対象：低所得向け税率が適用される納税者）が統合して 1982 年に誕生した。
- 根拠法令は以下である。
  - 社会保障掛金・給付法（Social security Contributions and Benefits Act 1992）
  - 社会保障管理法（Social Security Administration Act 1992）
- HB は、普遍的給付制度（UC）の導入に伴い、住宅手当相当分が住宅費（Housing cost）として UC に含まれるようになったため、受給者数はここ数年減少している。

② 支給対象者・世帯の要件

- 下記のいずれかに該当する場合に新規申請が可能である。
  - 国民年金の受給年齢に達している
  - 支援付き住宅、保護住宅、仮設住宅に住んでいる
- ただし、下記のいずれかに該当する場合は原則 HB を受給できない。
  - PC の GC を受給しておらず金融資産額が 16,000 ポンドを超えている場合
  - 自宅の住宅ローンを返済中の場合
  - 近親者の家に住んでいる場合
  - 既に UC を受給している場合（仮設住宅や支援付き住宅に住んでいる場合を除く）
  - 同居しているパートナーが既に HB を受給している場合
  - フルタイム教育を受けている学生である場合
  - 欧州経済領域（EEA）の求職者として英国に居住している場合
  - 難民申請者又は難民認定を受けた者である場合
  - 出入国管理当局から在留要件として公的資金の受給ができないとされている場合
  - 賃借物件の所有者が国又は英国政府機関である場合
  - 申請者が国民年金受給年齢に達しているが、同居パートナーが達していない場合（2019 年 5 月 15 日以前に夫婦として既存の申請があった場合を除く）

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- HB の申請に当たっては、下記に示す書類の原本の提出が求められる。これら書類に基づきミーンズテストが行われ、申請者が低所得者であることを確認する。要件に示したとおり、金融資産額が 16,000 ポンド以下であることが求められる。
  - 直近の給与明細（週払いの場合は 5 通、月払いの場合は 2 通）
  - 過去 2 か月間の銀行又は住宅金融組合の明細書
  - 株式、ISA、プレミアムボンドを含むその他の収入又は投資の証明
  - 成人の親戚や友人など、同居している扶養家族以外の人の収入証明

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続＞

- HB の申請は居住地の役場（Local Council）で行う。ただし HB は UC への移行が進められているため、まずはジョブセンターで相談するよう勧められる。
- なお、HB は年金控除請求の一環としても申請可能であり、この場合は年金控除をオンラインで申請するか、年金サービス（the Pension Service）に電話して申請することで、年金サービスから申請者の居住地の役場に情報が連携されて手続きを進めることになる。

＜受給者の義務＞

- 支給対象要件に関係する事項に変化（金融資産、収入、家賃等の変化や申請者本人や同居する人に関する変化等）があれば、居住地の役場に速やかに届け出なければならない。

⑤ **給付内容**

- 給付額は下記の算定式に基づいて求められる（全て週あたりの金額）。申請者の週あたり所得が、「適用額（applicable amount）」以下の場合は、満額（給付上限額）が給付される。

給付上限額(maximum level of HB) ＝ 適格家賃(eligible rent)※1－控除※2

給付額 ＝ 給付上限額－（所得－適用額）×0.65

※1 適格家賃には、契約家賃（契約に含まれる水光熱費や洗濯・掃除サービス費等は除く）が用いられる。ただし、同一地域・適正規模の住宅家賃から作成した「地域参照家賃（Local reference rent）」が上限額となる。
※2 扶養の対象とならない 18 歳以上の家族（non-dependants）がいる場合、その所得から家賃に拠出すべき分が控除される。

＜公営住宅に居住している場合＞

- HB の給付額に絶対額の基準はない。給付額は、適正家賃（eligible rent）、空き部屋の数（※）、世帯収入、同居人に障がい者や高齢者がいるかといった世帯状況により変わる。適正家賃（eligible rent）とは、居住者が支払う家賃とサービス料（エレベーターのメンテナンス費用や共同ランドリーの使用等）を合わせた金額であり、HB 支給額の計算に用いられる。

  ※空き部屋の数による減額：市営住宅や公営住宅に住んでおり空き部屋がある場合、HB は下記に示す割合で減額される可能性がある。

  - ✧ 空き部屋 1 室：適正家賃の 14%
  - ✧ 空き部屋 2 室以上：適正家賃の 25%

＜民間賃貸住宅に居住している場合＞

- HB の給付額に絶対額の基準はない。給付額は、地域住宅手当率（Local Housing Allowance Rate：LHA Rate）又は実際の家賃のいずれか安い方である。給付額は、適正家賃（eligible rent）又は地域住宅手当率（LHA Rate）、世帯収入、同居人に障がい者や高齢者がいるかといった世帯状況により変わる。
- 受け取ることができる福利厚生の合計額は福利厚生上限（Benefit cap）として定められており、HB は得られる給付の合計額が上限レベルを超えないように減額される場合がある。
  - ➢ なお、福利厚生上限（Benefit cap）の対象となる給付制度は下記のとおりである。
    - ✧ ユニバーサル・クレジット（UC）
    - ✧ 忌引手当金（Bereavement Allowance）
    - ✧ 児童手当（Child Benefit）
    - ✧ 児童税額控除（Child Tax Credit）
    - ✧ 就労・扶養手当（Employment and Support Allowance）
    - ✧ 住宅手当（Housing Benefit）
    - ✧ 無能力給付金（Incapacity Benefit）
    - ✧ 所得支援（Income Support）
    - ✧ 求職者手当（Jobseeker’s Allowance）
    - ✧ 出産手当金（Maternity Allowance）
    - ✧ 重度障がい手当金（Severe Disablement Allowance）
    - ✧ 未亡人親手当（又は 2001 年 4 月 9 日以前に取得し始めた場合は、未亡人の母親手当又は寡婦年金）（Widowed Parent’s Allowance （or Widowed Mother’s Allowance or Widow’s Pension if you started getting it before 9 April 2001））

➢ 2023 年 12 月時点の福利厚生上限（Benefit cap）は下記のとおり。

居住地	世帯構成	週当たり上限設定	年当たり上限設定
グレーター・ロンドン以外	カップル及び子供と同居するひとり親	423.46 ポンド	1,835 ポンド
	単身者	283.71 ポンド	1,229.42 ポンド
グレーター・ロンドン	カップル及び子供と同居するひとり親	486.98 ポンド	2,110.25 ポンド
	単身者	326.26 ポンド	1,413.92 ポンド

⑥ **平均受給期間**

- HB は受給要件を満たす限り給付される。

⑦ **実施体制、財源、国と地方の関係**

- 根拠法令に従い、各地方自治体が制度の管理を行っている
- 財源は税収によりまかなわれ、雇用年金省（DWP）から、特定施策向け補助金（specific grant）として各地方自治体に配付されている。

⑧ **施行状況に係る基礎データ**

HB の受給者数推移、世帯構成別、各年 2 月末時点（人）

		2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
男性単身者	扶養子供なし	986,644	903,539	868,405	821,521	786,961
	扶養子供あり	39,700	29,036	23,456	18,906	15,777
	計	1,026,339	932,575	891,861	840,421	802,741
女性単身者	扶養子供なし	1,174,592	1,097,754	1,051,990	1,005,813	971,755
	扶養子供あり	792,746	566,049	436,180	339,325	269,477
	計	1,967,339	1,663,801	1,488,170	1,345,141	1,241,233
カップル	扶養子供なし	370,914	333,117	300,573	271,758	247,682
	扶養子供あり	393,759	288,083	226,051	181,696	148,646
	計	764,676	621,199	526,624	453,450	396,328
合計		3,758,346	3,217,573	2,906,654	2,639,014	2,440,298

（DWP Stat-Xplore より抽出）

d） 出産・養育

(1) 児童手当（CB：Child Benefit）

① 制度の概要

- 児童手当（Child Benefit（以下 CB という。））は、16 歳未満、又は 20 歳未満で全日制の後期中等教育機関又は職業訓練機関に就学中の児童を対象に給付される手当であり、我が国の社会手当のうち、児童手当に該当する。
- 関係法令は以下である。
  - Social Security Contributions and Benefits Act 1992
  - Child Benefit（General）Regulations 2006
  - Child Benefit（General）and Child Tax Credit（Amendment）Regulations 2014
- 従来は収入・資産要件なしに給付されていたが、2013 年より受給者本人又はパートナーの個人の年収が 5 万ポンドを超えて給付を受ける場合は税が上乗せされる高収入者児童手当課税制度（High Income Child Benefit Charge）が導入された。

② 給付内容

- 2023 年 12 月確認時点の給付額は、子供 1 人につき 24 ポンド、2 人目から 1 人につき 15.90 ポンドである。給付は世帯単位で行われ、4 週間ごとに支払われる。
- 給付申請は子供の出生登録と同時に行う。申請から初回の給付までには 12 週間を要する。

③ 最新の受給者数

- 2022 年 8 月末の受給世帯数の合計は、701 万世帯であり、これは英国の全世帯数の約 25%に該当する。なお、受給世帯数は年々減少傾向にあり、前年度と比べて 7 万 5000 世帯減少している。

(2) 法定出産給付（SMP：Statutory Maternity Pay）

① 制度の概要

- 法定出産給付（Statutory Maternity Pay（以下 SMP という。））は、出産に際し支払われる給付金である。我が国の社会手当のうち、該当するものはない。

② 給付内容

- 出産休暇中の最大 39 週間支払われ、最初の 6 週間に対して通常の平均週収（税引き前）の 90%、残りの 33 週間に対して 172.48 ポンド（2023 年 12 月確認時点）又は平均週収の 90%の少ない方を受給することができる。
- 受給要件として、出産予定日の 15 週間前時点で、雇用期間が少なくとも 26 週間以上かつ週当たり賃金額が 123 ポンド以上であることが必要である。

③ 最新の受給者数

- 2022 年度の取り扱い件数の実績は、258,000 件であった。なお、2023 年度の件数見込みは 260,000 件である。[80]

(3) 出産手当（MA：Maternity Allowance）

① 制度の概要

- 出産手当（Maternity Allowance（以下 MA という。））は、法定の出産給付（SMP）の受給要件に合わない就労者や自営業者を対象に給付される手当である。我が国の社会手当のうち、該当するものはない。

② 給付内容

- 就労者が出産する際に出産休暇を通常 26 週間、追加で 26 週間の合計 52 週間が取得できるが、このうち最大 39 週間について、172.48 ポンド（2023 年 12 月確認時点）又は平均週収の 90%の少ない方を受給することが可能である。
- 受給手続はジョブセンターが行い、申請から 20 営業日以内に受給に関する決定が下される。

[80] Department for Work and Pensions 職員へのヒアリング結果に基づく。

③ 最新の受給者数

- 2023 年 3 月～5 月の受給者数は、43,760 人であり、これは英国の人口の約 0.06%に該当する。

(4) 後見人手当（GA：Guardian's Allowance）

① 制度の概要

- 後見人手当（Guardian's Allowance（以下、GA という。））は、両親又は片親を亡くした子供を育てる血縁関係のない後見人に対して、児童手当（CB）に上乗せして給付される手当である。我が国の社会手当のうち、該当するものはない。
- 関係法令は以下である。
  - Social Security Contributions and Benefits Act 1992
  - Social Security Administration Act 1992
  - Guardian's Allowance Up-rating Regulations 2019

② 給付内容

- 2023 年 12 月確認時点での上乗せ給付額は週当たり 20.40 ポンドである。

③ 最新の受給者数

- 後見人手当の受給者数は、1950 年には約 73,000 人であったのに対し、現在約 3,000 人となっている。受給者数減少の理由として、全ての後見人が後見人手当を請求できるわけではなく、孤児又は片方の親が死亡したために事実上孤児となった子供に責任を負っている後見人、生存している親がいる場合は、その親について以下のことが当てはまる場合にのみ申請できるという要件があることが考えられる。
  - 誰であるか不明である
  - 所在が不明である
  - 服役中であり、刑期が 2 年以上継続する、
  - 裁判所の命令により病院に収容されており、その状態が 2 年以上続いている

(5) シュア・スタート出産助成金（SSMG：Sure Start Maternity Grant）

① 制度の概要

- シュア・スタート出産助成金（Sure Start Maternity Grant（以下 SSMG という。））は、低所得者が子供を出産した場合に 1 子当たり 500 ポンドを給付する制度であり、社会基金（Social Fund）により賄われる。
  - 雇用年金省（DWP）が所管する社会基金（Social Fund）は、1986 年社会保障法（Social Security Act 1986）に基づき設置された、所得保障制度でカバーできない、世帯の特別なニーズ（臨時支出）に対処するための基金であり税を財源とする。
  - 社会基金制度には、予算貸付金（Budgeting Loans）で構成される「裁量的な（discretionary）」給付と、普遍的給付制度（UC）の受給者等を受給資格者とした寒冷手当（CWP）、シュア・スタート出産助成金（SSMG）、葬祭費用手当（FEP）と、年金受給者を受給資格者とした冬季燃料手当（WFP）で構成される「法令に定められた（regulated）」給付がある。
  - 2020 年 4 月-2021 年 3 月の 1 年間における社会基金の給付総額は、4 億 2,800 万ポンドである。
- 関係法令は以下である。
  - Social Security Contributions and Benefits Act 1992
  - Social Fund Maternity Grant Amendment Regulations 2012
  - Social Security （Claims and Payments） （Social Fund Maternity Grant） （Amendment） Regulations 2018
- シュア・スタート出産助成金（SSMG）は出産奨励金の意味合いが強く、給付金の使途は限定されていない。
- シュア・スタート出産助成金（SSMG）が我が国の出産扶助に近いと考えられるのは、他の低所得者向けの給付制度である普遍的給付制度（UC）等の受給者であることを受給要件とするためである。

② 支給対象者・世帯の要件

- 第 1 子を妊娠中で、16 歳未満の子供が他にいない
  - 16 歳未満の子供がいる場合でも、多胎児（双子など）を妊娠中の場合には受給できることがある。
- 以下の手当等のうち 1 つ以上の受給者であること
  - 所得補助（IS）、所得調査制求職者手当（I-JSA）、所得関連雇用・生活補助手当（I-ESA）、年金クレジット（PC）、児童税額控除（CTC）、就労税額控除（WTC）の障がい又は重度障がい者部分、普遍的給付制度（UC）、住宅ローン利子補助（Support for Mortgage Interest loan）以下。SMI という。）
- 収入・資産要件はない。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入・資産要件がないため、ない。

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 申請は出産予定日の 11 週前前から出産後 6 か月以内に行う。
- シュア・スタート出産助成金（SSMG）申請書（SF100）に必要事項を記入し、医師又は助産師のサインをもらい、雇用年金省（DWP）に郵送する。
- 受給者の義務等は特にない。

⑤ 給付内容

- 1 子当たり 500 ポンドが給付される。
- 給付額は雇用年金省（DWP）が所管する社会基金（Social Fund）の予算状況により政府が裁量で設定する。

⑥ 平均受給期間

- 1 回限りの給付である。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 雇用年金省（DWP）が所管する社会基金（Social Fund）を財源とする。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

- 2020 年 4 月-2021 年 3 月における申請受理件数は 88,100 人であり、そのうち 54,900 人が受給した。
- また、給付総額は 2,790 万ポンドである。

e） 葬祭

(1) 葬祭費用手当（FEP：Funeral Expenses Payment）

① 制度の概要

- 葬祭費用手当（Funeral Expenses Payment（以下 FEP という。））は、亡くなった人の親族や友人等近しい者が葬祭費用を負担した場合に、負担した者が低所得者であれば給付され得る手当であり、社会基金（Social Fund）により賄われる。
- 関係法令は以下である。
  - Social Security Administration Act 1992
  - Social Security Contributions and Benefits Act 1992
  - Social Fund Funeral Expenses Amendment Regulations 2018
- 英国において葬祭費用は、故人が生前に相当の費用を遺産として示していた場合は相続人に支払義務があるが、遺産が十分でない場合は親族や友人が負担するケースが多い。
- FEP が我が国の葬祭扶助に近いと考えられるのは、低所得者向けの給付制度の受給者であることを受給要件とするためである。

② 支給対象者・世帯の要件

- 申請者が以下のいずれかに該当する
  - 故人のパートナー
  - 故人の近親者又は近しい友人（故人が亡くなったときにパートナーがいない場合などに限る）
  - 妊娠 24 週以降に子供を流産した親
  - 16 歳未満の故人の扶養義務者
  - 20 歳未満かつ中等教育在学中で故人の扶養義務者
- 以下の手当等のうち 1 つ以上の受給者であること
  - 所得補助（IS）、所得調査制求職者手当（I-JSA）、所得関連雇用・生活補助手当（I-ESA）、年金クレジット（PC）、児童税額控除（CTC）、就労税額控除（WTC）の障がい又は重度障がい者部分、普遍的給付制度（UC）、住宅手当（HB）、住宅ローン利子補助（Support for Mortgage Interest loan）以下。SMI という。）
- 収入・資産要件はない。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入・資産要件がないため、ない。

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 申請は葬儀から 6 か月以内に雇用年金省（DWP）が運営する死別サービスダイヤル（Bereavement Service helpline）に電話で行い、DWP の指示に従って必要書類を提出する。又は、申請書（SF200）に必要事項を記入し、雇用年金省（DWP）に郵送することでも申請可能である。
- 受給者の義務等は特にない。

⑤ 給付内容

- FEP がカバーする葬祭費用は、埋葬費用、火葬費用、死亡証明書等作成費用、葬儀の手配や参列のための交通費、50 マイル以内の遺体搬送費が含まれ、この他に総額 1,000 ポンドを上限として葬儀社への支払い、棺桶や花の購入費が認められ得る。
- 給付額は、故人の遺産、死亡保険金、親戚や友人知人から贈られたお悔やみ金や借入金の合計額を加えた額から実際の葬祭費用を差し引いて不足する部分となる。

⑥ 平均受給期間

- 1 回限りの給付である。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 雇用年金省（DWP）が所管する社会基金（Social Fund）を財源とする。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

- 2020 年 4 月から 2021 年 3 月における申請受理件数は 47,500 人であり、そのうち 34,000 人が受給した。
- また、平均給付額は、1,838 ポンドである。給付総額は 6,250 万ポンドである。

f） その他

(1) 寒冷手当（CWP：Cold Weather Payments）

① 制度の概要

- 寒冷手当（Cold Weather Payments（以下 CWP という。））は、毎年 11 月 1 日から 3 月 31 日までの期間の週において、気象庁（MET）が厳寒（very cold weather）と判断した場合に発動（trigger）し、発動した回数に応じて低所得者又はぜい弱階層者に給付するもので、社会基金（Social Fund）により賄われる。
- CWP は、他の低所得者向けの給付制度である普遍的給付制度（UC）等の受給者であることを受給要件とするため、我が国の生活扶助の第 2 類費（冬季加算）におおむね相当する制度と捉えられる。
- なお、CWP と似た制度に冬季燃料手当（Winter Fuel Payment（以下 WFP という。））がある。冬季燃料手当（WFP）は 65 歳以上の国民年金受給者に年間 100 ポンドから 300 ポンドの間で自動的に給付される手当であり、社会基金（Social Fund）により賄われる。気象条件等はない。
- なお、関係法令は以下である。
  - Social Security Act 1986
  - Social Security Act 1975
  - Social Fund Cold Weather Payments （General） Regulations 1988
  - Social Fund Cold Weather Payments （General） （Amendment） Regulations 2016

② 支給対象者・世帯の要件

- 申請者が以下のいずれかに該当する
  - 年金クレジット（PC）、所得補助（IS）、所得調査制求職者手当（I-JSA）、所得関連雇用・生活補助手当（I-ESA）、普遍的所得保障（UC）、住宅ローン利子補助（SMI）の受給者
  - なお、上記の給付に加え、障がい者である又は 5 歳未満の子供を扶養する者である等の要件がある。
- 収入・資産要件はない。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入・資産要件はないため、ミーンズテストはないが、普遍的給付制度（UC）等、資力調査付き給付を受給していることが受給要件となっている。

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 申請手続は不要であり、対象要件に合えば自動的に給付される。
- 受給者の義務等は特にない。

⑤ 給付内容

- 2023 年 11 月 1 日からのシーズンの場合、2023 年 11 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間で、居住地域の平均気温が 7 日間連続して摂氏 0 度以下と記録された場合、又は予測された場合に、週当たり 25 ポンドが給付される。
- 給付額は雇用年金省（DWP）が所管する社会基金（Social Fund）の予算状況により政府が裁量で設定する。

⑥ 平均受給期間

- 受給期間の制限等は特にない。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 雇用年金省（DWP）が所管・運営し、実際の給付事務等は年金サービス（Pension Service）が行っている。
- 雇用年金省（DWP）が所管する社会基金（Social Fund）を財源とする。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

- 2022 年 11 月から 2023 年 3 月における施行状況を以下に示す。
- 給付総額は 9,880 万ポンドである。

2022 年 11 月-2023 年 3 月における寒冷手当（CWP）の状況[81]

	合計	イングランド	ウェールズ
発動（triggers）回数	118	108	19
全対象者数	3,714,000	3,463,000	251,000
総給付回数	5,504,000	5,192,000	313,000
年金クレジット受給している全対象者数	1,202,000	1,122,000	80,000
総給付回数	1,787,000	1,687,000	100,000

[81] 一部のトリガーの対象地域が国境を越えているため、各国のトリガー数の合計はイングランドとウェールズの合計とはならない。

6. 低所得者に対する税制上の対応

- 低所得者向けの「給付つき（refundable）」税額控除制度としては、就労税額控除（Working Tax Credit（以下 WTC という。））と児童税額控除（Child Tax Credit（以下 CTC という。））がある。WTC 及び CTC は現役世代向けである。
- これらは、2003 年 4 月に、それまでの税額控除制度を整理・統合して創設されたものである。
  - WTC は、「就労世帯税額控除（WFTC：Working Families' Tax Credit）」、「障がい者税額控除（Disabled Person's Tax Credit）」及び「ニューディール 50 プラス被用者控除（New Deal 50 Plus Employment Credit）」を統合して創設された。
  - CTC は、2003 年改定以前の就労世帯税額控除（WFTC）、児童税額控除（Children's Tax Credit）、資力調査を伴わない給付に対する児童加算（Child additions to most non-means-tested benefits）、所得補助（IS）や所得調査制求職者手当（I-JSA）における児童加算・家族加算等を統合して創設された。
- WTC 及び CTC は、2012 年 3 月に成立した 2012 年福祉改革法（Welfare Reform Act 2012）により、2013 年 4 月以降普遍的給付制度（UC）に置き換えられた。現在は既に WTC 又は CTC のどちからを受給している者のみが新規申請の対象とされ、それ以外の者は UC を申し込むこととなる。雇用年金省（DWP）は、2024 年末までに UC への完全移行方針を打ち出している。

(1) 就労税額控除（Working Tax Credit：WTC）

① 制度の概要

- 勤労税額控除（WTC）は、低所得の就業者、いわゆるワーキングプアに対して適用される。就労していながら課税最低限以下の所得の人を対象に、税額控除として社会保障給付を与えて低所得者の就労を促進するための制度である。以前は子供をもつ勤労世帯のみが対象であったが、2003 年の改革で子供の有無に関わりなく低所得世帯に対象を拡大した。
- 就労インセンティブの促進を図るべく、一定時間以上の就労が控除条件に含まれている。
- 2002 年税額控除法（Tax Credit Act 2002）及び 1992 年社会保障管理法（Social Security Administration Act 1992）を根拠法とする。
- 歳入関税庁（HMRC）が制度を所管しており、財源は税収でまかなわれている。

② 給付内容

＜支給対象者・世帯の要件＞

- WTC は普遍的給付制度（UC）に移行中であり、現在は、既に CTC を受給している場合にのみ、申請することができる。
- 原則、下記の時間以上の就労を通じて、所得を得ている必要がある。
  - 25 歳以上 59 歳以下：週 30 時間以上
  - 60 歳以上：週 16 時間以上
  - 心身に障がいがある場合：週 16 時間以上
  - 片親で 1 人以上の子供がいる場合：週 16 時間以上
  - 両親で 1 人以上の子供がいる場合：両親合計で 24 時間以上（うち 1 名は 16 時間以上）
- WTC は、前年度の世帯所得に基づいて税額控除額が算出される。一般に、「所得（income）」は、税・国民保険料を差し引く前の雇用所得（earnings）や手当（employer benefits）、課税対象となる社会保障給付（state benefits ）、年金給付のほか、300 ポンドを越えるその他所得を加えて算出する。
- 税額控除の申請における所得基準額（2023 年 12 月現在）は以下のとおりである。
  - 年間所得基準額：7,455 ポンド
  - 引出率：41%
  - CTC のみの受給資格の年間所得基準額：18,725 ポンド
- 適用の可否及び控除額を決定するため、ミーンズテストが課される。

＜給付内容＞

- 控除額は各世帯の所得に基づき決定されるが、下表に示される各要素のうち、該当する要素の合計額が控除額となる。各要素の上限額は以下のとおりである。

WTC 控除額（2023 年 12 月現在，ポンド）

要素	控除額の上限（ポンド/年）
基礎額 Basic element	2,280
カップル/ひとり親要素 Couple and lone-parent element	2,340
30 時間以上就労要素 30 hours element	950
障がい要素 Disability element	3,685
重度障がい加算 Severe Disability Supplement	1,595
要素	控除額の上限（ポンド/週）
児童扶養要素 Childcare element 1 人 One Child 2 人以上 Two of more children	122.50 210

- 給付は 4 週間ごとに行われ、金融機関の指定口座に振り込まれる。

③ 最新の受給者数

- 2021/22 年度における WTC の適用世帯数は約 73 万世帯であり（2020/21 年度の約 108 万世帯から減少）、これは英国の全世帯数の約 2.6%に該当する。
- このうち、児童税額控除の適用を同時に受けていたのは約 60 万世帯であることから、就労税額控除（WTC）受給者の約 18%が子供のいない世帯ということになる。

(2) 児童税額控除（Child Tax Credit : CTC）

① 制度の概要

- 児童税額控除（CTC）は貧困状態にある（収入の中央値の 60%以下の）世帯の子供の数を減らすことを目的として、16 歳未満の子供を扶養する低所得世帯を対象とする制度である。2001 年 4 月に導入された際の制度名称は Children's Tax Credit であり、課税額を超える控除が発生した場合にも還付を行わない課税相殺方式（non-refundable）だったが、2003 年 4 月に還付方式（refundable）に改正され現在の名称となった。
- 子供がいる世帯は、所得水準を問わず、児童手当（Child Benefit）が給付され、更に、CTC の適用を受ける。CTC は、保護者（carer）に直接支給される。
- CTC の制度の管理・運営は、歳入関税庁（HMRC）が行っている。2003 年の改正で、児童手当（Child Benefit）の給付事務も歳入関税庁（HMRC）に移管され、子供のいる世帯への給付管理事務の一元化が図られた。
- 財源は、税収でまかなわれている。

② 給付内容

＜支給対象者・世帯の要件＞

- CTC は普遍的給付制度（UC）に移行中であり、現在は、既に WTC を受給している場合にのみ、申請することができる。
- 就労の有無に関わらず、16 歳未満（就学中の場合は 20 歳未満）の扶養している子供がいることが要件となる。
- CTC も WTC と同様、適用の可否及び控除額を決定するため、世帯単位のミーンズテストが行われる。所得基準額は WTC と同様である。また、手続は還付申告を通じて、WTC と一体で行われる。

＜給付内容＞

- 子供の人数や、申請状況（新規申請か、既に CTC を受給しているか）等によって、適用される要素の組み合わせが異なり、それにより控除額が決定される。

- なお、各要素の上限額は以下のとおりである。

CTC 控除額（ポンド、2023 年 12 月現在）

要素	控除額の上限（ポンド/年）
世帯要素 Family element	545
児童要素 Child element （1 人につき）	3,235
障がい児要素 Disabled child （1 人につき）	3,905 （児童要素に追加で）
重度障がい児要素 Severely disabled child （1 人につき）	1,575 （児童要素、障がい児要素に追加で）

③ 最新の受給者数

- 2021/22 年度における CTC の適用世帯数は約 138 万世帯であり（2020/21 年度の約 180 万世帯から減少）、これは英国の全世帯数の約 5%に該当する。

7. 低所得者に対する就労・自立支援

(1) 職場復帰計画（Back to Work Schemes）

- 雇用年金省は、JSA の受給者や失業中で職に就くことを目的に UC を受給している者に対し、職に就くためのスキルや経験を獲得するための「職場復帰計画（Back to Work Schemes）」というプログラムを提供している。これは、JSA や UC などの福祉制度の一部として位置付けられている。
- 職場復帰計画（Back to Work Schemes）のプログラムを実践するに当たり、求職者はワークコーチに相談しながら自分に適したプログラムを行うことができる。
- 職場復帰計画（Back to Work Schemes）の主なプログラムには以下がある。
  - スキルトレーニング：ワークコーチが、仕事を始めるために求職者に必要なスキルを確認する。特定のスキルが欠けていることが就職を阻んでいる場合、スキルトレーニングを受けるためにプロバイダー（求職者に必要なトレーニングや実務経験を提供するために雇用年金省に協力している組織）の紹介を受けられる。
  - セクターベース職業アカデミー：イングランド又はスコットランドに在住する場合に参加可能であり、特定の職種におけるトレーニングと職場体験を提供するプログラムである。
  - 研修生制度：イングランドに在住する場合に参加可能であり、16 歳から 24 歳までの若者を対象に、適切な職業スキルや経験を持っていない人々を支援するためのプログラムである。就職に当たっての準備や英語、数学といった必要なスキルを身に着ける。
  - 就業体験：地元の雇用主のもと、就業体験の機会をボランティアで行える場合がある。これは通常 2～8 週間、週に最大 30 時間行える。
  - 新規事業手当：求職者が自分のビジネスを始めるのを支援するプログラムであり、自営業になりたい場合にビジネスメンタリングや経済的支援を行う。

8. 現行制度の評価、今後の展望等

(1) 現行制度の評価

- 近年の大きな変化として、2013 年から UC が導入され、6 つの労働年齢給付が 1 つに統合されたことが挙げられる。しかし、UC 展開には多くの遅延に直面しており、2010 年代の労働年齢給付額の実質的な引き下げにつながった。
- 医療、教育、社会福祉制度に対する国民の声は下記図のとおり変遷している。1983 年には、増税して医療、教育、社会福祉にもっと支出すべきだと答えた人の割合は 32%だったが、保守党政権下で支出を削減した結果、1997 年までに 62%に上昇した。労働党政権下で歳出が増加した後、2010 年に課税と歳出の増加を支持した割合は 31%となり、その後保守党政権下で支出削減が行われ、2017 年には支持率が再び 60%まで上昇しており、2021 年まで高い水準が継続している。このため、国民は医療、教育、社会福祉に対して十分な支援を受けられていないという実感があると考えられる。

医療、教育、社会給付に対する税金と支出に対する意識調査（1983-2023 年）

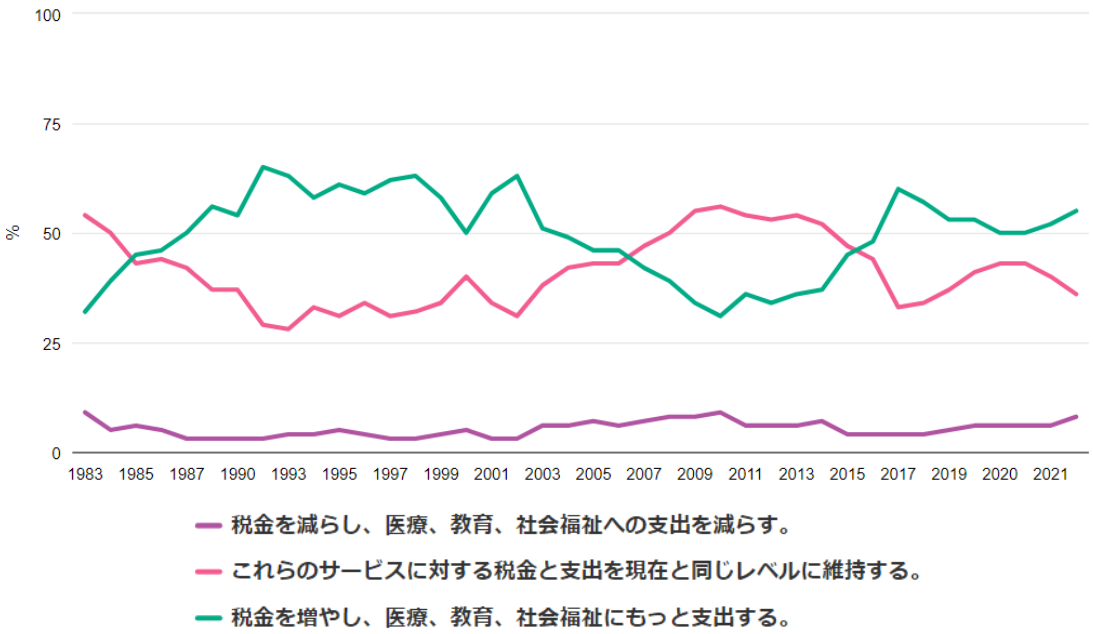

（National Centre for Social Resaerch "BSA 40: Role and responsibilities of government" https://natcen.ac.uk/publications/bsa-40-role-and-responsibilities-government）

- コロナ禍における社会保障の妥当性に対する国民の認識
  - コロナ禍に実施した世論調査によると、英国の一般市民は、典型的な給付金請求者が、私たちが尋ねた様々な費用に対処するのに十分な支援を受けているか、十分ではないかについて評価が分かれていることが分かった。公共料金は十分ではないとする人の割合が最も高い 43%であり、次いで食費の 38%、故障した電化製品の交換費用の 35%、育児費用の 34%、住居費の 24%、交通費の 21%という結果になった。
  - この結果から、国民からは公共料金以外の出費については給付水準が妥当と考えられていることが推測される。

給付金受給者が定期的な出費に対処するために十分な支援を受けているかに関する意識調査

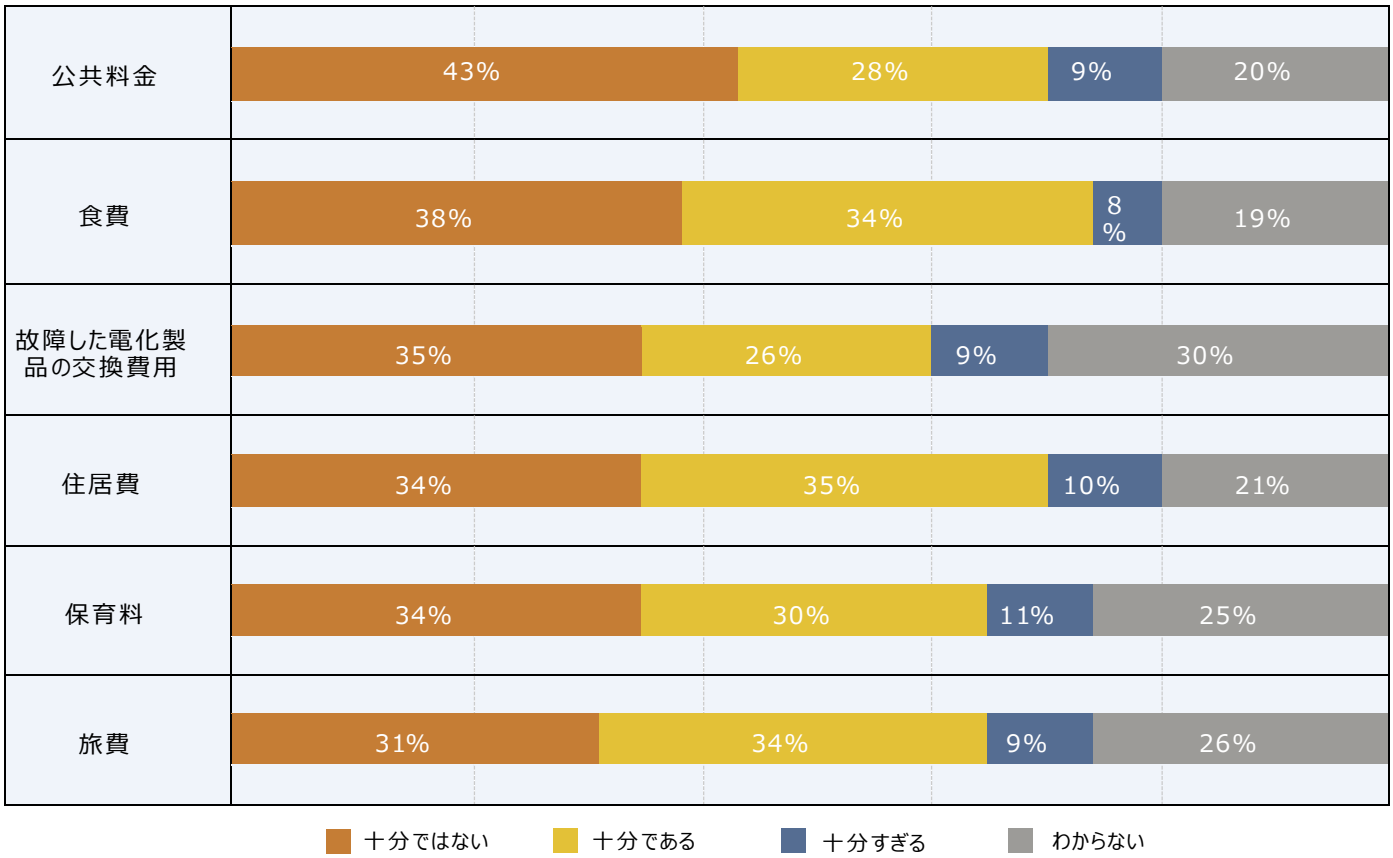

（National Centre for Social Research "BSA 40: Role and responsibilities of government" https://natcen.ac.uk/publications/bsa-40-role-and-responsibilities-government（イギリス成人2,008 人の回答に基づく））

(2) 今後の展望

- イギリスの低所得者施策に関する目下の大きな動向としては、DWP が 2024 年までに UC の導入を完了させることである。具体的に、DWP は下記の 3 種類の移行方法を想定している。
  - ➢ 自然移行
    受給者の状況変化（例えば、雇用形態や家族の状況の変化）があった場合、UC が代替した給付金を新たに申請する必要があるため、受給者が「自然に」UC に移行する。
  - ➢ 自発的移行
    受給者は UC への移行を自主的に選択することができる。そのため、DWP は、給付金計算機や独立した福祉アドバイスへの案内、認知度を高め誤解を解くためのコミュニケーション・キャンペーンを行っている。
  - ➢ 管理下移行
    自然移行や自発的移行をしない受給者については、DWP が UC への移行を管理する。
- DWP は 2021 年に「Department for Work and Pensions Outcome Delivery Plan：2021 to 2022（労働年金省成果達成計画：2021 年から 2022 年まで）」を発表した。この計画は、DWP がどのように優先的な成果を達成し、どのように成果を測定し、どのように継続的な改善を図っていくかを詳細に定めたものである。DWP には下記４つの優先的な目標があり、これを 2020 年歳出見直しの枠組みとして使用した。
  - ➢ COVID-19 後の景気回復を支援するため、全国的に雇用を最大化する。
  - ➢ 現在、労働力として十分な存在感を示していないグループを含め、仕事を通じて全ての人の機会を改善する。
  - ➢ 労働力の向上を可能にし、経済的な回復力を高めることによって貧困に対処する。
  - ➢ 顧客から信頼される、信頼できる高品質の福祉・年金制度を提供する。
- 上記以降、今後の社会保障制度に係る DWP の計画は発表されていない（2024 年 1 月現在）。

Ⅴ．アメリカにおける低所得者政策

1．社会保障・扶助制度の全体像

アメリカでは、労働者とその家族に老齢保険、遺族保険、及び障がい保険給付を提供するために、社会保障法が1935 年に成立した。本節では、社会保障制度の主軸をなす年金、医療、介護及び失業保険を概観する。

(1) 年金

- 大部分の有業者に対して老齢・遺族・障がい年金（OASDI: Old-Age, Survivors, and Disability Insurance）が設定されている。民間の雇用主・被用者、年収 400 ドル以上の自営業者、1984 年以降に新規採用された連邦公務員・議会職員等が強制的に加入している。OASDI を受給する公務員は、更に上乗せの連邦被用者退職制度（FERS: Federal Employees' Retirement System）も受給している。
- 鉄道労働者に対しては、鉄道退職制度（RR: Railroad Retirement）、1983 年までに採用された公務員に対しては、公務員退職制度（CSRS: Civil Service Retirement System）が設定されている。
- 無業者に対する年金制度はなく、任意参加も認められていない。
- OASDI は、社会保障税（Social Security Tax）を 40 四半期以上納付することで受給資格を得ることができる所得保障制度である。社会保障税の税率は給与の 12.4%で、内国歳入庁（IRS: Internal Revenue Service）がその他の租税と合わせて徴収している。被用者は労使折半、自営業者は全額自己負担である。毎年の社会保障税の歳入超過分は、社会保障信託基金（OASDI Trust Funds）に高齢化などによる将来の支出増に備え積み立てられている。（注：厳密には、OASDI のうち、老齢者・遺族年金については Old-Age and Survivors Insurance Trust Fund（OASI Trust Fund）が、障がい者年金については Disability Insurance Trust Fund（DI Trust Fund）が、それぞれ別個に設立されている。）
- 受給資格者は退職、死亡、障がい等により要件を満たしたときから死亡までの間に年金を受給する（死亡した場合は家族に対する遺族年金として受給する）。
- 老齢給付金の受給資格を得るには、62 歳以上（部分給付の場合）、又は満額給付を受けるには 65 歳以上 67 歳以下でなければならない。1950 年以前に生まれた人は 65 歳から、1950 年から 1960 年の間に生まれた人は 66 歳から、1960 年以降に生まれた人は 67 歳から受給資格が得られる。
- アメリカでは、公的年金に上乗せする形で企業年金が発達している。企業年金は法的な強制力はなく事業主が任意で加入する制度であるが、大企業を中心に多くの企業で実施され、公的年金を補完する役割を果たしている。主なものには、確定給付型年金プラン（DB Plan：Defined Benefit Plan）と確定拠出型年金プラン（DC Plan： Defined Contribution Plan）があるが、1980 年以降に 401（k）プランが登場して以来、確定拠出型年金プランが普及している。
- 2022 暦年の OASDI 給付総額は 1 兆 2,317 億ドルであった。OASI 信託基金からの支払額は 1 兆 881 億ドルで、DI 信託基金から障がい者、その配偶者、子供に支払われた額は 1,436 億ドルであった。
- 2022 年 12 月時点での受給者数は約 6,600 万人（うち、老齢者・遺族の受給者数は約 5,715 万人、障がい者は約 884 万人）であった。

(2) 医療

- 公的医療保険制度としては、高齢者・障がい者のための医療保険制度メディケア（Medicare）と低所得者向けの医療扶助制度メディケイド（Medicaid）があるが、これらの対象に該当しない場合は、民間医療保険で賄われる。民間の医療保険の大部分は事業主が一部保険料を負担し、団体加盟する形で運営されており、従業員に対する福利厚生の一環として実施されている。
- 2022 年には、92.1%（3 億 400 万人）が、その年のある時点で健康保険に加入しており、2021 年（91.7%、3 億 900 万人）より被保険者率、被保険者数ともに増加した。また、2022 年の民間健康保険の加入率は 65.6%、公的医療保険の加入率は 36.1%であった。
- 19 歳から 64 歳の現役世代における無保険率は、労働者の無保険率が減少したこともあり、2022 年時点

で 10.8%となった。

- アメリカの 2022 年時点の総医療費は 4.5 兆ドルで、一人当たり 13,493 ドルとなり、国内総生産（GDP）の 17.3%を占めた。その支出の内訳は、民間医療保険支出が 1 兆 2,898 億ドル（総医療費の 29%）、メディケアが 9,443 億ドル（総医療費の 21%）、メディケイドが 8,057 億ドル（総医療費の 18%）、保険外支出が 4,714 億ドル（総医療費の 11%）、残りはその他の費用であった。

(3) 介護

- アメリカでは介護に関する公的な保障制度はない。医療の範囲に含まれる一部の介護サービス（ナーシングホーム等）はメディケアによってカバーされ、それ以外の自己負担の部分は全資産を用いても負担ができなくなった場合に初めてメディケイドによりカバーされる。

(4) 失業保険

- 就労の意思と能力を持つ労働者が非自発的に失業した場合に給付される所得保障給付である。受給資格は州により異なるが、一般的には、雇用主都合で解雇され、就労の意思と能力を持つ労働者に給付される。懲戒解雇者や被用者側の自己都合による退職は給付対象とならない。
- 財源は、事業主負担の連邦失業保険税及び州失業保険税で、3 州（アラスカ、ニュージャージー、ペンシルバニア）を除き、被用者負担はない。
- 連邦失業保険税は、雇用主が労働者に支払う年間支払賃金の 6.0%であるが、同時期に州失業保険税を負担していること、納付期間内に納めること等の一定条件を満たすと税額控除があり、また課税対象となるのは個々の労働者の年間賃金の 7,000 ドルを超えない部分とされている。
- 州失業保険税は、州、雇用者給付実績、事業所の解雇実績などによって税率や課税対象となる賃金の上限額が異なる。
- 米国における失業保険制度の中心を成すのは「連邦・州失業保険制度」であり、その他にも以下の失業給付制度が設けられている。
  - 連邦・州延長給付（Federal-State Extended Benefits：EB）
  - 災害失業援助（Disaster Unemployment Assistance：DUA）
  - 貿易再調整手当（Trade Readjustment Allowances：TRA）
  - 個人事業支援プログラム（Self-Employment Assistance Program：SEA Program）

2. 低所得者施策の沿革・体系

(1) 低所得者の現状（格差指標の推移）

- 米国における公式の貧困指標（official poverty measure）には、貧困しきい値（poverty thresholds）と貧困ガイドライン（poverty guidelines）の 2 つがある。これらは、個人又は家族が基本的なニーズを満たすために必要な最低限の収入を示すために設定された金額であり、収入が規定額を下回る人は貧困層とみなされる。
- 貧困ガイドラインは一般には連邦貧困線（FPL: Federal Poverty Level）と呼ばれている。また、全人口に対する貧困しきい値以下人口の割合を貧困率（poverty rate）という。
- 貧困しきい値のコンセプトは、社会保険庁（SSA）のモリー・オーシャンスキーによって 1960 年代に開発された。オーシャンスキーは、1955 年に農務省が実施した調査結果による標準的な世帯の食料費支出が税引き後の総所得の約 3 分の 1 であったことから、最低食料費（minimal diet）の 3 倍を「収入の不十分さ（income inadequacy）」を示す貧困しきい値とすることを提案した。最低食料費は、資金不足にある 3～4 人世帯が一時的・緊急避難的に最低水準の栄養摂取が行えるぎりぎりの食料費について、当時の農務省が複雑な計算式を用いて理論的に設定したものであった。SSA は国勢調査による税前の収入データを用いてオーシャンスキーの提案に基づいた計算を行い、毎年の改定方法には人口当たり最低食料費の上昇幅を用いることとして、1963 年を基準に 1959 年までの各年にさかのぼって貧困しきい値を求めた。こうして考案された貧困しきい値は、ジョンソン大統領が「貧困との闘い（War on Poverty）」を宣言した翌年の 1965 年 5 月に連邦政府の準公式な貧困指標とされた。1968 年に貧困指標のさらなる検討を目的とする委員会が連邦政府内に設置され、連邦の貧困指標作成に係るイニシアチブを 1969 年に SSA から国勢調査局に変更するとともに、貧困しきい値の改定方法に消費者物価指数（CPI）の変動幅を用いること、カテゴリを農業従事者と非農業従事者、世帯主が男性の場合と女性の場合とし、8 人以上世帯までの合計 124 セルのマトリクスで表す方式とすることを決定の上、貧困しきい値が連邦政府の公式の貧困指標とされた。その後 1978 年に連邦統計局が新たに開発した都市消費者物価指数（CPI-U）の上昇率が貧困しきい値の改定に用いることとされ、1981 年に実施された見直しでは、農業従事者と非農業従事者、世帯主が男性の場合と女性の場合のカテゴリを廃止し、従来の 8 人以上世帯までを 9 人以上世帯までに変更したことで、マトリクスは従来の 124 セルから現行の 48 セルとなった。
- 貧困ガイドラインは貧困しきい値を単純化し、かつ全米を 3 つの地区に分けて示したもので、各種社会給付の収入上限や給付水準の決定に用いられ、保健福祉省が所管する。
- 更に、国勢調査局は貧困しきい値とは別に、SPM（Supplemental Poverty Measure：補足的貧困指標）を 2011 年以降公表している。SPM は、国立科学アカデミーが過去 20 年間の貧困指標を分析した 1995 年の研究報告書をベースに、国勢調査局と労働統計局（BLS）が共同で設置したワーキンググループが 2010 年に開発し 2011 年以降公表している指標である。国勢調査局は、貧困しきい値を公式な指標（Official Measure）、SPM を補足的な指標（Supplemental Measure）と区別している。SPM は貧困しきい値と同様に統計目的で使用されるもので、貧困ガイドラインのように連邦政府プログラムの各種給付の要件や基準に用いられることはない。

貧困しきい値と貧困ガイドラインの違い

	貧困しきい値 （poverty thresholds）	貧困ガイドライン （poverty guidelines）
公表元	国勢調査局（U.S. Census Bureau）	保健福祉省（Department of Health and Human Services：HHS）
作成目的	統計の作成	各種社会給付の収入等要件又は給付基準額に適用
構成	世帯人数、子供の数、高齢者の有無別に 48 セルで構成されたマトリクス	世帯人数別に 48 州及び D.C.、アラスカ州、ハワイ州の 3 種類の指標により構成
適用	50 州と D.C（コロンビア特別区）に同じ指標を適用	48 州及び D.C（コロンビア特別区）、アラスカ州、ハワイ州で異なる指標を適用

公表時期	n 年 1 月に n-1 年の予備的貧困しきい値を公表（preliminary poverty thresholds） n 年 9 月に n-1 年の最終貧困しきい値を公表（final poverty thresholds）	n 年の 1 月下旬から 2 月上旬の間に n 年の貧困ガイドラインを公表 適用開始日は n 年 1 月 11 日前後
計算方法	n-1 年の予備的貧困しきい値：n-1 年の最終貧困しきい値に n-2 年中の CPI-U 上昇率を用いて加重平均を算出 n-1 年の最終貧困しきい値：n-1 年の人口統計による世帯構成変化を加重して予備的貧困しきい値を再計算	n 年の貧困ガイドライン：n -1 年の最終貧困しきい値に n-2 年中の CPI-U 上昇率を用いて加重平均し、世帯構成の違いを均等化処理して算出 したがって n 年の貧困ガイドラインは、標準的な家族構成の場合、n-1 年の最終貧困しきい値の近似値となる
端数処理	1 ドル単位で丸める	10 ドル単位で丸める

（保健福祉省ウェブサイト（https://aspe.hhs.gov/topics/poverty-economic-mobility/poverty-guidelines/frequently-asked-questions-related-poverty-guidelines-poverty）を基に整理）

- 2022 年の公式貧困率（貧困しきい値以下の人口比）は、11.5%で、3,790 万人が貧困状態にある。貧困率や貧困者数は、2021 年から有意な変化はなかった。黒人の公式貧困率は 2021 年から 2022 年にかけて減少した。2022 年の貧困率は過去最低であった。
- なお、2022 年の SPM は 12.4%で、2021 年から 4.6 ポイント上昇した。SPM の子供の貧困率は、2021 年の 5.2%から 2022 年には 12.4%と、2 倍以上に増加した。この増加は、2021 年に子供の貧困削減に大きな影響を与えた児童税額控除（CTC）の増額等、幾つかのパンデミック救済制度の期限切れに関連している。

貧困しきい値（poverty thresholds）を用いた貧困率の推移

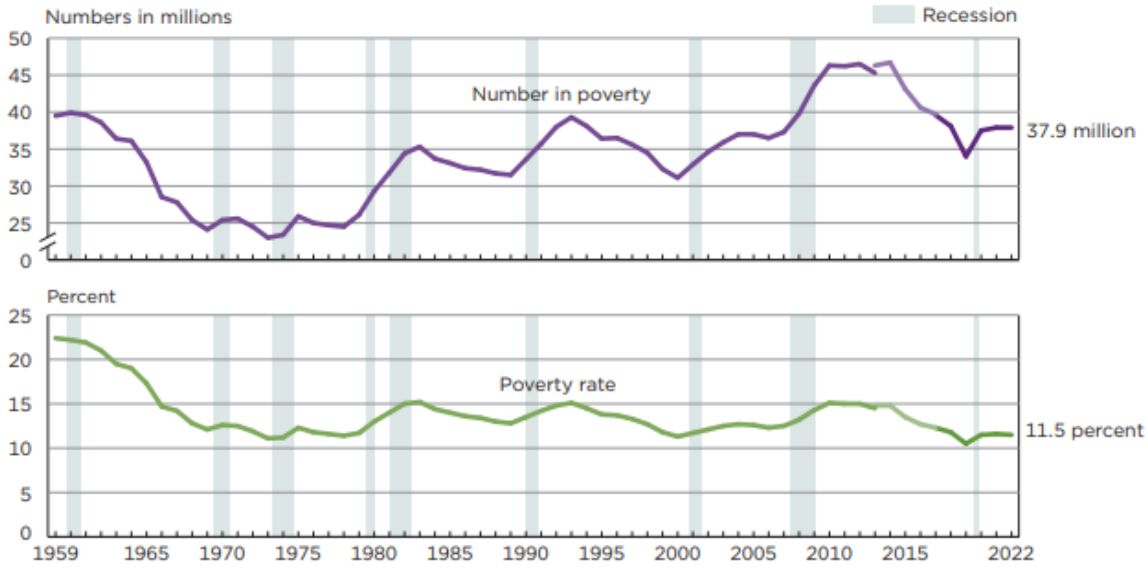

（国勢調査局 2023 年 9 月 12 日公表資料「Poverty in the United States:2022（https://www.census.gov/library/publications/2023/demo/p60-280.html）」より転載[82]）

[82] 2013 年より収入に関する質問の構成が変更されたため、折れ線の色が濃く表示されている

2022 年の貧困しきい値（poverty thresholds）（単位：ドル）

世帯人数	加算平均	18 歳未満の子供の数								
		なし	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人以上
1 人	14,880									
65 歳未満	15,230	15,225								
65 歳以上	14,040	14,036								
2 人	18,900									
世帯主が 65 歳未満	19,690	19,597	20,172							
世帯主が 65 歳以上	17,710	17,689	20,095							
3 人	23,280	22,892	23,556	23,578						
4 人	29,950	30,186	30,679	29,678	29,782					
5 人	35,510	36,402	36,932	35,801	34,926	34,391				
6 人	40,160	41,869	42,035	41,169	40,339	39,104	38,373			
7 人	45,690	48,176	48,477	47,440	46,717	45,371	43,800	42,076		
8 人	51,010	53,881	54,357	53,378	52,521	51,304	49,760	48,153	47,745	
9 人以上	60,300	64,815	65,129	64,263	63,536	62,342	60,699	59,213	58,845	56,578

（国勢調査局 2023 年 9 月 12 日公表資料「Poverty in the United States:2022」より引用）

大人 2 人子供 2 人の 4 人世帯の貧困しきい値（poverty thresholds）の推移（単位：ドル）

年	
2019	25,926
2020	26,246
2021	27,479
2022	29,678
2023	30,900

（国勢調査局 2023 年 9 月 12 日公表資料「Poverty in the United States:2022」より引用）

2024 年の貧困ガイドライン値（poverty guidelines）（単位：ドル）

世帯人数	48 の米国本土とコロンビア特別区	アラスカ州	ハワイ
1 人	15,060	18,810	17,310
2 人	20,440	25,540	23,500
3 人	25,820	32,270	29,690
4 人	31,200	39,000	35,880
5 人	36,580	45,730	42,070
6 人	41,960	52,460	48,260
7 人	47,340	59,190	54,450
8 人	52,720	65,920	60,640

（国勢調査局 2023 年 9 月 12 日公表資料「Poverty in the United States:2022」より引用）

補足的貧困指標（SPM）を用いた貧困率の推移（単位：%）

年	全体の貧困率	18 歳未満の子供の貧困率
2019	11.8	12.6
2020	9.2	9.7
2021	7.8	5.2
2022	12.4	12.4

（国勢調査局 2023 年 9 月 12 日公表資料「Poverty in the United States:2022」より引用）

(2) 公的扶助制度の沿革

- アメリカの公的扶助制度は、1929 年に始まる世界恐慌と恐慌への対応策としてルーズベルト大統領の下で打ち出されたニューディール政策の一環として 1935 年に定められた「社会保障法」に起源を持つ。社会保障法では、失業保険制度や母子保健制度等とともに「高齢者扶助（Old-Age Assistance）」、「視覚障がい者援助（Aid to the Blind）」、「被扶養児童援助（Aid to Dependent Children、（1962 年に「要扶養家族児童家庭扶助（Aid to Families with Dependent Children：AFDC）」に改正））」の 3 種類の公的扶助制度が定められた。
- その後、公的扶助を含めたアメリカの社会保障政策は拡充の方向へ向かう。1964 年にジョンソン大統領の一般教書演説で掲げられた「貧困との戦い（War on Poverty）」（「偉大な社会（Great Society）」政策）のもとで、低所得者の栄養状態改善のため現物給付を行う「フードスタンプ」制度、低所得者向け医療制度である「メディケイド」及び「メディケア」が創設された。続く 1970 年代には前出「高齢者扶助」、「視覚障がい者援助」が他の扶助制度とともに「補足的保障所得（Supplemental Security Income：SSI）」（就労による自立が難しい貧困の高齢者・視覚障がい者・その他障がい者のための現金給付）に再編・統合されるとともに、「女性・幼児・子供への特別補足食料プログラム（Special Supplemental Food Program for Women, Infants, and Children）」が創設され、1980 年代前半には「低所得世帯光熱費扶助（Low Income Home Energy Assistance）」も創設された。
- しかし 1980 年代以降、社会保障財政のひっ迫と投入金額に対する貧困脱却効果の低さ（福祉依存）等の問題が表出したことから、福祉依存から脱却し就労を促すべく、給付水準の引き下げや制度利用に就労要件を含む制度改革を実施していくこととなる。レーガン大統領のもとで実施された 1981 年予算調整法制定、1984 年福祉予算の削減により制度規模が縮小されたほか、公的扶助にかかる連邦政府の州政府への補助金額削減・交付手法の変更（一括化）、不正受給の厳重チェック化、「福祉から就労へ（Welfare to Work）」の考え方を取り入れた「家族援助法（Family Support Act）」制定等の改革がこれに当たる。
- 1990 年代に入り政権交代が生じてもこの流れは変わらなかった。1996 年、クリントン大統領のもとで「個人責任及び就労機会調停法（Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation）」が成立した。ここでは「福祉から就労へ」のコンセプトのもと、各種の制度改革が行われてきた。この中で福祉依存として批判の対象となっていた AFDC が廃止され、これに代わる制度として「貧困家庭一時扶助（Temporary Assistance for Needy Families：TANF）」が創設された。
- なお、アメリカの社会保障制度は、あらかじめ定められた一定要件を満たせば全ての人が受給できる「エンタイトルメント・プログラム」と、政策的に内容や必要性を判断することが許される「裁量プログラム」とに大別される。前者には補足的栄養支援制度（SNAP [旧フードスタンプ]）や補足的保障 所得（SSI）、メディケイド（Medicaid）、老齢・遺族・障がい年金（OASDI）などが、後者には貧困家庭一時扶助（TANF）、勤労所得税額控除（EITC）などが該当する。なお、前者はブッシュ政権時の「2005 年財政赤字削減法（DRA）」によって支出抑制対象とされ、給付が削減されている。
- TANF は 5 年間の時限立法によって成立したことから 2002 年に期限切れを迎え、しばらくは法改正がなされず暫定措置によって運営が継続されてきたが、「2005 年財政赤字削減法（DRA）」によって正式に 2006～2010 年までの 5 年間の延長（Reauthorize）がなされ、その後も今日まで延長がなされている。
- 2007 年 12 月のリーマンショックをきっかけとした景気後退を受けて 2009 年に成立した ARRA 法（American Recovery and Reinvestment Act of 2009）は、失業者の増大に伴う低所得者層の

増大に対して SNAP（Supplemental Nutrition Assistance Program：補足的栄養支援）の現物給付水準を拡大した。SNAP はオバマ大統領が 2014 年 2 月 7 日に署名した農業法（Farm Act）によって給付水準の拡大が図られた。

- バイデン政権下では、2021 年に SNAP の月額給付金をコロナ禍以前に比べて約 27%となる歴史的な増加が行われた。また、バイデン大統領は、子供、高齢者、低所得者が重要な医療保険に加入し、それを維持することを容易にするため、メディケイドや CHIP 等の加入プロセスの抜本的な見直しに取り組むこととしている。

(3) 公的扶助制度の概要

- 低所得者向けの無拠出制の最低生活保障制度には、資力調査を前提に現金給付が行われるものに補足的保障所得（SSI）、貧困家庭一時扶助（TANF）、一時扶助（GA）があり、現物給付が行われるものに特別栄養支援（WIC）、メディケイド、児童医療保険プログラム（CHIP）がある。これらの制度のうち GA はコロンビア特別区を含む全 51 州中 26 の州や区が実施（2023 年 12 月時点）しており、州又は郡の会計から独自に支援している。

低所得者向けの資力調査を伴う無拠出制の最低生活保障制度の整理

制度名	概要
SSI（補足的保障所得）	所得・資産が一定限度以下の高齢者、視覚障がい者及びその他身体障がい者に対して最低レベルの所得を保障する現金給付制度
TANF（貧困家庭一時扶助）	連邦政府が定める基準に従い州政府が運営し、子供や妊婦のいる貧困世帯に対して行う現金給付制度
GA（一般扶助）	障がいがあるが SSI の受給資格を満たさない又は SSI を申請して認可を待っている、あるいは子供がいないため TANF の受給資格がないといった事情を抱えた究極の貧困状態にある者に対して、一部の州又は州に属する郡（county）が専ら独自の財源で実施している扶助制度の総称
SNAP（補足的栄養支援制度）	連邦最大の栄養支援プログラムであり、電子給付送金カードを通じて、対象となる低所得の個人や家族に給付金を支給
WIC（特別栄養支援）	低所得者で栄養上のリスクのある妊婦や幼児に対して、栄養補助食品等の現物給付や栄養・保健指導を行うプログラム
メディケイド	低所得者向けの公的な医療保険制度
CHIP（児童医療保険プログラム）	メディケイドの加入資格基準を満たさない無保険の世帯の 19 歳以下の子供を対象に、低額で医療サービスを提供する公的医療保険制度

- また、米国には、各種サービス主体を通じて間接的に行われる低所得者の生活支援制度がある。これらの制度では連邦政府機関が制度の枠組みと受益者の要件のみを定め、具体的な支援方法や支援メニューは州当局が設定し、州当局や家主、学校等がサービス主体となる。

低所得者を最終受益者とした連邦政府の現物給付制度（主なもの）

制度名	概要
LIHEAP（低所得者エネルギー補助プログラム）	低所得世帯の光熱費請求額の減額
HCVP（住宅選択バウチャープログラム）	低所得者、身体障がい者、高齢者の家賃
ライフラインプログラム	低所得世帯の電話料金
NSLP（全米学校給食プログラム）	低所得世帯の子供の学校給食費
CSBG（保育開発補助金プログラム）	低所得世帯の幼児の保育費

- これらの他、 我が国の公的扶助制度に該当するものがない低所得者向けの制度に、 連邦ペル補助金プログラム（Federal Pell Grant Program：Pell）、低所得者処方薬費用補助（Low Income Subsidy：LIS）、メディケア・セービングス・プログラム（Medicare Savings Program：MSP）等がある。
- また、SSA（社会保障庁）が州に交付する包括補助金に、社会サービス包括補助金プログラム（Social Services Block Grant Program：SSBG）と地域サービス包括補助金プログラム（Community

Services Block Grant Program：CSBG）があり、これらは州が低所得者向けに提供する各種サービスを現物給付するための原資となっている。

- 更に、低所得者向けの給付付き税額控除制度として勤労所得税額控除（EITC）、児童税額控除（CTC）及び追加的児童税額控除（ACTC）がある。

米国の低所得者向け施策の概要

制度種別		制度	内容
基礎的所得保障		なし	日本の生活保護制度のような、連邦政府による包括的な公的扶助制度はない。高齢者、障がい者、児童など対象者の属性に応じて各制度が分立している。また、各制度での給付内容や支給対象要件等は州によって異なる。
特定の対象者に対する給付	**高齢者**	補足的保障所得（SSI）	連邦社会保障庁による所得・資産が一定限度以下の高齢者、視覚障がい者及びその他身体障がい者に対して最低レベルの所得を保障する現金給付制度である。
	子供のいる低所得世帯	貧困家庭一時扶助（TANF）	保健福祉省（HHS）の児童家庭局（ACF）が定める基準に従って州政府が運営し、子供や妊婦のいる貧困世帯に対して行う、連邦ではなく州による現金給付制度である。
	失業者	失業保険	自己の過失によらず失業した労働者に一時的な経済的支援を提供することを目的とし、現金給付を行う、州と連邦の共同プログラムである。
	その他	一般扶助（GA）	SSI や TANF の受給資格を満たさない、又は認可を待っているなどの事情があり、かつ究極の貧困状態にある者に対して、一部の州又は州に属する郡（county）が専ら独自の財源で実施している扶助制度の総称である。
特定のニーズに対する給付	**医療・介護**	メディケイド（Medicaid）	低所得者向けの公的な医療保険制度である。実施主体は州政府であるため、各州政府が独自に規則（受給資格、医療サービスの内容、医療供給者に対する報酬額等）を設定し運営している。
		児童医療保険プログラム（CHIP）	メディケイドに加入するには所得が高すぎて加入資格基準を満たさないが民間の医療保険に加入する余裕がない無保険の世帯の 19 歳以下の子供を対象に、低額で医療サービスを提供する公的医療保険制度である。
	住宅	住宅選択バウチャー制度（HCVP）	超低所得世帯、高齢者、身体障がい者が適切かつ安全で衛生的な住宅に住めるよう、家賃を補助する制度である。
	出産・養育	なし	貧困家庭一時扶助（TANF）や児童医療保険プログラム（CHIP）が一部該当する。
	その他	補足的栄養支援制度（SNAP）	連邦最大の栄養支援プログラムであり、電子給付送金カードを通じて、対象となる低所得の個人や家族に給付金を支給する制度である。カードは、認可された食品小売店で対象となる食品を購入する際に、使用することができる。
		特別栄養支援（WIC）	低所得者で栄養上のリスクのある妊婦や幼児に対して、栄養補助食品等の現物給付や栄養・保健指導を行うプログラムである。農務省（USDA）の外局である食糧栄養サービス庁（FNS）が運営し、州出先機関が給付事務を行う。
		対低所得者光熱費扶助（LIHEAP）	保健福祉省が所管し、州が実施する低所得者世帯の光熱費負担を軽減するプログラムである。光熱費の提供業者に対して州が支払いを行うことで、受給者世帯の光熱費請求額が減額されるものである。
低所得者に対する税制上の対応		勤労所得税額控除（EITC）	主に子供を持ちながら就労する低所得者の税負担の軽減を目的とした、還付方式の税額控除制度である。
		児童税額控除（CTC）、追加的児童税額控除（ACTC）	CTCは17歳未満の子供１人に対し、最大2000ドルの税額控除を受けられる連邦政府による所得制限つきの税額控除制度である。本来、還付（給付）はなく課税額の範囲で控除を行う課税相殺方式であるが、一定の要件を満たせば控除額が課税額を上回る場合に差額分の還付が認められ、この還付分はACTCと呼ばれている。
低所得者に対する就労・自立支援施策		TANF 内の就労支援	TANFの支給には就労要件が定められており、職業訓練やメンタリング及びカウンセリング、求職・就職準備、就職維持サービスなどが提供されている。
		CSBG（地域サービス包括補助金プログラム）	保健福祉省の地域サービス局（OCS）が所管し、資金を提供するもので、地域において貧困状態にある者の就労自立支援やホームレスの住居・生活支援等を中心としたサービスの現物給付が各州独自に行われている。
		One－stop Center（American Job Center）	求職者が1か所で、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報、貧困家庭一時扶助（TANF）などのサービスを受けられる施設である。

(4) 不正受給防止策などの適正化対策

- 米国の公的給付における典型的な不正受給には、 SSI（補足的保障所得）やメディケアの受給者による障がいの程度の虚偽申告、SNAP（補足的栄養支援）の受給者による不正利用[83]のほか、各種給付における所得の過少申告等の不正、受給資格の喪失を恐れて受給要件の変動を申告しない行為等があげられる。
- 社会保障庁（SSA）[84]監査官室（OIG: Office of the Inspector General）に不正行為の通報窓口としてのホットラインを設置している。また、米国会計監査院も不正行為の通報窓口の設置を行っている。[85]
- 社会保障庁は障がいの程度の虚偽申告を摘発するための監査事務所（CDI: Cooperative Disability Investigative）を設置しており、2022 年には社会保障庁の管轄の補助金については 6600 万、社会保障庁の管轄以外の補助金については 8600 万の不正受給を防止した。[86]
- 会計検査院（GAO）によると、不正受給された額を示すデータは様々であり、正確な不正受給の合計額を算出することは困難である。例えば、行政管理予算局（OMB: Office of Management and Budge）の調査によると裁判所によって不正が認められた受給の合計額は 2021 年に 45 億ドルである。しかし、国防省の報告では 2021 年に 11 億ドルの不正受給があったとされている。[87]
- COVID-19 の流行を受け、失業保険の不正受給が増加した。2023 年 8 月には合計で 8 億 3600 万ドルの詐欺が司法省により認められており、対策が講じられている。[88]

(5) コロナ禍での公的扶助における特例措置

- メディケイドに関しては、Families First Coronavirus Response Act （FFCRA）により、一時的に 6.2%の連邦医療扶助率（FMAP）の引き上げを受ける条件として、各州は COVID-19 による公衆衛生緊急事態の間、ほぼ全てのメディケイド加入者の登録を維持することが求められた。
- 2023 年連結歳出法により、FFCRA のメディケイド継続加入条件と COVID-19 による公衆衛生緊急事態が終了し、メディケイドの継続加入条件も 2023 年 3 月 31 日に終了した。各州は、2023 年 4 月 1 日以降、資格を喪失した個人のメディケイド加入を打ち切ることができるようになった。
- 補足的栄養支援制度（Supplemental Nutrition Assistance Program：SNAP）については、2020 年に COVID-19 の大流行を受け、連邦議会は連邦政府の COVID-19 による公衆衛生緊急事態が終了した翌月まで、18 歳～50 歳の障がいのない成人に課していた 3 か月の受給期限を一時的に停止した。また、就労要件を一時的に停止した州もある。
- 失業保険については、COVID-19 による失業者に対する補助を行うため、2020 年に拡充が行われた。失業手当に加算が行われ、失業手当の受給期間の延長が主な内容である。ただし、これらの措置は 2021 年には終了した。[89]

---

[83] Fraud Guides “Food Stamp and SNAP Fraud” www.fraudguides.com/consumers/food-stamp-snap-fraud/ （閲覧日：2024 年 2 月 7 日）

[84] OIG、”Report Fraud” https://oig.ssa.gov/report（閲覧日：2024 年 2 月 7 日）

[85] GAO, ”Report and Prevent Fraud” Report and Prevent Fraud | U.S. GAO（閲覧日：2024 年 2 月 7 日）

[86] Office of the Inspector General “Cooperative Disability Investigations” Cooperative Disability Investigations | Office of the Inspector General （ssa.gov） （閲覧日：2024 年 2 月 7 日）

[87] GAO” Fraud in the Federal Government – Challenges Determining the Extent of Federal Fraud” GAOverview: Fraud in the Federal Government – Challenges Determining the Extent of Federal Fraud | U.S. GAO （閲覧日：2024 年 2 月 7 日）

[88] GAO” More Fraud Has Been Found in Federal COVID Funding—How Much Was Lost Under Unemployment Insurance Programs” More Fraud Has Been Found in Federal COVID Funding—How Much Was Lost Under Unemployment Insurance Programs | U.S. GAO （閲覧日：2024 年 2 月 7 日）

[89] U.S. Department of Labor Blog “New COVID-19 Unemployment Benefits: Answering Common Questions” New COVID-19 Unemployment Benefits: Answering Common Questions | U.S. Department of Labor Blog （dol.gov） （閲覧日：2024 年 2 月 7 日）

3. 基礎的所得保障制度の詳細

① 制度の概要

- 日本の生活保護制度のような、連邦政府による包括的な公的扶助制度はない。高齢者、障がい者、児童など対象者の属性に応じて各制度が分立している。また、各制度での給付内容や支給対象要件等は州によって異なる。
- 各制度の詳細は「4．特定の対象者に対する給付」、「5．特定のニーズに対する給付」、「6．低所得者に対する税制上の対応」を参照のこと。

4. 特定の対象者に対する給付

a） 高齢者/障がい者

(1) 補足的保障所得（SSI：Supplement Security Income）

① 制度の概要

- 補足的保障所得（Supplement Security Income（以下 SSI という。））は、連邦社会保障庁（Social Security Administration （以下 SSA という。））が管理する全国的な連邦補助プログラムであり、所得・資産が一定限度以下の高齢者、視覚障がい者及びその他身体障がい者に対して最低レベルの所得を保障する現金給付制度である。
- 補足的保障所得（SSI）は、1935 年の社会保障法（Social Security Act）によって成立した老齢扶助（Old-Age Assistance）、視覚障がい者扶助（Aid to the Blind）と 1950 年に成立した恒久的障がい者扶助（Aid to the Permanently and Totally Disabled）の 3 事業を統合する形で 1972 年に法律が成立し、1974 年に施行された。このため、現在の SSI の対象者は以前の 3 事業の対象を基本として引き継いだ形となっている。

② 支給対象者・世帯の要件

＜市民権、居住要件＞

- 米国の市民又は国民である者
- カナダ生まれのアメリカン・インディアンで、移民国籍法第 289 条に基づき米国に入国する者
- 米国外で生まれたアメリカン・インディアンで、インディアン自決・教育支援法第 4 条（e）に基づき連邦公認のインディアン部族の一員である者
- 1996 年 8 月 22 日時点で、補足的保障所得（SSI）給付を受けていた非市民
- 米国の市民権を有すること、米国国民であること、あるいは資格を有する非市民であることに加え、米国 50 州、コロンビア特別区、北マリアナ諸島のいずれかに居住する必要がある[90]
- 補足的保障所得（SSI）給付を受ける資格のある外国人は、以下の特定の対象者に限られる
  - 非市民の米軍現役兵、名誉除隊退役軍人、及びその配偶者と扶養している子供
  - 合法的永住権保持者（LPR）で、40 四半期の収入を得たか、又は配偶者や両親から 40 四半期の収入を証明できる者
  - 1996 年 8 月 22 日時点で合法的に米国に居住していた視覚障がい者又は身体障がい者の非市民
  - 人道的な理由で合法的に米国に居住している特定の移民
  - 保健福祉省により、米国における特定の種類の人身売買の被害者であると認定された非市民
  - イラク、アフガニスタン、ウクライナ出身の特定の非市民

＜カテゴリ要件＞

- SSI の給付対象は①高齢者、②視覚障がい者、③その他の障がい者であることが条件となる。
  - ①高齢者：65 歳以上であること
  - ②視覚障がい者：矯正レンズを使用した場合の中心視力が 0.1 以下、又は視野制限が 20 度以下であること
  - ③その他の障がい者：医学的に決定可能な身体的又は精神的障がいにより、実質的に有益な活動（SGA[91]）に従事することができない者。18 歳未満の子供の場合、資格は成人と同程度の重度の障がいに基づく。

---

[90] 本規定には以下 2 点の例外がある。

① 米国市民である視覚又は身体障がい者の子供は米軍兵士の親と米国外で同居している場合、引き続き支給を受けることができる。

② 1 年を超えない期間海外で学ぶ学生も、その学業が米国の教育機関の後援を受けているが、米国で実施できなかった場合は、引き続き給付を受ける資格がある。

[91] 重要な身体的又は精神的活動を伴い、かつ給与又は利益を得るための活動を指す。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

＜資産要件＞

- 一般に、毎月決定される可算資産が 2,000 ドル（カップルの場合は 3,000 ドル）を超える個人は、補足的保障所得（SSI）の受給資格がない。
- 個人の家及び付随する土地、額面総額が 1,500 ドルを超えない生命保険契約等、資産の除外対象が定められている。
- 補足的保障所得（SSI）申請前の 36 か月間、又はそれ以降に、個人が公正市場価値より低い価格で資産を処分した場合、罰則を受ける可能性がある。

＜所得要件＞

- 個人及び夫婦の可算所得は、それぞれの連邦給付率（FBR）に等しく、通常、生活費の変動に応じて毎年引き上げられる。2023 年の連邦給付率（FBR）は、個人で月 914 ドル、カップルで月 1,371 ドルである。

＜施設入所要件＞

- 原則として、公共施設に居住している場合は補足的保障所得（SSI）を受給できない。ただし、医療機関や小規模のコミュニティ住宅等に入所している者に対して例外規定が設けられている。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続き＞

- 給付申請は、全国に約 1,200 ヵ所ある連邦社会保障庁（SSA）支部、又は連邦社会保障庁（SSA）テレサービスセンターで行う。
- 2017 年 4 月 1 日より、障がい保険給付をオンラインで申請する人は、特定の状況下では SSI もオンラインで申請できるようになっている。
- 連邦社会保障庁（SSA）は、申請者が補足的保障所得（SSI）のために提供する情報を、独立した情報源又は付随する情報源を通じて裏付けする。証拠を入手する基本的な責任は申請者にあるが、連邦社会保障庁（SSA）は証拠を入手するための助言や援助を頻繁に行う。障がい及び失明の申請に関しては、連邦社会保障庁（SSA）が非医学的受給資格要素を判断し、州障がい者決定サービス（the State Disability Determination Services （以下 DDS という。））が医学的受給資格要素を判断する。
- 2013 年 3 月 1 日より、SSI 給付金は、電子的に受け取るのが困難な状況である場合等を除き、電子的に受け取らなくてはならなくなり、2023 年 2 月時点では、SSI 受給者の 96.7%が電子的に給付金を受け取っている。
- 2022 年 3 月に、電話で連絡できない、又はインターネット端末（iClaim）申請などの既存のオンライン・サービスの利用を希望しない個人のために、給付金申請の予約依頼を提出し、保護申請日を記録するための Web ツールの利用が開始された。

＜受給者の義務＞

- 受給者には補足的保障所得（SSI）の受給額を決定するため、収入や資産の変化、住居・氏名の変更、生活環境の変化（就業、退職に係る情報、障がいの改善、配偶者・両親・子供の収入の変化）等の支払額に影響を与える全ての変化について報告が求められる。
- 報告を怠った場合、金銭的な罰則が科される可能性や、補足的保障所得（SSI）の給付が受けられなくなる可能性がある。

⑤ 給付内容

- 新規無資産受給者に対する連邦の所得保障の給付上限月額は、943 ドル（2024 年）、カップルの場合月 1415 ドル（2024 年）である。なお、他からの収入がある場合や、OASDI など他から給付所得がある場合には、補足的所得保障の給付額は減額される。
- SSI（補足的所得保障）の給付額の改正には 老齢・遺族・障がい年金（OASDI）の物価スライドと同じ指数を使っており、毎年、連邦社会保障庁（SSA）がこのスライド率を決めるための係数（COLAs：Cost-of-Living Adjustments）を作成している。一般的には、次年度の年間給付額は、COLA s を用いて当年

度の年間給付額を増加させ決定する。2024 年時点の COLAs は、3.2%である。

⑥　実施体制、財源、国と地方の関係

＜実施体制/国と地方の関係＞

- 社会保障法の下で連邦社会保障庁（SSA）が制度の管理・運営を行っている。
- 受給資格等の審査の一部を各州が担当している。

＜財源＞

- 社会保障信託基金から支払われる社会保障給付金とは異なり、補足的保障所得（SSI）の給付金と管理費の財源は、補足的保障所得（SSI）の一般基金から支払われる。米国財務省連邦政府が管理する州補助金も一般財源から拠出されるが、州から払い戻される。
- 各州は、連邦による支給額に月々の追加額を上乗せすることが可能である。

⑦　施行状況に係る基礎データ

- 2022 年度における SSI プログラムの現金支給のための連邦支出は、571 億ドルであり、2021 年度の 554 億ドルから 3.0%増の支出となった。
- 2023 年 1 月には、740 万人が平均 654 ドルの月額連邦 SSI を受給しており、2022 年 1 月の受給者 760 万人から 136,000 人減少した。

受給資格カテゴリ･年齢層別 SSI 受給者数の推移、各年 12 月（人）

年	受給者数	受給資格カテゴリ			年齢層		
		高齢者	視覚障がい者	身体障がい者	18 歳未満	18-64 歳	65 歳以上
2005	7,113,879	1,214,296	75,039	5,824,544	1,036,498	4,082,870	1,994,511
2006	7,235,583	1,211,656	73,418	5,950,509	1,078,977	4,152,130	2,004,476
2007	7,359,525	1,204,512	71,727	6,083,286	1,121,017	4,221,920	2,016,588
2008	7,520,501	1,203,256	70,325	6,246,920	1,153,844	4,333,096	2,033,561
2009	7,676,686	1,185,959	69,302	6,421,425	1,199,788	4,451,288	2,025,610
2010	7,912,266	1,183,853	69,289	6,659,124	1,239,269	4,631,507	2,041,490
2011	8,112,773	1,182,106	69,033	6,861,634	1,277,122	4,777,010	2,058,641
2012	8,262,877	1,156,188	67,725	7,038,964	1,311,861	4,869,484	2,081,532
2013	8,363,477	1,157,118	67,671	7,138,688	1,321,681	4,934,272	2,107,524
2014	8,335,704	1,151,940	67,383	7,116,381	1,299,761	4,913,072	2,122,871
2015	8,309,564	1,157,492	67,851	7,084,221	1,267,160	4,888,555	2,153,849
2016	8,251,161	1,164,589	68,344	7,018,228	1,213,079	4,845,735	2,192,347
2017	8,227,676	1,176,476	68,947	6,982,253	1,182,593	4,805,112	2,239,971
2018	8,128,652	1,169,087	68,654	6,890,911	1,148,038	4,714,234	2,266,380
2019	8,076,867	1,166,666	68,747	6,841,454	1,132,080	4,646,559	2,298,228
2020	7,959,766	1,136,162	67,738	6,755,866	1,108,612	4,556,131	2,295,023
2021	7,695,900	1,115,723	65,587	6,514,590	1,038,149	4,363,898	2,293,853
2022	7,542,222	1,138,100	64,393	6,339,729	997,109	4,195,789	2,349,324

受給資格カテゴリ及び年齢層別 SSI 受給者数、2022 年 12 月

		受給者数	受給資格カテゴリ			年齢層		
			高齢者	視覚障がい者	身体障がい者	18 歳未満	18-64 歳	65 歳以上
受給者数（人）	合計	7,542,222	1,138,100	64,393	6,339,729	997,109	4,195,789	2,349,324
	連邦給付のみ	6,195,447	746,743	47,668	5,401,036	889,395	3,618,171	1,687,881
	連邦給付と州補足給付	1,212,283	342,050	14,646	855,587	106,843	527,729	577,711
	州補足給付のみ	134,492	49,307	2,079	83,106	871	49,889	83,732
	連邦給付を受給	7,407,730	1,088,793	62,314	6,256,623	996,238	4,145,900	2,265,592
	州補足給付を受給	1,346,775	391,357	16,725	938,693	107,714	577,618	661,443
給付額（千ドル）	合計	4,910,154	569,774	43,223	4,297,157	771,248	2,936,359	1,202,547
	連邦給付	4,661,439	496,067	39,116	4,126,256	762,552	2,822,284	1,076,603
	州補足給付	248,715	73,707	4,107	170,901	8,697	114,075	125,944
月当たり平均給付額（ドル）	合計	622.00	495.52	644.53	644.50	731.99	659.81	508.01
	連邦給付	600.74	450.87	602.12	626.84	724.54	641.76	471.56
	州補足給付	178.62	185.83	237.74	174.55	75.31	186.64	188.41

受給資格カテゴリ別 SSI を受給する単身者及び、カップルの数、2022 年 12 月

		成人						18 歳未満の視覚障がい者又は障がい者
		高齢者		視覚障がい者		身体障がい者		
		単身者	カップル	単身者	カップル	単身者	カップル	
受給者数（人）	合計	891,481	118,275	57,162	1,405	5,160,150	98,480	997,109
	連邦給付のみ	611,452	65,317	42,156	735	4,383,302	68,498	889,397
	連邦給付と州補足給付	249,016	44,376	13,096	579	700,917	26,417	106,841
	州補足給付のみ	31,013	8,582	1,910	91	75,931	3,565	871
	連邦給付を受給	860,468	109,693	55,252	1,314	5,084,219	94,915	996,238
	州補足給付を受給	280,029	52,958	15,006	670	776,848	29,982	107,712
給付額（千ドル）	合計	456,214	109,403	38,151	1,566	3,435,727	95,937	770,587
	連邦給付	407,463	85,748	34,486	1,174	3,286,349	81,845	761,894
	州補足給付	48,752	23,654	3,665	391	149,378	14,092	8,693
月当たり平均給付額（ドル）	合計	508.09	919.24	642.32	1,114.66	636.35	961.54	734.24
	連邦給付	469.82	776.15	599.75	892.97	617.31	849.67	726.58
	州補足給付	171.96	443.09	236.44	583.88	184.73	465.78	75.37

SSI 受給者数、性別･年齢層別･受給カテゴリ別の構成比、2022 年 12 月

		全受給者	成人			18 歳未満の視覚障がい者又は障がい者
			高齢者	視覚障がい者	身体障がい者	
受給者数		7,542,222	1,138,100	59,323	5,347,690	997,109
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
性別	男性	48.1%	35.6%	50.5%	47.1%	67.8%
	女性	51.9%	64.4%	49.5%	52.9%	32.2%
年齢層	5 歳未満	1.6%	–	–	–	11.9%
	5–9 歳	3.8%	–	–	–	28.9%
	10–14 歳	4.8%	–	–	–	36.6%
	15–17 歳	3.0%	–	–	–	22.6%
	18–21 歳	3.9%	–	5.6%	5.4%	–
	22–29 歳	7.4%	–	13.9%	10.2%	–
	30–39 歳	9.3%	–	15.9%	12.9%	–
	40–49 歳	8.8%	–	14.2%	12.2%	–
	50–59 歳	15.6%	–	18.1%	21.8%	–
	60–64 歳	10.7%	–	10.4%	15.0%	–
	65–69 歳	9.5%	15.0%	8.2%	10.2%	–
	70–74 歳	7.7%	23.2%	5.4%	5.8%	–
	75–79 歳	5.6%	21.6%	3.4%	3.2%	–
	80 歳以上	8.4%	40.3%	4.9%	3.2%	–

連邦給付、州補足給付別･州別 SSI 受給者、2022 年 12 月

州名又は地域	連邦給付		州補足給付	
	受給者数（人）	月当たり平均給付額（ドル）	受給者数（人）	月当たり平均給付額（ドル）
合計	7,407,730	600.74	1,346,775	178.62
アラバマ	146,542	591.69	–	–
アラスカ	11,365	575.77	–	–
アリゾナ	112,371	605.67	–	–
アーカンソー	96,423	605.75	–	–
カリフォルニア	1,007,436	578.62	1,132,236	201.11
コロラド	68,021	594.10	–	–
コネチカット	65,416	608.91	–	–
デラウェア	16,066	621.89	510	133.89
コロンビア特別区	23,419	637.52	915	384.04
フロリダ	547,570	598.21	–	–
ジョージア	249,088	597.73	–	–
ハワイ	20,577	580.59	2,223	485.68
アイダホ	28,457	598.36	–	–
イリノイ	245,117	619.56	–	–
インディアナ	121,768	615.55	–	–
アイオワ	49,268	591.64	971	242.25
カンザス	45,594	602.02	–	–
ケンタッキー	156,464	603.50	–	–
ルイジアナ	160,538	611.54	–	–
メイン	34,095	585.11	–	–
メリーランド	115,215	629.10	–	–
マサチューセッツ	168,056	604.27	–	–
ミシガン	249,816	624.90	10,498	118.92
ミネソタ	88,024	626.60	–	–
ミシシッピ	107,725	586.10	–	–
ミズーリ	128,841	593.27	–	–
モンタナ	16,331	569.33	629	84.11
ネブラスカ	28,326	586.18	–	–
ネバダ	53,146	612.35	15,854	42.03
ニューハンプシャー	16,527	577.42	–	–

ニュージャージー	161,312	575.60	164,410	37.29
ニューメキシコ	56,273	580.32	–	–
ニューヨーク	573,058	608.38	–	–
ノースカロライナ	216,756	589.16	–	–
ノースダコタ	7,872	562.10	–	–
オハイオ	291,632	625.24	–	–
オクラホマ	92,408	605.51	–	–
オレゴン	83,635	610.13	–	–
ペンシルバニア	327,362	631.22	3,821	569.77
ロードアイランド	30,465	605.11	339	278.39
サウスカロライナ	106,983	588.41	–	–
サウスダコタ	13,933	577.78	–	–
テネシー	162,800	599.07	–	–
テキサス	594,018	583.16	–	–
ユタ	30,482	599.43	–	–
バーモント	13,414	583.56	14,114	53.60
バージニア	148,318	602.22	–	–
ワシントン	137,815	624.52	–	–
ウエストバージニア	64,747	610.45	–	–
ウィスコンシン	109,123	613.05	–	–
ワイオミング	6,706	582.19	–	–
北マリアナ諸島	1,016	692.97	–	–

州別 SSI 受給者数･給付額合計、2022 年 12 月

州名又は地域	受給者数（人）				給付額合計（千ドル）			
	合計	高齢者	視覚障がい者	身体障がい者	合計	高齢者	視覚障がい者	身体障がい者
合計	7,542,222	1,138,100	64,393	6,339,729	55,772,455	6,357,917	493,586	48,920,953
アラバマ	146,542	7,338	948	138,256	1,052,291	27,838	6,811	1,017,642
アラスカ	11,373	1,625	69	9,679	81,563	7,000	477	74,087
アリゾナ	112,371	17,809	1,103	93,459	826,156	89,263	8,429	728,464
アーカンソー	96,423	4,411	669	91,343	709,463	15,382	4,668	689,414
カリフォルニア	1,133,190	339,560	14,662	778,968	9,875,333	2,402,209	139,733	7,333,391
コロラド	68,021	11,017	551	56,453	494,226	57,887	3,956	432,383
コネチカット	65,416	7,577	429	57,410	480,038	39,237	3,208	437,593
デラウェア	16,114	1,371	109	14,634	122,504	6,981	819	114,704
コロンビア特別区	23,525	2,370	144	21,011	188,876	12,595	1,072	175,208
フロリダ	547,570	147,156	3,562	396,852	3,944,829	866,876	26,132	3,051,821
ジョージア	249,088	26,795	2,210	220,083	1,811,787	116,265	15,941	1,679,580
ハワイ	21,456	5,270	187	15,999	161,499	28,918	1,380	131,200
アイダホ	28,457	1,681	243	26,533	207,074	7,379	1,733	197,961
イリノイ	245,117	29,792	2,250	213,075	1,844,372	160,788	16,786	1,666,799
インディアナ	121,768	6,252	924	114,592	926,143	28,851	6,600	890,692
アイオワ	49,411	2,980	595	45,836	343,801	12,871	3,851	327,079
カンザス	45,594	2,855	371	42,368	337,162	13,493	2,695	320,974
ケンタッキー	156,464	8,402	1,020	147,042	1,142,776	35,136	7,355	1,100,285
ルイジアナ	160,538	10,141	1,308	149,089	1,188,231	41,059	9,027	1,138,145
メイン	34,095	1,743	202	32,150	240,818	6,780	1,416	232,622
メリーランド	115,215	15,435	773	99,007	882,322	85,606	5,804	790,912
マサチューセッツ	168,056	24,841	1,906	141,309	1,213,513	144,237	13,116	1,056,160
ミシガン	250,912	19,660	1,674	229,578	1,922,751	109,762	12,643	1,800,347
ミネソタ	88,024	11,110	719	76,195	667,438	71,065	5,481	590,892
ミシシッピ	107,725	6,910	931	99,884	765,677	23,186	6,542	735,950
ミズーリ	128,841	6,903	993	120,945	928,020	31,346	6,954	889,721
モンタナ	16,372	1,501	136	14,735	114,688	6,138	988	107,562
ネブラスカ	28,326	2,434	247	25,645	203,784	11,745	1,744	190,295
ネバダ	53,564	15,185	667	37,712	400,054	82,515	5,362	312,178
ニューハンプシャー	16,527	853	121	15,553	117,313	4,116	799	112,398
ニュージャージー	165,162	34,351	851	129,960	94,164	18,062	513	75,589
ニューメキシコ	56,273	7,339	461	48,473	398,489	30,882	3,371	364,236
ニューヨーク	573,058	110,797	2,924	459,337	4,180,123	595,035	21,252	3,563,837
ノースカロライナ	216,756	16,909	1,840	198,007	1,555,448	67,726	13,132	1,474,591
ノースダコタ	7,872	608	65	7,199	54,194	3,107	434	50,653
オハイオ	291,632	17,591	2,029	272,012	2,199,857	90,497	14,989	2,094,372

オクラホマ	92,408	5,881	758	85,769	681,023	23,015	5,365	652,644
オレゴン	83,635	9,421	565	73,649	626,710	48,682	4,086	573,942
ペンシルバニア	328,665	25,615	2,105	300,945	2,533,370	138,578	15,200	2,379,592
ロードアイランド	30,592	3,243	161	27,188	218,872	15,885	1,105	201,881
サウスカロライナ	106,983	7,880	1,202	97,901	768,654	29,367	8,403	730,884
サウスダコタ	13,933	1,528	135	12,270	98,530	7,510	995	90,025
テネシー	162,800	10,434	1,509	150,857	1,195,912	42,068	10,894	1,142,950
テキサス	594,018	97,352	6,445	490,221	4,165,364	442,750	46,052	3,676,562
ユタ	30,482	2,771	287	27,424	225,049	14,650	2,039	208,360
バーモント	14,133	874	76	13,183	102,138	4,148	485	97,505
バージニア	148,318	17,457	1,094	129,767	1,081,384	91,750	7,960	981,674
ワシントン	137,815	17,600	859	119,356	1,057,493	106,382	6,411	944,701
ウエストバージニア	64,747	2,294	416	62,037	477,124	8,913	2,941	465,270
ウィスコンシン	109,123	6,638	821	101,664	808,182	30,120	5,943	772,119
ワイオミング	6,706	372	57	6,277	47,594	1,298	421	45,875
北マリアナ諸島	1,016	168	10	838	8,278	972	78	7,228

⑧ 補足情報

- 不正受給防止策などの適正化対策等
  - 金融機関アクセス（Access to Financial Institutions（以下 AFI という。））は、補足的保障所得（SSI）申請者、受給者等が保有する金融口座における超過資産を特定するために、金融機関と銀行口座残高の申し立てを検証するプロセスである。
  - 疑わしい銀行口座の確認に加え、金融機関アクセス（AFI） は地理的検索と呼ばれる独自の検索基準を用いて、一人当たり最大 10 件の検索を行い、未開示の口座を検出する。金融機関アクセス（AFI）は、SSI の申請手続き中や定期的な資格継続の再決定を行う際に、金融口座の確認に使用される 。
- コロナ禍における公的扶助での特例措置の有無
  - 2021 年 8 月、連邦社会保障庁（SSA）は、パンデミックに関連した経済的支援は補足的保障所得（SSI）の受給資格や給付額に影響しないと発表した。

b） 子供のいる低所得世帯

(1) 貧困家庭一時扶助（TANF : Temporary Assistance for Needy Families）

① 制度の概要

- TANF（Temporary Assistance for Needy Families:貧困家庭一時扶助）は、1996 年 8 月 22 日に成立し 1997 年 7 月 11 日に施行された PROWA（個人責任及び就労機会調整法／福祉改革法とも訳される）によって従来の AFDC（要扶養児童家庭扶助）を廃止の上創設された。保健福祉省（HHS）の児童家庭局（ACF）が定める基準に従って州政府が運営し、子供や妊婦のいる貧困世帯に対して行う、連邦ではなく州による現金給付制度である。
- 連邦政府は TANF の運営に関する権限を州に委譲し、包括補助金（Block Grant）を交付する。そして、州に対して TANF 受給者の最低就労参加率を設定し、受給開始後 24 か月以内に一定の就労活動への参加又は参加努力を義務付けている。受給者世帯全体 50%、二人親家庭の 90%がこの就労要件を確実に満たすことが要件とされ、この要件が満たされない場合は、連邦から州への交付金が減額される。また、給付期間は生涯 60 か月（5 年）に限定されている。
- TANF の目的は、社会保障法（Social Security Act）第 401 条（a）に挙げられている以下の 4 項目である。
  - 児童が自宅又は親族居宅において養育されるよう貧困家庭に扶助を提供する
  - 就労準備、労働及び婚姻を促進し、貧困状態にある親が政府の福祉給付に依存することを防ぐ
  - 婚外妊娠の発生を予防し減少させる
  - 両親の揃った家庭の形成と維持を促進する

② 支給対象者・世帯の要件

- 州は HHS が定める一定の基準を満たす必要があるが、予算に基づく裁量的プログラムであり、TANF の受給対象、収入・資産要件、受給者に課される義務、給付水準は州ごとに異なる。資産要件については、預金等の換金可能な資産価格の要件がない州や、自動車について資産評価の対象としない州もある。
- TANF の支給には就労要件が定められている。16～60 歳の就労可能な受給者は、受給開始後 24 か月以内に、一定時間（ひとり親世帯は週 30 時間（子供が 6 歳以下の場合は 20 時間）、連邦政府の保育補助を受けていない夫婦世帯は週 35 時間など）の「就労活動」を義務付けるものである。州政府は、受給者世帯全体の 50%（両親のいる世帯の 90%）がこの就労要件を確実に満たすことを義務付けられている。
- 就労要件を州全体で達成しない場合、連邦政府からの補助金が減額される。また、就労要件を満たさない受給者は、原則として支給が停止される。
- TANF の支給には就労要件が定められている。16～60 歳の就労可能な受給者は、受給開始後 24 か月以内に、一定時間（ひとり親世帯は週 30 時間（子供が 6 歳以下の場合は 20 時間）、夫婦世帯は週 35 時間など）の「就労活動」を義務付けるものである。州政府は、受給者世帯全体の 50%（両親のいる世帯の 90%）がこの就労要件を確実に満たすことを義務付けられている。
- 「就労活動」として認められる活動として 12 種類が規定されており、そのうち 9 種類が「コア」として位置づけられている。コアに指定されている活動は常に就労活動としてカウントされるものの、コアに指定されていない活動は、コア活動に週 20 時間以上従事した場合にのみカウントされる。コア活動と非コア活動の一覧は下表のとおりである。

コア活動	・補助金のない雇用 ・補助金のある民間部門雇用 ・補助金のある公的部門雇用 ・求職活動と準備 ・コミュニティ・サービスプログラム ・職業体験 ・職場内訓練（OJT） ・職業教育訓練 ・コミュニティ・サービスプログラム参加者の子供の保育

非コア活動	・雇用に直結する職業技能訓練 ・雇用に直結する教育 ・中等教育課程の修了

- 適用要件の維持と、就労関連活動（work-related activities）への参加が義務付けられる。週当たりの参加時間は子供の年齢と世帯の就労可能人数により異なる。

各世帯種別就労関係活動の所要時間

	6歳未満の子供を持つひとり親世帯	両親世帯・公的保育なし	両親世帯・公的保育あり
合計所要時間	月間平均週20時間	月間平均週35時間	月間平均週55時間
コア活動の所要時間	月間平均週20時間	月間平均週30時間	月間平均週50時間
非コア活動の許容時間	該当なし	月間平均週5時間	月間平均週5時間

- コロンビア特別区の場合

【適用要件】

- コロンビア特別区の居住者
- 妊娠中又は 19 歳未満の子供の世話をしていること
- 米国市民、合法的に居住できる外国人又は永住権を持つ人
- TANF の受給者はオリエンテーションを受けて、DHS（Department of Human Services: : 福祉局）の専門家とアセスメントを実施し、保健福祉省の職業開発専門家とともに IRP（Individual Responsibility Plan : 個人責任計画）を作成しなければならない。
  - ✧ IRP を順守せず、正当な理由が文書で証明されない場合、4 週間 IRP を順守するまで、一時的に給付が 6%減額される。

【収入要件】

- 月額所得は、世帯構成人数に応じた TANF の最大給付月額を超えてはならない

【資産要件】

- 預金又は換金可能な資産価格合計が 2,000 ドル以下（世帯に 60 歳以上が含まれる場合は、3,000 ドル以下）
- 自動車の評価額については制限がなく、資産限度額から除外される

【附帯する義務】

- 就労や就学を含む IRP の活動を行う必要がある。
  - ✧ 各利用者は主要な支援サービス提供者を紹介され、IRP で取り上げられ合意されている活用に関しては、DHS の就労参加要件に適用することができる。
- 以下のような条件に該当する場合、就労要件の免除を求めることが可能である。
  - ✧ 妊娠中である
  - ✧ 1 歳未満の子供がいる
  - ✧ 家庭内暴力の経験がある
  - ✧ 障がいがあり、仕事が制限されている
- 適用要件の維持と、就労関連活動（work-related activities）への参加が義務付けられる。週当たりの参加時間は子供の年齢と世帯の就労可能人数により異なる。
- 就労関連活動は、就職に直結するコア活動と直結しない非コア活動に分けられる。
- 子供が 6 歳以上のひとり親世帯の場合、週当たり 30 時間のうち 20 時間はコア活動でなければならない。
- 世帯に成人が 2 人いる場合は合計 35 時間とし、うち 30 時間はコア活動でなければならない。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 連邦では、世帯の資産要件は定義されておらず、州が独自に決定をしている。
- 2023 年 10 月現在、申請者の資産の上限を定めない州が 9 州あり、26 州及びコロンビア特別区は上限を 3,000 ドル以下に定めている。
- 自動車を資産評価の対象とするかは州によりばらつきがあるが、全ての車両について対象としない州は 18 州とコロンビア特別区だけである。

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 各州により TANF の手続きは規定されているが、一般的に各自治体の TANF 事務局や保健福祉省（DSS）の事務所にて対面で行うか、オンラインでの申請が可能である。
- 申請者にはケースワーカーが割り当てられ、対面での面接による申請書類や受給資格の確認が行われる。電話面接も可能であるが、初回申請時には対面での面接を受ける必要がある。
- 申請後の面接に当たり、一般的には以下のような情報を証明できる書類等を用意する必要があるが、一部の州では、郵送やファックスにより面接前に提出する必要がある。
  - 給与明細や W-2（日本の源泉徴収票に当たるもの）
  - 全ての口座の銀行取引明細書を含む資産の証明
  - 公共料金の請求書などの居住証明書
  - 社会保障番号（SSN）
  - 子供の出生証明書　※該当する場合
  - 妊娠の診断書　　※該当する場合
  - 写真付き身分証明書
- 一部の州では、TANF の面接で薬物検査を受ける必要がある。
- 給付が行われた後も、12 か月間隔で面接は行われ、経済状況や最新の受給資格について継続的に確認する。
- 全ての州において、給付はデビットカード又は口座振込を通じて電子的に行われるが、幾つかの州では紙の小切手で発行している。
- 電子的に給付を受け取った場合、以下の方法で残高を確認することができる。
  - TANF カードを使った買い物の場合、レシートに残高が記載されるため、確認する
  - 州が提供している福利厚生の管理や利用可能な残高を確認することができるモバイルアプリを利用する
  - TANF カードに記載されている電話番号は近くの TANF 事務所である可能性があり、残高を問い合わせる

⑤ 給付内容

- 給付内容及び給付水準は、州によって異なる。就労による賃金収入があった月の給付額は、最大月額給付額から差し引かれる。
- 給付金額は、州法により定められており、所得（勤労所得及びその他の不労所得）、資産（不動産、預貯金、社会給付等を含む）等の水準に応じ、家族構成別に定められている。
  - 給付額の算定式は州ごとに異なり、上限額と下限額も州ごとに定められている。
- コロンビア特別区の場合
  - 以下の表のとおり、世帯人数に応じて最大月額給付額が設定されている。
  - 家族が保育料を負担している場合、2 歳以上の子供 1 人につき月 175 ドル、2 歳未満の子供 1 人につき 200 ドルを上限として加算される。
  - 連邦政府が定める 60 か月の期間を超えて、給付を受け取ることが可能である。
  - 毎年、連邦社会保障庁（SSA）が作成している係数（COLAs：Cost-of-Living Adjustments）を用いて、給付水準が決定されている。
  - 教育と雇用の目標が達成されたとき、及び有意義な方法で TANF 雇用プログラム（TEP）に参加した

場合、毎月の給付に加えて金銭的な報酬が提供される。

2023 年 10 月～2024 年 9 月の間における最大月額給付額

世帯人数	最大月額給付額（ドル）
1 人	471
2 人	588
3 人	751
4 人	919
5 人	1,001
6 人	1,247
7 人	1,431
8 人	1,580
9 人	1,740
10 人	1,890

⑥ 実施体制、財源、国と地方の関係

- TANF の財源は、連邦政府からの補助金と州からの補助金で賄われている。連邦政府の基本助成額と州の最低助成額は、1990 年代前半から半ばにかけての TANF 以前のプログラムにおける支出に基づいて法律で定められており、インフレやその他の状況変化による調整は行われていない。
- 各州には、1994 年度の TANF 以前のプログラムでの支出に基づき、MOE（Maintenance of Effort）要件と呼ばれる連邦政府以外からの資金拠出を義務付けている。
- 2021 年米国救済計画法により、COVID-19 パンデミックの経済的影響を相殺するために、TANF 内に 10 億ドルの臨時基金を設立した。

⑦ 施行状況に係る基礎データ

各会計年度における州別 TANF 受給世帯数の推移（世帯）

州名又は地域	TANF 受給者数（人）					
	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022
全米	1,095,368	1,004,923	916,614	894,308	804,193	791,271
アラバマ	9,745	8,502	7,623	7,170	6,266	5,661
アラスカ	3,151	2,822	2,445	2,260	1,774	1,555
アリゾナ	8,711	7,530	7,010	7,766	6,982	5,748
アーカンソー	3,200	3,011	2,526	2,286	1,690	1,192
カリフォルニア	358,609	325,956	290,333	277,783	237,614	269,505
コロラド	16,329	15,123	14,152	13,892	11,622	11,775
コネチカット	9,973	10,109	8,169	7,276	5,713	4,734
デラウェア	4,015	3,780	3,478	3,000	2,654	2,799
コロンビア特別区	4,291	4,963	6,869	7,378	6,356	6,118
フロリダ	45,734	42,510	39,708	40,485	38,115	27,534
ジョージア	11,532	10,966	9,595	8,507	7,652	6,439
グアム	616	520	466	448	383	348
ハワイ	5,323	4,591	4,189	4,992	6,584	4,526
アイダホ	1,929	2,007	2,040	1,945	1,677	1,546
イリノイ	13,461	11,704	10,800	10,834	10,538	10,212
インディアナ	7,227	6,352	5,432	6,346	7,633	4,439
アイオワ	9,763	8,704	7,608	7,167	6,212	4,833
カンザス	4,623	4,317	3,835	4,073	3,146	3,107
ケンタッキー	21,818	19,716	17,418	15,636	13,130	11,700
ルイジアナ	5,548	5,685	4,910	3,630	3,356	3,293
メイン	3,355	3,310	3,142	3,401	3,281	3,438
メリーランド	19,245	17,838	16,486	20,429	22,968	15,491
マサチューセッツ	29,130	28,124	28,031	29,424	25,272	31,967
ミシガン	14,455	12,867	11,356	13,585	9,372	8,484
ミネソタ	18,879	17,642	15,967	15,050	19,242	14,349
ミシシッピ	5,259	4,499	3,428	2,665	1,682	1,631
ミズーリ	11,518	9,953	8,735	8,591	6,803	5,587
モンタナ	4,054	4,062	3,408	2,992	2,179	1,895
ネブラスカ	4,501	4,323	3,866	4,059	3,451	2,805
ネバダ	9,402	9,562	8,326	7,824	5,728	6,102
ニューハンプシャー	2,461	3,186	3,496	3,495	2,988	2,622
ニュージャージー	13,884	11,578	9,270	9,315	8,920	9,068
ニューメキシコ	11,055	10,571	9,989	10,589	11,574	10,859
ニューヨーク	99,397	91,776	84,057	81,301	75,151	77,207
ノースカロライナ	16,860	15,452	13,609	13,930	13,571	12,354
ノースダコタ	1,098	1,045	950	972	1,054	716
オハイオ	55,473	50,311	51,241	52,038	48,056	42,411
オクラホマ	6,873	6,410	6,041	5,635	5,020	3,785
オレゴン	15,974	15,084	14,584	14,587	14,391	16,810
ペンシルバニア	52,459	47,101	41,486	36,086	27,157	28,651
プエルトリコ	7,467	6,048	4,803	4,252	4,435	3,629
ロードアイランド	4,617	4,262	4,002	3,491	2,304	2,823
サウスカロライナ	8,819	8,210	8,058	7,830	7,305	6,480

サウスダコタ	3,040	3,007	2,925	2,802	2,559	2,346
テネシー	26,622	22,769	19,601	17,310	14,272	13,551
テキサス	28,476	26,362	23,544	20,837	18,181	11,816
ユタ	3,727	3,623	3,190	2,845	2,374	1,964
バーモント	2,804	2,437	2,241	2,063	1,687	1,781
ヴァージン諸島	222	183	119	81	73	67
バージニア	17,022	16,344	15,727	15,600	15,043	16,314
ワシントン	27,532	25,512	25,044	27,355	28,139	29,621
ウェストバージニア	7,134	6,697	6,411	6,083	5,629	5,321
ウィスコンシン	16,429	15,365	14,361	14,418	14,757	11,813
ワイオミング	529	538	515	499	478	451

子供の TANF 受給者がいる世帯の平均月額給付額（ドル）

州名又は地域	平均月額給付額（ドル）					
	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022
全米	425	423	447	505	517	567
アラバマ	215	239	282	365	360	420
アラスカ	611	607	597	633	619	620
アリゾナ	244	247	248	358	252	206
アーカンソー	151	153	153	156	150	145
カリフォルニア	543	547	583	717	707	779
コロラド	371	369	392	440	405	410
コネチカット	454	464	457	457	442	487
デラウェア	245	244	243	242	241	247
コロンビア特別区	330	464	590	596	635	648
フロリダ	233	235	237	239	237	236
ジョージア	1,451	253	252	257	257	359
グアム	19	19	19	205	225	239
ハワイ	575	590	598	616	616	599
アイダホ	298	297	297	298	299	298
イリノイ	198	195	292	304	318	326
インディアナ	197	198	198	209	288	244
アイオワ	315	314	314	321	327	327
カンザス	259	264	263	265	263	326
ケンタッキー	255	250	246	246	248	246
ルイジアナ	282	283	290	292	295	521
メイン	351	497	520	562	553	573
メリーランド	522	542	576	599	778	600
マサチューセッツ	470	464	509	527	641	639
ミシガン	327	328	329	360	344	347
ミネソタ	406	408	405	474	497	510
ミシシッピ	138	137	135	134	163	218
ミズーリ	219	218	219	228	220	220
モンタナ	512	498	459	460	457	459
ネブラスカ	358	368	372	392	390	400
ネバダ	342	329	336	344	355	352
ニューハンプシャー	554	707	704	730	730	769
ニュージャージー	302	307	352	427	439	453
ニューメキシコ	331	327	345	356	373	369
ニューヨーク	582	601	614	658	655	648
ノースカロライナ	2	210	208	239	227	209
ノースダコタ	308	310	310	301	337	294
オハイオ	357	360	376	384	382	402
オクラホマ	212	211	209	246	216	320
オレゴン	441	444	449	467	449	448
ペンシルバニア	317	314	322	319	312	318
プエルトリコ	192	189	187	341	342	329
ロードアイランド	428	427	423	436	453	642
サウスカロライナ	207	212	219	228	237	243
サウスダコタ	432	444	439	448	452	467

テネシー	167	168	232	244	279	384
テキサス	309	260	375	402	562	585
ユタ	399	393	389	394	395	392
バーモント	455	454	473	526	532	602
ヴァージン諸島	313	318	319	326	333	341
バージニア	277	285	289	321	381	501
ワシントン	403	412	440	448	482	548
ウェストバージニア	285	297	311	315	419	454
ウィスコンシン	373	370	383	390	453	561
ワイオミング	440	448	448	473	567	697

c） 失業者

(1) 失業保険（UI：Unemployment Insurance）

① 制度の概要

- 失業保険は、資格のある労働者に現金給付を行う、州と連邦の共同プログラムである。各州はそれぞれ別の UI プログラムを運営しているが、全州が連邦法で定められた同じガイドラインに従っている。失業保険の支給（給付）は、自己の過失によらず失業した労働者に一時的な経済的支援を提供することを目的としている。
- 米国における失業保険制度の中心を成すのが、社会保障法（Social Security Act; 1935 年）及び連邦失業税法（Federal Unemployment Tax Act; 1939 年）を根拠法とする「連邦・州失業保険制度」（Federal-State Unemployment Insurance Program）であり、根拠法が示す一般的な指針を踏まえて、各州が独自の受給要件・給付水準・給付期間等を定め、運営・管理している。連邦・州失業保険制度の主な目的は、非自発的失業者に対して一時的・部分的な所得保障を付与することにあり、それら非自発的失業者の購買力を下支えするとともに、景気後退から生じるマイナス影響とその長期化防止に寄与することが期待されている。

② 支給対象者・世帯の要件

- 離職前の「基準期間」（base period；失業保険加入期間）と呼ばれる期間中における労働所得額、及び労働時間数が、各州の定める要件水準を満たすこと。なお、多くの州は、この「基準期間」を、失業保険受給申請を行う 1 年 3 か月前から 3 か月前までの 1 年間（直近 5 四半期のうち最初の 4 四半期）としている。
- 自らの責任によらず失業したこと（解雇又は就職拒否に関する欠格事由（仕事に関連する不正行為に基づく解雇等）に該当しないこと等を指す）。具体的な定義・認定要件は州法で定められる。
- 求職・再就職の能力・意思があること。
- その他、州法が定める要件を満たすこと。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 基準期間における労働所得額及び労働時間が、各州の要件水準を満たすことが必要である。

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 勤務していた州の失業保険プログラムに、直接、電話、オンラインで申請を行う。
- 一般的には、勤務先の州に請求する必要があるが、現在住んでいる州と異なる州で働いていた場合や複数の州で働いていた場合には、州の失業保険事務所が他の州に申請を行う方法に関しての情報を提供する。
- 請求を行う際には、住所や前職の勤務日数等の特定の情報が必要となる。必要な情報は州によって異なるため、各州の失業保険事務所に確認することが必要である。
- 通常、最初の給付金を受け取るまでに申請後 2～3 週間かかる。
- 失業保険を継続して受給するためには、以下のような条件を満たす必要がある。
  - 毎週又は隔週で請求を提出する
  - 働くことができる状態で、仕事を積極的に探す
  - その週の収入を報告する（州ごとに収入額に関して異なるルールがある）
  - その週にあった求人と辞退した求人を報告する
  - 要請があれば、失業保険事務所又はアメリカジョブセンターに予定された日時に訪れ、報告をする
  - 州の雇用サービスへ登録をする（一部の州で必要）
  - その他の州の資格要件を満たす

＜扶養義務・私的扶養＞

- 加入者の保険による支払いのため、扶養義務・私的扶養の考え方は該当しない。

⑤ 給付内容

- 給付額は、各州が定めることになっているが、多くの州では、失業保険が離職によって失われた労働所得の一部を補てんするものであることを踏まえ、一定の限度額（2023 年時点で週当たりの最低支給額は 235 ドル、

最大週支給額 1,033 ドル）を設定しつつ、おおむね離職前に個人が得ていた労働所得の 50%程度としている。そのため、失業保険の受給による離職前労働所得の補てん割合は、労働所得額が低水準であった受給者の方が、より高くなっている。

- 2024 年時点で、ほとんどの州では、最大 26 週間にわたり給付を受けることができるが、13 の州ではそれ以下、6 つの州ではそれ以上の期間が設定されている。
- 各州及び地域における週当たりの最小・最大支給額及び最大支給週数は以下のとおりである。
  ※最小・最大支給額は 2023 年時点、最大支給週数は 2024 年時点のデータを利用

州・地域別の失業保険の週当たり最小・最大給付額及び最大支給週数

州名又は地域名	最小週給付額（ドル）	最大週給付額（ドル）	最大支給週数
アラバマ	45	275	14 週間
アラスカ	56	370	26 週間
アリゾナ	60	320	26 週間
アーカンソー	81	451	16 週間
カリフォルニア	40	450	26 週間
コロラド	25	781	26 週間
コネチカット	15	721	26 週間
デラウェア	20	450	26 週間
コロンビア特別区	50	444	26 週間
フロリダ	32	275	12 週間
ジョージア	55	365	26 週間
ハワイ	5	763	26 週間
アイダホ	72	532	21 週間
イリノイ	51	578	26 週間
インディアナ	50	390	26 週間
アイオワ	86	582	16 週間
カンザス	147	589	16 週間
ケンタッキー	39	665	12 週間
ルイジアナ	35	275	26 週間
メイン	89	538	26 週間
メリーランド	50	430	26 週間
マサチューセッツ	37	1,033	26 週間
ミシガン	45	362	20 週間
ミネソタ	33	857	26 週間
ミシシッピ	30	235	26 週間
ミズーリ	35	320	20 週間
モンタナ	169	698	28 週間
ネブラスカ	70	514	26 週間
ネバダ	16	585	26 週間
ニューハンプシャー	32	427	26 週間
ニュージャージー	100	830	26 週間
ニューメキシコ	96	514	26 週間
ニューヨーク	104	504	26 週間
ノースカロライナ	46	350	12 週間
ノースダコタ	43	748	26 週間
オハイオ	149	561	26 週間
オクラホマ	16	493	16 週間
オレゴン	190	813	26 週間
ペンシルベニア	68	605	26 週間

プエルトリコ	33	190	26 週間
ロードアイランド	62	705	26 週間
サウスカロライナ	42	326	20 週間
サウスダコタ	28	514	26 週間
テネシー	30	275	26 週間
テキサス	73	577	26 週間
ユタ	28	712	26 週間
バーモント	80	705	26 週間
ヴァージン諸島	33	642	26 週間
バージニア	60	378	26 週間
ワシントン	323	1,019	26 週間
ウェストバージニア	24	630	26 週間
ウィスコンシン	54	370	26 週間
ワイオミング	43	595	26 週間

- 給付金には連邦所得税とほとんどの州所得税がかかり、所得税申告書に申告しなければならない。給付金から源泉徴収することもできる。

⑥　平均受給期間

- 受給期間については前項でも示したように、最大 26 週間にわたり給付を受けることができるが、13 の州ではそれ以下、6 つの州ではそれ以上の期間が設定されている。
- 2013 年から 2022 年における失業保険の平均受給期間は、以下のように推移している。

失業保険の平均受給期間（2013～2022 年）

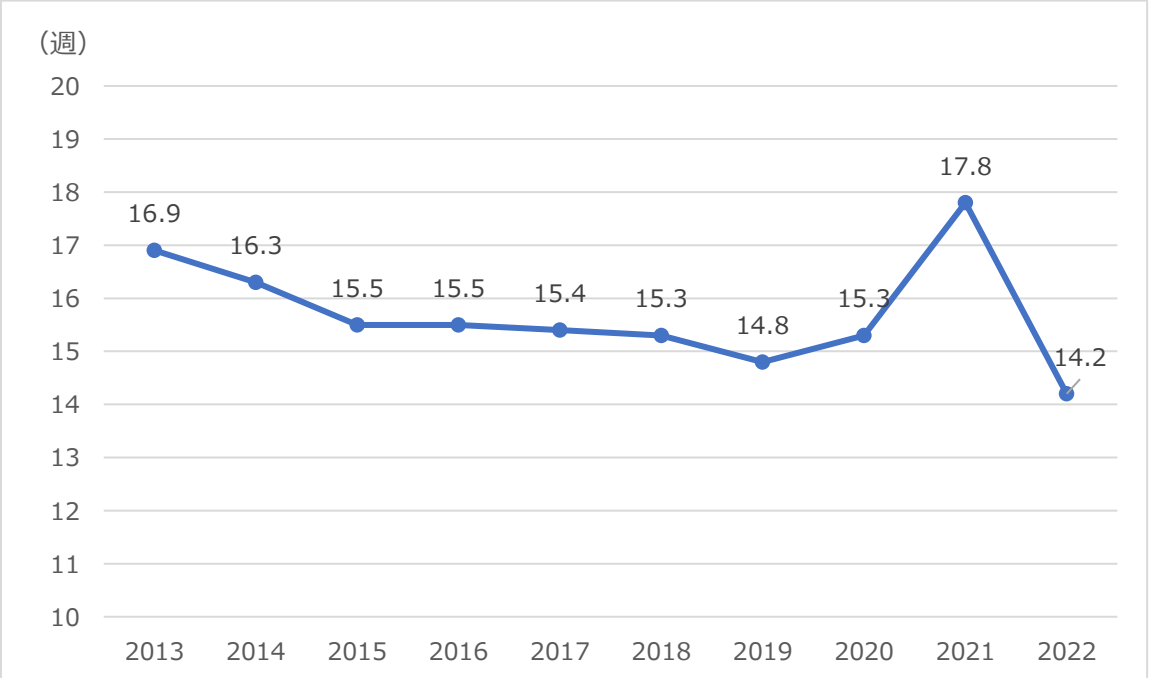

⑦　実施体制、財源、国と地方の関係

- 失業保険は、他の社会保障制度と異なり、被用者個人が加入するのではなく、「雇用主」が加入し、失業保険税を払う義務を負うものである。
- 雇用主は州失業税法（SUTA）と連邦失業税法（FUTA）によって確立された 2 つの別々の給与税を支払う。
- 連邦失業（保険）税法（FUTA：Federal Unemployment Tax Act）では、具体的に、暦年の各四半期における賃金支払い総額が 1,500 ドル以上の雇用主又 1 人以上の労働者を暦年で 20 週以上雇用する雇用主に適用される。
- 州政府が主体となって運営し、連邦労働省雇用訓練局（Employment and Training Administration）

が監督を行っている。

- 財源は、事業主負担の連邦失業保険税及び州失業保険税で、一部の州（アラスカ、ニュージャージー、ペンシルバニア）を除き、被用者負担はない。通常の失業給付は州失業保険税を財源として行われ、連邦失業保険税は監督事務経費や雇用情勢が悪化したときに発動する給付期間の延長措置（EB：Extended Benefit）の費用等に充てられる。

⑧　施行状況に係る基礎データ

失業保険新規申請件数（2013～2023 年）

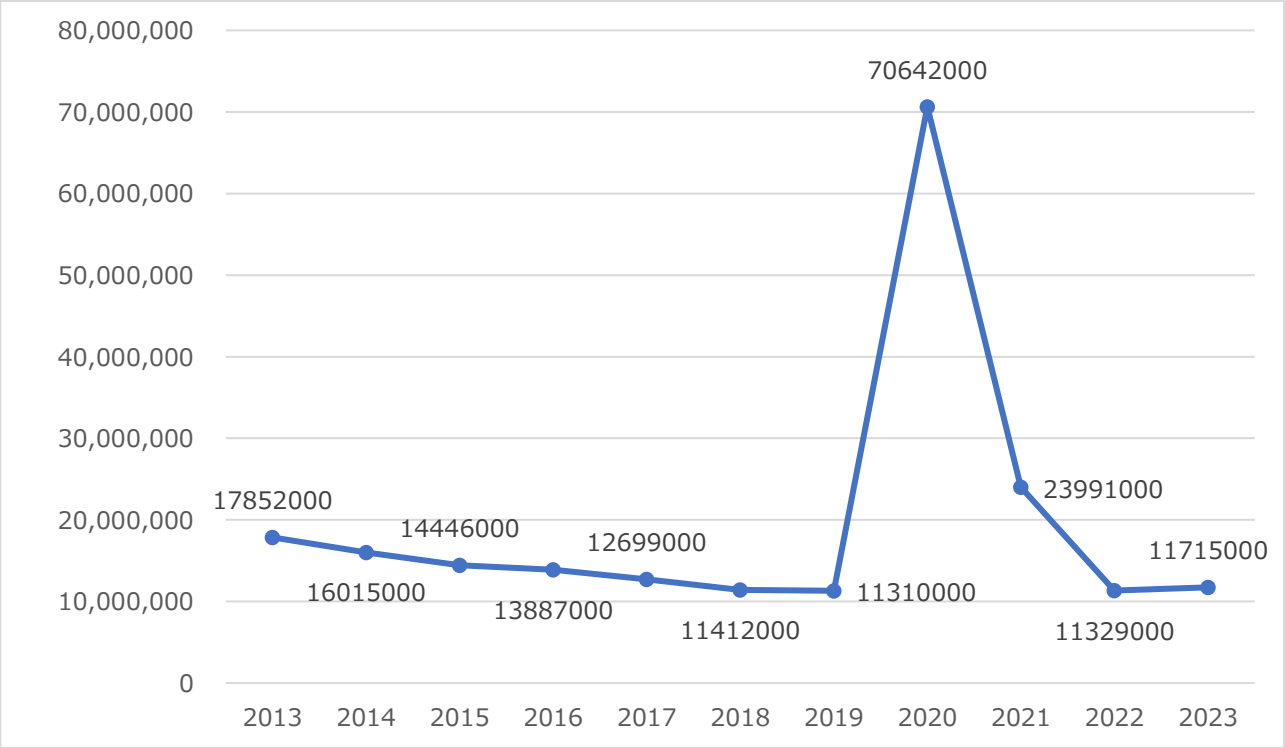

全米総失業率（2013～2022 年）

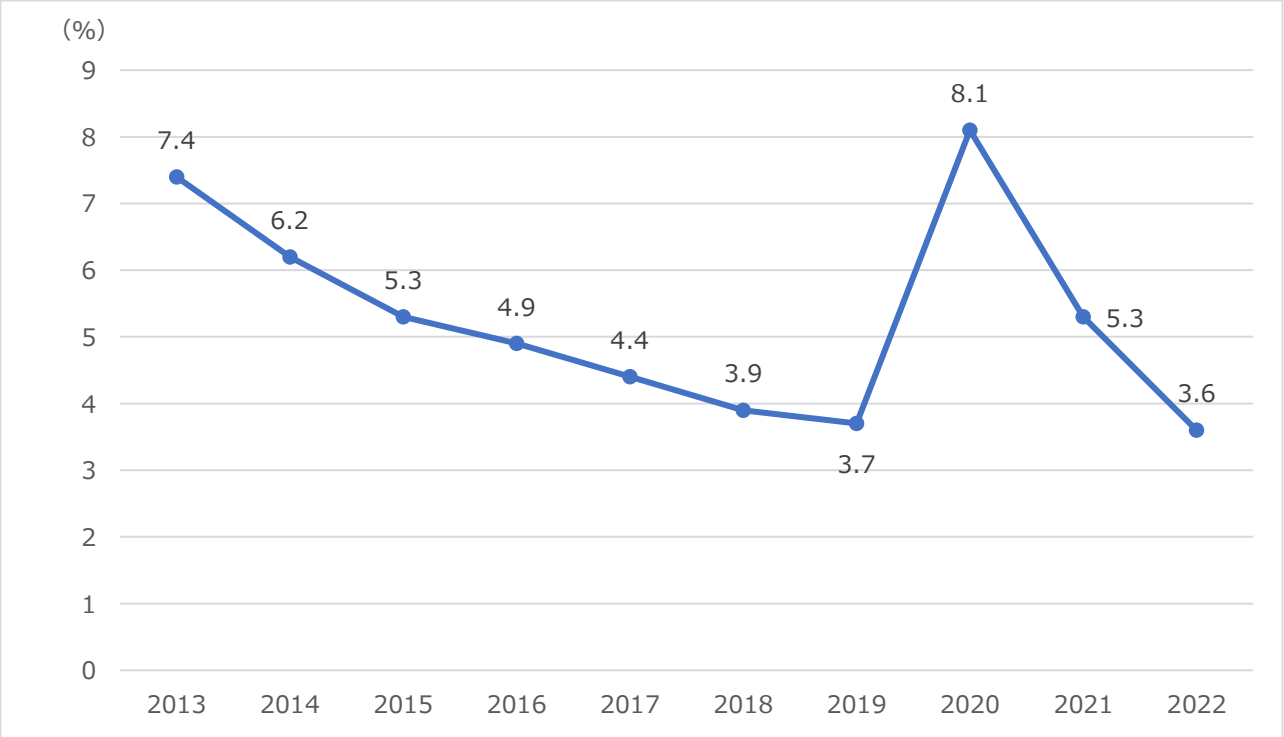

年間給付総額（2013～2022 年）

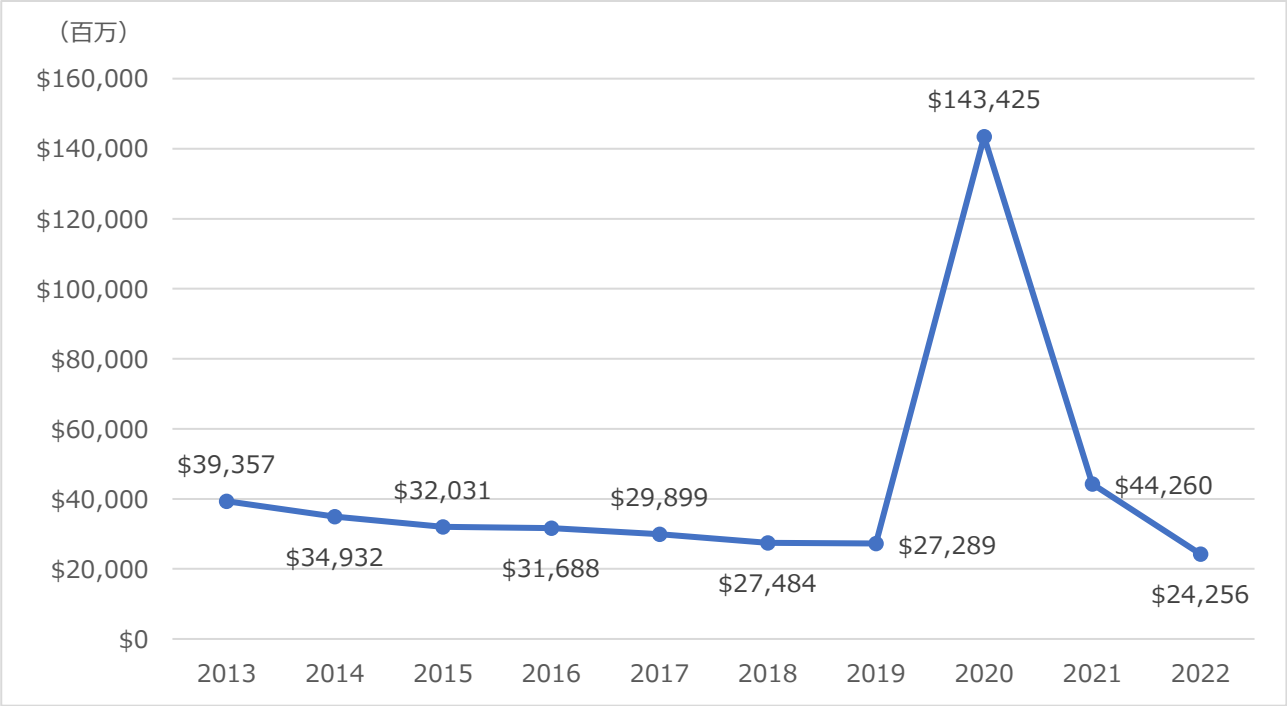

⑨ 補足情報

- 他の失業給付制度として以下の制度も設けられている。
  - 連邦・州延長給付（Federal-State Extended Benefits ; EB）
    - 高失業率の時期に、通常の失業保険給付を使い果たした労働者が利用できる。通常最大 13 週間の追加給付が行われるが、一部の州では独自に 7 週間（最大 20 週間）の追加給付を行うプログラムを用意している。
  - 災害失業援助（Disaster Unemployment Assistance; DUA）
    - 大統領が宣言する大規模災害の直接的な影響で失業した場合に提供される支援である。通常は失業保険の支給対象とならない者が対象となる。大統領が大規模災害宣言をした週から 26 週間支援が提供される。
    - 毎週支払われる最大給付額は、災害が発生した州の失業補償に関する州法の規定に基づいて決定されるが、毎週支払われる最低給付額は、州の平均給付額の半分（50%）である。
  - 貿易再調整手当（TRA: Trade Readjustment Allowances; TRA）
    - 外国からの輸入増大による米国国内工場の閉鎖などによって失業や労働時間の短縮等の影響を受けた者に提供される支援であり、貿易再調整手当（TRA）と呼ばれる所得補助のほか、移転・求職活動費補助（relocation and job searching allowances）、職業訓練期間中の最低生活費・交通費補助（subsistence and transportation allowances）などが含まれる。
  - 個人事業支援プログラム（Self-Employment Assistance Program; SEA Program）
    - 支援対象となるのは、通常の失業保険の給付が満了を迎えそうな者で、起業訓練に参加するなど個人事業の立ち上げに取り組んでいる者である。これらの個人に対して州政府が通常の失業保険の代わりに同額の起業手当を提供し、起業支援を行う制度である。
    - 個人事業支援プログラムは、各州の任意で導入・実施されているものであり、2024 年 1 月時点では、デラウェア州、ミシシッピ州、ニューハンプシャー州、ニューヨーク州、オレゴン州で実施されている。
- 新型コロナウイルスの流行に対応する CARES 法により、以下の 3 つの新しい連邦失業支援プログラムが設立された。なお、2024 年時点では、全て失効している。
  - 連邦パンデミック失業補償（FPUC）
    - 通常の失業給付や他の制度から給付を受けている対象労働者に、週 600 ドルの追加給付を行っ

た。（2020 年 7 月失効）

- パンデミック失業者支援（PUA）
  - ✧ 自営業者、ギグワーカー、パートタイム労働者、フリーランサー、十分な職歴を持たない人など、通常の失業保険が適用されない労働者に失業給付の受給資格を拡大した。（2021 年 9 月失効）
- パンデミック緊急失業補償（PEUC）
  - ✧ 州の給付期間を使い果たした有資格労働者に支援を拡大した。（2021 年 9 月失効）

d） その他

(1) 一般扶助（GA：General Assistance）

① 制度の概要

- GA（General Assistance Program；一般扶助）は、障がいがあるが SSI の受給資格を満たさない、又は SSI を申請して認可を待っている、あるいは子供がいないため TANF の受給資格がないといった事情を抱えた究極の貧困状態にある者に対して、一部の州又は州に属する郡（county）が専ら独自の財源で実施している扶助制度の総称である。
- 2023 年 12 月時点で、GA は、50 州とコロンビア特別区のうち 26 の州や区が実施している。
- GA は 1940 年代から 1996 年に TANF が創設される前まではほとんどの郡で実施されていたが、TANF の導入以降廃止する州が相次ぎ、実施州の数は減少の一途を辿っている。近年において GA の新規受給申請の受付を停止した州には、2012 年のペンシルバニア州、2013 年のユタ州、2017 年のオハイオ州がある。
- GAの制度名称、及び給付対象・準の在り方は州・によって異なる。コロンビア特別区のGAはIDA（Interim Disability Assistance）と呼ばれ、福祉局（Department of Human Services）が実施し、特別区内の受給要件や給付水準は一律である。カリフォルニア州では郡により GA（General Assistance）又は GR（General Relief）の名称が付けられ、州は関与せず、全 58 の郡が独自に実施し、受給要件、給付水準、給付方法、給付期間についても各郡が個別に設定している。

② 支給対象者・世帯の要件

- 州ないし郡によって、適用要件や審査等の手続きが異なっている。また、同じ州内でも自治体によって異なる場合もある。
- コロンビア特別区の IDA の対象要件は以下の通りである。
  - 以下全ての要件を満たす者
    - 18 歳以上 64 歳未満
    - 子供がいないため TANF の受給申請ができない
    - 障がいを負っている
    - SSI の受給申請をし、認可を待っている
    - 連邦の他の扶助制度の受給資格要件に該当しない
- カリフォルニア州サンディエゴ郡の GR の場合、対象要件は以下の通りである。
  - 以下全ての要件を満たす者
    - サンディエゴ郡に最低 15 日住んでいて、サンディエゴ郡に居住する予定である
    - CA DMV ライセンス/ID カード等の有効な身分証明を持っている
    - 一部の例外を除き 18 歳以上 64 歳未満
    - アメリカ国民又は法的に認められた永住者

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- コロンビア特別区の IDA の場合、収入及び資産要件は特に設定されていない。その理由は、申請時に TANF の受給資格をチェックし、TANF の受給資格がない場合に IDA が検討されるため、TANF の収入要件を下回ることが前提とされているためである。
- カリフォルニア州サンディエゴ郡の場合、月額収入が単身者 596 ドル以下、カップル 817 ドル以下で、資産は銀行預金残高が 1,500 ドル以下であることと、所有する自動車の価格が 4,650 ドル以下、不動産の所持は認められていない。

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 受給申請は州又は郡の社会福祉窓口で行う。
- コロンビア特別区の IDA の申請では、ESA（Economic Security Administration）の受付窓口にて面接が行われる。通常は、TANF 及び SNAP 並びに医療上の扶助に関する申請と併せて検討される。現金給付の受給には EBT（Electronic Benefit Transfer）カードと呼ばれるデビットカードが用いられている。

- コロンビア特別区の IDA の場合、障がい者であることが受給要件であるため附帯義務はないが、就労できる者も受給対象者とする州では就労プログラム等への参加が義務付けられる。

⑤ 給付内容

- 州・郡によって給付内容や水準は異なる。
- 2020 年時点の各州・区における最大月額給付水準を以下に示す。
- GA の給付額水準の設定基準は、郡の予算状況又は基金の財政状況に依存する。各種貧困指標との連関はなく、消費者物価指数の上昇も勘案されないのが一般的である。

各州・区における一般扶助の最大月額給付水準

州	GA の制度名称	対象者		最大給付月額（ドル）
		就労不可能者	就労可能者	
アラスカ	General Relief Assistance （GRA）	○		280
		○	○	120
カリフォルニア	General Assistance/ General Relief	○	○	221
コロラド	General Assistance/ General Relief	○		189
コネチカット	State-Administered General Assistance （SAGA）	○		219
デラウェア	General Assistance	○		79
コロンビア特別区	Interim Disability Assistance （IDA）	○		414
ハワイ	General Assistance	○		418
メリーランド	Temporary Cash Assistance	○		185
マサチューセッツ	Economic Assistance	○		304
ミシガン	Cash Assistance	○		200
ミネソタ	General Assistance	○		203
ネブラスカ	General Assistance	○	○	600
ネバダ	General Assistance	○	○	400
ニューハンプシャー	General Assistance	○		797
ニュージャージー	Emergency Assistance	○		277
		○	○	185
ニューメキシコ	General Assistance	○		245
ニューヨーク	Emergency Assistance	○	○	398
ロードアイランド	General Public Assistance （GPA）	○		200
サウスダコタ	Economic Assistance	○	○	350
ユタ	General Assistance	○		287
バーモント	Emergency/ General Assistance	○		232
ワシントン	Emergency Cash Assistance	○		197

⑥ 平均受給期間

- GA を実施している一部の州・郡の一部は、適用期間を制限している。コロンビア特別区の IDA は、SSI の資格が承認されるか否認されるまで適用される。
- カリフォルニア州ロサンゼルス郡の場合、障がい者等の就労不可能者は無期限で受給することができるが、就労可能者は 1 年のうち 9 か月間のみ受給することができる。

⑦　実施体制、財源、国と地方の関係

- 州、郡、自治体、あるいはこれらが共同で給付金を賄い、制度を管理している。
- 扶養義務の範囲を含め、自治体ごとに設定がなされている。
- 各種の社会扶助等を受給してもその給付が十分でない場合への補足や、各種社会扶助の受給開始までの待機期間中のつなぎ等として行われる場合も多い。

⑧　施行状況に係る基礎データ

- 全国の GA 受給者数をまとめた統計はない。
- コロンビア特別区の IDA 受給者数は、2018 年 10 月時点で 882 人である。
- カリフォルニア州サンディエゴ郡の GR 受給者数は、2023 年 12 月時点で 4,705 人である。

5. 特定のニーズに対する給付

a） 医療・介護

(1) メディケイド（Medicaid）

① 制度の概要

- メディケイドは、1965 年 7 月 30 日に成立した社会保障法（Social Security Act 1965）の Title XIX（Public Law 89-97）により設立された低所得者向けの公的な医療保険制度である。
- 1977 年に保健省医療保険財務管理局（Health Care Financing Administration: HCFA）が設立され、メディケア（65 歳以上の人を対象とした公的医療保険制度）とメディケイドの管理を行うようになる。HCFA は 2001 年 7 月 1 日にメディケア・メディケイド・サービスセンター（Center for Medicare and Medicaid Service: CMS）に再構成され、現在では CMS がメディケア、メディケイド、児童医療保険プログラム（CHIP）を管理している。

② 支給対象者・世帯の要件

- メディケイドの実施主体は州政府であるため、各州政府が独自に規則（受給資格、医療サービスの内容、医療供給者に対する報酬額等）を設定し運営することが可能である。
- 2010 年 3 月に成立した医療保険改革法（PPACA：the Patient Protection and Affordable Care Act、2014 年 1 月 1 日から施行）により、メディケイドの受給資格は拡大され、修正調整後総所得（MAGI：modified adjusted gross income）が連邦貧困レベル 133%未満の全ての 65 歳未満の国民に受給資格が付与されることになった。
- しかし、2012 年 6 月に最高裁が下した全米独立企業連盟（NFIB）対セビリアスの判決により、事実上、州により拡大が選択できるようになった。2023 年 3 月現在の各州でのメディケイド受給資格の拡大状況は以下のとおりである。

州ごとのメディケイドの適用対象拡大状況（2023 年 3 月時点）[92]

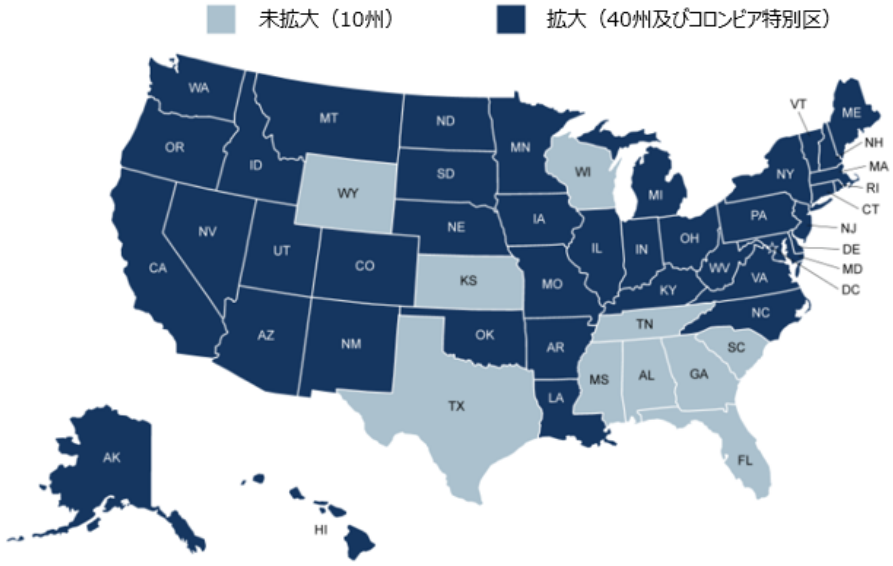

注釈：州によっては、一部の拡大加入者に高い費用負担を課したり、特定の強制給付に制限を設けるなど、従来のメディケイドでは認められていない政策をテストするために、社会保障法第1115条の研究・実証免除を利用している。

出典：メディケイド・ステートプラン修正、社会保障法第1115条メディケイド実証免除文書、メディアアカウント。

[92] MACPAC ” Medicaid expansion to the new adult group” https://www.macpac.gov/subtopic/medicaid-expansion/ （閲覧日：2023 年 12 月 5 日）を基に整理

- また、医療保険改革法では中低所得者に対する医療費の補助策も設けられた。連邦貧困レベル 100～400%までの人を対象に、民間医療保険に加入しやすくなるよう、医療保険取引所（health insurance exchange）において医療保険を購買する際の保険料補助制度が設けられた。
- メディケイドの全てのサービスを受けるには、米国市民又は国民であるか[93]、あるいは十分な移民資格を有していなければならない。しかし、関連する移民法が複雑であること及び各州がどの移民グループをメディケイドの適用対象とするかを柔軟に決定できるため、移民のメディケイド受給資格について大きな混乱が生じている。
- 現在、適格移民（メディケイドの受給資格のある移民）とは、給付を申請、受給、又は受給しようとする時点で以下に該当する個人を意味する。
  - 合法的永住者（LPR、グリーンカード保持者）である
  - 米国への亡命が認められた
  - 難民として米国に入国した
  - 米国に 1 年以上仮放免されている
  - 国外退去の保留が認められている
  - 条件付き入国が許可されている
  - キューバ又はハイチからの入国者
  - 自由連合協定に基づき合法的に米国に居住している者（マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国の個人）
  - カナダで生まれ、アメリカン・インディアンの割合 50%以上又は連邦政府によって承認された部族のメンバーである
- 適格移民は各州のメディケイドプログラムでカバーされる全てのサービスを受けることができる一方、一定の例外を除き、資格を有しない者は、全てのサービスを受けることができない。
- ただし、州は、緊急医療及び緊急サービスに対するメディケイド（緊急メディケイド）を、資格を有する移民の条件に該当しないことによって全てのサービスを受けられない個人に提供する必要がある。緊急メディケイドは緊急分娩サービスを含むが、臓器移植処置に関連するサービスは除く。
- また、各州は、重度の人身売買の特定の被害者に対し、メディケイドプログラムでカバーされる全てのサービスを提供しなければならない。加えて、「合法的に居住している」子供及び妊娠中の「女性」は、「資格を有する移民」の条件に該当しなくてもメディケイドの受給資格がある。
- 一般的に、州は適格移民にメディケイドを提供するか否かを選択できる。多くの州は、全ての適格移民にメディケイドの受給資格を適用することを選択している。現在、全ての適格移民をカバーしないことを選択しているのは、ミシシッピ州、モンタナ州、ノースダコタ州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、テキサス州、バージニア州、ウェストバージニア州、ワイオミング州の 10 州である。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 州によって要件が異なるため、ここではコロンビア特別区及びカリフォルニア州を例として、ミーンズテスト・インカムテストの内容を示す。

  ＜コロンビア特別区の場合＞
- 収入要件を要する者と要さない者に分けられる。収入要件を要する者に対しては、受給資格の決定にはMAGI（Modified Adjusted Gross Income：控除調整後総収入）を用い、資産要件はない。

[93] 国民（Nationals）は米国籍を持つ者、市民（citizens）は国民のうち、市民権（citizenship）を持つ者を指す

コロンビア特別区におけるメディケイド受給に係る収入要件の有無

・ 収入要件を要する者	・ 扶養対象の子供がいない 21～64 歳の成人 ・ 妊婦 ・ 18 歳以下の子供を育てる親、親族 ・ 21 歳未満の子供
・ 収入要件を要さない者	・ 65 歳以上の視覚障がい者又は身体障がい者であり、単身の場合の資産合計額が $4,000 未満 ・ SSI の受給者 ・ 区独自の自立支援プログラム HCB（Home and Community Based）Waiver の加入者 ・ 介護保険（Long Term Care）の受給者 ・ メディケア・セービングス・プログラムの参加者（QMB 及び QMB プラス） ・ 里親／養子縁組支援制度の受給者 ・ メディケイドの所得要件を超えて受給資格を失った者（Medically Needy Spend Down） ・ 里親支援制度下の子供 ・ 19 歳未満の TEFRA/Katie Beckett 受給者 ・ 乳がん又は子宮頸がんと診断され、治療が必要な者

- 収入の上限は以下のとおり。

コロンビア特別区におけるメディケイド受給に係る世帯総収入の上限（年額）

対象者	世帯総収入の上限
成人	FPL の 210%
妊婦	FPL の 319%
18 歳以下の子供を育てる親、親族	FPL の 216%
子供（0～18 歳）	FPL の 319%
子供（19 歳、20 歳）	FPL の 216%

＜カリフォルニア州の場合＞

- カリフォルニア州のメディケイドである Medi-Cal は、米国市民又は国民、永住権保持者、合法的な外国人でカリフォルニア州に住んでいる者が利用できる。受給資格を得るには幾つかの方法があり、条件は以下のとおり。

Medi-Cal（カリフォルニア州のメディケイド）の受給資格[94]

健康状態や年齢に関する条件	・ 21 歳未満 ・ 65 歳以上 ・ 視覚障がい者又は身体障がい者 ・ 妊婦 ・ 介護施設又は中間ケア施設に入所している ・ 米国に一時的に滞在している難民
養育に関する条件	子供の両親が以下の状態であるため、子供の親又は後見人である親族として 21 歳未満の子供を育てている場合は、受給資格がある ・ 両親が死亡している ・ 子供と同居していない ・ 身体が不自由である ・ 無職である
他の給付に関する条件	以下のプログラムの 1 つ以上の対象として給付を受けている場合、受給資格がある ・ Cal-fresh：カリフォルニア州版の SNAP ・ SSI 又は SSP（State Supplementary Payment）：SSP はカリフォルニア州版の SSI である。 ・ CalWorks：子供のいる家庭に現金給付を行う制度。受給資格は収入、年齢、資力、市民権の有無によって決まる。受給資格のある家庭は、食費、住居費、その他の必要経費を賄うために毎月現金を受け取ることができる。 ・ 難民支援プログラム：子供がおらず、他の支援を受けていない難民を対象としている。この制度では、自立のための就労支援を提供している。 ・ 里親／養子縁組支援制度：里親養護施設にいる子供たちの養子縁組を支援するための制度である。

[94] Healthcare for California “Medicaid Eligibility & Requirements in California”
https://www.healthforcalifornia.com/covered-california/health-insurance-companies/medi-cal/eligibility-requirements
（閲覧日：2023 年 12 月 11 日）

- 上記以外にも、世帯の所得水準によって受給資格を得ることもできるが、収入が連邦貧困線の 138%以下である必要がある。

カリフォルニア州におけるメディケイド受給に係る FPL に基づく収入上限（2024 年版）[95]

Program Eligibility by Federal Poverty Level for 2024

Your financial help and whether you qualify for various Covered California or Medi-Cal programs depends on your income, based on the Federal Poverty Level (FPL).

Household Size	% FPL	0%	100%	138%	150%	200%	213%	250%	266%	300%	322%	400%*
	1	$0	$14,580	$20,121	$21,870	$29,160	$31,056	$36,450	$38,783	$43,740	$46,948	$58,320
	2	$0	$19,720	$27,214	$29,580	$39,440	$42,004	$49,300	$52,456	$59,160	$63,499	$78,880
	3	$0	$24,860	$34,307	$37,290	$49,720	$52,952	$62,150	$66,128	$74,580	$80,050	$99,440
	4	$0	$30,000	$41,400	$45,000	$60,000	$63,900	$75,000	$79,800	$90,000	$96,600	$120,000
	5	$0	$35,140	$48,494	$52,710	$70,280	$74,849	$87,850	$93,473	$105,420	$113,151	$140,560
	6	$0	$40,280	$55,587	$60,420	$80,560	$85,797	$100,700	$107,145	$120,840	$129,702	$161,120
	7	$0	$45,420	$62,680	$68,130	$90,840	$96,745	$113,550	$120,818	$136,260	$146,253	$181,680
	8	$0	$50,560	$69,773	$75,840	$101,120	$107,693	$126,400	$134,490	$151,680	$162,804	$202,240
	add'l. add	$0	$5,140	$7,094	$7,710	$10,280	$10,949	$12,850	$13,673	$15,420	$16,551	$20,560

Note: Most consumers up to 138% FPL will be eligible for Medi-Cal. If ineligible for Medi-Cal, consumers may qualify for a Covered California health plan with financial help including: federal premium tax credit, Silver (94, 87, 73) plans and Zero Cost Sharing and Limited Cost Sharing AIAN plans.

Silver 94, 87 and 73 plans have no deductibles, and lower co-pays and out-of-pocket maximum costs.

* Consumers at 400% FPL or higher may receive a federal premium tax credit to lower their premium to a maximum of 8.5 percent of their income based on the second-lowest-cost Silver plan in their area. See the chart on page 2 for more information.

④　申請等の手続、受給者の義務

- 申請方法は２通りある。マーケットプレイス[96]を通じた申請では、ソーシャル・セキュリティ・ナンバー（SSN）や世帯の全員の雇用者と収入の情報など必要事項を申請書に記入し提出する。あるいは、各州のメディケイド担当機関を通じて申請することもできる。
- 面接審査を経て適格であることが認められれば、州からメディケイドカードが交付される。
- 毎年資格審査が必要であり、州からの指示に応じて更新申請を行う必要がある。経済状況の変化が生じた場合や、他の州に引っ越した場合にはそのタイミングで更新申請を行う必要がある。

⑤　他制度優先等の補足性の要件

- 医療という特定のニーズに対する扶助であるため、ほかの社会保障制度との併給が可能である。
- メディケイドへの加入が決定したら、これまで加入していた民間健康保険を解約する必要がある。なお、他の民間健康保険の継続を希望する場合は、税額控除等を受けずに全額の保険料を支払う必要がある。
- メディケア及びメディケイドの両方に加入することが可能であるが、まずはメディケアのサービスを利用した上で、残りをメディケイドでカバーすることが一般的である。

⑥　民事上の扶養義務の内容

- 扶養義務は州によって異なるが、一般的には同居する配偶者及び成年に達していない子供又は養子に対して負うこととされている。
- 親の扶養義務を規定する州においてのみ、メディケイド加入者が死亡した後に、介護医療に関する費用が扶養義務者に対して請求される場合がある。

---

[95] Healthcare for California “Covered California Income Limits” https://www.healthforcalifornia.com/covered-california/income-limits （閲覧日：2023 年 12 月 11 日）

[96] 医療保険プランを提供するプラットフォーム。民間保険やメディケイド、CHIP に申し込むことができる。

- 特定の条件下では、メディケイド加入者が死亡後に残された遺産をメディケイドが負担した医療費への払い戻しに使用することができる。なお、配偶者、成年に達していない子供、又は年齢に関係なく失明者及びほかの障がいのある子供が生存している場合には、州はその遺産を回収することはできない。

⑦ 給付内容

- 無料又は低額で医療サービスが提供される。必須及び任意で提供されるサービス内容は以下のとおりである。

メディケイドにおいて提供される医療サービス

必須又は任意	サービス内容
必須	医療機関への移送、入院病院サービス、外来病院サービス、農村診療所サービス、連邦適格保健センターサービス、検査及び X 線サービス、看護施設サービス、早期及び定期的な検査・診断・治療（EPSDT）サービス、家族計画サービス、妊婦に対する禁煙カウンセリング、医師サービス、在宅医療サービス、看護助産師サービス、認定小児科・家庭看護師サービス、州によって認可されている又は他の方法で認められている独立型出産センターサービス、薬物補助治療（MAT）、適格な臨床試験に登録された受益者に対する物品及びサービスの定期的な患者費用
任意	その他の開業医サービス、民間看護サービス、診療所サービス、歯科サービス、理学療法、作業療法、言語聴覚及び言語障がいサービス、処方薬、義歯、補てい物、眼鏡、その他の診断・スクリーニング・予防・リハビリテーションサービス、精神疾患施設（IMD）における 65 歳以上の個人に対するサービス、知的障がい者のための中間ケア施設におけるサービス、21 歳未満の精神科入院サービス、ホスピス、ケースマネジメント、結核関連サービス、人工呼吸器依存者に対する呼吸ケア、身体介護、プライマリーケアのケースマネジメント、鎌状赤血球患者に対する一次及び二次医療戦略・治療サービス、地域密着型在宅サービス、自立支援サービス、地域第一選択オプション（CFC）、代替給付プラン（ABP）[97]、慢性疾患を持つ加入者のための医療施設、長官が承認したその他のサービス[98]

⑧ 平均受給期間

- 毎年資格審査が行われ、受給期間の制限はない。

⑨ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 当初は保健教育福祉省（HEW：Department of Health, Education, and Welfare）が所管していたが、1979 年からは保健教育福祉省から分離した保健社会福祉省（HHS：Department of Health and Human Services）が所管している。
- 前述のとおり、メディケイドの実施主体は州政府であるため、各州政府が独自に規則（受給資格、医療サービスの内容、医療供給者に対する報酬額等）を設定し運営している。
- メディケイドの財源は、連邦政府と各州によって賄われている。連邦政府は州に対し、連邦医療扶助率（FMAP）と呼ばれる本プログラムによる支出の分担金を支払う。各州は、1 人当たりの所得やその他の基準に基づき、独自の FMAP を持っており、平均的な州の FMAP は 57%だが、1 人当たりの所得が高い州では 50%、1 人当たりの所得が低い州では 75%と幅がある。FMAP は毎年連邦官報で発表され、景気の変動を考慮し、3 年周期で州ごとに調整される。
- メディケアの支出は、2020 年時点では国の医療支出の 21%、連邦予算の 12%を占めており、連邦政府の医療政策や予算の議論において重要な要素となっている。

⑩ 施行状況に係る基礎データ

- 2023 年 8 月時点では、米国の 50 州及びコロンビア特別区で 83,029,628 人がメディケイドに加入しており、これは人口の約 25%を占める[99]。また、同時点で子供の登録データを報告した 49 州とコロンビア特別区において、40,364,432 人の子供が CHIP 又はメディケイドに加入しており、これはメディケイド及び CHIP 加入者全体の 46%を占めていた。
- メディケイドの月間平均受給者数、メディケイドに係る支出額及び受給者当たりの支出額データは以下のとおりである。

[97] メディケイド対象を拡大している場合は必須

[98] 宗教上の非医療機関でのサービス、メディケア認定病院以外による救急病院サービス、クリティカル・アクセス・ホスピタル（CAH）も含まれる

[99] 2023 年 8 月 31 日時点での米国の人口が 335,273,923 人（https://www.census.gov/popclock/ より）であったことを踏まえ、整理

メディケイド受給者数及び支出額の推移[100][101]

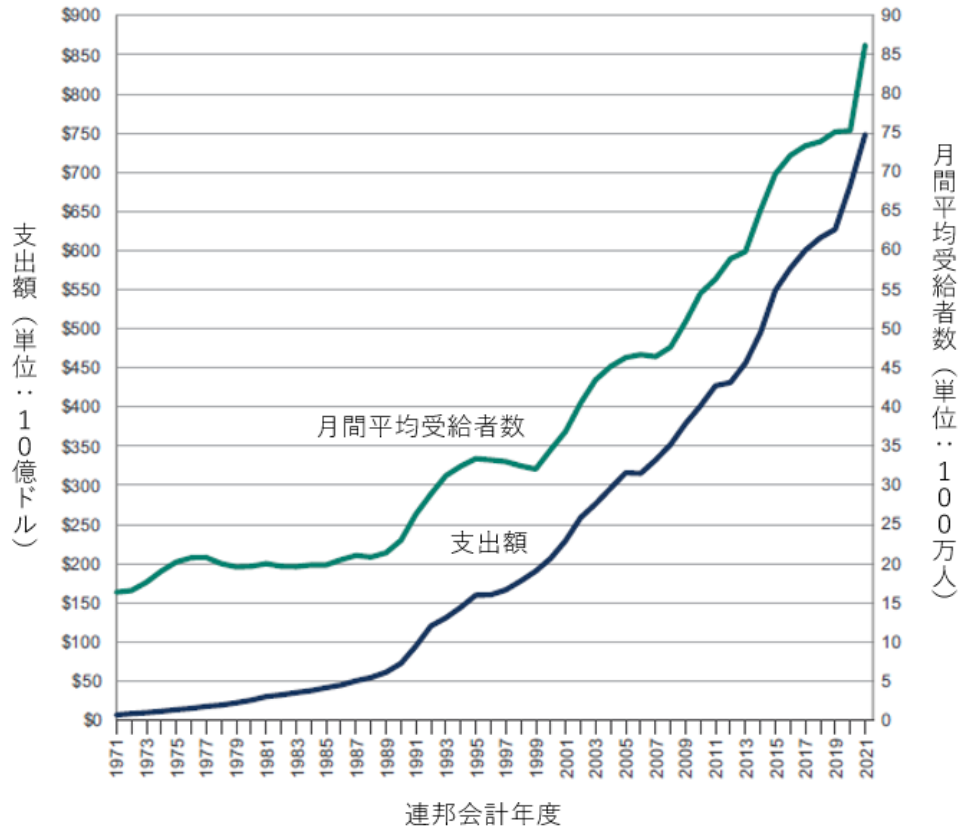

メディケイドの受給者数、支出額及び前年比増加率[102]

連邦会計年度	支出額（単位：10億ドル）	月間平均受給者数（単位：100万人）	受給者1人当たりに対する支出額	前年比増加率		
				支出額	月間平均受給者数	受給者1人当たりに対する支出額
2003	$276	43.5	$6,352	6.9%	7.4%	-0.4%
2004	296	45.2	6,560	7.3	3.9	3.3
2005	316	46.3	6,819	6.6	2.6	3.9
2006	315	46.7	6,751	-0.3	0.7	-1.0
2007	332	46.4	7,157	5.4	-0.5	6.0
2008	352	47.7	7,383	5.9	2.7	3.2
2009	379	50.9	7,443	7.6	6.7	0.8
2010	402	54.5	7,361	6.1	7.2	-1.1
2011	427	56.3	7,582	6.3	3.2	3.0
2012	431	58.9	7,313	0.9	4.6	-3.5
2013	456	59.8	7,622	5.8	1.5	4.2
2014	495	65.1	7,599	8.5	8.8	-0.3
2015	549	69.8	7,866	11.0	7.2	3.5
2016	577	72.1	8,003	5.1	3.3	1.7
2017	600	73.4	8,179	3.9	1.7	2.2
2018	616	73.9	8,339	2.7	0.7	2.0
2019	627	73.9	8,487	1.8	0.0	1.8
2020	683	75.3	9,070	8.9	1.9	6.9
2021	748	86.3	8,672	9.6	14.6	-4.4

[100] MACPAC. (2022). MACStats: Medicaid and CHIP Data Book. p.25

[101] 連邦会計年度（以下、「FY」という。）は 10 月 1 日から 9 月 30 日までの連邦会計年度を指す。例えば、2019 年度は、2018 年 10 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日までの期間を指す。

[102] MACPAC. (2022). MACStats: Medicaid and CHIP Data Book. p.28

(2) 児童医療保険プログラム（CHIP）

① 制度の概要

- CHIP は、メディケイドに加入するには所得が高すぎて加入資格基準を満たさないが民間の医療保険に加入する余裕がない無保険の世帯の 19 歳以下の子供を対象に、低額で医療サービスを提供する公的医療保険制度である。
- CHIP は 1997 年の財政均衡法で開始され、2009 年の CHIP 再承認法により加入義務が緩和された。CHIP では各州に連邦政府から資金が提供されており、複数回の資金提供延長が行われた結果、現在は 2027 年度まで資金提供が決定している。
- CHIP はメディケイドと同様に CMS が所管し、州においては州のメディケイド施策と密接に連携して制度設計されている。ほとんどの州は、無保険の世帯の子供に医療保障サービスを提供するに当たり、メディケイドの加入資格の枠を無保険の低所得者の子供に拡大してメディケイドの予算から医療保障サービスを実施するか、CHIP の予算を独立して設けてメディケイドと併せて実施するかのいずれか又は両方で対応している。

② 支給対象者・世帯の要件

- CHIP に加入するためには、以下の条件を満たす必要がある。
  - 19 歳未満であること
  - 無保険であること（メディケイドに不適格と判断され、団体医療保険やほかの医療保険に加入していない）
  - 市民権を持っているか、移民要件を満たしていること
  - 州の居住者
  - 家族の所得に基づき、州の CHIP 所得要件を満たすこと、及びその他の州指定の規則を満たすこと
- なお、公的施設の受刑者や精神疾患施設の患者である子供、家族が公的機関に勤務しているため、州の医療給付制度による医療給付を受ける資格がある子供（例外を除く）は CHIP に加入できない。
- 上記の条件の範囲内で、州は独自の資格基準を採用できる。例えば、一部の州は、特定の地域や障がい状態にある子供を対象としたプログラムを設けている。しかし、州は、診断結果による差別など、特定の種類の資格基準を設けることを禁じられている。
- 子供に加えて、妊婦及び胎児が支給対象になる州もある。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

＜コロンビア特別区の場合＞

- 収入要件は子供の年齢ごとに異なる。資産要件には言及されていない。

FPL に基づく収入範囲（コロンビア特別区）

年齢	0～1 歳	1～5 歳	6～14 歳	15～18 歳
収入範囲	FPL の 206～319%	FPL の 146～319%	FPL の 112～319%	FPL の 64～319%

＜カリフォルニア州の場合＞

- 収入要件として、世帯収入が FPL の 266%から 322%までの子供が対象である。資産要件には言及されていない。

カリフォルニア州における CHIP 受給に係る FPL に基づく収入上限[103]

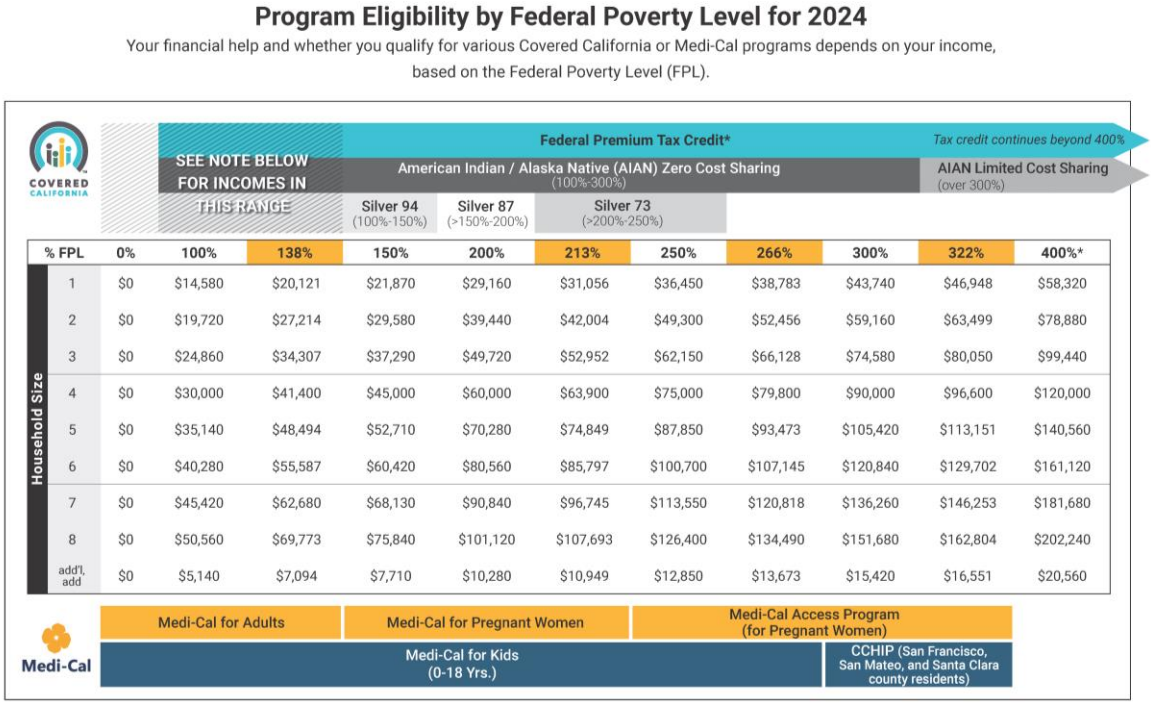

Program Eligibility by Federal Poverty Level for 2024

Your financial help and whether you qualify for various Covered California or Medi-Cal programs depends on your income, based on the Federal Poverty Level (FPL).

COVERED CALIFORNIA

SEE NOTE BELOW FOR INCOMES IN THIS RANGE

Federal Premium Tax Credit* — Tax credit continues beyond 400%

American Indian / Alaska Native (AIAN) Zero Cost Sharing (100%-300%) — AIAN Limited Cost Sharing (over 300%)

Silver 94 (100%-150%) | Silver 87 (>150%-200%) | Silver 73 (>200%-250%)

Household Size	% FPL	0%	100%	138%	150%	200%	213%	250%	266%	300%	322%	400%*
	1	$0	$14,580	$20,121	$21,870	$29,160	$31,056	$36,450	$38,783	$43,740	$46,948	$58,320
	2	$0	$19,720	$27,214	$29,580	$39,440	$42,004	$49,300	$52,456	$59,160	$63,499	$78,880
	3	$0	$24,860	$34,307	$37,290	$49,720	$52,952	$62,150	$66,128	$74,580	$80,050	$99,440
	4	$0	$30,000	$41,400	$45,000	$60,000	$63,900	$75,000	$79,800	$90,000	$96,600	$120,000
	5	$0	$35,140	$48,494	$52,710	$70,280	$74,849	$87,850	$93,473	$105,420	$113,151	$140,560
	6	$0	$40,280	$55,587	$60,420	$80,560	$85,797	$100,700	$107,145	$120,840	$129,702	$161,120
	7	$0	$45,420	$62,680	$68,130	$90,840	$96,745	$113,550	$120,818	$136,260	$146,253	$181,680
	8	$0	$50,560	$69,773	$75,840	$101,120	$107,693	$126,400	$134,490	$151,680	$162,804	$202,240
	add'l. add	$0	$5,140	$7,094	$7,710	$10,280	$10,949	$12,850	$13,673	$15,420	$16,551	$20,560

Medi-Cal

Medi-Cal for Adults | Medi-Cal for Pregnant Women | Medi-Cal Access Program (for Pregnant Women)

Medi-Cal for Kids (0-18 Yrs.) | CCHIP (San Francisco, San Mateo, and Santa Clara county residents)

Note: Most consumers up to 138% FPL will be eligible for Medi-Cal. If ineligible for Medi-Cal, consumers may qualify for a Covered California health plan with financial help including: federal premium tax credit, Silver (94, 87, 73) plans and Zero Cost Sharing and Limited Cost Sharing AIAN plans.

Silver 94, 87 and 73 plans have no deductibles, and lower co-pays and out-of-pocket maximum costs.

* Consumers at 400% FPL or higher may receive a federal premium tax credit to lower their premium to a maximum of 8.5 percent of their income based on the second-lowest-cost Silver plan in their area. See the chart on page 2 for more information.

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 申請方法は 2 通りある。マーケットプレイスを通じた申請では、ソーシャル・セキュリティ・ナンバー（SSN）や世帯の全員の雇用者と収入の情報など必要事項を申請書に記入し提出する。あるいは、各州のメディケイド担当機関を通じて申請することもできる。
- 面接審査を経て適格であることが認められれば、州から CHIP 登録カードが交付される。
- 毎年資格審査が必要であり、州からの指示に応じて更新申請を行う必要がある。経済状況の変化が生じた場合や、他の州に引っ越した場合にはそのタイミングで更新申請を行う必要がある。
- 医療という特定のニーズに対する扶助であるため、他の社会保障制度との併給が可能であるが、CHIP への加入が決定したら、これまで加入していた民間健康保険を解約する必要がある。なお、ほかの民間健康保険の継続を希望する場合は、税額控除等を受けずに全額の保険料を支払う必要がある。

⑤ 給付内容

- 全ての州は、乳幼児健診、歯科保障、行動医療、予防接種を提供しなければならない。
- 上記に加えて、各州で独自の給付内容を設計することが可能であり、メディケイドの給付内容に準ずるメディケイド拡大プログラム、個別オプション、又は両方のプログラムの組合せのいずれかを選択することができる。
- 個別オプションとして、州はベンチマーク保険、ベンチマーク相当保険、又は長官承認の保険を提供することを選択できる。
- ベンチマーク保険とは、以下の給付制度のいずれかと実質的に同等の医療給付制度のことである。
  - 連邦職員医療給付制度：連邦職員に提供される標準的な医療給付制度
  - 州職員制度：州内の州職員に提供され、一般にも利用可能な医療給付制度
  - 健康維持機構（HMO）制度：公衆衛生サービス法に定義されるように、HMO を通じて提供され、州内で最大の被保険商業的非メディケイド加入者を有する健康保険適用プラン

[103] Healthcare for California “Covered California Income Limits” https://www.healthforcalifornia.com/covered-california/income-limits （閲覧日：2023 年 12 月 11 日）

- ベンチマーク相当保険は、少なくともベンチマーク保険のいずれかと保険数理上等価であり、CHIP で提供が必須のサービスに加えて、入院及び外来病院サービス、医師の手術及び医療サービス、検査及び X 線サービスが含まれる必要がある。
- 長官認可の保険とは、本プログラムの対象となる低所得児童の集団に対して適切な保険が適用されると米国保健社会福祉省長官が判断した医療保険である。長官承認の保険には、メディケイドの州計画で提供される保険と同じものが含まれるが、これに限定されない。

⑥ 平均受給期間

- 19 歳に達した時点で、適用が終了する。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- CHIP に対する連邦医療補助率（E-FMAP）は州によって異なり、メディケイドよりも高い割合で補助される。2024 会計年度の FMAP は 65～88%である。
- メディケイドと異なり、連邦 CHIP の資金には上限がある。連邦 CHIP 割当額は、各州の最近の CHIP 支出に成長係数を加えた額で、毎年各州に支給される。各州は割当額を 2 年間で使い切ることができ、使い切れなかった資金は他の州に再配分することができる。
- 再分配資金に加えて、連邦政府の CHIP 臨時資金は、CHIP 割当金を使い果たし、子供の登録目標を達成した資格のある州が利用できる。CHIP 資金の直近の延長では、この基金からの支払いが 2027 年度まで再承認された。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

- 2023 年 8 月時点では、米国の 50 州及びコロンビア特別区で 89,994,594 人がメディケイド又は CHIP に加入した。そのうち、6,964,966 人が CHIP に加入している。
- 2023 年 8 月に子供の登録データを報告した 49 州とコロンビア特別区では、40,364,432 人が CHIP に登録、又はメディケイドプログラムに登録された子供であり、メディケイドと CHIP プログラム登録者全体の 46%を占めていた。

b） 住宅

(1) 住宅選択バウチャー制度（Housing Choice Voucher Program）

① 制度の概要

- 住宅選択バウチャー制度は、超低所得世帯、高齢者、身体障がい者が適切かつ安全で衛生的な民間住宅を購入できるよう支援するものである。受給者は本制度の要件を満たす住宅であれば自由に選ぶことができる。

② 支給対象者・世帯の要件

- 対象者は、米国市民と移民資格を有する特定の非市民に限定される。年間総所得と世帯の人数に基づき地域の地方公共住宅機関（以下、「PHA」という）が決定する。
- 需要が供給を上回っていることから、申請後は待機者として支給を待つことがある。PHA は、待機者リストから入居希望者を選ぶ際に、地域的な優遇措置を設けることができる。例えば、①ホームレスである、②標準以下の住宅に住んでいる、③収入の 50%以上の家賃を支払っている、④非自発的に住居を追われている、などの条件を優先することができる。このような優先入居資格のある世帯は、優先入居資格のない他の世帯よりも優先的に入居できる。各 PHA は、その地域社会の住宅ニーズと優先事項を反映させるため、地域ごとの優遇措置を設ける裁量権を持っている。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 一般的に、世帯の収入は、その世帯が居住する郡又は都市圏の中央値収入の 50%を超えてはならない。法律により、PHA は、所得が地域の中央値所得の 30%を超えない申請者に、バウチャーの 75%を提供しなければならない。所得中央値は米国住宅都市開発省（以下、「HUD」という）によって公表されており、地域によって異なる。地域を管轄する PHA が、世帯の居住地域と世帯の人数に応じた所得制限を設ける。

コロンビア特別区の収入中央値（FY2023）[104]

FY2023 における 4 人世帯収入の中央値（Median Family Income）：$152,100			
世帯人数	非常に低い Very low 50%	極端に低い Extremely low	低い Low 80%
1	$52,750	$31,650	$66,750
2	$60,300	$36,200	$76,250
3	$67,850	$40,700	$85,800
4	$75,350	$45,200	$95,300
5	$81,400	$48,850	$102,950
6	$87,450	$52,450	$110,550
7	$93,450	$56,050	$118,200
8	$99,500	$59,700	$125,800

[104] HUD.gov “FY 2023 Income Limits Summary”
https://www.huduser.gov/portal/datasets/il/il2023/2023summary.odn?STATES=11.0&INPUTNAME=METRO47900M47900*1100199999%2BDistrict+of+Columbia&statelist=&stname=District+of+Columbia&wherefrom=%24wherefrom%24&statefp=11&year=2023&ne_flag=&selection_type=county&incpath=%24incpath%24&data=2023&SubmitButton=View+County+Calculations （閲覧日：2023 年 12 月 11 日）

カリフォルニア州ロサンゼルス市の収入中央値（FY2023）[105]

FY2023 における 4 人世帯収入の中央値（Median Family Income）：$98,200			
世帯人数	非常に低い Very low 50%	極端に低い Extremely low	低い Low 80%
1	$44,150	$26,500	$70,650
2	$50,450	$30,300	$80,750
3	$56,750	$34,100	$90,850
4	$63,050	$37,850	$100,900
5	$68,100	$40,900	$109,000
6	$73,150	$43,950	$117,050
7	$78,200	$46,950	$125,150
8	$83,250	$50,560	$133,200

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 入居申込は PHA が受け付ける。PHA は申請者から世帯の収入、資産、家族構成などの情報を収集し、これらの情報を地域の他機関、申請者の雇用主及び銀行と確認し、プログラムへの適格性と住宅扶助の支払額を決定するために使用する。
- PHA は、申請者が適格であると判断した場合、すぐに支援できる場合を除き、申請者を待機者リストに載せる。待機者リストに名前が載ると、PHA が申請者に連絡を行い、住宅バウチャーを発行する。
- 需要が供給を上回ることが多いため、待機期間が長期になることが一般的である。PHA は、支援可能な世帯数よりも多くの世帯が待機者リストに載った場合、待機者リストを閉鎖する可能性がある。
- 受給者は、賃貸借契約と制度要件を遵守すること、家賃を期日通りに支払うこと、住宅を良好な状態に維持すること、収入や家族構成に変更があった場合は、PHA に通知することが求められている。

⑤ 給付内容

- 住宅補助金は、受給世帯に代わって PHA が家主に直接支払う。その後、受給世帯は、家主から請求される実際の家賃と、この制度による補助額との差額を支払う。
- PHA が補助金を家主に直接支払うため、PHA が適格世帯の入居を承認すると、世帯と家主が賃貸借契約を結ぶと同時に家主と PHA が賃貸借契約と同じ期間、住宅補助金の支払契約を結ぶ。

⑥ 平均受給期間

- 平均的な入居期間は 8.5 年である 。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 本制度は、地方公共住宅機関（PHA）によって管理されている。PHA は、米国住宅都市開発省（HUD）から連邦資金を受け、バウチャー・プログラムを運営している。
- 本制度は、PHA によって管理されている。HUD は、プログラムの規則が適切に守られているか、PHA による制度運営を監視している。
- HUD は本制度の費用を賄うため、PHA に連邦資金を提供し、制度管理費用としての手数料を支払う。更に多くの世帯を支援するための追加資金ができた場合、HUD は PHA に対し、追加の住宅バウチャー用資金の申請書を提出するよう求め、審査で選ばれた PHA に資金が与えられる。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

- 2023 年の本制度への拠出額は 303 億ドルで、これは前年比 29 億ドル（10.5%）の増額となっている。最近の家賃のインフレに対応し、より多くの低所得世帯が住宅バウチャーを利用して安全で適切な住居を確保

[105] HUD.gov “FY 2023 Income Limits Summary” https://www.huduser.gov/portal/datasets/il/il2023/2023summary.odn?STATES=6.0&INPUTNAME=METRO31080MM4480*0603799999%2BLos+Angeles+County&statelist=&stname=California&wherefrom=%24wherefrom%24&statefp=06&year=2023&ne_flag=&selection_type=county&incpath=%24incpath%24&data=2023&SubmitButton=View+County+Calculations （閲覧日：2023 年 12 月 11 日）

できるようにするため増額に至った 。

- また、2023 年 10 月時点での対象賃借数は 2,293,316 件で、PHA により管理されているバウチャーは 42,833 件で、そのうち 34,875 件が支払対象になっている。

2015 年以降の 1 ユニットごとの費用推移（コロンビア特別区）[106]

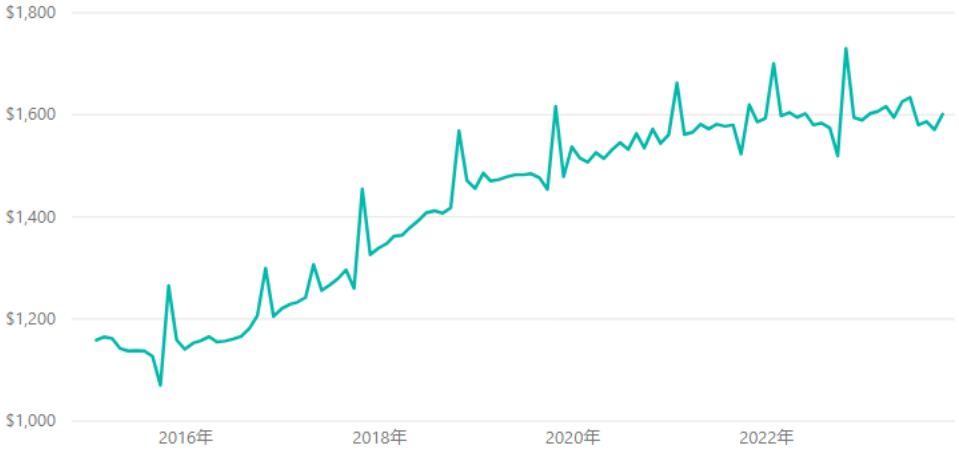

2018 年時点の住宅選択バウチャー受給者の内訳[107]

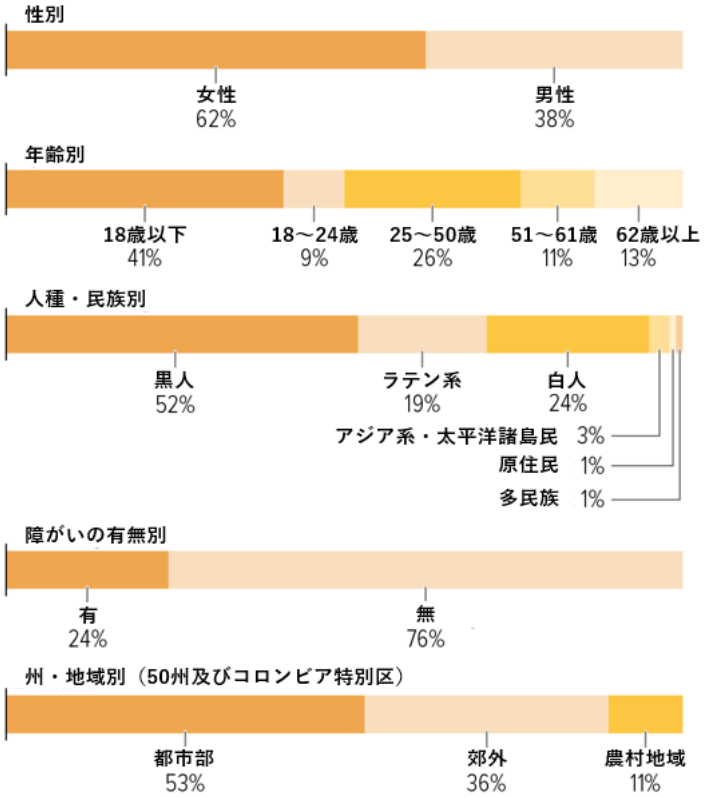

c） 出産･養育

① 制度の概要

- TANF 及び CHIP を参照のこと。

---

[106] Office of Public and Indian Housing “Housing Choice Voucher - Leasing” https://app.powerbigov.us/view?r=eyJrIjoiM2Y2OTQ2MTAtODVkNC00YmM2LThhOWEtZWY4MGU5YWFmZDFmIiwidCI6IjYxNTUyNGM1LTIyZTktNGJjZC1hODkzLTExODBhNTNmYzdiMiJ9 （閲覧日：2023 年 10 月 27 日）

[107] Center of Budget and Policy priorities “Policy Basics: The Housing Choice Voucher Program” を基に弊社整理 https://www.cbpp.org/research/policy-basics-the-housing-choice-voucher-program （閲覧日：2023 年 10 月 27 日）

d） その他

(1) 補足的栄養支援制度（Supplemental Nutrition Assistance Program : SNAP）

① 制度の概要

- SNAP は、連邦最大の栄養支援プログラムである。SNAP は、電子給付送金カード（Electronic Benefits Transfer Card）を通じて、対象となる低所得の個人や家族に給付金を支給する。このカードは、認可された食品小売店で対象となる食品を購入する際に、デビットカードのように使用することができる。
- 1960 年代から 2008 年まではフードスタンプと呼ばれていた。
- 農務省（USDA）の外局である FNS（Food and Nutrition Service：食糧栄養サービス庁）が運営し、全国 90 の州出先機関が給付事務を行う。

② 支給対象者・世帯の要件

- SNAP における「世帯」は同居し、グループとして一緒に食事を購入し、調理する全ての人のことである。 配偶者と 22 歳未満の子供のほとんどは、別々に食事を購入し調理する場合でも、自動的に同じ世帯に含まれる。
- SNAP の受給資格がある非市民の具体的な要件は、ここ数年で大幅に変更され、特定の分野ではより複雑になっている。2008 年食品栄養法（Food and Nutrition Act of 2008）では、SNAP の受給資格を米国市民と合法的に滞在している特定の非市民に限定している。
- 一般的に、非市民が SNAP の受給資格を得るには、以下の基準のいずれかを満たし、かつ収入要件や資産要件を満たす必要がある。
  - 米国に 5 年以上居住していること
  - 障がい関連の援助又は給付を受けていること
  - 18 歳未満の子供であること
- 上記に加えて、ストライキ中の個人や認定された移民資格を持たない全ての人々、大学に半分以上通う一部の学生、合法的に滞在している特定の移民、州によっては薬物関連の重罪の前科がある特定の人々などは受給資格がない。
- 特定の世帯員に受給資格がない場合でも、州は、支援を求める残りの世帯員の受給資格を判断しなければならない。
- 一部の者には就労要件が課される。就労要件の内容は「申請等の手続、受給者の義務」にて後述する。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入要件と資産要件を満たす必要がある。
- 収入要件として、連邦貧困線（FPL）に対して世帯総収入（Gross Income）が 130%以下及び世帯純収入（Net Income）が 100%以下であることが求められる。
- 毎月の世帯純収入を決定するため、世帯の総所得から一定の控除が行われる。控除額の一部は連邦政府によって定められており、毎年 10 月 1 日に変更されることがある。控除対象は以下のとおり。
  - 勤労所得（仕事や自営業からの収入など）に対する 20%の控除
  - 全ての世帯に適用される標準控除：コロンビア特別区の場合、1～3 人世帯では$198、5 人世帯では$208、6 人以上の世帯では$279 が控除される。人数の多い世帯では更に高くなる場合もある。
  - 仕事、訓練、教育のために必要な場合の扶養控除
  - 合法的に支払わなければならない養育費
  - 他の全ての控除を適用した後、その世帯の収入の半分を超える超過住居費：世帯内の一人が高齢者又は身体障がい者でない限り、超過分のシェルター控除は$672 が上限となる。光熱費控除は、毎年 10 月 1 日に更新され、燃料費、電気代、水道代などの光熱費を考慮し、各世帯 360 ドルが標準控除額となる。 標準的な光熱費控除に加えて、世帯は家賃又は住宅ローンの支払いと利子、住宅にかかる税金の控除を請求できる。
  - 60 歳以上の高齢者又は障がい者のいる世帯は、35 ドル以上の自己負担医療費も控除できる。保険や他人からの支払いは対象外となる。

- 世帯構成員の全員が TANF、SSI、GA のいずれかの受給者であれば、既にミーンズテストを要する制度に適格であると判断されることから、収入要件と資産要件は適用されない。
- 収入上限は、農務省が当年の 7 月末に翌会計年度分（当年の 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日まで）について、48 州及びコロンビア特別区、アラスカ州、ハワイ州、グアム及び米領ヴァージン諸島に分けて公表する。2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日に適用される月額収入の上限は 48 州及びコロンビア特別区の場合以下のとおりである。

SNAP の収入上限要件（2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日の間適用）

世帯構成員数	世帯総収入の月額 Gross monthly income （FPL の 130%以下）	世帯純収入の月額 Net monthly income （FPL の 100%以下）
1	$1,580	$1,215
2	$2,137	$1,644
3	$2,694	$2,072
4	$3,250	$2,500
5	$3,807	$2,929
6	$4,364	$3,357
7	$4,921	$3,785
8	$5,478	$4,214
追加 1 人ごと	+$557	+$429

- 資産要件として、銀行口座の残額や保有株式などの金融資産が勘案される。資産限度額は連邦政府によって定められ、毎年 10 月 1 日に変更される。現時点では、資産限度額は世帯で$2,750、60 歳以上の者又は障がい者が含まれる場合は$4,250 である。

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 身分証明内容や居住地、移民状況、世帯構成、収入と資産、控除対象経費などを記入した申請書を提出し、面接審査を経て受給が決定する。申請はオンライン、対面、ファックスなどで行う。
- 家庭内に子供がおらず、障がいのない 18 歳から 52 歳の成人の多くは、週 20 時間以上就労しているか、就労訓練プログラムに参加していない限り、受給期間を 3 年ごとに 3 か月に制限されている。この就労報告義務は同居の子供がいる人、身体的又は精神的に就労に適さないと判断された人、妊娠中の人などには適用されない[108]。

⑤ 他制度優先等の補足性の要件

- SSI、TANF、GA、WIC との併給が認められている。

⑥ 民事上の扶養義務の内容

- 子と別居している親の SNAP 受給資格として、子の養育費への協力と養育費命令の適時支払能力を条件とすることが可能であるが、このような政策を実施している州はほとんどない。理由としては、親権を持つ世帯への養育費の支払いを著しく増加させるという証拠がないことや、子供を含む弱い立場の人々の食の安全を危険にさらすこと、実施に非常に費用がかかり管理上複雑であること、そして罰則のない政策の方が、健康や福祉を損なう危険を冒すことなく、より多くの低所得者を養育支援制度につなげるのに効果的である可能性があること、などが挙げられる。

⑦ 給付内容

- 割当額（世帯が受け取る金額）は収入や世帯人数などの要素に基づき決定される。各世帯は、収入の約 30%を食費に費やすと予想されているため、世帯の純月収に 0.3 を掛け合わせ、世帯人数に応じた最大月間給付額から差し引いたものが、割当額となる。
- 世帯人数別の月間割当額の上限は連邦政府によって定められており、毎年 10 月 1 日に変更される。

[108] 2020 年、COVID-19 の大流行を受け、連邦議会は連邦政府の COVID-19 による公衆衛生緊急事態が終了した翌月まで、18 歳～50 歳の障がいのない成人に課していた 3 か月の受給期限を一時的に停止した。また、就労要件を一時的に停止した州もある。

- 2021 年に米国農務省は、割当額の上限を決める基準となる Thrifty Food Plan（TFP）の改定を発表した。TFP は、標準的な 4 人家族の栄養価の高い低コストの食事にかかる費用を反映したものである。2018 年農業法案で義務付けられている今回の改定は、現在の食料価格、食事指導、食料消費データを考慮したものとなる。改定された TFP は、2021 年 10 月から上限割当額を平均 21%引き上げた。

SNAP の月間割当額の上限（コロンビア特別区の場合、2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日の間適用）

世帯構成員数	月間割当額の上限額
1	$291
2	$535
3	$766
4	$973
5	$1,155
6	$1,386
7	$1,532
8	$1,751
追加 1 人ごと	+$219
最低割当額	$23

- 給付金は、指定を受けた店舗で果物、野菜、肉、魚、乳製品、パン、シリアル、スナック菓子やノンアルコール飲料などのその他の食品を購入することに使用できる。また、受給した世帯で消費する食料を生産するための種や植物も購入可能である。
- SNAP は「貧困家庭が健康的な食品を購入し、自給自足に向かえるよう、食費を補うための手当」と定められている。2008 年食料・栄養法（Food and Nutrition Act of 2008）において、ビール、ワイン、酒類、たばこ、ビタミン、医薬品、サプリメント、生物（食用を除く）、惣菜、ペットフード、日用品、衛生用品、化粧品は購入できないことが定められている。

⑧ 平均受給期間

- ほとんどの世帯は、承認後 12 か月の認定期間が与えられる。ESAP（高齢者簡易申請プロジェクト）の基準を満たす世帯[109]は、36 か月の認定期間が与えられる。
- 場合によっては、世帯に資格がなくなる状況の変化（勤労所得又は不労所得の増加など）が生じた場合、認定期間が早期に終了することがある。認定期間中、世帯は特定の変更を報告する必要があり、世帯が認定期間終了後も引き続き受給を希望する場合は、再認定プロセスを完了する必要がある。

⑨ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 給付に係る費用の大部分を連邦が、運営に係る費用を州が負担している。

[109] ESAP を満たす世帯とは、全ての成人が 60 歳以上及び/又は障がい者であり、稼得収入がない世帯を指す。

SNAP 関連支出（FY2021）[110]

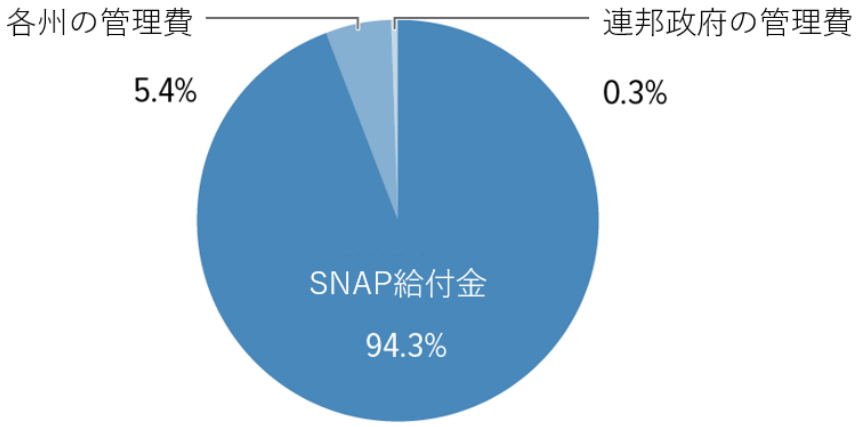

注釈：この表は、米国準州における栄養補助、フードバンクへの支援、インディアン居留地における食糧配給プログラムなど、SNAPとは関係ないがSNAP予算勘定に含まれる活動への支出を除いたものである。また、P-EBT（Pandemic EBT: COVID-19流行による学校及び保育所の閉鎖に対応した、児童・学生に対する給付）の支出も除いている。州の食糧給付管理には、SNAP の資格判定、給付金発行、品質管理、その他の活動に関連する費用が含まれる。州のサービスには、SNAP 参加者のための雇用訓練と栄養教育が含まれる。連邦管理費には、SNAP を管理するための義務的及び裁量的な連邦費用が含まれる。

- 2021 会計年度に、連邦政府は SNAP 及びその他の直接関連する食糧支援プログラムに約 1,110 億ドルを支出した。SNAP 支出の 94%に当たる約 1,050 億ドルは、家計が食品を購入するための給付金に直接使われた。2021 会計年度の SNAP 給付総額のうち、約 60%に当たる約 630 億ドルは、通常の SNAP プログラムの下で認可されたものである。残りの 40%（約 420 億ドル）は、議会とトランプ、バイデン両政権がパンデミックに対応するために制定した臨時権限によるものである。
- 2021 年の SNAP 支出の約 5%は、資格判定、SNAP 世帯に対する雇用・訓練・栄養教育、不正防止活動など、州の管理費に充てられた。COVID-19 救済法案は、州の管理費に 10 億ドル以上の追加資金を提供した。SNAP 支出のうち、連邦政府の管理費に充てられたのは 1%未満であった。

⑩ 施行状況に係る基礎データ

- FY2019 には、SNAP の受給資格を持つ個人の 82%が受給した。特に、労働者世帯の受給資格者の参加率は、2002 年の 40%から 2019 年には 72%に上昇した。

SNAP 受給者の推移 [110]

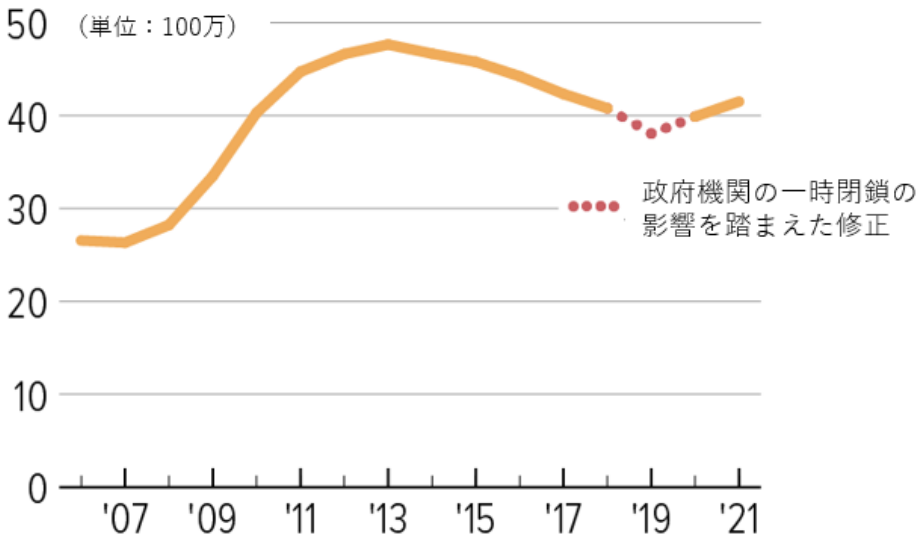

[110] Center of Budget and Policy priorities “Policy Basics: The Supplemental Nutrition Assistance Program(SNAP)” https://www.cbpp.org/research/policy-basics-the-supplemental-nutrition-assistance-program-snap （閲覧日： 2023 年 11 月 29 日）

SNAP 支出額の GDP 比推移 [110]

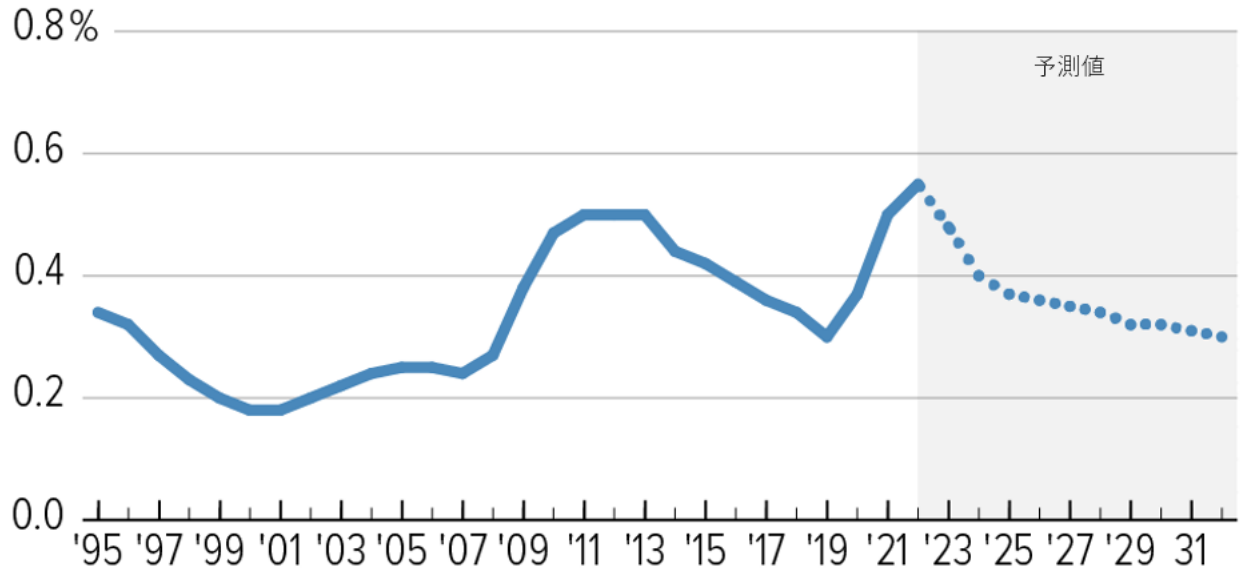

低所得者及び SNAP 受給者が人口に占める割合の推移 [110]

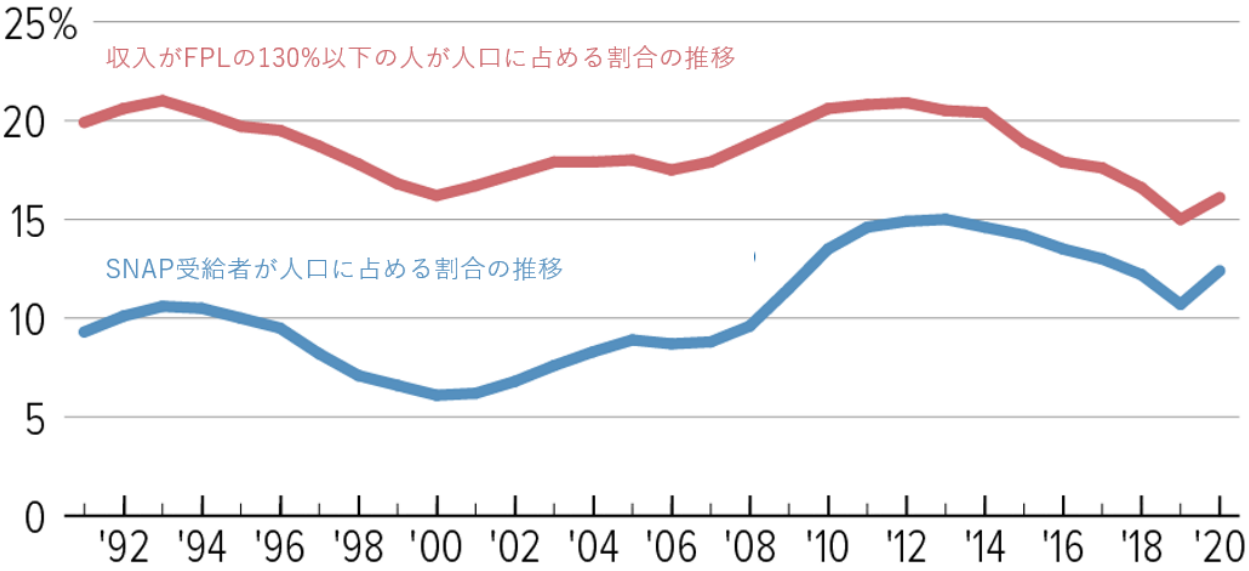

SNAP の月間平均受給者の推移（FY2011～FY2022）[111,112,113,114]

州・地域	FY2011	FY2012	FY2013	FY2014	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022
米国全体	44,708,726	46,609,072	47,636,090	46,536,760	45,766,672	44,219,363	42,173,199	39,651,687	35,702,472	39,878,685	41,500,021	41,189,080
アラバマ州	920,365	910,244	915,322	902,073	889,380	850,804	804,336	766,681	667,043	730,708	769,606	761,074
アラスカ州	86,044	91,298	91,364	87,486	81,121	82,326	89,113	91,995	78,932	83,194	82,888	92,119
アリゾナ州	1,067,617	1,123,974	1,111,105	1,044,310	999,401	960,105	918,728	845,733	736,883	833,448	879,123	825,666
アルカンサス州	486,451	502,125	504,621	491,965	468,904	426,069	388,362	372,451	354,917	393,091	346,176	262,916
カリフォルニア州	3,672,980	3,964,221	4,159,031	4,349,634	4,417,772	4,340,042	4,112,066	3,949,535	3,529,470	4,312,002	4,327,062	4,627,744
コロラド州	453,103	491,630	507,934	505,169	495,134	475,690	459,247	449,824	415,289	483,097	513,945	540,303
コネティカット州	378,677	403,466	425,320	438,559	442,161	431,597	410,344	387,329	340,447	372,305	371,632	375,361
デラウェア州	134,927	148,257	153,137	150,232	149,981	147,559	146,805	140,298	119,787	120,416	115,484	118,842
コロンビア特別区	134,845	141,147	144,889	142,707	141,845	134,625	119,104	112,282	101,230	116,406	140,115	145,823
フロリダ州	3,074,671	3,353,064	3,556,473	3,526,311	3,656,169	3,454,530	3,186,537	3,347,518	2,649,741	3,177,286	3,356,215	2,847,086
ジョージア州	1,780,039	1,912,839	1,948,189	1,815,833	1,800,531	1,733,473	1,625,415	1,556,452	1,332,536	1,565,935	1,640,617	1,608,203
ハワイ州	159,644	176,823	189,350	194,264	188,895	176,729	169,045	163,618	144,922	165,418	195,834	169,014
アイダホ州	228,629	233,034	227,006	211,781	196,872	185,303	171,251	157,858	135,922	146,497	132,607	124,078
イリノイ州	1,793,886	1,869,713	2,040,053	2,015,303	2,042,306	1,914,393	1,878,519	1,826,011	1,639,396	1,869,977	1,930,355	1,981,714
インディアナ州	877,560	908,705	926,011	892,699	831,740	741,610	671,986	617,032	530,384	601,417	645,754	617,630
アイオワ州	373,856	408,050	420,344	408,070	391,224	380,705	365,893	345,406	295,682	310,564	286,050	278,827
カンザス州	298,642	304,719	316,983	293,456	273,974	253,833	233,778	217,420	185,329	200,443	200,344	195,799
ケンタッキー州	823,472	849,248	872,439	828,076	768,882	666,264	654,873	615,305	502,241	555,425	597,747	541,623
ルイジアナ州	884,519	948,758	940,100	877,340	859,738	927,168	928,962	867,342	749,560	830,750	924,723	822,649
メイン州	247,943	252,860	249,119	230,536	202,579	189,245	179,734	167,858	144,433	159,995	157,595	162,158
メリーランド州	667,738	716,379	771,021	787,597	781,035	744,343	684,282	646,483	570,444	700,979	823,501	772,731
マサチューセッツ州	813,631	861,568	887,619	863,412	785,778	779,192	766,116	770,566	703,516	821,254	929,029	1,024,442
ミシガン州	1,928,478	1,828,384	1,775,646	1,679,421	1,571,344	1,473,614	1,375,434	1,281,862	1,181,972	1,254,475	1,278,213	1,349,321
ミネソタ州	505,919	538,869	552,928	533,743	496,023	478,783	453,564	428,986	381,779	409,275	452,652	435,910
ミシシッピ州	622,596	659,872	668,624	656,871	636,322	582,658	537,370	505,308	420,873	429,568	418,451	413,651
ミズーリ州	943,088	947,889	929,943	858,416	844,597	810,690	758,918	736,590	639,338	715,447	698,720	657,870
モンタナ州	124,243	125,874	128,531	124,906	119,082	116,626	120,889	115,223	99,368	104,391	97,186	89,167
ネブラスカ州	174,204	176,073	179,711	173,530	174,092	175,851	175,849	169,811	148,768	157,091	157,273	155,550
ネバダ州	332,959	354,900	360,953	383,622	420,413	439,782	440,614	439,941	391,569	448,688	453,250	455,231
ニューハンプシャー州	113,407	116,895	117,315	111,701	106,296	98,464	92,457	86,502	70,412	72,505	69,116	69,343
ニュージャージー州	759,136	826,134	876,266	883,434	905,728	879,987	817,979	760,303	649,128	700,538	825,664	857,304
ニューメキシコ州	414,275	438,252	440,362	431,494	453,146	471,247	460,534	456,251	415,161	468,745	520,494	518,799
ニューヨーク州	2,999,991	3,076,911	3,170,465	3,122,879	3,039,108	2,968,227	2,910,894	2,796,620	2,661,700	2,658,439	2,780,714	2,839,326
ノースカロライナ州	1,590,069	1,668,588	1,703,700	1,575,676	1,646,202	1,568,387	1,365,394	1,138,288	1,228,424	1,317,566	1,541,661	1,599,930
ノースダコタ州	60,902	58,796	56,523	53,753	53,148	54,252	53,748	52,621	45,312	46,092	50,377	47,417
オハイオ州	1,779,237	1,807,913	1,824,675	1,752,135	1,676,263	1,608,633	1,501,795	1,421,366	1,273,257	1,396,860	1,509,438	1,491,294
オクラホマ州	614,704	614,947	621,831	608,492	598,257	612,869	603,896	585,064	531,728	596,705	619,149	650,640
オレゴン州	772,756	815,221	817,575	802,190	779,749	734,864	680,671	633,970	554,927	635,485	706,294	718,580
ペンシルバニア州	1,718,211	1,799,209	1,784,790	1,796,154	1,826,667	1,863,836	1,842,945	1,818,589	1,627,640	1,794,613	1,766,450	1,845,636
ロードアイランド州	160,201	172,846	179,925	178,518	175,025	171,055	164,238	N/A	141,232	146,183	142,149	139,362
サウスカロライナ州	844,405	869,801	875,866	834,511	804,572	805,012	719,977	658,119	558,722	596,161	608,107	618,978
サウスダコタ州	101,817	103,846	104,052	100,938	98,553	95,983	93,259	87,410	75,020	78,245	74,627	71,012
テネシー州	1,275,790	1,316,810	1,342,089	1,312,505	1,229,391	1,113,231	1,047,058	970,875	832,130	868,936	881,344	825,340
テキサス州	3,977,273	4,038,440	4,041,891	3,852,675	3,724,688	3,768,472	3,921,278	3,895,207	3,187,238	3,551,011	3,408,385	3,440,726
ユタ州	283,971	276,890	251,626	229,911	225,603	219,820	206,299	189,093	160,829	164,041	163,010	156,291
バーモント州	92,038	96,579	100,541	93,000	84,994	79,715	76,558	73,058	68,277	68,568	67,790	69,483
バージニア州	858,782	913,878	940,932	918,902	860,375	826,354	775,548	736,221	654,882	730,370	757,583	794,646
ワシントン州	1,054,693	1,108,090	1,113,441	1,095,551	1,070,933	1,011,412	929,486	877,244	833,128	870,997	927,999	874,543
ウエストバージニア州	345,955	346,833	350,695	362,501	367,908	357,531	340,308	321,009	282,662	306,218	302,444	310,879
ウィスコンシン州	801,073	835,312	856,730	841,533	805,540	728,077	691,635	652,885	572,323	647,376	762,395	708,238
ワイオミング州	36,031	34,347	38,046	35,871	32,606	33,853	32,839	29,330	24,309	26,928	29,118	30,178
グアム	40,631	43,727	45,554	47,289	47,166	46,713	45,263	44,974	40,930	44,041	39,608	36,425
ヴァージン諸島	22,655	24,827	27,436	27,824	27,461	27,760	26,758	32,833	21,331	22,520	23,961	22,215

[111] KFF “Monthly Average Number of Persons Participating in Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP)” https://www.kff.org/other/state-indicator/avg-monthly-participation/?currentTimeframe=0&sortModel=%7B%22colId%22:%22Location%22,%22sort%22:%22asc%22%7D （閲覧日：2023 年 11 月 29 日）

[112]米国全体にはグアム及びヴァージン諸島を含む。

[113] ノースカロライナ州は FY2018 のうち、2018 年 1 月のデータのみ報告した。

[114] ロードアイランド州は FY2018 のデータを報告しなかった。

(2) 特別栄養支援（Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children：WIC）

① 制度の概要

- 低所得者で栄養上のリスクのある妊婦や幼児に対して、栄養補助食品等の現物給付や栄養・保健指導を行うプログラムであり、農務省（USDA）の外局である食糧栄養サービス庁（FNS）が運営し、州出先機関が給付事務を行う。

② 支給対象者・世帯の要件

- 申請者は 4 種類の要件（カテゴリー、居住、収入、栄養リスク）を満たす必要がある。
- カテゴリ別の要件として、申請者は次の基準のいずれかを満たす必要がある。
  - 妊婦：妊娠中、出産後 6 週間まで、又は妊娠末期
  - 産後の女性：出産後又は妊娠終了後 6 か月まで
  - 授乳中の女性：乳児の 1 歳の誕生日まで
  - 乳児：1 歳の誕生日まで
  - 小児：5 歳の誕生日まで
- 父親、祖父母、認定里親など、乳幼児と 5 歳までの子供の法定後見人も、子供のために給付を受ける資格がある。
- 居住要件として、申請者は申請する州に居住しているか、インディアン部族組織が設定したガイドラインを満たしている必要がある。なお、WIC の資格を得るために、申請者が州等に居住しなければならない最低期間はない。
- 収入要件は「③ミーンズテスト・インカムテスト」を参照。
- 栄養リスク要件として、申請者は、1） 貧血、低体重、喫煙、母親の年齢、妊娠合併症の病歴、妊娠結果不良などの医学的リスク、及び 2） 米国のダイエタリーガイドラインにおけるたんぱく質又は鉄の推奨量を満たしていないなどの食事に基づくリスクについて、WIC 管轄の専門機関（WIC クリニック）で身長・体重の計測、血液検査を行ってスクリーニングされる。これらのリスクがあることが確認されると、支給対象となる。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入要件はあるが、資産要件はない。収入要件として、申請者は貧困ガイドラインの 185%以下の収入である必要がある。
- 以下の基準のいずれかを満たす申請者は、自動的に適格とみなされる。
  - 以下のプログラムの少なくとも 1 つに参加している：SNAP、TANF、メディケイド
  - 申請者の家族にメディケイド又は TANF を受給する資格のある者がいる
  - 申請者は、州当局が決定する他の州運営プログラムに参加する資格がある

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 居住している州の WIC 担当機関やオンラインなどで申請する。WIC プログラムに登録する各人と、身分証明書、住所証明（現住所を確認できる書類）、収入証明書（給与明細書、確定申告書、雇用主からの手紙など）を持参する必要がある。

⑤ 給付内容

- 支給対象者には、WIC カードが支給され、WIC 認定店で WIC 認定食品を購入することができる[115]。
- WIC 認定食品は、妊産婦の健康と子供の発育をサポートするのに最適な栄養を提供する。食品パッケージは、家族のニーズが変化しても、それぞれの栄養要件が満たされるように、様々なものが用意されている。
- これらの食品は、「アメリカ人のための食事摂取基準」（Dietary Guidelines for Americans：DGA）や、2 歳未満の乳幼児に対する食事摂取基準（Dietary Recommendation for infants and children under 2 age）との整合性を図るために、特別に選ばれている。
- 各 WIC 食品パッケージの金額は、支給対象者の嗜好や医療上の必要性、どこで買い物をするかによって異な

[115] https://www.benefits.gov/news/article/439

る。食物アレルギーや不耐性に対応した代替品もある。

WIC 対象食品の一覧[116]

WIC 対象食品	許容される代替品	供給される主要栄養素
野菜、果物	野菜、果物（生もの、冷凍、缶詰、乾燥）	ビタミン A、ビタミン C、ビタミン E、葉酸、カリウム、食物繊維
市販の野菜、果物、肉	生のバナナ	ビタミン A、ビタミン C、ビタミン E、葉酸、カリウム、食物繊維（乳児用肉であれば鉄、亜鉛）
牛乳	豆乳、豆腐	たんぱく質、カルシウム、ビタミン A、ビタミン D、葉酸、ビタミン B_2（リボフラビン）
全粒粉シリアル	-	鉄、ビタミン B 類、葉酸、食物繊維、亜鉛
全粒小麦パン	玄米、オートミール、全粒大麦、ブルグル[117]、ソフトコーン又は全粒小麦のトルティーヤ	鉄、ビタミン B 類、マグネシウム、亜鉛、食物繊維
ライトツナ	鮭、鰯、鯖	たんぱく質、葉酸
缶詰又は乾燥豆類、ピーナッツバター	-	たんぱく質、ビタミン B 類、葉酸、食物繊維
チーズ	-	たんぱく質、カルシウム、ビタミン A、ビタミン D、ビタミン B_2（リボフラビン）
ジュース	-	ビタミン C、葉酸
卵	-	たんぱく質、ビタミン A、ビタミン D
鉄強化粉ミルク	-（母乳で育てていない乳児の必須栄養素の代替源として最適）	鉄

カテゴリ別食品パッケージの一例[118]

カテゴリ	パッケージに含まれる食品
妊婦 （推定月額： 100～130 ドル）	・ 生、冷凍、缶詰、又は乾燥の野菜及び果物 47 ドル分 ・ 卵 1 ダース ・ 4.5 ガロンの 1%低脂肪乳又は無脂肪乳（無乳糖ミルクと豆乳も利用可能） ・ 16 オンスのチーズ又は 32 オンスの豆腐 ・ 16 オンスの全粒穀物（全粒粉のパン、パスタ、トルティーヤ、オートミール、玄米、コーントルティーヤなどがオプションで含まれる） ・ 36 オンスの朝食用シリアル ・ ピーナッツバター1 瓶 ・ 調理済み豆 4 缶又は乾燥豆 1 パック ・ 144 オンスのジュース ・ 32 オンスの低脂肪又は無脂肪ヨーグルト
子供（1～2 歳） （推定月額：90～105 ドル）	・ 生、冷凍、缶詰、又は乾燥の野菜及び果物 26 ドル分 ・ 卵 1 ダース ・ 牛乳 3 ガロン（無乳糖ミルク及び豆乳も利用可能） ・ 16 オンスのチーズ又は 32 オンスの豆腐 ・ 32 オンスの全粒穀物（全粒粉のパン、パスタ、トルティーヤ、オートミール、玄米、コーントルティーヤなどがオプションで含まれる） ・ 36 オンスの朝食用シリアル ・ 調理済み豆 4 缶、又は乾燥豆 1 パック、又はピーナッツバター1 瓶 ・ 128 オンスのジュース ・ 32 オンスの全脂肪ヨーグルト

[116] National WIC Association “WIC Monthly Food Prescription” https://media.nwica.org/wic_food_package.pdf （閲覧日：2024 年 1 月 26 日）

[117] パスタと同じ原料のデュラム小麦を、粉末にせず全粒のまま湯通しした後に挽き割りにしたもの

・ [118] https://www.phfewic.org/en/how-wic-works/wic-foods/

子供（2～4 歳） （推定月額：90 ～ 105 ドル）	・ 生、冷凍、缶詰、又は乾燥の野菜及び果物 26 ドル分 ・ 卵 1 ダース ・ 3 ガロンの 1%低脂肪乳又は無脂肪乳（無乳糖ミルク及び豆乳も利用可能） ・ 16 オンスのチーズ又は 32 オンスの豆腐 ・ 32 オンスの全粒穀物（全粒粉のパン、パスタ、トルティーヤ、オートミール、玄米、コーントルティーヤなどがオプションで含まれる） ・ 36 オンスの朝食用シリアル ・ 調理済み豆 4 缶、又は乾燥豆 1 パック、又はピーナッツバター1 瓶 ・ 128 オンスのジュース ・ 32 オンスの低脂肪又は無脂肪ヨーグルト

⑥ 実施体制、財源、国と地方の関係

- WIC は、米国農務省（USDA）管轄の公衆衛生栄養プログラムであり、上院・下院歳出委員会を通じて毎年資金が提供される。
- 米国農務省食品栄養局（FNS）が、連邦会計年度（10 月 1 日～9 月 30 日）の WIC の年間予算案を起草する。連邦議会は、予算編成のプロセスを通じて、WIC が毎年受け取る予算額を決定する。予算案が議会を通過し、法律に署名されると、各州に交付金が支給され、郡や市の保健センター、又は民間の非営利団体によって地方レベルで運営される。

⑦ 施行状況に係る基礎データ

- 2022 会計年度の毎月の受給者は約 630 万人で、その中にはアメリカの全乳幼児の 39%が含まれていると推定されている。WIC の連邦プログラム費用は、2022 会計年度には総額 57 億ドルであった。

WIC の平均受給者数・費用

		2021 会計年度	2022 会計年度
ひと月当たりの平均受給者数		約 624 万人	約 626 万人
	女性	約 138 万人	約 140 万人
	乳児	約 146 万人	約 143 万人
	子供	約 340 万人	約 343 万人
1 人当たり・ひと月当たりの費用		35.58 ドル	47.72 ドル
合計		約 50 億 1000 万ドル	約 57 億 3000 万ドル

ひと月当たりの平均 WIC 受給者数（1980～2022 会計年度）[119,120]

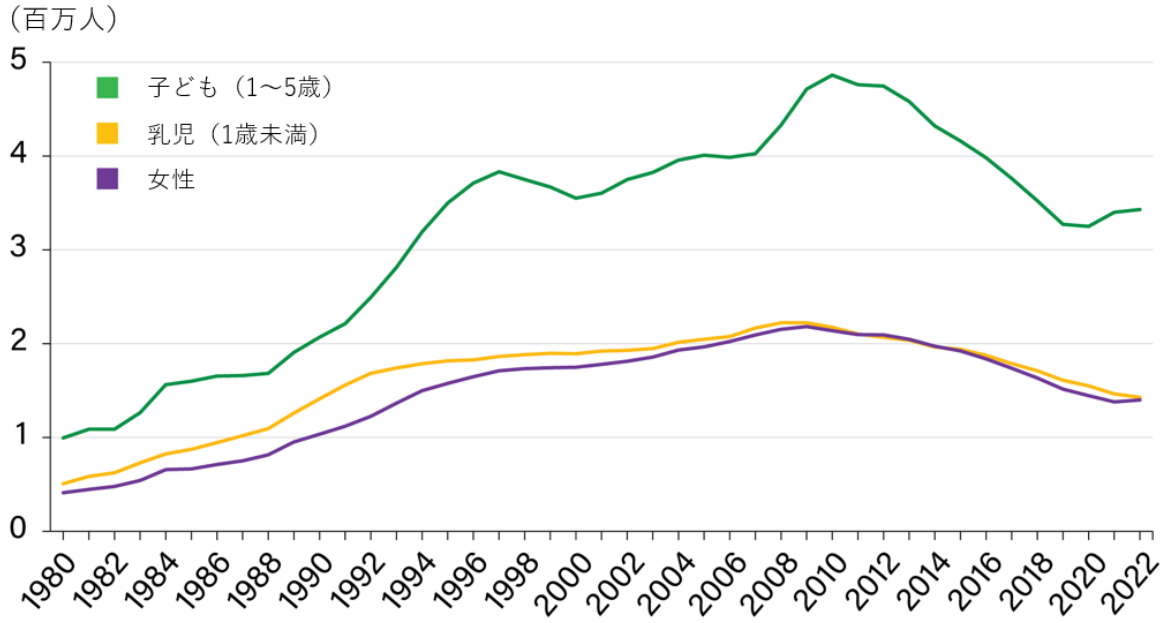

(3) 対低所得者光熱費扶助（Low-Income Home Energy Assistance Program:LIHEAP）

① 制度の概要

- LIHEAP は 1982 年に開始された低所得者世帯の光熱費負担を軽減するプログラムで、保健福祉省が所管し、州が実施する。
- 保健福祉省による補助の対象は、暖房（Heating）、冷房（Cooling）、厳冬（Winter Crisis）、猛暑（Summer Crisis）、気象災害（Weatherization）の 5 種類とされている。
- LIHEAPの給付は低所得世帯に対する現金給付でなく、受給世帯が契約している光熱費の提供業者に対して州が行い、受給世帯の光熱費請求額が減額される形態が取られる。

② 支給対象者・世帯の要件

- LIHEAP において、世帯は一つの経済単位として同居している個人又はグループであり、その中で住宅用のエネルギーが慣習的に共同で購入されているか、又は家賃の形でエネルギーに対する指定外の支払いが行われているものと定義される。
- 米国市民か、適格の非市民（永住権（グリーンカード）保持者、難民、亡命者、1 年以上米国に仮放免された者及び PRWORA 第 431 条に規定されているその他の特定の非市民を含む）で、収入要件を満たすものが支給対象者である。
- LIHEAP 法では、世帯構成員の少なくとも 1 人が TANF、SSI、SNAP、特定のニーズテスト型退役軍人給付金のいずれかの受給者であれば、LIHEAP を適用することが認められている。
- LIHEAP 交付機関は、資産テストに合格している、補助金を受けていない住宅に居住している、又は公共料金の支払い停止の通知を受け取っているなど、LIHEAP の追加的な資格基準を満たした所得適格世帯のみにサービスを提供する柔軟性がある。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入要件として、所得の上限を州の所得中央値の 60%か連邦貧困線の 150%のいずれか高い方としている。なお、所得基準は、連邦貧困線の 110%より低く設定することはできない。
- LIHEAP 法では、「所得」を定義していない。一般的に、所得は総所得（gross income）を意味しているが、多くの州では、一定水準以上の医療費や、育児など就労に伴う経費を控除している。
- 収入要件に加え、州によっては資産調査を行うことがある。LIHEAP 法では、資産調査は義務付けられておら

[119] USDA ERS “WIC Program” https://www.ers.usda.gov/topics/food-nutrition-assistance/wic-program/ （閲覧日：2024 年 1 月 26 日）

[120] 2022 年は速報値、出典：USDA 経済研究サービスの 2023 年 1 月時点のデータ

ず、言及もされていないが、2013 年には少なくとも 12 州で資産調査が実施された。

- 資産調査を採用している州は、最も困窮している世帯にサービスを提供することを目的としている。これらの州は、現金資産や現金に容易に換金できる資産を持つ世帯は、資産を持たない世帯よりも困窮度が低く、LIHEAP 資金は資産を持たず LIHEAP をより必要としている世帯に使われるべきであると考えている。
- 資産調査を採用している州の間でも、許容される資産額に幅があり、高齢者のいる世帯にはより高い資産を持っていても受給が認められる。資産額は総所得に加算することができ、その額が世帯の規模に応じた年間総所得を下回っていれば、その世帯は受給対象となる。
- 資産の定義は州によって異なるが、現金、当座預金、普通預金、IRA 及び 401k、譲渡性預金、株式及び債券、申請者が居住していない財産を資産とすることが多い。
- 資産から除外されるものとして、世帯の主たる住居とその敷地、自動車 1 台、共同所有の資産、家財道具、大学の助成金やローン、埋葬料口座[121]にある預金が挙げられる。

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 補助を受ける資格は、年間総所得と世帯の規模、世帯の暖房源、住居のタイプに基づいており、同居する世帯全員の収入と資産を証明する書類、請求書などを提出する必要がある。申請はオンライン、対面で受け付ける。面接審査を経て受給が決定する。
- 請求金額の全額が補助されるわけではないため、光熱費の節約が求められる。

⑤ 給付内容

- 給付内容は州によって異なるが、基本的には光熱費支払の援助、供給停止に対する緊急援助及びエネルギー効率を高めるための改修に対する補助が提供される。
- カリフォルニア州サンフランシスコでは、光熱費支払に対する支援として、ガス、電気、薪、プロパンを含む光熱費及び家賃に光熱費が含まれている世帯に対し、1 暦年につき 1 回限りの光熱費控除を提供する。また、電気やガスの供給停止通知を受けた場合に、緊急援助が提供される。
- 光熱費支払に対する援助は、現金給付でなく、受給世帯が契約している光熱費の提供業者に対して州が支払いを行い、受給世帯の光熱費請求額が減額される形態が取られる。
- 加えて、エネルギー効率の改善や健康と安全を確保するための Home Weatherization プログラムとして、賃貸住宅や持家住宅の省エネルギー対策を提供する。エネルギーと安全性の監査や、窓、扉、給湯器、屋根裏と床の断熱材、一酸化炭素と煙を感知する警報器などの設置が含まれる。

⑥ 平均受給期間

- 多くの場合で、継続的な援助を提供しておらず、1 回限りの援助などに制限している。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 連邦政府から州への補助は、各州の人口や受益者数等に応じた定式（formula）により計算され、包括補助金（Block Grant）として交付される。包括補助金の総額は、FY2022 は 38 億ドル、FY2023 は 40 億ドルである。包括補助金の財源は、連邦政府が毎会計年度に予算編成する一般基金（Regular Funds）勘定である。
- 連邦政府の基金には一般基金の他に、緊急・不測事態対応基金（Emergency Contingency Funds）と REACH 基金（REACH Funds）がある。緊急・不測事態対応基金は気象災害や自然災害による被害が発生した州に個別に交付される。REACH（Residential Energy Assistance Challenge Option）基金は、州が包括補助金の受領額に対して一定の割合で州会計から追加負担をして低所得者世帯のエネルギー負担を援助するとした場合に、包括補助金とは別に包括補助金の 25%に相当する補助金を当該州に交付するための財源となる。この 25%の上乗せは レバレッジ・インセンティブと呼ばれる。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

- 2022 年の予備データ（最終確定前）によると、51 州が暖房援助に推定 33 億 9800 万ドル、24 州が冷

[121] 埋葬料口座とは、将来の墓地商品、葬儀商品、葬儀サービス、又はそれらの組合せの購入資金を調達する目的で、信託契約を結ばずに個人が金融機関に開設する口座をいう。（https://www.lawinsider.com/dictionary/burial-account）

房援助に推定 5 億 4,100 万ドル、49 州が緊急援助に推定 13 億 3,700 万ドル、47 州が、省エネルギー等エネルギー関連の住宅修繕に推定 5 億 5600 万ドルの援助を提供した。また、推定 570 万世帯が、LIHEAP を通じて暖房費の援助を受けた。

- 全米エネルギー支援担当理事協会のマーク・ウルフ事務局長は、2022 年度の低所得者向け住宅エネルギー支援プログラムへの資金援助を支持する下院労働・保健・福祉・教育・関連省庁小委員会での証言の中で、2021 年度の資金水準によって「プログラムは約 590 万世帯、つまり適格世帯の約 16.7%にサービスを提供することができる。これらの世帯の約 70%には、高齢者や障がい者、6 歳未満の子供がいるなど、弱者や危険にさらされている人が少なくとも 1 人いる。」と指摘した。更に、助成金の平均額が 1 世帯当たり約$525 であると述べた。

LIHEAP 全体の支出額推移（*2018 年以降は最終確定前の予備データに基づく）[122]

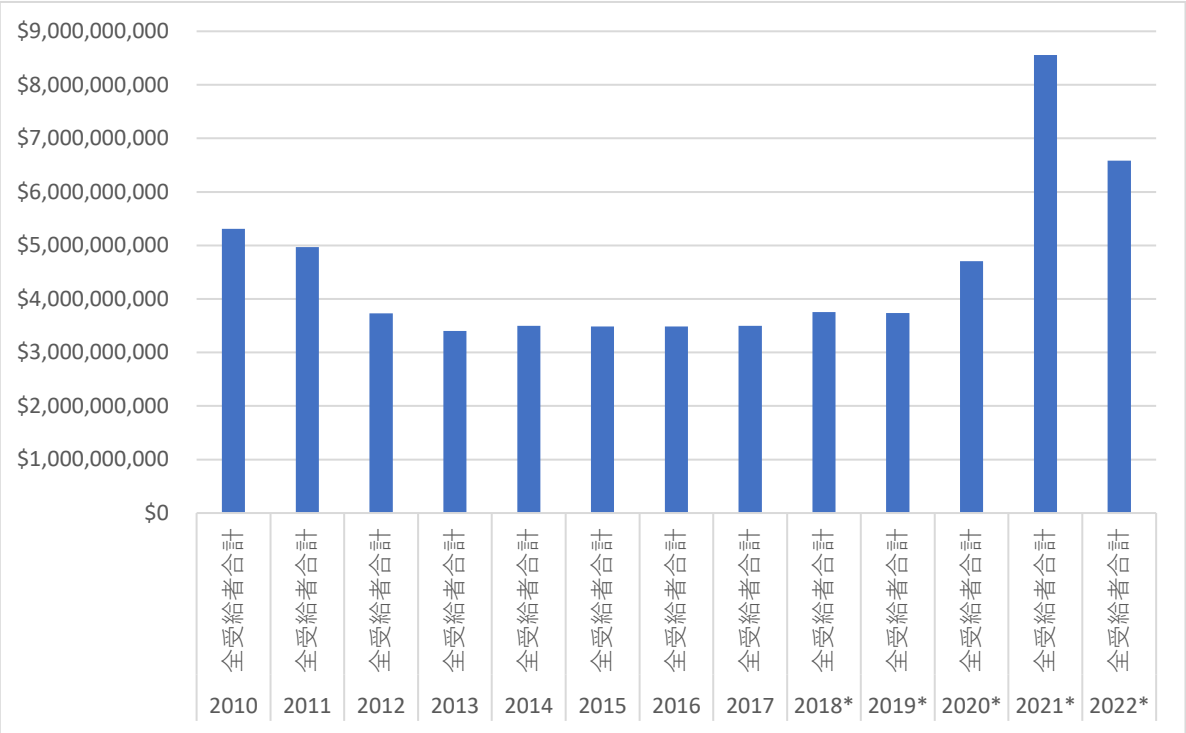

[122] Administration for Children and Families “Custom Reports” を基に弊社整理
https://liheappm.acf.hhs.gov/datawarehouse/custom_reports （閲覧日：2023 年 10 月 27 日）

暖房、冷房、危機管理に対する給付水準[123]

州・地域	暖房援助（最低額）	暖房援助（最高額）	冷房援助（最低額）	冷房援助（最高額）	冬季緊急援助（最高額）	夏季緊急援助（最高額）	通年緊急援助（最高額）
アラバマ州	$280.00	$580.00	$320.00	$520.00	$1,110.00	$990.00	-
アラスカ州	$350.00	$6,125.00	-	-	$0.00	$0.00	$6,125.00
アメリカ領サモア	$0.00	$0.00	$116.00	$500.00	$0.00	$0.00	$500.00
アリゾナ州	$480.00	$1,200.00	$480.00	$1,200.00	$0.00	$0.00	$1,000.00
アルカンサス州	$50.00	$475.00	$50.00	$287.00	$500.00	$500.00	$0.00
カリフォルニア州	$94.00	$1,500.00	$268.00	$990.00	$0.00	$0.00	$3,000.00
コロラド州	$200.00	$1,000.00	-	-	$1,000.00	$0.00	$4,800.00
コネティカット州	$180.00	$530.00	-	-	$410.00	$0.00	$0.00
コロンビア特別区	$250.00	$1,800.00	$250.00	$1,800.00	$750.00	$750.00	$750.00
デラウェア州	$200.00	$4,973.00	$1.00	$1,000.00	$0.00	$0.00	$10,000.00
フロリダ州	$400.00	$1,350.00	$400.00	$1,350.00	$0.00	$0.00	$5,000.00
ジョージア州	$400.00	$810.00	$400.00	$500.00	$800.00	$500.00	$0.00
ハワイ州	$375.00	$1,400.00	$375.00	$1,400.00	$650.00	$650.00	$650.00
アイダホ州	$75.00	$1,360.00	-	-	$0.00	$0.00	$3,500.00
イリノイ州	$170.00	$2,020.00	-	-	$1,200.00	$0.00	$0.00
インディアナ州	$250.00	$800.00	$0.00	$0.00	$1,000.00	$0.00	$0.00
アイオワ州	$80.00	$800.00	-	-	$0.00	$0.00	$8,300.00
カンザス州	$103.00	$4,301.00	-	-	$4,301.00	$0.00	$0.00
ケンタッキー州	$94.00	$250.00	$94.00	$250.00	$400.00	$0.00	$0.00
ルイジアナ州	$200.00	$800.00	$200.00	$800.00	$0.00	$0.00	$1,000.00
メイン州	$176.00	$2,530.00	-	-	$800.00	$0.00	$0.00
マリアナ諸島	$0.00	$0.00	$78.00	$283.00	$0.00	$0.00	$3,000.00
メリーランド州	$120.00	$2,213.00	$120.00	$2,213.00	$0.00	$0.00	$2,213.00
マサチューセッツ州	$250.00	$600.00	-	-	$600.00	$0.00	$0.00
ミシガン州	$1.00	$2,104.00	-	-	$1,200.00	$0.00	$0.00
ミネソタ州	$200.00	$1,400.00	-	-	$600.00	$0.00	$0.00
ミシシッピ州	$1.00	$1,500.00	$1.00	$1,500.00	$0.00	$0.00	$1,500.00
ミズーリ州	$153.00	$495.00	-	-	$800.00	$600.00	$0.00
モンタナ州	$108.00	$3,564.00	-	-	$0.00	$0.00	$9,999.00
ネブラスカ州	$154.00	$1,050.00	$273.00	$700.00	$0.00	$0.00	$500.00
ネバダ州	$240.00	$3,136.00	$0.00	$0.00	$0.00	$0.00	$3,136.00
ニューハンプシャー州	$243.00	$2,419.00	-	-	$0.00	$0.00	$2,419.00
ニュージャージー州	$118.00	$1,278.00	$118.00	$1,278.00	$1,500.00	$0.00	$0.00
ニューメキシコ州	$70.00	$490.00	$70.00	$490.00	$0.00	$0.00	$490.00
ニューヨーク州	$21.00	$976.00	$1.00	$1,000.00	$900.00	$0.00	$0.00
ノースカロライナ州	$300.00	$500.00	$300.00	$500.00	$0.00	$0.00	$600.00
ノースダコタ州	$6.00	$1,100.00	$1.00	$1,000.00	$0.00	$0.00	$500.00
オハイオ州	$50.00	$930.00	-	-	$900.00	$800.00	$0.00
オクラホマ州	$40.00	$500.00	$150.00	$650.00	$0.00	$0.00	$750.00
オレゴン州	$250.00	$1,500.00	$250.00	$1,500.00	$0.00	$0.00	$750.00
ペンシルバニア州	$300.00	$1,000.00	-	-	$1,000.00	$0.00	$0.00
プエルトリコ	-	-	$50.00	$525.00	$0.00	$1,000.00	$0.00
ロードアイランド州	$75.00	$1,221.00	-	-	$1,500.00	$0.00	$0.00
サウスカロライナ州	$200.00	$850.00	$200.00	$775.00	$0.00	$0.00	$1,500.00
サウスダコタ州	$668.00	$3,437.00	-	-	$0.00	$0.00	$2,400.00
テネシー州	$600.00	$1,000.00	$600.00	$1,000.00	$0.00	$0.00	$1,500.00
テキサス州	$1.00	$12,300.00	$1.00	$12,300.00	$0.00	$0.00	$2,400.00
ユタ州	$290.00	$950.00	$290.00	$950.00	$0.00	$0.00	$2,000.00
バーモント州	$21.00	$2,703.00	-	-	$742.00	$0.00	$0.00
バージニア州	$185.00	$600.00	$50.00	$700.00	$4,200.00	$0.00	$0.00
ワシントン州	$200.00	$1,000.00	-	-	$0.00	$0.00	$10,000.00
ウエストバージニア州	$327.00	$866.00	$525.00	$866.00	$2,000.00	$2,000.00	$2,000.00
ウィスコンシン州	$30.00	$2,122.00	-	-	$0.00	$0.00	$1,200.00
ワイオミング州	$49.00	$1,687.00	-	-	$525.00	$0.00	$0.00

[123] Administration for Children and Families "Benefit Levels for Heating, Cooling and Crisis" https://liheapch.acf.hhs.gov/tables/benefits.htm （閲覧日：2023 年 10 月 27 日）

6. 低所得者に対する税制上の対応

(1) EITC（Earned Income Tax Credit：勤労所得税額控除）

① 制度の概要

- 勤労所得税額控除（EITC）は、フォード政権下の 1975 年に、主として子供を持ちながら就労する低所得者の税負担の軽減を目的として導入された就労を条件とする個人所得税制上の措置で、低所得者支援策の中で財政支出規模が最大の制度である。所得に応じて決まる連邦所得税控除額が課税額を上回る場合はその差額が還付（給付）される「還付方式（refundable）」となっている。
- 基本的な資格要件は以下の通りである。
  - 勤労所得が 63,398 ドル以下であること（子の数や婚約の有無で異なる）。
  - 2023 年度の投資所得が 11,000 ドル以下であること。
  - 2023 年の申告期限（延長を含む）までに有効な社会保障番号を取得していること。
  - 年間を通じて米国市民又は居住外国人であること。
  - 外国所得申請書を提出しないこと。
  - 配偶者と別居しており、共同申告をしていない場合は、一定の条件を満たすこと。
- 子供がいない場合、上記の基本的な資格要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。
  - 課税年度の半分以上を米国内に主たる住居があること（米国には 50 州、コロンビア特別区、米軍基地が含まれる。グアム、ヴァージン諸島、プエルトリコなどの米国領地は含まれない）。
  - 他の人の確定申告で適格子女として申請されていないこと。
  - 25 歳以上 65 歳未満であること（少なくとも一方の配偶者が年齢規定を満たしていること）

② 給付内容

- 控除額は所得額や子の数により異なり、子が 2 人いる場合、最大で年 6,604 ドル（2023 年）である。また、州や地方によっては州所得税・地方所得税に対しても、連邦政府と同様、勤労所得税額控除を設定している。
- EITC は子供の数と勤労所得の増加につれて、給付つき税額控除が比例的に増加する逓増部分（phase-in）、上限としての一定額で推移する定額部分、所得の増加につれて税額控除が徐々に消失していく逓減部分（phase-out）の 3 つから構成される。
- 例えば、子供が 3 人以上の既婚カップルに対しては、所得が 16,510 ドルまでは、所得の 1 ドル上昇につき 0.45 ドルだけ税額控除が増加し、その上限は 7,430 ドルとなる。上限額 7,430 ドルは年収 28,120 ドルまで適用され、それ以上の収入に対しては、収入 1 ドルの上昇につき 0.2106 ドルだけ税額控除が減少し、収入が 63,398 ドルになった時点で EITC は消失する仕組みとなっている

対象者の属性･子供の数別の EITC の各数値

属性	子供の数	0	1	2	3 以上
単身者又は単身世帯主	逓増率	7.65%	34%	40%	45%
	逓増部分の最大所得額	$7,840	$11,750	$16,510	$16,510
	最大控除額	$600	$3,995	$6,604	$7,430
	逓減部分の最低所得額	$9,800	$21,560	$21,560	$21,560
	逓減率	7.65%	15.98%	21.06%	21.06%
	控除対象となる所得上限	$17,640	$46,560	$52,918	$56,838
既婚カップル	逓増率	7.65%	34%	40%	45%
	逓増部分の最大所得額	$7,840	$11,750	$16,510	$16,510
	最大控除額	$600	$3,995	$6,604	$7,430
	逓減部分の最低所得額	$16,370	$28,120	$28,120	$28,120
	逓減率	7.65%	15.98%	21.06%	21.06%
	控除対象となる所得上限	$24,210	$53,120	$59,478	$63,398

③ 最新の受給者数

- 2023 年 12 月時点で 2300 万人が、570 億ドルの還付を受けている。これはアメリカの人口の約 6.74%に該当する。
- 内国歳入庁（IRS）は、納税者の 5 人の内 4 人が EITC を申請していると見積もっているが、数百万人が EITC を申請する資格を持ちながら申請していない。

(2) CTC（Child Tax Credit：児童税額控除）･ACTC（Additional Child Tax Credit：追加的児童税額控除）

① 制度の概要

- CTC は本来、還付（給付）はなく課税額の範囲で控除を行う「課税相殺方式（non-refundable）」であるが、一定の要件を満たせば控除額が課税額を上回る場合に差額分の還付が認められ、この還付分は追加的児童税額控除（ACTC）と呼ばれている。
- CTC の対象となる要件は以下の通りである。
  - 子供が年末時点で 17 歳未満である
  - 子供との続柄が、息子、娘、継子、適格な里子、兄弟、姉妹、義兄弟、義姉、異母兄弟、異母姉妹、又はこれらの子孫（例えば、孫、姪、甥）である
  - 子供は年間を通じて、半年以上経済的支援を受けている
  - 子供と年の半分以上同居している
  - 確定申告の際、扶養家族として正しく申告されている
  - その課税年度について配偶者と共同申告をしないか、又は源泉徴収された所得税や納付済み見積税の還付を請求するためだけに申告する
  - 米国市民、米国籍、又は米国居住外国人であった
- 税額控除を請求する納税者の所得が、配偶者共同申告の場合で、400,000 ドル以下、その他の場合で、200,000 ドル以下であれば、控除を受けることができる。
- ACTC を申請するためには、CTC の要件に加え、以下のいずれかの要件を満たす必要がある。

- 2,500 ドル以上の収入がある
- CTC の対象となる扶養家族が 3 人以上いる

- 連邦児童税額控除に加え、カリフォルニア州、コロラド州、ニューヨーク州など、幾つかの州では州レベルの児童税額控除を提供しており、州への申告時に申請することができる。

② 給付内容

- 2023 年 CTC の対象となる、扶養家族 1 人につき 2,000 ドルの控除を受けることができる。
- ACTC による還付はインフレ率と連動し、2023 年では対象となる扶養家族 1 人につき 1,600 ドルが上限として設定されている。控除額が所得税額を上回る場合は、勤労所得のうち 2,500 ドルを上回った部分の 15%か 1,600 ドルのいずれか少ない額まで給付が行われる。そのため、所得の低い世帯は税額控除が少なくなる、若しくは受給できなくなる。

③ 最新の受給者数

- 2021 年の支払い超過の調整を含む ACTC の適用件数は約 4,000 万件であり、適用金額は約 1,221 億ドルであった。

7. 低所得者に対する就労・自立支援

(1) TANF 内の就労支援

① 制度の概要

- TANF の支給には就労要件が定められている。16～60 歳の就労可能な受給者は、受給開始後 24 か月以内に、一定時間（ひとり親世帯は週 30 時間（子供が 6 歳以下の場合は 20 時間）、連邦政府の保育補助を受けていない夫婦世帯は週 35 時間など）の「就労活動」を義務付けるものである。
- TANF 受給者のうち、他の就業支援を受けていない者が対象となる。

② 給付内容

- 職業訓練やメンタリング（キャリアパス開発）及びカウンセリング、求職/就職準備、就職維持サービス（ジョブコーチングとカウンセリング、紛争解決、財務予算管理）などを提供している。

③ 最新の受給者数

- 2022 年の受給世帯数は 791,271 である。
- 詳細は「4. 特定の対象者に対する給付」を参照。

(2) CSBG（地域サービス包括補助金プログラム）

① 制度の概要

- 保健福祉省の地域サービス局（OCS）が所管し、資金を提供する。
- 地域における貧困削減施策に用いることが前提とされ、各州がその事情に応じた独自の支援プログラムを構築する。

② 給付内容

- 地域において貧困状態にある者の就労自立支援やホームレスの住居・生活支援等を中心としたサービスの現物給付が行われる。

③ 最新の受給者数

- 毎年平均 900 万人がサービスを受けており、これはアメリカの人口の約 2.63%に該当する。

(3) One－stop Center（American Job Center）

① 制度の概要

- 求職者が 1 か所で、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報、貧困家庭一時扶助（TANF）などのサービスを受けられる。
- 連邦政府の指導のもと各州で整備が進められ、全国で 2,295 か所（2022 年 12 月時点）が運営されている。

8. 現行制度の評価、今後の展望等

(1) 現行制度の評価

- 医療関連では、人口に占める被保険者の割合は、メディケイド登録者数及び民間医療保険登録者数の増加を踏まえて、2022 年には 92.3%（史上最高値）になると予測されており、2023 年まではその割合が維持されることが予測されている。一方、メディケイドの加入者数は、州が保険の資格を失った受給者の登録を解除するため、2022 年の 9,040 万人から 2025 年までに 8,110 万人に減少すると予測されている。2031 年までに、人口に占める被保険者の割合は 90.5%になると見込まれている。
- 2021 年 4 月 28 日にバイデン大統領が米国家族プラン（The American Family Plan）を発表した。米国家族プランは、子供への教育投資、経済的に困窮している家庭への支援、医療保険料の補助等で構成される。米国家族プランでは、米国救済プランに盛り込まれた、児童税額控除、所得税額控除、児童扶養税額控除など、中低所得労働者や家族に恩恵をもたらす主な減税措置を延長する。また、米国家族プランでは、米国救済プランで拡大された医療保険税額控除も延長される。これらの税額控除は、900 万人の健康保険料を 1 人当たり月平均 50 ドル引き下げ、400 万人の無保険者が保険に加入できるようにするものである。

(2) 今後の展望

- 支給の増大により、資金不足が見込まれる制度もある。例えば、WIC の資金ニーズは、予想を上回る支給者数と支給額のために増大しており、現在の資金提供レベルのままでは、2024 年に約 10 億ドルの資金不足が見込まれる。資金が不足すると、各州は資格のある新規申請者を待機者リストに入れるか、優先度の高い対象者に支給を制限せざるを得ず、子供の発達にとって重要な時期の制度利用を危うくするおそれがある。
- コロナ禍での要件緩和を含めて、連邦及び州でより多くの低所得世帯を制度による支援につなげる取組が進められてきたが、資金不足によりその進歩が損なわれるおそれがある。今後も物価高などによる支給費用増大により、ほかの制度でも資金面での影響がみられる可能性があるため、支援が必要な人々への支援を止めないよう、対策を採る必要がある。

Ⅵ．韓国における低所得者政策

1．社会保障・扶助制度の全体像

(1) 韓国における社会保障・扶助制度の沿革

- 1960 年代に官主導型資本主義による経済発展を目指し、1970 年代の重化学工業化が進展する高度成長期を経て、1980 年代後半以降、社会保障の基盤が構築され始めた。1997 年のアジア通貨危機を受け、キム・デジュン政権（1998～2003）は、国民基礎生活保障制度の実施や社会保険の大改革により、国家の社会保障責任を強化し、これがノ・ムヒョン政権（2003～2008）の「参加福祉」モデルとなり、イ・ミョンバク政権（2008～2013）の「能動的福祉」モデルにより発展的に拡大することとなった。この過程で、特に少子・高齢化対策や社会的弱者（障がい者、高齢者）への配慮が強調されてきた。ムン・ジェイン政権（2017～2022）では、健康保険の保障性強化（通称「ムン・ジェインケア」）として MRI 等の保険適用外診療 3,800 以上を保険適用とする等の対策を行った。
- 2022 年以降のユン・ソンニョル政権では、今後の少子高齢化による影響も見据え、年金改革、国民基礎生活保障の強化と社会サービス改革を通じた福祉・介護サービスの高度化及び人生 100 年時代における持続可能な福祉国家の実現を掲げている。具体的には、長期財政見通しに基づく国民年金制度の改編や、基礎年金給付の引き上げ、生計給付の所得要件の緩和などを進めている。
- また、2023 年 5 月の「社会保障戦略会議」において、今後の政府の社会保障政策の方向性として、「持続可能な福祉国家」のビジョンの下、低所得者などの弱者への重点的な支援である「弱者福祉」に加え、優先順位の高い分野から、社会サービスを中間層に拡大していく「サービス福祉」に重点を置き、福祉・雇用・成長の好循環を実現していくための「中央省庁社会保障統合管理計画」と「社会福祉高度化の方向性」が示された。特に、社会サービスの財源は政府が負担するが、多数の創意的な民間企業が競争する構図を作っていくことで、サービスの質を向上させ、雇用を創出していく好循環の実現が強調された。具体的な方策として、中央省庁と地方に散在する社会保障サービスや福祉事業を統合・廃止する構造調整を進めることとしている。

(2) 韓国における社会保障・扶助制度の概要

- 社会保障基本法第 3 条において、社会保障とは、「出産、子育て、失業、老齢、障がい、病気、貧困や死亡などの社会的リスクから全ての国民を保護し、国民の生活の質を向上させるために必要な所得及びサービスを保障する社会保険、公共扶助、社会サービスをいう」と定義されている。
- 社会保険は、国民に発生する社会的リスクに保険の方法で対処することにより国民の健康と収入を確保するための制度をいい、国民年金、国民健康保険、雇用保険、産業災害補償保険（日本の労働者災害補償保険に相当）の４大社会保険及び高齢者長期療養保険（日本の介護保険に相当）がある。なお、特定の要件を満たす低所得者は、国民年金保険料及び高齢者長期療養保険料の減免を受けることができる。国民年金の場合、2021 年現在、月間標準所得が 100 万ウォン未満の場合は保険料の 1/2 相当額が支給される。
- 公共扶助（공공부조）はかつて公的扶助（공적부조）と呼ばれていたが、1995 年 12 月 30 日に制定された社会保障基本法において公共扶助に変更された。租税を財源とし、資力調査による個別のニーズの測定と確認を踏まえ、生存権の論理に基づき低所得者の生計を補うものであり、生活維持能力がないか生活が困難な者に対して国及び地方自治団体が費用を負担して必要な保護を行い、最低生活保障と自立の促進を目的とする経済的保護を行う制度と位置づけられている。具体的には、生計給付、医療給付、住居給付等の７つの給付を行う国民基礎生活保障制度、基礎年金、障がい者年金等がある。なお、公共扶助に関連する法律は、社会保障基本法、国民基礎生活保障法、医療給付法、住宅給付法である。
- 社会サービスは、支援が必要な全ての国民に対して国、地方自治体及び民間部門が福祉、保健医療、教育、雇用、住宅、文化、環境等の分野で人間らしい生活を保障し、相談、リハビリテーション、ケア、情報の提供、関連施設の利用、能力開発、社会参加支援等を通じて国民の生活の質が向上するよう支援する制度である。

韓国の社会保障制度の全体像

社会保険	公共扶助	社会サービス
国民年金、国民健康保険、雇用保険、産業災害補償保険、高齢者長期療養保険	生計給付、医療給付、住居給付等の７つの給付を行う国民基礎生活保障制度、基礎年金、障がい者年金等	高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、家庭福祉などの分野に関する幅広いサービス

日本と韓国の社会保障制度の比較－現金給付を中心に－

日本					比較観点		韓国	
制度体系			制度		対象者	給付使途の制限	日本の制度に相当する制度	拠出／無拠出
拠出制	年金	公的年金（国民年金）	老齢年金		年金加入者	限定なし	国民年金 - 老齢年金	拠出
			障がい基礎年金				国民年金 - 障がい年金	拠出
			遺族年金				国民年金 - 遺族年金	拠出
	医療介護	医療保険	国民健康保険 協会けんぽ 組合健保		保険加入者	医療費	国民健康保険 - 療養給付	拠出
		介護保険	介護保険給付		保険加入者	介護サービス費	高齢者長期療養保険s−長期療養給付	拠出
	失業	雇用保険	求職者給付等		保険加入者	限定なし	雇用保険 - 失業給付	拠出
			雇用継続給付	高年齢者雇用継続給付			（該当制度なし）	－
				育児休業給付			雇用保険 - 育児休業給付	拠出
				介護休業給付			（該当制度なし）	－
	労災	労災保険	療養（補償）給付		保険加入者	限定なし	産業災害補償保険 - 療養給付	拠出
			休業（補償）給付				産業災害補償保険 - 休業給付	拠出
			障がい（補償）年金				産業災害補償保険 - 障がい補償年金／一時金	拠出
			遺族（補償）給付				遺族給付	拠出
			介護（補償）給付				看護給付	拠出
無拠出制	社会扶助	公的扶助（生活保護）	生活扶助		低所得者	最低生活費	生計給付	無拠出
							障がい者年金	無拠出
							障がい手当（障がい者加算に相当）	無拠出
							障がい児童手当（障がい者加算に相当）	無拠出
							基礎年金	無拠出
			住宅扶助			家賃	住宅給付	無拠出
			教育扶助			義務教育費	教育給付	無拠出
			医療扶助			医療費	医療給付	無拠出
			介護扶助			介護サービス費	（該当制度なし）	－
			出産扶助			出産費	出産給付	無拠出
			生業扶助			生業費	自活給付	無拠出
						技能習得費	（該当制度なし）	－
						就職支度費	（該当制度なし）	－
			葬祭扶助			葬祭費	葬祭給付	無拠出
		その他	（該当制度なし）		低所得者	緊急支援費	緊急福祉支援制度（一部が一時扶助及び住宅確保給付金に相当） 生計支援、医療支援、住居支援、社会福祉施設利用支援、教育支援、その他支援	無拠出

		社会手当	児童手当	扶養者	限定なし	児童手当、育児給付	無拠出
			児童扶養手当	ひとり親	限定なし	低所得ひとり親家族又は祖孫家族向け福祉給付 養育費、追加養育費、学用品費、生活費	無拠出
			特別児童扶養手当	障がい児の保護者	限定なし	（該当制度なし）	–
			難民に対する生活援助費	難民	生活費等	（該当制度なし）	–
			住居確保給付金	住居を失った困窮者	家賃	緊急福祉支援の住居支援に相当	無拠出
給付付き税額控除			（該当制度なし）	低所得者	–	勤労奨励金	–

(3) 関係機関

- 社会保障施策全般を所掌している省庁は保健福祉部（보건복지부）であり、疾病管理庁（KCDC）や国立病院等 12 の所属機関、国民健康保険公団（NHIS）、国民年金公団（NPS）及び健康保険審査評価院（HIRA）等 28 の傘下機関がある。
- 保健福祉部のうち、主に社会福祉政策室が低所得施策を担当している。

低所得者施策に関係する行政機関の概要

低所得者政策の関係機関		主な役割
社会保障委員会（사회 보장위원회）		社会保障に関する主要施策の審議調整、社会保障基本計画、統計、委員会事務
保健福祉部 （보건복지부）	社会福祉政策室（사회복지정책실）	・各種低所得者施策の策定 ・申請基準の策定 ・低所得者の雇用創出、資産形成 ・受給資格情報、金融資産照会
	中央生活保障委員会 （중앙생활보장위원회）	給付基準額（基準中位所得）の審議・決定
	中央・広域・地域自活センター （중앙・광역・지역자활센터）	自活支援プログラムの開発・策定、自活支援
国土交通部（국토교통부）		住宅給付施策の策定
教育部（교육부）		教育給付施策の策定
女性家族部（여성가족부）		ひとり親福祉手当施策の策定
雇用労働庁（고용노동청） （雇用センター（고용센터））		自活支援の実施
国税庁（국세청）		勤労奨励金申請受付業務
市長・郡守・区庁長（邑・面・洞の住民自治センター）		給付申請の調査・審査・決定・給付

- 国民基礎生活保障の各種給付事務及びひとり親家族手当等の給付事務は、基礎自治団体が担っている。
- 韓国の地方行政区分は、17 の広域地方自治体（1 つの特別市、6 つの広域市、6 つの道、3 つの特別自治道、1 つの特別自治市）と、その中に設置されている市・郡・区の基礎自治団体の二層構造となっている。道の中に設置されている市は、ソウル特別市及び広域市と区別するため一般市とも呼ばれる。「市・道」という場合は広域地方自治団体を意味し、一般市を含まない。広域地方自治団体と基礎自治団体を合わせて地方自治団体という。市長・郡守・区庁長という場合は、自治区の区庁長をいう。基礎自治団体の下位行政区分として、市・区の下には洞が、郡の下には邑・面が置かれている。区には自治区と一般区とがあり、自治区はソウル特別市及び 6 の広域市の準行政区域に置かれる市又は郡と同等の基礎自治団体であり、一般区は京畿道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、慶尚北道、慶尚南道の市に置かれている。
- 国民基礎生活保障の各種給付事務及びひとり親家族手当等の給付申請の受付事務は邑・面・洞の住民自治センターが、調査・審査・認可・給付に係る事務は市・郡の担当局課が行う。

2. 低所得者施策の沿革･体系

(1) 低所得者の現状（格差指標の推移）

- 貧困の指標の基準に用いる所得額の考え方として、基準中位所得（기준 중위소득）が用いられている。基準中位所得は、保健福祉部長官が基礎生活保障給付の基準などに活用するために中央生活保障委員会の審議･議決を経て告示する国民世帯所得の中位値である。2015 年、これまで受給者選定及び給付基準として活用されてきた「最低生計費」を「基準中位所得」に改編し、相対的貧困の概念を導入した。
- 基準中位所得の決定に当たっては、保健福祉部の中央生活保障委員会が、統計庁の家計動向調査（가계동향조사）による世帯経常所得の中位値を基に、直近の家計収入の平均増加率、世帯規模に応じた所得水準の違い等を反映して算出し、保健福祉部長官が毎年８月１日までに告示することとされている。
- 基準中位所得は公共扶助給付の所得要件に用いられ、給付ごとに基準中位所得の何%を対象とするかが異なる。例えば、我が国の生活扶助に当たる生計給付は、所得認定額が基準中位所得の 30%以下とされている。また、生計給付、住宅給付、医療給付、教育給付といった各種給付の基準中位所得に対する所得認定額の割合は年々引き上げられている。

基準中位所得の推移（ウォン）

世帯構成	2019	2020	2021	2022	2023	2024
1人世帯	1,707,008	1,757,194	1,827,831	1,944,812	2,077,892	2,228,445
2人世帯	2,906,528	2,991,980	3,088,079	3,260,085	3,456,155	3,682,609
3人世帯	3,760,032	3,870,577	3,983,950	4,194,701	4,434,816	4,714,657
4人世帯	4,613,536	4,749,174	4,876,290	5,121,080	5,400,964	5,729,913
5人世帯	5,467,040	5,627,771	5,757,373	6,024,515	6,330,688	6,695,735
6人世帯	6,320,544	6,506,368	6,628,603	6,907,004	7,227,981	7,618,369
7人世帯	7,174,048	7,389,715	7,497,198	7,780,592	8,107,515	8,514,994

- 一般に貧困率（빈곤율）という場合は、市場所得基準又は可処分所得基準のいずれかをいい、貧困層（빈곤층）という場合は、国民基礎生活保障の受給権者と直接の次上位階層（차상위계층）を合わせたもので、次上位階層とは、基準中位所得の 50%以下のグループをいう。すなわち貧困層とは、所得が少ないにもかかわらず国民基礎生活保障を受給できない次上位階層も含む概念である。
- また、統計庁の定義による相対的貧困率（상대적 빈곤율）は、全人口の基準中位所得を基準にして基準中位所得の 50%を相対的貧困線（상대적 빈곤선）と設定した場合の、所得がそれ以下の人口の割合を意味する。
- 韓国保健社会研究院が保健福祉部の委託により毎年公表している貧困統計年報（빈곤통계연보）には、「基準中位所得･支出基準」による貧困率が算出されているところ、同年報の統計資料では世帯所得が市場所得、経常所得、可処分所得の 3 つに分けられ、それぞれ基準中位所得に対する 50%の人口比率が示されている。

相対的貧困率（中位 50%基準）の推移（%）

年	市場所得	経常所得	可処分所得	消費支出	家計支出
2016	20.7	17.9	17.6	10.8	13.1
2017	20.8	17.5	17.3	10.4	12.6
2018	21.0	16.9	16.7	10.3	12.4
2019	21.4	17.0	16.3	10.0	12.6
2020	21.5	16.2	15.3	8.9	12.0

（韓国保健社会研究院 2022 貧困統計年報を引用）

- その他の貧困の指標として、統計庁は家計金融福祉調査を基に、市場所得と可処分所得のジニ係数を公表している。ジニ係数は 1 に近いほど所得不平等が高いことを示す。

ジニ係数及び相対的貧困率の推移

年	ジニ係数	
	市場所得	可処分所得
2018	0.403	0.345
2019	0.404	0.339
2020	0.405	0.331
2021	0.405	0.333

（統計庁 家計金融福祉調査を引用）

(2) 低所得者施策の沿革

- 韓国の低所得者施策は、当初日本とほぼ同じモデルを採用していたが、1997 年のアジア経済危機により低所得者や失業者の問題が深刻化して貧困の長期化が懸念され、低所得の国民に基本的な生活保障制度を提供すべきとした市民運動が巻き起こった結果、独自の制度を形作る国民基礎生活保障法が 1999 年 9 月に制定、2000 年 10 月に施行された。
- 制度発足当初の国民基礎生活保障制度は、扶養義務者がなく最低生計費（최저생계비）以下である場合に生計・住宅・医療・教育給付の全てをパッケージで支援する統合給付方式であった。しかし最低生計費を通じた受給者選定という方式では各給付制度の選定及び給付基準を個別に修正するのは困難であったため、住宅給付や教育給付が低所得者の実際の支出負担とはかけ離れたレベルで策定される問題があった。また、働く貧困層の勤労所得が増加すると国民基礎生活保障制度の受給資格を喪失するため受給者が就労を忌避して受給に依存する問題が現れ始めた。そのため 2013 年に個別の福祉需要に合わせる個別給付方式に改正する法案が国会に提出され、2014 年 12 月に改正法が成立して生計給付、住居給付、医療給付、教育給付の対象者と選定基準が基準中位所得（기준중위소득）とされ、2015 年 7 月の改正法施行により「適合型（カスタマイズ）国民基礎生活保障制度」に再編された。

低所得者政策に関連する主な出来事

政権	年	低所得者施策の沿革
ユン・ボソン政権（1960.8.13~1962.3.22）	1961	12月、「生活保護法」制定
	1962	1月、「生活保護法」施行
パク・チョンヒ政権（1963.12.7~1979.10.26）	1977	12月、「医療法」制定
	1979	9月、「生活保護対象者の中学校課程授業料支援規定」実施
チョン・ドゥファン政権（1980.9.1~1988.2.24）	1982	「生活保護対象者の中学校課程授業料支援規定」を「教育給付」に変更
	1984	生活保護制度の対象者を行政の判断で選定する措置方式から、保護を必要とする人が自ら申請することを前提とする申請主義に変更
キム・ヨンサム政権（1993.2.25~1998.2.24）	1997	経済危機により低所得者の家族解体・ホームレスの増加、自殺、貧富の格差等の社会問題が深刻化。12月にIMFからの資金支援覚書を締結
キム・デジュン政権（1998.2.25~2003.2.24）	1998	6月に参与連帯が「国民基礎生活保障法」の制定を求めた第三次立法請願を実施、7月には民主労総等20余の市民団体と連携して「国民基礎生活保障制定のための国民請願及び制定要求大会」を開催。
	1999	1月に金大中大統領が年頭所感において「国民基礎生活保障法」の必要性に言及し6月に立法化に向けた意思を表明、7月に野党ハンナラ党を中心とした国会議員113名の発議により市民団体が準備した「国民基礎生活保障法案」をそのまま国会に提出、9月7日に「国民基礎生活保障法」公布
	2000	10月、「国民基礎生活保障法」施行、生活保護法は廃止
ノ・ムヒョン政権（2003.2.25~2008.2.24）	2003	9月、所得認定額を導入し、世帯の所得評価額と財産の所得換算額を合算した所得認定額が最低生計費より低い場合には受給対象者として選定されるように制度を改正
	2005	12月、「緊急福祉支援法」制定
	2006	3月、「緊急福祉支援法」施行
イ・ミョンバク政権（2008.2.25~2013.2.24）	2011	5月、「医療法」を全面改正し「医療給付法」制定
	2012	1月、「社会保障基本法」を全面改正、国民基礎生活保障制度の再編に着手
パク・クネ政権（2013.2.25~2017.5.10）	2013	2月、朴槿恵政権発足。与党セヌリ党が給付方式を従来のパッケージ型から給付の種類別に設定する適合型（カスタマイズ）制度へ再編する法案を国会に提出
	2014	1月、「住宅給付法」制定
	2014	2月、母娘3人が生活苦から自殺する事件が発生
	2014	12月、「3母娘法案（国民基礎生活保障法改正案、緊急福祉支援法改正法案、社会保障給付の利用・提供及び受給権者発掘に関する法律案）」可決
	2015	7月、適合型（カスタマイズ）国民基礎生活保障制度を開始、給付基準額に基準中位所得を採用、最低生活費基準を廃止
ムン・ジェイン政権（2017.5.10~2022.5.9）	2017	8月、第一次基礎生活保障総合計画（2018～2020年）策定
	2017	12月、統計庁、公式な所得分配指標を家計動向調査から家計金融福祉調査に変更して公表
	2018	10月、住居給付に対する扶養義務者基準を廃止
	2019	1月、国民基礎生活保障の扶養義務者基準を緩和
ユン・ソンニョル政権（2022.5.10~現在）	2020	8月、第二次基礎生活保障総合計画（2021～2023年）策定
	2021	10月、生計給付の扶養義務者基準の廃止
	2022	次世代社会保障情報システム（차세대 사회보장정보시스템）が開通
	2023	9月、第三次基礎生活保障総合計画（2024～2026年）策定

※上記には特筆すべき低所得者施策のあった政権を記載しているため、歴代韓国政権のうち記載がないものもある

(3) 低所得者施策の体系

- 韓国の公共扶助の代表的制度である国民基礎生活保障制度における各種給付の枠組みは、日本の各種扶助制度に概ね該当し、韓国の在り方は他の諸外国に比べても我が国に近いといえるが、一方で勤労奨励金のように我が国にはない給付付き税額控除制度を有するなどの違いも見られる。

韓国における低所得者を対象とする制度の体系

韓国の制度体系		韓国の給付等種類	日本の該当制度	
			給付金の使途	
公共扶助	国民基礎生活保障制度	生計給付	最低生活費	生活扶助
		障がい手当 （障がい者加算に相当）	（加算）	
		障がい児童手当 （障がい者加算に相当）	（加算）	
		住宅給付	家賃	住宅扶助
		教育給付	義務教育費	教育扶助
		医療給付	医療費	医療扶助
		（該当制度なし）	介護サービス費	介護扶助
		出産給付	出産費	出産扶助
		自活給付	生業費	生業扶助
		（該当制度なし）	技能習得費	
		（該当制度なし）	就職支度費	
		葬祭給付	葬祭費	葬祭扶助
その他		緊急福祉支援	生活費	（該当制度なし）
給付付き税額控除		勤労奨励金	－	（該当制度なし）

(4)　不正受給防止策などの適正化対策

- 国民基礎生活保障制度上の不正受給防止に関する規定は、国民基礎生活保障法の第 46 条関係、同法施行令第 41 条関係にある。
- 国民基礎生活保障制度の不正又は不適正な受給が疑われた者は、市・郡・区（邑・面・洞）が重点管理対象者として給付の種類別に社会保障登録システムに登録の上管理される。
- 重点管理対象の種類には、①事実婚の疑い、②車両名義のなりすまし、③所得・財産の隠匿、④扶養義務者の有無、⑤偽装離婚、⑥ぜい弱階層の 1 人単独世帯、⑦保障機関確認所得算定者、⑧扶養の実態について不正申告した疑い（扶養拒否・忌避、ぜい弱階層優先保障対象等）、⑨その他の不正受給などがある。
- 確認調査の結果、不正受給者と判断された場合は基礎生活保障給付の支給が停止され、それまで支給された費用は返還措置がなされ、保障費用の徴収を拒否すれば刑事告発される場合がある。偽計やその他の不正な方法で給付を受けた、又は他人から給付を受け取った者は、1 年以下の懲役、1000 万ウォン以下の罰金、拘留又は科料に処せられる（国民基礎生活保障法第 49 条）。
- 2018 年 7 月に国会保健福祉委員会のイ・ミョンス委員長は「生計給付の不正受給者数は 2015 年 7 月～12 月まで 10,360 人だったのが、2017 年 12 月には 28,943 人へと大きく増加した」とし、「不正受給額も2015年7月から2017年12月まで504億ウォンにもなるが、これに対する返還率は、2015年69.82%から 2017 年には 57.89%で、むしろ落ちており、これに対する対策が急がれる」と指摘した。2018 年 10 月 16 日の国会保健福祉委員会では不正受給問題が議論され、イ・ミョンス議長は「不正受給者が追加の不正を犯さないように履歴管理システムを構築する必要がある」と指摘した。
- 保健福祉部は 2021 年 6 月 22 日、「国民基礎生活保障法施行令一部改正案（국민기초생활 보장법 시행령 일부개정령안）」を国務会議で決定した。この改正案は、2022 年の基礎生活保障制度の生計援助の扶養義務者基準全面廃止を前に、不正受給防止措置を強化するものであった。改正案では、財産を他人に贈与・処分して受給申請する不正受給を防ぐため、贈与・処分した財産に対する調査期間を拡大した。

(5)　コロナ禍での公的扶助における特例措置

- 京畿道は 2020 年 2 月 24 日、新型コロナウイルスによる非常事態経済対策の一つとして、全道民に 10 万ウォンずつ「京畿道型災害基本所得」を支給することを発表。しかし、自治体ごとに基準が異なることや、ベーシックインカムの概念とは異なって差別的に支給される地域も出てくるなど混乱が起き、公平性の問題が浮上した。このため、中央政府が基準を設けて不必要な論争を防ぐべきだという意見が多く挙がった。
- これを受け、ムン・ジェイン大統領は 2020 年 3 月 30 日、緊急経済会議を主宰し、低所得者層に対する経済支援策を発表した。これは中位所得 150%以下（国民の約 70%に当たる 1400 万世帯、3600 万人余りが該当）に対して「緊急災害生計支援金」を支給するものであった。世帯当たりの支給額は、4 人家族は 100 万ウォン、3 人家族は 80 万ウォン、2 人家族は 60 万ウォン、1 人家族は 20 万ウォンである。
- また、新型コロナウイルスが続く中で経済的困難などにより生計を脅かされる弱者が増加していることを背景に、韓国政府は 2021 年 8 月 24 日、韓国政府が所得下位層の 296 万人に対して 1 人当たり 10 万ウォンを追加で支給した。対象には国民基礎生活保障の受給者約 234 万、次上位階層者（国民基礎生活保障を受けていないが、生活が困窮している者）、児童養育費支援を受けているひとり親家庭等が含まれる。これは既存の福祉給付口座を通じて支給された。
- さらに、韓国政府は 2 年以上続く新型コロナウイルスの長期化で教育費の負担が大きくなることを懸念し、2022 年から教育給付金を大幅に引き上げ、対象範囲も拡大して支援することを決定した。具体的には、給付金を前年比平均 21.1%引き上げるほか、2022 年 6 月以降、教育給付金受給者を対象に「学習特別支援金」を追加支援することを発表した。

3. 基礎的所得保障制度の詳細

(1) 生計給付（생계급여）

① 制度の概要

- 生計給付（생계급여）は国民基礎生活保障法を根拠とし、受給者の生計を維持するために、日常生活に基本的に必要な衣服費、飲食費、燃料費等が含まれた金額を給付する制度である（「国民基礎生活保障法」第 8 条第 1 項）。

② 支給対象者・世帯の要件

- 受給権者（수급권자）を対象とし、支払を受ける者を受給者（수급자）という。支払は個別世帯（개별가구）に対して行われる。
- 生計給付の支給対象者は、下記を満たす必要がある。
  - 世帯の所得認定額（所得評価額＋財産の所得換算額）が基準中位所得（世帯所得の中央値）の 30%以下である者（「③ミーンズテスト・インカムテストの内容」参照）
- 扶養義務者に係る要件は 2021 年 10 月 1 日以降撤廃されている。ただし、被扶養者の年収が 1 億ウォン（月収 834 万ウォン）又は一般資産が 9 億ウォンを超える場合は、生計給付の対象外となる。
- 以下の受給者は、他の法令に基づく給付により扶養されているため、所得要件を満たしている場合であっても、生計給付は支給されない。
  - ホームレス自活施設、青少年保護施設又は韓国司法保護庁の施設の居住者
  - ハナ院（北朝鮮離脱者支援施設）に居住する脱北者で、他の法令に基づき、国又は地方公共団体から生計の保障を受けている者
- 一方、受給者としての要件を満たしていない場合であっても、18 歳から 64 歳までの者で就労能力があると認められ、自立に必要な事業に参加することを条件に「条件付き受給者（조건부수급자）」として生計給付を受給できる場合がある。選定基準となる所得要件は下記のとおり。
  - 一人当たりの月収が 1 万ウォン以下の者
    ※上記の所得要件は最低生活費及び仕事に参加することで得られる収入を考慮して定められている。
- 外国人については、韓国国民の配偶者で妊娠中又は韓国国籍の未成年（満 19 歳未満）の子を養育している場合、外国人として韓国国民の配偶者の直系尊属と生計や住居をともにしている場合、韓国国民と離婚又は死別したが妊娠中又は韓国国籍の未成年の子を養育している場合のいずれかの場合に該当し、かつ外国人登録をしている者は特例対象者として受給権者になり得る。[124]

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 生計給付の申請に当たっては、収入証明書や財産証明書等を提示する必要があり、これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が受給要件を満たす低所得者であることを確認する。
- 所得要件として、所得認定額（所得評価額＋財産の所得換算額）が基準中位所得（世帯所得の中央値）の 30%以下であることが求められる。

---

[124] 法制処国家法令情報センター（법제처 국가법령정보센터）"国民基礎生活保障法（기초 생활 보장）"第 5 条第 2 項（外国人の特例）より
https://www.law.go.kr/LSW/LsiJoLinkP.do?docType=JO&lsNm=%EA%B5%AD%EB%AF%BC%EA%B8%B0%EC%B4%88%EC%83%9D%ED%99%9C+%EB%B3%B4%EC%9E%A5%EB%B2%95&joNo=000100000&languageType=KO&paras=1#

2023 年度　生計給付の対象者所得基準額（月額、ウォン）

世帯人数	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯
（参考）基準中位所得（A）	2,077,892	3,456,155	4,434,816	5,400,964	6,330,688	7,227,981	8,107,515
生計給付の所得基準額（A の 30%）	623,368	1,036,846	1,330,445	1,620,289	1,899,206	2,168,394	2,432,255

（参考）基準中位所得について

- 基準中位所得とは、「最低生計費」に相当する概念で、保健福祉部長官が給付の基準などに活用するために中央生活保障委員会の審議・議決を経て告示する国民世帯所得の中位値を指す。
- 中央生活保障委員会が基準中位所得の算定審議に当たって用いる資料には、統計庁による家計動向調査（가계동향조사）を通して計測された家計所得の増加率の実測値が主として用いられ、保健福祉部が韓国保健社会研究院に委託して毎年作成されている「貧困統計年報」のデータや「国民基礎生活保障の実態調査」によるマーケットバスケット方式による最低生活費の計測モデル等は参考に用いられている。
- 基準中位所得は、給与種類別の所得要件や生計給付額を定める基準であり、扶養義務者の扶養能力を判断する基準となる。

④　申請等の手続、受給者の義務

＜申請の手続＞

下記 A～D の手順で申請から給付までが行われる。給付開始後は、E の確認調査を定期的に実施し、要件を満たさなくなった場合は F のように給付が停止される。

- A 給付の申請
  - 居住地の市・郡・区の事務所に受給権者本人、親族、その他の関係者が申請（社会福祉担当公務員が職権により適用することもある）。なお、申請者は複数給付の統合申請及び給付種類ごとの個別申請のいずれの手段でも申請可能である。
  - 必要書類：申請書、本人確認書類、金融情報等の提供に関する同意書、その他要求される書類
- B 調査
  - 提出された申請書を基に、世帯構成員及び欠落した世帯員について確認後、公的資料で照会して確認を行う（金融財産の照会を含む）。
  - 所得・財産等の確認のために追加で資料を提出する必要がある場合、オンライン提出、郵便、訪問といった手段がある。
  - 公的資料が不十分であったり、公的資料で把握が難しい場合は、世帯訪問による実態調査が実施される。
  - 労働能力判定に必要な書類を提出する際には、次世代社会保障情報システムを通じて国民年金公団に労働能力評価を要請する。
- C 給付決定・通知
  - 調査結果に基づき、給付実施の可否及び給付内容を決定
  - 決定内容について、「社会保障給付決定通知書」が書面で送付されて通知を受ける。ただし、申請者から希望がある場合は電子メールや SMS による通知も可能である。
  - 決定内容に異議がある場合、通知を受けた日から 60 日以内に異議申立てが可能
- D 給付実施
  - 毎月 20 日（土曜・日曜・祝日の場合はその前日に支給）に受給者が申請した口座に直接入金される。
  - ただし、世帯主のアルコール依存症などで子供を含む世帯員の基本的な生計維持のために必要と認められる場合には、食品券、食堂利用券などの物品で支給することができる。
- E 定期的な確認調査
  - 財産・所得に関する公的データの変動事項は次世代社会保障情報システムに自動的に反映され、担当

公務員に確認が必要な場合は確認後に反映される。

- ➢ 世帯員の変動に関しては居住地変動（転出・転入）、世帯員の死亡等の情報の通知を受け、必要に応じて支給対象の世帯の再組成を実施する。
- ➢ 確認調査の結果に基づき、変動がある場合には給付の変更、給付中止等を決定

- F 給付停止
  - ➢ 確認調査の結果、所得認定額の変動により選定基準を超えている場合は給付を停止
  - ➢ 一定の不正受給者等に対しては保障費用徴収基準に基づいて保障費用を徴収

＜受給者の義務＞

- 受給者は、居住地、受給世帯員、所得、財産、健康状態等に変動があった場合は、速やかに管轄市・郡・区庁に届け出なければならない。

⑤ 他制度優先等の補足性の要件

- 「②支給対象者・世帯の要件」に記載のとおり、以下の受給者は、他の法令に基づく給付により扶養されているため、所得要件を満たしている場合であっても、生計給付は支給されない。
  - ➢ ホームレス自活施設、青少年保護施設又は韓国司法保護庁の施設の居住者
  - ➢ ハナ院（北朝鮮離脱者支援施設）に居住する脱北者で、他の法令に基づき、国又は地方公共団体から生計の保障を受けている者

⑥ 民事上の扶養義務の内容

- 「②支給対象者・世帯の要件」に記載のとおり、生計給付の扶養義務者に係る要件は 2021 年 10 月 1 日以降撤廃されている。ただし、被扶養者の年収が 1 億ウォン（月収 834 万ウォン）又は一般資産が 9 億ウォンを超える場合は、生計給付の対象外となる。

⑦ 給付内容

- 生計給付は受給者に衣服・食料・燃料費、その他日常生活に基本的に必要な金品を支給する。原則現金給付であるが、世帯主のアルコール依存症などで子供を含む世帯員の基本的な生計維持のために必要と認められる場合には、食品券、食堂利用券などの物品を支給することができる。
- 生計給付額は、対象者所得基準である基準中位所得の 30%から所得認定額を差し引いた金額が給付される。例えば 4 人世帯で所得認定額が 1,000,000 ウォンであれば、1,620,289 ウォン－1,000,000 ウォン＝月額 620,289 ウォンが給付される。
  - ➢ 生計給付額＝生計給付最低保障水準（所得基準） - 所得認定額

2023 年度 生計給付の所得基準額（月額、ウォン）

世帯人数	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯
（参考）基準中位所得（A）	2,077,892	3,456,155	4,434,816	5,400,964	6,330,688	7,227,981	8,107,515
生計給付の所得基準額（A の 30%）	623,368	1,036,846	1,330,445	1,620,289	1,899,206	2,168,394	2,432,255

- 毎月 20 日（土曜・日曜・祝日の場合はその前日に支給）に、次世代社会保障情報システムを通じて受給者が申請した口座に直接入金される。
- 生計給付は 10 円単位で支給される（1 円単位で計算し、四捨五入せずに 1 円単位で切り上げる）。

⑧ 平均受給期間

- 生計給付は、受給権者としての要件を満たす限り給付される。
- 受給期間別の受給者数を以下に示す。

生計給付資格維持期間別受給者状況、2023 年 8 月時点（人）

1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上	その他	合計
190,796	198,402	198,768	201,019	294,459	431,873	2	1,515,319

⑨　実施体制、財源、国と地方の関係

＜実施体制＞

- 給付の実施に当たっては、邑（읍）·面（면）·洞（동）の窓口、市（시）·郡（군）·区（구）の統合調査管理チーム及び事業チームが業務ごとに担当を分担して実施する。

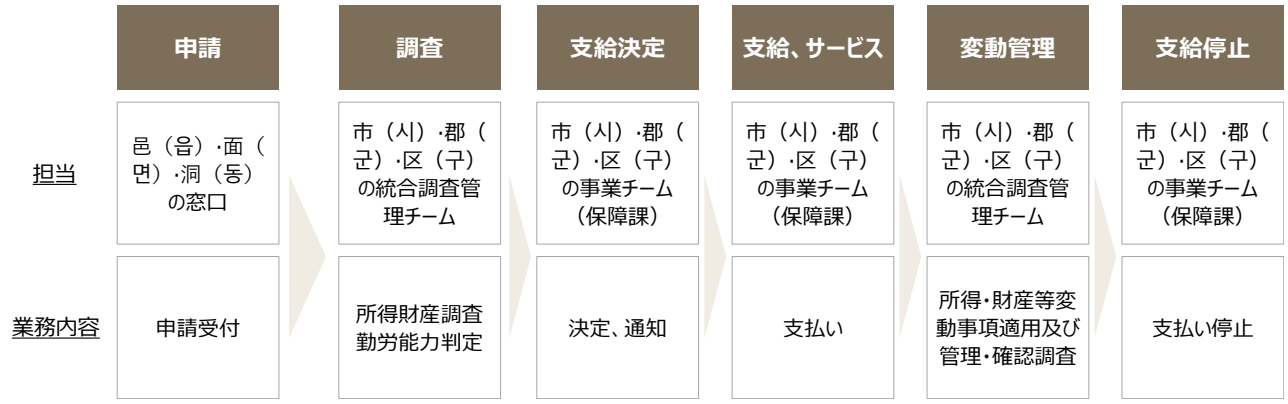

- 給付を実施する保障機関（보장기관）は、受給権者又は受給者の居住地を管轄する特別自治市長·特別自治道知事と市長·郡守、区庁長である。保障施設へ入所させて給付を行う権限は国と市·道知事にある。教育給付の保障機関は特別市、広域市及び特別自治市及び特別自治道の教育監である。
- なお、住居が一定していないホームレス等のぜい弱階層の保障機関は、実際に居住する地域を管轄する市·道知事と市長·郡守、区庁長である。

＜財源、国と地方の関係＞

- 生計給付の財源について、2023 年基準における国庫負担率は 83.06%で、地方負担率は 16.94%である。

⑩　施行状況に係る基礎データ

- 生計給付の受給者数の推移は下記のとおり。

生計給付の受給者数推移（世帯）

2017	2018	2019	2020	2021	2022
907,191	920,406	942,925	923,873	1,165,030	1,242,549

生計給付の受給者数推移（人）

2017	2018	2019	2020	2021	2022
1,234,559	1,229,067	1,232,325	1,221,022	1,485,635	1,566,570

4. 特定の対象者に対する給付

a） 高齢者

(1) 基礎年金（기초연금）

① 制度の概要

- 基礎年金は、基礎年金法（기초연금법）を根拠とし、65 歳以上の国民に対して老後生活を支援するための公的年金である。満 65 歳以上で韓国国籍を持ち、韓国に居住している者で所得下位 70%の人に支給される。
- 申請は全国の郷・面・洞住民センターや行政福祉センター、国民年金公団の支社で可能であり、オンラインでの申請も可能である。

② 給付内容

- 現在の基礎年金の支給額は、基準年金額である月額 30 万ウォンを基に物価上昇率を反映して毎年調整されている。2023 年の支給額は月額 32 万 2 千ウォンである。

③ 最新の受給者数

- 2023 年 11 月時点の受給者数は 6,435,367 人であり、これは韓国の人口の約 12.4%に該当する。

b） 失業者

(1) 失業給付（실업급여）

① 制度の概要

- 失業手当は、失業保険に加入している労働者が失業して再雇用された期間に一定の給与を支給し、生活の安定や再就職の機会を支援する制度であり、求職給付と雇用促進手当に大きく分けられる。
  - 求職給付：雇用保険に加入していた労働者が職を失い、再就職活動を行っている期間に支給される。求職給付の対象者は、職を失った労働者で再就職活動を行っている者（65 歳以上は対象外）である。
  - 就業促進手当：就業促進手当は、求職給付受給者が積極的に就職活動をできるように、雇用保険から支援される政策であり、早期再就職手当、職業能力開発手当、広域求職活動費、移住費の 4 つに分けられる。これらは求職給付受給者が就職に成功した場合に支給される。
- 失業手当は退職日の翌日から申請でき、退職した翌日から起算して 1 年以内に申請・受給しなければならない。
- 失業給付の申請は、韓国の労働福祉センターや雇用保険公団の支社で可能であり、オンラインでの申請も可能である。

② 給付内容

- 求職給付：支給額は前職の平均賃金の 60%である。支給期間は、定年退職時の雇用保険加入期間や年齢により異なるが、120～270 日の範囲で支給される。
- 雇用促進手当の内容についてはそれぞれ下記のとおり。
  - 早期再就職手当：待機期間（失業保険届出日から 7 日）後、所定の給付日数の 1/2 以上が残っている状態で再雇用又は起業し、継続雇用又は事業運営が 12 か月以上続いている場合に支給される。支給額は所定給与残日数の 1/2 である。
  - 職業能力開発手当：職業安定機関の長の指示による職業能力開発研修を受けた場合に支給される。研修を受けた日 1 日当たり 7,530 ウォン支給される。
  - 広域求職活動費：職業安定機関からの紹介により、居住地から 25km 以上離れた場所で仕事を探している場合、就職活動をした日にかかった交通費及び宿泊費が支給される。
  - 移住費：職業安定機関の長の指示により、就職や職業技能開発研修を受けるために引っ越しをする場合、5 トンまでの実費又は 5 トン超過時は 5 トンまでの実費+7.5 トンまでの実費の 50%が支給される。

③ 最新の受給者数

- 最新の受給者数を含めた近年の受給者数の推移を以下に示す。

失業給付の受給者数の推移、各年度末時点（人）

2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
1,391,767	1,527,189	1,784,699	1,868,088	1,730,533	1,771,439

c） 障がい者

- 障がい等級制に基づく支援が行われてきたが、公的サービスや障がい者個々の要望等が多様化する中、医学的判定に基づく等級のみでサービス提供が判断されることに対し批判が高まっていた。これを受け、障がい者福祉法を改正し、2019 年に等級制を廃止するとともに、新たな制度においては、「障がい程度が深刻な障がい者」（従来の障がい等級 1 ～ 3 級）と「深刻でない障がい者」（従来の 4 ～ 6 級）に区分し、障がい者各々の要望・環境を把握するための「サービス支援総合実態調査」の実施を行い、障がい者サービスの支援水準を決定するようにしている。

(1) 障がい者年金（장애인연금제도）

① 制度の概要

- 障がい者年金（장애인연금제도）は、障がいにより生活が困難な重症障がい者の生活安定支援と福祉増進及び社会統合を目的とし（「障がい者年金法」第 1 条）、18 歳以上の重度障がい者のうち月所得認定額が基準以下の者に、毎月一定額の年金を支給する社会保障制度である。
- 障がい者年金は、基礎年金と、障がいにより追加的にかかる費用の全部又は一部を補てんするために支給される追加給付の 2 種類がある。
- 従来の障がい手当が障がい者年金と障がい手当に改編され、障がい者年金はそのうち程度の重い（1～3 級重複）障がい者を対象とした制度である。

② 給付内容

- 2023 年の基礎年金支給額は最大で 323,180 ウォン、追加給付は 20,000 ウォン～403,180 ウォンである。

③ 最新の受給者数

- 2021 年時点の受給者数は 360,685 人であり、これは韓国の人口の約 0.7%に該当する。

障がい年金受給者数の推移（人）

2018年	2019年	2020年	2021年
364,712	368,716	375,759	360,685

（統計で見る社会保障 2022（통계로 보는 사회보장 2022）表 5-33 を基に作成）

(2) 障がい手当（장애수당）

① 制度の概要

- 障がい手当（장애수당）は障がい者福祉法を根拠とし、障がい者の障がいの程度及び経済水準を考慮して障がいに起因する追加費用を補てんするために国と地方自治体が支給する手当である。
- 国民基礎生活保障法でなく障がい者福祉法に基づくものであるが、国民基礎生活保障法に基づく給付の受給者を受給要件としていることから、我が国の生活扶助のうち、障がい者加算に相当するものと捉えられる。

② 支給対象者・世帯の要件

＜対象＞

- 国民基礎生活保障受給者で以下要件に該当する者が対象となる。

	内容	備考
年齢	申請日現在 18 歳以上の者	18～19 歳で「初等中等教育法」第 2 条による学校に在学中の者を除く
登録障がい者	申請日現在の登録障がい者	在外同胞（在外国民を含む）及び外国人を除く。難民は支援対象とする
障がい等級	3～6 等級	3 級重複障がい者は重度障がい者に該当するため除外する （低所得の重度障がい者（1～2 等級）は障がい年金で対応）

- 世帯の範囲は国民基礎生活保障制度と同じ世帯の範囲を適用する。また、「家庭解体を防止するための世帯分離の特例」を適用可能である。[125]

[125] 「家庭解体を防止するための世帯分離の特例」は、世帯単位では医療給付選定基準に該当しない世帯が世帯分離すれば当該給付種類別の選定基準以下に該当する世帯に対して世帯分離を認めた上で当該給付を認める特例。

＜収入・資産要件＞

- 所得要件として、所得認定額（所得評価額＋財産の所得換算額）が基準中位所得（世帯所得の中央値）の 50%以下であることが求められる。

2023 年 基準中位所得（ウォン）

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
基準中位所得（A）	2,077,892	3,456,155	4,434,816	5,400,964	6,330,688	7,227,981	8,107,515
障がい手当の所得基準（A の 50%）	1,038,946	1,728,077	2,217,408	2,700,482	3,165,344	3,613,991	4,053,758

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 申請に当たっては、収入証明書や財産証明書等を提示する必要があり、これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が受給要件を満たす低所得者であることを確認する。

（参考）ミーンズインカムテストに係る補足

- 社会保障事業が省庁ごとに分かれて施行されることにより、対象者や選定基準及び方式がそれぞれ設計されてきたが、次世代社会保障情報システム導入を機に、書面調査に対する負担を減らし、資格管理をより効率的に行えるよう、業務自動化のための調査基準の整備が進められている。
- 上記を基に、所得・財産調査を伴う福祉部内の主要福祉事業は、事業目的、対象者範囲等を踏まえて 4 類型に分類されており、障がい手当は 2 類型群に該当する。

4 類型ごとの対象事業

区分	対象事業
1 類型群（基礎生活保障事業群）	最低生活保障のため、補足給付で厳格な資産の調査が必要な事業類型。
2 類型群（次上位事業群）	次上位階層の支援を含む低所得者を支援する事業類型。
3 類型群（基礎年金型事業群）	所得・財産調査を実施するが、比較的基準線が高く、一部の高所得層を除外する事業が含まれるなど、普遍的な支援に近い事業類型。
4 類型群（バウチャー型事業群）	「国民健康保険法」に基づく健康保険料を所得の判定基準として活用したり、地方自治体の事業など、大規模な対象者を迅速に選定できる事業タイプ。

- 2 類型群の所得・財産調査の主な項目は以下のとおり。

2 タイプ群 所得・財産調査項目

区分	調査項目数	主な調査項目
収入	35	労働所得、事業所得、財産所得
財産	42	建築物/住宅/土地、会員権、金融財産
控除	27	慢性疾患者 3 か月以上支出医療費、満 65 歳以上の勤労及び事業所得、障がい者勤労及び事業所得、金融財産控除など
負債	6	貸出金、賃貸保証金、裁判所認定社債

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続＞

- 生計給付（생계급여）と同様である。
- なお、以下の書類を管轄の邑・面・洞長を経て、特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に提出する。
  - 障がい手当等支給申請書
  - 所得・財産申告書及び財務情報等の提供同意書

＜受給者の義務＞

- 受給者は、居住地、受給世帯員、賃貸借契約、所得、財産、健康状態、扶養義務者の扶養能力等に変動があった場合は、速やかに管轄市・郡・区庁に届け出なければならない。
- 届出を怠って給付を受けた場合は既に支給された給付金の返還が求められることがあり、不正受給期間が 6 か月以上又は不正受給額が 300 万ウォン以上の場合は刑事告発されることがある。

⑤ 給付内容

- 給付内容は以下のとおりである。

2023 年度の障がい手当支給額

給付の種類	対象者	支給額
障がい手当 （生計、医療手当）	国民基礎生活保障の生計給付又は医療給付の一般受給者	月 6 万ウォン
障がい手当 （住宅、教育、次上位）	国民基礎生活保障の住宅給付、又は教育給付の受給者、あるいはこれらの次上位階層の者	
障がい手当 （施設）	国民基礎生活保障の生計給付又は医療給付の保障施設受給者	月 3 万ウォン

- 障がい手当は申請した月から支給され、毎月 20 日（土曜日又は祝日の場合はその前日）に支給対象者の口座に支払われる。

⑥ 平均受給期間

- 受給要件を満たす限り支給される。
- 受給期間別の受給者数を以下に示す。

障がい手当の資格維持期間別受給者状況、2023 年 12 月時点（人）

1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満
41,502	35,964	42,870	27,025	26,825	23,469	20,741	18,295	19,450	14,759	134,462

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 邑（읍）·面（면）·洞（동）で申請の受付を実施し、市（시）·郡（군）·区（구）が支給を行う。
- 障がい手当の財源について、国庫による基準補助率は、ソウル特別市で 50%、その他地方自治団体で 70%とされている。

⑧　施行状況に係る基礎データ

障がい手当受給者数の推移（人）

年	合計			
		基礎生活保障受給者（一般）	基礎生活保障受給者（施設）	次上位
2018年	365,706	234,141	13,112	118,453
2019年	365,804	234,439	12,988	118,377
2020年	378,946	241,211	13,022	124,713
2021年	389,210	266,655	13,362	109,193

（統計で見る社会保障 2022（통계로 보는 사회보장 2022）表 5-34 を基に作成）

(3)　障がい児童手当（장애아동수당）

①　制度の概要

- 障がい児童手当（장애아동수당）は障がい者福祉法を根拠とし、障がいを持つ子供の保護者の経済的生活水準と障がい児の障がいの程度を考慮して、障がいによる追加費用を節約させるために支給される手当である。
- 国民基礎生活保障法でなく障がい者福祉法に基づくものであるが、国民基礎生活保障法に基づく給付の受給者を受給要件としていることから、我が国の生活扶助のうち、障がい者加算に相当するものと捉えられる。

②　支給対象者・世帯の要件

＜対象＞

- 国民基礎生活保障受給者で以下に該当する者が対象となる。

	内容	備考
年齢	申請月現在で 18 歳未満の者。ただし、初等中等教育法」第 2 条による学校に在学中の満 20 歳以下の障がい者は含む	―
登録障がい者	申請日現在の登録障がい者	在外同胞（在外国民を含む）及び外国人を除く。難民は支援対象とする
障がい等級	1～6 等級	―

- 世帯の範囲は国民基礎生活保障制度と同じ世帯の範囲を適用する。また、「家庭解体を防止するための世帯分離の特例」を適用可能である。

＜収入・資産要件＞

- 所得要件として、所得認定額（所得評価額＋財産の所得換算額）が基準中位所得（世帯所得の中央値）の 50%以下であることが求められる。

2023 年　基準中位所得（ウォン）

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
基準中位所得（A）	2,077,892	3,456,155	4,434,816	5,400,964	6,330,688	7,227,981	8,107,515
障がい児童手当の所得基準（A の 50%）	1,038,946	1,728,077	2,217,408	2,700,482	3,165,344	3,613,991	4,053,758

③　ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 障がい手当（장애수당）と同様である。

④　申請等の手続、受給者の義務

- 障がい手当（장애수당）と同様である。

⑤ 給付内容

- 給付内容は以下のとおりである。

2023 年度の障がい児童手当支給額

種別	基礎保障（生計、医療）一般受給者	基礎保障（住宅、教育）一般受給者	次上位階層（基準中位所得の 50%以下）	基礎保障の施設受給者
重度障がい者（1～3 級重複）	月 22 万ウォン	月 17 万ウォン	月 17 万ウォン	月 9 万ウォン
軽度障がい者（3～6 級）	月 11 万ウォン	月 11 万ウォン	月 11 万ウォン	月 3 万ウォン

- 障がい児童手当は申請した月から支給され、毎月 20 日（土曜日又は祝日の場合はその前日）に支給対象者の口座に支払われる。

⑥ 平均受給期間

- 受給要件を満たす限り支給される。重度（1～2 等級）障がい児が 18 歳に到達した場合は障がい年金に切り替えられる。
- 受給期間別の受給者数を以下に示す。

障がい児童手当の資格維持期間別受給者状況、2023 年 12 月時点（人）

1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満
2,751	2,229	2,141	1,744	1,616	1,347	1,146	975	868	609

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 邑（읍）·面（면）·洞（동）で申請の受付を実施し、市（시）·郡（군）·区（구）が支給を行う。
- 障がい児童手当の財源について、国庫による基準補助率は、ソウル特別市で 50%、その他地方自治団体で 70%とされている。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

種類別障がい児童手当受給者数の推移（人）

年	合計	基礎生活保障受給者（一般）			次上位			基礎生活保障受給者（施設）		
		計	重症	軽症	計	重症	軽症	計	重症	軽症
2018年	18,568	9,758	5,483	4,275	5,727	3,527	2,200	3,083	2,040	1,043
2019年	17,990	9,454	5,159	4,295	5,725	3,374	2,351	2,811	1,761	1,050
2020年	16,565	8,262	3,900	4,362	5,926	3,141	2,785	2,377	1,303	1,074
2021年	16,585	8,245	3,744	4,501	5,979	3,052	2,927	2,361	1,259	1,102

（統計で見る社会保障 2022（통계로 보는 사회보장 2022）表 5-35 を基に作成）

d） ひとり親

(1) 低所得ひとり親家族又は祖孫家族向け福祉給付（저소득 한부모가족 및 조손가족 복지급여）

① 制度の概要

- 低所得ひとり親家族又は祖孫家族向け福祉給付（저소득 한부모가족 및 조손가족 복지급여）は、ひとり親家族支援法に基づき、国民基礎生活保障制度の所得認定額要件を満たさないひとり親家族又は祖孫家族（祖父母と孫の世帯）を支援対象とした給付制度である。

② 支給対象者・世帯の要件

- 支給対象となる世帯として、下記の 3 種類がある。
  - ➢ ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）
    - ✧ 母（父）子家庭：母（父）が世帯主（世帯主でなくても世帯員を事実上扶養する者を含む）である家族
  - ➢ 祖孫家族（祖父母と孫の家族）
    - ✧ 親から事実上の扶養を受けられない児童（離婚、遺棄、行方不明、失踪、死亡、経済的理由など）を（外）祖父又は（外）祖母が養育している家族
  - ➢ 青少年ひとり親家庭
    - ✧ ひとり親家庭で、母又は父の年齢が満 24 歳以下の家族
- 支給対象者は、世帯の所得認定額が下記の選定基準以下である必要がある（「③ミーンズテスト・インカムテストの内容」参照）。
  - ➢ ひとり親家庭及び祖孫家族 ： 世帯の所得認定額（所得評価額＋財産の所得換算額）が基準中位所得（世帯所得の中央値）の 60%以下（給与支給基準は 60%以下）
  - ➢ 青少年ひとり親家庭 ： 世帯の所得認定額（所得評価額＋財産の所得換算額）が基準中位所得（世帯所得の中央値）の 72%以下（給与支給基準は 65%以下）
- 原則として扶養義務者基準はないが、祖孫家族の場合は、孫の親権者（子供の親）の扶養能力の有無を確認する。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 申請に当たっては、所得財産申告書等を提示する必要があり、これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が受給要件を満たす低所得者であることを確認する。
- 所得要件として、世帯の所得認定額が下記の選定基準以下であることが求められる。
  - ➢ ひとり親家庭及び祖孫家族 ： 世帯の所得認定額（所得評価額＋財産の所得換算額）が基準中位所得（世帯所得の中央値）の 60%以下（給与支給基準は 60%以下）
  - ➢ 青少年ひとり親家庭 ： 世帯の所得認定額（所得評価額＋財産の所得換算額）が基準中位所得（世帯所得の中央値）の 72%以下（給与支給基準は 65%以下）

2023 年度 低所得ひとり親家族又は祖孫家族向け福祉給付の所得基準額（月額、ウォン）

世帯人数	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯
基準中位所得（A）	3,456,155	4,434,816	5,400,964	6,330,688	7,227,981
ひとり親・祖父母家族の所得基準（A の 60%）	2,073,693	2,660,890	3,240,578	3,798,413	4,336,789
青少年ひとり親家庭（A の 72%）	2,488,432	3,193,068	3,888,694	4,558,095	5,204,146

- なお、「国民基礎生活保障法」による生計給付受給者、「緊急福祉支援法」による生計支援受給者、「児童福祉法」による家庭委託養育補助金受給者は支給対象外となる。

④　申請等の手続、受給者の義務

＜申請の手続＞

下記 A～D の手順で申請から給付までが行われる。給付開始後は、E の確認調査を定期的に実施し、要件を満たさなくなった場合は F のように給付が停止される。

- A 給付の申請
  - 居住地の市・郡・区の事務所に受給権者本人、親族、その他の関係者が申請する（社会福祉担当公務員が職権により適用することもある）。なお、申請者は複数給付の統合申請及び給付種類ごとの個別申請のいずれの手段でも申請可能である。
  - 健康福祉省のウェブサイト（https://www.bokjiro.go.kr/ssis-tbu/twatwa/wlfareNw/selectWlfareNwSubMain.do）からオンラインで申請することも可能である。
  - 必要書類：申請書、所得・財産申告書、本人確認書類、金融情報等の提供に関する同意書、その他要求される書類
- B 調査
  - 提出された申請書を基に、世帯構成員及び欠落した世帯員について確認後、公的資料で照会して確認を行う（金融財産の照会を含む）。
  - 所得・財産等の確認のために追加で資料を提出する必要がある場合、オンライン提出、郵便、訪問といった手段がある。
  - 公的資料が不十分であったり、公的資料で把握が難しい場合は、世帯訪問による実態調査が実施される。
- C 給付決定・通知
  - 調査結果に基づき、給付実施の可否及び給付内容を決定
  - 決定内容について、「社会保障給付決定通知書」が書面で送付されて通知を受ける。ただし、申請者から希望がある場合は電子メールや SMS による通知も可能である。
  - 決定内容に異議がある場合、自治体の長に対して書面で異議申立てが可能（異議申立処分に対して不服がある場合は、通知を受けた日から 90 日以内に行政審判又は行政訴訟を提起可能）
- D 給付実施
  - 毎月、受給者が申請した口座に直接入金される。
- E 定期的な確認調査
  - 財産・所得に関する公的データの変動事項は次世代社会保障情報システムに自動的に反映され、担当公務員に確認が必要な場合は確認後に反映される。
  - 世帯員の変動に関しては居住地変動（転出・転入）、世帯員の死亡等の情報の通知を受け、必要に応じて支給対象の世帯の再組成を実施する。
  - 確認調査の結果に基づき、変動がある場合には給付の変更、給付中止等を決定
- F 給付停止
  - 確認調査の結果、所得認定額の変動により選定基準を超えている場合は給付を停止
  - 一定の不正受給者等に対しては保障費用徴収基準に基づいて保障費用を徴収

＜受給者の義務＞

- 受給者は、居住地、受給世帯員、所得、財産、健康状態等に変動があった場合は、速やかに管轄市・郡・区庁に届け出なければならない。

⑤ 給付内容

- 支給が決定した受給者は、給付申請をした月から支給を受ける。給付内容は以下のとおり。

低所得ひとり親家族又は祖孫家族向け福祉給付の支援内容

支援の種類	支援対象者	支援金額
養育費	所得認定額が基準中位所得の 60%以下の家族の 18 歳未満の子供	子供一人当たり 月 20万ウォン
追加養育費	所得認定額が基準中位所得の60%以下の35歳以上のひとり親家庭における5歳以下の子供/所得認定額が基準中位所得の60%以下の24歳～34歳のひとり親家庭における6～18歳の子供	子供一人当たり 月5万ウォン
	所得認定額が基準中位所得の60%以下の24歳～34歳のひとり親家庭における5歳以下の子供	子供一人当たり 月10万ウォン
学用品費	所得認定額が基準中位所得の60%以下の家族の中•高校生の子供	子供一人当たり年間 8.3万ウォン
生活費	ひとり親家族の福祉施設に入所した家族の中で所得認定額が中位基準所得の60%以下の世帯	世帯当たり 月5万ウォン

⑥ 平均受給期間

- 受給権者としての要件を満たす限り給付される。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 給付の実施に当たっては、邑（읍）･面（면）･洞（동）の窓口、市（시）･郡（군）･区（구）の統合調査管理チーム及び事業チームが業務ごとに担当を分担して実施する。

	申請	調査	支給決定	支給、サービス	変動管理	支給停止
担当	邑（읍）･面（면）･洞（동）の窓口	市（시）･郡（군）･区（구）の統合調査管理チーム	市（시）･郡（군）･区（구）の事業チーム（保障課）	市（시）･郡（군）･区（구）の事業チーム（保障課）	市（시）･郡（군）･区（구）の統合調査管理チーム	市（시）･郡（군）･区（구）の事業チーム（保障課）
業務内容	申請受付	所得財産調査 勤労能力判定	決定、通知	支払い	所得･財産等変動事項適用及び管理･確認調査	支払い停止

- 給付を実施する保障機関（보장기관）は、受給権者又は受給者の居住地を管轄する特別自治市長･特別自治道知事と市長･郡守、区庁長である。保障施設へ入所させて給付を行う権限は国と市･道知事にある。教育給付の保障機関は特別市、広域市及び特別自治市及び特別自治道の教育監である。
- なお、住居が一定していないホームレス等のぜい弱階層の保障機関は、実際に居住する地域を管轄する市･道知事と市長･郡守、区庁長である。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

- 受給者数の推移を以下に示す。

低所得ひとり親家族又は祖孫家族向け福祉給付の受給者数の推移、各年度末時点（人）

世帯区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
ひとり親家族	189,358	182,334	190,868	215,869	227,510	238,276
祖孫家族	9,949	9,376	8,898	9,164	9,101	8,834
合計	199,307	191,710	199,766	225,033	236,611	247,110

5. 特定のニーズに対する給付

a） 医療

(1) 医療給付（의료급여）

① 制度の概要

- 医療給付（의료급여）は国民基礎生活保障法及び医療給付法を根拠とし、生活維持能力がない、又は生活が難しい国民に発生する病気・けが・出産などについて、医療サービス（診察、検査、治療等）を提供するものである。

② 支給対象者・世帯の要件

＜支援対象＞

- 受給権者には 1 種受給権者と 2 種受給権者がある。
- 1 種受給権者
  - 次のいずれかに該当する者、又は就労能力がない、あるいは就労が困難であると保健福祉部長官に認められた者のみで構成される世帯の構成員

  ① 18 歳未満の者
  ② 65 歳以上の者
  ③ 重度障がい者（「障がい者の雇用促進及び職業リハビリテーション法」第 2 条第 2 号）
  ④ 病気・けが、又はその後遺症で治療や療養が必要な人の中で特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長が就労能力なしと判定した者（「国民基礎生活保障法施行令」第 7 条第 1 項第 2 号）
  ⑤ 妊娠中、又は分娩後 6 か月未満の女性
  ⑥「兵役法」に基づいて兵役義務を履行している者
  - 保障施設（「国民基礎生活保障法」第 32 条）で給付を受けている者
  - 結核疾患、希少難治性疾患又は重度疾患の患者
  - 被災者で保健福祉部長官が医療給付を必要と認めた者
  - 義傷者又は義死者の遺族
  - 国内で養子縁組された 18 歳未満の児童
  - 「独立有功者礼遇に関する法律」、「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」及び「報勲補償対象者支援に関する法律」の適用を受けている者とその家族のうち、国家報勲処長が医療給付を必要と要求した者であって、医療給付が必要と保健福祉部長官が認めた者
  - 「無形文化財の保全と振興に関する法律」に基づいて指定された国の無形文化財保有者（名誉者を含む）及びその家族のうち、文化財庁長が医療給付を必要と推奨した者であって保健福祉部長官が医療給付を必要と認めた者
  - 「北朝鮮離脱住民の保護及び定着支援に関する法律」の適用を受けている者とその家族のうち、保健福祉部長官が医療給付を必要と認めた者
  - 「5・18 民主化運動関連者補償等に関する法律」に基づいて補償金等を受けた人とその家族のうち、保健福祉部長官が医療給付を必要と認めた者
  - ホームレスなどで保健福祉部長官が医療給付を必要と認めた者
  - 一定期間居所がない者として警察官署で無縁者と確認された受給権者
  - その他保健福祉部長官が 1 種の医療給付を必要と認めた者
- 2 種受給権者：国民基礎生活保障法に基づく医療給付受給者のうち、上記の①～⑥に該当しないか、保健福祉部長官が 2 種医療給付を必要と認める者は、2 種の受給権者に該当する（施行令第 3 条第 3 項）。

＜収入・資産要件＞

- 所得要件として、所得認定額（所得評価額＋財産の所得換算額）が基準中位所得（世帯所得の中央値）の 40%以下であることが求められる。

2023 年度の医療給付所得認定額（ウォン）

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
基準中位所得（A）	2,077,892	3,456,155	4,434,816	5,400,964	6,330,688	7,227,981	8,107,515
医療給付の所得基準（Aの40%以下）	831,157	1,382,462	1,773,927	2,160,386	2,532,275	2,891,193	3,243,006

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 申請に当たっては、収入証明書や財産証明書等を提示する必要があり、これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が受給要件を満たす低所得者であることを確認する。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続き＞

下記 A～D の手順で申請から給付までが行われる。給付開始後は、E の確認調査を定期的に実施し、要件を満たさなくなった場合は F のように給付が停止される。

- A 給付の申請
  - 居住地の市・郡・区の事務所に受給権者世帯の世帯員、親族、その他の関係者が申請（社会福祉担当公務員が職権により適用することもある）。なお、申請者は複数給付の統合申請及び給付種類ごとの個別申請のいずれの手段でも申請可能である。
  - 必要書類：申請書、所得・財産申告書、本人確認書類、金融情報等の提供に関する同意書、その他、申請区分により要求される書類
- B 調査
  - 提出された申請書を基に、世帯構成員及び欠落した世帯員について確認後、公的資料で照会して確認を行う（金融財産の照会を含む）。
  - 所得・財産等の確認のために追加で資料を提出する必要がある場合、オンライン提出、郵便、訪問といった手段がある。
  - 公的資料が不十分であったり、公的資料で把握が難しい場合は、世帯訪問による実態調査が実施される。
- C 給付決定・通知
  - 調査結果に基づき、給付実施の可否及び給付内容を決定
  - 決定内容について、「社会保障給付決定通知書」が書面で送付されて通知を受ける。ただし、申請者から希望がある場合は電子メールや SMS による通知も可能である。
  - 決定内容に異議がある場合、自治体の長に対して書面で異議申立てが可能（異議申立処分に対して不服がある場合は、通知を受けた日から 90 日以内に行政審判又は行政訴訟を提起可能）
- D 給付実施
  - 毎月、受給者が申請した口座に直接入金される。
- E 定期的な確認調査
  - 財産・所得に関する公的データの変動事項は次世代社会保障情報システムに自動的に反映され、担当公務員に確認が必要な場合は確認後に反映される。
  - 世帯員の変動に関しては居住地変動（転出・転入）、世帯員の死亡等の情報の通知を受け、必要に応じて支給対象の世帯の再組成を実施する。
  - 確認調査の結果に基づき、変動がある場合には給付の変更、給付中止等を決定
- F 給付停止
  - 確認調査の結果、所得認定額の変動により選定基準を超えている場合は給付を停止
  - 一定の不正受給者等に対しては保障費用徴収基準に基づいて保障費用を徴収

＜受給者の義務＞

- 受給者は、居住地、受給世帯員、賃貸借契約、所得、財産、健康状態、扶養義務者の扶養能力等に変

動があった場合は、速やかに管轄市・郡・区庁に届け出なければならない。

⑤ 給付内容

- 医療給付法第 7 条に基づき、診察・検査、薬剤・治療材料の支給、処置・手術及びその他の治療、予防・リハビリ、入院、看護、移送その他の医療目的を達成するための措置が提供される。
- 医療給付費用の全部又は一部は医療給付基金（의료급여기금）から支給されるが、一部負担の場合はその残りの費用は本人負担となり、受給権者が直接医療給付機関に支払う。
- 本人負担額は医療機関の規模及び 1 種又は 2 種受給権者によって異なり、以下のとおりである。

受給権者が医療機関を利用した場合の本人負担額

区分		【1次】医療機関、保健機関（保健所、保健所、保健支所、保健診療所）、保健医療院	【2次】病院、総合病院	【3次】上級総合病院	薬局	PET検査など
1種	入院	なし	なし	なし	–	なし
	外来	1,000ウォン	1,500ウォン	2,000ウォン	500ウォン	5%
2種	入院	10%	10%	10%	–	10%
	外来	1,000ウォン	15%	15%	500ウォン	15%

⑥ 平均受給期間

- 受給権者は要件を満たす限り受給する権利を有するが、疾患別に給付の上限日数が設けられ（365～400日）、疾患別の給付日数を合算した日数が上限日数を超えた場合は給付日数の延長の承認申請を要し、延長の承認が得られない場合は超えた部分が本人の負担となる。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 保健福祉部、市、区、郡が保証機関となり、支給は健康保険公団、審査は審査評価院が実施する。
- 医療給付の財源は医療給付基金である。医療給付基金は国庫補助金及び広域地方自治体による出資金その他課徴金収入等からなるところ、国庫補助金は保健福祉部が医療給付、出産給付、葬祭給付、自活給付の予算を合わせた医療給付予算から医療給付部分について市・道に補助金として支給する。医療給付基金の国庫補助率は市・道により異なる。
- 2021 年度の財源は 10 兆 2,108 億ウォンであり、そのうち国庫補助金が 7 兆 6,787 億ウォンである。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

医療給付受給者数の推移、性別（人）

年	合計	男性	女性
2018年	1,484,671	676,449	808,222
2019年	1,488,846	686,731	802,115
2020年	1,526,030	710,503	815,527
2021年	1,516,525	713,241	803,284
2022年	1,522,292	719,108	803,184

（KOSIS 医療給付統計を基に整理）

b） 住宅

(1)　住宅給付（주거급여）

①　制度の概要

- 住宅給付（주거급여）は国民基礎生活保障法及び住宅給付法を根拠とし、国土交通部が所管する住宅の安定が必要な基礎生活保障受給者に家賃又は修理維持費用を給付する制度である。
- 住宅給付は、賃借給付（임차급여）と修理維持給付（수선유지 급여）に分けられる。
- 賃借給付は所得認定額が基準中位所得の 47%以下の者を受給権者とし、所得認定額が生計給付認定基準額、すなわち基準中位所得の30%を下回る場合は級区別・世帯構成別の基準賃借料（기준임대료）が給付され、30%の額を上回る場合は生計給付認定基準額の 30%が自己負担分として差し引かれる。なお、2024 年以降は申請基準が基準中位所得の 48%以下に変更される予定である。
- 住宅給付の最低保障水準は、賃借給付の場合は基準賃借料とし、修理維持給付の場合は修繕範囲内の修理費用を基準額とする（「住居給付法」第 7 条及び「住宅給付実施に関する告示」第 4 条第 1 項）。
- 基準賃貸料とは最低住居基準に該当する住宅の賃借料水準であり、最低住居基準は、国民が快適で住み良い生活を営むために必要な最小の住宅面積、必要不可欠な設備の基準、構造性能と環境基準などを設定したものである。

②　支給対象者・世帯の要件

＜支給対象者＞

- 賃借給付：所得認定額が基準中位所得の 47%以下の者のうち、他人の住宅等に居住し、締結した賃貸借契約等に基づいて実際の賃借料を支払う者（2023 年住宅給与事業案内 p.54）
- 修理維持給付：所得認定額が基準中位所得の 47%以下の者のうち、住宅等を所有し、自らその住宅に居住する者（2023 年住宅給与事業案内 p.54）

＜収入・資産要件＞

- 所得要件として、所得認定額（所得評価額＋財産の所得換算額）が基準中位所得（世帯所得の中央値）の 47%以下であることが求められる。

2023 年度の住宅給付所得認定額（＝住宅給付基準賃借料）（ウォン）

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
基準中位所得（A）	2,077,892	3,456,155	4,434,816	5,400,964	6,330,688	7,227,981	8,107,515
住宅給付の所得基準（Aの47%以下）	976,609	1,624,393	2,084,364	2,538,453	2,975,423	3,397,151	3,810,532

③　ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 申請に当たっては、収入証明書や財産証明書等を提示する必要があり、これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が受給要件を満たす低所得者であることを確認する。

④　申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続き＞

下記 A～D の手順で申請から給付までが行われる。給付開始後は、E の確認調査を定期的に実施し、要件を満たさなくなった場合は F のように給付が停止される。

- A　給付の申請
  - 居住地の市・郡・区の事務所に受給権者本人、親族、その他の関係者が申請（社会福祉担当公務員が職権により適用することもある）。なお、申請者は複数給付の統合申請及び給付種類ごとの個別申請のいずれの手段でも申請可能である。
  - 健康福祉省のウェブサイト（https://www.bokjiro.go.kr/ssis-tbu/twatwa/wlfareNw/selectWlfareNwSubMain.do）からオンラインで申請することも可能である。
  - 必要書類：申請書、所得・財産申告書、本人確認書類、金融情報等の提供に関する同意書、その

他要求される書類

- B 調査
  - 提出された申請書を基に、世帯構成員及び欠落した世帯員について確認後、公的資料で照会して確認を行う（金融財産の照会を含む）。
  - 所得・財産等の確認のために追加で資料を提出する必要がある場合、オンライン提出、郵便、訪問といった手段がある。
  - 公的資料が不十分であったり、公的資料で把握が難しい場合は、世帯訪問による実態調査が実施される。
- C 給付決定・通知
  - 調査結果に基づき、給付実施の可否及び給付内容を決定
  - 決定内容について、「社会保障給付決定通知書」が書面で送付されて通知を受ける。ただし、申請者から希望がある場合は電子メールや SMS による通知も可能である。
  - 決定内容に異議がある場合、自治体の長に対して書面で異議申立てが可能（異議申立処分に対して不服がある場合は、通知を受けた日から 90 日以内に行政審判又は行政訴訟を提起可能）
- D 給付実施
  - 毎月、受給者が申請した口座に直接入金される。
- E 定期的な確認調査
  - 財産・所得に関する公的データの変動事項は次世代社会保障情報システムに自動的に反映され、担当公務員に確認が必要な場合は確認後に反映される。
  - 世帯員の変動に関しては居住地変動（転出・転入）、世帯員の死亡等の情報の通知を受け、必要に応じて支給対象の世帯の再組成を実施する。
  - 確認調査の結果に基づき、変動がある場合には給付の変更、給付中止等を決定
- F 給付停止
  - 確認調査の結果、所得認定額の変動により選定基準を超えている場合は給付を停止
  - 一定の不正受給者等に対しては保障費用徴収基準に基づいて保障費用を徴収

＜受給者の義務＞

- 受給者は、居住地、受給世帯員、賃貸借契約、所得、財産、健康状態、扶養義務者の扶養能力等に変動があった場合は、速やかに管轄市・郡・区庁に届け出なければならない。
- 届出を怠って給付を受けた場合は既に支給された給付金の返還が求められることがあり、不正受給期間が 6 か月以上又は不正受給額が 300 万ウォン以上の場合は刑事告発されることがある。

⑤ 給付内容

＜貸借給付＞

- 賃借給付の給付額の計算には、生計給付の所得認定額基準である基準中位所得の 30%と基準賃借料を用いる。

2023 年度の生計給付所得認定額（ウォン）

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
生計給付の所得基準（基準中位所得の30%）	623,368	1,036,846	1,330,445	1,620,289	1,899,206	2,168,394	2,432,255
住宅給付の所得基準（基準中位所得の47%）	976,609	1,624,393	2,084,364	2,538,453	2,975,423	3,397,151	3,810,532

2023 年度の基準賃借料（月額）（ウォン）

区／分／世帯人数	1級区（ソウル）	2級区（京義・仁川）	3 級区（広域・世宗）	4級区（その他）
1人	330,000	255,000	203,000	164,000
2人	370,000	285,000	226,000	185,000
3人	441,000	341,000	270,000	220,000
4人	510,000	394,000	313,000	256,000
5人	528,000	407,000	323,000	264,000
6～7人	626,000	482,000	382,000	313,000

- 給付額の算定方法は以下のとおり。

申請者の所得認定額	給付額
①受給者の所得認定額≤生計給付選定基準	基準賃借料（ただし、賃貸借契約書に基づく実際の賃借料が基準賃借料より少ない場合には、実際の賃借料）
②受給者の所得認定額＞生計給付選定基準	①の算定額から自己負担分として（所得認定額－生計給付選定基準）の30%を差し引く
③受給者の実際の賃借料＞住宅給付基準賃借料の5倍	賃借給付1万ウォンを支給

備考
・ 実際の賃借料は賃貸借契約書の月額家賃と保証金を合わせて算定するが、保証金は金利年4%を適用して月次で任意に換算する（告示第7条第2項）。 ・ 賃借給付算定額は月額家賃分と保証金分に分けて支給するが、月次家賃を優先して充当する（告示第7条第5項）。 ・ 受給者が賃貸借契約等の変更を報告したが、やむを得ない事情で住宅の調査に日数を要する場合、受給者の実際の賃借料は、新しい賃貸借契約が締結された地域の基準賃貸料の60%とみなされて算定・支給される（告示第8条第1項）。

＜修理維持給付＞

- 受給者の居住する住宅の老朽度が、構造安全、設備、内装等の老朽度が最低住居基準を満たすかを市庁・郡守・区庁長が評価し、スコアに基づいて補修の必要性を軽補修、中補修、大補修に分類し、これらいずれかの対象となる場合（「住宅給付実施に関する告示」第 19 条第 1 項）。補修は住宅等の特定部分に限定して実施する（告示第 19 条第 4 項）。
- 老朽した状態とは、住宅の経過年数が長く、古い住宅の性能を発揮できない程度をいい、一般的に構造安全性、設備の状態、仕上げ状態などの性能に基づき、その程度が判断される。受給者の所得認定額に応じて、軽・中・大補修範囲別修理費用の基準額の 100～80%が支給される。

2023 年の修理維持給付支援金額及び支援サイクル

区分	軽補修	中補修	大補修
支援金額 （サイクル）	一般：4,570,000 ウォン （3 年） 本地域：5,027,000 ウォン （3 年）	一般：8,490,000 ウォン （5 年） 本地域：9,339,000 ウォン （5 年）	一般：12,410,000 ウォン （7 年） 本地域：13,651,000 ウォン （7 年）

区分	保守範囲の定義	修理内容
軽補修	建物仕上げ不良や光、通気性、住宅の内部施設一部の保守	仕上げの改善 - 壁紙貼り、カーペットや建具交換等
中補修	主要設備の状態の主要な欠陥に起因する補修	機能と設備改善 - 建具、断熱、暖房工事等
大補修	地盤と主要構造物の欠陥に起因する保守	構造と居住空間の改善 - 屋根、浴室改良、キッチン改良工事等

2023 年の所得認定額に応じた支援基準

区分		生計給付基準額（基準中位所得の30%）以下	生計給付基準額以上 基準中位所得の35%以下	基準中位所得の 35%以上47%以下
軽補修	457万ウォン（3年）	100%支援	90%支援	80%支援
中補修	849万ウォン（5年）			
大補修	1,241万ウォン（7年）			

備考

・ 保守範囲別補修サイクルは、軽補修3年、中補修5年、大補修7年で、各補修範囲内に1回補修が原則であり、市・郡・区長が追加で必要と認める緊急保守の場合は追加補修が可能（告示第22条第1項）。

・ 同じ保障機関内で同じ補修の範囲の住宅給付受給申請があった場合は、受給資格が先に確定した世帯に対して優先的に実施され、受給資格の確定が同時になされた世帯があった場合には、世帯員数が多い世帯、所得認定額が低い世帯の順に設定される（告示第 22 条第 2 項）。

⑥ 平均受給期間

- 受給要件を満たす限り支給される。
- 受給期間別の受給者数を以下に示す。

住宅手当の資格維持期間別受給者状況、2023 年 12 月時点（世帯、人）

	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 8 年未満	8 年以上 10 年未満	10 年以上
世帯	219,299	184,291	219,128	187,578	147,727	145,943	105,480	109,070	405,751
人数	307,962	255,959	306,235	272,480	207,088	197,441	144,806	155,450	525,825

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 邑（읍）·面（면）·洞（동）で申請の受付を実施し、市（시）·郡（군）·区（구）が支給を行う。
- 住宅手当の財源に係る国と地方自治団体の費用分担については、国庫補助金法の規定により、国庫による基準補助率が、ソウル特別市で 60%、その他地方自治団体で 80~90%の間で財政自立度等を鑑み比率を調整することとされている。2024 年基準における、平均国庫負担率は 82.76%、地方負担率 17.24%となっている。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

住宅手当の受給世帯数推移（世帯）

年	合計	貸借給付受給世帯数	修理維持給付受給世帯数
2018年	939,155	856,795	82,960
2019年	1,040,297	952,715	87,582
2020年	1,188,746	1,092,870	95,876
2021年	1,272,889	1,164,786	108,103

（統計で見る社会保障 2022（통계로 보는 사회보장 2022）表 11-20 を基に作成）

c） 出産・養育

(1) 出産給付（해산급여）

① 制度の概要

- 出産給付（해산급여）は国民基礎生活保障法を根拠とし、生計給付、住宅給付、医療給付のいずれかの給付を受ける受給者のうち、早産をした又は分娩する前後の措置又は保護が必要な基礎生活保障受給者に支給される（「国民基礎生活保障法第 13 条第 1 項）。
- 実際には、国民基礎生活保障受給者で生計・住宅・医療のいずれかの給付を受けている者は出産給付の受給権者とされている。

② 支給対象者・世帯の要件

＜支給対象者＞

- 生計給付、住宅給付と医療給付のいずれかの給付を受ける受給者のうち、早産をした又は分娩する前後の措置又は保護が必要な基礎生活保障受給者を受給権者とする。

＜収入・資産要件＞

- ない。生計給付、住宅給付、医療給付のいずれかの所得要件を満たしていることが前提となる。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入・資産要件はないため、ない。

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 出産した者は、福祉対象者出産給付支援申請書（書式 6 号）を出生証明書とともに、市長・郡守・区長庁に提出する。出産予定者は、出産予定日の 4 週間前から医師の診断書、母親手帳等を添付して申請できる。死産の場合には、医師・漢方医又は助産師による事実確認書を添付して申請する。
- 管轄区域にいなくても、全国どこからでも申請できる。ただし、居住地の管轄外である市長、郡長又は区長が申請書類を受理したときは、遅滞なく、当該書類を居住地の市長、郡長又は区長に送付しなければならない。
- 出産給付は、受給者又はその世帯主あるいは世帯主に準ずる者に支給され、通帳番号を確認して申請日から 4 日以内に処理される。

⑤ 給付内容

- 2023 年の場合、1 児出産当たり定額の 700,000 ウォンが現金で支払われる。

⑥ 平均受給期間

- 出産時、1 回限りの給付である。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 邑（읍）·面（면）·洞（동）で申請の受付を実施し、市（시）·郡（군）·区（구）が支給を行う。
- 国は、保健福祉部の医療給付、出産給付、葬祭給付、自活給付の予算を合わせた医療給付予算を財源とする。
- 出産手当の財源について、2023 年基準における国庫負担率は 83.06%、地方負担率は 16.94%となっている。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

- 受給者数の推移を以下に示す。

出産給付の受給者数の推移、各年度末時点（人）

2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
1,870	1,792	2,020	2,180	2,067	2,082

(2) 教育給付（교육급여）

① 制度の概要

- 教育給付（교육급여）は国民基礎生活保障法を根拠とし、学校や施設に入学し、入学金、授業料、学用品費、その他の需給品等が必要な基礎生活保障受給者に支給される（「国民基礎生活保障法」第 12 条第 1 項）。

② 支給対象者・世帯の要件

＜支給対象者＞

- 次のいずれかに該当する学校や施設に入学又は在学する者
  - 小学校、公民学校（공민학교）[126]
  - 中学校、高等公民学校（고등공민학교）[127]
  - 高校、高等専門学校
  - 特殊学校
  - 各種学校（上記の学校と同様の学校）
  - 学校形態の生涯教育施設（高校卒業以下の者が入在学を認められる施設に限る）

＜収入・資産要件＞

- 所得要件として、所得認定額（所得評価額＋財産の所得換算額）が基準中位所得（世帯所得の中央値）の 50%以下であることが求められる。

2023 年度の教育給付所得認定額（ウォン）

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
基準中位所得（A）	2,077,892	3,456,155	4,434,816	5,400,964	6,330,688	7,227,981	8,107,515
教育給付の所得基準（Aの50%以下）	1,038,946	1,728,077	2,217,408	2,700,482	3,165,344	3,613,991	4,053,758

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 申請に当たっては、収入証明書や財産証明書等を提示する必要があり、これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が受給要件を満たす低所得者であることを確認する。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続き＞

下記 A～E の手順で申請から給付までが行われる。

- A 給付の申請（市・郡・区）
  - 居住地の市・郡・区の事務所に受給権者本人、親族、その他の関係者が申請（社会福祉担当公務員が職権により適用することもある）。なお、申請者は複数給付の統合申請及び給付種類ごとの個別申請のいずれの手段でも申請可能である。
  - 健康福祉省のウェブサイト（https://www.bokjiro.go.kr/ssis-tbu/twatwa/wlfareNw/selectWlfareNwSubMain.do）からオンラインで申請することも可能である。
  - 必要書類：申請書、所得・財産申告書、本人確認書類、金融情報等の提供に関する同意書、その他要求される書類
- B 調査
  - 提出された申請書を基に、世帯構成員及び欠落した世帯員について確認後、公的資料で照会して確認を行う（金融財産の照会を含む）。
  - 公的資料が不十分であったり、公的資料で把握が難しい場合は、世帯訪問による実態調査が実施される。
  - 申請書受付時に届出された事項と公的資料照会結果、住宅調査結果、生活実態調査の結果、金融財産の紹介結果などを適用して、給与種類別対象者選定基準に適合するかを決定する。
- C 給付決定・通知
  - 市・郡・区統合調査管理チームの判定結果（適合/不適合）に基づいて、学校に自動的に保障決定リ

[126] 公民学校は、正規初等教育を履修しなかった者に初等教育を提供する修学期間が 3 年の学校。

[127] 高等公民学校は、公民学校や小学校を卒業した後に中学校に進学した者のうち年齢が就学に適していない者のために中学校教育課程を実施する学校。

スト作成する。
  - ➢ 学校（教育庁）は、学生を保障決定した後、直ちに社会保障給与決定（適合/不適合）通知書を書面で通知する。
  - ➢ 確定した受給者名簿を学校、教育庁の教育行政情報システムに保存及び管理し、社会保障情報システムに転送する。
- D 給付実施
  - ➢ 詳細は、⑤給付内容を参照
- E 異議申請
  - ➢ 市・郡・区で受付し、申請又は所得・財産調査に該当する事項の場合、市・郡・区で再調査した後、その結果を 15 日以内に学校（教育庁）に移送する。

⑤ 給付内容

2023 年度の給付内容（ウォン）

給付の種類 / 区分	教育活動支援費	教科書	入学金・授業料
小学生	415,000	–	–
中学生	589,000	–	–
高校生	654,000	正規の教育課程に編成された科目の全ての教科書	年度別・級地別に学校長が告知した全金額
支給頻度・方法	年1回、受給者の専用口座に入金	年1回、学校への実費支給	入学金は新入生入学時に1回、授業料は4半期ごとに学校への実費支給

- 入学金と授業料は、各四半期における在学の有無について教育情報システムを通じて照会し、その結果に基づいて支給し、教科書代・教育活動支援費は、支給学期の学費と合わせて支給する。

⑥ 平均受給期間

- 支給要件を満たす限り、受給できる。
- 受給者が休学、退学等の事由により学業を続けることができない場合、又は給付停止が決定された場合には、その事由発生日又は給付停止決定日が属する学費支給四半期の次の四半期から学費の支払が停止される。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 国は教育部の予算を財源とし、毎年国の負担予定合計額を市・道及び市・郡・区に補助金として支給する（法第 43 条第 2 項）。
- 教育給付の財源について、2023 年基準における国庫負担率は 83.06%、地方負担率は 16.94%となっている。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

教育給付の受給者数の推移（世帯、人）

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
世帯	215,838	202,762	69,134	63,349	206,078
人数	309,729	292,773	94,670	85,650	303,383

（2023 保健福祉統計年報（2023 보건복지통계연보）表 5-4-2 を基に作成）

(3) 児童手当（아동수당）

① 制度の概要

- 児童手当（아동수당）は、2018 年 3 月 27 日に制定され 2018 年 9 月 1 日に施行された児童手当法（아동수당법）に基づく手当制度であり、児童の健全な成長環境を整備して、児童の基本的権利と福祉の増進に寄与するために導入された。

- 児童手当の受給資格者は、満 8 歳未満（0～95 か月）の全ての大韓民国国籍者及び難民認定児童である。国内居住中の在外同胞又は重国籍者も申込が可能とされている。なお、2023 年に対象年齢が 7 歳から 8 歳へと拡大された。
- 申請は、保護者又は代理人が邑（읍）·面（면）·洞（동）の住民センター又はオンラインで行う。

② 給付内容

- 毎月 25 日に 10 万ウォンが支給される。

③ 最新の受給者数

児童手当の受給者数の推移（人）

2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
2,180,980	2,681,957	2,536,664	2,377,659	2,767,534

（2023 保健福祉統計年報（2023 보건복지통계연보）表 5-2-3 を基に作成）

(4) 育児給付（부모급여）

① 制度の概要

- 育児給付（부모급여）は児童手当法、児童福祉法及び少子高齢社会基本法に基づき、満 2 歳未満の児童に対して、家庭養育、時間制育児などに使用したり、保育所の利用、終日制の保育サービスを利用できるように支援される月単位のユニバーサル手当である。既存の乳幼児手当から置き換わり、2023 年 1 月に導入された。
- 育児給付の受給資格者は、満 2 歳未満（0～23 か月）の全ての大韓民国国籍者及び難民認定児童である。国内居住中の在外同胞又は重国籍者も申込が可能とされている。
- なお、児童手当との併給が可能である。

② 給付内容

- 毎月 25 日に給付される。2023 年度の給付内容は以下のとおりである。

育児給付の給付内容（万ウォン/月当たり）

年齢		満0歳	満1歳
保育所	施設未利用	70（現金）	35（現金）
	施設利用	月51.4（バウチャー） ＋ 月18.6（現金）	月51.4（バウチャー）

d） 葬祭

(1) 葬祭給付（장제급여）

① 制度の概要

- 葬祭給付（장제급여）は国民基礎生活保障法を根拠とし、生計給付、住宅給付、医療給付のいずれかの受給者が死亡して遺体の検案・運搬・火葬又は埋葬、その他の葬祭措置が必要な場合に現金又は現物が支給される（「国民基礎生活保障法第 14 条第 1 項）。

② 支給対象者・世帯の要件

＜支給対象者＞

- 死亡した生計給付、住宅給付、医療給付のいずれかの受給者の葬祭を実際に行う者（法第 2 項）。
- 申請者は家族、近所の人や関係者、医師が想定されており、公務員が職権で申請することもできる。

＜収入・資産要件＞

- なし。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 収入・資産要件はないため、ない。

④ 申請等の手続、受給者の義務

- 葬祭に必要な費用の支給を受けようとする者は、葬祭給付支給申請書及び死亡届を、市長・郡守・区庁長に提出する。管轄区域にいなくても、全国どこからでも申請できるが、居住地の管轄外である市長、郡長又は区長が申請書類を受理したときは、遅滞なく、当該書類を居住地の市長、郡長又は区長に送付しなければならない。
- 通帳番号を確認し、申請日から 4 日以内に処理される。

⑤ 給付内容

- 1 回当たり 800、000 ウォンが支給対象者の口座に支給される。ただし、金銭支給が適当でないと認められる場合、物品の支給が可能である。

⑥ 平均受給期間

- 1 回限りの給付である。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 邑（읍）·面（면）·洞（동）で申請の受付を実施し、市（시）·郡（군）·区（구）が支給を行う。
- 葬祭給付は医療給付、出産給付、自活給付の予算を合わせた医療給付予算として保健福祉部が負担し、医療給付基金（의료급여기금）から支払われる。運営費用は、国と保障機関としての地方自治団体が分担する。
- 葬祭給付の財源について、2023 年基準における国庫負担率は 83.06%、地方負担率は 16.94%となっている。

⑧ 施行状況に係る基礎データ

- 受給者数の推移を以下に示す。

葬祭給付の受給者数の推移、各年度末時点（人）

2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
38,952	41,705	46,242	51,935	67,398	66,884

e） その他

(1)　緊急福祉支援制度（긴급복지지원제도）

①　制度の概要

- 緊急福祉支援制度（긴급복지지원제도）は緊急福祉支援法を根拠とし、一般に緊急支援（긴급지원）と呼ばれ、生計維持が困難である等の危機的状況にあって支援が必要な者やその者と生活と住居をともにする世帯員に対して、「緊急福祉支援法」に基づいて一時的に迅速に対応する制度である（「緊急福祉支援法第 1 条）。
- 我が国の一時扶助が保護開始時の出生、入学、入退院等に際して緊急かつやむを得ない場合に対応するのに対し、緊急福祉支援制度は国民基礎生活保障制度上の給付等支援を受けていない者の生計維持を緊急的一時的に支援するものである。
- 所得認定額が基準中位所得の 75%以下とされ、国民基礎生活保障制度と比べて要件が緩く設定されている。会計年度（1～12 月）を事業期間として運営方針が定められる。以下の記述は 2023 年度のものである。

②　支給対象者・世帯の要件

＜支給対象者＞

- 危機的状況の発生で生計維持などが困難な世帯が対象となる。危機的状況とは以下が該当する。

1. 主所得者が死亡、家出、行方不明又は拘禁施設に収容された等の理由で収入を喪失した場合
2. 重い病気やけがをした場合
3. 世帯から放任、遺棄又は虐待等を受けた場合
4. 家庭内暴力又は世帯員から性暴行を受けた場合
5. 火災又は自然災害等により居住する住居や建物での生活が困難になった場合
6. 主所得者又は副所得者の休業、廃業又は事業場の火災等により実質的な営業が困難になった場合
7. 主所得者又は副所得者の失職で所得を喪失した場合
8. 保健福祉部令で定める基準により地方自治団体の条例で定めた事由が発生した場合
9. その他保健福祉部長官が定めて告示する場合
    - ①　主所得者と離婚した場合
    - ②　送電停止された場合（リミッターが敷設された場合を含む）
    - ③　校正施設で出所した者で生計が困難な場合
    - ④　家族から放任若しくは遺棄された又は生計維持の困難等で路上生活をしている場合
    - ⑤　福祉死角地域発掘対象者、統合事例管理対象者又は自殺高リスク群として関連部署（機関）から生計が難しいと認定があった場合
    - ⑥　一時的に、コロナウイルスにより主所得者又はは副所得者が無給休職等で所得を喪失した場合
    - ⑦　一時的に、コロナウイルスにより、自営業者、特殊型勤労従事者又はフリーランサーである主所得者又は副所得者の所得が急激に減少した場合

＜収入・資産要件＞

- 所得認定額が基準中位所得の 75%以下であること（7人以上世帯の場合、1人増加ごとに 659,651 ウォンずつ増加（7人世帯 6,080,637 ウォン））。

2023 年度の教育給付所得認定額（ウォン）

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
基準中位所得（A）	2,077,892	3,456,155	4,434,816	5,400,964	6,330,688	7,227,981
緊急福祉支援制度の所得基準（Aの75%以下）	1,558,419	2,592,116	3,326,112	4,050,723	4,748,016	5,420,986

- 財産評価額が大都市 24,100 万ウォン、中小都市 15,200 万ウォン、農漁村 13,000 万ウォン以下であること。
- 金融資産が 600 万ウォン以下であること（ただし、住居支援は 800 万ウォン以下）。

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 危機的状況において支援は急を要するため、まず支援を実施した後、適正かどうかを判断するために支援対象者の所得又は財産等の事後調査が行われる。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請等の手続＞

- A 申請又は報告
  - 緊急支援対象者（危機状況にある人）と親族、その他の関係人は口述又は書面等で管轄市・郡守・区庁長に支援要請を行う。又は、緊急支援対象を発見した人（診療・相談など職務遂行過程で緊急支援対象者がいることが分かった「緊急福祉支援員法」第 7 条第 3 項第 1 号から第 11 号に該当する者）は申告を行う。
  - 保健福祉相談センターは、緊急支援の要請又は届出電話を受けた場合、遅滞なく市・郡・区庁長に移管したり、状況に応じて緊急状況支援関連機関に連携したりする。支援要請·届出又は届出の移管を受けた場合には、現場確認手続を行う義務があり、この時「緊急福祉支援法」第 8 条により市・郡・区庁長は危機状況を確認するために必要な場合、管轄警察官書、消防官署など関係行政機関の長に協力を要請することができ、この場合関係行政機関の長は、正当な事由がなければその要請に従わなければならない。
- B 現場確認
  - 邑・面・洞又は市・郡・区緊急支援担当公務員は、支援要請又は届出を受けたり、保健福祉相談センターから移管を受けた場合、1日以内に、危機状況の把握や支援要否の判断を目的とし、現場確認が行われる。
- C 支援決定・給付
  - 市・郡・区庁長は、緊急支援担当公務員の現場確認を通じて緊急支援の必要性が認められた場合は、支援種類と支援期間、留意事項を通知し、緊急支援金が支給される。
- D 事後調査
  - 市・郡・区庁長は支援決定日から 1 か月以内に緊急支援対象者の所得又は財産等を調査し、支援が適正かどうかを判断する根拠を確保するために事後調査を実施される。
- E 適正審査
  - 事後調査の後、支援が適正かどうかを判断するための適正審査が行われる。
    - 審査対象：最初に実施した支援、金銭及び現物支援、適正性審査後に世帯員の変更などで再審査が必要な場合など
    - 審査機関：市・郡・区緊急支援審議委員会
  - 市・郡・区長の事後調査完了後に行うが、支援決定日から 3 か月以内に完了する必要がある。
  - 事後調査の結果、支援基準を超過した場合、市・郡・区長は、事前支援のための現地確認時の該当世帯の状況を総合的に判断できるよう事後調査参考資料を作成し、速やかに緊急支援審議委員会を開催し、支援の妥当性を審査する（所得・財産基準適合の有無に対する算術的な審議ではないことに留意）。
  - 市・郡・区庁長は、緊急支援審議委員会の適正/不適正決定により支援中止又は支援延長を決定し、不適正決定時の支援中止及び返還/返還免除など事後措置実施する。
- F 支援延長
  - 最初の支援実施後も危機状況が続く場合、支援内容別に延長可能な期間の範囲内で支援を延長することにより、緊急支援対象者が危機状況から脱することができるようにすることが目的である。
  - 第 1 次（支援延長）と第 2 次（追加延長）がある。
- G 支援中断及び費用返還決定
  - 緊急支援審議委員会の決定により、偽またその他の不正な方法で支援を受けた場合、遅滞なく支援を

中断し、支援額の全部又は一部を返還しなければならない。

- 偽又はその他の不正な方法で支援されたものではないが、不適切な支援であったことが事後明らかになった場合は、緊急支援審議委員会の審査結果により支援中断後支援額の全部又は一部の返還を要求することができる。
- 支援基準を超えて支援を受けた場合、その超過支援額相当分を返還させることができる。

- H 緊急支援対象者の発掘
  - 国及び地方自治団体は、危機的状況に直面している者の発掘調査を年 1 回以上定期的に実施する必要がある（法第 7 条の 2 第 1 項）。
  - 国及び地方自治団体は、定期発掘調査や随時発掘調査のために必要な場合、関係機関・法人・団体等の長にデータを提出し、危機的状況に直面している者の居住地等の現場調査において、所属職員の同行等の協力を要請することができる。この場合、関係機関・法人・団体等の長は、正当な事由がなければ、これに従わなければならない（法第 7 条の 2 第 2 項）。
  - 国及び地方自治団体は、危機的状況に直面している者のために発掘システムの運営実態を定期的に点検し、改善策を策定する必要がある（法第 7 条の 2 第 3 項）。

⑤ 給付内容

- 現金又は現物による支援がある（法第 9 条第 1 項第 1 号）。生計給付、医療支援、住居支援、社会福祉施設の利用支援の 4 つは主給付（주급여）、その他は付加給付（부가급여）と呼ばれる。
  以下の給付額等は 2023 年度のものである。
- a） 生計給付（생계지원）
  - 危機的状況により生計維持が困難な者は、食料品費・衣服費等生計の維持に必要な費用や現物支援を受けることができる。
  - 現金の場合、世帯構成員の数によって定額支給され、世帯構成員が 7人以上の場合、1人増加ごとに 263,800 ウォンずつ追加される。

2023 年度生計給付支給額（ウォン/月）

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
支給額	623,300	1,036,800	1,330,400	1,620,200	1,899,200	2,168,300

  - 生計支援の支援期間は 1 か月間行われるが、市長・郡守・区庁長が危機的状況が続くと判断した場合は、2 か月の範囲で期限を延長することができ、3 か月の支援にもかかわらず危機的状況が続く場合には、緊急支援審議委員会による審議を経て、合計 6 か月以内で追加支援を行うことができる。
  - 緊急支援対象者が金融機関を利用できない場合や直接物品を購入することが困難な場合等、現金による支援が適当でない場合には現物を支援することができる。
- b） 医療支援（의료지원）
  - 重い病気やけがにより発生した医療費の支払が困難な者は、各種検査や治療などの医療サービス支援を受けることができる。
  - 医療支援対象者には、医療機関等が緊急支援対象者に提供した医療サービス費用のうち、薬剤費、本人負担金と国民健康保険上の非給付項目（国民健康保険が適用されない診療行為で医療機関が診療行為別に定める項目）を合計 300 万ウォンの範囲で支援し、1 回の支援を原則とする。ただし、1 回の支援後も危機的状況が続く場合には、緊急支援審議委員会の審議を経て、追加 1 回の支援が可能である。
- c） 住居支援（주거지원）
  - 危機的状況の発生により、一時的に居所の提供又は住居費の支援が必要であると認められる者は、一時的な居所の提供又はこれに相当する費用の支援を受けることができる。
  - 住居費支援の給付額は、地域と世帯数によって異なる。上限額は以下のとおり。世帯構成員が7人以上の場合、1人増加ごとに大都市 105,800 ウォン、中小都市 69,300 ウォン、農漁村 39,800 ウォ

ンずつ追加支給される。

2023 年度住居支援基準（上限額）（ウォン/月）

世帯構成員数 / 地域	1～2人	3～4人	5～6人
大都市	398,900	662,500	874,100
中小都市	299,100	435,600	574,200
農漁村	189,000	250,500	330,000

- 住居支援は 1 か月間行われるが、市長・郡守・区庁長が危機的状況が続くと判断した場合は、2 か月の範囲で期限を延長することができ、3 か月の支援にもかかわらず危機的状況が続く場合には、緊急支援審議委員会の審議を経て、更に 9 か月の支援が可能である。

- d） 社会福祉施設の利用支援（사회복지시설 이용지원）
  - 危機的状況の発生により、社会福祉施設で提供されるサービスが必要であると認められる者は、社会福祉施設への入所又は利用サービスの提供や必要な支援を受けることができる。
  - 危機的状況の発生により社会福祉施設で提供されるサービスが必要な人は、3 か月間（原則 1 か月に加え、追加で 2 か月）サービスの提供を受けることができる。
  - 3 か月の支援にもかかわらず危機的状況が続く場合には、緊急支援審議委員会の審議を経て、さらに 3 か月の支援が可能である。
- e） 教育支援（교육지원）
  - 生計・住居・社会福祉施設利用支援を受ける世帯のうち、小・中・高校生で学費支援が必要であると認められる者は、授業料、入学金、学校運営支援費や学用品費等必要な費用の支援を受けることができる。
  - 緊急支援対象者として国又は地方自治団体等から他の教育支援を受けている者は、支援対象外となる。
  - 教育費の支援は以下の区分に応じて行われ、四半期単位で 1 回の支援を原則とする。ただし、1 回支援後も危機状況が続く場合には、緊急支援審議委員会の審議を経て追加の支援が可能である。
    - ✧ 小学生：221,600 ウォン
    - ✧ 中学生：352,700 ウォン
    - ✧ 高校生：432,200 ウォン及び授業料、入学金
- f） その他の支援（그 밖의 지원）
  - 主給付を受けている世帯のうち、その他の支援が必要であると認められる者には、燃料費やその他の危機的状況の克服に必要な費用や現物の支援を受けることができる。
    - ✧ 冬季（10～3 月）の燃料費：月額 110,000 ウォン
    - ✧ 世帯構成員が出産（出産予定も含む）した場合、出産費：1 児につき 700,000 ウォン
    - ✧ 世帯構成員の死亡の場合の葬儀費用：800,000 ウォン
    - ✧ 送電停止の場合：電気料金：月額 500,000 ウォン以内

⑥ 平均受給期間

- 適用期間の制限については⑤給付内容を参照。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 保健福祉部の緊急福祉予算（긴급복지예산）で賄われ、運営費用は、国と地方自治団体が分担する。

⑧　施行状況に係る基礎データ

緊急福祉支援制度の支援件数の推移（件）及び総給付額（百万ウォン）

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
支援件数	254,119	336,782	839,967	673,376	491,824
総給付額	124,257	159,181	396,027	320,388	263,611

（2023 保健福祉統計年報（2023 보건복지통계연보）表 5-4-9 を基に作成）

6. 低所得者に対する税制上の対応

- 韓国の低所得者に対する税制上の対応である大きな施策としては以下の勤労奨励金（근로장려금）という給付付き税額控除制度が挙げられるが、その他、国民基礎生活保障制度の受給者は住民税、公共放送受信料、自動車検査料、住民登録証発給手数料等が免除され、上下水道料金、電話料金、自動車保険料等の減免を受けることができる。

(1) 勤労奨励金（근로장려금）

① 制度の概要

- 勤労奨励金は、働いているが低所得で生活が困難な労働者や専門職以外の事業者世帯に対して、世帯員の構成と所得に応じて算定した勤労奨励金を支給する給付付き税額控除制度である。
- 勤労奨励金の基準額は、世帯員の構成に応じて定められた夫婦合算の総給与額などを基準に算定される。

② 給付内容

2023 年度の世帯構成別勤労奨励金支給額

世帯構成	総所得額	勤労奨励金支給額（最大）
単身者	2,200万ウォン未満	165万ウォン
片働き世帯	3,200万ウォン未満	285万ウォン
共働き世帯	3,200万ウォン未満	330万ウォン

③ 最新の受給者数

- 最新の受給世帯数を含めた近年の受給世帯数の推移を以下に示す。

勤労奨励金の受給世帯数の推移、各年度末時点（世帯）

2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
3,885	4,214	4,262	4,362	4,185

7. 低所得者に対する就労・自立支援

(1) 自活給付（자활급여）

① 制度の概要

- 自活給付（자활급여）は国民基礎生活保障法を根拠とし、自活のために支援が必要な基礎生活保障受給者を対象とする（「国民基礎生活保障法」第 15 条第 1 項）。自活給付の内容は下記であり、これらのうち現金給付を伴うのは資産形成支援のみである。
  - 自活に必要な金銭・貴重品の貸与
  - 自立・技能習得に必要な作業能力向上支援
  - 就職あっ旋等の情報提供
  - 就労機会の提供
  - 施設・備品の貸与
  - スタートアップ教育、技術研修、技術・経営指導等のスタートアップ支援
  - 資産形成支援
  - その他各種支援

② 支給対象者・世帯の要件

- 支給対象者には、下記の 6 種類がある。
  - 条件付き受給者
    - 自活事業参加を条件に生計給付を受給している受給者
      ※自活事業には条件付受給者を優先的に選定しなければならない（基礎生活保障法施行規則第 26 条） ）
  - 自活給付特例者
    - 医療給付の受給者で、自活労働、自助企業等又は全国就労支援制度に加入して収入を得た者で、所得認定額が基準中位所得の 40%を超える者
  - 一般受給者
    - 労働能力のない生計給付受給者及び条件付き受給者、医療・住宅・教育給付受給（権）者の中で参加を希望する者
    - 65 歳以上など、生活保護法で就労不能とされている生活保護手当受給者や、これに準ずる一般受給者については、地域の実情を勘案し、市・郡・区政委員の判断で加入可能であるが、精神疾患やアルコールのある人は、市、郡、区長の裁量で参加が制限される場合がある
  - 特別給付金受給世帯の世帯員
    - 医療給付特別世帯及び移行給付特別世帯の勤労者のうち自活事業への参加を希望する者
  - 次上位階層者（生活保護を受けていないが、生活が困窮している者）
    - 勤労能力があり、所得認定額が基準中位所得の 50%以下であり、韓国国籍の未成年の子供を養育している国籍未取得の結婚移民を含む
    - 65 歳以上など労働能力のない次上位階層者が自活事業への参加を希望する場合、市・郡・区の自活事業及び支援予算・資源の状況を考慮し、市・郡・区長の決定により参加可能
  - 労働能力のある施設受給者
    - 施設受給者のうち生計・医療給付を受給している者
    - 一般施設生活者（住宅・教育給付受給者及びその他）についても次上位階層者の参加手続を準用

③ ミーンズテスト・インカムテストの内容

- 自活給付の申請に当たっては、収入証明書や財産証明書等を提示する必要があり、これに基づきミーンズテストが行われ、申請者が受給要件を満たす低所得者であることを確認する。
- 「②支給対象者・世帯の要件」において、生計給付や医療給付の受給者であることが前提の場合はそれぞれ

の給付の所得要件（生計給付：所得認定額が基準中位所得の 30%以下、医療給付：同 40%以下）に準ずる。

- また、「②支給対象者・世帯の要件」に記載のとおり、次上位階層者は所得認定額が基準中位所得の 50%以下であることが条件に含まれている。

④ 申請等の手続、受給者の義務

＜申請の手続＞

- 申請の手続きは「生計給付」と同様。
- なお、申請後に対象者として確定した後は、自活支援計画を策定してそれに従って自活が支援される（具体的な支援内容は「⑤給付内容」を参照）。

⑤ 給付内容

- 自立した就労事業
  - 受給者に対し、就労機会の提供及び自立に必要な就労能力の向上及び技能習得の支援を行うため、公益性の高い事業又は地域住民の福祉の向上に必要な事業において、有償の就労機会が供与される。自立的就労の対象となる事業は、次のとおりである。
    - 住宅修理ヘルパー事業（住宅検査・修繕事業）
    - 環境改善プロジェクト
    - 資源ごみの分別等の環境関連事業
    - 社会福祉施設、学校等の施設整備事業
    - 介護、育児、高齢者、障がい者、児童の保護などの社会福祉サービス
    - 林業事業
- 職業訓練
  - 受給者の技能習得を支援するため、職業訓練機関に委託して職業訓練を受けさせ、その訓練に必要な積立金、手当、食費を支給する。
  - 職業訓練に必要な積立金、手当、食費及び雇用手当は、特別自治市長、特別自治道知事、市長、郡長及び区役所長又は職業訓練機関の長を通じて、実習生に直接支給する。ただし、雇用労働大臣が他の支給方法を決定した場合は、これに応じて支給することができる。
- 就職先
  - 能力や適性に合った仕事を見つけるためのキャリアカウンセリングや職業適性検査などの適切な就労指導や職業紹介を受給者に直接行うか、職業安定機関に委託することができる。
- 資金の貸付
  - 受給者に対しては、自立に必要な以下の資金を貸与することができる。
    - 事業の立ち上げ資金と運用資金
    - 雇用に必要な技術研修費
    - その他厚生大臣が受給者の自助のために必要と認める費用
- スタートアップ支援
  - 受給者の起業支援として、以下の支援を行うことができる。
    - スタートアップ企業の選定と事業計画の策定に関する指導
    - 技術研修、商品開発等の指導
    - 税務・会計・法務等の経営に関する教育
    - 官民創業支援サービスの連携・仲介
    - その他創業及び経営改善に関する事項で厚生大臣が定める支援
- 資産形成支援
  - 受給者が自立するために必要な資産を形成するための経済的支援を行うことができる。「希望を育てる通帳制度」は、低所得者の自立を支援する制度で申請者が毎月貯めた金額に上乗せして補助金を支給

する。

区分	希望を育てる通帳Ⅰ	希望を育てる通帳Ⅱ
対象者	生計・医療給付受給世帯	住宅・教育給付受給世帯と次上位階層者
資産要件	総勤労事業所得が基準中位所得の 40%の60%（つまり基準中位所得の 24%）以上	所得認定額が基準中位所得の50%以下
本人積立額（月額）	5又は10万ウォン（3年満期） ※いずれかを選択可能	10万ウォン（3年満期）
補助金 （勤労所得奨励金）	所得に比例する勤労所得奨励金（平均35万～64万ウォン）	10万ウォン

⑥ 平均受給期間

- 自活給付は、受給権者としての要件を満たす限り給付される。
- なお、資産形成支援の「希望を育てる通帳」制度は、毎月又は年に 4 回程度の募集期間が定められ、募集期間内に申し込む必要がある。

⑦ 実施体制、財源、国と地方の関係

- 予算は国が 100%負担し、保健福祉部と雇用労働庁が事業別、給付の性格別に分担する。市・郡・区及び邑・面・洞の住民センターは給付事務及び広報を行う。

8. 現行制度の評価、今後の展望等

(1) 現行制度の評価

- 保健福祉部は、2023 年 9 月に、第 71 回中央生活保障委員会[128]（委員長：保健福祉部長官）の審議・議決を経て、今後 3 年間の国民基礎生活保障制度の政策方向と改善課題を盛り込んだ「第 3 次基礎的生活保障総合計画」を発表した。
- 同計画では、現行制度の評価に関し、第 1 次（2018 年～2020 年）、第 2 次（2021 年～2023 年）総合計画を通じて、扶養義務者基準の段階的緩和、財産基準の改編、給付水準の拡大など様々な制度改善を推進した結果、基礎生活保障制度の総受給者が 2017 年の 158 万人から 2023 年 6 月現在 252 万人に増加し、6 年間で約 100 万人が新たに基礎生活保障制度の恩恵を受けることになった点を成果として挙げた。特に、2024 年には基準中位所得が過去最高水準に引き上げられ、7 年ぶりに生計給付の選定基準も上方修正され、4 人世帯は最大 183 万ウォンが給付されるなど、基礎的生活保障が大幅に強化されたと総括している。
- 一方で、解決すべき課題も残っているとしている。韓国の貧困率は持続的な減少傾向ではあるものの、2018 年時点で OECD 加盟国の中で 6 位（2021 年は 10 位）、特に 65 歳以上の高齢者の貧困率は 1 位（2021 年は 2 位）と依然として高い水準となっている。また、最新の調査の結果、所得が基準中位所得の 40%以下と低いが生計・医療給付を受けられない非受給貧困層の規模は、2018 年の 73 万人から 2021 年の 66 万人へ 7 万人減少したものの、依然として貧困の死角地帯（사각지대）が残っていることを課題として挙げている。

(2) 今後の展望等

- 前項の課題を踏まえ、第 3 次総合計画では基礎的生活保障水準の強化、貧困の死角地帯の積極的解消、脱受給及び貧困緩和への積極的支援、制度内容の充実及び管理強化 4 つの方針の元、国民の基礎生活を実質的に保障するために、以下に示す 15 の推進課題を設けている。
- 韓国政府は、これらの推進課題に取り組むことで、今後 3 年間で生計給付が 21 万人、医療給付が 5 万人、住宅給付が 20 万人と、受給者数が大幅に増加する見込みであると予測している。

第 3 次基礎的生活保障総合計画（2024～2026）における 15 の推進課題

分類	概要	
1 基礎生活保障給付水準の強化	①生計給付関連	所得基準を現行の基準中位所得の30%から35%まで段階的に引き上げ、受給層の拡大を図り、最低生活水準の保障を強化する。
	②医療給付関連	入院を必要としない受給者が在宅で必要なサービスを受けられるよう支援する在宅医療給付事業を現在の73地域から全国228市郡に拡大することで、不必要な入院を減らし、自宅でもカスタマイズされたケアプランに基づいて医療、介護、食事、病院移動など必要なサービスを受けることができるようにする。
	③住宅給付関連	全国市場の家賃水準などを考慮して賃貸世帯に支給する標準家賃を検討・実現する。浸水リスクのある受給世帯には浸水防止設備の増設を支援するなど、災害ぜい弱世帯に対する支援も強化することで、受給世帯の最低住居保障水準を一段階向上させる。
	④教育給付関連	2024年度に教育活動支援費を現行の最低教育費の90%から100%水準に引き上げ、年間小学校は46万ウォン、中学校は65万ウォン、高等学校は73万ウォンを支援するなど、低所得者層の教育機会を積極的に保障する。
2 貧困の死角地帯の積極的解消	⑤扶養義務者基準の緩和	（医療給付）扶養義務者基準を段階的に緩和する。2024年度に重度障がい者がいる世帯には扶養義務者基準を適用せず、その後、重度・希少難病者世帯など医療の必要性を考慮して段階的に緩和する。また、支援義務者の財産基準の調整や支援費の請求制度の整備を行う。
		（生計給付）2021年10月の扶養義務者基準改編後も残っていた免除基準（扶養義務者が年所得1億ウォン又は財産9億ウォンを超える場合、生計給付の対象から除外されるなど）を緩和する。

[128] 基礎生活保障の主要政策を審議・議決する政府委員会で、保健福祉部長官が委員長であり、関係部署（次官級）、専門家及び公益委員などで構成されている。

	⑥財産基準の緩和	（自動車）現在、自動車は資産価値の100%を所得として算定しているが、少子化や公共交通機関の利用が困難な地域特性を考慮し、これまで1,600cc未満の乗用車のみ適用していた所得換算率（4.17%）を2,500cc未満の車に緩和し、 複数人・多人数子などの受給世帯に適用するなどの取組により、過度な基準により受給できないといったケースを最小限にとどめる。
		（住宅）所得換算率を現行の1.04%から適正な水準に引き下げ、受給者の住居の安定性を確保する。
	⑦低所得者向け住宅費支援	住宅給付の所得基準を現行の基準中位所得の47%から50%まで段階的に引き上げる。
	⑧緊急福祉支援制度の拡充	緊急支援を必要とする危機的状況にある世帯の生活を安定させるため、物価上昇率※を反映して生計給付補助額を増額する。 ※生活費補助増額 （1人）（'23）623,300ウォン → （'24）713,100ウォン、（4人）（'23）1,620,200ウォン → （'24）1,833,500ウォン
3 脱受給及び貧困緩和への積極的支援	⑨就労インセンティブの強化	（若年層）就労・企業により生計給付を受給できない可能性が高い若年層を対象に、積極的に労働を誘発し、貧困緩和につなげるために、就労・事業所得追加控除の対象年齢基準を現行の24歳以下から30歳未満に拡大することで、25～29歳までの若年層が、就労・事業所得に対して40万ウォンの追加控除を受けることができるようにする。
		（高齢者）高齢者の貧困が深刻な状況であることを考慮し、高齢者対象の就労・事業所得に対する追加控除の拡充を検討する。
	⑩自活事業のオーダーメイド支援の強化	自活事業参加者に対するオーダーメイド支援を強化するため、地域自活センターに自活事例管理士を拡大配置し、参加者の社会的・情緒的変化を測定できるように社会統合指標を導入する。また、自活事業対象者を拡大し、新規事業モデルと地域特性化事業を開発するなど、低所得者の雇用も積極的に創出する。
	⑪資産形成支援	若年層の貧困脱却を促すため、ユース・トゥモロー貯蓄[129]の加入・維持基準を緩和するなど、若年層に合わせた資産形成を引き続き拡充し、3年間の加入期間内に早期に脱退した場合には、残存期間の政府補助金により一部支援するなど、満期給付の拡大を検討する。
4 制度内容の充実及び管理強化	⑫システム管理の合理化	基礎生活保障給付の適正支給及び不正受給防止のため、所得・財産調査を合理化し、システム内の公開データに紐づく情報の拡充を推進する。
	⑬合理的な医療利用体制の確立	医療給付上限日数の算定時に外来・入院・投薬日数を分離する、また、適正な自己負担額水準を実現、入院延長検査の導入を推進する。
	⑭教育給付バウチャーの運用整備	教育給付バウチャーの地域差を縮小し運用の効率を高めるため、作業ガイドラインを作成・配布し、バウチャーの申請・運用体制を整備し、受給者の利便性と業務効率を向上させる。
	⑮自立支援基盤の高度化	韓国自立福祉開発院や都域自助センターなど 各インフラの機能高度化と有機的連携を強化し、目標ごとの教育強化により現場中心の人材力を強化する。

[129] 韓国の若者の資産形成・経済的自立を支援する政府のプログラムであり、若者が一定の金額を貯金すると政府が労働奨励金と追加支援金を提供するものである。

参考文献リスト

参考文献リスト

各国共通

（文献）

1. 厚生労働省,『2022 年　海外情勢報告』,2022
2. みずほ情報総研株式会社『平成 26 年度厚生労働省委託事業　諸外国における低所得者政策の調査・研究報告書』,2015
3. WIP ジャパン株式会社『平成 30 年度 厚生労働省委託調査 諸外国における低所得者政策の調査・研究報告書』,2019

（web サイト）

1. United Nations "World Population Prospects 2022: Summary of Results" https://www.un.org/development/desa/pd/content/World-Population-Prospects-2022
2. OECD "Benefits and wages" https://www.oecd.org/social/benefits-and-wages/
3. OECD "Gross domestic product （GDP）" https://data.oecd.org/gdp/gross-domestic-product-gdp.htm
4. OECD Stat "OECD Stat" https://stats.oecd.org/index.aspx
5. OECD "Real GDP forecast" https://data.oecd.org/gdp/real-gdp-forecast.htm#indicator-chart
6. OECD "Unemployment rate" https://data.oecd.org/unemp/unemployment-rate.htm

フランス

（文献）

1. 林雅彦,『フランスの社会保障制度の概要－年金制度及び年金改革の動向を中心に－」海外労働時報No.334,日本労働研究機構,2003
2. Direction de la recherche, des études, de l’évaluation et des statistiques （DREES）. （2023）. Le handicap en chiffres – Édition 2023
3. INSEE. （2023）. Emploi,chômage,revenus du travail
4. MINISTÈRE CHARGÉ DE LA VILLE ET DU LOGEMENT. （2023）. Les aides personnelles au logement Eléments de calcul
5. MINISTÈRE DE L'ÉCONOMIE DES FINANCES ET DE LA SOUVERAINETÉ INDUSTRIELLE ET NUMÉRIQUE. （2023）. FEUILLE DE ROUTE « LUTTE CONTRE TOUTES LES FRAUDES AUX FINANCES PUBLIQUES »
6. caf.fr. （2022）. Faire une demande de Rsa
7. Ministre du Travail, de la Santé et des Solidarités. （2020）. De nouvelles mesures pour prévenir et lutter contre la bascule dans la pauvreté
8. Ministère de la Santé et de la Prévention. （2008）. AIDE SOCIALE AUX PERSONNES AGEES

（web サイト）

1. Aide-sociale.fr "Comment se passe un contrôle de la CAF à domicile ou par courrier? Pourquoi la CAF contrôle les allocataires?" https://www.aide-sociale.fr/caf-controle/
2. Aide-sociale.fr "RSA socle: comment l’obtenir? Combien allez-vous percevoir chaque mois? Où faire votre demande? Suivez le guide" https://www.aide-sociale.fr/rsa/
3. Aide-Sociale.fr "Quels sont les différents minima sociaux existants? À qui s’adressent-ils? Combien y a-t-il de bénéficiaires?" https://www.aide-sociale.fr/minimas-sociaux/
4. Assemblée nationale "Projet de loi de financement de la sécurité sociale n°1682" https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/textes/l16b1682_projet-loi
5. caf.fr "Estimation de la Prime d'activité" https://wwwd.caf.fr/wps/portal/caffr/simulateurpa/%21ut/p/z1/04_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfIjo8zi_RzNHD2MDYwMAgICDQwCjYN9A8x9nA0NPAz0wwkpiAJKG-AAjiD9UWAlcBM8LN2cDAJDLE28vI09jYGKoArwmFGQG2GQ6aioCAAUvki6/dz/d5/L0lDU0NTSUtVSkNncFJBISEvb0VvUUFBSVFKQUFNVWdnR0dRWkRncENsd1FBIS80SkNpaXUyTWQxRUp4U1pDZ21wSi9aN19OQTZBSDMwMjBIT1RDMFEzOU1MMU1BMUdFNi9aNl9OQTZBSDMwMjBIT1RDMFEzOU1MMU1BMUdNMS9ub3JtYWwvZnJta0NuYWZBY3Rpb24vcmVpbml0aWFsaXNlcg%21%21/
6. caf.fr "La Prime d'activité"https://www.caf.fr/allocataires/aides-et-demarches/droits-et-prestations/vie-professionnelle/la-prime-d-activite
7. caf.fr "RSA" https://www.caf.fr/allocataires/caf-du-nord/offre-de-service/thematique-libre/les-documents-necessaires-pour-la-demande-de-rsa
8. Ces dé France"Réforme AAH 2023 : ce qui va changer pour les personnes en situation de handicap" https://www.cesdefrance.fr/social/aah-gros-changement-prevu-la-reforme-va-tout-changer-pour-les-personnes-handicapees/

9. Credit Social "RSA 2024: Plafond & Salaire à NE PAS Dépasser" https://creditsocial.net/rsa-plafond-salaire-pas-depasser/
10. data.gouv.fr "Montant d'allocation chômage et salaires de référence des allocataires de l'Assurance chômage" https://www.data.gouv.fr/en/datasets/montant-dallocation-chomage-et-salaires-de-reference-des-allocataires-de-lassurance-chomage/
11. Demarches Administratives.fr "Réforme du RSA : une application progressive dès 2024" https://demarchesadministratives.fr/actualites/reforme-du-rsa-une-application-progressive-des-2024
12. DemarchesAdministratives.fr "En quoi consiste la carte ADA remise par l'OFII?" https://demarchesadministratives.fr/demarches/en-quoi-consiste-la-carte-ada-remise-par-lofii
13. Direction de la recherche, des études, de l’évaluation et des statistiques （DREES） "La protection sociale en France et en Europe en 2021 - Résultats des comptes de la protection sociale - Édition 2022" https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/publications-communique-de-presse-documents-de-reference/panoramas-de-la-drees/la-protection
14. Direction de la recherche, des études, de l’évaluation et des statistiques （DREES） "Le handicap en chiffres -Édition 2023" https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/publications-communique-de-presse/panoramas-de-la-drees/le-handicap-en-chiffres-edition-2023
15. Direction de la recherche, des études, de l’évaluation et des statistiques （DREES） "Minima sociaux et prestations sociales - Ménages aux revenus modestes et redistribution - Édition 2023" https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/publications-communique-de-presse-documents-de-reference/panoramas-de-la-drees/minima-sociaux-et
16. Direction de la recherche, des études, de l’évaluation et des statistiques （DREES） "RSA et prime d'activité-données par sexe et configuration familiale.xlsx" https://www.data.gouv.fr/en/datasets/minima-sociaux-rsa-et-prime-dactivite/
17. Direction de la recherche, des études, de l’évaluation et des statistiques （DREES） "Données mensuelles sur les prestations de solidarité Tableau 1" https://data.drees.solidarites-sante.gouv.fr/explore/dataset/donnees-mensuelles-sur-les-prestations-de-solidarite/information/
18. Direction de la recherche, des études, de l’évaluation et des statistiques （DREES） “Le handicap en chiffres - Édition 2023” https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/publications-communique-de-presse/panoramas-de-la-drees/le-handicap-en-chiffres-edition-2023
19. Direction de la recherche, des études, de l’évaluation et des statistiques （DREES） "Les retraités et les retraites – Édition 2023" https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/publications-communique-de-presse-documents-de-reference/panoramas-de-la-drees/les-retraites-et-0
20. Direction de la recherche, des études, de l’évaluation et des statistiques （DREES） "Minima sociaux et prestations sociales - Ménages aux revenus modestes et redistribution - Édition 2023" https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/publications-communique-de-presse-documents-de-reference/panoramas-de-la-drees/minima-sociaux-e

t
21. Droit-finances.net "ASS Pôle Emploi : montant 2023, augmentation et calcul" https://droit-finances.commentcamarche.com/salaries/guide-salaries/1471-ass-allocation-de-solidarit-specifique-montant-calcul-et-duree/
22. Droit-finances.net "RSA 2023 - 2024: montant, hausse et calcul du RSA" https://droit-finances.commentcamarche.com/vie-pratique/guide-vie-pratique/2951-rsa-montant-et-simulation-du-rsa/
23. Familles monoparentales "Des donateurs s'engagent pour l'égalité des chances" https://www.familles-monoparentales.org/
24. Handicap.fr "AAH déconjugalisée : une entrée en vigueur en octobre 2023" https://informations.handicap.fr/a-aah-deconjugalisee-entree-vigueur-octobre-2023-34191.php
25. INSEE "En 2021, les inégalités et la pauvreté augmentent" https://www.insee.fr/fr/statistiques/7710966
26. INSEE "En janvier 2024, les prix à la consommation augmentent de 3,1 % sur un an Indice des prix à la consommation - résultats provisoires (IPC) - janvier 2024" https://www.insee.fr/fr/statistiques/7760027#documentation
27. INSEE "Allocataires de minima sociaux Données annuelles de 1999 à 2021"https://www.insee.fr/fr/statistiques/2411049
28. INSEE "Contrat aidé / Emploi aidé" https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1812
29. Insee "Bilan économique 2021 - Pays de la Loire" https://www.insee.fr/fr/statistiques/6454634?sommaire=6324745
30. Insee "L'essentiel sur... le chômage " https://www.insee.fr/fr/statistiques/4805248
31. Insee "Pauvreté selon l'âge et le seuil Données annuelles de 1996 à 2021" https://www.insee.fr/fr/statistiques/3565548
32. JDN "Contrat aidé : définition et conditions" https://www.journaldunet.fr/management/guide-du-management/1200071-contrat-aide/
33. la securite sociale " REPSS " https://evaluation.securite-sociale.fr/home.html
34. la securite sociale "Les branches" https://www.securite-sociale.fr/la-secu-cest-quoi/organisation/les-branches
35. la securite sociale "Les Régimes" https://www.securite-sociale.fr/la-secu-cest-quoi/organisation/les-regimes
36. Le Monde "Covid-19: la liste des aides prévues en France pour faire face à la crise" https://www.lemonde.fr/economie/article/2020/10/15/covid-19-la-liste-des-aides-prevues-pour-faire-face-a-la-crise_6056156_3234.html
37. Le Parisien "RSA: la réforme appliquée « progressivement » à partir de 2024" https://www.leparisien.fr/economie/rsa-la-reforme-appliquee-progressivement-a-partir-de-2024-01-05-2023-ZNR7LD5QP5F7PHG7L7IACGZ3PI.php
38. Le particulier "Retraite: ce qui change pour l'Aspa au 1er septembre 2023" https://leparticulier.lefigaro.fr/aides-allocations-sociales/retraite-ce-qui-change-pour-l-aspa-au-1er-septembre-2023-20230814
39. Les Echos "Date, montant, conditions… tout savoir sur l'allocation de rentrée scolaire 2020" https://www.lesechos.fr/politique-societe/societe/date-montant-conditio

ns-tout-savoir-sur-lallocation-de-rentree-scolaire-2020-1232238
40. linternaute "Réforme du RSA: heures d'activités, suspensions des allocations... Quels changements?" https://www.linternaute.com/argent/guide-de-vos-finances/3082799-reforme-du-rsa-heures-d-activites-suspensions-des-allocations-quels-changements/
41. Mes Allocs.fr "https://www.mes-allocs.fr/guides/aah/cumul-aah/peut-on-cumuler-laah-avec-autres-aides/" https://www.mes-allocs.fr/guides/aah/cumul-aah/peut-on-cumuler-laah-avec-autres-aides/
42. MES-ALLOCS.fr "La liste complète des aides sociales en 2024" https://www.mes-allocs.fr/guides/aides-sociales/
43. MES-ALLOCS.fr "Qu’est-ce que l’ASPA?" https://www.mes-allocs.fr/guides/aspa/quest-ce-que-l-aspa/
44. MES-ALLOCS.fr "Quelles conditions pour bénéficier du RSA en 2024?" https://www.mes-allocs.fr/guides/rsa/conditions-rsa/
45. MINISTÈRE DE L'ÉCONOMIE DES FINANCES ET DE LA SOUVERAINETÉ INDUSTRIELLE ET NUMÉRIQUE "27/09/2023 - DP - Projet de loi de financement de la sécurité sociale pour 2024" https://presse.economie.gouv.fr/27092023-dp-projet-de-loi-de-financement-de-la-securite-sociale-pour-2024/
46. MINISTÈRE DE L'ÉCONOMIE DES FINANCES ET DE LA SOUVERAINETÉ INDUSTRIELLE ET NUMÉRIQUE "Fraude sociale : présentation du plan de lutte" https://www.economie.gouv.fr/lutte-fraude-sociale-plan-mesures
47. MINISTÈRE DE L'ÉCONOMIE DES FINANCES ET DE LA SOUVERAINETÉ INDUSTRIELLE ET NUMÉRIQUE "Le rôle de la MICAF" https://www.economie.gouv.fr/micaf/le-role-de-la-micaf
48. MINISTÈRE DE L'ÉCONOMIE DES FINANCES ET DE LA SOUVERAINETÉ INDUSTRIELLE ET NUMÉRIQUE "LFSS 2024: des mesures concrètes au service des Français " https://www.economie.gouv.fr/actualites/budget-projet-loi-financement-securite-sociale-2024-plfss
49. MINISTÈRE DE L'ÉCONOMIE DES FINANCES ET DE LA SOUVERAINETÉ INDUSTRIELLE ET NUMÉRIQUE "01/06/2023 - Dossier de presse - Feuille de route du plan "Lutte contre toutes les fraudes aux finances publiques"" https://presse.economie.gouv.fr/01062023-dossier-de-presse-feuille-de-route-du-plan-lutte-contre-toutes-les-fraudes-aux-finances-publiques/
50. MINISTÈRE DE L'ÉCONOMIE DES FINANCES ET DE LA SOUVERAINETÉ INDUSTRIELLE ET NUMÉRIQUE "35 mesures pour agir contre les fraudes" https://www.economie.gouv.fr/agircontrelesfraudes
51. MINISTÈRE DE L'ÉCONOMIE DES FINANCES ET DE LA SOUVERAINETÉ INDUSTRIELLE ET NUMÉRIQUE "Les 35 mesures du plan de lutte contre la fraude fiscale, sociale et douanière" https://www.economie.gouv.fr/35-mesures-plan-lutte-fraude-fiscale-sociale-douaniere
52. Ministère des Solidarités et des Familles "Allocation de solidarité aux personnes âgées" https://solidarites.gouv.fr/allocation-de-solidarite-aux-personnes-agees
53. Ministère des Solidarités et des Familles "L'allocation personnalisée d'autonomie（APA）" https://solidarites.gouv.fr/lallocation-personnalisee-dautonomie-apa

54. Ministère du Travail "Parcours Emploi Compétences （PEC）" https://travail-emploi.gouv.fr/emploi-et-insertion/parcours-emploi-competences/pec
55. MINISTÈRE DU TRAVAIL DE LA SANTÉ ET DES SOLIDARITÉS "Aide à la garde d’enfants pour parents isolés （AGEPI）" https://travail-emploi.gouv.fr/emploi-et-insertion/indemnisation/article/aide-a-la-garde-d-enfants-pour-parents-isoles-agepi
56. MINISTÈRE DU TRAVAIL DE LA SANTÉ ET DES SOLIDARITÉS "Allocation d’aide au retour à l’emploi （ARE）" https://travail-emploi.gouv.fr/emploi-et-insertion/indemnisation/article/allocation-d-aide-au-retour-a-l-emploi-are
57. Ministère du Travail, du Plein emploi et de l'Insertion "Nouvelles règles d’assurance chômage" https://travail-emploi.gouv.fr/le-ministere-en-action/nouvelles-regles-d-assurance-chomage/
58. Ministère du Travail, du Plein emploi et de l'Insertion "Assurance chômage : la réforme est entrée intégralement en vigueur au 1er octobre 2021" https://travail-emploi.gouv.fr/actualites/l-actualite-du-ministere/article/assurance-chomage-la-reforme-est-entree-integralement-en-vigueur-au-1er-octobre
59. Ministre du Travail, de la Santé et des Solidarités "Allocation de veuvage" https://solidarites.gouv.fr/allocation-de-veuvage
60. Ministre du Travail, de la Santé et des Solidarités "Le Pacte des solidarités : lutter contre la pauvreté à la racine" https://solidarites.gouv.fr/le-pacte-des-solidarites-lutter-contre-la-pauvrete-la-racine
61. Ministre du Travail, de la Santé et des Solidarités "Accompagner les jeunes - Plan 1 jeune, 1 solution" https://travail-emploi.gouv.fr/le-ministere-en-action/relance-activite/plan-1jeune-1solution
62. Ministre du Travail, de la Santé et des Solidarités "Solidarité face à la crise : l’aide exceptionnelle de solidarité versée à plus de quatre millions de foyers modestes et à 560 000 jeunes en difficultés" https://solidarites.gouv.fr/solidarite-face-la-crise-laide-exceptionnelle-de-solidarite-versee-plus-de-quatre-millions-de
63. Mon parcours handicap "2022: quels changements dans le champ du handicap?" https://www.monparcourshandicap.gouv.fr/actualite/2022-quels-changements-dans-le-champ-du-handicap
64. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "L’allocation de logement familiale （ALF）" https://www.monparcourshandicap.gouv.fr/logement-et-hebergement/lallocation-de-logement-familiale-alf
65. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation veuvage" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F744
66. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Aide personnalisée au logement （APL）” https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F12006
67. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation de base de la Paje versée à la naissance d'un enfant" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2552
68. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation de logement familiale （ALF）" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13132
69. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation de rentrée scolaire （ARS）" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1878
70. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation personnalisée d'autonomie （Apa）” https://

www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F10009
71. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Code de la sécurité sociale" https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006073189/LEGISCTA000006126885/#LEGISCTA000006126885
72. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile" https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGIARTI000042775814/2021-05-01
73. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "En quoi consiste l'allocation pour demandeur d'asile （Ada） ?" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F33314
74. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Handicap : allocations （AAH, AEEH） et aides" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N1223
75. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Handicap : peut-on cumuler la PCH avec d'autres allocations?" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14764
76. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "L’allocation de logement sociale （ALS） " https://www.monparcourshandicap.gouv.fr/logement-et-hebergement/lallocation-de-logement-sociale-als
77. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "La Prime d'activité" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2882
78. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Prestation d'accueil du jeune enfant （Paje） : prime à la naissance" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2550
79. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Prime d'activité" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N31477
80. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Quelles sont les ressources prises en compte pour le calcul des droits au RSA ?" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F24585
81. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Quels sont les contrats aidés qui existent aujourd'hui ? " https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F12006
82. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Revenu de solidarité active （RSA） " https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N19775
83. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "RSA demandeur de 25 ans et plus" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N19775
84. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE ”Allocation de logement sociale （ALS） ” https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1280
85. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Aide à la garde d'enfants pour parent isolé （Agepi） au chômage） " https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1814
86. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation aux adultes handicapés （AAH） " https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1224
87. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation chômage d'aide au retour à l'emploi （ARE） d'un salarié du privé" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14860
88. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation de solidarité aux personnes âgées （Aspa） " https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16871
89. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation de solidarité spécifique （ASS） " https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F12484
90. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation de soutien familial （ASF） : parents séparés

" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F815
91. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation journalière de présence parentale （AJPP）" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F15132
92. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation personnalisée d'autonomie （Apa）" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F10009
93. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocation supplémentaire d'invalidité （Asi）" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16940
94. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Allocations familiales （famille de 2 enfants ou plus）" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13213
95. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Complément de libre choix du mode de garde （CMG） " https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N156
96. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Complémentaire santé solidaire （ex-CMU-C） "https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F10027
97. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Famille de 3 enfants et plus : complément familial" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13214
98. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Handicap : peut-on cumuler la PCH avec d'autres allocations ? " https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14764
99. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "L’aide personnalisée au logement （APL） " https://www.monparcourshandicap.gouv.fr/logement-et-hebergement/laide-personnalisee-au-logement-apl
100. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Loi du 26 décembre 2023 de financement de la sécurité sociale pour 2024" https://www.vie-publique.fr/loi/291211-plfss-2024-loi-de-financement-de-la-securite-sociale
101. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Minima sociaux : baisse de 3,4% du nombre de bénéficiaires en 2021" https://www.vie-publique.fr/en-bref/287440-recul-du-nombre-dallocataires-de-minima-sociaux-en-2021
102. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Nombre de bénéficiaires de l'ASV ou de l'ASPA" https://www.data.gouv.fr/fr/datasets/nombre-de-beneficiaires-de-lasv-ou-de-laspa/
103. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Pension d'invalidité de la Sécurité sociale" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F672
104. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Peut-on cumuler le RSA avec d'autres aides sociales （ASS ou Aspa） ?" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F11014
105. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Prestation d'accueil du jeune enfant （Paje） : prime à l'adoption" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13220
106. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Prestation partagée d'éducation de l'enfant （PreParE） " https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F32485?trk=public_post_comment-text
107. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Prime de déménagement" https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2008
108. RÉPUBLIQUE FRANÇAISE "Protection sociale" https://www.vie-publique.fr/fiches/protection-sociale
109. Retraitexpertise "Impact de la réforme des retraites de 2023 sur l'ASPA : ce que vous devez savoir" https://www.retraitexpertise.com/details-impact+de+la+reforme+des+retraites+de+2023+sur+l+aspa+ce+que+vous+devez+savoir-219.html

110. TSMF "AER, ATS, PTS: conditions, montant et versement" https://www.toutsurmesfinances.com/retraite/aer-ats-pts-conditions-et-montant-et-versement.html
111. TSMF "Allocation veuvage 2024 : conditions, montant et versement" https://www.toutsurmesfinances.com/argent/a/allocation-veuvage-conditions-montant-et-versement
112. UMVIE "RSA pour 1 personne : le montant en 2021 et les critères d'attribution" https://umvie.com/rsa-pour-1-personne-le-montant-en-2021-et-les-criteres-dattribution/
113. Unedic "Allocation d'aide au retour à l'emploi （ARE）" https://www.unedic.org/la-reglementation/fiches-thematiques/allocation-d-aide-au-retour-a-l-emploi-are
114. Unedic "Les indicateurs de l'Assurance chômage - septembre 2023" https://www.unedic.org/publications/les-indicateurs-de-lassurance-chomage-septembre-2023
115. Vie Publique "Mission relative à la gestion du Service de l'Allocation de solidarité aux personnes âgées （SASPA）" https://www.vie-publique.fr/rapport/273233-la-gestion-du-service-de-l-allocation-de-solidarite-aux-personnes-agees

ドイツ

（文献）

1. 内閣府『日本、フランス、ドイツにおける失業保険制度について①』,2022
2. 松本勝明『外国人に対する社会保障―ドイツにおける基本的考え方―』社会関係研究 25(2), 27-48, 2020
3. 森周子『ドイツにおける低所得者向け住宅政策の現状と課題―社会住宅助成と住宅手当に着目して―』IPSS Working Paper Series （J） No.23,国立社会保障・人口問題研究所, 2020
4. 国立国会図書館財政金融課『調査と情報第 678 号 諸外国の給付付き税額控除の概要』調査と情報－ISSUE BRIEF－,国立国会図書館,2010
5. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales. （2024）. Geringfügige Beschäftigung und Beschäftigung im Übergangsbereich
6. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales. （2024）. Sozialhilfe und Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung
7. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales. （2023）. Bürgergeld – Grundsicherung für Arbeitsuchende
8. Bundesministerium für Gesundheit. （2023）. Zahlen und Fakten zur Pflegeversicherung
9. Bundesministerium der Finanzen. （2022）. Bericht über die Höhe des steuerfrei zu stellenden Existenzminimums von Erwachsenen und Kindern für das Jahr 2024 （14. Existenzminimumbericht）
10. Deutscher Bundestag. （2022）. Unterrichtung durch die Bundesregierung Bericht über die Höhe des steuerfrei zu stellenden Existenzminimums von Erwachsenen und Kindern für das Jahr 2024 （14. Existenzminimumbericht）
11. Deutscher Bundestag. （2022）. Verknüpfung von Steuern und Sozialleistungen in den Mitgliedstaaten der OECD – Negative Einkommensteuer, Steuergutschriften, bedingungsloses Grundeinkommen
12. Bundesministerium für Arbeit und Soziales. （2021）. Lebenslagen in Deutschland Der Sechste Armuts- und Reichtumsbericht der Bundesregierung
13. Bundesministeriums für Arbeit und Soziales. （2021）. Sozialbericht 2021
14. Bundesministeriums für Arbeit und Soziales. （2021）. SOZIALE SICHERUNG IM ÜBERBLICK
15. Bundesministerium der Finanzen. （2020）. Zentrale Aussagen aus dem 13. Existenzminimumbericht
16. Deutscher Bundestag. （2010）. Drucksache 17/4095 Bericht des Ausschusses für Arbeit und Soziales (11. Ausschuss)

（web サイト）

1. 独立行政法人労働政策研究・研修機構「2024 年の労働分野における主な法改正」https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2024/02/germany_01.html
2. 独立行政法人労働政策研究・研修機構『「ハルツ IV」から「市民手当」へ』 https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2022/12/germany_01.html#up_01
3. Ausbildung.de "Berufsausbildungsbeihilfe （BAB）: So bekommst du den finanziellen Zuschuss" https://www.ausbildung.de/ratgeber/finanzielle-unterstuetzung-ausbildung/berufsausbildungsbeihilfe/

4. Bundeskriminalamt "SOLBE" https://bundeskriminalamt.at/310/start.aspx
5. Bundesministerium der Finanzen "Das ändert sich 2023" https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Steuern/das-aendert-sich-2023.
6. Busdesministerium der Justiz, "Sozialgesetzbuch （SGB） Zwölftes Buch （XII） - Sozialhilfe - （Artikel 1 des Gesetzes vom 27. Dezember 2003, BGBl. I S. 3022）" https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_12/BJNR302300003.html
7. Bundesministerium der Justiz "Sozialgesetzbuch （SGB） Drittes Buch （III） - Arbeitsförderung - （Artikel 1 des Gesetzes vom 24. März 1997, BGBl. I S. 594）" https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/BJNR059500997.html#BJNR059500997BJNG057600308
8. Bundesministeriums für Arbeit "Arbeitslosengeld: Anspruch, Höhe, Dauer" https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-arbeit-finden/arbeitslosengeld/finanzielle-hilfen/arbeitslosengeld-anspruch-hoehe-dauer
9. Bundesministeriums für Arbeit "Arbeitslosengeld: Einkommen und Vermögen" https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-arbeit-finden/arbeitslosengeld/finanzielle-hilfen/einkommen-vermoegen-arbeitslosengeld
10. Bundesministeriums für Arbeit "Arbeitslos melden und Arbeitslosengeld beantragen" https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-melden/
11. Bundesministeriums für Arbeit "Bürgergeld: Antrag und Bescheid" https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-arbeit-finden/buergergeld/finanziell-absichern/antrag-bescheid#nachweise
12. Bundesministeriums für Arbeit "Bürgergeld: Auszahlung und Dauer" https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-arbeit-finden/buergergeld/finanziell-absichern/auszahlung-dauer
13. Bundesministeriums für Arbeit "Bürgergeld: Voraussetzungen, Einkommen und Vermögen" https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-arbeit-finden/buergergeld/finanziell-absichern/voraussetzungen-einkommen-vermoegen
14. Bundesministeriums für Arbeit “Ein-Euro-Job” https://www.arbeitsagentur.de/lexikon/ein-euro-jobs
15. Bundesministeriums für Arbeit "Einstiegsgeld für eine Beschäftigung" https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-arbeit-finden/buergergeld/arbeit-finden/einstiegsgeld-fuer-eine-beschaeftigung
16. Bundesministeriums für Arbeit "Gründungszuschuss beantragen" https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-arbeit-finden/arbeitslosengeld/gruendungszuschuss-beantragen
17. Bundesministeriums für Arbeit "Leistungen und Bedarfe im Bürgergeld" https://www.bmas.de/DE/Arbeit/Grundsicherung-Buergergeld/Leistungen-und-Bedarfe-im-Buergergeld/leistungen-und-bedarfe-im-buergergeld.html#doc5790d24f-5902-41f7-ab75-d31bf87ea183bodyText2
18. Bundesministeriums für Arbeit "Saison-Kurzarbeitergeld" https://www.arbeitsagentur.de/unternehmen/finanziell/kurzarbeitergeldformen/saison-kurzarbeitergeld
19. Bundesministeriums für Arbeit "Wintergeld beantragen" https://www.arbeitsagentur.de/unternehmen/finanziell/wintergeld-beantragen

20. Bundesministerium für Arbeit und Soziales "Alle Indikatoren 2021 Excel" https://www.armuts-und-reichtumsbericht.de/SharedDocs/Downloads/Alle-Indikatoren/Alle-Indikatoren-Excel-2021.xlsx?__blob=publicationFile&v=3
21. Bundesministerium für Arbeit und Soziales "Alle Indikatoren 2019 Excel" https://www.armuts-und-reichtumsbericht.de/SharedDocs/Downloads/Alle-Indikatoren/Alle-Indikatoren-Excel-2019.xlsx?__blob=publicationFile&v=3
22. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales "Allgemeines zur Sozialhilfe" https://www.bmas.de/DE/Soziales/Sozialhilfe/sozialhilfe-art.html
23. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales "Das ändert sich im neuen Jahr" https://www.bmas.de/DE/Service/Presse/Pressemitteilungen/2023/das-aendert-sich-im-jahr-2024.html#docb5965924-11dc-43a7-987d-78a06ea7c95ebodyText1
24. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales "Daten zur Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung" https://www.bmas.de/DE/Soziales/Sozialhilfe/Grundsicherung-im-Alter-und-bei-Erwerbsminderung/daten-zur-grundsicherung-im-alter-und-bei-erwerbsminderung.html
25. Bundesministerium für Arbeit und Soziales "Der 6. ARB" https://www.armuts-und-reichtumsbericht.de/DE/Bericht/Bisherige-Berichte/Der-sechste-Bericht/sechster-bericht.html
26. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales "Eingliederungszuschuss" https://www.bmas.de/DE/Arbeit/Arbeitsfoerderung/Foerderung-der-Erwerbstaetigkeit/eingliederungszuschuss.html
27. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales "Geringfügige Beschäftigung" https://www.bmas.de/DE/Soziales/Sozialversicherung/Geringfuegige-Beschaeftigung/geringfuegige-beschaeftigung.html
28. Bundesministerium für Arbeit und Soziales "Grundsätze der Sozialhilfe" https://www.bmas.de/DE/Soziales/Sozialhilfe/Grundsaetze-der-Sozialhilfe/grundsaetze-der-sozialhilfe.html
29. Bundesministeriums für Arbeit und Soziales "Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung" https://www.bmas.de/DE/Soziales/Sozialhilfe/Grundsicherung-im-Alter-und-bei-Erwerbsminderung/grundsicherung-im-alter-und-bei-erwerbsminderung.html
30. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales "Höhere Regelbedarfe in der Sozialhilfe und beim Bürgergeld" https://www.bmas.de/DE/Service/Presse/Pressemitteilungen/2023/hoehere-regelbedarfe-in-der-sozialhilfe-und-beim-buergergeld.html#:~:text=Fortschreibung%20erfolgt%20gem%C3%A4%C3%9F%20gesetzlicher%20Vorgaben,%22%20（RBSFV%202024）%20gebilligt.
31. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales "Methodik der Regelbedarfsermittlung – Fragen und Antworten" https://www.bmas.de/DE/Soziales/Sozialhilfe/faq-sozialhilfe-regelbedarfsermittlung.html#pm-5-Ausgaben-ermittlung
32. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales "Midi-Jobs" https://www.bmas.de/DE/Soziales/Sozialversicherung/Geringfuegige-Beschaeftigung/midi-jobs.html
33. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales "Mini-Jobs" https://www.bmas.de/DE/Soziales/Sozialversicherung/Geringfuegige-Beschaeftigung/mini-jobs.html
34. Bundesministerium für Arbeit und Soziales "Open Data" https://www.armuts-und-

reichtumsbericht.de/DE/Service/Open-Data/opendata.html
35. Bundesministerium für Arbeit und Soziales "Überblick zur Unfallversicherung" https://www.bmas.de/DE/Soziales/Gesetzliche-Unfallversicherung/Unfallversicherung-im-Ueberblick/unfallversicherung-im-ueberblick.html
36. Bundesministerium fur Arbeit und Soziales "Socialhlife" https://www.bmas.de/DE/Soziales/Sozialhilfe/sozialhilfe.html
37. Bundesministeriums für Arbeit und Soziales "Sozialschutz-Paket I" https://www.bmas.de/DE/Service/Gesetze-und-Gesetzesvorhaben/sozialschutz-paket.html
38. Bundesministeriums für Arbeit und Soziales "Sozialschutz-Paket Ⅱ" https://www.bmas.de/DE/Service/Gesetze-und-Gesetzesvorhaben/sozialschutz-paket2.html
39. Bundesministeriums für Arbeit und Soziales "Sozialschutz-Paket III" https://www.bmas.de/DE/Service/Gesetze-und-Gesetzesvorhaben/sozialschutz-paket3.html
40. Bundesministeriums für Arbeit und Soziales "Vereinfachter Zugang zur Grundsicherung （SGB II / SGB XII） wird verlängert" https://www.bmas.de/DE/Service/Presse/Pressemitteilungen/2022/vereinfachter-zugang-zur-grundsicherung-wird-verlaengert.html
41. Bundesministeriums für Arbeit und Soziales "Wir stärken den Sozialstaat in der Pandemie" https://www.bmas.de/DE/Service/Presse/Pressemitteilungen/2021/wir-staerken-den-sozialstaat-in-der-pandemie.html
42. Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend "300.000 zusätzliche Kinder und Jugendliche bekommen Unterhaltsvorschuss" https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/300-000-zusaetzliche-kinder-und-jugendliche-bekommen-unterhaltsvorschuss--127804
43. Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend "Elterngeld" https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/elterngeld/elterngeld-73752
44. Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend "Unterhaltsvorschuss" https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/unterhaltsvorschuss/unterhaltsvorschuss-73558
45. Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend "Unterhaltsvorschuss" https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/unterhaltsvorschuss
46. Bundesministerium für Gesundheit "Beiträge" https://www.bundesgesundheitsministerium.de/beitraege
47. Bundesministerium für Gesundheit "Die Leistungen der Pflegeversicherung im Überblick" https://www.bundesgesundheitsministerium.de/themen/pflege/online-ratgeber-pflege/leistungen-der-pflegeversicherung/leistungen-im-ueberblick/
48. Bundesministerium für Gesundheit "Die Pflegeversicherung" https://www.bundesgesundheitsministerium.de/themen/pflege/online-ratgeber-pflege/die-pflegeversicherung/
49. Bundesministerium für Gesundheit "Finanzierung der sozialen Pflegeversicherung" https://www.bundesgesundheitsministerium.de/themen/pflege/online-ratgeber-pflege/die-pflegeversicherung/finanzierung/
50. Bundesministerium für Gesundheit "Gesetzliche Krankenversicherung （GKV）" https://www.bundesgesundheitsministerium.de/gkv/

51. Bundesministerium für Gesundheit "Pflegebedürftig - was nun?" https://www.bundesgesundheitsministerium.de/themen/pflege/online-ratgeber-pflege/pflegebeduerftig-was-nun.html
52. Bundesministerium für Gesundheit "Pflegeversicherung, Zahlen und Fakten" https://www.bundesgesundheitsministerium.de/themen/pflege/pflegeversicherung-zahlen-und-fakten.html
53. Bundesministerium für Gesundheit "Versicherte in der gesetzlichen Krankenversicherung" https://www.bundesgesundheitsministerium.de/gesetzlich-versicherte/
54. Bundesamt für Migration und Flüchtlinge "Das Förderprogramm" https://www.bamf.de/DE/Themen/Integration/TraegerLehrFachkraefte/TraegerProjektfoerderung/IntegrationQualifizierung/Foerderprogramm/foerderprogramm-node.html
55. Bundesamt für Migration und Flüchtlinge "Zahlen, Daten und Fakten" https://www.bamf.de/DE/Themen/Integration/TraegerLehrFachkraefte/TraegerProjektfoerderung/IntegrationQualifizierung/ZahlenDatenFakten/zahlen-daten-fakten-node.html
56. Bundesamt für Migration und Flüchtlinge "Zuständige Aufnahmeeinrichtung" https://www.bamf.de/DE/Themen/AsylFluechtlingsschutz/AblaufAsylverfahrens/Aufnahmeeinrichtung/aufnahmeeinrichtung-node.html#a_283148_0
57. Bundeszentrale für Politische Bildung "Arbeitslosenversicherung" https://www.bpb.de/kurz-knapp/lexika/lexikon-der-wirtschaft/18674/arbeitslosenversicherung/
58. Bundeszentrale für Politische Bildung "Leistungen im Überblick" https://www.bpb.de/themen/soziale-lage/rentenpolitik/289552/leistungen-im-ueberblick/#:~:text=Das%20gesetzlich%20vorgeschriebene%20Leistungsspektrum%20der,Information%20f%C3%BCr%20Versicherte%20und%20Betriebe
59. Bundeszentrale für Politische Bildung "Soziale Sicherung" https://www.bpb.de/kurz-knapp/lexika/politiklexikon/18226/soziale-sicherung/
60. Bundeszentrale für Politische Bildung "Sozialversicherung" https://www.bpb.de/kurz-knapp/lexika/lexikon-der-wirtschaft/20660/sozialversicherung/#:~:text=Zur%20Sozialversicherung%20geh%C3%B6ren%3A%20Krankenversicherung%2C%20Pflegeversicherung,das%20Sozialgesetzbuch%20（siehe%20dort）
61. Bundesministerium für Wohnen, Stadtentwicklung und Bauwesen "Wohngeld" https://www.bmwsb.bund.de/Webs/BMWSB/DE/themen/stadt-wohnen/wohnraumfoerderung/wohngeld/wohngeld-node.html
62. Bundesministerium für Wohnen, Stadtentwicklung und Bauwesen "Wohngeld-Plus – Reform" https://www.bmwsb.bund.de/SharedDocs/topthemen/Webs/BMWSB/DE/wohngeld-plus/wohngeld-plus-artikel.html;jsessionid=50774A82E6C726C83A7866926954CD0C.live892
63. Buzer.de "Änderung § 28a SGB XII vom 01.01.2023" https://www.buzer.de/gesetz/3415/al170667-0.htm
64. Deutsche Rentenversicherung "Die Grundsicherung für Bedürftige" https://www.deutsche-rentenversicherung.de/DRV/DE/Rente/Allgemeine-Informationen/Rentenarten-und-Leistungen/Grundsicherung/grundsicherung_node.html
65. Die Bundesregierung "Mehr Wohngeld für zwei Millionen Haushalte" https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/wohngeldreform-2130068
66. Die Bundesregierung "Regelsätze steigen 2024 deutlich" https://www.bundesregie

rung.de/breg-de/themen/arbeit-und-soziales/regelsaetze-erhoehung-2222924
67. European Commission "Germany - Guaranteed minimum resources" https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1111&intPageId=4556&langId=en#:~:text=Application%20forms&text=Subsistence%20income%20support%20at%20old,Allowance%20at%20your%20local%20jobcentre.
68. German Institute for Economic Research （DIW Berlin） "Research Infrastructure 'Socio-Economic Panel （SOEP）'" https://www.diw.de/en/soep
69. Handelsblatt "Wie die Ampel das Haushaltsloch schließen will" https://www.handelsblatt.com/politik/deutschland/koalition-wie-die-ampel-das-haushaltsloch-schliessen-will/100003246.html
70. IAB Forum "Nürnberger Gespräche: Das neue Bürgergeld – Fortschritt oder Rückschritt?" https://www.iab-forum.de/nuernberger-gespraeche-das-neue-buergergeld-fortschritt-oder-rueckschritt/
71. IamExpat "Parental allowance in Germany （Elterngeld）" https://www.iamexpat.de/expat-info/social-security/parental-allowance-germany-elterngeld
72. Industrie und Handelskammer （IHK） Potsdam "Fragen und Antworten zur Einstiegsqualifizierung （EQ） für Arbeitssuchende" https://www.ihk.de/potsdam/aus-und-weiterbildung/ausbildungsplatzsuche2/fragen-und-antworten-eq-2331860
73. IW "„Das Bürgergeld wird zur fast universellen Sozialleistung“" https://www.iwkoeln.de/presse/interviews/das-buergergeld-wird-zur-fast-universellen-sozialleistung.html
74. Krankenkassen "Die gesetzliche Krankenversicherung im Überblick" https://www.krankenkassen.de/gesetzliche-krankenkassen/system-gesetzliche-krankenversicherung/gesetzliche-krankenversicherung-information/
75. Minijob-Zentrale "Quartalsbericht der Minijob-Zentrale 3. Quartal 2023" https://www.minijob-zentrale.de/DE/service/minijob-statistik/Digitaler_Quartalsbericht_/node.html#doc055c1a5d-5f3c-4313-b64b-86fe99083ba8bodyText3
76. Netzwerk Integration durch Qualifizierung "Förderprogramm IQ – Integration durch Qualifizierung" https://www.netzwerk-iq.de/foerderprogramm-iq/programmuebersicht
77. Pflege.de "Pflegeversicherung" https://www.pflege.de/pflegekasse-pflegefinanzierung/pflegeversicherung/
78. Pflegeberatung.de "Leistungen der Pflegeversicherung" https://www.pflegeberatung.de/pflegeanspruch/pflege-finanzieren/leistungen-der-pflegeversicherung
79. Sozialamt Nurnberg "Leistungen der Sozialhilfe" https://www.nuernberg.de/internet/sozialamt/sozialhilfe.html
80. statista "Anzahl der Empfänger von Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung in Deutschland von 2003 bis 2022" https://de.statista.com/statistik/daten/studie/165570/umfrage/empfaenger-von-grundsicherung-in-deutschland/
81. statista "Arbeitslosenquote in Deutschland im Jahresdurchschnitt von 2005 bis 2023" https://de.statista.com/statistik/daten/studie/1224/umfrage/arbeitslosenquote-in-deutschland-seit-1995/
82. statista "Erwerbsfähige Leistungsempfänger von Arbeitslosengeld II von 2015 bis 2022 und von Bürgergeld im Jahr 2023" https://de.statista.com/statistik/daten/st

udie/1396/umfrage/leistungsempfaenger-von-arbeitslosengeld-ii-jahresdurchschnittswerte/
83. statista "Leistungsempfänger von Arbeitslosengeld I bei Arbeitslosigkeit im Jahresdurchschnitt von 2005 bis 2023" https://de.statista.com/statistik/daten/studie/1377/umfrage/leistungsempfaenger-von-arbeitslosengeld-jahresdurchschnittswerte/
84. statista "Rentenanpassungen¹ der Bundesregierung für West- und Ostdeutschland in den Jahren von 1995 bis 2023" https://de.statista.com/statistik/daten/studie/4806/umfrage/rentenanpassungen-der-bundesregierung-seit-1999/
85. Statistik Berlin Brandenburg “2022, jährlich Sozialhilfe in Berlin und Brandenburg – Hilfe zum Lebensunterhalt” https://www.statistik-berlin-brandenburg.de/k-i-2-j
86. Statistisches Bundesamt （Destatis） "Asylbewerberleistungen" https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Soziales/Asylbewerberleistungen/_inhalt.html#_zd52zcerh
87. Statistisches Bundesamt（Destatis） "Ausgaben und Einnahmen der Sozialhilfe nach dem SGB XII" https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Soziales/Sozialhilfe/Tabellen/ausgaben-einnahmen-t02-nettoausgaben-insg-hilfearten-ilj-zv.html
88. Statistisches Bundesamt （Destatis） "Duale Berufsausbildung: Zahl neuer Ausbildungsverträge im Jahr 2022 leicht gestiegen" https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2023/04/PD23_144_212.html
89. Statistisches Bundesamt （Destatis） "Eltern- und Kindergeld" https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Soziales/Elterngeld/_inhalt.html#
90. Statistisches Bundesamt （Destatis） "Erhebung über Einkommen und Lebens−bedingungen （EU-SILC）" https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Einkommen-Konsum-Lebensbedingungen/Lebensbedingungen-Armutsgefaehrdung/Methoden/EU-SILC.html
91. Statistisches Bundesamt （Destatis） "Einkommens- und Verbrauchsstichprobe （EVS）" https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Einkommen-Konsum-Lebensbedingungen/Einkommen-Einnahmen-Ausgaben/Methoden/einkommens-verbrauchsstichprobe.html
92. Statistisches Bundesamt （Destatis） "Number of recipients of basic security benefits in old age and in cases of reduced earning capacity up by 6.0% at the end of 2022" https://www.destatis.de/EN/Press/2023/04/PE23_138_228.html
93. Statistisches Bundesamt （Destatis） "Social Staistics - Public assitance" https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Social-Statistics/Public-Assistance/_node.html
94. Statistisches Bundesamt （Destatis） "Public assistance expenditure up 6.5% in 2021" https://www.destatis.de/EN/Press/2022/08/PE22_354_221.html
95. Statistisches Bundesamt （Destatis） "Was ist der Mikrozensus?" https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Bevoelkerung/Haushalte-Familien/Methoden/mikrozensus.html
96. Tagesschau "Einigung mit Folgeschmerzen" https://www.tagesschau.de/inland/haushalt-einigung-scholz-habeck-lindner-100.html
97. Tagesschau "Geplante Verschärfung soll befristet werden" https://www.tagesscha

u.de/inland/innenpolitik/buergergeld-sanktionen-102.html
98. Tagesschau "Heil will an Bürgergeld-Erhöhung nicht rütteln" https://www.tagesschau.de/inland/innenpolitik/buergergeld-warnung-einsparung-100.html
99. Tagesschau "Zwischen Sparzwang und Zeitnot" https://www.tagesschau.de/inland/innenpolitik/haushalt-sparen-parteien-100.html
100. Wirtschafts- und Sozialwissenschaftliches Institut "Verteilungsbericht 2020" https://www.wsi.de/de/faust-detail.htm?sync_id=HBS-007903
101. zdfheute "Sozialbetrug: Welche Strafen drohen mir?" https://www.zdf.de/nachrichten/wirtschaft/sozialbetrug-clans-ausmass-100.html

スウェーデン

（文献）

1. 佐藤晴彦『各国の社会保障制度から得られた少子高齢化時代の社会保障改革への示唆』,2023，平成国際大学法政学会，平成国際大学論集 （27），pp.155-181
2. 福島淑彦『スウェーデンにおける再就職支援』日本労働研究雑誌，2019
3. 独立行政法人労働政策研究・研修機構『北欧の公共職業訓練制度と実態』JILPT 資料シリーズ No.176,2016
4. Arbetsformedlingen. （2023）. Arbetsförmedlingens årsredovisning 2022
5. Försäkringskassan. （2023）. Socialförsäkringen
6. Försäkringskassan. （2023）. Socialförsäkringen i siffror 2023
7. Sverige Socialstyrelsen. （2023）. Metodbeskrivning 2023 öppna jämförelser
8. Sverige Socialstyrelsen. （2023）. Statistik om ekonomiskt bistånd 2022
9. European Commission. （2023）. In-Depth Review 2023 Sweden
10. Regeringskansliet. （2022）. Coronapandemin, arbetsinkomsterna och välfärdssystemets skyddsgrad
11. Sverige Socialstyrelsen. （2022）. Öppna jämförelser 2022 – Ekonomiskt bistånd
12. Sverige Socialstyrelsen. （2022）. Riksnormen för försörjningsstöd 2023
13. Sweden Democrats,Moderate Party,Christian Democrats,Liberals. （2022）. Tidöavtalet:Överenskommelse för Sverige
14. Sverige Socialstyrelsen. （2021）. Ekonomiskt bistånd Handbok för socialtjänsten
15. Sveriges Riksbank. （2021）. Ekonomiska kommentarer
16. Sverige Socialstyrelsen. （2021）. Riksnormen för ekonomiskt bistånd 2006–2022
17. Sverige Socialstyrelsen. （2021）. Riksnormen för försörjningsstöd 2022
18. Paula Blomqvist, Joakim Palme. （2020）. Universalism in Welfare Policy: The Swedish Case beyond 1990, Social Inclusion 2020, Volume 8, Issue 1, pp.114–123
19. Stockholms Stad. （2020）. Tidigt stöd för att minska långvarigt behov av försörjningsstöd
20. Institutet för arbetsmarknads- och utbildningspolitisk utvärdering. （2017）. Den svenska arbetsmarknaden och dess utmaningar
21. Sverige Socialstyrelsen. （2006）. FAQs about Social Service

（web サイト）

1. Arbetsformedlingen "Ersättning från a-kassa" https://arbetsformedlingen.se/for-arbetssokande/arbetslos---vad-hander-nu/ersattning-fran-a-kassa
2. Arbetsformedlingen "Jobb- och utvecklingsgarantin" https://arbetsformedlingen.se/for-arbetssokande/extra-stod/stod-a-o/jobb--och-utvecklingsgarantin
3. Arbetsformedlingen "Reporting activities" https://arbetsformedlingen.se/other-languages/english-engelska/unemployed---what-happens-now/report-activities
4. Arbetsformedlingen "Starta eget, stöd till start av näringsverksamhet" https://arbetsformedlingen.se/for-arbetssokande/extra-stod/stod-a-o/starta-eget-stod-till-start-av-naringsverksamhet
5. Arbetsformedlingen "What is required in order to receive compensation from the unemployment insurance fund?" https://arbetsformedlingen.se/other-languages/english-engelska/unemployed---what-happens-now/unemployment-benefi

6. Arbetsformedlingen "Your rights and obligations" https://arbetsformedlingen.se/other-languages/english-engelska/unemployed---what-happens-now/your-rights-and-obligations
7. Arbetsloshetsrapporten2023 "ERSÄTTNING OCH A-KASSA" https://arbetsloshetsrapporten.se/ersattning-akassa/
8. ekonomifakta "Flyktinginvandring" https://www.ekonomifakta.se/Fakta/Arbetsmarknad/Integration/Flyktinginvandring/
9. Försäkringskassan "Aktivitetsersättning vid förlängd skolgång" https://www.forsakringskassan.se/privatperson/funktionsnedsattning/aktivitetsersattning/aktivitetsersattning-vid-forlangd-skolgang
10. Försäkringskassan “Aktivitetsersättning vid nedsatt arbetsförmåga för dig under 30 år” https://www.forsakringskassan.se/privatperson/funktionsnedsattning/aktivitetsersattning/aktivitetsersattning-vid-nedsatt-arbetsformaga-for-dig-under-30-ar
11. Försäkringskassan "Aktuella belopp" https://www.forsakringskassan.se/privatperson/e-tjanster-blanketter-och-informationsmaterial/aktuella-belopp
12. Försäkringskassan "Antal personer som har fått sjuk- och rehabiliteringspenning" https://www.forsakringskassan.se/statistik-och-analys/statistikdatabas#!/sjuk/sjp-antal-mottagare-nettodagar-belopp/SJPMottagareBeloppDagarLan
13. Försäkringskassan "Antal personer som har fått aktivitets- och sjukersättning" https://www.forsakringskassan.se/statistik-och-analys/statistikdatabas#!/sjuk/sa-bestand-manad/SAbestandmanadalder
14. Försäkringskassan "Bostadsbidrag till unga （under 29 år） " https://www.forsakringskassan.se/privatperson/arbetssokande/bostadsbidrag/bostadsbidrag-till-unga-under-29-ar
15. Försäkringskassan "Ersättning för dig som deltar i etablerings−programmet hos Arbetsförmedlingen" https://www.forsakringskassan.se/privatperson/arbetssokande/ersattning-for-dig-som-deltar-i-etableringsprogrammet-hos-arbetsformedlingen
16. Försäkringskassan "Föräldraförsäkringens historia” https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/foraldraforsakringens-historia
17. Försäkringskassan "Housing allowance for families with children" https://www.forsakringskassan.se/english/parents/housing-allowance-for-families-with-children
18. Försäkringskassan "Sjukersättning" https://www.forsakringskassan.se/privatperson/sjuk/funktionsnedsattning-eller-langvarig-sjukdom/sjukersattning
19. Försäkringskassan "Sjukpenning för anställda" https://www.forsakringskassan.se/privatperson/sjuk/anstalld/sjukpenning-for-anstallda
20. Försäkringskassan "Social Insurance System" https://www.forsakringskassan.se/english/moving-to-working-studying-or-newly-arrived-in-sweden/social-insurance-system
21. Försäkringskassan “Statistik inom området barn och familj – bostadsbidrag" https://www.forsakringskassan.se/statistik-och-analys/barn-och-familj/statistik-inom-omradet-barn-och-familj---bostadsbidrag
22. Försäkringskassan "Våra yrkesroller" https://www.forsakringskassan.se/om-forsakringskassan/jobba-hos-oss/jobba-pa-forsakringskassan/vara-yrkesroller
23. Försäkringskassan "Vilka får aktivitetsersättning och sjukersättning" https://www.f

orsakringskassan.se/statistik-och-analys/sjuk/statistik-inom-omradet-sjuk---aktivitetsersattning-sjukersattning-och-bostadstillagg/vilka-far-aktivitetsersattning-och-sjukersattning#:~:text=Garantiers%C3%A4ttning%20f%C3%A5r%20personer%20med%20inga,%2C%20motsvarande%202%2C73%20prisbasbelopp.

24. Government Offices of Sweden "Social Services" https://www.government.se/government-policy/social-services/
25. Lagboken.se ”Socialtjänstlag （2001:453）" https://www.lagboken.se/Lagboken/start/socialratt/socialtjanstlag-2001453/d_887-socialtjanstlag-2001_453
26. Migration Info. "Etableringsersättning" https://www.migrationsinfo.se/arbetsmarknad/etableringsreformen/etableringsersattningen/
27. Migration Info. "Etableringsprogrammet" https://www.migrationsinfo.se/arbetsmarknad/etableringsreformen/
28. Migrationverket “Nordic citizens living in Sweden” https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/EU-EEA-citizens/Nordic-citizen.html
29. Nordic Co-operation "Housing allowance in Sweden" https://www.norden.org/en/info-norden/housing-allowance-sweden
30. Nordic Co-operation "Social assistance in Sweden" https://www.norden.org/en/info-norden/social-assistance-sweden
31. Nordic Co-operation "State of the Nordic Region 2020" https://www.norden.org/en/nordicregion2020
32. Nordic Co-operation "Work permits and residence permits in Sweden" https://www.norden.org/en/info-norden/work-permits-and-residence-permits-sweden
33. Nordiskt samarbete ”Svensk arbetslöshetsersättning” https://www.norden.org/sv/info-norden/svensk-arbetsloshetsersattning
34. Pensions Myndigheten "Ett nytt pensionssystem" https://www.pensionsmyndigheten.se/statistik-och-rapporter/rapporter/ett-nytt-pensionssystem
35. Pensions Myndigheten "Guarantee pension – if you have had a low income" https://www.pensionsmyndigheten.se/other-languages/english-engelska/english-engelska/guaranteed-pension-for-those-with-low-income
36. Pensions Myndigheten "Inkomstpensionen och premiepensionen:Värdeutveckling och utbetalningar 2022" https://www.pensionsmyndigheten.se/statistik/publikationer/Inkomstpensionen-och-premiepensionen-2022/
37. Pensions Myndigheten "Inkomstpensionstillägg" https://www.pensionsmyndigheten.se/forsta-din-pension/sa-fungerar-pensionen/inkomstpensionstillagg
38. Pensions Myndigheten "National public pension and other financial support, payments - Translation guide for the Swedish Pension Agency’s statistical database" https://www.pensionsmyndigheten.se/other-languages/english-engelska/english-engelska/official-statistics-of-sweden
39. Pensions Myndigheten "Organisation och vårt uppdrag" https://www.pensionsmyndigheten.se/om-pensionsmyndigheten/vart-uppdrag-och-organisation/organisation-och-vart-uppdrag
40. Pensions Myndigheten “Pensionens alla delar” https://www.pensionsmyndigheten.se/forsta-din-pension/sa-fungerar-pensionen/pensionens-alla-delar
41. Pensions Myndigheten "Så fungerar pensionssystemet - i korthe" https://www.pen

sionsmyndigheten.se/forsta-din-pension/om-pensionssystemet/mer-om-pensionssystemet
42. Pensions Myndigheten “The Swedish pension system” https://www.pensionsmyndigheten.se/other-languages/english-engelska/english-engelska/pension-system-in-sweden
43. Regeringskansliet "Kvalificerad välfärdsbrottslighet – förebygga, förhindra, upptäcka och beivra" https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/statens-offentliga-utredningar/2017/05/sou-201737/
44. Regeringskansliet "Ny reglering på socialförsäkringsområdet ska förhindra felaktiga utbetalningar och bidragsbrott" https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2024/01/ny-reglering-pa-socialforsakringsomradet-ska-forhindra-felaktiga-utbetalningar-och-bidragsbrott/
45. Regeringskansliet "Regeringen banar väg för ny socialtjänstlag" https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2023/09/regeringen-banar-vag-for-ny-socialtjanstlag/
46. Regeringskansliet "Regeringen föreslår en moderniserad föräldraförsäkring" https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2023/09/regeringen-foreslar-en-moderniserad-foraldraforsakring/
47. Regeringskansliet "Regeringen har tagit emot slutbetänkandet från 2021 års bidragsbrottsutredning" https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2023/09/regeringen-har-tagit-emot-slutbetankandet-fran-2021-ars-bidragsbrottsutredning/
48. Regeringskansliet "Regeringen stärker myndigheternas arbete mot bidragsbrottslighet" https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2023/10/regeringen-starker-myndigheternas-arbete-mot-bidragsbrottslighet/
49. Regeringskansliet "Utbetalningsmyndigheten inrättas för att minska fusk och bidragsbrott i välfärdssystemen" https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2022/12/utbetalningsmyndigheten-inrattas-for-att-minska-fusk-och-bidragsbrott-i-valfardssystemen/
50. SCB "Expenditure on social protection decreased in relation to GDP" https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/national-accounts/national-accounts/social-protection-expenditure-and-receipts-in-sweden-and-europe-esspros/pong/statistical-news/social-security-in-sweden-19932021/
51. SCB "Population statistics" https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/population/population-composition/population-statistics/
52. SCB "Sänkt ekonomisk standard" https://www.scb.se/hitta-statistik/statistik-efter-amne/hushallens-ekonomi/inkomster-och-inkomstfordelning/inkomster-och-skatter/pong/statistiknyhet/inkomster-och-skatter-2022/
53. Statista “Number of households in Sweden from 2012 to 2022” https://www.statista.com/statistics/526001/sweden-number-of-households/
54. Sveriges Kommuner och Regioner "Socialtjänstens omställning" https://skr.se/skr/integrationsocialomsorg/socialomsorg/socialtjanstensomstallning.74683.html
55. Sveriges Kommuner och Regioner "Viktiga steg mot ny socialtjänstlag" https://skr.se/skr/tjanster/pressrum/nyheter/nyhetsarkiv/viktigastegmotnysocialtjanstlag.75158.html
56. Sveriges Riksdag "Hälso- och sjukvårdslag （2017:30）" https://www.riksdagen.se

/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/halso--och-sjukvardslag_sfs-2017-30/
57. Sveriges Riksdag "Lag （1997:238） om arbetslöshetsförsäkring" https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-1997238-om-arbetsloshetsforsakring_sfs-1997-238/
58. Sverige Riksdag "Socialtjänstlag （1980:620）"https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/socialtjanstlag-1980620_sfs-1980-620/
59. Sverige Riksdag "Socialtjänstlag （2001:453）" https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/socialtjanstlag-2001453_sfs-2001-453/
60. Sveriges Riksdag "Socialförsäkringsbalk （2010:110）" https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/socialforsakringsbalk-2010110_sfs-2010-110/#K53
61. Sverige Socialstyrelsen "Öppna jämförelser av ekonomiskt bistånd"＞"Öppna jämförelser 2022 – Ekonomiskt bistånd （registerdata）.xlsx "https://www.socialstyrelsen.se/statistik-och-data/oppna-jamforelser/socialtjanst/ekonomiskt-bistand/

イギリス

（文献）

1. bright blue（2022） "Building up The future of social security"
2. House of Commons Library. （2022）. An introduction to social security in the UK

（web サイト）

1. 外務省「世界の医療事情（英国）」https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/europe/uk.html
2. 労働政策研究・研修機構「福祉改革法、成立」https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_5/england_02.html
3. BBC "Universal credit rollout delayed again - to 2024" https://www.bbc.com/news/uk-51318730
4. Coronavirus: what support did government provide for individuals and businesses? "Institute for Government" https://www.instituteforgovernment.org.uk/explainer/coronavirus-economic-support-individuals
5. Department for Work & Pensions "Completing the move to Universal Credit" https://www.gov.uk/government/publications/department-for-work-and-pensions-outcome-delivery-plan/department-for-work-and-pensions-outcome-delivery-plan-2021-to-2022
6. GOV.UK "Benefit fraud" https://www.gov.uk/benefit-fraud
7. GOV.UK "Child Tax Credit" https://www.gov.uk/child-tax-credit
8. GOV.UK "Collection Households below average income （HBAI） statistics" https://www.gov.uk/government/collections/households-below-average-income-hbai--2 日）
9. GOV.UK "DWP benefits statistics: August 2023" https://www.gov.uk/government/statistics/dwp-benefits-statistics-august-2023/dwp-benefits-statistics-august-2023#housing
10. GOV.UK "Employment Income Manual" https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/employment-income-manual/eim76002
11. GOV.UK "Fraud and error in the benefit system Financial Year Ending （FYE） 2023 "https://www.gov.uk/government/statistics/fraud-and-error-in-the-benefit-system-financial-year-2022-to-2023-estimates/fraud-and-error-in-the-benefit-system-financial-year-ending-fye-2023
12. GOV.UK "Housing Benefit" https://www.gov.uk/housing-benefit
13. GOV.UK "Jobseeker's Allowance: back to work schemes" https://www.gov.uk/government/publications/jobseekers-allowance-back-to-work-schemes/jobseekers-allowance-back-to-work-schemes#NEA
14. GOV.UK "Maternity Allowance" https://www.gov.uk/maternity-allowance
15. GOV.UK "Maternity pay and leave" https://www.gov.uk/maternity-pay-leave/eligibility
16. GOV.UK "National Insurance: introduction" https://www.gov.uk/national-insurance/how-much-you-pay
17. GOV.UK "National statistics Households below average income: for financial years ending 1995 to 2022" https://www.gov.uk/government/statistics/households-belo

w-average-income-for-financial-years-ending-1995-to-2022
18. GOV.UK "NHS prescription charges from 1 April 2023" https://www.gov.uk/government/speeches/nhs-prescription-charges-from-1-april-2023
19. GOV.UK "Rates and allowances: National Insurance contributions" https://www.gov.uk/government/publications/rates-and-allowances-national-insurance-contributions/rates-and-allowances-national-insurance-contributions
20. GOV.UK "Self-employed National Insurance rates" https://www.gov.uk/self-employed-national-insurance-rates
21. GOV.UK "Working Tax Credit" https://www.gov.uk/working-tax-credit
22. Government UK "Easy read: Universal Credit" https://www.gov.uk/government/publications/easy-read-universal-credit
23. Government UK "Attendance Allowance" https://www.gov.uk/attendance-allowance
24. Government UK "Benefits and financial support if you're disabled or have a health condition" https://www.gov.uk/browse/benefits/disability
25. Government UK "Bereavement Support Payment" https://www.gov.uk/bereavement-support-payment
26. Government UK "Carer's Allowance" https://www.gov.uk/carers-allowance/eligibility
27. Government UK "Cold Weather Payment" https://www.gov.uk/cold-weather-payment
28. Government UK "Disability Living Allowance （DLA） for children" https://www.gov.uk/disability-living-allowance-children
29. Government UK "Employment and Support Allowance （ESA）" https://www.gov.uk/employment-support-allowance
30. Government UK "Employment and Support Allowance （ESA）" https://www.gov.uk/employment-support-allowance
31. Government UK "Guide to the Healthcare System in England" https://www.gov.uk/government/publications/guide-to-the-healthcare-system-in-england
32. Government UK "How to claim New Style Employment and Support Allowance （ESA）: step by step" https://www.gov.uk/how-to-claim-new-style-esa
33. Government UK "How to claim Universal Credit: step by step" https://www.gov.uk/how-to-claim-universal-credit
34. Government UK "Incapacity Benefit" https://www.gov.uk/incapacity-benefit
35. Government UK "Income Support" https://www.gov.uk/income-support
36. Government UK "Jobseeker's Allowance （JSA）" https://www.gov.uk/jobseekers-allowance
37. Government UK "NHS England" https://www.gov.uk/government/organisations/nhs-england
38. Government UK "Pension Credit" https://www.gov.uk/pension-credit
39. Government UK "Personal Independence Payment （PIP）" Personal Independence Payment （PIP）
40. Government UK "The basic State Pension" https://www.gov.uk/state-pension/how-much-you-get

41. Government UK "The new State Pension" https://www.gov.uk/new-state-pension/what-youll-get
42. Government UK "Universal Credit advances" https://www.gov.uk/guidance/universal-credit-advances
43. Government UK "Universal Credit" https://www.gov.uk/universal-credit
44. Government UK "Widowed Parent's Allowance" https://www.gov.uk/widowed-parents-allowance
45. Government UK "Winter Fuel Payment" https://www.gov.uk/winter-fuel-payment
46. Government UK "Your State Pension explained" https://www.gov.uk/government/publications/your-new-state-pension-explained/your-state-pension-explained
47. National Centre for Social Research "BSA 40: Role and responsibilities of government" https://natcen.ac.uk/publications/bsa-40-role-and-responsibilities-government
48. National Centre for Social Research "BSA 40 : Poverty" https://natcen.ac.uk/publications/bsa-40-poverty
49. NHS England "NHS services" https://www.nhs.uk/
50. shiftbase "The UK's Incapacity Benefit: Eligibility and How It Works" https://www.shiftbase.com/glossary/incapacity-benefit
51. Social Metrics Commission "About page" https://socialmetricscommission.org.uk/
52. Stat-Xplore "Stat-Xplore" https://stat-xplore.dwp.gov.uk/webapi/jsf/dataCatalogueExplorer.xhtml
53. Stat-Xplore "Stat-Xplore" https://stat-xplore.dwp.gov.uk/webapi/jsf/dataCatalogueExplorer.xhtml
54. The Greater London Authority “Access to welfare benefits” https://www.london.gov.uk/programmes-strategies/communities-and-social-justice/migrant-londoners-hub/employment-and-financial-support/access-welfare-benefits?ac-67719=67716
55. The King's Fund "The NHS budget and how it has changed" https://www.kingsfund.org.uk/projects/nhs-in-a-nutshell/nhs-budget
56. The NHS website "How much will I pay for NHS dental treatment?" https://www.nhs.uk/nhs-services/dentists/dental-costs/how-much-will-i-pay-for-nhs-dental-treatment/
57. turn2US "Benefit Changes Timetable" https://www.turn2us.org.uk/get-support/information-for-your-situation/benefit-changes-timetable/benefit-changes-timetable-2020
58. turn2US "Contributory Benefits" https://www.turn2us.org.uk/jargon-buster/contributory-benefits
59. Turn2us "Non means-tested benefits" https://www.turn2us.org.uk/jargon-buster/non-means-tested-benefit
60. UK Parliament "Research Briefing Poverty in the UK: statistics" https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn07096/
61. UK Parliament "Coronavirus: Universal Credit during the crisis" https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-8999/

アメリカ

（文献）

1. CMS『メディケア・メディケイドとは何ですか？』,CMS,2023
2. 独立行政法人労働政策研究・研修機構『諸外国における教育訓練制度―アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス―』,独立行政法人労働政策研究・研修機構,2017
3. San Diego County. （2024）. Eligibility Services by the Numbers
4. U.S. DEPARTMENT OF LABOR. （2024）. News Release
5. ACF. （2023）. Low Income Home Energy Assistance Program Dear Colleague Letter
6. CLASP. （2023）. Eliminating Asset Limits: Creating Savings for Families and State Governments
7. CMS. （2023） "FAQS ABOUT FAMILIES FIRST CORONAVIRUS RESPONSE ACT, CORONAVIRUS AID, RELIEF, AND ECONOMIC SECURITY ACT, AND HEALTH INSURANCE PORTABILITY AND ACCOUNTABILITY ACT IMPLEMENTATION PART 58
8. Congressional Research Service. （2023）. An Introduction to the Low-Income Housing Tax Credit
9. Congressional Research Service. （2023）. Long-Term Care Insurance: Overview
10. Congressional Research Service. （2023）. Medicaid and Incarcerated Individuals
11. Congressional Research Service. （2023）. Medicaid: An Overview
12. Congressional Research Service. （2023）. Medical Primer
13. Congressional Research Service. （2023）. Temporary Assistance for Needy Families （TANF） and Work Requirements
14. Congressional Research Service. （2023）. The Temporary Assistance for Needy Families （TANF） Block Grant
15. Congressional Research Service. （2023）. The Temporary Assistance for Needy Families （TANF） Block Grant: A Primer on TANF Financing and Federal Requirements
16. GAO. （2023）. UNEMPLOYMENT INSURANCE Estimated Amount of Fraud during Pandemic Likely Between $100 Billion and $135 Billion
17. IRS. （2023）. Individual Income Tax Returns, Preliminary Data, Tax Year 2021
18. Office of the Federal Register. （2023）. Annual Update of the HHS Poverty Guidelines. Federal Register,Vol. 88,No. 12
19. Social Security Administration. （2023）. Annual Report of the Supplemental Security Income Program 2023
20. Social Security Administration. （2023）. Annual Statistical Supplement to the Social Security Bulletin
21. United States Census Bureau. （2023）. Current Population Survey, 2023 Annual Social and Economic （ASEC） Supplement
22. United States Census Bureau. （2023）. Poverty in the United States: 2022
23. United States Census Bureau. （2023）. Poverty Thresholds for 2022 by Size of Family and Number of Related Children Under 18 Years
24. U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE. （2023）. Official USDA Thrifty Food Plan Costs: Alaska and Hawaii, October 2023
25. U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE. （2023）. Official USDA Thrifty Food Plan:

U.S. Average, October 2023
26. U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE. （2023）. Official USDA Food Plans: Cost of Food at Home at Three Levels, U.S. Average, October 2023
27. Verywell Health. （2023）. The Medicaid Look Back Period Can Delay Nursing Home Care
28. CBPP. （2022）. To Promote Equity, States Should Invest More TANF Dollars in Basic Assistance
29. Congressional Research Service. （2022）. Unemployment Insurance Program Integrity: Recent Developments
30. MACPAC. （2022）. MACStats:Medicaid and CHIP Data Book
31. Social Security Administration. （2022）. Annual Report of the Supplemental Security Income Program 2022
32. United States Census Bureau. （2022）. Poverty in the United States: 2021
33. Urban Institute. （2022）. Lessons Learned from Expanded Child Tax Credit Outreach to Immigrant Communities in Boston
34. Congressional Research Service. （2021）. Temporary Assistance for Needy Families and Proposed COVID-19 Pandemic Economic Relief: In Brief
35. National Health Law Program. （2021）. Medicaid Coverage for Immigrants: Eligibility and Verification
36. U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE. （2021）. Thrifty Food Plan, 2021
37. The Commonwealth Fund. （2020）. The Impact of Medicaid Expansion on States’ Budgets
38. Congressional Research Service. （2019）. Overview of Federal Housing Assistance Programs and Policy
39. MACPAC. （2018）. Fact Sheet State Children’s Health Insurance Program （CHIP）
40. Shinyoung Jun, Sowmyanarayanan V. Thuppal 1, Melissa K. Maulding,Heather A. Eicher-Miller, Dennis A. Savaiano,Regan L. Bailey. （2018）. Poor Dietary Guidelines Compliance among Low-Income Women Eligible for Supplemental Nutrition Assistance Program-Education （SNAP-Ed）, Nutrients, 10, 327
41. Urban Institute. （2017）. Trends in Housing Problems and Federal Housing Assistance
42. CBPP. （2012）. HOW STATES HAVE SPENT FEDERAL AND STATE FUNDS UNDER THE TANF BLOCK GRANT

（web サイト）

1. 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「子供の貧困を劇的に減らしたアメリカの子供税額控除（Child Tax Credit）をめぐる政策論議と日本への示唆」https://www.murc.jp/library/report/seiken_230612/
2. Administration for Children and Families "Benefit Levels for Heating, Cooling and Crisis" https://liheapch.acf.hhs.gov/tables/benefits.htm
3. Administration for Children and Families “Custom Reports” https://liheappm.acf.hhs.gov/datawarehouse/custom_reports
4. Administration for Children and Families "LIHEAP Performance Management Website" https://liheappm.acf.hhs.gov/

5. BENEFITS.GOV "Learn the Difference Between SNAP and WIC Programs" https://www.benefits.gov/news/article/439
6. BENEFITS.GOV "Your Guide to Unemployment Insurance Benefits" https://www.benefits.gov/news/article/431
7. California WIC "Your WIC Foods" https://www.phfewic.org/en/how-wic-works/wic-foods/
8. CDPH "WIC Office and Grocer Locations" https://myfamily.wic.ca.gov/Home/WICOfficeGrocer#wicLocations
9. Census Bureau "Health Insurance Coverage in the United States: 2022" https://www.census.gov/library/publications/2023/demo/p60-281.html#:~:text=More%20people%20were%20insured%20in,91.7%20percent%20or%20300.9%20million
10. Center on Budget and Policy Priorities "About 2 Million Parents and Young Children Could Be Turned Away From WIC by September Without Full Funding" https://www.cbpp.org/research/food-assistance/about-2-million-parents-and-young-children-could-be-turned-away-from-wic
11. Center of Budget and Policy priorities "Policy Basics: How Many Weeks of Unemployment Compensation Are Available?" https://www.cbpp.org/research/economy/how-many-weeks-of-unemployment-compensation-are-available
12. Center of Budget and Policy priorities “Policy Basics: The Housing Choice Voucher Program” を基に弊社整理 https://www.cbpp.org/research/policy-basics-the-housing-choice-voucher-program
13. Center of Budget and Policy priorities “Policy Basics: The Supplemental Nutrition Assistance Program(SNAP)” https://www.cbpp.org/research/policy-basics-the-supplemental-nutrition-assistance-program-snap
14. Center of Budget and Policy priorities "State General Assistance Programs Very Limited in Half the States and Nonexistent in Others, Despite Need" https://www.cbpp.org/research/income-security/state-general-assistance-programs-very-limited-in-half-the-states-and
15. Centers for Medicare & Medicated Services "National Health Expenditure Data" https://www.cms.gov/data-research/statistics-trends-and-reports/national-health-expenditure-data?redirect=/NationalHealthExpendData/
16. Centers for Medicare & Medicaid Services "NHE Fact Sheet" https://www.cms.gov/data-research/statistics-trends-and-reports/national-health-expenditure-data/nhe-fact-sheet
17. District of Columbia "The District of Columbia Earned Income Tax Credit （EITC）" https://eitc.dc.gov/
18. EveryCRSReport.com "The Earned Income Tax Credit （EITC）: How It Works and Who Receives It" https://www.everycrsreport.com/reports/R43805.html#ifn3
19. Fraud Guides “Food Stamp and SNAP Fraud” https://www.fraudguides.com/consumers/food-stamp-snap-fraud/
20. GAO ”Fraud in the Federal Government – Challenges Determining the Extent of Federal Fraud” https://www.gao.gov/products/gao-23-106110
21. GAO ”More Fraud Has Been Found in Federal COVID Funding—How Much Was Lost Under Unemployment Insurance Programs” https://www.gao.gov/blog/more-fra

ud-has-been-found-federal-covid-funding-how-much-was-lost-under-unemployment-insurance-programs
22. GAO ”Report and Prevent Fraud” https://www.gao.gov/about/what-gao-does/fraud
23. Government of the District of Columbia, “Interim Disability Assistance" https://dhs.dc.gov/service/interim-disability-assistance
24. Government of the District of Columbia, "Supplemental Nutrition Assistance Program （SNAP）" https://dhs.dc.gov/service/supplemental-nutrition-assistance-program-snap
25. Government of the District of Columbia "TANF for District Families" https://dhs.dc.gov/service/tanf-district-families
26. Healthcare for California “Covered California Income Limits” https://www.healthforcalifornia.com/covered-california/income-limits
27. Healthcare for California “Medicaid Eligibility & Requirements in California” https://www.healthforcalifornia.com/covered-california/health-insurance-companies/medical/eligibility-requirements
28. HUD.gov “FY 2023 Income Limits Summary” https://www.huduser.gov/portal/datasets/il/il2023/2023summary.odn?STATES=6.0&INPUTNAME=METRO31080MM4480*0603799999%2BLos+Angeles+County&statelist=&stname=California&wherefrom=%24wherefrom%24&statefp=06&year=2023&ne_flag=&selection_type=county&incpath=%24incpath%24&data=2023&SubmitButton=View+County+Calculations
29. HUD.gov “FY 2023 Income Limits Summary” https://www.huduser.gov/portal/datasets/il/il2023/2023summary.odn?STATES=11.0&INPUTNAME=METRO47900M47900*1100199999%2BDistrict+of+Columbia&statelist=&stname=District+of+Columbia&wherefrom=%24wherefrom%24&statefp=11&year=2023&ne_flag=&selection_type=county&incpath=%24incpath%24&data=2023&SubmitButton=View+County+Calculations
30. Illinois Department of Human Services "Employment for Low Income Families" https://www.dhs.state.il.us/page.aspx?item=35564
31. Illinois Department of Human Services "Temporary Assistance for Needy Families （TANF） - Job Placement" https://www.dhs.state.il.us/page.aspx?item=31774
32. Institute for research on poverty "What Are Poverty Thresholds And Poverty Guidelines?" https://www.irp.wisc.edu/resources/what-are-poverty-thresholds-and-poverty-guidelines/
33. IRS "Child Tax Credit" https://www.irs.gov/credits-deductions/individuals/child-tax-credit
34. IRS "Credits and Deductions for Individuals" https://www.irs.gov/credits-deductions-for-individuals
35. IRS "EITC Reports and Statistics" https://www.irs.gov/credits-deductions/individuals/earned-income-tax-credit/eitc-reports-and-statistics
36. IRS "Tax credits for individuals: What they mean and how they can help refunds" https://www.irs.gov/newsroom/tax-credits-for-individuals-what-they-mean-and-how-they-can-help-refunds
37. IRS "What You Need to Know about CTC, ACTC and ODC" https://www.eitc.irs.g

ov/other-refundable-credits-toolkit/what-you-need-to-know-about-ctc-and-actc/what-you-need-to-know
38. IRS "Who Qualifies for the Earned Income Tax Credit （EITC）" https://www.irs.gov/credits-deductions/individuals/earned-income-tax-credit/who-qualifies-for-the-earned-income-tax-credit-eitc
39. KFF "Monthly Average Number of Persons Participating in Supplemental Nutrition Assistance Program （SNAP）" https://www.kff.org/other/state-indicator/avg-monthly-participation/?currentTimeframe=0&sortModel=%7B%22colId%22:%22Location%22,%22sort%22:%22asc%22%7D
40. KFF "Monthly Child Enrollment in Medicaid and CHIP" https://www.kff.org/medicaid/state-indicator/total-medicaid-and-chip-child-enrollment/?currentTimeframe=0&sortModel=%7B%22colId%22:%22Location%22,%22sort%22:%22asc%22%7D
41. National Conference of State Legislatures "Earned Income Tax Credit Overview" https://www.ncsl.org/human-services/earned-income-tax-credit-overview
42. National Conference of State Legislatures "WIC Program Overview" https://www.ncsl.org/human-services/wic-program-overview
43. National Council on Aging "What Is General Assistance and Who Qualifies for It?" https://www.ncoa.org/article/what-is-general-assistance-and-who-qualifies-for-it
44. National WIC Association "WIC Program Overview and History" https://www.nwica.org/overview-and-history
45. Office of Public and Indian Housing “Housing Choice Voucher - Leasing” https://app.powerbigov.us/view?r=eyJrIjoiM2Y2OTQ2MTAtODVkNC00YmM2LThhOWEtZWY4MGU5YWFmZDFmIiwidCI6IjYxNTUyNGM1LTIyZTktNGJjZC1hODkzLTExODBhNTNmYzdiMiJ9
46. Office of the Inspector General “Cooperative Disability Investigations” https://oig.ssa.gov/cdi/
47. OIG ”Report Fraud” https://oig.ssa.gov/report
48. PATRIOT SOFTWARE LLC "What Is My State Unemployment Tax Rate?" https://www.patriotsoftware.com/blog/payroll/what-is-my-state-unemployment-tax-rate/
49. PINE TREE LEGAL ASSISTANCE "General Assistance in Maine" https://www.ptla.org/general-assistance-maine#
50. Politico "Biden administration makes record increase to food stamp benefits" https://www.politico.com/news/2021/08/15/biden-food-stamp-benefits-snap-504915
51. San Diego County, "General Relief Eligibility Requirements" https://www.sandiegocounty.gov/content/sdc/hhsa/programs/ssp/general_relief/eligibility_requirements.html
52. SINGLE MOTHER GUIDE "Unemployment Benefits by State" https://singlemotherguide.com/unemployment-insurance/#which-states-are-ending-the-extended-unemployment-benefits-early%3F
53. Social Security Administration "2023 SSI Annual report" https://www.ssa.gov/OACT/ssir/SSI22/index.html
54. Social Security Administration "Access to Financial Institutions" https://www.ssa.gov/improperpayments/afi.html?tl=1%2C4
55. Social Security Administration "Annual Statistical Supplement, 2023" https://www.

ssa.gov/policy/docs/statcomps/supplement/
56. Social Security Administration "Contribution And Benefit Base" https://www.ssa.gov/oact/cola/cbb.html
57. Social Security Administration "Emergency Message Effect of COVID-19-Related Financial Assistance on SSI Income and Resources – End of the Presidentially Declared Disaster" https://secure.ssa.gov/apps10/reference.nsf/links/08102023115021AM
58. Social Security Administration "Emergency Message Policy and Processing Instructions for Protective Filings Established Using the Online Protective Filing Tool” https://secure.ssa.gov/apps10/reference.nsf/links/05182022094438AM
59. Social Security Administration "Fast Facts & Figures About Social Security, 2023" https://www.ssa.gov/policy/docs/chartbooks/fast_facts/2023/fast_facts23.html
60. Social Security Administration "SSI Federal Payment Amounts For 2024" https://www.ssa.gov/oact/cola/SSI.html
61. Social Security Administration ”Supplemental Security Income （SSI）" https://www.ssa.gov/ssi
62. Social Security Administration "The 2023 OASDI Trustees Report" https://www.ssa.gov/oact/tr/2023/II_A_highlights.html
63. statista "Average duration of persons collecting unemployment benefits in the United States in 2021" https://www.statista.com/statistics/284850/average-duration-of-unemployment-benefit-collection-in-the-us-2013/
64. TANF Assistance "Guide to TANF Interviews" https://tanfassistance.org/after-applying-for-tanf/interviews/
65. Tax Credit for Worker and Families "State Tax Credits" https://www.taxcreditsforworkersandfamilies.org/state-tax-credits/
66. United States Census Bureau "Poverty Thresholds" https://www.census.gov/data/tables/time-series/demo/income-poverty/historical-poverty-thresholds.html
67. USA.gov "Housing choice voucher" https://www.usa.gov/housing-voucher-section-8
68. U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE "Online Supplement to the Thrifty Food Plan, 2021" https://fns.usda.gov/tfp
69. U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE "Thrifty Food Plan, 2021" https://www.fns.usda.gov/cnpp/thrifty-food-plan-2021
70. U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE "The Thrifty Food Plan: What it is and why it matters" https://www.usda.gov/media/blog/2021/08/12/thrifty-food-plan-what-it-and-why-it-matters
71. U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE "Thrifty Food Plan Re-evaluation Puts Nutrition in Reach for SNAP Participants" https://www.usda.gov/media/blog/2021/08/30/thrifty-food-plan-re-evaluation-puts-nutrition-reach-snap-participants
72. U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE "USDA Food Plans: Monthly Cost of Food Reports" https://www.fns.usda.gov/cnpp/usda-food-plans-cost-food-monthly-reports
73. U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE Economic Research Service "WIC Program" https://www.ers.usda.gov/topics/food-nutrition-assistance/wic-program/
74. U.S. Department of Housing and Urban Development "Housing Choice Vouchers F

act Sheet" https://www.hud.gov/topics/housing_choice_voucher_program_section_8#hcv07
75. U.S. DEPARTMENT OF LABOR "American Job Centers" https://www.dol.gov/general/topic/training/onestop
76. U.S. DEPARTMENT OF LABOR "Employment and Unemployment" https://www.dol.gov/general/topic/statistics/employment
77. U.S. DEPARTMENT OF LABOR "Training" https://www.dol.gov/general/topic/training/
78. U.S DEPARTMENT OF LABOR Employment & Training Administration "Disaster Unemployment Assistance （DUA）" https://oui.doleta.gov/unemploy/disaster.asp
79. U.S DEPARTMENT OF LABOR Employment & Training Administration "Trade Readjustment Allowances" https://oui.doleta.gov/unemploy/tra.asp
80. U.S DEPARTMENT OF LABOR Employment & Training Administration "Unemployment Insurance Data" https://oui.doleta.gov/unemploy/DataDashboard.asp
81. U.S DEPARTMENT OF LABOR Employment & Training Administration "Unemployment Insurance Data" https://oui.doleta.gov/unemploy/data_summary/DataSum.asp
82. U.S DEPARTMENT OF LABOR Employment & Training Administration "Unemployment Insurance Extended Benefits" https://oui.doleta.gov/unemploy/extenben.asp
83. U.S DEPARTMENT OF LABOR Employment & Training Administration "Unemployment Insurance Tax Topic" https://oui.doleta.gov/unemploy/uitaxtopic.asp
84. U.S. Department of Health & Human Services "About TANF" https://www.acf.hhs.gov/ofa/programs/tanf/about
85. U.S. Department of Health and Human Services "Biden-Harris Administration Proposes to Make Health Care Enrollment Easier for Millions of Americans" https://www.hhs.gov/about/news/2022/08/31/biden-harris-administration-proposes-to-make-health-care-enrollment-easier-for-millions-of-americans.html
86. U.S. Department of Health & Human Services "Community Services Block Grant （CSBG）" https://www.acf.hhs.gov/ocs/programs/community-services-block-grant-csbg
87. U.S. Department of Health & Human Services "LIHEAP Eligibility Tool" https://liheapch.acf.hhs.gov/eligibility-tool
88. U.S. Department of Health & Human Services "LIHEAP IM-2022-02 Expenditures FY2022" https://www.acf.hhs.gov/ocs/policy-guidance/liheap-im-2022-02-expenditures-fy2022
89. U.S. Department of Health and Human Services "New HHS Report Shows National Uninsured Rate Reached All-Time Low in 2022" https://www.hhs.gov/about/news/2022/08/02/new-hhs-report-shows-national-uninsured-rate-reached-all-time-low-in-2022.html
90. U.S. Department of Health & Human Services "State TANF Data and Reports" https://www.acf.hhs.gov/ofa/programs/tanf/data-reports
91. VIRGINIA COMMONWEALTH UNIVERSITY "Social Welfare History Project" https://www.welfareinfo.org/history/
92. White House "Fact Sheet : The American Families Plan" https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/04/28/fact-sheet-the-american-families

-plan/
93. White house "Fact sheet : White House announces additional $385 Million to Lower Home Energy Bills for American Families" https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/04/21/fact-sheet-white-house-announces-additional-385-million-to-lower-home-energy-bills-for-american-families/
94. White House "President Biden Announces New Actions to Ease the Burden of Housing Costs" https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/05/16/president-biden-announces-new-actions-to-ease-the-burden-of-housing-costs/

韓国

（文献）

1. 松江暁子『韓国の公的扶助 ：「国民基礎生活保障」の条件付き給付と就労支援』明石書店，2023
2. 보건복지부. （2023）. 2023 자활사업안내
3. 보건복지부. （2023）. 제 3 차 기초생활보장 종합계획 보도자료
4. 사회보장위원회. （2023）. 통계로 보는 사회보장 2022
5. 한국보건사회연구원 .（2023）. 코로나 19 발생 이후 사회보장 제도 변화 및 정책 과제
6. 보건복지부, 국토교통부, 교육부.（2020）. 제 2 차 기초생활보장 종합계획（2021~2023）（안）

（web サイト）

1. BBC News 코리아 "코로나 19: 소득 하위 70%, 긴급재난지원금 100 만원 받는다" https://www.bbc.com/korean/news-52088117
2. KIHASA（Korea Institute for Health and Social Affairs）"2022 년 빈곤통계연보" https://repository.kihasa.re.kr/handle/201002/42344
3. KIHASA（Korea Institute for Health and Social Affairs）"2020 년 기초생활보장 실태조사 및 평가연구" https://repository.kihasa.re.kr/handle/201002/36936
4. KNS（The Korean Nutrition Society）"한국인 영양소 섭취기준(KDRIs)" https://kns.or.kr/FileRoom/FileRoom_view.asp?idx=108&BoardID=Kdr
5. KOSIS 公式ウェブサイト https://kosis.kr/search/search.do?query=%EA%B5%AD%EB%AF%BC%EA%B8%B0%EC%B4%88%EC%83%9D%ED%99%9C
6. LH "주거급여" https://www.lh.or.kr/contents/cont.do?sCode=user&mPid=248&mId=247&menuYear=
7. POINT "제 2 차 기초생활보장 종합계획（2021~2023） （안）" https://policy.nl.go.kr/search/searchDetail.do?rec_key=SH2_PLC20200254367
8. 고용노동부 "실업급여" https://1350.moel.go.kr/home/hp/counsel/csinfo.do?cs_idx=4
9. 고용노동부 "실업크레딧 지원" https://www.moel.go.kr/policy/policyinfo/safety/list7.do
10. 고용노동부 "취업촉진수당" https://www.moel.go.kr/policy/policyinfo/safety/list4.do
11. 고용노동부"국민취업지원제도 사업소개" https://www.kua.go.kr/uaptm010/selectMain.do
12. 고용보험 "육아휴직（부부동시）" https://www.ei.go.kr/ei/eih/eg/pb/pbPersonBnef/retrievePb0302Info.do
13. 고용행정통계 "한눈에 보는 고용통계" https://eis.work.go.kr/eisps/main/index.do
14. 교육부 "2023 년 교육급여 및 교육비 지원 운영 방안" https://www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?boardID=316&boardSeq=94113&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=0302&opType=N
15. 국세청 "근로장려금 소개" https://www.nts.go.kr/nts/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=2450&cntntsId=7781
16. 국토교통부 "2023 년 주거급여 사업안내 " https://www.molit.go.kr/USR/policyTarget/dtl.jsp?idx=1045
17. 기획재정부 "차세대 사회보장정보시스템을 통한 맞춤형 사회보장급여 안내" https://whatsnew.moef.go.kr/mec/ots/dif/view.do?comBaseCd=DIFPERCD&difPer1=DIFPER016

&difSer=68628c08-bb3a-432a-a292-2ea3a9cd96f8&temp=2021&temp2=HALF001
18. 대한민국 정책 설명 "한부모가족 복지 지원서비스 한눈에…여가부, 종합안내서 발간" https://korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148907721
19. 대한민국 정책브리핑 "'긴급복지지원제도'를 개선합니다!" https://www.korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148871088
20. 대한민국 정책브리핑 "국민기초생활 보장법 시행령 일부개정령안 국무회의 의결 (6.22) " https://korea.kr/briefing/pressReleaseView.do?newsId=156457645
21. 대한민국 정책브리핑 "국민기초생활보장제도가 3 년 후 이렇게 달라집니다" https://korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148920517
22. 대한민국 정책브리핑 "어르신 지원정책" https://korea.kr/special/policyCurationView.do?newsId=148868277
23. 대한민국 정책브리핑 "저소득층 296 만명에 1 인 10 만원 추가 국민지원금 지급" https://korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148891956
24. 대한민국 정책브리핑 "저소득층 학생 교육기회 보장…'교육급여·교육비' 지원" https://korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148899773
25. 메디컬헤럴드 "'기초생보 수급자' 전체인구 대비 4.4%로 늘어…남인순 의원 "생계급여에 이어 의료급여도 부양의무자 기준 폐지 검토해야" https://www.mediherald.com/news/articleView.html?idxno=65856
26. 법제처 "자활급여 대상 및 지급" https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=1533&ccfNo=3&cciNo=2&cnpClsNo=6
27. 법제처 국가법령정보센터 "국민기초생활 보장법 시행령" https://law.go.kr/%eb%b2%95%eb%a0%b9/%ea%b5%ad%eb%af%bc%ea%b8%b0%ec%b4%88%ec%83%9d%ed%99%9c%eb%b3%b4%ec%9e%a5%eb%b2%95%ec%8b%9c%ed%96%89%eb%a0%b9
28. 법제처 국가법령정보센터 "기초 생활 보장" https://www.law.go.kr/LSW/LsiJoLinkP.do?docType=JO&lsNm=%EA%B5%AD%EB%AF%BC%EA%B8%B0%EC%B4%88%EC%83%9D%ED%99%9C+%EB%B3%B4%EC%9E%A5%EB%B2%95&joNo=000100000&languageType=KO&paras=1#
29. 보건복지부 "2023 보건복지통계연보" https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10411010300&bid=0019&act=view&list_no=1479414&tag=&nPage=1
30. 보건복지부 "2023 국민기초 생활보장 사업안내" https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10107010100&bid=0038&act=view&list_no=1479417&tag=&cg_code=&list_depth=1
31. 보건복지부 "2023 년 국민기초생활보장사업안내" https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10107010100&bid=0038&act=view&list_no=1479417&tag=&cg_code=&list_depth=1
32. 보건복지부 "2023 년 긴급복지지원사업 안내" https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10402000000&bid=0009&tag=&act=view&list_no=374572
33. 보건복지부 "2023 년 부모급여 사업안내" https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10411010200&bid=0019&tag=&act=view&list_no=374975
34. 보건복지부 "2023 년 의료급여사업안내" https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10411010200&bid=0019&tag=&act=view&list_no=374283
35. 보건복지부 "2023 년 장애인연금 사업안내 (장애수당 및 장애아동수당 포함) " https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10107010100&bid=0039&act=view&list_no=37681

9&tag=&cg_code=&list_depth=1
36. 보건복지부 "국민 기초생활 보장으로 빈곤 사각지대를 해소한다" https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10503010100&bid=0027&cg_code=
37. 보건복지부 "기준 중위소득" https://www.mohw.go.kr/menu.es?mid=a070800900
38. 보건복지부 "복지대상자 해산급여·장제급여 지원신청" https://www.gov.kr/mw/AA020InfoCappView.do?HighCtgCD=A05003&CappBizCD=14600000278&tp_seq=
39. 보건복지부 "장애인정책" https://www.mohw.go.kr/menu.es?mid=a10710010000
40. 보건복지부 "제 3 차 기초생활보장 종합계획 발표" https://korea.kr/briefing/policyBriefingView.do?newsId=5659066
41. 보건복지부 "통계로 보는 사회보장 2022" https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10411010200&bid=0019&act=view&list_no=378314&tag=&nPage=1
42. 보건복지부 （최종） 2023 년 아동수당 리플렛" https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10411010300&bid=0019&act=view&list_no=375087
43. 보건복지부"신청방법" https://basicpension.mohw.go.kr/menu.es?mid=a10201000000
44. 복지통계 "기초연금 수급자수" https://www.bokjiro.go.kr/ssis-tbu/twatga/sociGuaStat/SociGuaStatDetailIframe.do?datsNo=56&datsClNo=1071&datsClCrit=WS
45. 생활법령정보 "생계급여 대상 및 지급" https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=1533&ccfNo=3&cciNo=2&cnpClsNo=1
46. 생활법령정보 "저소득 한부모가족 및 조손가족은 복지급여를 받을 수 있습니다. " https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?csmSeq=696&ccfNo=3&cciNo=1&cnpClsNo=1
47. 서울특별시"저축액 2~4 배 불려주는 '희망키움' 등 통장사업 신청" https://mediahub.seoul.go.kr/archives/2000338
48. 여성가족부 "2023 년 한부모가족지원사업 안내 지침" https://www.mogef.go.kr/io/ind/io_ind_s005d.do?mid=old919&bbtSn=15
49. 연합뉴스 "기초연금 월 40 만원으로 인상…대상자 '축소' 논의는 빠져" https://www.yna.co.kr/view/AKR20231027050100530
50. 연합뉴스 "노인 70%에 최대 30 만원' 기초연금, 대상 넓힐까 금액 올릴까" https://www.yna.co.kr/view/AKR20220921116900530
51. 연합뉴스 "절대 빈곤층도 가족 있다고 의료급여 못받는 일 줄어들까" https://www.yna.co.kr/view/AKR20230112076200501
52. 연합뉴스 ''노인 70%에 최대 30 만원' 기초연금, 대상 넓힐까 금액 올릴까" https://www.yna.co.kr/view/AKR20220921116900530
53. 웰페어뉴스"제 2 차 기초생활보장 종합계획 발표… 2022 년 생계급여 부양의무자 기준 '폐지'" http://www.welfarenews.net/news/articleView.html?idxno=74671
54. 정보왕 "2023 자활급여 신청방법 및 인상액" https://hongsking.tistory.com/entry/2023-%EC%9E%90%ED%99%9C%EA%B8%89%EC%97%AC-%EC%8B%A0%EC%B2%AD%EB%B0%A9%EB%B2%95-%EB%B0%8F-%EC%9D%B8%EC%83%81%EC%95%A1
55. 정부 24 "생계급여" https://www.gov.kr/portal/service/serviceInfo/WII000001410
56. 한국장애인신문"[특집] 2023 년 달라지는 장애인 복지정책" http://www.koreadisablednews.com/news/articleView.html?idxno=2868

日本

（web サイト）

1. 厚生労働省「給付と負担について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html#:~:text=%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E7%B5%A6%E4%BB%98%E8%B2%BB%E3%81%AF,%E3%81%A8%E3%81%AA%E3%81%A3%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82
2. 厚生労働省「生活保護制度」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html
3. 厚生労働省「令和 5 年度被保護者調査　2023 年度 11 月」https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450312&tstat=000001206620&cycle=1&year=20231&month=24101211&tclass1=000001206621&tclass2=000001206623&result_back=1&tclass3val=0&metadata=1&data=1
4. 国立社会保障・人口問題研究所「令和 3 年度　社会保障費用統計」 https://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-R03/fsss_R03.html
5. 財務省「令和５年度の国民負担率を公表します」 https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/futanritsu/20230221.html